



サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用（案）」（2024年3月29日公表）（以下「適用基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第1号「一般開示基準（案）」（2024年3月29日公表）（以下「一般基準案」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第2号「気候関連開示基準（案）」（2024年3月29日公表）（以下「気候基準案」という。）

以下、これらをあわせて「本公開草案」という。

2. コメント募集期間

- 2024年3月29日から2024年7月31日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

- サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（2025年3月5日公表）（以下「適用基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第1号「一般開示基準」（2025年3月5日公表）（以下「一般基準」という。）
- サステナビリティ開示テーマ別基準第2号「気候関連開示基準」（2025年3月5日公表）（以下「気候基準」という。）

以下、これらをあわせて「本基準」又は「SSBJ基準」という。

4. 用語の定義

本資料では、次の省略定義を用いている。

省略定義	省略前
適正手続規則	公益財団法人財務会計基準機構（FASF）が定める「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会
IASB	国際会計基準審議会
ISSB 基準	IFRS サステナビリティ開示基準
IFRS S1 号	IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」
IFRS S2 号	IFRS S2 号「気候関連開示」
産業別ガイダンス	IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス（2023年6月公表）
IAS 第1号	IAS 第1号「財務諸表の表示」
GHG プロトコル（2004年）	温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）
スコープ3 基準（2011年）	温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）
温対法	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」
GSSB	グローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード
GRI スタンダード	GSSB が公表する「GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード」
CSRD	欧州連合（EU）の「企業サステナビリティ報告指令」
ESRS	欧州サステナビリティ報告基準
SEC	米国証券取引委員会
PCAF	金融向け炭素算定パートナーシップ
GICS	世界産業分類基準
NACE	欧州共同体標準産業分類

5. コメント提出者一覧（到着順）

	提出者名
1	TIC Council
2	日野原 克巳
3	Capital Group
4	株式会社国際開発センター
5	高島 真由美
6	オリンパス株式会社
7	株式会社サステナビリティ会計事務所
8	日本郵船株式会社
9	TCFD コンソーシアム
10	Asia Securities Industry & Financial Markets Association (ASIFMA)
11	竹村 純也
12	Impax Asset Management Hong Kong Limited
13	International Corporate Governance Network (ICGN)
14	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
15	British Columbia Investment Management Corporation (BCI)
16	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
17	一般社団法人 不動産証券化協会
18	株式会社乃村工藝社
19	SeaTown Holdings International Pte. Ltd.
20	一般社団法人不動産協会

	提出者名
21	加藤 俊治
22	味の素株式会社
23	内藤 千恵
24	上新電機株式会社
25	一般社団法人 日本損害保険協会
26	大阪ガス株式会社
27	日本証券業協会
28	株式会社 環境管理会計研究所
29	株式会社ナナホシマネジメント
30	公益社団法人 関西経済連合会
31	株式会社リコー
32	株式会社ゆうちょ銀行
33	一般社団法人 日本鉄鋼連盟
34	一般社団法人 日本船主協会
35	オリックス株式会社
36	T.Rowe Price
37	Boston Trust Walden Company
38	東邦ガス株式会社
39	PwC Japan 有限責任監査法人
40	有限責任 あずさ監査法人
41	一般社団法人全国銀行協会

	提出者名
42	株式会社三井 E&S
43	三井不動産株式会社
44	EY 新日本有限責任監査法人
45	日揮ホールディングス株式会社
46	マカイラ株式会社
47	日本公認会計士協会
48	一般社団法人機関投資家協働対話フォーラム
49	一般社団法人日本ガス協会
50	Global Reporting Initiative (GRI)
51	一般社団法人環境金融研究機構
52	有限責任監査法人トーマツ
53	公益社団法人 日本証券アナリスト協会
54	電気事業連合会
55	株式会社プロネクサス IR コンサルティング部
56	Goldman Sachs Asset Management
57	一般社団法人 生命保険協会
58	一般社団法人 日本経済団体連合会
59	株式会社プロネクサス ディスクロージャー基本問題研究会
60	大成建設株式会社
61	AccountAbility
62	バリューコンソーシアム (ESG-IREC)

	提出者名
63	かえで会計アドバイザー株式会社
64	一般社団法人日本貿易会
65	梶原 太一
66	石油連盟
67	コーポレート・アクション・ジャパン (CAJ)
68	長谷川 浩司
69	株式会社野村総合研究所
70	SG ホールディングス株式会社
71	Lazard Japan Asset Management K.K.
72	Asian Corporate Governance Association (ACGA)
73	InfluenceMap
74	三菱地所株式会社
75	角谷 仁之
76	TDK 株式会社
77	りそなアセットマネジメント株式会社
78	フィデリティ投信株式会社
79	一般社団法人 ESG 情報開示研究会
80	CDP Worldwide
81	アセットマネジメント One
82	Principles for Responsible Investment (PRI)
83	Asia Investor Group on Climate Change (AIGCC)

	提出者名
84	服部 隆
85	Persefoni AI Inc.
86	Legal & General Investment Management (LGIM)
87	Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)
88	ClientEarth
89	株式会社 AIST Solutions
90	Bloomberg L.P.
91	CPP Investments
92	石井 菜穂子
93	University Pension Plan Ontario (UPP)
94	一般社団法人日本能率協会
95	MSCI ESG Research LLC
96	Norges Bank Investment Management (NBIM)
97	公益財団法人 日本適合性認定協会
98	Glasgow Financial Alliance for Net Zero (GFANZ)
99	California State Teachers' Retirement System (CalSTRS)
100	Matthews Asia
101	amfori

期限後に提出されたコメント

	提出者名
102	株式会社 ESG コンサルティング

6. コメントの概要とその対応

以下は、コメントの概要とサステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）のそれらに対応するコメントです。

「コメントの概要」には、本公開草案に関連するコメントのうち、主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、当委員会で分析を行っています。

目次

質問 1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）	10
質問 2（「ガイダンスの情報源」における「SASB スタンドアード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する質問）	68
質問 3（スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値に関する質問）	103
質問 4（温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する質問）	131
質問 5（スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準に関する質問）	181
質問 6（スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用に関する質問）	214
質問 7（産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する質問）	236
質問 8（産業横断的指標等（資本投下）に関する質問）	272
質問 9（産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する質問）	294
質問 10（経過措置に関する質問）	311
質問 11（その他－他の基準やフレームワークとの関係）	324
質問 11（その他－基準の構成及び用語）	337
質問 11（その他－報告企業）	359
質問 11（その他－法令との関係）	369
質問 11（その他－商業上の機密情報）	370
質問 11（その他－有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性）	373
質問 11（その他－つながりのある情報）	375

質問 11	(その他—サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、バリュー・チェーンの範囲の決定)	377
質問 11	(その他—重要性)	389
質問 11	(その他—ガイダンスの情報源)	395
質問 11	(その他—情報の記載場所)	402
質問 11	(その他—同時の報告)	406
質問 11	(その他—報告期間)	410
質問 11	(その他—公表承認日)	416
質問 11	(その他—比較情報)	421
質問 11	(その他—準拠表明)	424
質問 11	(その他—誤謬)	425
質問 11	(その他—適用時期及び経過措置)	427
質問 11	(その他—法令が別段の定めを置いている場合)	432
質問 11	(その他—コア・コンテンツ)	445
質問 11	(その他—レジリエンス)	473
質問 11	(その他—温室効果ガス排出)	489
質問 11	(その他—ファイナンスド・エミッション)	528
質問 11	(その他—企業結合)	553
質問 11	(その他—導入支援)	557
質問 11	(その他—SSBJ 基準公表後の見直し)	568
質問 11	(その他—開示制度)	569
質問 11	(その他—タクソノミ)	572
質問 11	(その他—保証)	575

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>我々は、SSBJ基準を開発するにあたっての基本的な方針は、ISSBが開発した国際的なベースラインとなるISSB基準と機能的に整合性が確保された基準、すなわち、ISSB基準と同等の内容が開示され、国際的な比較可能性が確保された基準の開発を目指すべきものであると考える。</p> <p>我々のアンケートのQ1では、回答者の95.0%が、我々の提示した上記のような開発にあたっての基本的な方針の考えに「同意する」と回答した。</p> <p>ISSBは、公共の利益のために、投資者の情報ニーズを満たす高品質なサステナビリティ開示基準の包括的なグローバル・ベースラインを開発するために設立された。この背景には、かつて資本市場においてサステナビリティに関して多数の基準やイニシアティブが存在する、いわゆる「アルファベットスープ」と呼ばれる状況にあったことがある。2020年にIFRS財団が市中協議文書「サステナビリティ報告」を公表した際、当協会を含む多くのステークホルダーが、IFRS財団が基準設定活動の領域を拡大し、国際的に認知されたサステナビリティ報告基準を開発するという提案に賛同した。こうした背景の下で設立されたISSBは、SASBスタンダード、国際統合報告フレームワーク、CDSBフレームワーク、TCFD提言等の既存の取組みを基礎とし統合しながら、グローバル・ベースラインとなるISSB基準を開発した。</p> <p>ISSB基準とは別に、米国と欧州が独自のサステナビリティ開示基準の開発を行っていることは事実である。しかし、多くのグローバルステークホルダーが賛同したISSB設立の</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>目的に立ち返ると、我が国のサステナビリティ開示基準であるSSBJ基準の基本的な開発方針は、グローバル・ベースラインとなるISSB基準と機能的に整合性が確保された基準、すなわち、ISSB基準と同等の内容が開示され、国際的な比較可能性が確保された基準の開発を目指すべきものであると我々は考える。</p> <p>こうした我々の考える基本的な開発方針は、グローバル投資家が求める一貫性と比較可能性を備えた高品質なサステナビリティ開示基準の開発に資することになり、また、ISSB基準とのデュアル・コンプライアンスに対する本邦企業のニーズに資すると考える。加えて、SSBJ基準がグローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業に適用されることが前提であることを踏まえると適用は十分に現実的であり、高水準の要求事項を達成することで適用した企業の資本コストの引き下げにも繋がると考える。さらに、ISSB基準をグローバル・ベースラインとして積極的に受け入れることで、ISSBに対する我が国の発言力を高めることにも資すると考える。</p>	
同 上	<p>We particularly like the fact that the SSBJ decided to incorporate all requirements in the IFRS Sustainability Disclosure Standards (namely, IFRS S1 and IFRS S2) with a few local adjustments that Japan issuers can choose to apply.</p>	同 上
同 上	<p>本草案はほぼ IFRS SX に準拠していると理解。各国がサステナビリティ開示基準を導入する動きが積極化する中、グローバルベースラインに準拠した形の本草案の導入を歓迎する。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。国際的な比較可能性を重視し、原則として国際的な基準の定めを取り入れることがグローバルの多くの投資家にとってメリットになると考えるため。</p>	同 上
同 上	<p>As investment managers, the availability and quality of ESG data from portfolio companies and prospective investees is a key challenge, especially across international markets. We fully support the effort by ISSB to create a global baseline for sustainability-related disclosures. We also fully support the effort by SSBJ to develop sustainability standards to be applied in Japan, which includes all of the requirements in the IFRS Sustainability Disclosure Standards as well as jurisdiction-</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	specific options that the entity can choose to apply.	
同 上	<p>We applaud the SSBJ for substantially aligning the Exposure Drafts of the Sustainability Disclosure Standards (proposed SSBJ EDs) with the requirements of IFRS S1 & S2, save for certain alternatives that companies may choose to apply. Access to consistent, comparable, and reliable information is critical to our ability to comprehensively incorporate ESG factors into investment decisions. While the growth in the absolute number of companies producing some form of sustainability reporting has been noteworthy, the quality of disclosure remains inconsistent and generally lacks decision-useful context that investors need to accurately price securities. We recognize the proposed SSBJ EDs represent a significant milestone in pursuit of the goal for a global baseline of sustainability-related information.</p>	同 上
同 上	<p>We believe high quality, standardized, and comparable corporate data is vital for proper investment analysis and healthy functioning of markets. We are supportive of the SSBJ's decision to align SSBJ Standards with the IFRS Sustainability Disclosure Standards. We believe this will help promote globally consistent and comparable standards for material sustainability-related disclosures in Japan, which will facilitate better transparency and communication between Japanese corporations and investors.</p>	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • PRI supports the proposed principles. • This response is applicable to all companies (including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards). • Our expectation is for the local application of the ISSB Standards to ensure that reporting based on local requirements is consistent with reporting pursuant to the ISSB Standards. The Exposure Draft largely meets these expectations. 	同 上
同 上	<p>We welcome the SSBJ Exposure Drafts and their high degree of alignment with the global standards IFRS S1 and S2, marking a significant milestone in the establishment of the global baseline of information required by the ISSB Standards in Japan.</p>	同 上
同 上	<p>We have been urgently calling for such disclosures for many years as a means of enhancing our ability to meet our mission to protect the retirement futures of California's educators. As an owner</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>of nearly 10,000 public securities, we welcome the adoption of universal global standards. While it is notable that sustainability disclosure has increased over the years, it is inconsistent and leaves companies guessing at what investors need. Maximizing alignment with ISSB standards allows companies across jurisdictions to lessen their reporting burden and facilitates comparability and coherence for investors. Incorporating reporting frameworks such as the Task-Force for Climate-Related Financial Disclosures (TCFD) into the ISSB S1 and S2 further streamlines corporate reporting while providing comparable data across sectors, which is crucial investors. In recognition of regional market differences, we support supplementing or augmenting S1 and S2 with country specific standards that reflect local regulatory requirements.</p>	
同 上	<p>As an active asset manager with a long-term investment horizon based in San Francisco, United States, Matthews Asia welcomes the SSBJ Exposure Drafts and recognizes that the proposed standards have a high degree of alignment with IFRS S1 and IFRS S2, with some jurisdiction-specific alternatives that a reporting entity can choose to apply. This is an important milestone in establishing a reporting system for Japan that provides the global baseline information required by the ISSB standards. Investors need industry specific disclosures that are comparable and in line aligned with a global baseline.</p>	同 上
同 上	<p>本提案に同意する。 (理由) 国際的な基準の定めを取り入れるものの全ての定めを無条件に取り入れないという方針と国際的な基準を取り入れた上で当面任意適用とするという方針の二つの方針を採用することにより、柔軟かつ円滑な制度開始、制度運用につながることを期待できるから。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。 国際的な比較可能性確保の観点から、ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れており、ISSB 基準に代えて企業が選択できる日本固有の選択肢を追加していること、追加項目はISSB 基準に沿った開示を作成する過程で得られる情報により作成可能なものとしている等の配慮がなされていると考える。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>本提案に賛成する。SSBJ 基準案では、一般開示基準に加えて IFRS S2 号に相当する気候関連開示基準のみをコア・コンテンツとして位置付けている。これにより、企業が追加的な負担を発生させることなく国際的に比較可能な情報開示を行うことができると考える。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。SSBJ 基準案が国際的な基準の定めと整合的になることで、企業が追加的な負担を発生させることなく国際的に比較可能な情報開示を行うことができると考える。</p>	同 上
同 上	<p>グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業への適用を考える上では、ISSB 基準と整合性のある基準であることが望ましく、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な同基準の定めを取り入れるとし、相応な理由がある場合にのみそのままの形で取り入れないとしたことに賛同する。</p> <p>サステナビリティ情報開示に関する国際的に一貫性のある基準開発に向けた取組が進展する中で、我が国においても、国際的な比較可能性が高く、高品質で信頼性のあるサステナビリティ情報開示が行われることが、我が国の資本市場の魅力を高め、ひいては持続可能な社会への移行につながる上でも重要であると考えているからである。</p>	同 上
同 上	<p>amfori generally agrees with the proposals on the basic principles as the Committee adopts a pragmatic approach with the primary goal to build on the ambition and industry experience set by the ISSB standards while considering the local contexts and realities of the companies in scope.</p>	同 上
同 上	<p>当協会は、SSBJ が、昨年 6 月に ISSB が公表した S1 号及び S2 号の内容を我が国に取り入れるための基本的な方針として、国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れるとし、相応な理由がある場合にのみ国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないとしたことに賛同する。</p> <p>なぜならば、サステナビリティ情報開示に関する国際的に一貫性のある基準開発に向けた取組が進展する中で、我が国においても、国際的な比較可能性が高く、高品質で信頼性のあるサステナビリティ情報開示が行われることが、我が国の資本市場の魅力を高め、ひ</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>いては持続可能な社会への移行につながる上でも重要であると考えているからである。</p> <p>その観点から、今回、SSBJが公表した公開草案が、ISSBがグローバル・ベースラインとして策定したISSB基準との整合性を図ったものになっていることを歓迎する。ISSB基準はグローバルな投資家の情報ニーズを反映し、その期待に応える観点から、広範な合意形成プロセスを経て開発されたものと認識しており、我が国の企業がグローバルな資本市場のニーズに対して高い水準で応えるサステナビリティ開示を実現する観点から、当該基準との整合性を高い水準で確保することは必須であると考えている。</p>	
同 上	<p>【意見】 本公開草案の「開発にあたっての基本的な方針」に関する提案に基本的に同意する。</p> <p>【理由】 (基本的な方針について) ISSBによりISSB基準が開発され、グローバル・ベースラインとしての位置づけが徐々に高まる中、当該基準の定めを原則として取り入れ、国際的な基準と整合的な我が国のサステナビリティ開示基準を開発していくとする基本的な方針は適切と考える。</p>	同 上
同 上	<p>To this end, we welcome the decision by the SSBJ to come forward with the exposure drafts, which marks a significant milestone in advancing sustainability reporting in Japan. We take note of the SSBJ's decision to incorporate all requirements in the IFRS Sustainability Disclosure Standards (IFRS S1 "General Requirements for Disclosure of Sustainability-related Financial Information" and IFRS S2 "Climate-related Disclosures") in its exposure drafts, and we strongly support the alignment between the SSBJ's proposals and the ISSB baseline.</p>	同 上
同 上	<p>As a global standard, PCAF strongly supports the importance of international standards in ensuring consistency and comparability of sustainability reports and disclosures. For instance, in order to ensure the comparability of calculated emissions figures, a globally applied standard is crucial. Similar to the PCAF standard, ISSB aims to develop and implement a harmonized approach to assessing and disclosing information on sustainability-related topics. Nonetheless, PCAF recognizes the different and unique regional circumstances and challenges that may exist between</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	countries and regulatory frameworks. Rather than deviating from the international standard, PCAF sees additional support and resources for Japanese companies as a solution to meet the international standards.	
同 上	<p>原則的にIFRSサステナビリティ開示基準の定めを取り入れる方針について、同意する。</p> <p>なぜなら、利用者（国内外投資家）にとっては、企業のサステナビリティ情報が比較可能であることが重要であり、企業が国際的な基準に沿った開示をすることにより、有益な情報を得ることができるため。特にグローバル企業は、国際的な基準に則った開示を目指す必要があり、SSBJ基準がIFRSサステナビリティ開示基準と整合することで、実務上の利便性が高まり、より質の高い開示が実現可能となる。</p> <p>もちろん、日本企業の状況を勘案することも必要だとは思われるが、必要以上に改変することなく、国際基準の考え方などを損なわない程度にすべきと考える。</p>	同 上
同 上	<p>基本的な方針に同意する。国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法については、国際的な基準との整合性を保ちつつも、我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することが良いと考える。</p>	同 上
同 上	<p>同意します。</p> <p>ただし、日本社会や各産業の慣行に十分配慮した運用をお願いいたします。</p>	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 開発にあたっての基本的な方針に同意する。 国際的な比較可能性の観点から、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの、相応の理由がある場合は無条件で定めを取り入れることはしない、との方針は合理的である。わが国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した「選択肢」を準備し適用可能とする対応が適切と考える。 	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 本提案に賛成する。国際基準との比較可能性を損なわないものとするために、原則として国際的な基準の定めを取り入れつつ、全ての定めを無条件で取り入れていない点を評価する。 今後も、企業がSSBJとISSBの2つの基準を意識しなければならない状況は避ける 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	べきと考える。	
同 上	<p>基本的に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業への適用を考える上ではIFRS S1号及びIFRS S2号（以下「ISSB基準」）と整合性のある基準であることが望ましい一方、その他の企業が任意で適用する場合や、将来的に適用対象企業が広がる可能性を見据えると、ISSB基準との整合性を確保しつつ一定の柔軟性のある選択肢が用意されることも必要であり、そのバランスを意識した基本的な基準開発の方針に同意する。 	同 上
同 上	<p>サプライチェーンや市場のグローバル化が進み、且つサステナビリティという地球規模での課題が対象であることを考えると、基本的な方針については概ね賛同する。</p> <p>ただし、質問2以降で、基本的な方針の(1)～(3)に記載された、企業に過度な負担がかかることや、周辺諸制度との関係の考慮の観点から、提示された提案内容に疑義があるものもみられるため、これらの点は個別に意見を述べることとする。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p> <p>なお、当該コメント提出者による個別の意見に対する対応は、それぞれ関連する箇所に記載している。</p>
同 上	<p>本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関して、本提案に概ね同意する。</p> <p>他方、企業の実務面やCSRD等への配慮について、以下の点を考慮いただきたい。</p> <p>(1) 企業の過度な負担への懸念</p> <p>原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの、すべての定めを無条件で取り入れることはしない提案に同意する。有用ではないもの、企業に過度の負担をかけるもの、そのままでは適切ではないと判断するものは、今回の提案から概ね排除されていると理解するが、課題のある点については、以下の質問にコメントした。企業に開示を求める以上は、企業に負担をかけないかつ投資家等のステークホルダーに有益となる情報を提案すべきと考える。</p>	同 上
2) 本公開草案における気候	<p>The GFANZ Secretariat is a strong supporter of enhanced climate-related financial disclosures globally, and we welcome Japan's commitment to introducing internationally-aligned and standardised mandatory climate-related disclosure requirements based on ISSB IFRS S1 and S2.</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>関連開示に関する提案の方向性を支持する。</p>	<p>Domestic implementation of ISSB standards will help ensure that Japanese companies are able to communicate to investors about the sustainability-related risks and opportunities they face over the short, medium and long term using a common language and framework.</p>	
<p>3) 本公開草案における温室効果ガス排出に関する開示の提案の方向性を支持する。</p>	<p>Relevance of GHG reporting to our investment process. As a global investment management organization, we generally support regulation that facilitates disclosure of Scope 1, 2, and 3 GHG emissions, as we believe climate change is a financially material factor impacting many of the sectors in which we invest. For several years, T. Rowe Price has advocated that our investee companies adopt Sustainability Accounting Standards Board (SASB) and Taskforce on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) reporting standards. Given the ISSB's incorporation of these two standards in its framework, we are recommending that our investee companies look to adopting the ISSB standards, IFRS S1 and IFRS S2.</p>	<p>同 上</p>
<p>(SSBJ 基準と ISSB 基準の整合性に関するコメント)</p>		
<p>4) 温室効果ガス排出に関する開示の定めについて、SSBJ 基準と ISSB 基準との整合性を確保すべきである。</p>	<p>GHG 排出量という本来物理的なデータを取り扱う以上、国際基準に合致させるべき。今後、GHG プロトコルが改定された場合の取り込み方なども関心がある。</p>	<p>温室効果ガス排出に関する開示の定めについて、ISSB 基準と一致させるべきであるとのコメントである。</p> <p>当委員会は、「開発にあたっての基本的な方針」に基づき、SSBJ 基準が ISSB 基準と整合性のあるものとなるように、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れている。寄せられたコメントは、この方針に基づいて開発した気候基準案における、温室効果ガス排出に関する定め（気候基準案第 46 項(1)及び第 49 項から第 79 項）の方向性を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
5) SSBJ 基準と ISSB 基準の整合性について、対外的に広く発信すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 開発に係る基本的な方針に同意する。 国際的な基準との整合性については、SSBJ基準=ISSB基準であることは、対外的に広く周知頂きたい。 	<p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」を支持するとともに、ISSB 基準と SSBJ 基準は整合していることを対外的に発信すべきとのコメントである。</p> <p>この点、確定基準の公表後に、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>
同 上	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な基準とのより高い整合性を確保するため、各項の対応関係のさらなる明確化を検討いただきたい。 <p>【理由】 (国際的な基準との整合性を図る程度とその方法について)</p> <p>国際的な基準との整合性を図る程度については、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「開示・保証 WG」という)第2回・第3回会合で示された SSBJ 基準の適用対象企業や適用時期についての方向性を考慮すると、ISSB 基準との高い整合性の確保が不可欠であり、さらなる整合性の確保により円滑な実務に資するよう、次のような追加的な対応を行う必要があると考える。</p> <p>③ ISSB および IFRS 財団との連携</p> <p>SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に同等であり、インターオペラビリティ (相互運用性) が確保されていることが国内外で周知されるように、ISSB および IFRS 財団と連携し、積</p>	<p>SSBJ 基準と ISSB 基準とが整合していることについて、ISSB と連携して対外的に発信すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 1 の 5)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	極的に意見発信していただきたい。	
6) SSBJ 基準と ISSB 基準が機能的に同等であるように開発し、対外的に広く発信すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 開発にあたっての基本的な方針には同意する。 一方、サステナビリティ開示の国際的な比較可能性の担保等のため、ISSB 基準もしくはそれと同等の基準に準拠し開示を行っていることを表明したい企業は多いものと思料する。IFRS 財団は各国が ISSB 基準を採択等する場合の指針として“Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards”（2024 年 5 月 28 日、以下、Jurisdictional Guide）を公表している。その中で ISSB 基準の採択等の形態として 7 つの類型を提示しており、「Fully adopting ISSB Standards」を most effective な類型と位置付けている。 一連のサステナビリティ開示基準（以下、SSBJ 基準）が、ISSB 基準そのものを直接採択したものに等しい場合、または機能的に ISSB 基準と同じ結果を伴う開示要求を導入したに過ぎないといえる場合には、Jurisdictional Guide 178 項以下に照らして「Fully adopting ISSB Standards」に該当する可能性が高いと考える。 「IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧」は、Jurisdictional Guide 180 項の jurisdictional modifications に該当すると判断できることから、SSBJ 基準は「Fully adopting ISSB Standards」であると認識される。このような認識で誤りはないか。 「Fully adopting ISSB Standards」である SSBJ 基準に準拠することは、同時に ISSB 基準にも準拠することを意味すると考えられる。このような認識で誤りはないか。 今回及び今後の基準開発に際して「Fully adopting ISSB Standards」であることを求めたいと考えている。「Fully adopting ISSB Standards」を維持する方向で基準開発が継続されるものと認識することに問題はないか。 	<p>SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に同等であるかどうかを確認するコメントである。</p> <p>当委員会は、SSBJ 基準が ISSB 基準と整合性のあるものとなるように、ISSB 基準の要求事項を原則としてすべて取り入れている。そのうえで、確定基準の公表後に、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。</p> <p>一方、SSBJ 基準と ISSB 基準が機能的に同等であるかどうかは、当委員会自身が評価するものではないため、左記のコメントについて、特段の対応は行わないこととした。</p>
同 上	SSBJの「開発にあたっての基本的な方針」に、条件付きで同意する。	SSBJ 基準は、ISSB 基準と機能的に同等な基準となるよう開発を行うべきとのコ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>SSBJは原則として国際的な基準の定めを取り入れるとしており、これに賛同する。国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）がグローバル・ベースラインとして策定した基準への上乗せはあっても、各法域が独自に削除あるいは緩和して導入すると、グローバルで事業展開を行う企業にとっては、非効率な重複規制への対応が必要となる恐れがある。</p> <p>一部の日本企業はEUの企業サステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive：CSRD）等、他の法域の開示基準への対応が必要になるが、効率的な開示のためにはインターオペラビリティ（相互運用性）の確保が極めて重要な課題となる。SSBJはISSB基準と機能的に同等な開示基準を策定し、グローバルなインターオペラビリティ（相互運用性）を確保することが必要である。</p>	<p>メントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問1の6)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>2. ISSB 基準の定めをそのままの形で取り入れない場合の ISSB との合意、確認等の取得適用基準案 BC10 項で示されている「国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない場合」については、ISSB 基準との機能的整合性を損なうものではないことについて、SSBJ は ISSB と合意、確認等を得ていただきたい。SSBJ 基準は我が国のみに適用される基準ではあるが、グローバル投資家は、上述したとおりの一貫性と比較可能性を備えた高品質な基準を求めており、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的な整合性が確保されているかどうかについて高い関心を持っている。また、SSBJ からも、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に整合していることを、国内外に積極的に情報発信していただきたい。</p>	<p>SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に同等であることを、当委員会から ISSB に対して確認し、対外的に発信すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問1の6)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>(2) ISSB 基準と機能的に同等な基準であることの発信</p> <p>ISSB 基準に存在しない選択肢を含めた選択制は、ISSB 基準と不整合と捉えられる恐れがあるため、ISSB 基準の要求事項を全て採り入れていることや、ISSB 基準との差異が生じる背景について説明する等、海外の法域や基準設定主体、海外投資家等の資本市場の関係者から見て、ISSB 基準と機能的に同等な基準と認識されるような方策を検討頂きたい。資本市場の関係者に ISSB 基準と機能的に同等であると認められることは、海外の投資家</p>	<p>SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に同等であると認められるように、対外的に発信すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問1の6)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	を呼び込む観点からも重要と考えている。	
同 上	SSBJ 基準が国際的な基準と同等レベルの水準であると国際的に認知・受容されることは極めて重要であり、なるべく多くの「選択肢」についても国際的な基準と同等レベルの水準である旨や、実務における二重作業回避の重要性について、ISSB や各国当局等に理解してもらえるように SSBJ は働きかけを継続して行うべきである。	同 上
(SSBJ 基準と ISSB 基準の同時準拠に関するコメント)		
7) SSBJ 基準と ISSB 基準の同時準拠が達成できるように、SSBJ 基準を開発すべきである。	グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えると、諸外国企業との比較可能性低下につながる基準とすることは避けたいと考えるため、SSBJの開示枠組内でISSB基準へ完全に準拠した開示ができる基準としていただきたい。	SSBJ 基準に準拠した開示により、ISSB 基準にも準拠した開示とできるように SSBJ 基準を開発すべきとのコメントである。 当委員会は、SSBJ 基準が ISSB 基準と整合性のあるものとなるように、ISSB 基準の要求事項を原則としてすべて取り入れている。そのうえで、SSBJ 基準独自の取扱いのいずれも適用することを選択しない場合、SSBJ 基準に準拠した開示が ISSB 基準にも準拠した開示になることを意図して SSBJ 基準を開発している。
同 上	1. ISSB基準とのインターオペラビリティ 当協会は、SSBJ基準についてISSB基準とのインターオペラビリティ確保が重要であると考えている。とりわけ、グローバルに展開する企業においては、複数の法域における開示要請やCDP等の開示プラットフォームにおける要請に同時に応えることが求められる状況に鑑み、制度、基準その他の枠組み間の差異が最小化されることによって、一式（ワンセット）のサステナビリティ開示を通じて、複数の開示要請に伝えていくことが可能と	SSBJ 基準は ISSB 基準との整合性を確保し、両者の差異を明瞭に識別可能とすることにより、企業が SSBJ 基準と ISSB 基準の両方に準拠する開示を作成できるようにすべきとのコメントである。 SSBJ 基準に準拠した開示が ISSB 基準

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なっていることが重要である。ISSB基準は、そのようなサステナビリティ開示における制度間のインターオペラビリティ確保のための基盤として策定されたものと考えており、かかる観点から、SSBJ基準がISSB基準との整合性を高い水準で確保するとともに、実務的なインターオペラビリティにも十分配慮された形で設計されていることが強く期待される。</p> <p>具体的には、ISSB基準との不要な差異を回避し、高い水準での整合性を確保することに加えて、両者の間に差異がある場合に、当該差異が明瞭に識別可能となっていること、さらには、企業の任意の選択等を通じて両基準の要求事項を同時に満たすことが可能となっていることが必要である。</p>	<p>にも準拠した開示になることを意図してSSBJ基準を開発していることについては、質問1の7)冒頭で記載している。</p> <p>SSBJ基準とISSB基準の差異については、確定基準の公表後に、ISSB基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとしており、これにより明瞭に識別可能となると考えられる。</p>
同 上	<p>金融審議会／サステナビリティに関する開示及び保証のワーキンググループの議論において、①SSBJ基準の適用対象をプライム市場上場会社とする方向性が示されていること、②SSBJ基準の適用対象について当初超大手企業からとしつつも、段階的にプライム市場上場会社という比較的広範な企業に拡大していく方向性が示されていることを踏まえ、基準開発の方針は、以下のようにすることが適切と考えている。</p> <p>① SSBJ基準の適用会社が、望む場合、ISSB基準とのデュアルコンプライアンスをできるようにすること</p> <p>② ISSB基準とのデュアルコンプライアンスを目指さない企業にとって出来るだけ負荷を掛けない形で利用者の情報ニーズに一定程度応えるようにするため、選択肢に一定程度柔軟性を持たせること</p> <p>上記のうち特に①の観点からは、例えば以下のいずれかの対応が望ましいと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現在SSBJ事務局から公表されている「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案における提案の差異等の一覧」及び「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案における提案との項番対照表」に加えて、要求事項同士を比較し、それぞれの要求事項が合致しているのか、それとも異なるのかを詳細に記述した比較表を作成し、公 	<p>企業がSSBJ基準とISSB基準の両方に準拠する開示を作成できるようにする一方で、それを目指さない企業にとっては柔軟な選択肢を設けるべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ基準に準拠した開示がISSB基準にも準拠した開示になることを意図してSSBJ基準を開発していることについては、質問1の7)冒頭で記載している。</p> <p>柔軟な選択肢を設けることについては、国際的な整合性の観点から、ISSB基準の要求事項を原則としてすべて取り入れたうえで、相応の理由がある場合にはSSBJ基準独自の取扱いを追加している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>表すること</p> <ul style="list-style-type: none"> 公表資料は、現在公表されている文書のままとしつつも、SSBJとして「公表資料に記載しているもの以外に、差異として認識しているものはない」という認識を正式な文書により対外的に示したうえで、これを金融庁も認識するようにすること 	
同 上	<p>基本的に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業の中には、昨年6月に最終基準となったISSB基準の適用に向けた実務対応を進めている企業が多くあり、そうした企業においては、ISSB基準の適用準備を進めることで追加的な対応無くSSBJ基準にも準拠できるようになることが期待されている。 	<p>ISSB基準に準拠した開示を作成する企業が、追加的な対応なくSSBJ基準にも準拠できるようにSSBJ基準を開発すべきとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、国際的な整合性の観点から、SSBJ基準は原則としてISSB基準の要求事項を取り入れている。そのうえで、SSBJ基準において、ISSB基準にはない追加の要求事項を定める場合であっても、ISSB基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p>
(SSBJ基準にいわゆる「ダブル・マテリアリティ」の考え方を採用することに関するコメント)		
8) サステナビリティ開示の重要性にいわゆる「ダブル・マテリアリテ	<p>Double Materiality: Para 50 of the Application ED (Para 17 of IFRS S1) is focused on the financial materiality of climate change impacts on companies and omits any meaningful reference to the materiality of the impacts that companies have on climate change and the environment. In other words, ‘double materiality’ is not built in. The CSRD makes double-materiality assessment mandatory for corporations falling under the scope of the CSRD. Previously, the European Securities and Markets Authority (ESMA), for example, had recognised in its comment letter to the</p>	<p>SSBJ基準において、いわゆる「ダブル・マテリアリティ」の要求事項を取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>当委員会の運営方針では、SSBJ基準は、(一般目的)財務報告書の主要な利用者が</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>イ」の考え方を採用すべきである。</p>	<p>ISSB that ‘double-materiality’ must be built into the ISSB’s disclosure framework. As it has not been, the recommendation is to make sure that the Japanese implementation of the disclosure framework be aligned with more demanding international standards. For instance, the Global Reporting Initiative (GRI) also recommends policy maker to adopt double materiality (here).</p> <p>Our recommendation is therefore to build-in a similar requirement for double-materiality assessment in the Japanese Sustainability Disclosure Standards.</p>	<p>意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを基本的な考え方としている。</p> <p>SSBJ 基準に従って開示される情報が、(一般目的)財務報告書の主要な利用者以外の関係者にとっても結果として有用になる場合があると考えられるが、「GRI スタンダード」や「ESRS」のように、当初から(一般目的)財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズに焦点を当てることはしないという、基本的な方針を維持することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>We believe the objective of the Sustainability Standards Board of Japan is to provide stakeholders with material sustainability information, ensuring that reporting entities do not overlook sustainability-related risks and opportunities stemming from their operations and business relationships. In this regard, we strongly encourage the adoption of the double materiality approach: even if not financially material at the time of reporting, most, if not all, of the outward sustainability impacts of an entity’s activities and business relationships will eventually become financially material issues.</p> <p>Thus when adopting sustainability disclosure standards, it is important to consider placing impact reporting on an equal footing with reporting financially relevant sustainability information. The most efficient way to achieve this is through mandating the internationally-recognized sustainability reporting frameworks, such as the IFRS Sustainability Disclosure Standards and the GRI Standards.</p> <p>In addition to the main point, below is our detailed input for your consideration. This input is based on GRI’s body of knowledge in sustainability reporting and reflects the evolving global</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>debate on sustainability information needs of a broad set of stakeholders:</p> <ul style="list-style-type: none"> • We note that the objective of the Sustainability Standards Board of Japan is to transpose the IFRS S1 and S2. The IFRS Foundation and GRI together provide two ‘pillars’ of double materiality reporting – a first pillar representing investor-focused capital market standards of IFRS Sustainability Disclosure Standards developed by the ISSB, and a second pillar of GRI sustainability reporting requirements set by the GSSB, compatible with the first, designed to meet multi-stakeholder needs. This is recognized through the Memorandum of Understanding signed by both organizations, committing to coordinate work programs and standard-setting activities. <p>When it comes to climate reporting specifically, the requirements in GRI 305 Emissions 2016 and IFRS S2 are highly aligned as, for example, both standards draw on the TCFD and the GHG Protocol (see the summary of interoperability considerations for GHG emissions jointly published by the IFRS Foundation and GRI). The high degree of alignment will allow entities that already disclose Scope 1, 2 and 3 GHG emissions using the GRI standards to report information about GHG emissions in accordance with IFRS S2.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Increasingly business enterprises and financial institutions are being mandated to disclose information on a broad set of sustainability-related topics, beyond their financial impact on a reporting entity itself. Adopting a framework that covers a range of sustainability topics can help them respond to future information requests. GRI Standards include 31 Topic Standards, providing guidance to companies on the most relevant information to report. In connection to that, we note that both Practical Handbook for ESG Disclosure issued by Japan Exchange Group (JPX) in 2020 and the JPX-QUICK ESG Issues Commentary 2022 point reporters to the GRI Standards and lists a wide spectrum of topics to report on, beyond climate. • Incorporating the GRI Standards under the mandatory ESG/sustainability disclosure regime can strengthen the global competitiveness of Japanese companies. Particularly, this will prepare reporting entities for requests from other jurisdictions, notably the European Union, or for responding to information needs of business partners that fall within other jurisdictional reporting regimes. To this point, GRI has been involved in the EU process as a formal co- 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>constructor of the European Sustainability Reporting Standards (ESRS) (based on double materiality) with the aim to ensure global alignment and maximum interoperability. The ESRS also prescribe using the GRI Standards to report on material topics missing in the current ESRS set of standards as the GRI Standards are more expansive. EFRAG (The European Standard Setter) and GRI have jointly published a GRI-ESRS Interoperability Index; an easy to use tool allowing companies to re-use reported information and decrease the reporting burden.</p> <ul style="list-style-type: none"> The positive aspect of the GRI Standards implementation is that it will not impose an additional burden on Japanese companies but rather acknowledge and signal the existence of a level playing field: KPMG biennial Survey of Sustainability Reporting 2022 indicates nearly 90% GRI adoption rate among largest national 100 companies in Japan (N100). In addition to that, 75% of Japanese N100 companies seek assurance on sustainability reporting. The International Federation of Accountants (IFAC) research published in February 2024 shows that information disclosed using the GRI Standards is subject to assurance more often than that of any other reporting framework. 	
同 上	<p>Yes, we strongly support the development and roll-out of standardized global reporting standards for climate and sustainability. We believe it is important for companies and investors to consolidate the disparate reporting landscape, helping to avoid the overburdening of reporting and providing the market with relevant, consistent, and comparable information to support investment decision making and capital allocation. We therefore very much encourage the uptake of ISSB standards globally and we are particularly supportive of the building block approach, that enables more mature markets to move beyond the baseline, to provide more granular information and to evolve from an approach of financial materiality towards double materiality.</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するとともに、いわゆる「ダブル・マテリアリティ」に向けてアプローチを進展させることを推奨するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問1の8)冒頭で記載している。</p>
(SSBJ 基準と ISSB 基準との差異等に関するコメント)		
9) SSBJ 基準独自の取扱いを追加することは、限定的とす	<p>As the SSBJ Standards are finalized by the Sustainability Standards Board of Japan, we suggest some targeted amendments to improve the alignment of the Japanese sustainability disclosures regime with the global standards. Limiting modification to the ISSB Standards as far as possible, and rather addressing jurisdiction-specific requirements through addition instead of deviations,</p>	<p>SSBJ 基準において、ISSB 基準と異なる定めを置くことを限定的にすることにより、ISSB 基準と SSBJ 基準との整合性を高めるべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
べきである。	reduce fragmentation and promotes comparability for investors, whilst also alleviating the reporting burden for multinational companies.	<p>SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針に基づき、原則として ISSB 基準の内容を取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとした。</p> <p>したがって、SSBJ 基準独自の取扱いを追加するのは、相応の理由が認められる場合に限定される。このため、この基本的な方針を維持することとした。</p>
同 上	<p>The Exposure Drafts, in broad alignment with the global baseline provided by the ISSB are an important step towards consolidating the myriad of voluntary sustainability reporting frameworks which companies much abide by, which often result in increased administrative burden, costs and even confusion. We believe that further aligning the Exposure Drafts with ISSB IFRS S1 and S2 on the points noted above will contribute to the shared ambition of delivering globally comparable information for capital markets. Limiting modifications to ISSB Standards reduces fragmentation and promotes comparability for boards and investors, but also streamlines and eases reporting needs for companies that may need to comply with multiple reporting requirements. We respectfully submit that investors will benefit from comprehensive, comparable, assurable reporting of data, but the primary beneficiaries of this data, if used to inform strategy, will be boards of directors and the companies they oversee.</p>	同 上
同 上	<p>We encourage the SSBJ to limit any substantial changes to the proposed SSBJ EDs that deviate from IFRS S1 & S2. Maintaining faithfulness to IFRS S1 & S2 through the ongoing consultation is critical to enhancing investor access to timely, consistent, and comparable sustainability disclosures while reducing jurisdictional fragmentation and simplifying reporting obligations for issuers.</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>A growing number of jurisdictions and regulators have adopted or are actively considering adopting sustainability disclosure standards based on IFRS S1 & S2. For example, California’s Climate-Related Financial Risk Act and Climate Corporate Data Accountability Act, the Basel Committee on Banking Supervision’s proposed Pillar 3 disclosure framework for climate related financial risks, and the Office of the Superintendent of Financial Institutions’ (OSFI) update to Guideline B-15 are all grounded in the reporting requirements of IFRS S2. The ISSB has also published guidance to aid reporters in meeting disclosure requirements through the European Financial Reporting Advisory Group’s (EFRAG) Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD).</p> <p>By maintaining faithfulness to IFRS S1 & S2 and limiting any substantial changes to the proposed SSBJ EDs that deviate from IFRS S1 & S2, the proposed SSBJ EDs will strengthen the comparability of information for investors while also streamlining reporting requirements and reducing the reporting burden for preparers.</p>	
同 上	<p>人口減少、少子高齢化等の様々な問題を抱える我が国が今後も持続的な経済成長を実現するためには、国内外、とりわけ海外からの投資を積極的に呼び込む必要があります。このことは骨太方針 2024 をはじめとする政府方針にも示されており、一連のコーポレートガバナンス改革についても、こうした観点から進められているものと認識しております。このたび SSBJ にて開発を進めておられる我が国のサステナビリティ開示基準についても、この「海外からの投資を積極的に呼び込む」という観点をしっかりと認識した上でその内容を検討する必要があると考えます。</p> <p>日本企業は現在のところ、PBR や ROE などの指標において欧米企業に劣後した状態であり、これらの指標に勝る欧米企業との競争に打ち勝って海外投資家の投資先企業として選ばれるためには、多くの取り組みが求められております。グローバルで求められるレベルでの高質なサステナビリティ関連財務情報開示も、こうした取り組みに当然含まれるものと考えられます。このような意味で、ISSB が開発した国際的なサステナビリティ開示基準は、海外投資家の投資先企業として選ばれるための「グローバル・ベースライン」で</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>もであると認識すべきと考えます。</p> <p>こうした観点から、我が国のサステナビリティ開示基準において、国際的なサステナビリティ開示基準から離れて、我が国独自の状況を勘案した選択肢を設けることは、極力避けるべきであると考えます。</p> <p>「開発にあたっての基本的な方針」に掲げられた、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない場合の相応の理由に関しては、以下の意見を有しております。</p> <p>(1)については、「海外からの投資を積極的に呼び込む」という観点を踏まえれば、提供される情報が「有用」であるかどうかは、企業ではなくグローバルな投資家の目線で判断されるべきです。国際的なサステナビリティ開示基準は、まさにこうした目線から「有用」とであると判断された情報で構成されていると考えられ、したがって、(1)に該当する場合は基本的には想定しがたいものと思われま。</p> <p>(2)については、仮に企業に負担があったとしても、これを開示しなければディスクロージャー・ディスカウントが生じる可能性があります。日本企業のPBRやROEが低い大きな要因の一つであると考えられるディスクロージャー・ディスカウントを是正するため、初期に負担があったとしてもこれを開示する方向に進んでいくことが企業にとっても望ましい姿であると考えます。また、(3)とも関連しますが、仮にそうした企業の負担が国内周辺諸制度や実務慣習から生じているのであれば、そうした制度・慣習を修正することによって企業の負担軽減を図るべきです。我が国のサステナビリティ開示基準の内容を国際的な基準から離れる形で修正することによって負担軽減を図ることは、「海外からの投資を積極的に呼び込む」という観点から望ましいとはいえないと考えます。</p>	
同 上	<p>ラウンドテーブルでは、サステナビリティ開示に対するCFOや担当役員の新たな責任や乗り越えるべき課題などについて意見交換を行ったが、参加者のほとんどが欧州サステナビリティ報告基準（以下、ESRS）と本公開草案の開示要件のギャップに対する懸念を抱いていた。国際的な企業間比較の観点や、複数の国際的な基準に対応することの実務的</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>な負担を避けるためにも、わが国において IFRS サステナビリティ開示基準と異なる開示要件が求められることは、望ましくないとする。本公開草案や今後開発されるテーマ別基準を含め、可能な限り IFRS サステナビリティ開示基準に一致させるべきである。</p> <p>今回の草案が基本的に IFRS サステナビリティ開示基準の内容を取り入れていることは歓迎するが、詳細の差がグローバルの投資家を含む情報利用者からどのように受け止められるかは懸念がある。我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することが良いという考え方にに基づき、日本企業に開示の選択肢を提供していることは理解できるが、原則的にはできる限り IFRS サステナビリティ開示基準に収斂させることが望ましいと考える。</p> <p>また、今後、開発される基準においても、貴委員会におかれては、国際サステナビリティ基準審議会（以下、ISSB）と密に連携し、また貴委員会と ISSB で開発される基準を同等にすることによって、ISSB の基準そのものがより ESRS と調和したものになるよう、イニシアティブを発揮されることを期待する。</p>	
同 上	<p>本提案の国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」）が制定した、サステナビリティ開示基準 IFRS S1 号および同 2 号を原則的に取り入れることおよび、国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法に関して、より「国際的な基準に近い方が良い」という考え方に賛成する。ISSB が策定したサステナビリティ開示基準においては、「プロポーシヨナリティ（合理的で裏付け可能な情報）」と「マテリアリティ（重要性）」の原則の下、地域特性も考慮した開示の柔軟性が認められていると理解される。「追加的な選択」として本邦独自の基準を設けることは、ISSB のサステナビリティ開示基準の「グローバルのベースライン」としての機能を低下させ比較可能性を損なうほか、基準のタイムリーな適用に対する障害や改廃にかかるコストなどの負担になりかねない。「追加の選択肢」は最小限にとどめ、「プロポーシヨナリティ」と「マテリアリティ」に関する市場の認知と理解を促進し、可能な限り「グローバルベースライン」そのまま適用するよう要望する。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>Additionally, we would strongly encourage the SSBJ to limit any potential future modifications to the ISSB Standards: to this end, it is important to embed both IFRS S1 and IFRS S2 to the fullest extent possible.</p>	同 上
同 上	<p>【基本的な方針】</p> <p>本提案に示されている、「原則として国際的な基準の定めを取り入れる」という基本的な方向性に賛成する。ただ、「国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない場合には、相応の理由が必要である」としている点について、そのようなケースは、きわめて限定的にすべきであると考え。たとえば、「国際的な基準の定めによって提供される情報が有用ではないと判断される場合」という例があげられているが、有用性は人によって判断が異なるものである。このような判断基準で国際的な基準が取り入れられないと、国際的な基準との乖離が生じるおそれがある。国際的な基準と異なる定めをするのは、我が国固有の事情により、国際的な基準をそのまま適用するのがきわめて不合理である場合に限るべきである。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に基本的には賛成します。ただし、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない場合の判断は、厳格に行うべきと考えます。</p> <p>当該サステナビリティ開示基準は、これまでの様々な任意の開示フレームワークとは決定的に異なり、これが定められたのちには法定開示となることが予定されているものです。</p> <p>つまり、この当該サステナビリティ開示基準は、投資家への有用性を高めるだけでなく、グローバル経済の中で存在感を示し競争力を増していかなければならない日本企業の経営に、サステナビリティ課題をリスクと成長機会と捉え、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に向けた、グローバル基準の規律をもたらすものであり、経営トップにその規律を受け入れる覚悟を迫るものです。</p> <p>したがって、日本企業、日本の資本市場ひいては日本経済が、世界が直面するサステナビリティ課題に対しどのような姿勢を見せようとしているのかを示すものが、当該サステ</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ナビリティ開示基準であると考えます。</p> <p>国籍もキャリアも性別も多様なメンバーでの深い検討を経て定められた国際的基準に対し、ここから大きくかけ離れる形で日本独自の開示基準を設けることは、比較可能性の観点からは好ましいものとはいえ、海外投資家から見放されかねない点には留意が必要と考えます。</p> <p>それだけではなく、殊更、日本の諸制度や日本企業の体質や商慣習、資本市場の特殊性に着目し、これを重視することは、日本企業に対し「日本は特別なのだ」と誤解を与え、日本企業と日本の資本市場を”ガラパゴス化”させる恐れもあると考えます。</p> <p>このような考え方から、国際的な基準との整合性を保ちつつも、我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することが良いという考え方ではなく、より国際的な基準に近い方が良いと考えます。特に、国際的基準の定めをそのままの形で取り入れないとする 3 つの事例については、これらを濫用的に判断することなく厳格に適用すべきと考えます。</p> <p>まず、(1)国際的な基準の定めは、日本も含めたグローバルな資本市場にとって有用と考えられたから定められたはずであり、これが日本においては有用ではないと判断することは、むしろ日本の資本市場は特殊であり、グローバルな資本市場として日本市場は適切ではないということ、国内外に示すこととなります。</p> <p>次に、(2)国際的な基準の定めによって提供される開示に一定の有用性が認められるものの、企業に過度の負担をかけることが明らかであると判断される場合は、世界中の企業が同様に過度の負担があったとしても、それでも開示しなければならない有用性があるからこそ国際的な基準として定められたものであり、そこには、そもそも海外企業には過度な負担がないか、あってもそれを解決する努力を求めていることとなります。もし日本企業だけが過度な負担があるということであれば、それは日本企業の業務プロセスが適切でないか、それを解決しようという努力が足りないこととなり、このような努力を日本企業</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>に求めず回避しようとすることは、日本経済の弱体化につながる可能性があると考えます。</p> <p>そして、(3)周辺諸制度との関係を考慮した結果、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断される場合とは、海外では、国際的な基準の定めを取り入れても不適切とはならないのに対し、日本だけが適切とはならない周辺諸制度が残っているということとなります。グローバル企業が国際的な基準に沿ってサステナビリティ課題の解決、事業の発展に進んでいくなか、日本だけが弊害となる諸制度が残っていることは日本経済のためになりません。関係省庁などに見直しを望むものです。</p> <p>特に、「同時の報告」の項目を含む国際的な基準の定めを取り入れようとした場合、例えば有価証券報告書の開示と株主総会開催のタイミングや第三者保証のあり方等についての既存の（または予想される）法制度・実務慣行から企業の過度な負担が不可避であるという声が出ることも考えられますが、現在の国内の法制度・実務慣行が今後も不変であるという想定に基づいて国際的な基準の定めを取り入れる際の例外を許容することは合理的ではないと考えます。</p> <p>また、「我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加する」場合については、日本企業が安易な方向に進まないように、限定的とすべきと考えます。そもそも、グローバルな競争に晒されている日本企業にとっては、海外の競合企業が国際的な基準にしたがって経営を規律化し開示を進めるため、当然、国際的な基準に沿った経営をせざるを得ず、我が国独自の基準の選択肢を設けてもこれを適用することはできません。</p> <p>もし万が一、我が国独自の選択肢を設けることで SSBJ の基準案が ISSB 基準と整合性 (alignment) がないというようなことになれば、二重基準となります。</p> <p>このことから、「我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することが良い」という場合は、日本独自のサステナビリティ課題に対する対応の開</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>示を求める場合などに限るとするなど、極めて厳格に適用すべきものと考えます。</p> <p>当該サステナビリティ基準の法定開示化をきっかけに、日本企業に、グローバルなサステナビリティ課題に積極果敢に対応し、世界経済をリードする存在になるべく、日本企業の経営者の皆様の奮起を期待するものです。</p>	
同 上	<p>国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法に関しては、導入の趣旨に鑑み、極力国際的な基準に近い方が良いと考えるが、米国の SEC 規則が ISSB 基準とは異なる内容となっていること等の現状も踏まえ、限定的な範囲において、国際的な基準との整合性を保ちつつも、我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することも可とすることが適当と考える。</p>	<p>SSBJ 基準において、国際的な整合性を図りながら、限定的な範囲において ISSB 基準と異なる定めを置くべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準と異なる定めを置くことを限定的な範囲とすることについての対応は、質問 1 の 9)冒頭で記載している。</p> <p>なお、当委員会の運営方針において、国際的に整合性のある基準開発を行うにあたり、グローバル・ベースラインとされる ISSB 基準と整合性のあるものとして定めることを行っている。このため、SEC における気候関連開示規則との整合性は、原則として考慮しないこととした。</p>
同 上	<p>(1)「国際的な理解が得られる場合に限り」の追加</p> <p>「開発にあたっての基本的な方針」において、SSBJはISSB基準の定めをそのままの形で取り入れない場合を3つ例示している（適用基準案BC10項）が、上述した通り、他の法域の開示基準とのインターオペラビリティ（相互運用性）を確保する観点からは、「国際的な理解が得られる場合に限り」との制限を設けることが望ましいと考える。</p>	<p>SSBJ 基準と他の基準との相互運用可能性を確保するため、ISSB 基準をそのままの形で取り入れない場合の条件として、「国際的な理解が得られる限り」を追加すべきとのコメントである。</p> <p>相互運用可能性を確保するにあたって</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>は、他の基準との異同が明らかになっていることが有用と考えられることから、当委員会は、ISSB 基準と SSBJ 基準との項番対照表及び差異の一覧を日本語と英語で公表することとした。</p>
<p>10) SSBJ 基準独自の取扱いを追加するにあたり、作成者に対するアウトリーチを実施すべきである。</p>	<p>基本的には本提案に賛成する。国際的な比較可能性を損なわずに、企業に過度の負担をかける等がみられる場合、そのままの形で取り入れないという判断は良いが、どのような場合、そのようなケースが想定されるのか、企業に対する十分なヒアリングが必要だと思われる。</p>	<p>企業に過度の負担をかけることが明らかであると判断したことを理由に SSBJ 基準独自の取扱いを追加する際は、企業にヒアリングを実施すべきであるとのコメントである。</p> <p>内容が必ずしも明確ではない ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入れることとした場合、明確ではない定めに対応するためにコストや労力が生じることになると考えられる。このため、SSBJ 基準では、明確化を求める意見を踏まえ、SSBJ 基準独自の取扱いを定めただうえで、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢としている。</p>
<p>11) コンセンサスが得られない項目は慎重に対応すべきである。</p>	<p>基本的な方針としては同意する。ただし、以下の点について提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンセンサスが得られない項目を拙速に本邦基準に取り入れるべきではなく、十分な議論を尽くしたうえで取り入れるか否かを判断すべきと考える。 • 仮にコンセンサスが得られない項目も今回のタイミングで基準に盛り込む場合には、継続して議論を行うことを前提とし、該当文書内の該当項目（「結論の背景」で 	<p>ISSB 基準の定めをそのままの形で取り入れるかどうかについてコンセンサスが得られない項目については、SSBJ 基準に取り入れるべきではなく、仮に取り入れるのであれば、任意開示項目とすべきである</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>はなく本文中) に任意である旨を明示いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法については、国際的な基準との整合性を保ちつつも、我が国独自の状況を勘案して国際的な基準の定めを修正した選択肢を追加することが良いと考える。 	<p>とのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行った。当委員会の審議の過程において委員の間で意見が分かれた項目もあるものの、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえて再審議を実施した結果、確定基準においては ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとした。</p> <p>そのうえで、確定基準公表後の対応として、本基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
同 上	<p>Guiding principles for developing this exposure draft</p> <p>We agree with the approach to ensure alignment with international standards while taking into consideration which elements of those international standards are limited in their usefulness in the Japan context, and where not adopting would be appropriate.</p> <p>However, for those items where there is a lack of consensus, it may be insufficient to keep those items as being optionally incorporated in disclosure. Although a lack of consensus may occur, the</p>	<p>我が国固有の状況に適応させる際に ISSB 基準の要求事項を修正することは有益であるものの、ISSB 基準との整合性を確保することは重要であり、ISSB 基準の定めをそのままの形で取り入れるかどうか</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>impact of optional incorporation must be assessed in view of the resulting misalignment with international standards.</p> <p>Ensuring alignment and consistency with international standards is vital, and although it may be advantageous to reasonably amend the provisions of international standards when tailoring them for Japan’s unique circumstances, investors strongly urge close alignment with international standards, particularly around what should be mandatory in disclosures.</p>	<p>かについてコンセンサスを得られない項目については、適用を任意とするだけではなく、その結果として生じる ISSB 基準との不整合の観点から、任意開示項目とすることの影響を評価すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行った。当委員会の審議の過程において委員の間で意見が分かれた項目もあるものの、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえて再審議を実施した結果、確定基準においては ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとした。</p>
<p>12) ISSB 基準よりも開示要求を拡大すべきである。</p>	<p>A specific objective of the IFRS S2 “is to enable users of general-purpose financial reports to understand the governance processes, controls and procedures an entity uses to monitor, manage and oversee climate-related risks and opportunities”. The adoption of ISSB standards will hopefully encourage companies to ensure data integrity with effective board oversight on reporting as well as sustainability related risks, opportunities and initiatives of the respective companies. We recommend the SSBJ Standards consider requiring companies to disclose material information on corporate engagement relating to climate policy. This includes climate-related positions, as well as direct engagements with governments and indirect engagements through industry groups, along with the governance of these initiatives.</p>	<p>ISSB 基準の要求事項に加えて、気候政策に関連する企業の関与についての情報を開示することを要求することを検討すべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準にはない要求事項を SSBJ 基準に追加するかどうかについては、追加すべき我が国固有の状況の有無を含め、個別に検討している。追加する場合であって</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>も、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>この点を踏まえると、気候政策に関連する企業の関与についての情報の開示は、必ずしも ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を用いて作成することができるとは限らないと考えられる。また、SSBJ 基準独自の定めとして明示的に開示を要求すべき我が国固有の状況は認められない。したがって、本公開草案からの修正は行わないこととした。</p> <p>なお、適用基準案では、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとしている（適用基準案第 23 項）。この提案は、確定基準でも維持することとした。</p>
同 上	InfluenceMap は、企業が日本のサステナビリティ関連の財務情報の開示に基づき、最低基準として、以下のコア領域について報告を行うことを提案する。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> • 企業の気候変動政策関与の活動の監督に責任を負うガバナンス機関(取締役会、委員会、またはガバナンスに対する責任を負う同等の機関)。 • 気候変動政策関与の活動をモニタリングし、管理し、監督するために整備されたガバナンスのプロセス。これには、(i)企業の全体的な気候変動戦略および気候変動政策関与と(ii)企業の気候変動政策に対する直接的な関与と、企業が資金を提供する、または会員である第三者による政策への間接的関与の整合性をモニタリングし、評価し、徹底を図ろうとしているかについての説明を含めるべきである。 • 企業の今後に影響を及ぼす可能性がある気候変動政策のリスク及び機会。これには、企業に影響を及ぼす可能性がある既存および将来の気候変動関連の政策に対する政府の介入すべてと、企業が自社の気候移行計画を実現するために必要とする政府の政策介入に関する詳細を盛り込むべきである。 • 政策関与の活動：企業が政策関与の活動を通じてどのように気候変動関連政策のリスクと機会に対応しているか、または対応しようとしているのかについての詳細な説明。これには、企業の気候政策アドボカシーのすべての立場、およびそれらの立場で企業が直接行っている政策関与の活動と、業界団体など、企業が資金を提供している第三者やその会員である第三者が行っている政策関与の活動の両方を含めるべきである。 	
同 上	<p>Transition plans are an essential part of sustainability reporting. It is the culmination of a company's reporting exercise and encourages companies to think strategically. Further, it provides essential data to investors. Thus, transition plans should be included into prudential and non-prudential regulation. Credible transition plans aligned with 1.5°C are paramount to serving as a decision tool for investors and purchasing companies engaging with their supply chains.</p> <p>The strategy and decision-making process established on paragraph 28, 29 and subsequent requirements of the SSBJ Climate ED should include the implementation and reporting of transition plans that are in alignment with the Paris Agreement and that focus on the compatibility of</p>	<p>ISSB 基準の要求事項に加えて、パリ協定と整合しており、かつ 1.5°Cシナリオを実行するビジネスとネット・ゼロを達成するという目的との両立可能性に焦点を当てた、移行計画の整備及び報告を要求することを検討すべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準にはない要求事項を SSBJ 基</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>businesses undertaking a 1.5°C scenario and the objective to achieve net-zero. The absence of such alignment in the proposed standards may leave entities vulnerable to systemic risks, potentially leading to disorderly, insufficient and delayed transition plans.</p> <p>For entities to have credible and comprehensive transition plans, the SSBJ standards should expressly detail that the climate-related transition plan information should include the following elements:</p> <ul style="list-style-type: none"> • Governance: The best practice in transition plan implementation should request that organizations also demonstrate they have board-level oversight of the climate transition plan and that there are defined governance mechanisms in place to ensure implementation of the plan. Furthermore, to incentivize conscious action and commitment in realizing the plan's goals, it is recommended that executive management incentives are aligned with the entity climate transition plan goals. • Scenario Analysis: A transition plan should be underpinned by robust scenario analysis to identify potential substantive climate-related risks and opportunities. • Financial Planning: As part of its strategy to achieve net zero, an entity should outline time-bound financial planning details of its transition (e.g., Capital Expenditure, Operating Expenditure, Revenue, etc.). • Value Chain Engagement & Low-Carbon Initiatives: A transition plan should include time-bound actions tied to business processes (and those of its value chain), with time-bound KPIs. • Policy Engagement: A transition plan should demonstrate that an entity's public policy engagement aligns with its climate and nature commitments and strategy. • Risks and Opportunities: A transition plan should outline an organization's process for addressing identified climate and nature related risks and maximizing substantive climate-related opportunities. • Targets: A transition plan should contain time-bound, verified science-based targets that are in line with the latest science (e.g. institutions should set near-term SBTs to halve emissions by 2030 and should also set a net zero long-term target – by 2050 at the latest). • Scope 1, 2, & 3 accounting with verification: A transition plan should be accompanied by an 	<p>準に追加することに関するコメントへの対応は、質問1の12)冒頭で記載している。</p> <p>左記のコメントで提案されている項目についても、追加すべき我が国固有の状況は認められず、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>annual Scope 1, 2 & 3 emissions inventory that is complete, accurate, transparent, consistent, relevant, and verified by a third party.</p> <ul style="list-style-type: none"> • Connection to a Sustainable Finance Taxonomy: Considering the growing investor concern over non-substantiated sustainability claims (greenwashing), CDP recommends including clear links between the information disclosed through transition plans and the alignment with a Sustainable Finance Taxonomy. In doing so, undertakings can demonstrate and support their alignment of expenditure with decarbonization targets. Forward-looking metrics such as CapEx alignment are especially useful for investors in assessing the credibility of a company’s transition. We have recently published a pioneer report entitled “Stronger Together: Exploring the EU Taxonomy as a Tool for Transition Planning” which highlights, through analysis of CDP disclosure data, the importance of this relationship. <p>In June 2024, CDP launched its most recent report on Transition Plan (The State of Play 2023: Climate Transition Plan Disclosure). When assessed for credible climate transition plan disclosure in 2023, Japan was the leader for the third year in a row, with 32 organizations credibly disclosing their climate transition plans – double the number of disclosures from last year.</p>	
同 上	<p>The ISSB Standards have embedded transition reliefs to facilitate the transition to mandatory reporting. We encourage the SSBJ to adopt the ISSB Standards without adding any additional reliefs. As for Scope 3 reporting particularly, the SSBJ can start requiring companies to disclose some of the relevant categories of Scope 3 emissions given the preparedness of large Japanese companies as showcased in the following section of our public comment.</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の開示に関する経過措置について、本公開草案において設けられている経過措置（気候基準案第 104 項(2)及び第 106 項(2)）を削除すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、基準開発を行った。このため、確定基準においては ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとし</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		た。したがって、本公開草案の提案を変更しないこととした。
13) ISSB 基準に準拠しないこととなる取扱いを明確に判別できるようにすべきである。	<p>サステナビリティ基準委員会（SSBJ）事務局の「IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧」には、次のような記載がある。「当委員会が追加する我が国固有の選択肢を適用することを選択した場合、SSBJ 基準に準拠した開示が、必ずしも IFRS サステナビリティ開示基準に準拠しない開示となるわけではない。SSBJ 基準に準拠した開示は、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠することになる場合もあれば、準拠しないことになる場合もあると考えられる。」。</p> <p>基本的には、IFRS サステナビリティ開示基準に準拠しないこととなるような選択肢は用意すべきではない。もしそのような選択肢を用意する場合は、SSBJ 基準におけるその項目の定めにおいて、明確に、「当該選択肢を選択した場合は IFRS サステナビリティ開示基準には準拠しないこととなる」といった趣旨の記載をしておくべきだと考えられる。</p>	<p>SSBJ 基準独自の取扱いとして、ISSB 基準に準拠しないこととなるものは追加すべきではなく、仮に追加するのであれば、ISSB 基準に準拠しないこととなる旨を基準上明確に記載すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準独自の取扱いは、ISSB 基準の要求事項が必ずしも明確ではないと考えられる場合に、明確化を図る目的で追加することとした。また、ISSB 基準の当該要求事項をそのまま適用することもできるよう、ISSB 基準の当該要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）とした。</p> <p>このため、ISSB 基準に準拠しないこととなる旨を基準上で記載することはしないことが考えられる。したがって、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>(3) ISSB 基準と同一の規定の明確化</p> <p>既に SSBJ 事務局が作成した ISSB 基準との差異表が公表されているが、SSBJ において審議の上、ISSB 基準と同一、あるいは ISSB 基準と異なる点を作成者及び利用者によりわかりやすい形で明示頂きたい。特に、ISSB 基準と同一の規定と SSBJ 基準独自の規定のいずれかの選択とした開示要求が複数あり、明確化が必要と考える。</p>	<p>SSBJ 基準の定めが ISSB 基準と同じ定めかどうかを明確に把握できるようにすべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準と ISSB 基準の差異については、確定基準の公表後に、ISSB 基準との</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>作成者には ISSB 基準と同一の規定を選択し、さらには ISSB 基準準拠の保証を得たいというニーズがあり、また利用者が開示情報を活用していく上でも基準間の差異を把握しておくことは重要である。このようなニーズを満たすためには、2024 年 3 月 7 日開催の「ASBJ/SSBJ オープン・セミナー2024」の資料のように、「ISSB 基準と同じ」、「ISSB 基準と整合」、「ISSB 基準に追加」等をわかりやすく明示した補足資料を作成することも一案と考える。</p>	<p>項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。これらの項番対照表及び差異の一覧を SSBJ 基準とあわせて読むことにより、SSBJ 基準と ISSB 基準の異同について把握することは可能であると考えられる。</p> <p>より分かりやすい説明方法については、今後の情報発信等において検討したい。</p>
同 上	<p>複数の開示方法が認められる場合は、各ステークホルダーが、国際的な基準との同等性が確保された開示方法と、我が国独自の状況を勘案し策定した開示方法を明確に区別して識別できるようにする必要がある。その上で各企業がそれぞれの実務の実態に応じて適用する選択肢を判断できるような基準整備を目指すべきである。</p>	同 上
同 上	<p>同意する。ただし、本公開草案を任意で適用するプライム上場企業以外の上場企業等を含めたすべての企業における円滑な適用を実現する観点から以下の点について検討していただきたい。</p> <p>1. ISSB 基準とは異なるわが国独自の定め の明確化 (コメント)</p> <p>国際的な比較可能性と本公開草案を任意で適用するプライム上場企業以外の上場企業等への利用可能性を担保するため、例えば、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」における代替的な取扱いのように、ISSB 基準と異なる定めについては、わが国特有の定めとして別の章立てとする等、ISSB 基準と異なる定めについて明確化することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案は国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするため、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの、すべての定めを無条件で取り入れることはしない</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>こととしており、一部の定めについて、わが国の事情に応じた固有の定めを設けている。また、本公開草案は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れているため、本公開草案独自の取扱いを選択しなければ、ISSB 基準に準拠したことになるように意図しているとされている。</p> <p>しかし、本公開草案と ISSB 基準の定めとは構成が異なり、また定め of 文言の観点では同一とはなっていないため、ISSB 基準の定めを取り入れている定めと、わが国独自の定めとの区別が不明瞭となっている。このため、本公開草案を適用する企業が、ISSB 基準に準拠した開示となっているか否かをよりの確に、かつ、容易に判断ができるようにするため、例えば、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」における代替的な取扱いのように、わが国独自の定めについて別の章立てとする等、ISSB 基準との差異の明確化を図ることを検討いただきたい。</p>	
同 上	ISSB 基準との差異については、国内外のステークホルダーに理解しやすい形で示していただきたい。例えば、条文ごとに「ISSB 基準と同じ」、「ISSB 基準と整合」、「ISSB 基準に追加」等を示すことが考えられる。	同 上
14) SSBJ 基準と ISSB 基準について、公表している差異以外に差異が存在しないことを明示すべきである。	<p>3. インターオペラビリティ確保のために必要と考えられる対応</p> <p>以上を踏まえ、SSBJ 基準と ISSB 基準とのインターオペラビリティ確保の観点から、以下の対応が必要であると考えます。</p> <p>(3) 明示した箇所以外に差異が存在しない旨の表明</p> <ul style="list-style-type: none"> SSBJ 基準と ISSB 基準との関係について、SSBJ が公表している差異等の一覧に記載された差異以外に、要求事項及びこれを補完する指針等に差異がないという SSBJ の見解を対外的に表明する。これには、用語・表現の一致を可能な限り図った上で、残存する用語や表現の違いについても ISSB 基準の定める要求事項に関する円滑な理解を図るためのものであり、基準上の要請及びこれに基づく開示に違いをもたらすことを意図したものではないことの説明を含む。 	<p>当委員会事務局が公表する ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧について、当該資料に記載した箇所以外には SSBJ 基準と ISSB 基準との差異がない旨を対外的に表明すべきであるとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準と ISSB 基準の差異については、確定基準の公表後に、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。これらの項番対照表及び差異の一覧を SSBJ 基準とあわせて読むことによ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		り、SSBJ 基準と ISSB 基準の異同について把握することは可能であると考えられる。
(SSBJ 基準の適用対象企業又は適用時期等に関するコメント)		
15) SSBJ 基準をすべての企業に適用すべきである。	企業規模によらず将来的には全ての企業に適用されることが望ましい。そのことこそが日本の資本市場の資本コストを下げ魅力を向上させる。	<p>SSBJ 基準の適用対象企業をすべての企業とすべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、SSBJ 基準の公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができるとしているが、個々の開示制度において SSBJ 基準に基づく開示が求められる場合の具体的な適用対象企業及び適用時期については、当該制度において定められるものである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ開示基準として SSBJ 基準を採用するかどうか、また、金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ開示基準として SSBJ 基準を採用した場合の SSBJ 基準の適用対象企業及び適用時期等を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
16) 気候基準をすべてのプ	Given the deep interdependencies that exist between the financial and corporate sectors, it is particularly welcome that Japan's Financial Services Agency (FSA) intends to make the requirements mandatory for corporates and financial institutions listed on Tokyo Stock Exchange	気候関連開示に関する要求事項を、すべてのプライム上場企業に適用することを

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>プライム上場企業に適用すべきである。</p>	<p>Prime Market. By embedding climate-related financial disclosures across both the financial sector and real economy, Japan will be well-placed to seize on their intended utility and benefits, in terms of enabling more effective asset pricing and capital allocation.</p>	<p>提案するコメントである。 このコメントへの対応は、質問1の15)で記載している。</p>
<p>17) 金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ開示基準として、SSBJ基準ではなくISSB基準を採用すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本提案に反対し、国際基準をそのまま自国基準に採用する(=アドプション)ことを推奨する。 • 適用基準案BC10項の方針自体は理解するものの、開発された公開草案は、結果的にはIFRSの定めを全て取り入れたうえで、SSBJ基準独自の取扱いを追加的に提示しているに留まっている。また、適用基準案BC5項の方針である、「主として基準の読みやすさを優先し」た再構成についても、むしろどの部分がSSBJ基準独自の取扱いであるかを判りにくくさせている。 • 初期的に適用が想定されるプライム上場企業においてはグローバル投資家に向けてIFRSへの準拠表明を重視すると考えられることを踏まえると、敢えてSSBJ基準独自の取扱いを選択するメリットは少ないばかりか、むしろ不便を生じさせ得るため、実務上はIFRSサステナビリティ開示基準を参照する作成者が大多数であると見込まれる。 • そればかりか、別の基準を設けてIFRSを無条件で取り入れることはしないスタンスを取る以上、将来的に差異が生じる可能性も否定できず、IFRSへの準拠表明を重視するプライム上場企業にとっては将来にわたり追加対応が必要となる懸念が残り続けることとなる。現に、IFRSの定めのないGHG Scope 1~3の合計値開示が要求されており、既に差異が発生している状況にある。 • 斯様な、作成者にとって活用余地が限定的な本邦独自の基準開発に時間をかけることで、国際的な情報開示の動向に後れを取りかねないことを懸念する。会計基準の変遷とは異なり、国際的な枠組みが先行的にグローバルベースラインを志向して基準を開発しているサステナビリティ開示において、結果的に国際基準に対し有意とい 	<p>プライム上場企業に対して適用するサステナビリティ開示基準は、SSBJ基準ではなくISSB基準とすべきとのコメントである。 金融商品取引法に基づく開示制度において適用が強制されるサステナビリティ開示基準の決定に関するコメントへの対応は、質問1の15)で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>えるまでの差は設けられていないと見受けられる中で、本邦独自の基準を開発することについては、今一度再考の余地があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他方、プライム企業以外の任意適用や将来的なこれらの企業への強制適用を見据え、本邦独自の定めを置くこと自体には異論はない。但しこれらはアドプションした国際基準に対する追加的な定めとして、開示府令もしくは開示府令に付随する規則等で規定することを求めたい。仮に、現行の公開草案の枠組みを残す場合も、SSBJ基準を日本の状況を考慮した国内基準と位置付け、企業はIFRSもしくはSSBJ基準のいずれかを選択適用可能とすべきと考える。 	
同 上	<p>CG believes ESG issues can encompass material investment risks and opportunities. We therefore value clear, consistent and comparable data on them, which helps us exercise our fiduciary duty to clients. In addition, we are experiencing greater regulator and client demand for reporting on ESG issues at a portfolio level. The quality of these reports is highly dependent on having globally consistent standards on company disclosure.</p> <p>Given this context, we welcome Sustainability Standards Board of Japan’s consideration of the ISSB’s sustainability standards as a required disclosure framework for preparers in your market. We believe that doing so has the potential to position preparers in the Indian market as leaders in how they communicate with global investors on material topics, and as such, to enhance their access to global capital markets.</p> <p>As members of the ISSB’s Investor Advisory Group, we are encouraged by the potential of the ISSB standards to serve as a global baseline. As such, we are sharing the below views in open consultations related to the ISSB around the world, as different markets consider their appropriateness in local context.</p> <p>We encourage you to fully adopt all published ISSB standards (currently S1 and S2). Below, we briefly share four reasons why we feel this would be valuable for both companies and investors.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. The “global baseline” reduces the reporting burden on companies. We hear often from portfolio companies that the variety of different standards, frameworks and expectations on ESG issues can be confusing to navigate and resource-intensive to comply with. Most global 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>investors have now coalesced around the ISSB as the preferred standard (as evidenced by the members of the ISSB’s Investor Advisory Group). If ISSB standards are fully adopted across markets, companies operating across different geographies will be able to streamline disclosure to what matters most to investors.</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. Investors require material sustainability-related information in order to make investment decisions that are in the best interest of clients. As global, fundamental investors, our bottoms-up research process requires a deep understanding of the risks and opportunities facing portfolio companies. On a wide range of issues – from how companies manage their labor force, to how they are adapting to and participating in the energy transition, to how they remain resilient to the evolving data landscape posed by artificial intelligence – disclosure on sustainability topics enhances our understanding of a company and how they are positioned to generate long-term sustainable results. We think companies themselves are in the best position to disclose on these issues, rather than investment managers having to assess these issues solely from inferred estimates or alternative data from third parties. 3. ISSB Standards have been designed to meet the needs of global investors. We appreciate the thoughtful design of ISSB standards, and the process by which they have been created. In particular, we value that they are: <ol style="list-style-type: none"> i. Industry specific, aligned with our view that the risks and opportunities facing companies vary widely by industry. ii. Market informed, based on more than a decade of input by financial market participants into the Taskforce on Climate-related Financial Disclosure (TCFD) and the Sustainability Accounting Standards Board (SASB). This approach has built confidence that the final ISSB standards are indeed designed to meet the needs of investors and iii. Flexible. As a global investor, we manage money on behalf of clients in geographies with different definitions of materiality. We appreciate that the global baseline allows us to meet client needs by providing a starting point relevant in all geographies, which can then be augmented as needed. 	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>4. The “global baseline” enables comparability for investors. Capital Group invests in thousands of companies across dozens of markets. Consistent disclosure enables us as investors to better understand how companies are managing risks, adapting business models, and taking advantage of opportunities relative to global peers.</p> <p>As markets around the world proceed with consulting on and adopting the ISSB standards, we encourage jurisdictions to adhere to a consistent global baseline, and to act in a timely manner. This can bring benefits both for clients of global investors like CG who would benefit from much richer, comparable and consistent information, as well as companies around the globe on communicating how they manage material risks and opportunities.</p> <p>In the absence of such consistency, the risk of regulatory fragmentation would exacerbate the reporting burden on companies and the comparability challenges that exist in the market today. We note with concern where markets are considering adopting only some pieces of the ISSB standards (for example, only S2 on climate), given our view that investors require information on all material sustainability risks and opportunities facing portfolio companies. We therefore encourage full adoption of ISSB standards as a baseline requirement for preparers in your market. If adaptation is appropriate in your context, we encourage deviations in the form of reliefs (e.g. on timing of first disclosure or size of company covered), or layers on top of the global baseline (e.g. additional disclosure on impacts on society), rather than an approach that carves out certain elements of ISSB standards.</p>	
<p>18) 金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ開示基準として、SSBJ 基準又は</p>	<p>プライム上場企業の適用を想定した開発に反対する。</p> <p>第 30 回サステナビリティ基準委員会までは、すべての有価証券報告書提出企業を対象として開発が進められていた。このアプローチは、サステナビリティ開示に対応するための資源が限られている企業に対する実務適用を支援するものであったため、意義深いものであった。</p> <p>しかし、SSBJ による公開草案は ISSB 基準をほぼ踏襲しているため、キャパシティに乏しい企業が適用するには困難な面が残っている。この結果、プライム市場への新規上場や</p>	<p>プライム上場企業に対して適用するサステナビリティ開示基準は、SSBJ 基準と ISSB 基準のいずれかを選択できるようにすべきとのコメントである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度において適用が強制されるサステナビリティ開示基準の決定に関するコメントへの対</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ISSB 基準を選択できるようにすべきである。	<p>他の市場からプライム市場への区分変更に関するスケジュールにおいて、SSBJ によるサステナビリティ開示基準の適用が障害となる可能性がある。</p> <p>SSBJ の範疇を超える問題であることは理解しているが、サステナビリティ開示にあたっては、ISSB 基準または SSBJ 基準のいずれかを選択できるようにすべきである。その上で、すべての有価証券報告書提出企業が強制適用可能となるような SSBJ 基準の開発を強く求める。これにより、企業の負担を軽減するとともに、サステナビリティ開示の普及と質の向上を図ることができると考えられる。</p>	<p>応は、質問 1 の 15) で記載している。</p>
19) SSBJ 基準の適用対象企業を、IFRS 会計基準適用企業に限定すべきである。	<p>IFRS 会計基準を採用している企業のみ適用であれば賛成する。本提案は、IFRS の基礎概念である原則主義が前提にあることを考慮した検討をさらに行うべきである。</p>	<p>SSBJ 基準の適用対象企業を、IFRS 会計基準に準拠して財務諸表を作成している企業のみとすべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 1 の 15) で記載している。</p>
20) プライム上場企業以外には、即時に SSBJ 基準を適用すべきではない。	<p>プライム以外の企業には、原則主義の考え方や概念フレームワークの理解を促進する研修制度などを数年かけて、まずは醸成することを提案する。</p>	<p>プライム上場企業以外の企業に SSBJ 基準を適用するのは、一定期間後とすべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 1 の 15) で記載している。</p>
21) ESRS に基づく開示も認めるべきである。	<p>本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関して、本提案に概ね同意する。</p> <p>他方、企業の実務面や CSRD 等への配慮について、以下の点を考慮いただきたい。</p> <p>(2) CSRD 等の基準の考慮</p>	<p>我が国におけるサステナビリティ報告への対応として、CSRD に定められる「ESRS」に基づく開示を用いることも容認すべきとのコメントである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>国際的な基準との整合性に関しては、CSRDやSEC等の開示基準が決まるまでは、サステナビリティ情報の第三者保証等の開示に向けた負担等も考慮し、CSRD報告レポート等での回答代用も可能として頂きたい。</p>	<p>いて適用が強制又は容認されるサステナビリティ開示基準の選定に関するコメントへの対応は、質問1の15)に記載している。</p>
<p>22) 国際的な組織が提供するプラットフォームを通じた開示を奨励すべきである。</p>	<p>Implementation and Guidance Materials</p> <p>With regards to the implementation and guidance materials to be issued by the respective government body (SSBJ, FSA or other governmental body or ministry), one straightforward way of preparing Japanese companies for sustainability disclosure is through the incentivization of disclosures through the CDP global platform. Having run the world's only independent environmental disclosure system for over 20 years, CDP's questionnaire, together with the disclosed dataset, is an established, trusted tool that supports organizations on their path to ISSB compliance. Our organization has a record of success in driving the adoption of disclosure frameworks and standards through our platform. In 2018, CDP's alignment was a primary driver behind the mainstreaming of TCFD-aligned reporting globally, which subsequently informed the first wave of mandatory disclosure regulation. In the five years following, TCFD-aligned disclosure through CDP increased by more than 400%.</p> <p>Going forward, CDP will also enhance its substantial alignment with TNFD. These developments will put Japanese companies disclosing through CDP on a path for successful disclosure against the mandatory national requirements. By disclosing through CDP, companies in Japan where the highest number of TNFD Early Adopters sit, will have a head start in providing consistent, globally comparable TNFD-aligned information to investors and decision-makers. CDP provides the globally accessible platform for its implementation and a means to track its uptake across the economy.</p>	<p>日本企業がCDPプラットフォームを通じてサステナビリティ報告を行うことを推奨するコメントである。</p> <p>SSBJ基準では、情報の記載場所として特定の場所で開示することを定めていない。このため、左記のコメントについて、特段の対応は行わないこととした。</p>
<p>23) 既存の法定開示又は制度開示と同様の制定手続を</p>	<p>本提案に賛成する。国際的な比較可能性を実現するためのユニバーサルな指標として周知することは一般に有益であると思われる。但し、日本の情報開示制度のうち「自主開示」の内容の比較可能性を高めるうえで有益である一方、会社法や金商法の下での「制度開示」、とりわけ金商法の下での「法定開示」について、財務諸表の作成方針は内閣総理大臣が一般</p>	<p>SSBJ基準を我が国のサステナビリティ開示基準とするためには、法令による裏付けが必要であるとのコメントである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>経るべきである。</p>	<p>に公正妥当であると認められるところに従って内閣府令で定める用語、様式及び作成方法によりこれを作成し、公認会計士又は監査法人による監査証明制度により内容の信頼性を確保したうえ（金商法193条及び193条の2）、公開会社の事業内容の記述や財務情報の記述は刑事責任を含む厳格な法定責任によるサンクションの下で内容の信頼性が担保されている。このため、適用基準案、一般基準案、及び気候基準案は、金商法又は会社法における既存の法定開示・制度開示と同様の制定手続を経て、既存の開示内容に匹敵する信頼性を備えることが検証された場合に限り、当該法定開示又は制度開示の内容となりうるものとする。この点は2024年3月6日に公表された米国証券取引員会（SEC）における気候変動開示ルール最終案の議論の結果、開示内容の真正について厳格な法的責任の対象となるSECファイリング情報（有価証券届出書や年次報告書）について気候関連の開示内容を慎重に吟味して取捨選択した先例が参考になる。</p>	<p>いて適用が強制されるサステナビリティ開示基準の決定に関するコメントへの対応は、質問1の15)で記載している。</p>
<p>（他の開示基準又は開示フレームワーク（ISSB基準を除く。）との相互運用可能性に関するコメント）</p>		
<p>24) ESRS との相互運用可能性に配慮すべきである。</p>	<p>以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <p>① 国際的な比較可能性を大きく損なわないものとし、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの全ての定めを無条件で取り入れることはしない、と記載あり、基本的に当該提案に賛同するが、今後開発が進む国際的な基準、特に非上場企業にも適用される欧州のCSRDの全般的な要求事項・気候変動基準に関してはグローバル開示を見据えて二重作業の内容考慮をお願いしたい。</p>	<p>SSBJ基準の開発にあたっては、CSRDに定められる「ESRS」との相互運用可能性を考慮すべきであるとのコメントである。</p> <p>SSBJ基準は、国際的に整合性のある基準を開発することを基本的な方針としており、国際的な整合性を図るにあたり、ISSB基準の要求事項をすべて取り入れた。</p> <p>ISSB基準と「ESRS」は高いレベルでの整合性を有しているとされているため¹、ISSB基準の要求事項をすべて取り入れたSSBJ基準は、「ESRS」とも間接的に相互運</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>用可能性を有していると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>¹ https://www.efrag.org/en/news-and-calendar/news/ifrs-foundation-and-efrag-publish-interoperability-guidance</p>
同 上	<p>国際的な比較可能性を大きく損なわないものとし、原則として国際的な基準の定めを取り入れるものの全ての定めを無条件で取り入れることはしない、と記載あり、基本的に当該提案に賛同するが、今後開発が進む国際的基準、特に非上場企業にも適用される欧州のCSRDの全般的要求事項・気候変動基準に関してはグローバル開示を見据えて二重作業のないよう考慮をお願いしたい。</p>	同 上
同 上	<p>日本独自の状況を勘案することは必要だが、欧州の動き等も含め、国際動向と大きな差があることで、結局2つの対応をしなければいけないことは避けたい。</p>	同 上
同 上	<p>適用基準案BC88項～BC90項</p> <p>BC90項の記載を確認し、理解した上で、CSRD等との二重対応とならないようにしてほしい。</p> <p>欧州サステナビリティ報告指令であるCSRDの域外適用が2029年度に予定されている一方、SSBJ・有価証券報告書での開示はそれ以前、もしくは同時期になると、SSBJ・有報対応→CSRD or CSRD→SSBJ・有報対応のどちらかとなる。双方で聞かれていることに互換性も持たせてほしい。設問が微妙に異なることで、それぞれ別々の回答作成とならないようにしてほしい。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 加えて、CSRD等のその他の開示基準との整合性をとれるようにしていただきたい。SSBJ (=ISSB) 基準に基づく開示を行っていただければCSRD域外適用の対象外となることを欧州当局と交渉いただきたい。 様々な基準に基づく開示対応を強いられることは企業に大きなコスト負担を課すことになり、非財務情報開示に係る統一基準を策定するというISSBの制度趣旨にも反すると考える。 	<p>SSBJ 基準は「ESRS」と整合するように開発を行うとともに、SSBJ 基準に基づく開示により、EU 域外企業に対する CSRD の要求事項を満たすことができるように調整すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準と「ESRS」との相互運用可能性については、質問 1 の 24)冒頭で記載している。</p>
25) SEC の気候関連開示規則との相互運用可能性を考慮すべきである。	<p>本提案に賛成する。</p> <p>ただし、国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れない相応の理由である、周辺諸制度との関係には、日本における独自の状況のみならず、ISSB基準に整合しない法域の状況も十分に考慮のうえ、判断されたし。特に、米国証券取引委員会によって定められた気候関連開示規則はISSBと整合しないため、双方への対応をする企業には過度な負担がかかることが想定される。</p>	<p>ISSB 基準の定めをそのままの形で取り入れないことが適切であると判断する場合の例として挙げられている、周辺諸制度との関係の考慮においては、SEC の気候関連開示規則との相互運用可能性も考慮すべきとのコメントである。</p> <p>当委員会の運営方針において、国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、グローバル・ベースラインとされる ISSB 基準と整合性のあるものとすることを定めた。この運営方針に基づき、SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針において、原則として国際的な基準の定めを取り入れることとしている。</p>
26) その他の開示フレーム	一般基準案BC25項-BC27項	SSBJ 基準は、東京証券取引所が公表する「コーポレートガバナンス・コード」で

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ワーク等に配慮すべきである。	TCFDやコーポレートガバナンス・コード等での要求事項との二重作業の内容考慮をお願いしたい。	定める基本原則等との相互運用可能性を考慮すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問1の25)で記載している。
(SSBJ 基準の構成又は用語に関するコメント)		
27) SSBJ 基準の構成及び用語を ISSB 基準と整合させるべきである。	<p>2. 条文構成、用語及び表現レベルでの整合性確保の必要性</p> <p>この点、本公開草案は、基準が規定する開示要請の内容については、ISSB 基準との整合性が高い水準で確保されている一方で、基準の条文の順序を含む構成及び一部の文章表現が、ISSB 基準及びその日本語訳と異なっている。このような構成及び表現に係る相違があることが、基準の利用者が両基準において対応する要求事項を識別したり、どの部分が一致し、どの部分にどのような差異があるかについての理解を一部難しくする可能性があると考えている。</p> <p>具体的には、企業において開示方針を策定する際、両方の基準を参照することも少なくないと考えるが、異なる構成及び表現となっていることで、追加の労力及びコストが生じることが懸念される。加えて、ISSB 基準と共通する要求事項については、ISSB が公表する教育文書等を参照することが想定されるが、この際にも、構成が大きく異なることで当該教育文書等の理解が困難になることも懸念される。</p> <p>また、保証主体となる会計事務所のグローバル・ネットワークにおいて、ISSB 基準について国際的に統一した適用のための解釈が行われるため、保証業務実施者の立場からも、SSBJ 基準と ISSB 基準との相違が個々の要求事項レベルで明確になっていることが重要となる¹⁾。</p> <p>さらに、単一の開示書類において、SSBJ 基準と ISSB 基準の両方に準拠したサステナビリティ報告を作成すること（以下、このような両基準への同時準拠を「デュアル・コンプライアンス開示」という。）及びデュアル・コンプライアンス開示に対する保証への一</p>	<p>SSBJ 基準と ISSB 基準の相違点を明確にするために、両者の構成を整合的なものとするとともに、内容、用語及び表現を一致させるべきであるとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、ISSB 基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先した構成としている。上述のとおり、SSBJ 基準は国際的な整合性を図るために、ISSB 基準と整合した基準とすることとしているが、これは ISSB 基準の日本語訳を SSBJ 基準に取り入れることでは必ずしもなく、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものになるようにすることである。そのためには SSBJ 基準の構成を変更する方が、SSBJ 基準を利用する者にとって利便性が高いと考えられる。</p> <p>そのうえで、SSBJ 基準と ISSB 基準の構</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>定のニーズが存在しており、これを実現するに当たっては、両基準の条文構成、用語及び表現についての整合性が特に重要となる。</p> <p>3. インターオペラビリティ確保のために必要と考えられる対応</p> <p>以上を踏まえ、SSBJ 基準と ISSB 基準とのインターオペラビリティ確保の観点から、以下の対応が必要であるとする。</p> <p>(1) 条文構成の整合性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、両基準の条文が 1 対 1 対応となるようにする。一部、理解可能性の確保の観点から一つの条文を分割して複数とせざるを得ない場合（1 対 2 対応）もあり得るが、複数対複数の対応関係（2 対 2 対応、2 対 3 対応等）となることは避けるべきである²。 <p>(2) 内容・用語・表現の一致</p> <ul style="list-style-type: none"> ISSB 基準との用語・表現の一致を図る。これには、ISSB 基準の日本語訳を SSBJ 基準の公開草案の用語に合わせた形で更新することを含む。 ISSB 基準において、サステナビリティ開示を規定する要求事項又はその解釈を提供する条文ではないが、サステナビリティ関連財務開示の基礎となる概念を表す条文について、SSBJ 基準にも漏れなく含むべきである（例：S1 号 B3 項後段記述から B5 項までは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際の前提となるビジネスモデルに関する基礎概念を提供しており、SSBJ 基準においても同様に含むべきである。）。 <p>¹ この点、当協会は、国際的な監査基準や倫理規程を我が国の基準等として取り込むに当たって、従前は日本独自の構成としていたが、公認会計士業務への社会及び会員の理解の促進を図る観点から、我が国の監査基準等の構成や条文番号を国際的なものと整合させた。</p> <p>² 例えば、S2 号の B26 項は SSBJ 気候基準案第 63 項、第 64 項及び第 65 項に対応する一</p>	<p>成の対応関係を理解できるようにするために、確定基準の公表後に、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。これらの項番対照表及び差異の一覧を SSBJ 基準とあわせて読むことにより、SSBJ 基準と ISSB 基準の対応関係を理解できると考えられるため、SSBJ 基準の構成については本公開草案の構成を維持し、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>また、SSBJ 基準は、ISSB 基準における用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れたうえで、日本語として不自然になると考えられた場合には、基準の意図がより明確になるような表現を用いることとしている。そのうえで、寄せられたコメントを踏まえ、SSBJ 基準と ISSB 基準との間に差異を設けることを意図していないものの、そのように解釈される可能性がある指摘のあった用語や表現については、その内容を検討し、適宜、本公開草案の記載を変更することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>方で、S2号 B27 項は SSBJ 気候基準案の第 62 項及び第 63 項に対応し、S2号 B28 項は、SSBJ 気候基準案の第 64 項、第 104 項及び第 106 項に対応する関係になっている。</p>	
同 上	<p>1. 条文構成、用語の整合性の確保</p> <p>SSBJ は、本公開草案で、ISSB 基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先して ISSB 基準の定め順番等を入れ替えたり、用語を言い換えたりしたうえで、SSBJ 基準を定めることを提案している。</p> <p>しかし、ISSB 基準との機能的整合性を確保し、それについて国内外のステークホルダーに分かりやすく説明する観点からは、むしろ、可能な限り ISSB 基準と条文構成、用語の整合性を確保する方が、ISSB 基準との整合性と差異がより明確になり、ISSB が公表する教育文書等への参照が容易になる等、便益が高いと考える。それは、ISSB 基準とのデュアル・コンプライアンスに対する本邦企業のニーズにも資するだろう。国際的な基準開発の前に既に我が国固有の基準が存在した企業会計と異なり、これから策定しようとするサステナビリティ開示基準では、国際基準との機能的整合性や差異について理解可能性を高めることに軸足を置く方が有益であると考え。</p>	<p>ISSB 基準との機能的整合性を確保し、整合していることについて国内外の関係者に分かりやすく説明するためには、基準の構成及び用語について、ISSB 基準と整合的なものとすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 1 の 27) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【開示企業の構成】</p> <p>開示基準の構成について、「本公開草案は、わかりやすさの観点から、我が国における IFRS S1 号に相当する基準を、基本的な事項を定める「適用基準」と、コア・コンテンツを定める「一般基準」とに分けて示すことを提案している。」としているが、このような構成の変更は、かえって分かりにくい。実務においては、SSBJ 基準のみで判断できない場合など、適宜 IFRS S1 や S2 を参照することもあると考えられるが、構成が変わっていると、対応関係の判断が難しくなる。IFRS S1、S2 と同様の構成とすべきである。</p> <p>この点、たとえば、日本公認会計士協会の倫理規則は、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の国際倫理規程と同一の付番となっており、我が国固有の規定については項番号に「JP」が付されている。このように明確な対応関係があるほうが分かりやすい。SSBJ</p>	<p>SSBJ 基準と ISSB 基準の異同を明確にするために、SSBJ 基準は ISSB 基準と同じ構成とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 1 の 27) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>基準は IFRS に準じているという理解も得やすいし、IFRS の今後の改変や追加などにも対応しやすくなると思われる。また、諸法域に活動拠点がある企業グループ内のコミュニケーションが容易になるという利点は無視できない。公開草案の開示基準構成は、グローバル企業によるサステナビリティ開示基準の世界展開において大きな支障になりかねないと思料する。</p>	
同 上	<p>本提案の以下部分、サステナビリティ開示基準の構成、に賛同しません。</p> <p>「本公開草案は、IFRS サステナビリティ開示基準の内容を取り入れる場合であっても、主として基準の読みやすさを優先して IFRS サステナビリティ開示基準の定め の 順 番 等 を 入 れ 替 え たり、用 語 を 言 い 換 え たり し た う え で、当 委 員 会 の サ ス テ ナ ビ リ テ ィ 開 示 基 準 を 定 め る こ と を 提 案 し て い る」、「本公開草案は、わかりやすさの観点から、我が国における IFRS S1 号に相当する基準を、基本的な事項を定める「適用基準」と、コア・コンテンツを定める「一般基準」とに分けて示すことを提案している」、について</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS S1 号や IFRS S2 号と同じ構成にすることのほうが、「基準の読みやすさ」や「わかりやすさの観点から」、はるかに市場関係者の利便性高く、有用であると考えられるため。また IFRS と同じ構成にすれば、どこが違うのか翻訳文と並べれば誰の目にも一目瞭然なので、わざわざ大規模な対照表・比較表作る必要すらなく、また、今後 IFRS の改定が審議される際に、SSBJ 基準も同箇所について改正される可能性があるのではないかという、予見可能性を市場関係者に容易に提供しやすいというメリットもあり。 しかも、IFRS S1 号、IFRS S2 号は、それなりのコンセプトや考えがあって策定され、国際的な意見募集や公開審議を経て完成したものであって、その最終化された基準の構成に対して敬意表することなく完全否定してまで、2つに分ける又は順番入れ替える等の大幅な改変をどうしても行わなければならないとは考え難いため。 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> • ちなみに、SSBJ 基準の適用対象については「プライム上場企業が適用することを想定して本公開草案の開発を行った」とありますが、金融庁から方針表明されたのは、公開草案の確定直前の時期であったことから、実際の審議の大半はプライム上場企業限定ではなく、上場企業全てあるいは有報提出企業全てを対象に実施されてきたものであり、その開発の大前提が大きく変わってしまったのに一番大切な基準の構成について、慎重に見直す時間の猶予すら与えられてなかったのではないかと懸念いたします。プライム上場企業に限定して強制適用されることを想定した場合の、IFRS S1 号、IFRS S2 号と同じ構成にすることのメリットについて再検討することが必要であると考えます。 	
同 上	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国際的な基準とのより高い整合性を確保するため、各項の対応関係のさらなる明確化を検討いただきたい。 <p>【理由】 (国際的な基準との整合性を図る程度とその方法について) 国際的な基準との整合性を図る程度については、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「開示・保証 WG」という)第2回・第3回会合で示された SSBJ 基準の適用対象企業や適用時期についての方角性を考慮すると、ISSB 基準との高い整合性の確保が不可欠であり、さらなる整合性の確保により円滑な実務に資するよう、次のような追加的な対応を行う必要があると考える。</p> <p>①各項の対応関係のさらなる明確化 グローバルに展開する企業にとっては、国際的な比較可能性のある開示を行うことが重要であり、そのためには SSBJ 基準と ISSB 基準の対応関係が明確であることが重要となる。しかし、本公開草案では、ISSB 基準の1つの項の要求事項が SSBJ 基準の複数の項に</p>	<p>SSBJ 基準と ISSB 基準の異同を明確にするために、両者の対応関係をわかりやすくすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問1の27)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>おける要求事項と対応する場合が多く、また、逆に、SSBJ 基準の 1 つの項の要求事項が ISSB 基準の複数の項に対応する場合も存在する。特に 1 つの項の要求事項が、複数の基準上の離れた項に対応する場合には、両基準との同異が分かりづらくなりやすい。項の順番の入替や用語の言い換え等により、日本語として不自然な表現を取り除き、基準の意図をより明確にするなど、読みやすさを改善するという貴委員会の取組みは支持しているが、両基準の同異の判別がより明確になるよう、各項の要求事項の対応関係のさらなる明確化を検討いただきたい。</p>	
<p>28) SSBJ 基準の名称を修正すべきである。</p>	<p>本提案の名称に使用している「サステナビリティ開示」という用語に、賛同しません。正式名称には ISSB 基準と同様、「サステナビリティ関連財務情報の開示」という用語を使用すべき。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ISSB 基準と同じシングル・マテリアリティをベースとしたサステナビリティ関連財務開示に関する基準であることを容易に理解できるようにするため。 <p>ちなみに、適用基準案の「目的」箇所の「本基準の目的は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告する場合において、基本となる事項を示すことにある。」という記載が、非常に回りくどく難解な言い回しになっているのは、そもそも「サステナビリティ開示基準」という名称自体が不適切であることが根本原因と考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁公表資料に記載の「IFRS 財団のマテリアリティの考え方」(※1)でも、「企業開示の 3 層構造」として、投資者にフォーカスする「財務報告」及び「サステナビリティ関連の財務情報開示」(この 2 つを経産省資料(※2)では「企業価値報告」と記載)と、幅広いマルチステークホルダーにフォーカスする「サステナビリティ報告」を明確に分けており、本提案の「サステナビリティ開示」という名称は、幅広いマルチステークホルダーにフォーカスする「サステナビリティ報告」の開示に関するもので 	<p>本公開草案の名称に含まれる「サステナビリティ開示」の用語を「サステナビリティ関連財務情報の開示」とすべきとのコメントである。</p> <p>当委員会は、適正手続規則に従って基準開発を行っている。適正手続規則においては、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準を「サステナビリティ開示ユニバーサル基準」及び「サステナビリティ開示テーマ別基準」と定めている(適正手続規則第 11 条)。</p> <p>企業が開示を作成する際には、SSBJ 基準の名称にかかわらず、SSBJ 基準における定めに従うこととなり、基準の名称は、開示される情報の内容に対して直接的な影響はほとんどないと考えられる。このため、本公開草案の名称は変更しないことと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>あることが想起され誤解されるおそれあるため。</p> <p>※1「第7回金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）事務局説明資料」（5頁参照）</p> <p>https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclose_wg/siryoku/20220324/01.pdf</p> <p>※2「第2回非財務情報の開示指針研究会 事務局資料」（12頁「(参考)企業価値報告とサステナビリティ報告」参照）</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/hizaimu_joho/pdf/002_03_00.pdf</p>	<p>した。</p>
(SSBJ 基準の導入支援に関するコメント)		
<p>29) 基準の導入支援が必要である。</p>	<p>なお、管理部門の体制整備が開示拡充に及ばない業種や企業に対しては、経過措置や開示支援への配慮を願いたい。</p>	<p>経過措置や基準の導入支援を要請するコメントである。</p> <p>本公開草案においては、ISSB 基準の経過措置を取り入れることを提案している（ただし、IFRS S1 号における経過措置である、ISSB 基準を適用する最初の年次報告期間に限り、関連する財務諸表を公表した後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認する経過措置（IFRS S1 号 E4 項）については、一定の条件を満たす場合に、関連する財務諸表と同時に報告しないことができる（適用基準案第 69 項ただし書き）としているため、取り入れないことを提案している。）。SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針に従い、ISSB 基準と同様の取扱いを定めることが考えられるため、公開草案における提案を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>変更しないこととした。</p> <p>また、基準公表後の導入支援について、ISSB は、これまでに ISSB 基準に関する付属ガイダンス及び教育的資料を公表しており、今後も公表する可能性がある。ISSB が公表するこれらの資料のうち SSBJ 基準の適用にあたり参考となると考えられるものについては、当委員会の補足文書とすることとした。また、ISSB における教育的資料等の開発については、今後も引き続き、ISSB に働きかけていく。</p> <p>さらに、補足文書に加え、SSBJ 基準の適用にあたり参考となると考えられる情報については、当委員会事務局による解説記事等により、SSBJ 基準の導入を支援することとした。</p>
同 上	<p>国際的な基準との整合性について、以下コメントする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外投資家との対話を踏まえると、ある程度 ISSB 基準に準拠し、投資家が日本企業の取り組みを比較・評価できる環境が望ましい。ただし、売上高全体を占める割合が国内である場合など、海外展開の規模によっては国際基準での開示が実態に即さないことが想定される。海外展開する企業向けに、企業規模ごとの指標を定めた相互運用ガイドラインのようなものがあると、企業価値を高めるきっかけになるのではないか。 	<p>SSBJ 基準の導入支援の一環として、企業規模に応じて、開示する指標の例を示したガイダンスの提供を提案するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の導入支援に関するコメントへの対応は、質問 1 の 29)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>少し外れるが、今後、ISSB 等へ意見発信等を行う上でも、国内の作成企業、保証機関のレベルの底上げを図る施策があってもよいと思う。例えば海外企業における実務（なぜ決算日後短期間に排出量の計算が可能かなど）に関する情報提供など。</p>	<p>SSBJ 基準の導入支援のために、作成者及び保証業務実施者の参考になる情報を提供することを提案するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の導入支援に関するコメントへの対応は、質問 1 の 29)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【意見】 SSBJ 基準の最終化後においても、実務における適用支援のための取り組みの実施を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 (SSBJ 基準の最終化後の適用支援について) SSBJ 基準の実際の適用にあたっては、さまざまな適用上の課題が生じることも想定され、適用の参考となる教育的資料等が必要となる場合があると考えられる。</p> <p>ISSB 基準の定めを取り入れている項目に関しては、貴委員会独自で作成するよりも、ISSB との解釈の相違が生じないように、ISSB に教育的資料等の公表を積極的に働きかけることを期待する。一方、貴委員会が追加または修正した要求事項に関する項目については、貴委員会による補足文書等、適用にあたって参考となる文書の開発を検討いただきたい。</p> <p>なお、貴委員会において現状行われている各種の適用支援の取り組み（例えば、貴委員会のウェブサイトにおける ISSB が公表した教育的資料の一覧の公表や関連する和訳の公表、公開草案公表後に貴委員会が開催した一連の研修など）は、適用にあたって非常に有益と考える。適用支援の観点から、今後もこのような取り組みが継続されることを強く期待する。</p>	<p>SSBJ 基準の導入支援のために、ISSB に対して教育的資料の公表を働きかけるとともに、SSBJ 基準独自の取扱いに関しては、当委員会による補足文書等を開発すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の導入支援に関するコメントへの対応は、質問 1 の 29)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>なお、今後、日本における SSBJ 基準及び ISSB 基準に基づく開示及び保証実務の実施が進められていくことになるが、当該実務の実施を通じて、両基準のインターオペラビリティに関する課題が明らかになっていくことが想定される。こうした課題について、教育文書の発行や、必要に応じて基準の改正を行うことを通じて、実務への円滑な適用を支援するための継続的な取組が重要であると考えており、適用上の課題を集約し、対応を進めるための体制とプロセスの構築を SSBJ には期待したい。当協会としても、このような取組に対して、協力していきたいと考えている。</p>	<p>我が国において SSBJ 基準及び ISSB 基準に基づく実務が進展する中で識別された課題を集約し、その対応を検討する体制整備を提案するコメントである。</p> <p>寄せられたコメントを踏まえ、SSBJ 基準の実務への適用を行う過程で、SSBJ 基準における定めが明確であるものの、これに従った開示を行うことが実務上著しく困難な状況が関係者により識別され、その旨当委員会に提起された場合には、その内容を公開し、別途の対応を図ることの可否を当委員会において検討することとした。</p> <p>また、SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準に従って作成される情報との比較可能性を大きく損なわないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
(保証制度に関するコメント)		
30) 保証制度について言及すべきである。	<p>以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <p>① SSBJ方針開示について、保証制度に触れてはどうか。</p>	<p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」において保証制度に言及するとともに、我が国における保証制度を他の法域に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>② 保証制度については、ISSB、欧州ESRS、米国SECにおいて保証取得の要請がある。一企業としては保証範囲が統一化され、転用できる形とし、社内負担を減らす方向で、各規制と調整していただきたい。</p>	<p>おける保証制度と整合するように設計すべきであるとのコメントである。</p> <p>保証に関しては、当委員会の範囲外である。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ保証制度については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
同 上	<p>Bloomberg notes that the SSBJ exposure drafts do not address assurance. To enhance the credibility and reliability of data disclosures, Bloomberg recommends that supervisory and regulatory authorities consider a phased approach on data assurance for information disclosed under both sustainability- and climate-related requirements. At the minimum, information should be reviewed by an internal audit function and eventually be verified externally by a third party. This should start with limited assurance, and gradually progress to reasonable assurance, where the supervisory and regulatory authorities deem appropriate.</p>	<p>SSBJ 基準において保証に言及すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応については、質問1の30)冒頭で記載している。</p>
(その他のコメント)		
31) すべての基準を同時に適用すべきである。	<p>Sustainability risks are interconnected and do not exist in a vacuum, making it difficult for investors to make informed decisions about financial performance, outlook, and long-term value if we are only given isolated information about select risks. Thus the full adoption of both S1 and S2, covering all material risks, should be mandatory and is crucial to providing transparency to investors. Companies should not be allowed discretion on which set of standards or risks to disclose. We advise against jurisdictions adopting only a subset of the standards. If necessary we recommend that they consider a short phased approach to implementing requirements instead.</p>	<p>サステナビリティ開示基準の適用において、一部の基準だけでなく、すべてを同時に適用すべきであるとのコメントである。</p> <p>本公開草案では、SSBJ 基準は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができ、この場合、適用基準、一般基準</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>及び気候基準を同時に適用することを要求することを提案している（適用基準案第95項、一般基準案第41項及び気候基準案第102項）。寄せられたコメントは、この提案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問2 「ガイダンスの情報源」における「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する質問		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>「ガイダンスの情報源」における「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する提案に同意する。我々のアンケートのQ2では、「本基準における定め(案)」(Q2の案①)の「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」が「望ましい」とした回答者は80.0%と大多数であり、他方、「採用されなかった案」の2案(Q2の案②及び案③)のように「参照し、その適用可能性を考慮することができる」を一部又は全部とするのが「望ましい」とした回答者は合計でも5.0%しかいなかった。</p> <p>同意する理由は、以下の①～④のとおりである。</p> <p>① サステナビリティ開示基準上の重要性について</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、並びに、識別したリスク及び機会に関する重要性のある情報の識別に関する要求事項は、サステナビリティ開示基準において最も重要な事項である。ISSB 基準では、これらの識別にあたり、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」(以下あわせて「SASB スタンダード等」という。)を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることが要求されている。この要求事項において ISSB 基準と差異を設けることは、ISSB 基準との同等性確保の点で著しい問題が生じると考える。ISSB 基準と異なるプロセスで識別されたリスク及び機会並びにそれに関する重要性のある情報が国際的に異なることで、開示されるサステナビリティ情報の有用性が著しく低下する可能性もある。</p> <p>② 「SASB スタンダード等」の有用性について</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>サステナビリティ情報は、業種によって重要となる要因や影響度が異なる中、「SASB スタンダード等」は、各セクターのアナリスト・投資家等が企業価値に与える項目を選択した上で、策定されたものである。このようなプロセスを経て策定された「SASB スタンダード等」を参照し、その適用可能性を考慮した結果開示される情報は、アナリスト・投資家にとって有用である。</p> <p>当協会が開催した「ISSB 基準セミナーシリーズ 2023¹」の第3回「セクターアナリストに聞く IFRS S1 号（全般的要求事項）の活用方法」及び第5回「セクターアナリストに聞く IFRS S2 号（気候関連開示）の活用方法」において、登壇者の現役セクターアナリストから、「SASB スタンダード等」の活用は有用であるという発言があったことは、「SASB スタンダード等」の有用性を示す証左である。</p> <p>③ 「考慮しなければならない (shall consider)」について</p> <p>「考慮しなければならない (shall consider)」か「考慮することができる (may consider)」のいずれが相応しいかについては、ISSB 基準と同様に、複数の参照先が挙げられている中、アナリスト・投資家にとって有用という共通理解のある「SASB スタンダード等」のみを「考慮しなければならない (shall consider)」と差別化することが重要だと考える。こうすることで、サステナビリティ開示に関する企業とアナリスト・投資家の共通言語として開発された「SASB スタンダード等」の利用が、我が国においてさらに促進されることが可能となろう。また、企業にとっては、「SASB スタンダード等」を考慮した結果、重要性に応じて取り上げないことができるので、負担は小さくなく、むしろ、「SASB スタンダード等」が第一の参照先と位置付けられ、優先順位が明確になるので、負担の軽減につながると考える。</p> <p>¹ 「ISSB 基準セミナーシリーズ 2023」の特設サイト：https://event.saa.or.jp/event/7293</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>そもそも IFRS サステナビリティ開示基準が参照するガイダンスについて「参照しなくても良い」選択余地を作る余地はないと考える。IFRS サステナビリティ開示基準の根幹に関わる部分の一つでもあり、統一した基準である必要がある。</p>	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • PRI supports the proposed treatment of the Sustainability Accounting Standards Board (SASB) Standards and the Industry Specific Guidance to maintain the ISSB Standards wording of “shall refer to and consider the applicability of”. • This response is applicable to all companies (including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards). • The proposed approach is appropriate as it maintains consistency with the ISSB Standards and will also add clarity for practitioners: <ul style="list-style-type: none"> • The proposed approach maintains sufficient consistency with the ISSB Standards to allow for comparable disclosure on metrics specifically relevant to certain industries. The ISSB Standards leave enough room for reporting entities to make informed decisions on whether or not to report the industry-based metrics, based on the materiality assessment. • Furthermore, the Exposure Draft proposal clarifies which version of the relevant guidance documents are applicable – the latest version – and lays out principles for how reporting entities should consider future revisions. 	同 上
同 上	<p>Yes, we are supportive of SASB materiality guidance being one of the building blocks of ISSB and the proposed treatment of SASB Standards and Industry guidance in the SSBJ Exposure Draft. Indeed, materiality as a starting point is important, and we want the company to be focused on the issues that are material to their industry, which SASB helps to refine.</p>	同 上
同 上	<p>amfori also supports the proposal regarding the treatment of "SASB Standards" and "Industry-specific Guidance". We believe that this is vital in enhancing the robustness and comparability of sustainability disclosures worldwide. It is worth noted that the Committee shall also adhere to the international requirements along the journey to maintain the right level of ambition, expertise and comparability and interoperability of sustainability disclosures to drive progress globally.</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	We also welcome the requirement for the reporting align with the Sustainability Accounting Standards Board(SASB), which are international best practice and play a central role in the ISSB architecture.	同 上
同 上	国際的比較可能性の観点より、本提案に概ね同意する。	同 上
同 上	本提案に賛同する。実務的にも、グローバルベースラインとして考慮すべきものと理解しているため。	同 上
同 上	問1への回答の通り、ISSB基準との整合性を図ることが望ましいと考えているため、同基準の「SASBスタンダード及び産業別ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」を採用する本公開草案の方針に同意する。	同 上
同 上	当協会は、ISSB基準との整合性を図ることが重要であると考えており、SASBスタンダード及び産業別ガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と定める本公開草案の提案に同意する。	同 上
同 上	SASB等を採用することを前提に、「参照しその適用可能性を考慮しなければならない」ことには同意します。ISSB基準と同様だからです。	同 上
同 上	「SASBスタンダード」は、多くのグローバルの企業・投資家が利用している情報開示基準であり、「産業別ガイダンス」は業種別のサステナビリティに関するリスクと機会を把握するうえで有用なツールの一つである。	同 上
同 上	We welcome SSBj's references to the consideration of the SASB Standards as a source of guidance in preparing sustainability-related financial disclosures. ACGA supports the current language in the exposure drafts which requires that companies "shall" rather than "may" consider SASB Standards.	同 上
同 上	We welcome the requirement that the reporting shall align with the Sustainability Accounting Standards Board (SASB). The SASB Standards, with their industry-based approach, are an internationally recognised best-practice blueprint for sustainability-related risk disclosures and are central to the ISSB Standards.	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	SASB スタンダード、産業別ガイダンスを参照する方針については、マテリアリティや業種別の指標等を検討する際に参考となり、また、横並び比較の促進も期待できるため、投資家として歓迎する。	同 上
同 上	SASB スタンダードを参考とすることに違和感はない。	同 上
同 上	SASB スタンダードを「参照し、その適用可能性を考慮する」ことで、企業はサステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別等に係るコストを低減できると共に、利用者にとって有用で比較可能な開示が可能となると考えられる。とりわけ、実務が成熟していない気候以外の領域において SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮することは有益と考えられる。	同 上
同 上	「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ことについて、同意する。	同 上
同 上	グローバルのベースラインとして、「SASB スタンダード」の適用可能性を考慮することは重要だと考える一方、ISSB 基準においても必ずしもその適用が義務付けられていないことから、企業にとっても過度の負担とはならないと考える。	同 上
同 上	以下の理由より、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する SSBJ の提案に同意する。 第一に、ISSB 基準に規定される通り、「SASB スタンダード」(2023 年 12 月最終改正)及び IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」という。)の適用に関する「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることに同意する。企業は当該基準を考慮しても、適用しないと結論付けることが可能であり、過度な負担にならないと考えられる。	同 上
同 上	We agree with the proposed treatment of SASB Standards and industry guidance, requiring companies to reference and determine the applicability of industry-based disclosure requirements as outlined within International Financial Reporting Standards (IFRS) standards. This also includes	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>climate-related metrics from those standards, while allowing companies to consider other SASB Standards as alternatives outside of those.</p> <p>Companies should be encouraged to refer to SASB Standards to identify risks and opportunities related to sustainability-related disclosure even beyond the required IFRS industry-based disclosure requirements.</p>	
(「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに対するコメント)		
<p>2) 「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」は、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきである。</p>	<p>以下の点から、SASB スタンダードと産業別ガイダンス共に「参照することができる」とするのが適切と考える。</p> <p>SASB スタンダードについては適用基準案の BC78 項(1)に記載されているとおり SASB スタンダードの国際的な適用可能性が十分に確保されているか確認されておらず、また、同 BC77 項(2)に記載のとおり SASB スタンダードは SSBJ の支配が及ばない中、それを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とすることは時期尚早だと考える。</p> <p>産業別ガイダンスについては、BC21 項に記載があるように現時点では ISSB が「IFRS S2 号の一部を構成するものではない」としている「産業別ガイダンス」については基準を構成することとなった時点で検討するとして公開草案に含めないこととしたにもかかわらず、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とすることは整合しないと考える。</p> <p>産業別ガイダンスについて、適用基準案の BC78 項(4)および(5)の意見に特に賛同する。法定開示において検討が不十分な項目は含めるべきではない。</p>	<p>「SASB スタンダード」の国際的な適用可能性が十分に確保されているかどうか十分に確認できていないこと、「SASB スタンダード」は当委員会の支配が及ぶガイダンス等ではないこと等の背景から、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」については「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、国際的な整合性の観点から、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている。</p> <p>グローバル投資家との建設的な対話を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>中心に据えた企業(プライム上場企業ないしはその一部)へ適用することを前提としてSSBJ基準の開発を行う中で、「SASBスタンダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という、ISSB基準の根幹を成すと考えられる要求事項を取り入れないことには、相応の理由は認められないと考えられる。</p> <p>また、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めは、そのように定められている特定のガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項(例えば、特定の指標を開示すること)は、要求されないことを意味している。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>懸念を表明する。SASBスタンダードの国際的な適用可能性が十分に確保されているかは意見が分かれるところであり、適用基準案BC77項(2)に記載のとおりSASBスタンダードはSSBJの支配が必ずしも及ばないことも考えられる中、それを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とすることは時期尚早だと考える。そのため、「参照</p>	<p>「SASBスタンダード」の国際的な適用可能性が十分に確保されているかどうかは意見が分かれるところであること、「SASBスタンダード」は当委員会の支配</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>することができる」としているその他のスタンダード同様に「SASB スタンダード」も「参照することができる」とするのが適切と考える。「産業別ガイドランス」に関しても、同 BC21 項や気候基準案 BC48 項(3)に記載があるように、公開草案に含めないことにしたにもかかわらず「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と整理することに違和感を感じる。</p>	<p>が必ずしも及ばないガイドランスであること、「産業別ガイドランス」は SSBJ 基準を構成しないことから、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイドランス」については「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>適用基準案 BC75 項(2)の代替案（「産業別ガイドランス」および「SASB スタンダード」を考慮するか否かを企業が任意で選択できる）に賛成する。SSBJ 基準に従えば、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るリスク及び機会に関して、企業が必要に応じて、両ガイドランスを含む各種情報源のうち考慮すべき情報源を選択して開示要否を判断することになる。そのため、SSBJ 基準単独でも充分性が確保されると考えるため。一方、公開草案のとおり全ての企業一律に「産業別ガイドランス」および「SASB スタンダード」の考慮を求める場合、企業側の事務負担が増加することに加え、両ガイドランスは SSBJ が直接コントロールできるものではなく、今後 SSBJ の意向に沿わない改正が発生する可能性があるため。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイドランス」を参照せずとも十分な開示が作成可能と考えられること、またこれらを参照することにより作成者の負担が増加すること、これらのガイドランスは当委員会の支配が及ばないガイドランスであること等の理由から、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイドランス」については「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対します。</p> <p>既存の情報源と今後見込まれる改正いずれも「参照し、その適用可能性を考慮することができる」に統一すべきと考えます。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイドランス」は、今後の改訂後のものも含め、「参照し、その適用可能性を考慮すること</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ができる」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>我が国のサステナビリティ開示実務に関し、気候関連開示はコーポレートガバナンス・コード改訂（2021年6月）を契機に導入が大きく進み毎年改善が積み重ねられてきたが、産業別開示は「SASB スタンダード」が国際的な適用可能性を向上するために修正したのは2023年12月と歴史的にも浅く開示実務が進展しているとは言い難い状況である。</p> <p>国際的にみても欧州においてはセクター別基準が開発中で、ISSBにおいても産業分類（SICS）の国際的な適用可能性の向上、次のテーマである生物多様性、生態系及び生態系サービス及び人的資本に関する「産業別ガイダンス」の開発、欧州基準との相互運用性の検討など、産業別開示に関する議論が本格的に深まるにつれ、開示実務が進展することも予想される。</p> <p>また「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めによって具体的に要求される内容が必ずしも明らかでない状況では、保証手続きなどでのコスト負担も懸念される。</p> <p>そのため、適用基準案 BC75 項(2)のように、「SASB スタンダード（産業別ガイダンスを含む。）」は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすることで、コスト制約を踏まえつつ企業の「SASB スタンダード」に基づく開示を促進し、ISSB が「産業別ガイダンス」を強制力を有する文書として位置付けた時点で SSBJ 基準への取込みを検討してはどうか。</p>	<p>産業別の開示は今後実務において進展することが想定されること、また「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めが具体的に何を要求しているか明確ではないことから、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」については「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>SASB スタンダード、産業別ガイダンスとも、国際的な適用可能性やコンセンサスについて、依然として不確実性が残る一方、「適用可能性を考慮しなければならない」という要求事項」とする場合、この要求を満たすためには事業者側では対象物の項目ごとに考慮</p>	<p>適用可能性を考慮する際に文書化を行う作業は膨大であり、作成者にとっての便益に見合わないことから、「SASB スタン</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>過程等の証跡作成という膨大な作業が求められることになると考えられるが、これに伴う事業者の負荷は便益に見合わないことから、「参照し、その適用可能性を考慮できる」情報源とすべき。これらに係る観点から適用基準案 BC78 項、気候基準案 BC48 項に強く賛同する。</p>	<p>ダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2) 冒頭で記載している。</p> <p>また、適用可能性を考慮する際の文書化に関する定めに対するコメントへの対応は、質問 2 の 19) 冒頭で記載している。</p>
<p>3) 「産業別ガイダンス」は「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきだが、「SASB スタンダード」は「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべき</p>	<p>以下の理由から「産業別ガイダンス」は、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきだが、「SASB スタンダード」(「産業別ガイダンス」と重複する部分を除く。)は、公表時期によらず、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきと考える。</p> <p>(理由)</p> <p>サステナビリティ開示基準の適用 BC77 項に記載がある通り、まずは気候関連開示における「産業別ガイダンス」の実務導入を優先して進めるべきであり、気候関連開示における実務の定着状況や ISSB の作業状況を踏まえ、「SASB スタンダード」の取り扱いを検討すべき。</p> <p>ISSB は今後 2 年間の作業計画の優先事項に「SASB スタンダード」の強化を位置付けており、国際的な適用可能性の向上などに加え、採掘・鉱業、電力、食品・飲料において業種別「SASB スタンダード」の改定が予定されている。これは、2023 年 12 月最終改訂版の「SASB スタンダード」が発展途上の段階にあることを示唆している。特定時点の「SASB スタンダード」を SSBJ が承認し、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とする方針には賛同するものの、少なくとも ISSB による今後 2 年間の作業を経</p>	<p>産業別の開示については、まず気候関連開示における「産業別ガイダンス」の実務導入を優先して進め、その状況を踏まえて「SASB スタンダード」の取扱いを検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	て「SASB スタンダード」に十分な成熟が見られたと SSBJ が判断するまでの間は、任意参照とすべきと考える。	
4) 「SASB スタンダード」は「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきである。	本提案に同意しかねる。SASB はもともと米国の基準で作成されており、日本の商社業態を考慮したものではなく、分類されるセクターに異論がある場合がある。そのため、「考慮しなければならない」ではなく、「考慮できる」情報源としていただきたい。	「SASB スタンダード」は我が国の商社業態を考慮したものではなく、その産業分類に課題があるため、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 2 の 2) 冒頭で記載している。
5) 「SASB スタンダード」は「参照し、その適用可能性を考慮することを推奨する」情報源とすべきである。	【適用基準案・第 45 項】 「SASB スタンダード」は現時点では ISSB の一部ではあるが、運営自体は独立している。あくまでも、一団体の発表するスタンダードであり、ここまで考慮することを強調することに、違和感を覚える。あくまでも「考慮することを推奨する」程度の記載ぶりではないのか。	「SASB スタンダード」は、ISSB とは別の基準設定主体による基準であるため、「参照し、その適用可能性を考慮することを推奨する」情報源とすべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 2 の 2) 冒頭で記載している。
6) 「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきである。	SASB について「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という点に、同意いたしかねます。 SASB の産業別ガイダンス「エンジニアリング&建設サービス」では、例えば「炭化水素関連プロジェクト」の受注残高および受注のキャンセル額を開示するよう規定されています (SASB:IF-EN-410b.1,2)。「炭化水素関連プロジェクト」の受注はネガティブであるという視点に基づくと思われませんが、国策に基づく化石燃料発電設備の高効率化など、日	「SASB スタンダード」における開示指標には、我が国のエネルギー政策や環境政策と異なる視点での開示を推奨するような定めがあることから、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>報源とすべきではない。</p>	<p>本のエネルギー政策の下では脱炭素化を推進するPJも含まれることとなります。このような、日本のエネルギー・環境政策と異なる視点での開示を強く推奨するような規定が、日本政府が発行するサステナビリティ情報開示基準に盛り込まれることは、日本企業として対応に大変苦慮するところです。</p>	<p>しなければならない」情報源とすべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の2)冒頭で記載している。</p>
<p>同上</p>	<p>本提案に反対する。SASB スタンダードを shall consider と位置付けることには問題がある。</p> <p>SASB スタンダードの要求事項は細則的であり、なぜ当該指標の開示を検討しなければならないのかといった目的や、要求される指標がどのように開示目的を満たすのかといった点が説明されていないため、SASB スタンダードの指標がチェックリスト的に使用される可能性が高く、自社にとって真にマテリアルな開示トピックや指標を企業が検討する動機を損なう恐れがある。さらに、この影響は、開示実務が蓄積されていないSSBJ基準導入初期段階において強く作用するとともに、その後の開示実務の方向性に大きく影響する恐れがある。</p> <p>適用基準案 BC73 項(1)では、利用者が比較可能な産業別基準を求めている旨が強調されているが、企業間比較が有益たりうるためには、報告企業にとってマテリアルな指標に基づく情報が開示されているという前提条件が必須である。比較可能性が重要である点は理解するものの、比較可能性と画一的な要請を追求するあまり、報告企業によるマテリアルな開示トピックや指標の検討を阻害してはならない。</p> <p>SASB スタンダードの特徴として、産業分類の選択により、報告企業の開示すべき開示トピックや指標が画一的に決定される点が挙げられる。適用基準案 BC73 項(2)によれば、SASB スタンダードが産業固有のリスク及び機会並びに指標を示していることが、適用基準 45 項、同 54 項の根拠として説明されているが、昨今の企業のビジネス・モデルやバリュー・チェーンは実に多様であり、便宜上は同じセクターに分類される企業同士であっても、ビジネス・モデルやバリュー・チェーンの相違により、必ずしも同一の開示トピック</p>	<p>「SASB スタンダード」は、指標の開示目的や指標と開示目的との関連性が説明されていないため、チェックリストのように用いられ、企業にとって重要性がある情報の開示を検討する実務を阻害する懸念があることから、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の2)冒頭で記載している。</p> <p>また、適用基準案において、「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮する目的は、次のとおり示している。</p> <p>① サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別： 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することが目的である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>や指標がマテリアルであるとは限らない。したがって、産業分類を決定しさえすれば、企業にとってマテリアルな開示トピックや指標は機械的に選択できるという SASB スタンドの前提が通用しない可能性がある。</p>	<p>② 識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別： 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示するため、主要な利用者の意思決定に関連性があり、そのサステナビリティ関連のリスク又は機会を忠実に表現するような情報を識別することが目的である。</p>
同 上	<p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合については、当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）は要求されないとの説明であるが、特定の目標を開示しない理由や実質的に開示を求められることを懸念。「SASB スタandard」の様な産業別の開示基準は国際的に共通認識が確立されているものであれば有益である一方、国別の固有性が排除できないケースや国別に算定基準や方法に相違があるケースもあると思われるため、拙速に「考慮しなければならない」と強制適用するのは問題があると考え。</p>	<p>「SASB スタandard」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とした場合、適用可能性を考慮した結果、当該ガイダンスに記載されている事項を開示しないことも考えられるものの、開示しない理由の説明を求められたり、実質的に開示することを求められたりする懸念があるため、「SASB スタandard」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>また、開示しない理由の説明を求められたり、実質的に開示することを求められたりすると懸念に対しては、質問2の15)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>SASB スタンダードを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない (shall consider) とする取扱いに反対する。</p> <p>その理由は SASB スタンダードには ISSB 基準と同様のデュー・プロセスに基づき改正手続が行われるものではないという「正当性」の問題が存在するからである。基準設定主体として、この正当性については譲歩すべきではない。いくら SASB スタンダードの有用性が認められるとしても、正当性の欠如はその信頼性と透明性を損なう可能性がある。</p> <p>また、SSBJ はこれまでも ISSB に対して SASB スタンダードの正当性への疑念を繰り返し提起し、かつ、その解消を求めてきた。オーストラリア会計基準審議会との連名でのコメントも行い、一貫してこの堅持し続けている。したがって、正当性が確保されない限り、SASB スタンダードの「shall consider」には強く反対する。</p>	<p>「SASB スタンダード」は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に基づき改訂手続が行われるものではないことから、その正当性に課題があり、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の2)冒頭で記載している。</p>
7) 任意でSSBJ基準に従い開示を行う場合は、「SASBスタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情	<p>こうした背景から、SASB スタンダードを shall consider と位置付けることが、とりわけ任意でサステナビリティ情報を開示する企業にとって、SSBJ 基準を敷居の高い基準にしてしまう恐れがある。第30回サステナビリティ基準委員会において、金商法における適用対象企業の範囲をプライム（又はその一部）に定めるとの通知を金融庁から受けたことにより、第29回委員会時の暫定合意の意思確認の結果(SASB スタンダードを may consider と位置付ける)が、第31回委員会の暫定合意の意思確認において覆ったという事実は、任意開示の企業に対して SASB スタンダードを shall consider として要求することは、実務上のハードルが高いと多くの委員が判断していたことの証左とも考えられる。上記を鑑み、適用基準64項(2)、同69項(2)、同76項(2)と同様に、SASB スタンダードを shall consider と位置付ける法定開示（プライム企業向け）の要求事項と、任意開示企業に対する要求事</p>	<p>任意でSSBJ基準に従った開示を行う場合には、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源としないことを提案するコメントである。</p> <p>任意でSSBJ基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成することを奨励する観点から、SSBJ基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の有用性を損なわない範囲において、SSBJ基準における定</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
報源とすべきではない。	項を場合分けする（例えば、任意開示の場合は、SASB スタンダードを may consider に位置付けるなど）等の代替案を検討することが考えられる。	<p>めの免除を検討した。その結果、本公開草案において提案した項目以上に免除する定めを増やさないこととした。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
8) 「産業別ガイダンス」は「参照することを推奨する」情報源とすべきである。	<p>【適用基準案・第 16,17 項】</p> <p>「産業別ガイダンス」について、非常に配慮した書きぶりになっているが、「産業別ガイダンス」自体の位置づけがまだ確定していないことから、確定するまでは、「参照することを推奨する」程度の記載ぶりでも良いと考える。</p> <p>【気候基準案・第 89 項】</p> <p>「ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている、開示トピックに関する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。考慮した結果、適用すると結論づけられる場合と、適用しないと結論づけられる場合とがある」とされているが、現時点では、「産業別ガイダンス」は IFRS SX 上も参考の位置づけにあることから、敢えて、基準草案に入れなくて良いと思料。将来的に、IFRS SX に導入が決まった際、改めて、SSBJ 草案に反映させるかどうか、判断をすればよいと考える。</p>	<p>「産業別ガイダンス」は、現時点では ISSB 基準を構成するものではないため、「産業別ガイダンス」が ISSB 基準の一部を構成することとなるまでは、「参照することを推奨する」情報源とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 2) 冒頭で記載している。</p>
9) 「SASB スタンダード」又は「産業別ガイダンス」の内容も審議すべきである。	<p>「SASB スタンダード」の様な産業別の開示基準は国際的に共通認識が確立されているものであれば有益である一方、国別の固有性が排除できないケースや国別に算定基準や方法に相違があるケースもあると思われるため、拙速に「考慮しなければならない」と強制適用するのは問題があると考え。強制適用する場合には、「産業別ガイダンス」(=「SASB スタンダード」のうち、気候に関連すると ISSB が判断した部分を抜き出したもの) と同様のステータスのものに対し順次個別に慎重な検討を加えるべきと考える。</p>	<p>「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」とするのであれば、その内容について当委員会でも審議すべきとのコメントである。</p> <p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という定めは、考慮した結果、適用すると結論付ける場合もあれば、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>適用しないと結論付ける場合もある。このことを踏まえると、SSBJ 基準独自の取扱いとして、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の内容の一部を変更する必要があるものは、基本的にはないと考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、追加的な対応は行わないこととした。</p>
同 上	<p>まず、SASB スタンダード及び産業別ガイダンス（以下、SASB 等）は IFRS サステナビリティ開示基準（以下、ISSB 基準）においても SSBJ 基準案においても開示基準を構成しないとされています。従って、ISSB 基準は SASB 等よりも上位に位置することになります。「開発にあたっての基本的な方針」に基づいて ISSB 基準の「すべての定めを無条件で取り入れることはしない」のであれば、SASB 等も同様に「すべての定めを無条件で参照し、適用可能性を考慮しなければならないとはしない」という基本的な方針であるべきではないでしょうか。上位の ISSB 基準に関して SSBJ で審議を行ったうえで修正・追加等を加えて取り入れるのであれば、下位の SASB 等も同様に審議を経るべきではないでしょうか（代替案）。</p>	<p>ISSB 基準の要求事項を個々に検討し、SSBJ 基準に取り入れるかを検討しているのと同様に、「SASB スタンダード」の内容を個々に検討し、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とするかどうかを検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 9)冒頭で記載している。</p>
10) 複数の産業において事業を営む場合の追加的な対応を行うべきである。	<p>コングロマリットの場合、複数の産業別ガイダンスの開示トピックを参照することは過大な労力とコストが必要であるため、何らかの緩和措置を検討いただきたい。</p>	<p>企業が複数の産業において事業を営む場合、「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とする定めに関する一定の救済措置を要請するコメントである。</p> <p>当委員会は、ISSB 基準との整合性を図るため、ISSB 基準の要求事項をすべて取</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている。</p> <p>企業が複数の産業を営む場合の「SASB スタンダード」の参照について、SSBJ 基準独自の取扱いを定めるべき相応の理由は特段見受けられないことから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>本提案に同意する。</p> <p>ただし、企業がサステナビリティ関連財務開示の作成にあたり、適用した「IFRS サステナビリティ開示基準」、「SASB スタンダード」または、特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業と記載がある部分について、複数の産業及びセクターに関わる事業を展開する企業の場合、複数の適応する産業別ガイダンスを参照する必要があるのか明確にしていきたい。ご参考までに、「SASB 実施入門書」においては、以下の対応が推奨されている。</p> <p>【参照】SASB 実施入門書 複数の業種が適用される場合の対応</p> <p>一部の組織は、SASB の業界分類システムできちんと捕捉されている単一の事業部門に焦点を当てた「専業」企業である。また、業界を横断して水平方向に統合されている企業もあれば、複数の業界をまたいでバリューチェーンを垂直方向に統合している企業もある。このような企業の場合、企業の財務状況や業績に影響を与える可能性のあるサステナ</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を適用するにあたり、企業が複数の産業において事業を営む場合の取扱いを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 10) 冒頭で記載している。</p> <p>また、ガイダンス等の提供に関するコメントへの対応は、質問 2 の 21) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ビリティに関するトピックのすべてに対応するために、複数のインダストリー基準が必要とされる場合がある。</p> <p>企業の連結事業が複数の業界にまたがっている場合、SASBは、投資家への開示が正当化される可能性のある、主要インダストリー基準で定義されているトピック以外のトピックを特定するために、複数のインダストリー基準をレビューすることを推奨している。</p> <p>従来の業界分類にとらわれない独自のビジネスモデルを持つ企業の場合は、同様の活動を行っている様々な業界から、投資家に重要な情報を伝える可能性が最も高い開示トピックを選択して、開示トピック（および関連する指標）を検討することをお勧めする。新興技術をベースにしたビジネスモデルなど、非常にユニークなビジネスモデルを持つ企業の中には、複数の業界の開示トピックに基づいてカスタムされた「SASB テンプレート」を作成する必要がある場合がある。</p>	
(他のガイダンスの情報源に対するコメント)		
<p>11) 「産業別ガイダンス」においては、常に最新の業界スタンダードを参照することを要求すべきである。</p>	<p>以下、会員企業（プライム上場企業）より出された産業別ガイダンスに関するコメントを記す。</p> <p>産業別ガイダンスに関しては最新の業界スタンダードを参照すべきであり、国際海運に関してはIMO（国際海事機関）が取り決めている最新の基準を考慮すべく、更なる開発が必要と考える。常に最新の基準を参照する、といった一文が必要と考える。</p>	<p>「産業別ガイダンス」では、国際海運業において国際海事機関（IMO）が定める基準の最新版を参照するなど、最新の業界スタンダードを「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントは、最新の業界スタンダードによる開示が別途要求されているものの、その内容が「産業別ガイダンス」に反映されていないことを踏まえてのものと考えられる。この点、適用基準案では、「参照し、その適用可能性を考慮することがで</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>きる」情報源に、同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会又はそのような企業によって開示された情報を含めている（適用基準案第 47 項(3)及び第 56 項(3)）。このため、開示実務が進展している産業に属する企業が、その産業における国際的なガイダンスに基づき他の企業が識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会又は開示した情報を参照することは妨げられないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	同意するが、特に産業別ガイダンスに関しては最新の業界スタンダードを参照すべきであり、国際海運に関しては IMO が取り決めている最新の基準を考慮すべく、更なる開発が必要と考える。常に最新の基準を参照する、といった一文が必要と考える。	同 上
12) ISSB 基準を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情	今後、ISSB が気候関連開示以外の基準を作成した場合に備え、適用基準案第 47 項に、ISSB が定める IFRS サステナビリティ開示基準を明記することが考えられる。	<p>ISSB 基準を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に追加すべきであるとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」では、ISSB 基準の要求事項をそのまま適用するという選択肢を常に含める</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>報源に追加すべきである。</p>		<p>こととしているため、企業が最新の ISSB 基準を適用することを望む場合に、最新の ISSB 基準を参照し、その適用可能性を考慮することができることを明らかにすることは有用と考えられる。</p> <p>また、今後、IFRS S3 号などの新基準の公表に際して、「産業別ガイダンス」のような、ISSB 基準に付属するガイダンスが公表される場合があることを踏まえると、ISSB 基準のみならず、ISSB 基準に付属するガイダンスについても、同様の明確化を行うことが有用と考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更し、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に、ISSB 基準及び付属するガイダンスを追加することとした。</p>
<p>(「SASB スタンダード」が改訂された場合の定めに対するコメント)</p>		
<p>13) 改訂後の「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮することがで</p>	<p>④ 「SASB スタンダード」が改訂された場合について</p> <p>SSBJ の提案では、「SASB スタンダード」が改訂された場合、改訂後の「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」としている。「SASB スタンダード」が改訂された際には、SSBJ によるエンドースメント・プロセスが必要なので、その期間において「考慮することができる」としたことは妥当である。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
きる」情報源とすることを支持する。		
同 上	<p>第二に、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合に、自動的に取り入れるのではなく、「SASB スタンダード」(2023 年 12 月最終改訂)を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることに同意する。これは、「SASB スタンダード」の改訂にあたり、我が国の意見を極力反映させた上で SSBJ 基準として改訂事項を受け入れやすくするために、エンドースメント・プロセスとして備えるべき性質と考える。したがって、エンドースメントの検討期間中は、改訂後の「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」とする規定は妥当と考える。</p>	同 上
14) 改訂後の「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきでない。	<p>基本的には同意するが、適用基準案第 46 項の必要性については再度検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 46 項では、今後 SASB スタンダードが改正された場合、改正後の SASB スタンダードを参照し、適用可能性を考慮することができる」とされている。しかし、どのように改正されるかが現時点では不明であるにもかかわらず、改正されたものを参照することができるとする点について、基準としての性格を踏まえると違和感を覚える。したがって、今後の SASB スタンダードの改正内容を踏まえて判断すべきであり、第 46 項自体を設ける必要があるかどうかは再度検討すべきであると考えている。 IFRS 財団における「SASB スタンダード」と「産業別ガイダンス」に対するデュー・プロセスの相違を踏まえ、それぞれに対して SSBJ がどのような承認ないし適正手続を行うこととなるのかを明確にすることが望ましい。 	<p>「SASB スタンダード」については、今後どのような改訂が行われるか現時点では不明であるため、将来において改訂が行われた場合に、改訂後の「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」とする定めを置くべきでないとのコメントである。</p> <p>本公開草案においては、「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源としている。「SASB スタンダード」が改訂された場合には、当該ガイダンスの内容を検討するとともに、その日本語訳を利用可能にすることが必要であると考えたことから、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>「SASB スタンダード」(2023 年 12 月最終改訂)を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とすることを提案している。</p> <p>一方、ISSB 基準においては、IFRS 財団により「SASB スタンダード」が改訂された場合、自動的に改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮しなければならないと考えられる。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をそのまま適用するという選択肢を常に含める方針としているため、企業が改訂後の「SASB スタンダード」の適用を望む場合に、当該ガイダンスを「参照し、その適用可能性を考慮することができる」としておくことが考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
(適用可能性を考慮する際の実務上の対応に対するコメント)		
15) 適用可能性の考慮にあたり、重要性に	なお、「SASB スタンダード等」を第一の参照先とすることは重要であるものの、適用基準案第 45 項、気候基準案第 16 項等に「考慮した結果、適用すると結論付ける場合と、適用しないと結論付ける場合とがある」と示されているように、機械的に適用するのでは	適用可能性の考慮にあたり、当該ガイダンスを適用すると結論付けるかどうかは、その重要性に応じて企業が判断する必要

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>応じて判断することになる旨を周知すべきである。</p>	<p>なく、自社の重要性に応じて判断することを周知することの重要性に関する意見もあった。</p>	<p>がある旨を、当委員会から周知すべきとのコメントである。</p> <p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」場合は、当該ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮することは要求されるものの、当該ガイダンスに記載されている事項（例えば、特定の指標を開示すること）は、要求されないことを意味している。</p> <p>「適用可能性を考慮しなければならない」という定めは、考慮したガイダンスに記載されている事項について網羅的に検討することを想定しておらず、例えば、どの産業のガイダンスを参照することとしたのか、当該産業に関するガイダンスに記載されているリスク及び機会のうち、どれを企業のリスク及び機会として識別したのか、当該産業に関するガイダンスにおけるリスク及び機会について記載されている指標等のうち、どれについて開示することとしたのか等について、その理由を検討することが考えられる。</p> <p>また、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>のリスク及び機会の識別並びにサステナビリティ関連財務開示に含める重要性がある情報の識別は、サステナビリティ関連財務開示を作成する過程で企業が行う判断の例として挙げられている。</p> <p>左記のコメントを踏まえ、当委員会事務局による解説記事等の文書として、当該定める趣旨を周知するための情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
同 上	<p>補足説明により必ずしも「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」に記載されている事項の開示を要求するものではないということと理解しており、どの指標に関して開示するかは企業の判断にすることが望ましいと考える。</p>	<p>適用可能性の考慮にあたり、適用すると結論付けるかどうかは、企業の判断によるべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の15)冒頭で記載している。</p>
16) 企業にとって過度な負担とならないように実務上の対応への配慮が必要である。	<p>国際的比較可能性の観点より、本提案に概ね同意する。</p> <p>ただし、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」については、元々北米基準であり国際基準への適合が十分検討されているとは想定されず、少なくとも本基準適用時点においては日本側の意見が十分に反映されていないとも考える。このような状況下では、各企業が適用可能性を考慮した結果、適用しないという判断が実務において多くなされることも想定し得る。</p> <p>各企業が考慮した結果、実質的に適用せざるを得ない運用となってしまうのではなく、合理的な判断であれば、企業の実務負担を過度に強いることなく、実質的にも「適用しない」を選択できる運用にすることは必要不可欠である。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」について、実質的に適用せざるを得ない運用にならないよう、適用可能性を考慮した結果、適用しないと結論付ける作成者の判断が合理的である場合は、そのように選択できる運用とすることが必要であるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の15)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>「ガイダンスの情報源」における「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」の取扱いに関する本提案に概ね同意する。</p> <p>一方、非財務情報開示の開示実務が、昨今始まったばかりであり、最初から何から何まで開示を求めると企業に多大なる負担がかかることを懸念する。</p> <p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」が本提案のように「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源であるというような規定になるとしても、各企業が適用可能性を考慮した結果、適用しないという判断が実務においてなされることも多いと思われる。この企業の判断が合理的であれば、企業の実務負担を過度に強いるのではなく、当該企業の判断が尊重されるような運用になることが重要である。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を参照し、その適用可能性を考慮した結果、適用しないと結論付ける作成者の判断が合理的である場合は、それを尊重する運用が重要であるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 15) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に同意するが実務上の配慮が必要である。</p> <p>(理由)</p> <p>「SASB スタンダード」(適用基準案第 45 項) 及び「産業別ガイダンス」(気候基準案第 89 項) を考慮(参照)とすることに違和感はないが、「考慮(参照)する」という実務において、保証を受ける際にガイダンスの基準や要求事項を半強制的に取り扱うことが求められ、作成者(企業)の実務負担が過度に増すことがないようにして頂きたい。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」との定めにより、事実上適用が強制される結果とならないような配慮が必要であるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 15) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>一方、SASB スタンダードの開示トピックや指標を開示しないことを企業が選択した場合の対応方法について適用基準案 BC80 項には明示的な記載がないが、同項の「企業がガイダンスの情報源を考慮した証跡を残すことが有用」という記載や、今後想定される保証者とのやり取りを考慮すれば、開示しないと判断した理由を証跡として要請される(コンプライ・オア・エクスプレイン) と解釈される可能性がある。SASB スタンダードの開示トピックや指標を開示しない場合にも説明義務が発生するとすれば、開示実務としては</p>	<p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」との定めは、開示実務において、「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を結果的に適用しなければならない方向に解釈される可能性があるという懸念を示すコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「考慮」よりも「開示」に強く引きずられる可能性が高く、結果的に「考慮義務」は「開示義務」と近い意味を持つことになる恐れがある。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問2の15)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>また、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の実務におけるレベル感にも配慮が必要である。基準・ガイダンス等で要求事項を詳細に定めすぎる事で、諸外国に比し実務負荷が過度にあがることを懸念する。諸外国も含め、最新の業界スタンダードや実務の動向もみながら慎重に検討すべきである。</p>	<p>「SASB スタンダード」及び「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」との定めが実務にどのような影響を与えるかを検討し、過度な負荷がかからないような対応が必要であるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の15)冒頭で記載している。</p>
17) どのような場合に「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたことになるのかを明確化すべきである。	<p>気候関連開示の作成にあたり、「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピック参照しその適用可能性を考慮しなければならないとされているが、「適用可能性を考慮する」という定義が曖昧で、どのような場合に同要求事項へ対応したと判断されるのかが不透明。</p>	<p>「産業別ガイダンス」を「参照し、その適用可能性を考慮する」情報源とする定めについて、どのような場合にこの定めを満たしたことになるのかが明確でないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問2の15)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【適用基準案・第45項】</p> <p>「その適用可能性を考慮しなければならない。」とはどのような考慮が必要なのか、どの程度であれば考慮したといえるのか、具体例を示してほしい。</p>	<p>「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮する」情報源とする定めについて、どのような場合にこの定めを満たしたことになるのかを明確化するために、例示を要請するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問 2 の 15) 冒頭で記載している。
同 上	一方、具体的な適用についてのガイダンスや「ガイダンスの情報源」の利用に関するベストプラクティス等の公表を継続的に検討していただきたい。特に、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」という記載については、実務上どこまでの対応が必要なのかが必ずしも明確になっていないため、早期に一定のガイダンスが公表されることを期待する。	「参照し、その適用可能性を考慮する」との定めについて、どのような場合にこの定めを満たしたことになるのかを明確化するために、ガイダンスの提供を要請するコメントである。 このコメントへの対応は、質問 2 の 15) 冒頭で記載している。
(適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述に対するコメント)		
18) 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を支持する。	適用基準案 BC80 項の通り、網羅的に検討することを想定しておらず、簡潔な記載で良いとするのであれば、ISSB 基準との整合も踏まえ本提案を支持する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントであるが、質問 2 の 19) 冒頭で記載しているとおり、適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述については、当該文書化に関する記述を本公開草案から削除し、当委員会事務局による解説記事等の文書として当該記述を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。
同 上	なお、適用基準案の BC80 項は、SASB スタンダードや産業別ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮しなければならないという定めを満たすために必要な企業における検討の内容及びプロセスに関する一定の指針を示している。	同 上
19) 適用可能性を考慮する際の文書化に	また、SASB スタンダードを shall consider と位置付けた場合、適用基準案 BC73 項(2)に記載されているように、「少ないコストで主要な利用者のニーズを満たす開示を作成できる可能性」が高くなる可能性がある。SASB スタンダードを考慮した結果として開示	「SASB スタンダード」の適用可能性を考慮する際に文書化を行うことを要求す

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>関する記述を置くことには懸念がある。</p>	<p>トピックや指標を開示する場合、適用基準案 BC80 項に従い、検討内容を証跡として残すことが要求される。当該要求事項は、情報開示そのものに加えて検討過程の文書化を要求しており、報告企業に相応の負荷がかかることが想定される。</p>	<p>ることは、企業に相応の負荷をかける可能性があり、懸念を示すコメントである。</p> <p>本公開草案において当該文書化に関する記述を含めたのは、「適用可能性を考慮しなければならない」という定めへの実務上の対応を明確化することにより、SSBJ 基準を適用しやすいものにするためである。仮に当該文書化が行われなかった場合には、企業が「適用可能性を考慮しなければならない」という定めを満たしたかどうかを客観的に判断しづらくなる可能性があると考えられる。</p> <p>ただし、この文書化に関する記述を SSBJ 基準の結論の背景に記載することによって意図しない結果が生じたり、SSBJ 基準全体のバランスを欠いたりすることが考えられる。このため、本公開草案における当該文書化に関する記述を削除し、当委員会事務局による解説記事等の文書として当該記述を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>また、適用可能性の考慮の結果、情報開示等が要求されるものではないと記載されているが、適用可能性を網羅的に検討し文書化することには多大なコストを要するため、費用対効果の観点でも合理的でないと考える。</p>	<p>適用可能性を考慮する際に文書化を行うことを要求することは、費用対効果の観点から合理的でないとコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問2の19)冒頭で記載している。
20) 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を削除すべきである。	BC79 項～BC81 項で文書化とその手法等についての要求事項があります。BC は基準を構成するとされていますので、開示基準の中で文書化等を要求することになります。この部分は、削除すべき（代替案）と考えます。理由は、①開示基準で要求する内容として適当でない、②文書化を要するのはここだけではなく記載のバランスを欠いている、③SSBJ が ISSB 基準を超えて SASB 等を実質的に強制適用する意図を持っているとの誤解を与える可能性があるからです。	適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述は、開示基準として要求する内容として適切ではないこと、本来文書化が必要と考えられる項目は当該箇所に限らないと考えられること等の理由から、削除すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問2の19)冒頭で記載している。
(追加のガイダンス等に対するコメント)		
21) 追加のガイダンス等を公表すべきである。	今後、SASB スタンドの具体的な適用方法についてガイダンス等が提供されれば、実務の一助となる。	「SASB スタandard」の適用方法に関する追加的なガイダンスを提供することを要請するコメントである。 今後 ISSB が追加的なガイダンスを公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討することを予定している。また、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。 また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書については、さまざまな方法を探り得

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>なお、適用基準案の BC80 項は、SASB スタンドアードや産業別ガイダンスを参照し、その適用可能性を考慮しなければならないという定めを満たすために必要な企業における検討の内容及びプロセスに関する一定の指針を示している。しかし、実務上の経験の蓄積がない領域であるため、ガイダンスの情報源の利用に関するベストプラクティスの蓄積や、企業における当該プロセスに関する開示の推奨について継続的に検討することを提案する。</p>	<p>「SASB スタンドアード」及び「産業別ガイダンス」の適用可能性の考慮に関するベスト・プラクティスを蓄積し、企業に対して推奨していくことを検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 21) 冒頭で記載している。</p>
<p>22) ISSB と協働して追加のガイダンス等を公表すべきである。</p>	<p>我が国において SASB スタンドアードの使用はまだ一般的ではないと考えられる。このため、SASB スタンドアードに関する教育的資料等のさらなる充実を行うことを ISSB に対して積極的に働きかけることを検討いただきたい。また、貴委員会独自の活動として SASB スタンドアードの使用を支援する解説等の実施を検討いただきたい。</p>	<p>「SASB スタンドアード」に関する教育的資料の充実を、当委員会から ISSB に働きかけることを提案するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 21) 冒頭で記載している。</p>
<p>同 上</p>	<p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」の具体的な適用について、国際的な解釈と整合する解釈の確立のために ISSB と協働することが期待される。</p>	<p>「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」との定めについて、国際的な解釈と整合する解釈を確立するために、ISSB と協働することを要請するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 2 の 21) 冒頭で記載している。</p>
<p>23) 「SASB スタンドアード」の日本語訳を公</p>	<p>日本での SASB スタンドアードの理解を促進するために早期に SASB スタンドアードの翻訳版が公表されることが期待される。</p>	<p>「SASB スタンドアード」の日本語訳を要請するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
表することを望む。		「SASB スタンダード」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源とするにあたり、当委員会事務局において「SASB スタンダード」(2023年12月最終改訂)の日本語訳を作成し、2024年12月にIFRS財団より公表した。
同 上	日本でのSASB スタンダードの理解を促進するために早期にSASB スタンダード(2023年12月最終公表)の翻訳版が公表されることが期待される。	同 上
(その他のコメント)		
24) ISSB による「産業別ガイダンス」の将来の改訂に対して、意見発信すべきである。	<p>サステナビリティ開示基準の適用(案)BC20項及びBC21項において、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」(以下「産業別ガイダンス」という。)(2023年6月公表)は将来において要求される開示となるべきとの意向がISSBより示されているものの、現時点ではIFRS S2号の一部を構成するものではないとされている。SSBJでは、ISSBが産業別基準をIFRS S2号の一部を構成するとした時点で、SSBJの開発する基準に取り入れることを検討するとしており、本公開草案には産業別基準に相当する内容を含めていない、とのことである。</p> <p>産業別ガイダンスでは、2022年3月にISSBの公開草案が公表された際の産業別指標からはほとんど修正されず、米国前提で作られていると考えられるものが依然として多く日本の制度・状況に即していないものが散見される。将来的に産業別ガイダンスによる開示が一律に義務付けられても有用性に疑義があると考えられ、また企業によっては対応が困難であったり、仮に対応できた場合でも相当のコスト負担が生じる可能性がある。</p> <p>今後、産業別ガイダンスが基準に取り入れられることも踏まえて、グローバルベースラインとして適切な水準になるようにISSBに対してSSBJより引き続き意見発信を行っていくことをお願いしたい。</p>	<p>「産業別ガイダンス」については、米国の諸制度を踏まえた内容と考えられるものが依然として多く、将来の改訂に対して当委員会から意見発信すべきであるとのコメントである。</p> <p>ISSBに対する意見発信等についてのコメントは、今後の意見発信等において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	SSBJ は、次の点を IFRS に提案すべきである。2. 「産業別ガイダンス」の検討には、日本の各産業の意見を集約し、代弁が可能な人材を派遣して、日本の産業の実情が反映された産業別ガイダンスとすること。その制度が確保されれば賛成する。	「産業別ガイダンス」に対して、我が国の産業の実情を反映させるよう、当委員会から意見発信すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 2 の 24) 冒頭で記載している。
25) 「SASB スタンダード」は、適正なデュー・プロセスを経るべきである。	米国の SASB スタンダードの取り扱いについては、日本側の意見が十分に反映されない可能性がある。SASB スタンダードのみで開示要求される項目は産業別ガイダンスにその項目を織り込み、しかるべきデュープロセスを経るべき。	「SASB スタンダード」は、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に基づくデュー・プロセスを経るべきであるとのコメントである。 ISSB に対する意見発信等についてのコメントは、今後の意見発信等において参考としたい。
同 上	SSBJ は、次の点を IFRS に提案すべきである。1. 「サステナビリティ開示基準」と「SASB」の連動性・相互承認を行うこと。SASB スタンダードが改定を行う場合には、「サステナビリティ開示」にどのような影響を与えるかを事前に検討し承認を必要とするよう求めること。	「SASB スタンダード」の改訂が開示に与える影響について、改訂前に ISSB が検討するよう、当委員会から意見発信すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 2 の 25) 冒頭で記載している。
26) 「SASB スタンダード」の拡充を図るべきである。	「SASB スタンダード」の開示トピックの充実（機会に関する情報等）を求める意見もあった。	「SASB スタンダード」における開示トピックの内容を充実させるべきとのコメントである。 ISSB に対する意見発信等についてのコメントは、今後の意見発信等において参考としたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>27) 適用基準案第 45 項及び第 47 項の記載を修正すべきである。</p>	<p>適用基準 45 項及び 47 項において、「...当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に加え...」とあるが、この記載だと、当該サステナビリティ開示基準も参照し、適用可能性を考慮する対象に入るように読める。当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の適用の必要性は 44 項で明確なため、45 項及び 47 項では削除するか、又は、以下のように表現を更新することが考えられる。</p> <p>「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の適用に加え...」</p>	<p>適用基準案第 45 項及び第 47 項にある「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に加え」の記述について、SSBJ 基準を参照し、その適用可能性を考慮するように読めるため、修正すべきとのコメントである。</p> <p>適用基準案では、SSBJ 基準は適用可能性を考慮するものではなく、適用しなければならないものであるとしている（適用基準案第 44 項）。この取扱いが明確になるよう、適用基準案第 45 項及び第 47 項の記述を変更することとした。</p>
<p>28) 適用基準案第 53 項の定めは、気候関連のリスク及び機会には適用されないように読める。</p>	<p>気候基準案第 90 項「[適用基準] 第 53 項から第 57 項に基づき、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準以外の情報源から得た気候関連の指標を開示する場合、当該情報源及びその得た指標を開示しなければならない。」とあるが、適用基準案第 53 項は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が存在しない場合に、他の情報源を参照する規定であり、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が存在する気候の場合、適用基準案第 53 項を適用できないのではないか。</p>	<p>適用基準案第 53 項の「サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準が存在しない場合」の記述は、気候関連のリスク及び機会には適用されないように読めることを指摘するコメントである。</p> <p>ISSB 基準においては、IFRS S1 号の要求事項を他の基準と組み合わせて適用することとなるとされている（IFRS S1 号 BC6 項）。このため、企業が開示しようとする指標に対して、IFRS S2 号の中に具体的な</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>定めが存在しない場合には、IFRS S1 号の「サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される『IFRS サステナビリティ開示基準』が存在しない場合」の要求事項を適用しなければならないと考えられる。</p> <p>この ISSB 基準の考え方を踏まえ、適用基準案第 53 項の「具体的に適用されるサステナビリティ開示基準が存在しない場合」とは、企業が開示しようとする指標に対して、SSBJ 基準の中に具体的な定めが存在しない場合を意味している。</p> <p>この趣旨を明確化するために、適用基準案第 53 項の表現を変更することとした。</p>
29) 「GRI スタandard」の名称を修正すべきである。	適用基準案第 57 項(1)グローバル・レポートイング・イニシアティブ (GRI) が公表する「グローバル・レポートイング・イニシアティブ・Standard」という。)を(1)グローバル・サステナビリティ・Standard・ボード(GSSB)が発行する「GRI サステナビリティ・レポートイング・Standard (以下「GRI Standard」という。)と GRI Standard の日本語版の呼称に合わせる。	<p>適用基準案第 57 項(1)にある「GRI Standard」の名称を、「グローバル・サステナビリティ・Standard・ボード (GSSB) が公表する『GRI サステナビリティ・レポートイング・Standard』」に修正すべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントを踏まえ、本公開草案の記述を変更することとした。</p>
30) 「SASB Standard」の	全体について、③いずれの企業にも共通のコメントとして提案を行う。	「SASB Standard」を「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
適用に関する基盤の整備が必要である。	適用基準案第 45 項の「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源として「SASB スタンダード」が指定されている。質問 2 の回答のとおり、SASB スタンダードは「参照することができる」とするのが適切だと考えるが、仮に本スタンダードを「参照し考慮しなければならない」のままとする場合には、本スタンダードで開示が求められる定量値の算出や範囲に関する定義は具体化が必要である。国際的な比較水準を確保するためには、開示義務化に先立ち、まずは国際標準の業種コードと国内産業分類の読替支援や EU タクソノミーのような国内事業活動を定義する基準、コード整備等の定量値算出に必須な基盤対応（開示に必要な読替コードの無償提供、グローバル基準と整合した国内分類・コードの実装等）の実現が必要である。このような整理や実装がない場合、第三者保証取得可能な水準での定量値の集約・開示は実現困難と考える。	情報源とするためには、「SASB スタンダード」における産業分類と我が国の産業分類との対応関係の明確化や、定量的情報を算定するための基盤の整備等が必要であるとするコメントである。 左記のコメントは、今後の SSBJ 基準の導入支援において参考にしたい。
31) 定量的情報に関する議論の場を設けるべきである。	特に定量情報を、投資家にとってより意味のある情報にするために、SSBJ は、国内機関投資家を交えて議論する機会を設けることが必要である。	「SASB スタンダード」で示されている定量的情報について、より有用なものとするための議論の場を設けるべきとのコメントである。 左記のコメントは、今後の SSBJ 基準の導入支援において参考にしたい。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問3 (スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値に関する質問)		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。 ただし、質問3の4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案の方向性を支持しないコメントを踏まえ、本公開草案の提案を変更し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを削除することとした。
同 上	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量の合計値に関する提案に同意する。我々のアンケートのQ3では、「本基準における定め(案)」(Q3の案①)の「合計値を開示しなければならない」が「望ましい」とした回答者は55.0%、「採用されなかった案」(Q3の案②)の「合計値の開示を要求しない」が「望ましい」とした回答者は40.0%であったが、サステナビリティ報告研究会で検討した結果、「本基準における定め(案)」に同意すると結論付けた。</p> <p>(コメントの前提として、利用者であるアナリスト・投資家にとって、スコープ1及びスコープ2に加えて、スコープ3の温室効果ガス排出量が開示されることは非常に重要であることを強調しておきたい。)</p> <p>サステナビリティ報告研究会の議論の中で、利用者であるアナリスト・投資家の実務を確認すると、気候基準案BC101項(1)で示されている「3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を把握し、企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解し</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>たうえで、具体的にどのスコープの温室効果ガス排出が多いのか、スコープ3 温室効果ガス排出が多い場合には、どのカテゴリーが多いのか、掘り下げていく形で分析を行う」ことが実践されていることが多く、このような活用手法は理想的であるという考えが共有された。</p>	
同 上	<p>合計量の開示を義務化することでスコープ3 の絶対量をカテゴリ別に計算することが必要となり、その開示が促進されることも期待されることから、歓迎する。</p>	同 上
同 上	<p>仮に開示を要求しない場合でも実務では既に投資先企業の Scope3 の測定・計測を投資家は求められており、開示が行われない場合は推測数値が使用されることになる。自ら数値を開示しなければ不自然・非合理的な数値が投資家の投資判断の前提として使われかねない。</p>	同 上
同 上	<p>The proposed approach is appropriate given the practical benefits this will bring to investors as the users of information. Absolute gross values will importantly provide additional context to the Scope 1, 2 and 3 breakdowns with limited additional burden. They will also aid in the streamlining of Scope 3 Category 15 (financed emissions) calculations. These practical benefits for the users of this information should outweigh the additional reporting burden.</p>	同 上
同 上	<p>It will be crucial to include all three as this will promote cohesion with international standards, especially as ISSB mandates Scope 3 GHG emissions reporting. By requiring both the separate disclosure for each type and the absolute sum of total GHG emissions, there is greater clarity for the market, investors, regulators, and other stakeholders.</p>	同 上
同 上	<p>Scope1/2/3 において、それぞれの開示があった上での合計値であれば問題ない。</p>	同 上
同 上	<p>Scope1/2/3 それぞれの開示があった上での合計値であれば問題ない。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛同する。特に業務負荷が大きくなるものではないため。</p>	同 上
同 上	<p>amfori supports the proposal requiring the disclosure of the absolute total GHG emissions for Scopes 1, 2, and 3. This approach aligns with recent developments in IFRS S2 and the European Union’s Corporate Sustainability Reporting Directive (“CSRD”) E1. Given that Scope 3 is often the largest source of emissions, often representing over 90% of a company’s total emissions, the</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	disclosure of these emissions is essential. This level of transparency provides a more complete and accurate picture of a company's environmental impact, supports the implementation of management tools to address climate risks along the value chain, serves to prove the robustness of science-based targets, and facilitates continuous improvement in risk management and due diligence processes.	
同 上	The inclusion of Scopes 1, 2, and 3 in mandatory disclosures will promote the alignment with international standards, including the ISSB which mandates scope 3 GHG emissions reporting. In addition to disclosing the absolute sum of GHG emissions across the three scopes, which is required in the SSBJ's draft standards, we expect companies to disclose a break-down of material scope 3 emission categories and calculation methodologies.	同 上
同 上	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の合計値は、主要な利用者が企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解する上で有用な情報であり、タクソノミを設定することにより主要な利用者は効率的に大量の情報収集及び分析が可能となる。</p> <p>それゆえ主要な利用者のタクソノミへのニーズは極めて高く、「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ（案）」で提案されており、「2023年版 EDINET タクソノミ」においても「スコープ1、2及び3の温室効果ガス総排出量」がタクソノミ要素一覧に含まれていると理解している。</p> <p>我が国の開示実務では、有価証券報告書において開示している内容にタクソノミの要素を設定する。そのため、開示要求事項としない場合にはタクソノミの要素を設定することができず主要な利用者の効率的な情報収集を阻害することになりかねない。</p>	同 上
同 上	また、気候基準案 BC103 項の「合計値の開示を要求しない」ことを支持する理由として、同項(1)では「排出量の管理可能性及び管理のアプローチ、排出に関する責任の度合い」について言及しているが、これにより企業がスコープ3温室効果ガス排出量をコントロールできないというロジックが強くなり過ぎると、バリュー・チェーンで議論する必要があるサステナビリティ情報の意義がぶれてしまう懸念がある。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	よって、「本基準における定め（案）」の「合計値を開示しなければならない」に同意すると結論付けた。	
同 上	<p>一方、「合計値の開示を要求しない」を「望ましい」とした回答者は、上記の考えを共有しつつ、SSBJ 基準導入当初に、合計値を単純にスクリーニングに使ってしまう等、利用者が各スコープの性格の違いを踏まえずに使用してしまうリスクがあることを懸念した。</p> <p>しかし、利用者が成熟してくれば、理想的な合計値の活用に慣れてくると考えられる。</p>	同 上
同 上	<p>基本的には本提案に賛成する。しかし、実際には、特に Scope3 においては、業種や事業内容によって、カテゴリの数値が異なっており、また、カテゴリに数値が存在しない場合もある。こうした点を考慮し、企業間で比較をする場合は、その妥当性について検討する必要がある。また、サプライチェーンの排出量は自社だけでは決められないことも多く、削減することが難しい。こうした点に、企業は頭を痛めていることを認識しつつ基準や情報開示の策定を進めるべきである。</p>	同 上
（本公開草案の提案の方向性を支持するが、あわせて課題を指摘しているコメント）		
2) 本公開草案の提案の方向性を支持するが、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示がどの	<p>同意する。ただし、本公開草案を任意で適用するプライム上場企業以外の上場企業等を含めたすべての企業における円滑な適用を実現する観点から以下の点について検討していただきたい。</p> <p>2. 絶対総量の合計値の開示を求める背景の追加 （コメント）</p> <p>絶対総量の合計値を開示することが、主要な利用者にとってどのように有用となるのかを結論の背景等に追加することを検討いただきたい。 （理由）</p> <p>気候基準案 BC101 項にあるように、主要な利用者は、温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を把握し、企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解したうえで、具体</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するものの、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示が利用者にとってどのように有用となるのかを説明すべきとのコメントである。</p> <p>質問3の4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求め</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ように有用となるのかを説明すべきである。</p>	<p>的にどのスコープの温室効果ガス排出が多いのか掘り下げて分析を行うことが多いと考えられ、この観点からは合計値を開示することの有用性はあると考えられる。また、絶対総量の合計値の計算は、企業において比較的労力がかからないことが考えられる。</p> <p>一方で、気候基準案 BC103 項にあるように、温室効果ガス排出量は、種類によって性質が異なり、企業におけるリスク及び機会に対する影響、排出量の管理アプローチ等、企業ごとに異なるため、これらの排出量の合計値が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを表す指標とはいえず、かえって合計値を開示することによってミスリードするおそれがあるという意見も理解できる。</p> <p>したがって、スコープ1、スコープ2及びスコープ3のそれぞれのスコープの合計値だけでなく、絶対総量の合計値を開示することが、主要な利用者にとってどのように有用となるのかを結論の背景等に追加することを検討いただきたい。</p>	<p>る定めを削除することとした。このため、左記のコメントについて、追加的な対応は行わないこととした。</p>
<p>3) 本公開草案の提案の方向性を支持するが、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示が有用かどうかは疑問である。</p>	<p>本提案に同意はするものの、開示に意味があるのかは疑問が残る。なぜならば、Scope1 および2と、Scope3では意味合いが異なるうえ、まだバウンダリーを揃えて算定できていない企業も多いのではないかと。当社も今のところそうである。それらを勘案すると、合計値自体は開示できるものの、意味があるのかどうかは疑問が残る。</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するものの、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示が有用であるかどうかは疑問がある旨を指摘するコメントである。</p> <p>質問3の4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを削除することとした。このため、左記のコメントについて、追加的な対応は行わないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)		
<p>4) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求すべきでない。</p>	<p>Finally, we commend the SSBJ for aligning its Scope 3 disclosure requirements with the ISSB Standards. Investors need companies to disclose their absolute Scope 1, 2, and 3 GHG emissions.¹⁰ For many companies, Scope 3 emissions can represent the majority of their carbon footprint, and this information is often financially material. It is relevant for investors’ investment and stewardship decisions, and for their own reporting to their beneficiaries. Given that Scope 3 disclosures are sufficiently captured by the ISSB Standards, we recommend the SSBJ to remove its proposed requirement ‘6.Total absolute amount of greenhouse gas emissions’.¹¹ Requiring an additional reporting element deviating from the ISSB Standards may reduce comparability.</p> <p>¹⁰See, for example, Institutional Investors Group on Climate Change, “Investor approaches to scope 3: Its importance, challenges, and implications for decarbonising portfolios” (24 January 2024)</p> <p>¹¹SSBJ, <i>ibid.</i>, 6. Total absolute amount of greenhouse gas emissions, page 13</p>	<p>ISSB 基準では要求されていないスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の情報を SSBJ 基準独自の取扱いとして追加的に要求することにより、比較可能性が低下する可能性があるため、当該合計値の開示を求める定めを削除すべきとのコメントである。</p> <p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示は、主要な利用者にとって開示される情報が利用しやすくなると考えられたため提案したものである。また、企業にとっても、合計値の開示にあたり、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手する必要はないと考えられる。</p> <p>しかしながら、SSBJ 基準においては、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 それぞれの温室効果ガス排出の絶対総量の開示を求めることとしたため、これらの合計値は利用者において算定可能であり、仮に合計値が開示されなかったとしても、重</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>要性がある情報が欠如しているということにはならないと考えられる。</p> <p>以上の検討から、寄せられたコメントを踏まえ、当該合計値の開示を求める定めを本公開草案から削除することとした。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。</p> <p>気候基準案 BC101 項(4)のとおり、合計値開示において IFRS に基づく開示に対し追加的な作業負担は大きくない。一方で、作成者の立場として以下の3点から情報の有用性は低く実質的には実務負担も増大すると考えており、基準要求にはせず合計値を目標として設定している企業が選択的に（任意で）開示することが妥当と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Scope3 は Scope1・2 絶対総量に対し数十倍超、時にはそれ以上の数値となることも一般的である中、Scope1~3 各々の開示値とは別に合計値を開示することに追加的な情報価値があるかは疑問。 • Scope3 開示ではカテゴリー単位で重要性の判断の行使が可能であり、Scope3 開示値に一部のカテゴリーを含めないという判断の余地がある。当状況下、あたかも企業の排出するすべての GHG を示すかのような「合計値」という定義は誤解を招きやすい。 • 任意ではなく強制適用であることから、実質的には IFRS との差異を生じさせている。GHG 合計値開示そのものの作業負担は大きくないものの、一部でも基準に差異が発生する余地があると、IFRS への準拠表明を重視するプライム上場企業にとっては SSBJ 基準をモニタリングするコストが増大する。 	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の合計値は、情報の有用性が低いと考えられること、スコープ 3 温室効果ガス排出に一部のカテゴリーを含めない場合があるとの説明とのバランス、また ISSB 基準との差異が発生することによるコストが発生することから、開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対し、気候基準案 BC102 項(1)の通り、温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求しない、とすべきと考える。</p> <p>スコープ 1、2、3 の合計値を示す定めを置くべき理由として気候基準案 BC101 項に挙げられている意見は、我が国の諸制度を考慮する選択肢を追加するという基本的な方針を</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求めるという SSBJ 基準独自の取扱いを設ける理由は、当委員会の「開発に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>踏まえたものといえず、本提案のような規定を追加する理由に当たらないと考える。さらに、スコープ 1、2 排出量と、スコープ 3 排出量は、情報の性格が大きく異なり、削減に向けたマネジメントのアプローチも異なるという、気候基準案 BC103 項に挙げられている意見にも賛同する。気候基準案 BC101 項の各意見に対しても、スコープ 1、2、3 それぞれを開示していれば、絶対総量の合計は利用者側でも容易にできることであり、合計を記載しないことで利用者の利便性を大きく阻害することはないと考える。</p>	<p>あたったの基本的な方針」において ISSB 基準の定めをそのままの形で取り入れない相応の理由には該当しないと考えられるため、このような SSBJ 基準独自の取扱いを設けるべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>IFRS S2 号と違う定めをするのは、我が国固有の事情により、IFRS S2 号をそのまま適用することがきわめて不合理である場合に限るべきであるが、我が国固有の事情はない。</p>	<p>ISSB 基準の要求事項に加えて、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを設けるべき我が国固有の事情は認められないため、このような定めを設けるべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • スコープ 1・2・3 の温室効果ガス排出量の合計値に関する本提案に同意しない。 • 仮にスコープ 3 の開示を行う場合でも、以下の理由から本提案に同意しない。 <ul style="list-style-type: none"> • スコープ 1・2・3 の合計値には意味がなく、かえってミスリーディングな情報になる可能性がある。スコープ 1・2 とスコープ 3 では企業にとって位置づけが異なる。スコープ 3 は自社のコントロールが効かない部分が多いため、削減努力については、スコープ 1・2 とスコープ 3 に分けて管理している企業が多い。 	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量とスコープ 3 温室効果ガス排出量とでは、企業にとっての位置付けや管理可能性が異なること等の理由から、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 現状の6月末の有価証券報告書の提出期限では、スコープ3の前年度の実績がまとまりきらず、スコープ3のデータの開示が遅れる可能性がある。この場合にスコープ・1・2・3の合計値を求めることが障害になる。 	<p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。 (理由) スコープ3は、バリュー・チェーン上の上流および下流のGHGガス排出量算定が必要となり、その性質上スコープ1及びスコープ2とは対象範囲、精度及び時間軸が共に異なるものである。合計値開示の必然性は低く、参考値にしかかなり得えないため、気候基準案BC103項(3)に記載のとおり、作成者の任意での開示とすれば良いと思料する。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量と比較すると、集計範囲、算定の精度及び時間軸が異なるものであるため、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。そもそも、スコープ1,2と3は削減に向けた対応も管理の仕方も全く異なるうえ、データの精度も異なり、スコープ1,2は実績値、スコープ3は推計値を含む。性質の違うものを合算して開示することは適切ではない。企業が3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値に関する目標を設定している場合は、当該企業が合計値を任意で開示することで十分である。これらに係る観点から気候基準案BC103に強く賛同する。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量と比較すると、排出削減に向けた対応や管理方法、データの精度が異なるため、そのように性質が異なる数値を合計することを要求するのは適切ではないことから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ1、2、3の絶対総量の合計値の開示必須化には同意しかね、各スコープ毎の排出量の開示のみが望ましいと考える。 <理由></p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量と比較すると、性質や算定の精度が異な</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>スコープ 1、2 とスコープ 3 では、自社起因の排出量と他社起因の排出量で性質が異なる。特にエネルギー業界では、低炭素燃料への転換の推進などで、社会的な排出量は低減される一方、スコープ 3 の排出量は増加する局面が考えられる。</p> <p>また、スコープ 1 及び 2 は直接計測データ等を用いることにより確度の高い算定が可能である一方、スコープ 3 は製品の使用状況等不確定要素が多く、推定値となり確度の高い算定が困難であると考ええる。</p> <p>さらに、自社努力による削減量が見えづらくなること、確度の異なる数値を合計することは、投資家等が該当企業の GHG 排出量を評価する上で誤解や誤った認識を生むことになると考える。</p>	<p>ること等から、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • Scope1,2 と Scope3 では、自社起因の排出量と他社起因の排出量で性質が異なる。 • Scope1 及び 2 は直接計測データ等を用いることにより確度の高い算定が可能である一方、Scope3 は製品の使用状況等不確定要素が多く推定値となり確度の高い算定が困難である。 • 自社努力による削減量が見えづらくなること、確度の異なる数値を合計することは、投資家等が該当企業の GHG 排出量を評価する上で誤解や誤った認識を生むことになる。 • そのため各 Scope 毎の排出量の開示のみが望ましいと考える。 	同 上
同 上	<p>同意しない。自社の取組みだけでは限界のあるスコープ 3 の信頼性の問題については、国際的に共通の理解があり、米国の SEC 規制では強制開示が見送られている現状も踏まえると、参考値としての意味合いで Scope3 を開示すること自体に反対はしないものの、信頼性のレベルが異なる Scope1&2 と合算する意味が全く不明であり、合計値だけが独り歩きし、必ずしも詳細を理解しない投資家を逆にミスリードする可能性が大きいものと考ええる。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出量は、スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量と比較して、信頼性のレベルが相違しているため、それらを合算することは適切ではなく、利用者の誤解を生じさせる可能性があることから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。
同 上	<p>同意しない。</p> <p>スコープ1、2、3それぞれのGHG排出が企業にもたらすリスク・機会の程度が異なることに加えて、測定の不確実性及び求められる情報の精度も大きく異なる。例えば、合計排出量が同じであっても、スコープ1排出量の構成割合が大きい企業（例えば、製鉄、電力、セメント等）とスコープ3排出量の構成割合が大きい企業（例えば、金融、自動車等）との間で、企業が負うことになるリスク・機会は大きく異なる。そのような状況において、スコープ1-3の合計値が一律に要求される場合、当該情報がリスク・機会を表すコア指標となるという認識が広がってしまうおそれがある。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出量は、それぞれが関連するリスク及び機会の程度、測定の不確実性及び情報の精度が異なり、合計値の開示を一律に要求した場合、当該情報がリスク及び機会を表現するコア指標となる認識が広がる懸念があることから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>当協会は、次のような理由からスコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出量の合計値の開示を求める提案に同意しない。</p> <p>まず、スコープ1、スコープ2及びスコープ3それぞれのGHG排出が企業にもたらすリスク及び機会の程度が異なることに加えて、測定の不確実性及び求められる情報の精度も大きく異なる。例えば、合計排出量が同じであっても、スコープ1排出量の構成割合が大きい企業（例えば、製鉄、電力、セメント等）とスコープ3排出量の構成割合が大きい企業（例えば、金融、自動車等）との間で、企業が負うことになるリスク及び機会は大きく異なる。また、スコープ1、スコープ2及びスコープ3のGHG排出量の単純な合計値が気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを表す指標とすることについての社会的な合意は得られておらず、そのような状況において、合計値の開示が一律に要求される場合、当該情報がリスク及び機会を表すコア指標となるという認識が広がってしまうおそれがある。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>気候基準案 BC101 項に挙げられる理由は、どれも絶対総量の合計値の開示を義務付ける積極的な理由とは考えられず、むしろ BC103 項に挙げられる理由の方が合理的であると考えられる。</p> <p>BC103 項にもあるように、各スコープ別の排出量は、全く性格の異なる数値であり、これを合計して開示することで誤読の誘因となる可能性を危惧する。</p> <p>スコープ 1、スコープ 2、およびスコープ 3 の測定値は、各測定方法の違いにより、測定精度が異なることが予想されるので、精度が異なる値の合算値は、もっとも精度が低い測定値の精度になり、より精度が高い測定値の信頼性を引き下げる結果となる。</p> <p>各スコープの測定値は開示されるはずであり、合計値の計算自体は極めて容易であるため、（必要な場合は）利用者が合算すればよいのではないかと考える。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出量は、それぞれ情報の性格や測定の精度が異なっており、それらの合計値の開示を要求することで、利用者の誤解を生じさせる可能性があること等から、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【意見】 同意しない。各スコープの合計値の開示は不要と考える。</p> <p>【理由】 スコープ 1・2 とスコープ 3 とでは、範囲、見積りの精度、温室効果ガスの排出期間等が大きく異なる。また、リスクおよび機会に対する影響、排出量の管理可能性、管理のためのアプローチなども異なる。このように、情報の性質が異なるため、合計値の持つ意味が不明確であり、基準で開示を求める必要まではないと考える。各スコープへの削減アプローチは企業によって異なる場合があり、合計値の開示により、例えば、スコープ 1・2 の削減を目標としている企業の削減努力が、スコープ 3 の排出量の増加により覆い隠され、一部の投資家をミスリードする恐れもある。</p> <p>企業がスコープ 1・2・3 の合計値を対象とした温室効果ガス排出目標を設定している場合は、気候基準案第 97 項に従って目標に対する企業のパフォーマンスとして合計値の開示が求められていると理解している。</p>	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量とスコープ 3 温室効果ガス排出量とでは、範囲、見積りの精度、温室効果ガスの排出期間等が異なり、性質が異なる情報であるため、その合計値の持つ意味が明確ではないことから、合計値の開示を要求する必要はないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>スコープ1,2については活動量の数値が物量単位で一定の正確性や再現性をもって把握できるが、スコープ3については、概算や推定が多く活動量についても物量であったり金額であったり、その組み合わせだったりして正確性や再現性に乏しい(例えば金額ベースの場合、価格が変わればGHG排出量も変わる)ため、スコープ1,2と3を単純に合算することによりあまり意味がないため、ISSB基準と同じく、スコープ1,2,3排出量の合計値を要求すべきではない。</p>	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量とスコープ3温室効果ガス排出量とは、その測定の正確性が異なり、それらを単純に合計することには意味がないことから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示要求（気候基準案第49項）について、本協会のサステナビリティ基準ワーキング・グループの議論では意見が分かれた。</p> <p>同意／不同意の主な理由</p> <p>同意する意見では、利用者の情報の有用性や負担軽減が理由として挙げられた。一方、同意しない意見では、以下の理由の通り、作成者及び利用者の両方の立場からスコープ3を含めて、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量を合算する意義について問題意識がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> スコープ3の温室効果ガス排出量は、スコープ1及びスコープ2と比較して排出に対する責任の度合いや管理のアプローチが企業によって異なるため、企業としては合計値が比較されることに抵抗感がある。 スコープ3の温室効果ガス排出量は現時点ではデータの精度が低い。このため、ファイナンスド・エミッションの算出基準を定めるPCAFスタンダードは、原則として投融资先のスコープ1及びスコープ2の温室効果ガス排出量の合計値をベースに算出及び公表を求めるが、投融资先のスコープ3の温室効果ガス排出量についてはデータ品質スコアを付して、スコープ1及びスコープ2の結果とは分けて個別に開示を 	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量と比較して、その責任の度合いや管理のアプローチ、データの精度が異なることから、その合計値が企業間で比較されることは適切ではないことに加え、スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出量を合計することは利用者において比較的労力がかからないこと、合計値を開示することの有用性の説明が十分になされていないことから、合計値の開示を要求するかどうかを再度検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>求めている。また、GHG プロトコルにおいても、スコープ3の温室効果ガス排出量は企業間の比較を支援するようには設計されていないとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量の合計値を活用する利用者においても、その算出には比較的労力がかからないと考えられる。 本公開草案では、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量を合算した絶対総量を追加的に開示することが、どのように投資意思決定における有用性を改善するのか十分に説明されていない。 <p>本開示要求について同意多数とならなかったことを踏まえて、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量を合算する意義について検討頂きたい。</p>	
同 上	<p>草案「スコープ1、2、3の絶対総和の合計値を開示しなければならない」に反対し、草案で採用されなかった案「スコープ1、2、3の絶対総量の合計値の開示を要求しない」(ISSB基準と同一内容)の内容が適切だと考える。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> スコープ3の排出量は、算定対象とするサプライチェーンの範囲が開示企業ごとに異なるため、投資家や金融機関等にとっても、企業間の取組みを公平に評価・比較しにくい指標である。他方、スコープ1やスコープ2は、GHGプロトコルやSHK制度等でも企業の排出量の評価・比較に利用される主要な指標となっており、一般的にはスコープ3とは異なる位置づけである。 こうした位置づけの異なる指標を合算した「スコープ1、2、3の絶対総和の合計値」は、企業間の取組みを公平に評価・比較しにくいなか、この指標を開示義務化することで、投資家・金融機関等の誤った評価に繋がるのが強く懸念される。 スコープ3の絶対量がスコープ1・2の絶対量よりも著しく大きい企業にとっては、1~3の合計値はスコープ3に近い性質を持つため合計値を開示する必要性も乏しいと考える。 	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量とスコープ3温室効果ガス排出量とでは、企業間比較の観点から位置付けが異なっており、それらの合計値の開示を要求することにより、利用者の誤解を生じさせる懸念があることから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>スコープ 1, 2 とスコープ 3 では削減に対するアプローチが異なるため、合計値によって一概に括ることについては懸念がある。合計値の開示は、画一的に要求するのではなく、企業の判断にゆだねるべきである。</p>	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量とスコープ 3 温室効果ガス排出量とでは削減に対するアプローチが異なるため、その合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案 BC102 項の代替案（合計値の開示を要求しない）に賛成する。金融機関において大きな割合を占めるスコープ 3 カテゴリ 15 のファイナンスド・エミッション (FE) は、スコープ 1・2 とマネジメントのアプローチが異なるため、一律に合計値として開示することは望ましくないと考えられる。そのため、合計値の開示の必要性を各企業が判断できることを希望する。例えば、弊行の場合、スコープ 1～3 の合計値のうち、FE は約 99.8%を占める。これにより、端数処理によって、スコープ 1～3 の合計値と FE の値が同じ数値となる可能性がある他、FE はデータ取得ベンダの変更や算出方法の改善等によって増減する可能性がある。従って、合計値の開示によって、自社努力によって直接削減を行うスコープ 1・2 の増減が把握しづらくなる懸念がある。</p>	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量とスコープ 3 温室効果ガス排出量とでは管理のアプローチが異なるため、その合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ 3 についてはバリュー・チェーン上の上流および下流の GHG ガス排出量算定となるが、その性質上スコープ 1,2 とは対象範囲、精度及び時間軸共に異なるものであり、合計値開示の必然性は低く、参考値にしかなり得ない。従い、開示者任意での開示とすれば良い性質のものと思料する。</p>	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量とスコープ 3 温室効果ガス排出量とでは、範囲、精度及び時間軸が異なるため、その合計値を開示する必要性が乏しいことから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>仮にスコープ3の開示を行う場合でも、以下の理由により本提案に同意しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 算定精度・信頼性等のレベルが異なるスコープ3をスコープ1・2と単純合計した数値に有用性はなく、スコープ1・2・3の合計値だけが独り歩きすることで、却って投資家をミスリードする値となるリスクが高い。 スコープ1・2とスコープ3ではデータのマネジメントのレベル感も異なる。スコープ3は自社のマネジメントが効かない・効きづらい領域も多く、単純にスコープ1・2・3を合計することで、自社努力による削減量が見えづらくなる。 仮に合計値を必要とする投資家の一部存在するというのであれば、投資家が自ら簡単に合計することが可能である。 	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量とスコープ3温室効果ガス排出量とでは算定の精度や信頼性等が異なるため、それらの合計値が独り歩きすると、利用者の誤解を生じさせるリスクが高いこと等から、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>反対する。スコープ1及び2は、自社の支配下にあるエビデンス証憑に基づいた算定値である。スコープ3は、他社から得られたデータを含む推定値であり、本質的に性質が異なる情報である。合計値の是非を議論するよりも、スコープ3の推計方法、それにより内在するデータの振れ幅などを投資家が評価出来るような開示方法の開発を提案する。</p>	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量とスコープ3温室効果ガス排出量とでは性質が異なる情報であり、合計値の開示を要求するのではなく、スコープ3温室効果ガス排出量の測定に関する実務を発展させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>以下の3点により、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出量の合計値の開示を義務付ける本提案に反対する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① スコープ3の含める範囲（バウンダリー）の相違や、二重計上の問題があること。 ② このような問題を抱える中で、SSBJが合計を義務化した場合、その合計値が企業間比較に安易に用いられる可能性が高まること。 ③ Scope3の含める範囲によっては、事業活動に直接起因するスコープ1とスコープ2の数値が意味が無いほど相対的に非常に小さくなってしまう可能性があり、企業の開 	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値について、合計値が企業間で安易に比較されてしまう等の懸念があることから、現時点においては合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>示努力やその背景にある脱炭素活動の動機付けに悪影響を及ぼすことが懸念されること。</p> <p>SSBJ の気候関連開示基準（「気候基準」）は気候変動に関するリスクと機会についてミスリードのない開示と脱炭素社会移行への正しい動機づけにつながるものを目指すべきである。将来的な温室効果ガス排出量の合計値の開示の必要性については賛同するが、現時点では時期尚早と考える。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ1～3を合計し開示することに、同意いたしかねます。</p> <p>スコープ1～3を合計した場合のそれぞれの割合は、当社では、スコープ3上流が約40%、スコープ1が約4%、スコープ2が約1%、スコープ3下流が約55%です。合計してしまうと、自社努力でスコープ1,2の削減分がほとんど反映されません。またスコープ3については、弊社も働きかけや技術開発を進めるものの、上流の主役は建材メーカーであり、下流の主役は発注者です。実態として他社の取組や動向が大きく反映されるスコープ3と、自社の努力であるスコープ1+2と合算して、自社の公式な数字として公表することに疑問を感じております。</p>	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量は、スコープ3温室効果ガス排出量と比較して絶対総量が少なくなる場合があるため、自社の努力によりスコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量を削減しても、その合計値にはほとんど反映されないことから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ1・2・3温室効果ガスの絶対総量の合計値の開示は発行体のサステナビリティ戦略やリスク管理に関してミスリーディングな情報を与える可能性があり、気候基準案第49項の「また、これらの温室効果ガスの絶対総量の合計値を開示しなければならない。」は削除すべきと考える。</p> <p>スコープ1・2・3の合計値について議論する際、気候基準案BC103項(1)(2)に記載されている通り、スコープ毎に情報の性格や排出量削減に向けたアプローチが異なることに加え、スコープ毎のボリュームの差という重要な視点がある。例えば、保険業界を含む金融業界全般において、スコープ3排出量はスコープ1・2よりも圧倒的に大きいのが一般的</p>	<p>スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量の削減努力が、スコープ3温室効果ガス排出量により覆い隠されてしまい、これによりスコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値が誤解を与える可能性があるため、合計値の開示を求める定めを削除すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>である。生命保険会社の例を挙げると、スコープ1・2はスコープ1・2・3合計値の1%未満となる場合もあり、完全にスコープ3に覆い隠されてしまう。両者では削減アプローチも異なり、結果的に自力で削減すべきスコープ1・2の削減意欲が減退する等の副作用が生じる恐れもある。</p> <p>例えば、スコープ1・2・3の合計値ではなく、スコープ1・2排出量を気候関連のリスク・機会を把握するための重要指標として経営層が管理し、ボリュームの大きいスコープ1・2の削減に注力している場合、利用者にとって真に有用な情報は、経営層の考えが反映されたスコープ1・2排出量に関する情報であると考えられる。よって、合計値の開示は画一的に要求するのではなく、合計値に対し個社が独自の目標を設定している場合は開示する等、適用基準案第24項に定める重要性基準の下、企業毎の判断に委ねることが望ましい。</p> <p>開示基準が要求事項として全ての報告企業に一律に要求する以上、開示目的を明確に説明する必要があると考えるが、報告企業にとってのマテリアリティよりも利用者の便宜を優先する指標が要請されることになれば、サステナビリティ開示の理解可能性を損なう恐れがある。気候基準案BC101項(1)において、利用者が合計値を使用するという理由が挙げられているものの、スコープごとの内訳は既に開示要求されていることから、当該意見は合計値を要求する理由としての合理性を有していないと考えられる。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>合計値の開示は不要としていただきたい (IFRS S2号では求められておらず、Scope3は推計や独自のシナリオが含まれ、また排出量規模がScope1・2とは全く異なるため)。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示はISSB基準では要求されていないこと、また、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量とスコープ3温室効果ガス排出量とでは排出規模が異なること</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>から、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>同意しない。IFRS S2号で要求されていない開示事項であり、将来的に、温対法の整備が一致する形で効率的で効果的な開示に向かうことが望ましいと考える。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示はISSB基準で要求されていないため、SSBJ基準でも合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>同意しない。IFRS S2号の定めに追加しなければならないほどの重要性はなく、IFRS S2号との整合性を確保することが望ましい。</p>	<p>ISSB基準で要求されていないスコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示をSSBJ基準で追加的に要求するほど重要な情報ではないため、ISSB基準との整合性の観点から、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。温室効果ガス排出の絶対総量について、スコープ1、スコープ2、スコープ3の3つに区分しての開示を求めるものの、その合計値の開示は要求しない。</p>	<p>3つのスコープの温室効果ガス排出量は、情報の性格が異なるため、その合計値が気候関連のリスク及び機会についての適切な指標とは言えないことから、合計値</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>スコープ1、スコープ2、スコープ3それぞれ情報の性格が大きく異なるため、必ずしもその合計値をもって企業の気候関連のリスクや機会を評価する指標とはいえないと考えられる。</p> <p>また必要に応じて区分して開示されたスコープ1, 2, 3を合計することは情報利用者において比較的労力がかからないことが考えられるため、合計値の開示を求める必要はないと考える。</p>	<p>の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>「スコープ1・2排出量」と「スコープ3排出量」では、BC103項に記載されているとおり、企業におけるリスク及び機会に対する影響、排出量の管理可能性及び管理のアプローチ、排出に関する責任の度合い等、情報の性格が大きく異なる。したがって、これらの排出量の合計値が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを表す指標とはいえず、別々で管理すべきであり、合計値の画一的な開示要求は誤解や混乱を招く。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の合計値は、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを表す指標として適切ではないことから、合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対します。</p> <p>スコープ3の排出量は産業界全体で考えた場合、他の企業のスコープ1,2と集計が重複する。スコープ3の排出量とスコープ1,2の排出量を合算することは非合理であると判断するためである。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量を同一産業界全体で考えると、他の企業のスコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量と集計が重複するため、合計値の開示を求めることは合理的ではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 本提案に反対し、本公開草案において採用されなかった案「スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求しない。」（気候基準案 BC102 項(1)）を支持する。 反対する理由は、気候基準案 BC103 項に記載の内容と同じである。また、スコープ3温室効果ガス排出の開示は依然として発展途上にあり、開示実務の蓄積が少ない現状において、スコープ3のデータを合計値に加えることは情報の信頼性や正確性において疑念をもたれる可能性がある。 	<p>スコープ3温室効果ガス排出の開示実務は発展途上にあり、その絶対総量が含まれる合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ3の算定は現在まだ発展途上と言え、同業他社間でも算定方法は共通ではなく、範囲や精度にばらつきがみられる状況にある。また、環境省の提供するデータベースは初期及び重要性の低いカテゴリの概算用であるが、全面的に数年にわたり使用し続けている企業も多い。さらに、GHG プロトコル文書も現在改訂が進行中であり、解釈や算定法の変更も生じうる。スコープ3の考え方及び有意義な算定方法が各企業に定着しているとは言えない時点で、スコープ1、2と合算した値の開示を必須とするというのは効果的な情報開示に繋がらず、その数値が企業間比較等に使われ独り歩きすることが危惧されるため、反対の立場である。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出の測定の実務は発展途上にあり、その絶対総量が含まれる合計値の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>Scope1,2,3の絶対総量合計値の開示は、任意とすべきと考える。日本においては、Scope3の算定方法が定まっておらず、かつすべてのカテゴリを開示できる企業はまだ少ないため、合計値を必須とするには時期尚早ではないか。</p>	同 上
同 上	<p>報告企業が、自社のスコープ3排出量の絶対総量を開示することは有意義である。スコープ3の絶対総量の開示においては重要性の判断が適用されるとされていることから(BC143)、主要な利用者の意思決定との関連が乏しいと報告企業が判断したカテゴリについては、絶対総量の測定には含まれない。加えて、スコープ3排出量は、カテゴリごとに合理的で裏付け可能な情報を用いて、直接推定だけでなく見積もりによる方法を含めて測定されることから、それぞれの測定範囲、算定値の精度・性質は一貫していない。この</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、企業によって測定方法等が異なるため、企業間比較が困難であることを踏まえると、その絶対総量が含まれる合計値の開示を要求すべきではないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ように、スコープ3排出量の絶対総量は企業間で単純に比較できないことから、スコープ1及びスコープ2との単純な合計値の報告を要求することは、望ましくないとする。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第49項では、温室効果ガス排出のスコープ1ないし3それぞれの区分開示及び総量の合計値の開示義務を定めている。本項を一律の義務規定とする点に反対であり、自社の管理下でない取引先の排出量を入手して開示することは、自社のコントロールが及ばない事項に係る開示義務を定めるものであり、合理性が低い取引選別のリスクを生じさせるとともに、信頼性が低い第三者情報の拡散や、自社管理下で責任を持って算出した数値と第三者管理数値とを混合させることも合理的とは思われない。代替案は、スコープ3開示及び合計値開示は、自主開示におけるベスト・プラクティスとして位置づける。第三者の申告に係る数値を自社の責任に係る数値と混合させない。その代わりに、自主開示として、例えば、A社のスコープ3の取引先であるX・Y・Z社には、各社の責任で、X・Y・Z社自社計算に係る排出量（Aに帰すべき排出量）をA社に計算根拠と共に申告させる。A社が責任を持つ義務的開示はスコープ1と2だけであり、算出根拠が異なるX・Y・Z社の申告数値と混同した合計数値は開示しない。スコープ3開示は任意的に(i)X・Y・Z社の合計額又は(ii)A社がそれらのうち信頼に足る計算式で算出して自主開示する。または、信頼に足る共通の計算アプリでX・Y・Z社の合計数値を算出して自主開示する等の合理的な選択肢を与える。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出量は、自社のコントロールが及ばない事項に関する開示であることを踏まえると、その絶対総量が含まれる合計値の開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>米国SECが最終化した気候関連開示規則ではスコープ3の開示が削除されました。理由は、データの入手可能性に対する懸念、入手したデータの信頼性に対する懸念です。金融庁のいわゆるサステナビリティ開示保証WG第3回のp24でもアナリストから同様の評価がなされています。とはいえ、「開発にあたっての基本的な方針」に照らせば、ISSB基準と同様の開示要求は行うべきです。従って、スコープ3の開示要求は行うもののスコープ1,2,3の合計値は不要と考えます（代替案）。</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示は要求すべきだが、3つのスコープの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示は不要とのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(その他のコメント)		
<p>5) 「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ(案)」とは切り離して検討すべきである。</p>	<p>気候基準案 BC101 項(5)に記載のとおり、IFRS S2 号において要求されておらず「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ(案)」とは切り離して検討すべき事項である。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値については「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ(案)」において設定されているが、SSBJ 基準において合計値の開示を検討するにあたっては、論点を切り離して検討すべきとのコメントである。</p> <p>質問 3 の 4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを削除することとした。</p> <p>なお、「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ(案)」は IFRS 財団により最終化され、2024 年 4 月に「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ 2024」が公表された。</p> <p>有価証券報告書における開示において用いる EDINET タクソノミは、今後、金融庁において対応されることになると考えられる。ただし、当委員会においても、開示基準の開発において、基準を適用した結果として開示される情報が国際的に比較可能かどうかを検討するにあたり、「IFRS</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>サステナビリティ開示タクソノミ 2024」などの国際的な基準設定主体から公表されたタクソノミを適宜考慮する場合がある。</p>
同 上	<p>現時点で案にしか過ぎない「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ (案)」を先取する意図も理解しがたい。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値については「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ (案)」において設定されているが、現時点では公開草案であるため、その内容を考慮すべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 5)冒頭で記載している。</p>
6) スコープ 3 温室効果ガス排出を、合計の対象から除外すべきである。	<p>「ファイナンスド・エミッション」を含め、「スコープ 3」については、合計対象から除外すべきと考える。(省略) *</p> <p>スコープ 3 に関しては[GHG プロトコル (Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard) : 11.1 Required information (P.119)]にあるようにカテゴリーごとの開示・管理が求められており、特に金融機関はカテゴリー1~14 とは別にカテゴリー15 (「ファイナンスド・エミッション」等) を管理していくことが重要と認識している。</p> <p>「ファイナンスド・エミッション」については更に、計測手法がいまだ開発過程にあり、時系列の変動要素には、削減効果以外の要素が多く含まれる段階である。また、取引先企業の GHG 開示対象が拡大することが合計値の増加要因として見込まれる中、合計値での経年比較や他社比較の効果が薄まる可能性が高い。このような状況で合計値に含めても、</p>	<p>ファイナンスド・エミッションを含むスコープ 3 温室効果ガス排出の測定の実務は発展途上にあることから、合計値からスコープ 3 温室効果ガス排出量を除外すべきとのコメントである。</p> <p>質問 3 の 4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求め定めるを削除することとした。このため、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>企業がさらされている気候変動リスクの全体像の把握に誤解や混乱を与える可能性が高いと考える。</p>	<p>左記のコメントについて、追加的な対応は行わないこととした。</p>
<p>7) ファイナンスド・エミッションを、合計の対象から除外すべきである。</p>	<p>「ファイナンスドエミッション」については、合計対象から除外する選択肢も検討すべきと考える。理由は以下の通りである。</p> <p>「ファイナンスドエミッション」は、計測手法がいまだ開発過程にあり、時系列の変動要素には、削減効果以外の要素が多く含まれる段階である。このような状況で合計値に含めても、企業がさらされている気候変動リスクの全体像の把握に誤解や混乱を与える可能性が高いため。</p> <p>「スコープ3」についても、BC103項と同じで、企業におけるリスク及び機会に対する影響、排出量の管理可能性及び管理のアプローチ、排出に関する責任の度合い等、情報の性格が大きく異なる。したがって、これらの排出量の合計値が、気候関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを表す指標とはいえないと考える。加えて、スコープ3は温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ並びに測定にあたって用いる要素及び仮定を選択する必要がある情報である。</p> <p>上述のとおり、スコープ1,2,3はそれぞれ性格の異なるもので、合計値の画一的な開示要求は誤解や混乱を招く懸念がある。また、スコープ3に関して、金融機関はカテゴリ1~14とは別にカテゴリ15（投融資）を管理していくことが求められているように、スコープ3の中でもカテゴリによって大きく性質が異なってくることを考慮すべきであると考ええる。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションの測定の実務は発展途上にあることから、合計値から、ファイナンスド・エミッションを含むスコープ3温室効果ガス排出量を除外することを検討すべきとの趣旨のコメントと考えられる。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p> <p>なお、ファイナンスド・エミッションは、スコープ3温室効果ガス排出のカテゴリ15（投資）の一部であり、気候基準に基づき開示するスコープ3温室効果ガス排出量に含まれることになる。</p>
<p>8) ロケーション基準及びマーケット基準の両方によるスコープ2温</p>	<p>スコープ2GHG排出量についてロケーション基準とマーケット基準の両方を開示する場合には、合計値も2種類開示する必要があるのか不明瞭であり、合計値の開示を要求する場合には明確化が必要と考えられる。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求するのであれば、ロケーション基準及びマーケット基準の両方によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示し</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
室効果ガス排出量を開示した場合の取扱いを明確化すべきである。		<p>た場合の取扱いを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>質問3の4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを削除することとした。このため、左記のコメントについて、追加的な対応は行わないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第49項 「これらの温室効果ガス排出の絶対総量の合計値を開示しなければならない」と定められている。</p> <p>IFRS サステナビリティ開示基準と異なり、SSBJ 基準ではスコープ2 温室効果ガス排出はロケーション基準とマーケット基準の二元報告も想定される。この場合、合計値に含まれるスコープ2 温室効果ガス排出は「IFRS サステナビリティ開示タクソノミ（案）」と同様ロケーション基準に基づく排出量のみか明確にして頂きたい。</p> <p>Market-based approaches are not included for scope 1 or scope 3 accounting. ("Greenhouse Gas Protocol Detailed Summary of Responses from Market-based Accounting Approaches Stakeholder Survey" P21)とあり、スコープ2 温室効果ガス排出を二元報告する場合には、どのような様式で開示すべきか「設例」があると有用ではないか。</p>	同 上
9) 合計値を開示することの有用性を説明すべきである。	仮に、絶対総量の合計値の開示を求めるのであれば、合計値がどのような観点から利用者にとって有用な情報となるのかを具体的な形で示す必要があると考える。	スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求するのであれば、その情報が

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>利用者にとってどのように有用となるかを説明すべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
<p>10) 合計値の開示と気候関連の目標の開示との関係性を明確化すべきである。</p>	<p>なお、絶対総量の合計値を気候関連の削減目標とする場合、気候基準案の第97項に定める気候関連の目標に対する企業のパフォーマンスの開示要請によって、合計値の開示が必要になると解されるため、合計値の開示が有用な企業に対する開示要請は既に存在している。この点を明確にする観点から、合計値での削減目標を設定する企業に対して気候基準案第97項で要請される開示内容を、結論の背景等で付記することも考えられる。</p>	<p>スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値に基づき気候関連の目標を設定している場合、気候基準案第97項により、その合計値の実績値の開示が要求されると考えられるため、その点を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問3の4)冒頭で記載している。</p>
<p>11) スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求すべきである。</p>	<p>本提案に反対する。</p> <p>理由:スコープ3算定ロジックが明確でないため。当初はスコープ1,2の合算からスタートすべきと考える。</p>	<p>温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求するのであれば、スコープ1及びスコープ2温室効果ガス排出量のみの合計値とすべきであるとのコメントである。</p> <p>質問3の4)冒頭で記載しているとおり、本公開草案における提案を変更し、スコープ1、スコープ2及びスコープ3の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を求める定めを削除することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の絶対総量の合計値については、同様の理由から開示を求める定めを置くことは適切ではないと考えられるため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量の合計値のみならず、スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量の合計値も併せて開示を求めることで、スコープ 3 の温室効果ガス排出量の活用について利用者の判断に委ねることができるのではないかとの意見もみられた。本開示要求の検討にあたり、併せて検討する余地があると考ええる。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求することに加えて、スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量の合計値の開示を要求することも検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 3 の 11) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 4 (温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する質問)		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。 ただし、質問 4 の 9)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案の方向性を支持しないコメントを踏まえ、本公開草案の提案を変更し、サステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と、指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、期間調整を要求することを再提案する公開草案を公表することとした。
同 上	当基準案では、温対法対応で計測された排出量の報告について、日本の実情に合わせ柔軟に対応できるようにするものであると考えられるため、本提案に賛成。	同 上
同 上	We also appreciate the SSBJ's efforts to add certain jurisdiction-specific accommodations, such as allowing Japanese companies to report GHG data measured under the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures.	同 上
同 上	We are in support of the proposal to allow entities subject to the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures to use the latest data submitted to authorities under the Act for the sustainability-related disclosures, even though this may result in a one-year lag between the sustainability-related reporting period and the calculation period of GHG emissions. Although timely data is ideal, we recognize the importance of aligning data measurement practices with existing regulations.	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • 温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する本提案に同意する。 • 有価証券報告書の開示期限（3月決算会社は6月末）までに前年度の温室効果ガス排出量を算定するのは実務上難しいので、温対法に基づく温室効果ガス排出量の開示を可能にするのが適当である。 	同 上
同 上	有報開示（6月）までに前年度の温室効果ガス排出量を取りまとめることは実務上難しく、温対法に基づく温室効果ガス排出量を開示できることについては賛同。	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。</p> <p>現行の温対法に基づく報告の内容を踏まえた適切な提案と考える。</p>	同 上
同 上	事業会社にとっては温室効果ガスの排出報告を期間調整せず直接使えるのであれば負担減となる。財務報告期間と GHG 排出量の報告期間の差異を調整するために GHG 排出量を再計算することは報告企業にとって負担が大きく、投資家としても当該期間のずれは気にならない。	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。</p> <p>当局に報告する数値をそのまま使うことにより、同じような数値を2度計算することを回避する便益を企業は得られる。</p> <p>また、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異の懸念については、気候基準案第54項で対処されていると考えられる。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。</p> <p>関係当局への報告は責任を伴うものであり、通常、虚偽報告に対しては何らかのペナルティが発生することから、報告データには一定の信頼性があると考えられる。期間調整を強制することは、企業負荷が増加するだけでなく、当局へ報告したデータとは異なるデータが開示されることにより、データの信頼性が損なわれる可能性がある点を考慮すれば、当局への報告データをそのまま流用することが最も信頼性や負荷の観点から有</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>益だと考えられる。</p> <p>仮に1年を超えて報告対象期間が乖離するとしても、乖離は最長でも15か月であり無制限ではない。また、1年超の乖離に対しては追加開示が要請されており、乖離による不利益を一定程度緩和していると考えられる。</p>	
同 上	本提案に賛成する。ただ、GHGプロトコルによる報告と共用としても良いのではと考える。	同 上
(温室効果ガス排出の測定方法（気候基準案第51項）に対するコメント）		
<p>2) 「GHG プロトコル（2004年）」のみを温室効果ガス排出の測定に用いることを求めるべきである。</p>	<p>以下3点の理由から、本提案並びに気候基準案第53項とBC117項に強く反対であり、GHGプロトコルに沿った排出量開示を原則とし、温対法に沿った排出量開示は厳格な条件のもとで認める※1、または任意での追加開示としていただきたい。</p> <p>なお、上場企業の場合、既にGHGプロトコルに沿った排出量算定対応を行っているため、大きな負荷※2にはならないものと思慮している。</p> <p>(1) 財務諸表と統合的なサステナビリティ報告を行うという開示基準の主旨との乖離</p> <ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ開示基準の基本的な考えは、報告企業（連結等の範囲）、期間などを財務諸表と統合的な情報を開示するものであると理解している。 • 例示されているとおり、温対法の報告のための算定期間が、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なることに加え、報告企業（連結等の範囲）についても大きく異なっている。 • したがって、温対法による報告を認めると、必然的に「財務諸表と統合的なサステナビリティ報告」という主旨から乖離してしまう懸念が生じる。 • またBC114項で「当該法域の要求事項によって、本基準が要求している、報告企業全体としての（中略）絶対総量を開示することは免除されない。」と定めがあるものの、GHGプロトコルに代わり温対法による排出量の報告を認めてしまうと、誤解を促し国内の一部GHG排出量だけを開示する企業が現れることも 	<p>温室効果ガス排出の測定にあたり、温対法の適用は厳格な要件のもとでのみ容認することとし、その要件に該当しない場合は容認すべきでないとのコメントである。</p> <p>この点、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる測定方法を用いることを容認する定め（気候基準案第51項ただし書き）は、ISSB基準と同様の取扱い（IFRS S2号第29項(a)(ii)）である。当該取扱いをSSBJ基準に含めないこととすれば、法域において「GHGプロトコル（2004年）」以外の方法を用いることが要求されている場合に、企業において追加のコストがかかることが考えられる。</p> <p>また、気候基準案第52項では、「GHGプロトコル（2004年）」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHGプロ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>懸念される。特に海外比率や持適企業の比率が大きい報告企業の場合、事業規模に比例して極端に小さい排出量が報告され、投資家等の財務報告書利用者に誤解が生じる事態にもなり得る。</p> <p>(2) 排出量に関する正しい比較の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温対法の対象は所謂スコープ1・2であることから、報告企業がスコープ3を開示する場合は温対法ではなく、基本的に GHG プロトコルに沿った開示を行うこととなる。 • スコープ1・2のみ温対法、スコープ3のみ GHG プロトコルとなると、時間軸だけでなく測定の考え方、範囲などが異なってしまう、報告企業におけるスコープ1～3を正しく比較できない。 • また GHG プロトコルで報告する企業と温対法で報告する企業が存在することで、企業間の比較も正しくできないため、投資家等の財務報告書利用者にとって有益ではない。 <p>(3) 金融機関におけるファイナンスド・エミッション算定の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> • PCAFスタンダードにおいて、ファイナンスド・エミッションの算定を行う場合は、投融資先企業の排出量について、GHG プロトコルに沿って算定された排出量を用いることが要求されており、世界中の金融機関がこの方法で対応している。 • 実際に、金融機関が日本企業に関するファイナンスド・エミッションを算定する際は、温対法用の排出量を用いず、GHG プロトコルに沿って算定・開示された排出量をサステナビリティレポートやCDP報告から取得している。 <p>(※1 厳格な条件に関する補足)</p> <p>事業がほぼ国内のみである、かつ、スコープ3が重要ではないと判断される企業など、温対法と GHG プロトコルで大きな差分が生じ難いケースに絞って認める、などの条件</p>	<p>ロトコル (2004年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、「GHG プロトコル (2004年)」により測定した温室効果ガス排出量と「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に分解して開示することを求めており、比較可能性に対応していると考えられる。</p> <p>さらに、現在、「GHG プロトコル (2004年)」の改訂作業が進められている。「GHG プロトコル」の改訂版が公表された場合には、ISSBにおいてISSB基準の改訂が行われることになると考えられ、その場合には、当委員会としても対応が必要になると考えられる。現段階においては、改訂後の「GHG プロトコル」がどのようなものになるのかは不明であるため、特定の方法に限定すべきではないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>を明示することが、比較可能性の観点から望ましいと思慮。</p> <p>(※2 負荷に関する補足)</p> <p>下記理由から、温対法による報告を認めたとしても、上場企業にとっては大きな負荷軽減につながらないと思慮。</p> <ul style="list-style-type: none"> 上場企業の多くは海外でも事業を展開しており、国内分を温対法で報告したとしても、海外分は別途算定を行う必要がそもそも生じる。 またスコープ 3 算定が必要な企業は、温対法とは別に算定を行う必要がそもそも生じる。 上場企業の場合、CDP や投資家との対話に向け、GHG プロトコルに沿った排出量算定が基本的に必要であり、すでに対応を行っている。 <p>国内と海外で算定方法を分ける場合、それぞれの算定方法について、サステナビリティ報告において多くの記載が必要になり、別の負荷が発生する。</p>	
同 上	<p>温対法に基づく報告を認めることに、懸念を感じております。</p> <p>温対法は「有期事業所」を非対象にしており、建設業のスコープ 1,2 の主な排出場所である作業所は対象外です。</p> <p>法律に基づき毎年報告しているものの、報告数値の意味に疑問を感じております。海外企業との比較可能性を維持する観点からも GHG プロトコルに統一すべきと考えます。</p> <p>また、有価証券報告書での開示と同範囲での開示ということで連結対象グループ企業も含めての報告となりますが、親会社のみが温対法に基づく報告を行っていて、グループ会社が温対法の報告を行っていない場合（規模要件により報告が求められていない場合）、親会社とグループ会社の開示対象年度(親会社は「財務会計年度-1」、グループ会社は「財務会計年度」)ならびに算定方法が異なる扱いになり、データの一貫性・比較可能性が棄損される恐れがあります。</p>	<p>海外企業との比較可能性を確保するため、また連結グループ内での方針を統一するために、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定することを認めるべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 2)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>3) 複数の方法に基づく測定値が混在する場合を想定し、情報の有用性を高めるための対応が必要である。</p>	<p>気候基準案第 51 項ただし書きを適用して、GHG 排出全体の一部分のみについて「法域の当局等が要求している方法」で測定した場合に、以下のような理由から、公開草案に基づく開示内容をもって、企業の GHG 排出の実態把握することや他社比較をすることが困難になると想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> GHG プロトコルと温対法の集計範囲の違いに起因して、温対法では報告の対象外となる排出量がある。また、スコープ 3 について GHG プロトコルで算定した場合に、温対法に基づき算定されたスコープ 1 及び 2 と GHG プロトコルに基づき算定されたスコープ 3 で二重計上される排出量がある。 加えて、海外子会社のそれぞれの法域にける測定方法、算定期間が混在することになる。 <p>このため、当該ただし書きを適用した場合の有用な開示のあり方については、引き続き検討が必要と考えられる。例えば、開示要求事項の拡大 (①開示される排出量に対して根拠となる国若しくは上場する取引所の規制の概要②集計された排出量の算定期間、③スコープ 1 及び 2 とスコープ 3 との間で二重計上になっている内容、④集計範囲の重要な差異の明示など) や、補足文書の開発等が考えられる。</p>	<p>報告企業の温室効果ガス排出の絶対総量に複数の方法に基づく測定値が混在することとなるため、情報の有用性を高めるよう、開示を要求する事項を拡大したり、補足文書を開発したりといった対応が必要であるとのコメントである。</p> <p>気候基準案においては、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量について、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、「GHG プロトコル (2004 年)」により測定した温室効果ガス排出量とは区分して開示することを要求している (気候基準案第 52 項)。また、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量について、その測定アプローチを開示することを要求している (気候基準案第 64 項)。</p> <p>これに対し、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法が複数ある場合があるとのコメントが寄せられたことから、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則が要求する方法により測定した</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>温室効果ガス排出量が単独で重要性がある場合は、当該方法のそれぞれについて、温室効果ガス排出量を区分して開示することを求めることとした。</p> <p>また、「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定する場合、温室効果ガス排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称を開示することを求めることとした。</p>
<p>4) 温室効果ガス排出を「GHG プロトコル (2004年)」に従って測定する場合の排出係数の取扱いについて明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第51項 温室効果ガス排出は「GHGプロトコル」(2004年)に従って測定しなければならないとされている(第51項)。</p> <p>GHGプロトコル(2004年)では、「購入電力のエンドユーザーは、送配電ロスを生んでいる送配電事業を所有しているわけでも管理しているわけでもないので、送配電ロス分の間接排出をスコープ2で報告しない。」とされており、スコープ2温室効果ガス排出に発電時の排出係数(送電端)の利用を要求している。</p> <p>一方、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン(ver.2.6)」(環境省 経済産業省 2024年3月)において、スコープ2温室効果ガス排出の測定にあたり、温対法に基づく排出原単位を使用することとし「GHGプロトコルでは、送配電ロスをScope3のカテゴリ3 (Scope1,2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動)</p>	<p>左記のコメントは、測定方法と排出係数の関係を明確にすべきとのコメントと考えられる。</p> <p>この点、気候基準案第69項では、ISSB基準と同様に、温室効果ガス排出の測定において使用する排出係数を特定しておらず、温室効果ガス排出を測定するにあたり、企業の活動を最も表現する活動量に対応する排出係数を使用しなければならないとしている。ここで、温対法における排出係数が気候基準案第69項を満たすと企</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の対象としています。一方、本ガイドラインでは同排出量をScope2とし、カテゴリ3においては送配電ロスに関する排出は算定対象外としています。」とされている。</p> <p>GHGプロトコル(2004年)では消費時の排出係数(使用端)の使用を認めていないが、温対法に基づく排出原単位(使用端)を使用した場合に「GHGプロトコル(2004年)」に従って測定(第51項)したことになり得るのか、明確にして頂きたい。</p>	<p>業が判断する場合も考えられる。</p> <p>SSBJ 基準において排出係数を特定した場合、かえって企業の実態を反映しない場合があると考えられることから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>また、「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」(経済産業省 環境省 2021年3月最終改定)において、マーケット基準対応の排出係数の考え方としてオフセットクレジットの使用可否、証書使用時の計算方法及び証書発行後の属性のない電気の取扱いについて、スコープ2ガイダンスと温対法との違いを整理し「需要家がマーケット基準対応の排出係数を把握していない場合は、小売電気事業者等にマーケット基準対応の排出係数を問い合わせる必要がある」とされている。</p> <p>有価証券報告書の開示実務において、マーケット基準の排出係数として温対法に基づく電気事業者別の調整後排出係数を使用している事例が見受けられるが、小売電気事業者等がオフセットクレジットや証書等による調整をしておらず、さらにFIT電気を含まない電気を調達しており、それゆえマーケット基準対応の排出係数は温対法に基づく電気事業者別の調整後排出係数と一致するため電気事業者別の調整後排出係数を使用しているのか否かまでは定かではない。</p> <p>マーケット基準における証書使用時の計算方法及び証書発行後の属性のない電気の取扱いは「GHGプロトコル(2004年)」ではなく「スコープ2ガイダンス(2015年)」において明らかにされたことであるが、「GHGプロトコル(2004年)」に従って測定する(第51項)ためには、温対法に基づく電気事業者別の調整後排出係数ではなく小売電気事業者等に問い合わせた排出係数を使用しなければならないのか明確にして頂きたい。</p>	<p>左記のコメントは、気候基準案において、「GHGプロトコル(2004年)」による測定において用いる排出係数を明確にすべきとのコメントと考えられる。</p> <p>この点、気候基準案第69項では、ISSB基準と同様に、温室効果ガス排出の測定において用いる排出係数を特定しておらず、温室効果ガス排出を測定するにあたり、企業の活動を最も表現する活動量に対応する排出係数を使用しなければならないとしている。</p> <p>SSBJ 基準において排出係数を特定した場合、かえって企業の実態を反映しない場合があると考えられることから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>5) 温室効果ガス排出を温対法に基づいて測定する場合の実務的な取扱いを明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 51 項</p> <p>温対法準拠により、報告企業が一部子会社の排出量を算入しているケース（例：報告企業が親会社で子会社にオフィススペースを賃貸している場合）において、当該子会社が企業単位の排出量として GHG プロトコル準拠の排出量を計上する場合、当該オフィス使用に伴う排出量が二重計上になる。一方、当該子会社の排出量より当該オフィス使用に伴う排出量を除いた場合には企業単位としては正確にはプロトコル準拠とならない。こうした異なる基準に準拠する場合の扱い、調整方法について、明確にすべきと考える。</p>	<p>左記のコメントは、スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出の測定に温対法を用いる一方で、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に「GHG プロトコル(2004 年)」を用いる場合、測定方法の違いにより温室効果ガス排出量が二重計上となることがあることを懸念するコメントと考えられる。</p> <p>ここで、ISSB 基準では、二重計上の可能性への対処よりも、同じような数字を 2 度計算することによる追加のコストへの対処を重視したことから「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる測定方法を容認したと考えられ (IFRS S2 号 BC88 項)、本公開草案においてもこのような趣旨を踏まえ同様の定めを取り入れることを提案している。</p> <p>このため、左記のコメントについて、ISSB 基準と同様に、二重計上に対処するための特段の定めを置くことはせず、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、気候基準案第 51 項ただし書きは容認規定であるため、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法を用いること</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>気候基準案 BC114 項</p> <p>「GHG プロトコル(2004 年)」とは異なる方法に基づく測定に関し「状況によっては、企業の特定の部分に関する温室効果ガス排出、又は企業の温室効果ガス排出の一部（例えば、スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出のみ）について開示を行うことが、法域の当局によって要求されている場合がある。このような場合であっても、当該法域の要求事項によって、本基準が要求している、報告企業全体としてのスコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量を開示することは免除されない」とある。</p> <p>スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出のうち、温対法においては事業所での排出が報告対象で、建設現場での建設機械の使用による排出や輸送事業者以外の事業者における自社所有の自家用乗用車の使用による排出など、事業所以外での排出は報告対象外であるが、これは「企業の特定の部分に関する温室効果ガス排出が、法域の当局によって要求されている場合」に該当し、事業所以外での排出は BC114 項の定めにより開示することは免除されず開示対象となる、と理解すべきか。</p> <p>それとも、BC114 項の趣旨は、温対法に基づく報告対象は個社ごとだが、SSBJ 基準は報告企業全体が要求されていること、及び温対法では要求されていないスコープ 3 温室効果ガス排出の開示を SSBJ 基準では要求されていることであり、事業所以外の排出は追加コストを考慮し開示することは免除される、と理解すべきか、明確にして頂きたい。</p>	<p>を選択しないこともできる。</p> <p>気候基準案 BC114 項の記述の意味を確認したいとするコメントである。</p> <p>気候基準案 BC114 項の定めは、IFRS S2 号 B25 項の記述を取り入れたものである。IFRS S2 号 B25 項の意図は、法域の当局による要求事項を満たしたとしても ISSB 基準の要求事項を自動的に満たすことにはならないとの趣旨であると考えられ、本公開草案でも同様の趣旨で取り入れている。</p> <p>気候基準案 BC114 項の記述は、そのように読むことができると考えられることから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 51 項</p> <p>温室効果ガス排出量報告に第 51 項に従い温対法の報告値を使用する場合、調整前排出係数と調整後排出係数のどちらを使用するのか。また特定表と指定表のどちらの値を報告するのか、明確にすべきと考える。</p>	<p>左記のコメントは、測定方法として温対法を用いる場合に用いる排出係数について、気候基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>現行の温対法では、調整前及び調整後の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>排出係数による温室効果ガス排出量の開示がいずれも要求されていると考えられる。</p> <p>ここで、ISSB 基準は、同じような数字を 2 度計算することによる追加のコストを減らすという趣旨で「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる測定方法を認めていると考えられ、SSBJ 基準においても同様の定めを取り入れることを提案している (気候基準案第 51 項ただし書き) が、複数の測定方法が当局又は取引所により要求される場合には、ISSB 基準及び SSBJ 基準が参照する「GHG プロトコル (2004 年)」の測定方法が定められた趣旨に鑑み、これに最も近い測定方法を企業が判断することが適切と考えられる。</p> <p>なお、気候基準案では、ISSB 基準と同様に、温室効果ガス排出の「絶対総量」とは、企業による現在又は将来における直接的及び間接的な緩和及び適応の取組み (例えば、使用する計画があるカーボン・クレジット) を考慮に入れる前の、原単位ではない、オフセット前の温室効果ガス排出量をいうとしている (気候基準案 BC98 項)。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>基本的には本提案に賛成する。温対法の見直しは5年に一度になっており、原単位が必ずしも最新のものとは言えない。産総研が制作しているインベントリデータベース AIST-IDEA など、より精度の高いデータベースの使用も認めた方が良いと思われる。</p>	<p>測定方法として温対法を用いる場合に、特定の排出係数を用いることを容認する旨を定めるべきとのコメントである。</p> <p>この点、気候基準案では、ISSB 基準と同様に、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法による測定において用いる排出係数を特定しておらず、温室効果ガス排出を測定するにあたり、企業の活動を最も表現する活動量に対応する排出係数を使用しなければならないとしている (気候基準案第 69 項)。</p> <p>SSBJ 基準において排出係数を特定した場合、かえって企業の実態を反映しない場合があると考えられることから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
6) 温室効果ガス排出を温対法以外の測定方法を用いて測定する場合の定めを明	<p>気候基準案第 51 項および BC112 項</p> <p>GHG 排出量の報告対象に海外を拠点とする企業があり、その企業が現地の法令等に従い GHG プロトコル以外の方法で当局に報告している場合、その報告値を用いることが可能とされているが、その場合に、温対法に基づく排出量の報告に関する第 53・54 項の規定が置かれておらず、実務的な対応方法が不詳であることから、明確にすべきと考</p>	<p>「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法を用いることができるとする定め (気候基準案第 51 項ただし書き) は、温対法以外の法令又は取引所の規則 (我が国以外における法令又は取引所の規則を含</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
確化すべきである。	える。	<p>む。)も対象となる可能性があるため、それらの取扱いを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案第 51 項ただし書きは、温対法にのみ適用される定めではないものの、各法域の法令又は取引所の規則に網羅的に対応することは困難であると考えられるため、気候基準案では、我が国の企業に関連する温対法に関する定めを置いている。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>質問 10 に関連して、気候基準案第 53 項が本公開草案のまま維持される場合、温対法以外の GHG プロトコルとは異なる方法（例：海外の当局における要求）に準拠して測定した場合の開示対象となるデータ（算定期間を含む）の取扱いについても明確化することが望まれる。</p> <p>気候基準案第 53 項により、温対法による測定を選択した場合には、開示対象となるデータ（算定期間を含む）が明確化されているが、海外子会社において気候基準案第 51 項の容認規定を採用して法域の当局等で要求される方法を選択した場合でも算定期間のずれに関して同様の問題が生じると想定される。このため、その場合における開示対象となるデータ（算定期間を含む）に関する取扱いを明確化することが望まれる。</p>	<p>「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法のうち、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する定め(気候基準案第 53 項)を設けるのであれば、温対法以外の方法に基づく場合の取扱いも明確化すべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 6)冒頭で記載している。</p>
7) 温対法に基づく測定と「GHG プロトコル	<p>Reporting of greenhouse gas emissions in accordance with Japan's GHG reporting standards (i.e. Act on Promotion of Global Warming Countermeasures)</p> <ul style="list-style-type: none"> • Further, the PRI recommends additional consideration is given to ensuring that the information reported based on the Act is consistent with emissions reporting pursuant to the 	<p>温対法に基づく測定を行う場合であっても、「GHG プロトコル (2004 年)」に従って測定した温室効果ガス排出量と整合</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>(2004年)」に従った測定が整合するような検討を行うべきである。</p>	<p>GHG Protocol. This is especially the case for how reporting boundaries should be considered, as the GHG Protocol provides various options on how to consider reporting boundaries and for alignment with financial reporting boundaries, whereas the Act extends to operational control boundaries to a domestic extent. This is particularly relevant for investors trying to understand the climate risk exposure of Japanese group companies with both domestic and international holdings. The reporting requirements of the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures will only extend to domestic operational control, but this boundary setting will not allow for international group companies to capture their global emissions, or companies willing to align their reporting with their financial reporting boundaries to do so. Such discrepancies will have knock-on effects for investors in Japan when they aim to comply with their Scope 3 Category 15 requirements with inconsistent reporting boundaries in their primary data sources. These considerations can either be clarified in the form of provisions within the SSBJ Standards or in additional guidance.</p>	<p>するように、追加的な検討を行うことを提案するコメントである。</p> <p>ISSB 基準では、「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法に従って温室効果ガス排出を測定した場合に、「GHG プロトコル (2004年)」に従って測定した温室効果ガス排出量と整合するように、追加的な検討を行うことを求める定めはない。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>(「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量の分解開示 (気候基準案第 52 項) に対するコメント)</p>		
<p>8) 気候基準案第 52 項に基づく温室効果ガス排出量の分解開示を求める必要はない。</p>	<p>気候基準案第 51 項、52 項 バウンダリなど大枠は GHG プロトコルに準拠しながらも排出係数については SHK 制度のものを使用する (例: 残余ミックス排出係数ではなく基礎排出係数を使用) ような場合、原則通りなのかただし書きを適用しているのか、つまり、52 項の重要性の判断が必要となるかどうか原案では解釈が分かれてしまうと思われる。上記例の場合で重要性の判断を要すると解したときは、残余ミックス排出係数の調査が必要となるが、これは過大な労力と考える。もし 51 項をこのままとする場合でも、52 項においては、内訳まで示すことを要求せず、GHG プロトコルと異なる方式を用いた場合には、その出典を明示することでよいのではないか。</p>	<p>左記のコメントは、気候基準案第 52 項に対する修正提案と考えられる。</p> <p>寄せられたコメントでは、左記の例について、「GHG プロトコル (2004年)」による測定なのか、「GHG プロトコル (2004年)」とは異なる方法による測定なのかについての解釈が分かれるとしているが、左記の例は、前者であると考えられる。</p> <p>気候基準案第 69 項では、「企業の活動を最も表現する活動量と、当該活動量に対応する排出係数を使用しなければならない」と提案しており、「GHG プロトコル (2004</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>年)」による測定を行う場合において、温対法における排出係数が気候基準案第 69 項を満たすと企業が判断する場合も考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法を用いて温室効果ガス排出を測定する場合、温室効果ガス排出量を区分して開示することとした測定方法のそれぞれについて、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる方法を要求している法域の法令の名称又は企業が上場する取引所及び当該取引所の規則の名称を開示することを求めることとした。</p>
(温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定期間に対するコメント)		
<p>9) 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間が当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と整合していることが</p>	<ul style="list-style-type: none"> • The PRI supports the proposed approach to require that where the reporting entity uses the emissions data from their annual reporting compliant to the Act on Promotion of Global Warming Measures for their SSBJ Standards compliant reporting, they must use the latest reporting data and that where the discrepancy is over 12 months, they must report additional explanation. Further, the PRI recommends the timing of this reporting should align with financial reporting. • This response is applicable to all companies (including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards). • The proposed approach will enable efficiencies in the reporting of GHG emissions for 	<p>温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間は、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と整合していることが望ましいものの、本公開草案の提案の方向性を支持するとするコメントである。</p> <p>温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定期間については、サステナビリティ関</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
望ましいものの、本公開草案の提案を支持する。	<p>reporting entities, and should still give investors timely access to emissions data.</p> <ul style="list-style-type: none"> The PRI also makes recommendations for additional considerations on the application of the Act, in response to Question 11. 	<p>連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間とあわせることを優先すべきとの意見が強く寄せられたことから、本公開草案の提案を変更し、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、期間調整を要求することを再提案する公開草案を公表することとした。</p>
同 上	<p>Reporting of greenhouse gas emissions in accordance with Japan’s GHG reporting standards (i.e. Act on Promotion of Global Warming Countermeasures)</p> <ul style="list-style-type: none"> As noted in response to Question 4, the PRI supports the proposed approach to require that where the reporting entity uses the emissions data from their annual reporting compliant to the Act on Promotion of Global Warming Measures for their SSBJ Standards compliant reporting, they must use the latest reporting data and if the discrepancy is more than 12 months, additional explanation is required. Further, the PRI recommends the timing of this reporting should align with financial reporting. 	同 上
同 上	<p>会計期間とサステナビリティ情報の報告期間は完全に一致していることが望ましいものの、以下の理由により本提案に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 有報開示（3月決算会社の場合は6月）までに前年度の温室効果ガス排出量を取り纏めることは実務上難しく、温対法に基づく温室効果ガス排出量の開示を可能とすべき。 報告期間の差異については、実績が確定したところで（法定書類ではないものの）企業のウェブサイト等で開示することも可能であり、差異の縮小に向けた具体的な取り組みも可能と考える。 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>10) 温室効果ガス排出量の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間との一致を求めるべきである。</p>	<p>温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する提案に同意しない。我々のアンケートのQ4では、「本基準における定め（案）」（Q4の案①）の「報告期間の差異が1年を超える場合、一定の事項を開示しなければならない」が「望ましい」とした回答者は35.0%、「採用されなかった案」のうち、気候基準案BC122項(1)（Q4の案②）の「報告期間の差異に上限（例えば1年）を設ける」が「望ましい」とした回答者は15.0%であった一方、同項(2)（Q4の案③）の「同じ報告期間を対象としなければならない」が「望ましい」とした回答者は40.0%と半数以下であったものの最も多く、サステナビリティ報告研究会で検討した結果、この案が望ましいと結論付けた。また、同項(1)又は(2)の何れかが「望ましい」とした回答者は55.0%と過半数であったことから、少なくとも「本基準における定め（案）」は望ましくないと考える。</p> <p>温室効果ガス排出量の報告については、報告期間の一致を原則とすることを強く要望したい。財務諸表の報告期間と異なる期間で開示される場合、炭素強度（排出量／売上高）等の原単位指標の有用性が大きく低下する。温対法に基づく算定期間の排出量≒報告期間の排出量と看做すことも可能かもしれないが、企業買収があった年度、操業度が大きく変化した年度、企業の温室効果ガス排出量の削減目標が野心的でかつ報告期間による差異が大きい場合等においては、両者に大きな差が生じるため、財務指標と関連づけた増減等の分析が困難になる。</p> <p>関連する財務諸表との同時報告の趣旨からも、原則として報告期間の一致を要求すべきである（ただし、リスク及び機会への影響が比較的少なく、重要性が乏しい場合については、報告期間の一致を要求しなくてもよいとする措置も考えられる）。報告期間の一致については、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである。</p> <p>以上より、「本基準における定め（案）」の「報告期間の差異が1年を超える場合、一定の事項を開示しなければならない」は最も望ましくないと考える。</p>	<p>排出原単位に関する指標の有用性が大きく低下する懸念があるため、温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間について、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させることを求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>本提案に反対する。財務年度間の適切な比較と、排出原単位などの重要な指数の有効性を確保するため、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と関連する財務諸表の報告期間は同じであることが望ましいと考える。</p>	同 上
同 上	<p>同意する、および同意しないの両論がある。同意しない理由としては、以下のものがある。</p> <p>(1)排出量は、サステナビリティ情報に注目するグローバルな機関投資家等にとって最も基本的な意思決定情報であり、投資家向け情報として可能な限り比較可能性が確保された形で報告・開示されるべきである。特に、気候基準案BC124(1)に記されているように、期ズレが原因で原単位（売上高原単位等）の比較可能性が確保されないと情報の有用性は著しく損なわれると考えられる。また、BC124(2)に記されているように、期ズレのない報告・開示を要求することによって、月次ベースでの算定に基づく期間調整が可能となるよう、企業に促すといった効果を期待できる。</p> <p>(2)温室効果ガスの排出量の状況に関し、とくにスコープ1およびスコープ2は月次測定値を把握して経営管理に資するべきである。</p> <p>その場合には、当然ながら、サステナビリティ関連財務報告と同じ測定期間での開示が可能である。</p> <p>また、精度の高い推定方法や調整方法があれば、スコープ3についても、月次測定値が推定でき、経営管理に利用するべきなので、サステナビリティ関連財務報告と同じ測定期間での開示が可能である。</p>	<p>特に排出原単位に関する指標の有用性が大きく低下する懸念があること、また期間調整は可能であると考えられることから、温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間について、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させることを求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第53項において、本提案に賛成しない。投資家が持続可能性の重要な問題を財務に統合するためには、サステナビリティ情報が関連する財務諸表と同じ報告期間をカバーし、同じタイミングで公表されることが重要である。GHG排出量は気候変動における最も基礎的かつ最も重要な情報であり、財務報告期間と差異があることは、エンゲージメントの進捗管理等においても困難を生じさせ、ダイベストメントを含めた投資</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を補足し、補完するものであるという関係を考慮すると、温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間について、当該企業のサステ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>判断、議決権行使判断にも影響する。このことは日本企業がグローバル企業との競争において不利にさらされることにもつながる。温対法に基づく報告期間の見直しなど、関連省庁とも調整を図り、気候変動関連情報の同時報告の促進が図られることを強く期待する。</p>	<p>ナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させることを求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【意見】</p> <p>同意しない。財務情報の報告期間と整合した温室効果ガス排出量の算定期間の確保を前提とした定めとすることを検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>サステナビリティ情報は、企業の財務諸表に含まれる情報を補足、補完する情報のため、温室効果ガス排出についても、原則として、関連する財務諸表と同じ報告期間で算定すべきと考える。開示・保証WGで示された案では、2029年3月期までの適用対象は時価総額5,000億円以上の企業であり、これらの企業にとっては、情報の適時性や開示情報間の関連性の点から国際的に比較可能な水準の開示を維持することが重要と考えられる。</p> <p>上述の我々の意見は、ISSB基準では乖離が容認されていないことを前提としている点を申し添える。</p>	同 上
同 上	<p>温対法の報告期間が異なる場合でも、サステナビリティ関連財務開示と報告期間を同じとする数値を開示すべきと考える。たとえ注釈があっても期間の異なる数値を開示することは混乱を生じさせる懸念を持つ。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と算定期間の異なる数値を開示することは混乱を招く可能性があるため、温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間について、当該企業</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させることを求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>Reporting of GHG emissions under the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures</p> <p>To ensure clarity and cohesion with sustainability-related financial reporting, it would be preferable for entities to have the same GHG emission calculation period as their financial reporting period.</p> <p>It is vital for investors to have adequate information regarding the company's financial performance before the Annual General Meeting. We therefore recommend that the latest financial reports and sustainability-related reporting should be provided before then. This is especially important for investors' proxy voting and shareholder proposals, to ensure they are aware of the latest sustainability-related financial information.</p> <p>Other green finance hubs in Asia, such as Hong Kong, are requiring that entities provide their sustainability-related financial disclosures at the same time as related financial statements, covering the same period as annual reports.</p> <p>Although the reporting periods may not align in the initial introduction of the SSBJ standards, there should be an established timeline for promoting harmonious synchronization of reporting. This is especially relevant for larger companies that have the resources to comply with these standards.</p>	<p>投資家の議決権行使における重要性を考慮すると、温室効果ガス排出量の算定期間を含む、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と関連する財務諸表の報告期間は同一とし、両者は定時株主総会よりも前に提供されるべきであるとのコメントである。</p> <p>温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との一致に関するコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p> <p>また、定時株主総会前の有価証券報告書の開示に関するコメントへの対応は、質問4の31)で記載している。</p>
同 上	<p>A4: We understand that this question on the reporting period may be unique to Japan, due to the existing mandatory GHG disclosure requirements under the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures. Nevertheless, we believe that it would be preferable for issuers to have the same period for GHG emissions calculation and financial reporting, and therefore suggest that the draft standards remove the exceptions to align with the IFRS Sustainability Disclosure</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>Standards (S1. 64). We agree with the ISSB which proposes aligning the timing of reporting to ensure investors have all material information for decision making available at the same time.</p> <p>We believe that the standards should, at minimum, require Prime Market listed companies to have sustainability-related financial disclosures covering the same reporting period as the related financial statements, regardless of existing reporting requirements under the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures.</p>	
同 上	<p>IFRS S2</p> <p>Greenhouse gas (GHG) emissions related matters: The Exposure Draft states that if an entity is subject to Japan’s Act on Promotion of Global Warming Countermeasures (“Act”) and chooses to report the GHG emissions measured under the Act, the entity shall use the latest GHG emissions data that has been submitted to the authorities as of the date authorized for the issuance of the sustainability related financial disclosures. For some reporting entities, this could result in having a difference of over one year, between the sustainability-related reporting period and the calculation period of GHG emissions under the Act. We respectfully highlight the value of alignment to support more informed investment decisions and streamlining of reporting. For Japanese companies with customers and/or operations in jurisdictions requiring them to report emissions aligned with their financial reporting period, misalignment could undermine the competitive position of Japanese companies or require them to report duplicate emissions data.</p>	<p>既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータを用いることを要求することにより、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間の差異が1年を超え、投資家の意思決定に影響を与える可能性があるため、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>1. Reporting period: UPP recommends aligning the GHG calculation period with the financial reporting period in cases when a difference might occur due to reporting as per Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures. The SSBJ Exposure Drafts allow entities to use a different reporting period under certain circumstances, such as when the jurisdiction requires an entity to disclose certain metrics where the calculation period is different from the financial reporting period. SSBJ Exposure Draft states that if an entity is subject to the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures and chooses to report the GHG emissions measured under that Act, the entity shall use the latest GHG emissions data that has been submitted to the authorities as of the date authorized for the issuance of the sustainability related financial</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	disclosures. For some reporting entities, this could result in having a difference of over one year, between the sustainability-related reporting period and the calculation period of GHG emissions under the Act mentioned above.	
同 上	<p>We noted that although the SSBJ Exposure Draft required that the entity report sustainability-related disclosures at the same time as the related financial statements, it also permits entities to report on sustainability-related information at a different time from the entity's financial statements when there are specific requirements in law and regulation which prohibit or permit entities to do so (or when entity applies the standard on a voluntary basis). In particular, for GHG emissions related matters, the existing Exposure Draft proposals may result in a 1- year lag in GHG emissions data disclosure.</p> <p>Matthews Asia believes that reporting periods should be further aligned, particularly for matters related to GHG emissions. A one-year lag in data makes it difficult to reflect the current situation, forcing us to assess companies on the basis of backward looking data, which could impact investment decisions. Aligning the timing of reporting so that investors receive financial statements and sustainability-related information at the same time is an important requirement in IFRS S1. Investors need to have all the updated important information at the same time to better support decision making.</p>	同 上
同 上	<p>Under the current SSBJ proposals, entities may use a different reporting period for sustainability-related information in particular circumstances, notably where a company reports GHG emissions under the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures. These companies can rely on the latest GHG emissions data that has been submitted to authorities under the disclosure requirements of the Act. However in practice, this could result in a gap of more than a year between the calculation period and the sustainability-related reporting period.</p> <p>Global investors increasingly desire reliable, comparable and timely information on issuers' sustainability performance, strategy, risks and opportunities, and the impact this may have on the financial position and outlook of the company. Our concern is that investment decisions in respect</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>of some issuers could be disadvantaged by a lag in reporting relevant sustainability information currently permitted under the SSBJ proposals.</p> <p>ACGA encourages the SSBJ to synchronize the reporting timelines to provide global investors with the essential sustainability and financial information they require for sound decision-making.</p>	
同 上	<p>To ensure that investors are provided with timely and cohesive information, the reporting period for GHG emissions should be the same as for all reported information. We note that the SSBJ Standards allow different reporting periods for climate reporting and financial statements. The SSBJ Standards allow entities subject to the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures alternative reporting periods for greenhouse gas (GHG) emissions, which we advise against, where and if possible.</p>	<p>投資家に対しては適時に関連性がある情報を提供すべきであるため、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>On the high level, we are concerned that the draft standards allow for different reporting periods for climate reporting and financial statements. The draft allows entities subject to the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures to follow alternative reporting periods for GHG emissions. We think that to ensure investors are provided with timely and comparable information, the reporting period should be the same for all material information disclosed.</p>	同 上
同 上	<p>Bloomberg notes that the SSBJ exposure drafts permit entities to choose <u>not</u> to report sustainability-related financial disclosures at the same time as related financial statements, under certain conditions. Bloomberg believes it is key that entities be required to report its sustainability-related financial disclosures at the same time and within the same reporting period as its related financial statements to ensure comparability of disclosures.</p>	<p>比較可能性を確保するためには、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>CDP is concerned with the loophole which effectively creates a different reporting period on GHG emissions for some Japanese companies, deviating from the global baseline established by ISSB with the endorsement of IOSCO. The ISSB Standards were created with the vision of offering one baseline of comparable data across different jurisdictions. The Standards offer an</p>	<p>ISSB 基準がグローバル・ベースラインを確立し、世界中のサステナビリティ開実務を整合させようとしている中、気候基</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>opportunity for companies to align sustainability reporting practices all over the world, allowing financial market participants to receive financial and non-financial data in a timely and comparable manner, which greatly enhances the transparency and consumption of such data, as highlighted by <u>IOSCO's decision to endorse ISSB standards</u>.</p> <p>While the SSBJ EDs require an entity to report its emissions in accordance with the Greenhouse Gas Protocol: A Corporate Accounting and Reporting Standard (2004), they also allow the entity to report in accordance with the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures. In this specific case, this flexibility in reporting requirements risks jeopardizing the establishment of the global baseline, as the Act on Promotion of Global Warming Countermeasures follows a different approach, leading to data inconsistencies. If an entity with a reporting period ending at the end of March were to report at the end of July in accordance with the Act, the reporting period for sustainability-related financial information and associated financial statements, and the calculation period for reporting GHG emissions would differ by up to 15 months. Ensuring the same reporting period for financial and nonfinancial data is critical for data analysis and comparability. The SSBJ standards need to ensure the usefulness of the disclosed information to avoid creating market confusion and placing an unnecessary burden on Japanese companies.</p> <p>Evidence box 2:*</p> <ul style="list-style-type: none"> 46% of companies disclosing in 2023 from Japan reported using GHG Protocol for their emissions accounting. <p>*Based on self-reported data through CDP's disclosure platform</p>	<p>準案第 53 項の定めはその趣旨から逸脱する可能性があるため、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>(弊社グループにおいては、温対法の報告対象はグループ全体報告値の一部に過ぎないため、SSBJ基準での開示にあたってはGHGプロトコルに基づく測定値をもって報告予定である。よって当該質問に対して意見を述べるべき当事者ではないと理解した上で以下記載する。)</p> <p>気候基準案BC122項(2)を支持する。ISSBならびにESRSとも、財務報告とサステナビリティ報告の対象期間は同一であることを求められている。また温室効果ガスの排出が企</p>	<p>ISSB 基準の要求事項と整合するように、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	業の活動に伴うものであることから、基本的に対象期間は同一であるべきものと理解する。	
同 上	懸念を表明する。現状のSSBJ案では、SHK制度の排出量数値を用いる場合、算定期間を財務諸表期間と合わせることを必ずしも求められない形となっているが、ISSBでは期間一致が求められている。SHK制度排出量を用いた形でISSBとSSBJ両基準への同時準拠表明（デュアル・コンプライアンス）が難しくなる可能性がある。GHGプロトコルにもとづく排出量としていただければ問題ない。なお、海外投資家の間では、財務報告期間との期間一致へのニーズは高く、この点についての指摘が想定される。	同 上
同 上	In relation to GHG emissions information specifically, we notice that the Exposure Draft No.2 allows entities which are subject to the Japanese Act on Promotion of Global Warming Countermeasures to use the latest GHG emissions data reported under that Act for the purpose of sustainability-related reporting period and the calculation period of GHG emissions under the Act. We encourage the Japanese authorities to remove this discrepancy. More generally, we reiterate the importance of maintaining the same disclosure requirements on climate-related risks and opportunities as in the ISSB Standard S2.	IFRS S2 号の要求事項と同じ定めをSSBJ 基準でも維持することが重要であるため、温対法により測定する温室効果ガス排出量の報告のための算定期間について、当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させることを求めるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。
同 上	同意しない。そもそもIFRS S2号B19項が異なる報告期間を認めているのはvalue chain上の企業に関する排出量情報であり、その企業が報告企業とは異なる報告期間を有している場合の例外に関する定めだと理解しています。従って、温対法とは範囲が異なるとともに、1年以上のズレを許容していると考えerことは難しいと思われます。1年以上のズレが生じないように米国SECに倣って前期末の訂正報告等の対応を行い、財務情報と同じ報告期間の排出量情報の開示を行うことで「つながりのある情報」とすることが適当と考えます（代替案）。	IFRS S2 号 B19 項の趣旨やつながりのある情報の観点から、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>同様に、日本の基準における排出量報告のタイミングや対象期間がIFRSサステナビリティ開示基準やその他のグローバルな慣行により合致する方法の検討が望ましいと考えています。財務及び非財務情報は対象期間の不一致は、国内の官民による排出量削減への取り組みが進む中、1年遅れの排出量情報を活用することで日本企業の排出量が実態よりも過大に示されるリスクや、最新の気候関連リスクとの不整合が懸念されます。その結果、他地域の企業を含めて評価を行う国際的な投資家や事業パートナーなどは、日本企業の脱炭素化に資する取組の適切な評価が行えず、潜在的な事業リスクにつながる懸念があります。</p> <p>IFRSサステナビリティ開示基準において開示のタイミングや期間を合わせる目的は、投資家が財務諸表と財務上重要なサステナビリティ関連情報を、同じ時期に同じ期間の情報を受け取ることで投資判断の一助とすることにあります。これはIFRSサステナビリティ開示基準の重要な原則であり、国際市場が期待するものとなります。特にタイミングの問題に関しては、タイムリーなGHG排出量データの収集と開示をより効率的かつ費用対効果の高いものにする技術が進歩し市場投入されています。日本のお客様にサービスを提供する中で、デジタル化された技術を活用することで、タイムリーに炭素会計を実施する効率が高まっていることを実感しています。これらのタイミングや対象期間についても、コメントの前提③「①及び②いずれの企業にも共通するコメント」となりません。</p>	<p>企業の排出削減努力を適時に表現することや、識別した気候関連のリスク（気候基準案第17項）との関連性を考慮すると、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する提案に同意しない。温室効果ガス排出量の報告が経営者の削減努力を適時に反映しないことは、経営管理上の問題がある。例えば2050年ネットゼロという目標を掲げていた場合に、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告を利用すると、2049年に目標を前倒しで達成するか、あるいは、2050年に達成しても目標未達と誤解されるリスクがある。また、有価証券報告書の提出が期末日後4ヶ月以内とされた場合でも、海外子会社を含む温室効果ガス排出削減の取</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>り組みにおいて異なる測定方法が混在するため、統一的な経営管理が困難となる可能性がある。</p> <p>問題の根本は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に基づく測定と開示がグローバルベースラインとして定められたにもかかわらず、温対法がこれを容認しない点にある。SSBJによる基準開発において、温対法を前提とする必要があることは理解しているが、環境省等に対してグローバルベースラインの実現を強く主張することを期待する。</p>	
同 上	<p>代替案2（気候基準案BC122項(2)）に賛成する。この理由は基準案において、以下の課題が考えられるためである。</p> <p>（報告対象期間の混在について）</p> <p>1. 連結グループ内に温対法の対象企業と対象外企業が混在する場合、グループ内各企業の報告対象期間が異なることとなる懸念がある。すなわち、基準案では親会社が当局に提出する義務の「ある」会社の場合、かつ、子会社が当局に提出する義務の「ない」会社の場合、親会社は（X-1）事業年度の温対法報告値を集計する一方で、子会社はX事業年度の値を集計・連結する必要があるように読める。グループ内の会社によって報告対象期間が異なることは集計担当者の事務負担を増すばかりでなく、保証担当者の混乱を招き、保証工数の増加にも繋がりうるものと考えられる。</p> <p>2. Scope3排出量に関しては、現状ほぼ全てのカテゴリについて温対法上報告義務がない。そのため、Scope3排出量はGHGプロトコルに従いX事業年度分を報告し、Scope1,2排出量は（X-1）事業年度分を温対法に基づき報告するといった状況も生じうる。また、Scope1,2排出量算定の基礎となるエネルギー使用量を（X-1）事業年度分データとすることにより、このデータを元にScope3カテゴリ3排出量を算定する場合は（X-1）事業年度分とならざるを得ない。上記1にて記載の通り、指標内・指標間で異なる報告対象期間が</p>	<p>同一の報告企業を構成する企業であっても、温対法の対象企業とそうでない企業が混在すること、また温対法はScope3温室効果ガス排出を対象としていないことを考慮すると、報告企業の温室効果ガス排出の絶対総量に異なる測定方法に基づく情報が混在する可能性があることから、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>混在することは集計担当者・保証担当者のいずれにとっても混乱を生じさせるものであり望ましくないと考えられる。</p> <p>上記のような指標内・指標間で異なる報告対象期間が混在することを避ける観点からは代替案2の通り、サステナビリティ関連財務開示と同じ報告期間を対象としなければならないとすることが望ましいものと考えられる。</p>	
<p>11) 温室効果ガス排出量の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間との一致を求めるとともに、その一致に関して重要性の原則が適用される旨を明確化すべきである。</p>	<p>当協会は、温対法に基づくGHG排出量の報告に関して、GHG排出量の算定期間と企業の報告期間に違いがあっても、企業が温対法に基づいて当局に報告した数値を用いなければならないとする提案について同意しない。S2号が容認するように、法令等で報告を要求している場合に、当該方法に従った算定方法（本提案における温対法が定める算定方法）の利用は認められるべきであるものの、指標算定の対象期間に関しては、開示される指標に重要な影響を及ぼさない場合を除き、原則として指標の算定期間と企業の報告期間の一致を求めよう修正すべきであると考え。なぜならば、算定期間の相違によって当該指標を含むサステナビリティ開示全体の有用性低下につながるるとともに、関連する財務諸表の報告期間と一致した開示を求めるISSB基準の定めとの差異になる可能性が高く、また、インターオペラビリティを確保する観点からも、問題があるためである。</p> <p>2. GHG排出量に関する報告期間の一致の必要性</p> <p>次に、基準間の差異ではない可能性はあるものの、SSBJが公開草案において、基準間の差異であると説明していることから、以下では、両者が基準間差異に該当することを前提として、現在の提案に同意しない理由を述べる。</p> <p>第一に、情報の有用性の観点から指標の算定期間は報告期間と一致しているべきであると考え。まず、サステナビリティ関連財務開示が財務諸表を補完するものであり、両者の一体的な利用を通じて意思決定に有用な情報の提供を望む投資家のニーズに応えるという目的を達成する観点から、財務諸表の報告期間と一致した開示を求めた経緯</p>	<p>温室効果ガス排出量の算定期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なることにより、情報の有用性が低下する可能性や、ISSB 基準の要求事項と整合しない可能性が考えられるため、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を一致させ、そのうえで、両者の差異についても重要性の原則が適用される旨を、SSBJ 基準本文又は結論の背景において明確化すべきとのコメントである。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間の一致に関するコメントへの対応については、質問4の9)冒頭で記載している。</p> <p>また、重要性の原則が適用される旨の記述の追加に関するコメントについては、重要性の原則はすべての定めについて適用されるものであり、本論点についてのみ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>を考へても、コア・コンテンツを構成する指標の算定期間が報告期間と整合的であるかどうかは、情報の有用性を大きく左右する問題である。また、報告期間の不一致がある場合に財務情報との結合性が大きく損なわれることが懸念される。仮に、指標の算定期間が企業の報告期間と異なると、原単位情報（例：売上高当たり温室効果ガス排出量）に期ずれが生じ、年度単位で正しく把握できないことなどによって、情報の有用性が損なわれる。さらに、GHGの種類によって算定期間が異なるため、集計した際に、複数の算定期間で算定された測定値が合算される点も問題と考へる。</p> <p>第二に、現在の提案は、法域等で求められる方法に従った算定方法について、企業が採用できる選択肢がS2号よりも狭くなっている点も問題であるとする。気候基準案では、温対法に基づく測定値を利用する場合は、同法に基づく報告数値を利用しなければならないとされているため、温対法に基づく測定方法を用いて、企業の報告期間に合わせて算定した測定値を利用することができない。</p> <p>第三に、温対法に基づく算定方法を適用して開示する場合でも、エネルギー消費量等の活動量を適時に把握することによって、同一の算定期間による報告が可能となると考へる。排出係数が入手できない場合には、前年度の排出係数を適用することを認めることによって実排出量に近似した排出量の算定が可能となる。</p> <p>3. GHG排出量の必要な対応</p> <p>以上を踏まえ、法令等に基づく方法を用いてGHG排出量を算定する場合における気候基準案の第53項の規定について、原則として指標の算定期間と企業の報告期間の一致を求めよう、以下の対応が必要であるとする。</p> <p>(1) GHG排出量の算定期間と報告期間の一致の原則</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温対法による排出量測定を選択する場合であっても、GHG排出量の算定期間と企業の報告期間は、原則として一致すべきものとする。 <p>(2) 重要性の乏しいGHG排出の取扱い</p>	<p>重要性に関する定めを置くことによって、他の定めとのバランスを欠くこととなると考へられる。このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> GHG排出量の算定期間と報告期間の一致にも、重要性の原則が適用されることを基準又は結論の背景において明確にする。企業全体の排出量に対して重要性が乏しい排出について、報告期間の不一致が存在することは否定されるものではないと考える。 	
<p>12) 上場企業については、温室効果ガス排出量の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間との一致を求めるべきである。</p>	<p>Greenhouse gas emissions—timing of Scope 1 and 2 GHG reporting. We recommend that publicly listed corporate issuers should disclose Scope 1 and 2 GHG emissions at the same time as, or relatively close to, their financial results. In our experience, publicly listed company disclosure of Scope 1 and 2 GHG emissions data is fairly good; however, it is not ideal that reporting of GHG emissions often occurs much later than financial reporting. We believe that our assessment of environmental and social factors affecting our investments would strongly benefit from publicly listed corporate issuers disclosing this data, either at the same time or relatively close to their financial results.</p>	<p>上場企業から開示される情報による便益を考慮すると、上場企業については、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
<p>13) サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガスの報告のための算定期間の一致を原則としたうえで、容認される差異の上限を1年とすべきである。</p>	<p>本提案に一部賛成、一部反対する。</p> <p>温室効果ガス排出量をサステナビリティ関連財務開示においても報告することを選択した場合、温室効果ガス排出量の算定期間のデータを用いてサステナビリティ関連財務開示における温室効果ガス排出量の報告を行うことについては賛成する。</p> <p>一方で、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならないとした点については、反対する。</p> <p>気候基準案第53項が現行案内容となった理由は、開示基準の適用案第69項において関連する財務諸表との同時報告が求められていることについての認識は十分である一</p>	<p>企業に過大な負担をかけることを避けるという趣旨から考えると、既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータである必要はないことから、原則としてサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の算定期間を整合させるものの、両者の差異を1年以内であれば容認すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>方、情報開示を行う企業に過重な負担を掛けることを避けるため、法域の当局が異なる方法を要求している場合、法域の当局が求める方法を用いることを容認していることに由来していると理解している。</p> <p>しかし、企業に過重な負担を掛けないとする配慮は、法域の当局が求める温室効果ガス排出測定の間隔について準用する、とすれば十分で、既に当局に提出したデータであるか否かまでを配慮する必要はない。企業にとっては、有報報告と温対法報告のどちらが先に到来するかの問題でしかない。日本に多い3月決算の企業の場合、これまで温対法の報告のため7月迄に集計してきたものを、有報報告の6月迄に集計することは、確かに新たな負担をかけることにはなるが、過重な負担であるとまでは言えない。しかし当面、集計開示に十分な社内資源を投入できない企業や、1月や2月の決算会社などが、温対法報告を4月や5月に実施するというのは厳しいともいえるだろう。</p> <p>ゆえに代替案としては、同時性の重視を堅持し、基本原則として関連する財務情報との同時開示を求めつつ、報告期間の差異が1年を超えない範囲の開示についてはこれを容認するといった建て付けとされてはどうか。</p>	
<p>14) サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異に上限を設けるべきである。</p>	<p>一方、報告期間の差異を許容する場合でも、気候基準案BC122項(1)の「算定期間の差異に上限（例えば1年）を設ける」ことが望ましい。この場合、再計算を求めつつ、報告期間を揃えるよう企業に促すこと、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と同じ期間で算定した場合の排出量との間に大きな差がある場合には、影響量及び要因も含めて説明を求めることを提案したい。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合であっても、その差異に上限を設けたうえで、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と同じ期間で算定した温室効果ガス排出量との差異が大きい場合には、追加的な開示を行うべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
15) サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の一致を求めるか、又はその差異に上限を設けるべきである。	<p>本提案に賛同いたしません。</p> <p>報告期間の差異に上限(例えば1年)を設ける、あるいは同じ報告期間を対象としなければならない、ことを原則としたうえで、当面の間は経過措置を設け、最終的にはISSB基準との差異を極力なくしていくことを目指すべきではないかと考えられるため。</p> <p>そうすることによって、温対法とサステナビリティ財務関連開示の関係や、温対法自体が国際的スタンダードと比較してどうなのか等々、当局に再検討促す副次的効果もあるのではないかと考えます(例えば逆に、企業が有価証券報告書に記載したサステナビリティ開示と同様のベースで、温対法における報告提出することも認める等)。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合であっても、その差異に上限を設けるべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
16) サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間が同一になるように、調整計算を行うことを容認すべきである。	<p>なお、仮に、現在の公開草案の提案を採用し、温対法に基づくGHG排出量の算定期間と報告期間の一致を要求しない結論となる場合であっても、財務諸表とのつながりを一定程度担保する観点から、少なくとも、次の対応が必要であると考えます。</p> <p>(1) 法令等に従った報告前の数値</p> <ul style="list-style-type: none"> 温対法等の法令等に基づく算定方法を利用する場合に、法令に基づく報告前の測定値をサステナビリティ関連財務情報の報告に用いることを容認する。これには、算定期間と報告期間を一致させるための調整計算を含む。 	<p>温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合であっても、その算定期間をサステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致させるための調整計算を行うことを容認すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>基準間差異になる場合には、以下の理由から第53項の提案に同意しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第53項の規定によると、温対法に基づく測定値を利用する場合には、既に当局に提出済の報告値を用いることが要求されているため、算定期間と報告期間を合わせるができないと解される。 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> IFRS S2号において温対法に基づく測定自体は認められるにもかかわらず、ISSB基準とSSBJ基準の両方に準拠した報告書を作成したいと考える企業にとって、実質的に温対法に基づいた測定方法を利用できない結果となっている。 	
同 上	提案に基本的に賛成する。日本では従前より温対法に基づく報告制度が整備され、温対法をベースにすでに GHG 算定や公表に活用している企業も多いため、それと異なる規定を必須とするのは企業に負担が大きくなると考える。報告期間等については、柔軟に対応し企業の会計期間に合わせることも認めるべきと考える。	同 上
17) 開示される温室効果ガス排出量と報告期間における温室効果ガス排出量との間に重要な差異が見込まれる場合、追加の開示を求めるべきである。	<p>なお、仮に、現在の公開草案の提案を採用し、温対法に基づく GHG 排出量の算定期間と報告期間の一致を要求しない結論となる場合であっても、財務諸表とのつながりを一定程度担保する観点から、少なくとも、次の対応が必要であると考え。</p> <p>(2) 重要な差異が見込まれる場合の開示の定め</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示される GHG 排出量と報告対象期間における排出量との間に重要な差異が存在することが見込まれる場合には、重要な差異が見込まれる旨並びにその規模及び要因を開示することを求める。当協会は、サステナビリティ開示の目的に鑑み、報告対象期間の差異によって気候関連のリスク及び機会についての利用者の理解を誤らせることが懸念される場合¹、その旨を利用者に伝達することが必要と考える。 <p>¹ 例えば、コロナ禍や東日本大震災のように企業の経済活動が大きく変動する場合、大きな企業買収や事業売却等が途中で生じた場合が考えられる。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合であっても、サステナビリティ関連財務開示の報告期間における温室効果ガス排出量との間に重要な差異が見込まれる場合には、追加の開示を求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。</p>
18) スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の算定	または、基準案を基礎とする場合には、気候基準案第49項で開示を要求するスコープ 1, 2, 3温室効果ガス排出量は、全て同一の報告対象期間にて算定・集計することを求めることが考えられる（すなわち、温対法対象企業が(X-1)事業年度のScope1,2排出量を温対法に基づき報告する場合は、その他のGHGプロトコルで算定を行うグループ会社や、Scope3排出量についても同じ(X-1)事業年度分を報告するルールとすることが考えられ	サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合であっても、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
期間を一致させるべきである。	る)。この場合、一部の非エネルギー起源GHG排出量（HFC等）や会計期間の異なる子会社について、3ヶ月までの期間のズレであれば実務負担の軽減の観点から、追加的な調整を行わずに集計可能とすることが考えられる。	ス排出の絶対総量の算定期間をあわせるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
19) 温対法に基づく温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合の、スコープ3温室効果ガス排出量の算定期間を明確化すべきである。	<p>気候基準案第53項において、温対法のデータ利用に関し、「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いなければならない」旨の記載がある。</p> <p>温対法の対象は基本的にスコープ1・2との認識である。温対法で報告したデータを開示に活用する場合、温対法で報告対象となっていないスコープ3の観測期間は、温対法のデータの観測期間に合わせるのか、ないしは財務会計データと同期間に合わせるべきか？</p>	<p>温対法に基づく温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、温対法の対象となっていないスコープ3温室効果ガス排出の算定期間をいつにすべきかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第53、54項、第58～61項</p> <p>そもそもスコープ3の排出量の開示については、国内外の動向を見つつ、SSBJ基準において本当に一律で義務付けるべきか否か、費用対効果の観点を踏まえて十分に検討すべきであることが前提である。加えて、開示の重要性判断に関しても質問6で回答した通り、カテゴリ毎の重要度は各産業分野ごとに様々であり、各企業がカテゴリごとに定量・定性双方の重要性の判断を可能にすべきというのが基本スタンスである。</p> <p>その中で、たとえ開示するとなった場合でも、次の点に留意すべきである。</p> <p>温対法に基づく報告はSCOPE1,2が対象となっているものと認識しているが、当該規定を適用した場合、SCOPE3の計算年度も温対法と同様の計算年度のものを開示すべきであり、本基準内において明記すべき。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
20) スコープ 3 温室効果ガス排出量の算定期間を、温対法により測定した温室効果ガス排出量の算定期間とすることを容認すべきである。	企業が、気候基準案第 53 項、54 項（温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告）の規定を適用する場合、Scope3 の計算年度も温対法と同様の計算年度のものを開示可能とすべきであり、その旨を基準上も明記すべき。Scope1 および Scope2 については温対法の計算年度、Scope3 のみ GHG プロトコルの計算年度で企業側に開示を求めるとなれば、企業側の実務負荷は実質的にあまり軽減されず、本規定の設定趣旨である実務負荷の軽減が達成できない。	スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量について温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、スコープ 3 温室効果ガス排出量を当該算定期間に基づくことができる旨を定めるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 4 の 9) 冒頭で記載している。
（サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものを用いることを要求すること（気候基準案第 53 項）に対するコメント）		
21) 法域の当局等に提出する前の、見積り等により算出した温室効果ガス排出量の開示を容認すべきである。	バウンダリなど大枠は GHG プロトコルに準拠しながらも排出係数については SHK 制度のものを使用する（例：残余ミックス排出係数ではなく基礎排出係数を使用）ような場合、原則通りなのかただし書きを適用しているのか、つまり、53 項の適用があるのかどうか原案では解釈が分かれてしまうと思われる。さらに、もし例のような場合も 53 項の適用がある場合、「既に当局に提出した」と過去形にする記載は不芳である。なぜなら、温対法の報告期限が 7 月末で今年度のように定期報告書作成に必要なパラメータの提示が経産省から公開されたのが 7 月中旬となるような事態がありえることを考えると、財務と一致した期間のデータについて先に Scope1,2 ベースの開示、のちに温対法の報告、ということもありえるからである。代替案として「当局に提出した、あるいは提出予定の直近のもの」と修正すべきと考える。	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日において既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータだけでなく、当局に提出予定のものも容認すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 4 の 9) 冒頭で記載している。
同 上	同意しない。（既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのみならず、見積りなどで算出した当局提出前の温室効果ガス排出量のデータも利用できるようにするべきである。）	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業においては、GHG プロトコルによる GHG 排出量の測定が行われるケースが多くなると想定されるため、それ以外の任適用企業等を念頭に、以下の理由から同意しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温対法の適用は企業単位で決まるため、連結ベースでは温対法が適用される企業と適用されない企業が混在する可能性があり、その場合に異なる算定期間の情報が混在し、主要な利用者の意思決定に有用な情報が開示されない可能性がある • 気候基準案第 53 項では、既に当局に提出した温室効果ガス排出量のデータのうち、直近のものをを用いることが要求されているが、見積り等で算出した当局提出前の温室効果ガス排出量のデータも利用できるようにすることで、財務諸表とつながりのある有用な情報の開示が可能になる。 • GHG 排出量の削減を進めている企業にとっては、温対法適用対象の事業所や企業の排出量データについて 1 年以上前のものを開示しなければならない場合、企業の直近での排出削減の実績と実際に開示される排出量が不整合となり、企業の排出削減努力が適時に開示に反映できないこととなる。 	
<p>(温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が 1 年を超える場合の追加的な開示(気候基準案第 54 項) に対するコメント)</p>		
<p>22) 温室効果ガス排出量の報告のための算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が 1 年を超えない場合で</p>	<p>気候基準案第 54 項において、報告期間の差異を（上記が採用された場合経過措置として）許容する際、差異が 1 年を超えない場合でも 54(1)(2)(3)を開示すべきである。</p>	<p>温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が 1 年を超える場合に要求される追加的な開示(気候基準案第 54 項) について、当該差異が 1 年を超えない場合でも要求すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
も、追加的な開示を求めるべきである。		このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
同上	<p>同意する。ただし、本公開草案を任意で適用するプライム上場企業以外の上場企業等を含めたすべての企業における円滑な適用を実現する観点から以下の点について検討していただきたい。</p> <p>3. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告期間の調整や再計算 （コメント）</p> <p>サステナビリティ関連財務開示の報告期間と温室効果ガス排出量の報告のための算定期間は一致させるべきと考えるが、温対法に基づく算定に基づくことは否定しない。ただし、温対法に基づく報告期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年未満であっても、気候基準案第54項で求められる情報の開示を求めることを検討していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>気候基準案第54項では、温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示に関する報告期間の差異が1年未満であっても、企業の温室効果ガスに関する重大な事象の発生や状況の重大な変化がある場合は想定され、そのような情報は投資家にとって重要な情報と考えられる。したがって、報告期間の差異が1年未満であっても、気候基準案第54項で求められる情報の開示を求めることを検討していただきたい。</p>	同上
23) 追加的な開示に関する定め	<p>本提案に賛成します。</p> <p>但し、その前提条件は「①特定の対応が求められる温対法による報告の期間と本件の</p>	気候基準案第54項の定めについて、温室効果ガス排出量の報告のための算定期

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
を明確化すべきである。	報告期間の差異が1年を超える場合であり1年丁度は許容されること、②本報告に求められる特定の対応として概算値での報告が許容されること」です。	間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年ちょうどであれば追加的な開示は不要であること、及び、同第54項(3)の「重大な事象が発生したか又は状況の重大な変化があった場合、その内容及び影響」は概算値が許容されることを明確化すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
24) 重大な事象の発生又は重大な状況の変化があるかどうかの判断基準について、明確化が必要である。	一方、温対法の温室効果ガスの算定期間とサステナビリティ開示の報告期間との差が1年を超える場合、追加に開示として「重大な変化があった場合のその内容と影響」の開示が求められることは実務上の課題である。重要な変化の例として、新たな環境規制の施行や事業再編などが示されているが、重要な変化として判断するより具体的な基準等の提示をお願いしたい。	温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が1年を超える場合の追加的な開示(気候基準案第54項)における、重大な事象の発生又は重大な状況の変化について、その判断基準を明確化すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
(ISSB 基準との整合性に対するコメント)		
25) ISSB 基準と整合した定めとすべきである。	同意する。以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。 <ul style="list-style-type: none"> • 最新の国際標準のコンセプトに合わせた方がよいと考える。 	温対法に基づく測定を行う場合であっても、ISSB 基準の要求事項と整合した内容とすべきとのコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
同 上	同意するが、考え方は最新の国際標準に合わせた方がよいと考える。	同 上
26) ISSB 基準と SSBJ 基準の同時準拠のための考慮事項を明確化すべきである。	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する開示要求（気候基準案第53項及び第54項）に、条件付きで同意する。</p> <p>当面の対応</p> <p>一方、制度の見直しには一定の時間を要することが想定される。このため、以下2点を検討頂きたい。</p> <p>第一に、ISSB基準と同一の規定を選択するためには、原則通りGHGプロトコルに基づき財務諸表と同じ報告期間で算出した温室効果ガス排出量を報告する必要があると理解しているが、企業の取りうる選択肢を補足資料等で明確化頂きたい（質問1の回答をご参照）。</p>	<p>ISSB 基準と SSBJ 基準に同時に準拠するために企業が取り得る選択肢について、補足文書等で明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
27) IFRS S2 号第 29 項(a)(ii)の要求事項の意図と相違があるかどうかを明確化すべきである。	<p>なお、報告期間の差異を許容する場合には、ISSB 基準との重要な差異となり得るので、ISSB 基準との機能的整合性を損なうものではないことについて、SSBJ は ISSB と合意、確認等を得ていただきたい。</p>	<p>SSBJ 基準においてサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合、ISSB 基準において当該差異が許容されるかどうか、すなわち ISSB 基準と SSBJ 基準との間に差異が生じるかについて、ISSB に確認を求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>1. ISSB 基準との基準間差異の有無</p> <p>まず、気候基準案の本規定が、真に S2 号との基準間差異になるか否かについて、ISSB</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>との間での協議を行い、明らかにすることが望ましいと考える。S2 号第 29 項(a)(ii)は、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定する上で異なる方法を用いることを要求している場合」に、GHG プロトコル以外の当該法令等に基づく方法による測定を認めている。しかし、この規定が報告期間の差異も容認するものであるか否かは必ずしも明確ではないと考える。そのため、ISSB に対してその意図を明確にすることを求めることが考えられる。</p>	
同 上	<p>気候基準案第 53 項の規定が、ISSB 基準の関連する財務諸表と同じ報告期間とする要求事項との関係で基準間差異に該当するかについて ISSB と協議することにより、明らかにする必要があると考えられる。</p>	同 上
同 上	<p>一方、ISSB 基準では、報告期間と算定期間の乖離が容認されるのか明らかではない。ISSB 基準において容認されない場合、乖離のある企業は報告期間と算定期間を一致させる必要があるが、本公開草案では一致させることが認められていない。このため、貴委員会においては ISSB にこの点の解釈を確認することを検討いただきたい。</p>	同 上
同 上	<p>同意する。ただし、当該取扱いが、IFRS S1.64 と異なるため、IFRS サステナビリティ開示基準に対する準拠表明に与える影響を「結論の背景」で説明してほしい。</p>	<p>SSBJ 基準においてサステナビリティ関連財務開示の報告期間と温対法の報告のための算定期間の差異を許容する場合、当該取扱いを用いた場合の ISSB 基準上での取扱いについて、SSBJ 基準の結論の背景で説明することを要請するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(サステナビリティ関連財務開示の制度設計や関連する法令等に対するコメント)		
<p>28) 温室効果ガス排出量の報告に関連する制度間の調整のために、当委員会から働きかけを行うべきである。</p>	<p><気候基準案></p> <ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガス排出量の一括した算定、報告及び公表 <p>質問4の温室効果ガス排出量の開示については、(a)IFRS S2号のGHGプロトコルに基づく開示、(b)温対法に基づく報告、(c)GXリーグの参加企業については別途求められる開示が今後並存し続けることが想定されるが、3つの制度の細かな違いによる重複作業の負荷を減らすことも検討すべきと考える。一括した算定、報告及び公表が可能となるよう、制度間の協調に向けてSSBJからも関係省庁に働きかけを行って頂きたい。なお、制度間の協調を検討するにあたっては、それぞれの制度の趣旨や経緯を十分に認識し、いずれの制度の意義が一方的に損なわれることがないように丁寧に議論を行うことが望まれる。</p>	<p>温室効果ガス排出量の報告に関して、企業が対象となる可能性がある制度間で調整が行われ、企業の作業負荷が軽減されるよう、当委員会から関係省庁に働きかけを行うべきとのコメントである。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>
<p>同上</p>	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する開示要求（気候基準案第53項及び第54項）に、条件付きで同意する。</p> <p>関係省庁間の議論についての働きかけ</p> <p>SSBJの提案の通り、温対法の対象企業が当該制度に基づき測定した温室効果ガス排出量の報告を選択する場合、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と異なる期間の情報が開示される。作成者の開示にかかる実務負担を抑える観点からは、IFRS S2号第29項(a)(ii)の容認規定に基づき、温対法に基づく開示を活用可能とすることが望ましい。しかしながら、企業の温室効果ガス排出量の削減目標が野心的である等の理由で、報告期間による差異が大きい場合には、利用者にとっては情報の有用性が低下する恐れがある。</p> <p>この点、温対法の改正、もしくは金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において現在議論されているように有価証券報</p>	<p>同上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>告書の提出期限が延長される場合、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と同じ期間で温対法に基づく温室効果ガス排出量の算出が可能になるとみられる。SSBJの基準上は一定の移行期間を設けた上で、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と同じ期間の情報が開示されるよう、関係省庁間で議論を行うことをSSBJとしても働きかけを行って頂きたい。</p>	
同 上	<p>IFRS S2 号の開示と温対法に基づく報告に加えて、GX リーグ参加企業には別途開示が求められることから、3 つの制度の細かな違いによる重複作業の負荷を減らすことが望ましい。投資家にとっても同様の数値が複数開示されることは効率的な意思決定判断を阻害する可能性がある。報告企業の負担軽減は、制度の浸透を図り、開示のレベルアップを行う上で重要である。一括した算定・報告・公表が可能となるよう、制度間での協調に向けて SSBJ から関係省庁へ働きかけることを期待する。例えば、温対法・GX リーグで GHG プロトコルのデータも活用できる制度設計を目指す事が効果的と考える。</p>	同 上
同 上	<p>一方、GHG プロトコルに基づく排出量算定も必要であり、業務効率を図るために、温対法に基づく排出量算定と一本化できるように、制度間の協調に向けて SSBJ からの働きかけもご考慮いただきたい。</p>	同 上
同 上	<p>Reporting of greenhouse gas emissions in accordance with Japan's GHG reporting standards (i.e. Act on Promotion of Global Warming Countermeasures)</p> <ul style="list-style-type: none"> We would also encourage SSBJ, the Financial Services Agency and the Ministry of the Environment to continue to work together so that the respective reporting requirements provide greater efficiencies beyond the proposed provisions. 	<p>金融庁及び環境省と当委員会が連携し、それぞれの報告の要求事項に対して効率的に対応できるように引き続き協業することを提案するコメントである。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>GHG プロトコルに基づき温室効果ガス排出を測定する企業は、温対法に基づく温室効果ガス排出の報告との2重管理が必要となるが、共通点も多いながらも相違点がある情報を管理するのは煩雑で工数も要する。</p> <p>「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会 中間とりまとめ」(令和4年12月)において、「SHK 制度と GHG プロトコルの Scope1・2 の関係」として両者の共通点と相違点が整理されており、「今後の方針」として SHK 制度の報告のために収集したデータ・算定した排出量から GHG プロトコルと整合した Scope1・2 排出量算定に換算する方法を整理したガイド作成や、換算を容易にする機能を EEGS に設けることが掲げられている。</p> <p>同検討会は SSBJ 基準を前提にはしていないため、報告期間の差異は論点として挙げられてないが、今後は金融庁等が同検討会に参画するなど企業の情報作成コスト削減に向けた関係省庁の連携に期待する。</p>	<p>温対法に基づく測定を行う場合であっても、「GHG プロトコル」に従って測定した温室効果ガス排出量と整合するように、関係省庁が連携すべきであるとのコメントである。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>
同 上	<p>2023年にTCFDの活動が終了し、TCFDのフレームワークを継承したIFRSサステナビリティ開示基準(S1及びS2以下IFRS基準)が公表され、企業のサステナビリティ開示は新たな局面に入った。IFRS基準の検討に当たってはTCFDコンソーシアムもコメントを提出し、公表された基準にはそれらの多くが反映されたと考えており、概ね歓迎すべき内容となっている。</p> <p>本年3月に、サステナビリティ基準委員会より公開された「サステナビリティ開示基準の適用」「一般開示基準」「気候関連開示基準」の公開草案(以下、SSBJ基準案)は、IFRS基準をほぼ忠実に反映したものであり、TCFDコンソーシアムとしてはこれら公開草案の公表についても同様に歓迎する。</p> <p>SSBJ基準案と同時に公表された文書「IFRSサステナビリティ開示基準と本公開草案の差異等の一覧」において、SSBJ基準案とIFRS基準との相違点として記載されている内容は、開示に関する法令の規定の許容や経過措置等、IFRS基準を基にした柔軟な適用を目</p>	<p>温対法と「GHG プロトコル」との差異による、潜在的な開示内容の重複の懸念に対処するよう、開示要求を含め議論を進めることを提案するコメントである。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>指すものと理解しており、基本的な違和感はない。</p> <p>ここで、IFRS基準においては、温室効果ガス排出量の算定に当たり、「GHGプロトコル」に基づく算定を行うものとされているが、SSBJ基準案ではそれと異なる方法での算定を行う場合に関する記述がある。これは日本において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定がGHGプロトコルと異なる場合があるためである。このような日本の法制度に対応した記載は現状において必要なものと考えるが、企業によっては潜在的に開示内容の重複につながる可能性がある。とりわけ比較的規模の小さい企業に対する開示要請は、金融審議会における開示義務付けの対象を含め、今後十分な議論及び運用を踏まえた検討に期待する。</p> <p>TCFDコンソーシアムとしては、2025年3月に予定されているSSBJ基準の公表により、企業のサステナビリティ開示が一層進展すると期待しており、引き続き事業会社と投資家の対話の促進、ガイダンスの拡充やベストプラクティスの共有等を通じ、企業の情報開示の促進に貢献していく所存である。</p>	
<p>29) 温対法の改正を提言すべきである。</p>	<p>金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において現在議論されているように、有価証券報告書の提出期限が延長される場合、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）と同じ期間で温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定が可能になる可能性についても考慮に入れる必要がある。また、(SSBJの責任範囲外ではあるが) 報告期間の一致を可能とする対策として温対法の改正を促すべきだと考える。</p>	<p>温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の一致が可能となるよう、温対法の改正を促すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ基準は、現行の法令や制度に基づき、ISSB基準と整合する基準を開発しているため、左記の制度設計の変更とを求めるコメントを踏まえて、本公開草案の提案を変更することはしないことが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。
同 上	本提案に賛成する。温対法への対応は、我が国固有の事情であり、配慮が必要である。なお、将来的には、温対法の開示内容について、IFRS S2 の開示内容にしたがったものにするよう、温対法の改正を提言すべきである。	同 上
30) 有価証券報告書の提出後に、訂正報告書により更新された情報が開示されるようにすべきである。	<p>「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「温対法」という。）に基づく温室効果ガス排出量の報告に関する開示要求（気候基準案第53項及び第54項）に、条件付きで同意する。</p> <p>当面の対応</p> <p>一方、制度の見直しには一定の時間を要することが想定される。このため、以下2点を検討頂きたい。</p> <p>第二に、利用者に有用な情報を提供する観点から、温対法に基づく報告を選択した企業が最新の温室効果ガス排出量を報告した場合には、例えば有価証券報告書の訂正報告書の提出等により、当初の有価証券報告書の提出後に更新された情報が開示されるような施策についても、検討する余地があると考える。</p>	<p>温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択した場合、有価証券報告書の提出後に更新された情報が開示されるような施策を検討すべきとのコメントである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度の設計を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
31) 有価証券報告書が株主総会よりも前に提出されるようにすべきである。	<p>We would also like to take this opportunity to emphasize that we continue to strongly advocate for the company's annual financial report including the audited financial statements (Yuho) to be published before the annual general meeting (AGM). Following the adoption of the SSBJ Standards, we would expect both sources of information to be provided to investors well before the AGM.</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表は、年次株主総会よりも前に投資家に提供されるべきとのコメントである。</p> <p>有価証券報告書の提出期限や、その提出の早期化に関する施策を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告を行う場合の、地球温暖化係数の取扱い（気候基準案第 70 項）に対するコメント）		
<p>32) 温室効果ガス排出を温対法に基づき測定する場合の地球温暖化係数の取扱いについて明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 70 項では、「(前略) 見積りにおいて使用する排出係数が、構成する温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換したものではない場合、報告期間の末日において利用可能な、最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いなければならない。」とされている。この点、温対法に基づく測定では、必ずしも「報告期間の末日において利用可能な、最新の」係数が用いられるとは限らず、タイムラグが生じ得ると考えられる。気候基準案第 51 項ただし書きを適用して、温対法に基づく測定をする場合における第 70 項の適用関係が不明瞭であるため、明確化が望まれる。</p>	<p>温対法により測定した温室効果ガス排出量を報告することを選択する場合、地球温暖化係数に関する定め(気候基準案第 70 項)が適用されるのかどうかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号 B22 項では、構成するガスが既に CO₂ 相当量に変換されている場合、最新の地球温暖化係数を用いられていないときでも、排出係数を再計算することは要求されないと定められている。このため、法域の当局等が要求する測定方法において、最新の地球温暖化係数を用いられていない場合に、最新の地球温暖化係数を用いて再計算しなければならないかどうかは、IFRS S2 号 B22 項を取り入れた気候基準案第 70 項に基づき、当該法域の測定方法の定めを踏まえ企業が判断することが考えられる。</p> <p>具体的には、法域の当局等が要求する測定方法において「排出係数により構成するガスが CO₂ 相当量に変換されている」と判断される場合、同じような計算を二度行うことで追加のコストがかかることを避け</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>るという IFRS S2 号第 29 項(a)(ii)の定め の趣旨を踏まえると、SSBJ 基準において も、当局により指定された地球温暖化係数 に基づくことが求められると考えられる。</p> <p>この点、温対法は、用いる排出係数と地 球温暖化係数が政令においてそれぞれ指 定されており、その他の方法が認められて いないことを踏まえると、排出係数を最新 の地球温暖化係数に基づき再計算するこ とは要求されないと考えられる。</p> <p>また、ISSB では、IFRS S2 号を改訂し、 温室効果ガスを CO₂ 相当量に変換するに あたり、法域の当局又は企業が上場する取 引所から要求されている場合、最新ではな い「気候変動に関する政府間パネル」 (IPCC) の評価における、100 年の時間軸 に基づく地球温暖化係数を用いることが できるとする容認規定を定めることが検 討されている。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本 公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 68 項 「報告期間の末日において利用可能な、最新の『気候変動に関する政府間パネルの評価』(IPCC)における、100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を用いる」とされている</p>	<p>最新の「気候変動に関する政府間パネ ル」(IPCC) の評価における、100 年の時 間軸に基づく地球温暖化係数(気候基準案</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>が、最新の IPCC における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数は日本語で容易に入手可能とはいいがたい状況であると思われる。</p> <p>また、温対法による地球温暖化係数（令和 6 年 4 月 1 日施行）と IPCC の第 6 次報告書における地球温暖化係数は異なっている。</p> <p>日本語での最新の IPCC における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数の提供や、温対法による地球温暖化係数との比較など、企業への情報提供の整備が必要だと思われる。</p>	<p>第 70 項) について、企業に対して情報を提供するプラットフォームを整備すべきとのコメントである。</p> <p>寄せられたコメントを踏まえ、当委員会事務局の解説記事等において、最新の IPCC の評価における 100 年の時間軸に基づく地球温暖化係数を提供することについて、優先順位等を含め検討することとした。</p>
(経過措置に対するコメント)		
<p>33) 経過措置を導入すべきである。</p>	<p>なお、将来的に保証が義務付けられた場合、重大な変化が判断できたとしても、その内容および影響に至るまでの保証を得たうえで有報開示（6 月）をすることは困難であることが見込まれるため、実務が定着するまでの経過措置等をお願いしたい。</p>	<p>温室効果ガス排出量の報告のための算定期間と当該企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間の差異が 1 年を超える場合の追加的な開示(気候基準案第 54 項)における、重大な事象の発生又は重要な状況の変化については、有価証券報告書の提出期限までに開示することが困難であるため、経過措置を設けるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 4 の 9)冒頭で記載している。</p>
<p>同 上</p>	<p>(3)経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 実務的な負荷への懸念に対する対応として、導入初年度、GHG 排出量の算定期間と報告期間の不一致を認めることを検討する。当該経過措置は、報告期間と 	<p>温対法により測定した温室効果ガス排出量の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との一致を求めない</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	GHG 排出量の算定期間の差異を調整するためのプロセスを構築するための猶予期間として位置付けることが考えられる。	経過措置を設けることを提案するコメントである。 このコメントへの対応は、質問4の9)冒頭で記載している。
(その他のコメント)		
34) 本公開草案の提案を支持するものの、実務上の配慮が必要である。	<p>本提案に同意するが実務上の配慮が必要である。 (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 温対法、GHG プロトコル何れに基づく報告を実施する場合においても、年度初めは前年度の GHG 排出量集計・算定期間に該当し、有報開示時期において前年度排出量集計については未了の為、有報と同時期に前年度データに基づく開示の実施はスケジュール上現実味が無い。このため、開示時期に猶予を設定するまたは GHG プロトコルに基づく場合においても前々年度のデータ使用を可として頂きたい。 • また、前々年度のデータを用いる場合でも、海外報告分については算定期間が前々年度の1-12月となり、厳密にいうと1年超となる点にも配慮頂きたい。 • 現状の実務においては、温対法の報告が7月、SBT (Science Based Targets) 等に準拠する CDP (Carbon Disclosure Project) 報告が9月、その数値を11~1月に第三者監査を受け、監査後の数値を有報に記載している。このため、財務諸表の報告対象期間と1年ずれた (n-1) 期間の GHG 排出量を掲出している形で許容されている。仮に、財務諸表の報告期間と本サステナビリティ開示の報告期間の合致を優先させた場合には、GHG は推計値が多く採用されることになり、その後変動する (修正する) こととなる。保証が有効に機能しないことに加え、有価証券報告書の訂正報告が頻発する事態を招くなど管理または作業上の煩雑が増し、投資家側も提供情報による混乱を引き起こすことが想定される。現状の温対法・ 	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するものの、実務上の配慮として、温対法等に基づく実務を考慮したうえで適切な開示基準とすべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案においては、温室効果ガス排出の測定においては、直接測定だけではなく見積りによる測定も認めている (気候基準案 BC150 項)。</p> <p>指標の報告のための算定期間については、質問4の9)冒頭で記載しているとおり、本公開草案の提案を変更し、サステナビリティ関連財務開示 (及び関連する財務諸表) の報告期間と、指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、期間調整を要求することを再提案する公開草案を公表することとした。</p> <p>一方、金融商品取引法に基づく開示制度における有価証券報告書の提出時期については、金融庁が決定することであるた</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	GHG プロトコルの実務報告やその保証作業を検証して頂き、実態に即した基準となることを強く希望する。	め、左記のコメントは金融庁に伝える。
同 上	<p>温対法、GHG プロトコル何れに基づく報告を実施する場合においても、年度初めは前年度の GHG 排出量集計・算定期間に該当し、有報開示時期において前年度排出量集計については未了の為、有報と同時期に前年度データに基づく開示の実施はスケジュール上現実味がないため、開示時期に猶予を設定する乃至 GHG プロトコルに基づく場合においても前々年度のデータ使用を可としていただきたい。</p> <p>また、前々年度のデータを用いる場合、海外報告分については算定期間が前々年度の1-12月となり厳密にいうと1年超となる点にも配慮頂きたい。</p>	同 上
35) 関連する他の議論を行うべきである。	賛成する。報告期間の差異の取り扱いを議論するよりも、複数年度の移行計画の進捗の開示に向けた議論の開始を提案する。	<p>気候基準案第29項(3)に基づき気候関連の移行計画の内容を開示するにあたり、複数年度の移行計画の進捗の開示を企業に求めることの議論を開始すべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントは、今後の参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 5 (スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準に関する質問)		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>我々のアンケートの Q5 では、回答者の 73.7%が、「本基準における定め (案)」(Q5 の案①) の「ロケーション基準による開示に加え、契約証書に関する情報又はマーケット基準による開示をしなければならない」が「望ましい」と回答した。また、「採用されなかった案」のうち気候基準案 BC133 項(1) (Q5 の案②) の「ロケーション基準による開示に加え、マーケット基準による開示を要求する」が「望ましい」とした回答者は 21.1%であり、大多数の回答者がマーケット基準による開示が必要だと回答した。</p> <p>マーケット基準による開示は、企業の温室効果ガス排出削減の努力が反映されるため、利用者であるアナリスト・投資家の分析において有用な情報である。</p> <p>グローバル・ベースラインである ISSB 基準では、市場の成熟度の違い等によりマーケット基準を要求するのが困難と考えたため、契約証書に関する情報の開示の一部としてマーケット基準による開示を行う場合があるとしつつも、マーケット基準による開示に代えて契約証書に関する情報の開示を要求事項としている。</p> <p>しかし、我が国の多くの企業では、マーケット基準でネットゼロ等の目標、移行計画を立てており、気候基準案においてオプションとはいえ、マーケット基準による開示を ISSB 基準の上乗せとして明確に要求事項にしたことを評価したい。</p>	同 上
同 上	IFRS の要求事項であるロケーション基準に加えて、マーケット基準についての開示を可能とするものであり、実体的な温室効果ガス削減努力の理解を促進するものとして有用と考えられるため、本提案に賛成。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	不動産など再エネ導入しか脱炭素策がない業種もあるため、ロケーション基準のみであると、そのような業界の努力が反映されない。よって、再エネ導入努力が反映されるマーケット基準も併記できる本提案は賛成。ロケーション基準ともに開示すればグリーンウォッシュ等の批判も同時に回避できると思料。	同 上
同 上	本提案に賛成する。マーケット基準による測定値の開示によって、企業による積極的な再エネ電力の購入と、電力調達部門等での温室効果ガス削減努力を期待する。	同 上
同 上	<p>This response is applicable to all companies (including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards).</p> <p>The proposed approach is consistent with the approach taken by the ISSB Standards. It will allow investors to access information that further illustrates the reporting entities' voluntary efforts to source energy from more carbon efficient providers.</p>	同 上
同 上	<p>Yes, we are supportive of the SSBJ Exposure Draft which we believe is consistent with the IFRS disclosure standards requiring disclosure of a) location-based scope 2 emissions and b) additional information about any contractual instruments that is necessary to inform users' understanding of the company's Scope 2 greenhouse gas emissions. We see no problem with the SSBJ standards allowing market-based scope 2 emissions, where this is in addition to location-based (not as an alternative to location based). We agree that this can be a way to incentivize issuers to supply renewable energy and reflect their efforts (particularly in Japan, where sourcing renewable energy can be a challenge). From our data perspective, we see location-based reporting as a priority - however information on "contractual instruments that is necessary to inform users' understanding of the company's Scope 2 greenhouse gas emissions" or "market-based Scope 2 greenhouse gas emissions" is still something we would encourage on top.</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。</p> <p>日本においてはマーケット基準排出量を報告する環境が整っている。また、マーケット基準排出量は、契約証書に関する情報よりも報告企業の気候関連のリスク・機会を分かり</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>やすく反映する指標と考えられるため、国際基準に加えて、日本の実情に則した選択肢を提案する SSBJ 基準案は妥当と考えられる。</p>	
同 上	<p>本提案に賛成する。 ロケーション基準は ISSB 基準との比較可能性の観点で必要な要素と理解している。温対法に基づく報告はマーケット基準に基づく測定の要素を用いており、(2)の要素を満たすと考えられる。そのうえで、(2)に代えて契約証書（生の電気の排出係数が分かるものに加え、必要に応じ非化石証書など）に関する情報を使用できるという提案に異論はない。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。ISSB 基準における「契約証書に関する情報」、は定義が曖昧であり、情報の有用性や比較可能性について疑問の余地が残る。ISSB 基準と完全整合を目指す企業についても勘案いただいたうえで、選択肢としてより分かりやすいマーケット基準を規定したことを歓迎する。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛同する。比較可能性や個別企業の努力・工夫を表現しようとする、ロケーション基準とマーケット基準の双方の情報が互いに補完し合うものと理解しており、それゆえに ISSB ならびに ESRS とも、両基準での排出量を報告することを求めていると考える。また、SSBJ 気候基準案第 57 項では、「少なくとも次のいずれかの事項」として、契約証書に関する情報とマーケット基準での排出量を挙げており、契約証書に関する情報が完全な追加要求事項となっているものではない。基準として曖昧な点はあるものの、実績とその背景の努力を効果的にアピールする裁量が企業に任されているとポジティブに理解したい。</p>	同 上
同 上	<p>スコープ 2 温室効果ガス排出に関して、ロケーション基準に加えて、契約証書に関する情報またはマーケット基準による排出量のいずれかの開示を要求する提案は、ISSB 基準の要求とも整合的であり、基本的に同意する。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。ロケーション基準の公開により、読者は企業のスコープ 2 の規模感を把握しやすくなる。マーケット基準は、企業によっては算定の難易度が高い、また排出</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	係数が 1 年古いものとなる等による差異も考えられ、必須とするのは厳しいものと考え る。	
(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)		
2) ISSB 基準の 要求事項をそ のまま取り入 れるべきであ る。	<p>With respect to the paragraph 57 (2) of the Climate ED, we are supportive of the work integrating ISSB into SSBJ. While we appreciate there will be some small tweaks within SSBJ Standards, we would like recognition that there will be equivalence between ISSB disclosures from another jurisdiction / other group entity and that disclosures can be made at group level to avoid duplicate and bespoke ISSB reporting. Additionally, while we understand why the optionality is included, selecting an option that isn't aligned with ISSB requirements could make it challenging for Japanese companies operating globally to use SSBJ disclosures in other jurisdictions where group entities may have ISSB reporting requirements.</p>	<p>ISSB 基準にない選択肢を追加することにより、グローバルで事業を営む日本企業が SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示を他の法域で行うことが困難になる可能性があるため、ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準では、ロケーション基準による開示に加え、主要な利用者の理解のために必要な契約証書を企業が有している場合、当該「契約証書に関する情報」を開示することが要求されている (IFRS S2 号第 29 項(a)(v))。</p> <p>IFRS S2 号 B31 項及び BC109 項で示されているとおり、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出についての情報が、「契約証書に関する情報」の開示の一部となる場合はあると考えられる。しかしながら、マーケット基準による開示は、「契約証書に関する情報」の開示の代替的な開示となる場合もあれば、そうならない</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>場合もあると考えられる。代替的な開示とならない場合においては、SSBJ 基準独自の選択肢であるマーケット基準による開示は、ISSB 基準に従って開示する内容とは異なる可能性がある。</p> <p>SSBJ 基準におけるスコープ 2 温室効果ガス排出についての情報の開示の定めについては、SSBJ 基準が ISSB 基準と整合性のあるものとなるように、ISSB 基準の要求事項を取り入れたうえで、SSBJ 基準独自の取扱いを ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）としている。このため、SSBJ 基準を適用する企業が、ISSB 基準と同様に「契約証書に関する情報」を開示することを望む場合、ISSB 基準の要求事項を取り入れた SSBJ 基準における定めに従い開示することができる。</p> <p>したがって、本公開草案の提案を変更せず、SSBJ 基準独自の取扱いとしてマーケット基準による開示を追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）とすることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>なお、当委員会は、確定基準公表後の対応として、SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとしている。</p>
同 上	<p>IFRS S2 号と違う定めをするのは、我が国固有の事情により、IFRS S2 号をそのまま適用することがきわめて不合理である場合に限るべきであるが、我が国固有の事情はない。</p>	<p>ISSB 基準の要求事項に加えて、SSBJ 基準独自の取扱いを追加すべき我が国固有の事情は認められないため、ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準では、ロケーション基準による開示に加え、主要な利用者の理解のために必要な契約証書を企業が有している場合、当該「契約証書に関する情報」を開示することが要求されている（IFRS S2 号第 29 項(a)(v)）。</p> <p>この「契約証書に関する情報」の具体的な内容は、ISSB 基準において必ずしも明確ではなく、このような明確でない要求事</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>項を SSBJ 基準にそのまま取り入れた場合、開示が多様化することに対する懸念や、明確でない定めに対応するために生じるコストや労力には対処できない可能性がある。このため、ISSB 基準の要求事項をそのままの形で取り入れないことに相応の理由が認められると考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案の提案を変更せず、SSBJ 基準独自の取扱いとしてマーケット基準による開示を追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）とすることとした。</p> <p>なお、当委員会は、確定基準公表後の対応として、SSBJ 基準の実務への適用が行われた後も、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>3) ロケーション基準による開示又はマーケット基準による開示のいずれかを選択できるようにすべきである。</p>	<p>本提案に同意しない。温室効果ガス排出の実務の現状を踏まえると、ロケーション基準とマーケット基準の選択適用（双方開示することも可能）が適切ではないか。ロケーション基準での開示をすべての企業に一律で強制適用とすることは適切ではない。</p>	<p>我が国の温室効果ガス排出に関する開示の実務を踏まえると、ロケーション基準による開示を一律に要求することは適切ではなく、ロケーション基準による開示又はマーケット基準による開示のいずれかを選択できるようにすべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準におけるロケーション基準による開示要求は、マーケット基準による測定が困難である法域を考慮して定められたものと考えられる。このため、我が国において ISSB 基準と整合性のある基準を開発するとしている中で、ロケーション基準による開示を求めないことに相応の理由は認められないと考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> • スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準に関する本提案に同意しない。ロケーション基準とマーケット基準の選択適用（両方を開示することも可）とすべきである。 • IFRS サステナビリティ開示基準（以下「IFRS 開示基準」という）は下記の通りであるが、SSBJ の本提案は IFRS 開示基準よりも開示負担が大きい。IFRS 開示基準はマ 	<p>SSBJ 基準の定めは ISSB 基準の要求事項よりも開示負担が大きく見えること、また「契約証書に関する情報」は具体的な開示内容が不明確であるため選択しづらい選択肢であることから、ロケーション基準による開示又はマーケット基準による開</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>マーケット基準によるスコープ 2 の温室効果ガス (GHG) 排出量の開示を求めておらず、契約証書に関する開示は該当がある場合のみに開示を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケーション基準によるスコープ 2 の GHG 排出量 契約証書に関する情報がある場合はこれを開示 「契約証書に関する情報」については具体的に何を開示するかが不明であり、膨大な契約証書に関する情報の開示が必要になる懸念があるため、この選択肢は使いにくい。 	<p>示のいずれかを選択できるようにすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対します。</p> <p>本報告の対象として海外での事業も含むことを考慮すると、ロケーション基準が客観的な指標として適切と判断します。</p> <p>この場合、マーケット基準等の開示は、排出量削減の取組みの成果を示すため代替指標としてロケーション基準との選択制にすべきと考えます。</p>	<p>ロケーション基準による開示は客観的な指標として適切であるものの、排出削減の取組みの成果を表すための代替指標としてマーケット基準による開示との選択適用とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 3)冒頭で記載している。</p>
4) マーケット基準による開示を原則とすべきである。	<p>同意する。ただし、マーケット基準排出量については任意の扱いになっているが、調達電力選択等の排出削減努力を反映すべきこと (ロケーション基準では反映されない)、企業の排出目標が一般的にはマーケット基準により設定されており、むしろこちらをメインにすべきとの意見があった旨を付記する。</p>	<p>ロケーション基準では調達電力の選択等による企業の排出削減努力を反映できないことから、ロケーション基準による開示ではなく、マーケット基準による開示を原則とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案 BC129 項にある通り、「GHG プロトコル(2004 年)」のスコープ 2 温室効果ガス排出に関するガイダンスであるとされる「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」では、報告企業がスコープ 2 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素に関する情</p>	<p>「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」におけるマーケット基準のスコープ 2 データ・ヒエラルキーの例において、測</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>報について、それらの精度を踏まえた優先順位が例示され、特定の子会社などで、マーケット基準により測定できない部分については、ロケーション基準により測定することが示唆されている。それゆえ、マーケット基準による開示を原則とし、例外的にロケーション基準を認めた記載にすべきである。また、一つの事象に対して複数の数値を開示することは作成者の実務負荷・利用者の意思決定の双方にとって有意義ではなく、マーケット基準で開示できる企業に対して、あえてロケーション基準を必須とする必要はない。これらに係る観点から気候基準案 BC129 項、BC135 項に強く賛同する。</p>	<p>定にあたって用いる要素に関する情報について、マーケット基準により測定できない部分についてはロケーション基準による測定となることが示唆されていることから、マーケット基準による開示を原則とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。</p> <p>気候基準案 BC135 項記載のとおりと考える。マーケット基準のみの開示でも可とすべきであるが、まずはロケーション、マーケットともに係数の改定時期を明確化しない限り、適時に最新の計数を反映することは難しいため、改定時期明確化が先決であると思料する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケーション基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出量は、あくまで地域等の排出係数に基づく仮想的な数値であり、企業における電気等の消費量の実態を表したものではない。例えば、今後企業努力により温室効果ガス排出の少ない電気等を一定のコストをかけて購入した場合、ロケーション基準では適時に温室効果ガス排出の削減効果が反映できず、財務情報との整合性を欠く懸念がある。また温対法では、マーケット基準に相当する測定の要素を用いており、仮にロケーション基準とマーケット基準の両方の方法による測定が要求されることとなった場合には、温対法の対象である企業にとって実務上の負荷が過大である。 日本の場合、削減や算定・開示が途上の段階であり、電力会社による再エネ電源構成の拡大が遅れており、需要企業による工夫が先行せざるを得ない状況にあり、それら 	<p>ロケーション基準により測定した排出量は仮想的な数値であり、企業の排出削減努力が反映できないこと、また、我が国の温対法では既にマーケット基準に相当する測定が行われていること等を踏まえると、マーケット基準による開示を原則とすべきとのコメントである。また、その前提として、どの時点の排出係数を用いなければならないかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントのうち、マーケット基準による開示を原則とすべきとのコメントへの対応は、質問 5 の 3)冒頭で記載している。また、排出係数の特定に関するコメントへの対応は、質問 5 の 13)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の創意工夫を打ち消すロケーション基準は再エネ化の意欲を削ぎ、日本全体の再エネ化の機運を減退させるものとする。また、前述の国内事情もあり、すでにマーケット基準による算定が先行しており、削減状況の開示が先進企業を中心に進んでいる実態がある。国際比較の中で、ロケーション基準での数値の開示が求められていることは理解するものの、比較のために算出したものを並記するに留めるべきであり、日本の場合は、マーケット基準を中心に検討すべきと考える。</p>	
同 上	<p>BC135 記載のとおり (→)、マーケット基準のみの開示でも可とすべきであるが、まずはロケーション、マーケットともに係数の改定時期を明確化しない限り、適時に最新の計数を反映することは難しいため、改定時期明確化が先決であると思料する。</p> <p>(→ロケーション基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出量は、あくまで地域等の排出係数に基づく仮想的な数値であり、企業における電気等の消費量の実態を表したものではない。例えば、今後企業努力により温室効果ガス排出の少ない電気等を一定のコストをかけて購入した場合、ロケーション基準では適時に温室効果ガス排出の削減効果が反映できず、財務情報との整合性を欠く懸念がある。また温対法では、マーケット基準に相当する測定の要素を用いており、仮にロケーション基準とマーケット基準の両方の方法による測定が要求されることとなった場合には、温対法の対象である企業にとって実務上の負荷が過大である。)</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成しない。気候基準案 BC133 項 2 号の代替案 (マーケット基準のみ開示) に賛成する。企業の業態に応じて、「マーケット基準を開示」又は「マーケット基準の算出が難しい場合にロケーション基準を開示」のいずれかを選択できることが望ましい。また、日本においては環境省から統一的な排出係数が公表されているため、弊行を含め、既にマーケット基準での開示を行っている企業が一定数存在する。ロケーション基準の開示を新たに行う場合、温対法に基づく計測と二重で計算する必要があり、かえって実務上の負荷が過大となる。</p>	我が国におけるマーケット基準による開示実務及び実務上の負荷を踏まえ、マーケット基準による開示を要求するか、又はマーケット基準による開示が困難な場合にロケーション基準による開示を要求すべきとのコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問5の3)冒頭で記載している。
同 上	同意します。ただし電力使用量はデータでの捕捉が比較的容易であり、またマーケット基準を採用した方が企業のCO ₂ 排出削減努力が反映されることから、むしろマーケット基準を主とすべきと考えます。	マーケット基準による開示は企業の排出削減努力が反映されることから、マーケット基準による開示を原則とすべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問5の3)冒頭で記載している。
5) マーケット基準による開示のみを要求すべきである。	日本の実務では温対法上マーケット基準で計算されている。 スコープ2の温室効果ガス排出量をあえてロケーション基準による計算とすることの有意性が不明であり、マーケット基準に基づく開示のみでよいと考える。 また、温対法で計算した温室効果ガス排出量をそのまま利用できるとの考え方とも整合しない。	我が国の温対法における実務はマーケット基準に基づいているため、SSBJ基準においてもマーケット基準による開示のみを要求すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問5の3)冒頭で記載している。
同 上	マーケット基準での統一を提案する。本制度の目的は、世界が脱炭素の取り組みを促進することにある。自社が主体的に進出を機関決定して操業を行っている地での電力の環境負荷を知らずに、ビジョンや目標を掲げても、足元が不在になるのではなかろうか。正式に排出係数の開示を要請した結果において不開示な場合は、その旨を説明して、マーケット基準の使用を認めるというルールを提案する。	温室効果ガス排出に関する開示の目的の1つが企業の脱炭素の取り組みの促進であることを考慮すると、マーケット基準のみを要求すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問5の3)冒頭で記載している。
同 上	草案「契約証書に関する情報とマーケット基準による開示の少なくともいずれか」(マーケット基準による開示を選択しないことが可能)に反対し、草案で採用されなかった案「マーケット基準による開示のみを要求する」又は「ロケーション基準による開示に加え、マーケット基準による開示を要求する」の内容が適切だと考える。	マーケット基準による開示は企業の排出削減努力が反映され、また、我が国の温対法はマーケット基準による開示に近い考え方であることから、マーケット基準に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>ロケーション基準は、「排出係数の低い電力」や「非化石証書・カーボンクレジット」の活用が排出量に考慮されないため、企業の排出削減の努力が正しく反映されない指標であり、投資家・金融機関等から適切な評価が得られないことが懸念される。他方、マーケット基準は、「排出係数の低い電力」や「非化石証書・カーボンクレジット」の活用など、企業の排出削減の努力が排出量に反映されるため、企業を評価するうえでより適切な指標だと考える。</p> <p>SHK 制度の基礎排出量算定方法について、従来は「ロケーション基準」に近い考え方であったが、今年度の改定において、企業の排出削減努力が反映することを目的に「マーケット基準」に見直される予定であり、こうした方向性とも整合する。</p> <p>なお、ISSB 基準または SSBJ 基準の草案通りで「ロケーション基準による開示」と「契約証書に関する情報」が開示された場合に、その企業が「排出係数の小さい電力」を購入しているか否かが把握できない課題も生じる。また、日本では、SHK 制度の仕組みにより排出係数を入手でき、適切なマーケット基準による開示を行うことができるため、こうした環境の違いも踏まえた設定が重要だと考える。</p>	<p>よる開示のみを要求するか、又はマーケット基準による開示とロケーション基準による開示の両方を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントのうち、マーケット基準による開示のみを要求すべきとのコメントへの対応は、質問5の3)冒頭で記載している。また、マーケット基準による開示とロケーション基準による開示の両方を要求すべきとのコメントへの対応は、質問5の6)冒頭で記載している。</p>
<p>6) ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を求めるべきである。</p>	<p>While both the SSBJ drafts and the IFRS disclosure standards require disclosure of location-based metrics, additional context and information can be provided by requiring that entities also employ the market-based approach for Scope 2 GHG emissions disclosure, if applicable.</p> <p>The market-based approach can also importantly allow entities to share their emissions reduction efforts made in showcasing the type of energy they are procuring. By promoting the dual approaches, entities can provide a more transparent and accurate report on their Scope 2 GHG emissions.</p>	<p>マーケット基準による開示は企業の排出削減努力が反映され、また、ロケーション基準による開示もあわせて提供することにより、より透明性がある正確な報告を行うことができることから、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>マーケット基準による開示要求は、ISSB 基準には含まれていない追加の要求事項を SSBJ 基準において定めることを提案するものである。</p> <p>この点、SSBJ 基準において ISSB 基準にはない定めを追加するものの多くは、主要な利用者が情報を利用しやすくすることを意図している。また、企業がこれらの追加の定めに従い開示を行うにあたり、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>マーケット基準による開示は、主要な利用者に有用な情報を提供することが考えられるものの、特に海外子会社が多い企業にとっては、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求される可能性が考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>スコープ2 温室効果ガス排出について、ロケーション基準に加え、契約証書の情報またはマーケット基準によるデータの開示を必要とするに関しては同意する。</p>	<p>マーケット基準による開示は企業の排出削減努力が反映されるため、マーケット</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>なぜなら、ISSB 基準と同じくロケーション基準で開示することにより比較可能性を確保でき、加えて、マーケット基準の開示により温室効果ガス排出量削減の企業努力が反映されるからである。ただし、マーケット基準の方が、自助努力がより明確に見える化されるため、マーケット基準の開示を前提にロケーション基準についても開示を求めるほうが適切ではないかと考える。</p>	<p>基準による開示を要求したうえで、ロケーション基準による開示も要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の6)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>ロケーション基準を主とした報告には同意しかね、ロケーション基準とマーケット基準の双方の報告が望ましいと考える。</p> <p><理由></p> <p>スコープ2のマーケット基準ベースによる報告は、企業の温室効果ガス排出量の削減努力が適切に反映され、再生可能エネルギー等の普及促進にもつながると考えられるため、気候変動基準として適切と考える。</p> <p>また、GHG アカウンティングの原則（正確性・完全性・透明性）が向上するとともに、企業は追加的な情報や自身の排出量についてより正確で公正な説明ができるようになると思う。</p> <p>加えて、我が国においては、マーケット基準による報告を行うために必要な排出係数を入手することが容易であるため、企業の開示対応も可能と考えられる。</p> <p>そのため、主をロケーション基準、副をマーケット基準にして報告を求めるのではなく、双方の報告を求めることが望ましいと考える。</p>	<p>マーケット基準による開示は企業の排出削減努力が反映され、また我が国においてはマーケット基準の排出係数を容易に入手できることから、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の6)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>マーケット基準とロケーション基準の双方の報告が望ましいと考える。</p> <p>【理由】</p> <p>Scope2のマーケット基準ベースによる報告は、企業の温室効果ガス排出量の削減努力が適切に反映され、再生可能エネルギー等の普及促進にもつながることより、気候変動基準として適切である。また、GHG アカウンティングの原則（正確性・完全性・透明性）</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>が向上するとともに、企業は追加的な情報や自身の排出量についてより正確で公正な説明ができるようになる。</p> <p>加えて、我が国においては、マーケット基準による報告を行うために必要な排出係数を入手することが容易であるため、企業の開示対応も可能と考えられる。そのため、主をロケーション基準、副をマーケット基準にして報告を求めるのではなく、双方の報告を求めることが望ましいと考える。</p> <p>【代替案】</p> <p>第 56 項スコープ 2 温室効果ガス排出については、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。</p> <p>第 57 項スコープ 2 温室効果ガス排出については、第 56 項に加え、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。</p>	
同 上	<p>The GHG Protocol Scope 2 Guidance introduces “dual reporting” duties for an entity that operates in markets such as Japan where contractual instruments are available. The entity shall report Scope 2 figures in two ways, using both the location-based method and the market-based method.</p> <p>Going beyond the ISSB global baseline, the SSBJ ED’s proposal for dual reporting will greatly increase decision-useful information for investors. Disclosure on market-based Scope 2 emissions would greatly enhance investors overview over a company’s efforts to reduce its Scope 2 emissions. It also incentivizes companies to implement the right governance mechanisms to collect highly relevant data for the reduction of its Scope 2 emissions.</p> <p>To align with the GHG Protocol, CDP recommends that reporting entities perform dual reporting of Scope 2 emissions: market and location based. Additionally, CDP encourages companies to refer to its climate reporting guidance for further guidance on how to perform and report these calculations.</p>	<p>「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」では、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求しているため、SSBJ 基準でも両方の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 6)冒頭で記載している。</p>
同 上	本提案に賛成しない。	我が国ではマーケット基準に基づく実務が広がっていること、また「GHG プロ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>IFRS S2 号第 29 項(v)ではロケーション基準によるスコープ 2 の温室効果ガス排出に加え、利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報の開示を要求しているが、これは市場の成熟度の違いなどによりマーケット基準を要求することが難しい法域があることを考慮した結果だと理解している。</p> <p>一方我が国においてはマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の測定は実務で広がっており、「スコープ 2 ガイダンス」(2015 年)においても日本は「スコープ 2 の計算のために、マーケット基準手法が事業者のインベントリに適用される」法域として挙げられている。</p> <p>また、「スコープ 2 ガイダンス」(2015 年)においてはマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出とロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の二元報告を要求しており、両者を比較することで企業の温室効果ガス排出の削減努力が定量化できるが、これは契約証書に関する定性的情報よりもより有用だと思われる。IFRS S2 号 BC109 項では契約証書に関する情報にはマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出が含まれることも示唆されている。</p> <p>そのため、契約証書に関する情報とマーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の選択適用は認めず、気候基準案 BC133 項(1)のようにロケーション基準による開示に加え、マーケット基準による開示を要求したほうが、より有用な情報を提供できると考えられる。</p> <p>もっとも昨今は追加性のある再エネ調達が求められるようになっており、再エネの調達方法など追加性を評価するような契約情報に関する情報は積極的な開示を促すように対処する必要があると思われる。</p>	<p>トコル「スコープ 2 ガイダンス」では、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求していることから、SSBJ 基準でも両方の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 6)冒頭で記載している。</p>
7) ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入	The SSBJ drafts would allow issuers to disclose location-based Scope 2 GHG emissions and disclose information about contractual instruments or market-based emissions. ACGA takes the view that investors would benefit from as much information on Scope 2 as possible and would	可能な限りスコープ 2 温室効果ガス排出に関する多くの情報を開示することが投資者にとって便益をもたらすと考えら

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>れることに加え、マーケット基準による開示を求めるべきである。</p>	<p>encourage disclosure of both location-based and market-based emissions, with information on contractual instruments.</p>	<p>れるため、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求することに加え、契約証書に関する情報を開示することも要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の6)で記載している。</p>
<p>同 上</p>	<p>We are also encouraged by the emphasis on disclosing market-based as well as location-based scope 2 greenhouse gas (GHG) emissions and provide information about any contractual instruments that is necessary to help readers' understanding.</p>	<p>ロケーション基準による開示及びマーケット基準による開示に加えて、利用者の理解に必要な契約証書に関する情報を提供することを提案するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の6)で記載している。</p>
<p>同 上</p>	<p>当協会は、スコープ2GHG排出量の測定方法に関して、公開草案の提案に同意せず、ロケーション基準及びマーケット基準に基づく排出量の両方を開示し、必要な場合に契約証書に関する情報も開示することを求めることが適切であると考えます。</p> <p>まず、ここで求めている契約証書の内容が、気候基準案第6項(11)で定義されているように、「エネルギー生成に関する属性と一体となっている電力等の購入契約」及び「電力等の購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結される契約」であるとする、国内外に複数の拠点を持つ企業は、相当数の契約証書を有していることが想定され、これを意味のある形で開示することは困難であると考えられる。</p> <p>次に、情報の有用性の観点から、S2号の求めるロケーション基準に加えて、企業の実態に近いマーケット基準によるスコープ2GHG排出量の両方の開示を求める方が望ましい。なぜならば、ロケーション基準とマーケット基準による排出量の両方が開示されるこ</p>	<p>ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を開示することにより、その差が企業による排出削減努力を示す情報となること、またこの差の内容を説明する情報として、契約証書に関する情報が有用であることから、ロケーション基準による開示とマーケット基準による開示の両方を要求することに加え、必要に応じて契約証書に関する情報を開示することも要求すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>とで両者の差が把握され、企業による削減努力を示す情報が提供されるからである。また、契約電力の選択や様々な証書を組み合わせた企業の実態に近い排出量はマーケット基準で反映される。一方で、ロケーション基準による排出量も S2 号で要求されていることに加え、企業のエネルギー使用量の増減を反映する情報であり、これも情報利用者にとって有用である。この差異の内容を説明する情報として、契約証書に関する情報を求めることも有用であるとする。</p> <p>また、実務上もマーケット基準による排出量が把握できるのであれば、ロケーション基準による排出量は、少ない追加負担で測定することが可能である。我が国においては、重要な事業所に関しては、温対法の下でのマーケット基準によるスコープ 2GHG 排出量が把握されており、排出係数を地域平均の係数に置き換えることでロケーション基準に基づく排出量が計算できる。</p> <p>なお、海外の一部地域においては、契約電力別の排出係数が入手できない場合や当該係数の信頼性が乏しい場合も想定されるが、GHG プロトコルにおいて、排出係数を利用不可能な場合にはロケーション基準で用いる排出係数の利用が認められており、我が国企業の従来の算定実務を基礎としてマーケット基準に基づく排出量の算定が可能な環境にある。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問 5 の 6) で記載している。</p>
<p>8) 「契約証書に関する情報」の開示を求めるべきではない。</p>	<p>「契約証書に関する情報」については、開示要求事項をより具体的に示すべきである。ただし、契約管理も事業体により様々で、各子会社の自律的な管理に依拠するところが多く、契約書等も様々であることが予想され、内容等の開示はほぼ不可能と考える。そのため、契約証書を有している場合であっても任意開示とすべきである。</p>	<p>「契約証書に関する情報」については、具体的な開示内容が不明確であること、また、開示する場合においても契約書等の内容が多様であり開示が困難であることから、開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、ISSB 基準との整合</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>性を図るため、ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしている。一方で、ISSB 基準における「契約証書に関する情報」の開示に関する要求事項は、必ずしも明確ではないと考えられ、そのように必ずしも明確ではない要求事項をそのまま取り入れた場合、開示が多様化することに対する懸念や、明確ではない定めに対応するために生じるコストや労力に対する懸念には対処できない可能性があると考えられるため、質問5の2)に記載しているとおり、マーケット基準による開示は、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）として追加することとした。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>同意する。以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> （本公開草案における提案）—(1)契約証書を企業が有している場合、スコープ2温室効果ガス排出を理解するうえで必要な、当該契約証書に関する情報について義務化する方向性で草案は提供されているが、現実的に世界各地の契約証書を収集するコストが莫大と推測。当該提案については、推奨項目化、又は主要なロケーション先など、ソフトランディングを導入してはどうか。 	<p>「契約証書に関する情報」の開示のためのコストが莫大であると推測されるため、開示を要求しないことや主要なロケーションに限定する等の対応が必要であるとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問5の8)冒頭で記載している。
同上	<p>同意しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 正確性・信頼性については、数値検証作業および保証を受ける中で確認が可能である • 契約証書に関する情報開示については、国内外に複数の拠点を持つ企業は、通常相当数の契約証書を有しているため、これを意味のある形で開示することは困難であり、有用な情報開示になり得ないと考える。さらに、契約証書の開示について、具体的な開示内容が不明瞭であり、実務上のばらつきが生じることが懸念される。 	<p>「契約証書に関する情報」は有用な情報になり得ないこと、また、この具体的な開示内容が不明確であることから、「契約証書に関する情報」の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の8)冒頭で記載している。</p>
9) プロポーショナルリティを考慮し、「企業がスコープ2温室効果ガス排出に関する定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合は、定量的情報を提供する必要はない」とすべきである。	<p>同意する。</p> <p>ただし温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準については「気候基準案第26項」と同様に、「企業が定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合は定量的情報を提供する必要はない」とすることが妥当と考える。</p>	<p>財務的影響の開示におけるプロポーショナルリティの課題への対応と同様に、企業がスコープ2温室効果ガス排出に関する定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、定量的情報を提供する必要はないとすべきとのコメントである。</p> <p>仮に左記のコメントで提案されている、プロポーショナルリティの課題への対応をスコープ2温室効果ガス排出に関する開示に取り入れた場合、ISSB基準とSSBJ基準との明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
(「契約証書に関する情報」の明確化に対するコメント)		
10) 「契約証書に関する情報」について、具体的に何を開示すべきかを明確化すべきである。	契約証書に関する情報の開示について、SSBJには、ガイダンスを公表する等の方法で、SSBJ 基準の導入を支援して欲しいという意見もあった。	<p>「契約証書に関する情報」の開示に関する導入支援を求めるコメントである。</p> <p>「契約証書に関する情報」の具体的な内容については、ISSB から追加のガイダンス等は公表されていない。ISSB から追加のガイダンス等が公表された場合には、当委員会事務局において翻訳したうえで、補足文書又は解説記事を作成することが考えられる。ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。</p> <p>一方、ISSB から今後も追加のガイダンス等が公表されない場合、「契約証書に関する情報」として、どのような内容を開示するのかについては、企業の置かれた状況に即して企業が判断することが国際的な実務になると考えられる。このため、「契約証書に関する情報」については、SSBJ 基準において具体的な内容を定めず、企業が表現しようとするものを忠実に表現する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ため、企業が置かれた状況に即して企業が判断するものである旨を、気候基準の結論の背景において明らかにすることとした。
同 上	<p>スコープ2 温室効果ガス排出に関する開示要求（気候基準案第 56 項及び第 57 項）に同意する。マーケット基準に基づくデータは、そのインプットデータである契約証書に関する情報よりも有用とみられるものの、グローバルで事業展開を行う企業においては一部の地域でマーケット基準により算出できない可能性が考えられる。このため、ISSB 基準はマーケット基準に基づく開示を求めていると理解しているが、SSBJ 基準ではこのように算出が困難な場合、「契約証書に関する情報」を開示することが可能となっている。</p> <p>ただし、1 点改善点がある。契約証書には守秘義務に抵触する内容が含まれることも考慮した上で、「契約証書に関する情報」が何を指すか明確化が必要である。適用基準案第 15 項に、サスナビリティ関連の機会に関する情報が商業上の機密情報にかかる要件を満たす場合は開示が免除されるとの規定があるが、本開示要求は機会に関する情報と言えず、開示が免除されない可能性も考えられる。SSBJ として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として、基準外の教育的文書の作成等により規定を明確化することを検討頂きたい（質問 11 の回答をご参照）。</p>	<p>「契約証書に関する情報」が具体的に何を指すのかについて、ISSB に対して働きかけを行ったり、当委員会から SSBJ 基準に含まれない文書を公表したりすること等により明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 10) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>SSBJ 基準の導入支援</p> <p>ISSB 基準には規定が十分に明示されておらず、明確化が必要な項目があると認識している。具体的には上述した通り、質問 5 の「契約証書に関する情報」については、SSBJ として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として、基準外の教育的文書の作成等により規定を明確化することを検討頂きたい。</p>	同 上
同 上	【気候基準案・第 57 項】	「契約証書に関する情報」の開示において、そのすべてを開示することは困難であ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>契約証書の情報の開示については、事業規模が大きい企業は、契約証書を全て公表することは困難であり、開示内容を明確かつシンプルにして頂きたい（契約/調達方法/国別の総計のみの開示等）。</p>	<p>ることを踏まえ、具体的な開示内容を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の10)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第57項(1)の「当該契約書」が具体的に何を指しているのか不明瞭である。要求される契約書の種類、情報量、正確性次第では、契約書の収集に多大な負荷がかかる事が想定されるため、具体的な内容の特定が必須と考える。</p>	<p>「契約証書に関する情報」が具体的に何を指すのかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の10)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>契約証書に関する情報については、開示目的は何か、具体的に期待されている情報は何かという点が定まっていないことや、グローバル企業が拠点ごとに結んでいる多数の契約証書に関する情報を、利用者が理解できるように提供するためにはどのような開示が適切かという実務上の残存課題がある点は今後検討が求められる。</p>	<p>「契約証書に関する情報」の開示において、その開示目的や具体的な開示内容を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の10)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>公開草案には契約証書に関する情報が具体的にどのようなものなのか詳細な説明が含まれていない。ISSB 基準の要求と同一の内容であるため、貴委員会が独自にガイダンスや例示を示すことは難しいと理解している。そのため、比較可能性のある開示促進の観点からも、契約証書に関する情報として何を開示すべきかについてのガイダンスまたは例示の提供をISSBに積極的に働きかけることを検討いただきたい。</p>	<p>「契約証書に関する情報」として何を開示すべきかについてのガイダンス等の提供について、ISSBに働きかけを行うべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問5の10)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>契約証書の開示について、具体的な開示内容がISSB基準とSSBJ基準で整合したものとなるように、ISSBとの協働を継続することが期待される。</p>	<p>「契約証書に関する情報」の開示について、ISSB基準に従って開示する内容とSSBJ基準に従って開示する内容が整合す</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>るように、ISSB と協働すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 10) 冒頭で記載している。</p>
(気候基準案第 57 項の表現に対するコメント)		
<p>11) 企業が契約証書を有していない場合は、一律にマーケット基準による開示が求められるように読める。</p>	<p>同意しない。基準案では、契約証書等を企業が有していない場合はマーケット基準による測定値の開示を求められることになるが、IFRS S2 基準を超える開示要求であり、海外における排出量についてはいずれの開示も困難なケースも想定されることから、ISSB 基準と同じとすべき。</p>	<p>気候基準案第 57 項は、契約証書を企業が有していない場合、マーケット基準による開示が要求されるように読めるが、これは ISSB 基準を超える定めとなることから、ISSB 基準の要求事項と同じ定めとすべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案第 57 項における定めについて、契約証書を企業が有していない場合、マーケット基準による開示を求めることは意図していない。したがって、契約証書を企業が有していない場合には、ISSB 基準と同様に、ロケーション基準による開示のみを求めることを明確にするため、気候基準案第 57 項における定めを変更することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>最後に、仮に SSBJ が公開草案の提案をそのまま採用する場合は、気候基準案第 57 項の要求事項について、更なる明確化を望む。具体的には、S2 号第 29 項(a)(v)は、「企業の（「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合）には、当該契約証書に関する情報を提供するとしている。一方、</p>	<p>気候基準案第 57 項は、契約証書を企業が有していない場合、マーケット基準による開示が要求されるように読めるため、明確化すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>気候基準案第 57 項では、柱書において「少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。」としていることから、利用者の理解に情報をもたらすために契約証書を有していない場合には、必ずマーケット基準によるスコープ 2GHG 排出量を要求していると解釈される可能性があり、この点が明確になるように修正することを望む。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問 5 の 11) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第 57 項の定め意図が不明瞭のため、再検討する必要があると考えられる。</p> <p>気候基準案第 57 項の柱書において、「スコープ 2 温室効果ガス排出については、第 56 項に加え、少なくとも次のいずれかの情報を開示しなければならない。」とし、(1)「契約証書を企業が有している場合、スコープ 2 温室効果ガス排出を理解する上で必要な、当該契約証書に関する情報」、(2)「マーケット基準におけるスコープ 2 温室効果ガス排出量」と定めていることから、「契約証書を企業が有していない場合」には、必ずマーケット基準によるスコープ 2GHG 排出量を要求していると解釈できる。</p> <p>一方、IFRS S2 号第 29 項(a)(v)では、「企業のスコープ 2 の GHG 排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合」には、当該契約証書に関する情報を提供することとしている。「契約証書を企業が有していない場合」において、IFRS S2 号に開示要求事項を追加している意図かどうか明確になるように修正されることが望まれる。</p>	<p>気候基準案第 57 項は、契約証書を企業が有していない場合、マーケット基準による開示が要求されるように読めるため、ISSB 基準を超える定めとする意図があるのかどうかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 11) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>同意する。ただし、契約証書に関する情報の取扱いが、IFRS S2.29(a)(v)と異なるため、IFRS サステナビリティ開示基準に対する準拠表明に与える影響を「結論の背景」で説明してほしい。</p>	<p>気候基準案第 57 項は、契約証書を企業が有していない場合、マーケット基準による開示が要求されるように読め、ISSB 基準と異なる定めであることから、企業が SSBJ 基準と ISSB 基準の両方に準拠した開示を作成するにあたっての影響を、気候基準の結論の背景で説明すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問 5 の 11) 冒頭で記載している。
(温室効果ガス排出の測定方法の開示に対するコメント)		
12) マーケット基準による開示を行う場合、温室効果ガス排出の測定方法に関する開示を求めるべきではない。	<p>マーケット基準によるスコープ 2 の GHG 排出量を開示する場合は、測定方法に関する開示（気候変動基準案第 65 項）を求めているが、これは過度の負担になる懸念があるので、この要求は削除すべきである。スコープ 2 については、マーケット基準の開示を行う場合に、一部についてロケーション基準で代用していれば、その旨を開示すれば十分である。</p>	<p>マーケット基準による開示を行う場合、気候基準案第 65 項で定める温室効果ガス排出の測定方法の開示は過度な負担になる懸念があり、要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>通常、マーケット基準による温室効果ガス排出量は、ロケーション基準による温室効果ガス排出量よりも小さいことが考えられるため、仮にマーケット基準による開示において温室効果ガス排出の測定方法に関する開示要求を削除した場合、なぜロケーション基準で測定した排出量よりも小さくなるのかの根拠が説明されず、いわゆる「グリーン・ウォッシュ」の懸念に対応できないことが考えられる。</p> <p>また、過度の負担の懸念について、すべての排出係数又は方法論を開示する必要はなく、排出係数がどの情報源に由来しているのかといった情報の開示が有用であると考えられる。今後、国際的な開示実務の進展を踏まえて、補足文書又は解説記事</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>において当該測定方法の開示において開示する情報の例を提供することを検討することとした。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
(温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数に対するコメント)		
<p>13) 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数を特定すべきである。</p>	<p>同意する。以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ロケーション基準に関しては、海外諸外国のロケーションベースの数値を統一したものとしてほしい。現在 IEA や Carbon foot print など事業会社側が任意に使用しているが、法定開示を想定する以上統一であるべきである。ロケーション基準は各社の削減努力と関係のない数値であり、また海外の数値は日本の NDC と関係がない。比較の為にも同一の数値の採用を求める。 	<p>ロケーション基準による開示において用いる排出係数について、比較可能性の観点から同一の数値を用いるように、特定の排出係数を用いることを要求すべきとのコメントである。</p> <p>ロケーション基準に用いる排出係数は、多くの場合、法域により定められており、マーケット基準に用いる排出係数ほど多様ではないと考えられる。しかし、企業が活動する法域はさまざまであり、企業が自身の活動を最も表現する排出係数を選択し、その理由を説明することが、主要な利用者にとっても有用な情報になると考えられる。</p> <p>また、今後、国際的に開示が進展するにつれて、左記のコメントのような要望の高まりにより、多くの法域において統一的に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>用いられることが想定された排出係数が国際機関から公表される可能性も考えられる。この場合、SSBJ 基準において排出係数を特定することで、企業が柔軟に対応することが困難となり、かえって企業の状況を忠実に表現することが困難になる可能性も考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>ロケーション基準に関しては、海外諸外国のロケーションベースの数値を統一的なものとしてほしい。現在 IEA や Carbon foot print など事業会社側が任意に使用しているが、法定開示を想定する以上統一的であるべきである。ロケーション基準は各社の削減努力と関係のない数値であり、また海外の数値は日本の NDC と関係がない。比較の為にも同一の数値の採用を求める。</p>	同 上
14) マーケット基準の排出係数を用いることが難しい場合は、ロケーション基準の排出係数を用いることができることを明	<p>「マーケット基準によるスコープ2のGHG 排出量」の開示については、マーケット基準が適用できない国・地域については、ロケーション基準の排出係数で代用できることを明記すべきである。これが可能であることについては、気候変動開示基準案 BC129 項に示唆があるが、示唆では不十分である。なお、企業としては削減努力を織り込んだマーケット基準を開示するインセンティブはあることに留意してほしい。</p>	<p>マーケット基準の排出係数を用いることが難しい場合は、ロケーション基準の排出係数を用いることができることを明示すべきとのコメントである。</p> <p>「GHG プロトコル スコープ2 ガイダンス」では、報告企業がスコープ2 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素に関する情報について、それらの精度 (precision) を踏まえた優先順位を例示し</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
示すべきである。		<p>ており、当該ヒエラルキーにおけるより上位の排出係数が入手できない場合、最終的にロケーション基準の排出係数により測定することになると考えられる。</p> <p>しかし、「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」は「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる指針であり、ISSB 基準において「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」における当該ヒエラルキーに関する記述がなされていないことを踏まえると、SSBJ 基準において定めるよりも、当該ヒエラルキーにおける考え方を用いるかどうかも含め、企業が自身の活動を最も表現する排出係数を選択し、その理由を測定方法に関する開示において説明することが、主要な利用者にとって有用な情報になると考えられる。</p> <p>また、「GHG プロトコル (2004 年)」は現在改正作業中であり、改正の影響が「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」にも及ぶ可能性がある。したがって、仮に現在の「GHG プロトコル スコープ 2 ガイダンス」における当該ヒエラルキーの内容を SSBJ 基準において明示した場</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>合、企業が柔軟に対応することが困難となり、かえって企業の状況を忠実に表現することが困難となる可能性も考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>【気候基準案・第 57 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> マーケット基準については、電気事業者別排出係数の公表・改訂スケジュールにあわせると最新の係数での算定・開示が難しい海外は国によっては電力事業者の排出係数の把握が困難等のケースが想定されるため、マーケット基準の係数に関して、前年度係数や、把握困難なエリアはロケーション基準の IEA 係数を認めて頂きたい。(対応者のロケーション基準削減努力をマーケット基準開示によって反映できるようにすること並びに企業の開示にかかる負担軽減の観点から、開示基準が選択出来る事はありがたいと考える) マーケット基準について、係数入手困難な場合はロケーション基準同様の係数を用いることが GHG プロトコルで認められている。この点、SSBJ 基準でも明確にすべきと考える。 	<p>マーケット基準の最新の排出係数を用いることが難しい場合は、前期の排出係数やロケーション基準の排出係数を用いることができることを明示すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 5 の 14) 冒頭で記載している。</p>
(その他のコメント)		
15) マーケット基準による開示の選択肢は、ISSB 基準との差異とは	<p>同意しない。(問題の所在)において、「IFRS サステナビリティ開示基準では、・・・マーケット基準による測定値の開示を要求しない代わりに・・・」とされていますが、IFRS S2 B31 には、"Various types of contractual instruments are available in different markets and the entity might disclose information about its market-based Scope2 greenhouse gas emissions as part of its disclosure."とされています。ISSB 基準との差異はなく、問題が所在しない可能性があるのではないかと考えられます (代替案)。</p>	<p>ISSB 基準に従った開示を行う場合であっても、マーケット基準による開示を行う場合があり、ISSB 基準と SSBJ 基準との間に差異がないと考えられる旨を指摘するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ならない可能性がある。		<p>IFRS S2 号 B31 項及び BC109 項で示されているとおり、マーケット基準による開示が「契約証書に関する情報」の開示の一部となる場合はあると考えられる。しかしながら、マーケット基準による開示は、「契約証書に関する情報」の開示の代替的な開示となる場合もあれば、そうならない場合もあると考えられる。代替的な開示とならない場合においては、SSBJ 基準独自の選択肢であるマーケット基準による開示は、ISSB 基準に従って開示する内容とは異なる可能性がある。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更せず、SSBJ 基準独自の取扱いとしてマーケット基準による開示を追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢（オプション）とすることとした。</p>
16) マーケット基準による開示においては、企業はマーケット基準により測定した数値であるこ	<p>Bloomberg notes that the SSBJ exposure drafts permit disclosures of market-based Scope 2 greenhouse gas (GHG) emissions, in contrast to the IFRS S1 and S2 that require disclosures of location-based Scope 2 GHG emissions only. When disclosing Scope 2 GHG emissions, entities should explicitly mention that they used a market-based methodology as part of their disclosures in order to avoid confusion and enable the comparability of values.</p>	<p>企業がマーケット基準による開示を選択した場合、マーケット基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出量であることを開示すべきとの趣旨のコメントである。</p> <p>気候基準案においては、ロケーション基準又はマーケット基準のいずれを用いた</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
とを明示的に言及すべきである。		<p>場合でも、温室効果ガス排出の測定方法に関する開示を求めることとしている。このため、いずれの方法を用いたかは判別可能であり、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、今後、補足文書又は当委員会事務局による解説記事において、スコープ2温室効果ガス排出量を開示するにあたり、ロケーション基準により測定された数値なのか、マーケット基準により測定された数値なのかがわかるように、温室効果ガス排出の測定方法に関する開示内容の例を提供することを検討することとした。</p>
17) 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数をグローバルで整備するための議論を喚起すべきである。	<p>5. その他</p> <p>基準案そのものではないが、次のような基盤整備に関する議論を喚起する必要があると考える。</p> <p>GHG 排出量の計算に当たり、係数をグローバルで整備する必要がある。日本では産業連関表のデータに基づく係数を用いることが多く行われているが、更新頻度が限定的で古いデータに基づいて測定されることも少なくないと想定される。</p>	<p>温室効果ガス排出の測定において用いる排出係数について、グローバルでの基盤を整備するよう、議論を喚起すべきとのコメントである。</p> <p>対外的な情報発信等についてのコメントは、今後の情報発信等において参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 6 (スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用に関する質問)		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>本提案とすべき理由として気候基準案 BC144 項に記載のある以下の内容に同意する。</p> <p>(1)スコープ 3 温室効果ガス排出の開示は依然として発展途上にあり、開示実務の蓄積が少ない現状において、実務の全体像が十分に把握される前に定量的閾値を設定すべきではない。</p> <p>(2)定量的閾値を設定した場合、当該閾値を超える排出量となるカテゴリーは重要性があるということになり、結果的に一部の企業にとっては負担が増大する可能性がある。</p> <p>(3)他の基準とのバランスの観点から、当該開示のみに定量的閾値のような具体的な定めを設けることは疑問である。</p>	同 上
同 上	<p>同意、不同意の両意見があるため、協会としては留保する。以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <p>同意に関する補足コメントはない。</p>	同 上
同 上	スコープ 3 温室効果ガス排出についてカテゴリー別に分解して開示することを求めるが、測定に含めるカテゴリーに関しては特段の定めを置かないことに同意する。	同 上
同 上	<p>本提案に同意する。</p> <p>(理由)</p> <p>気候基準案 BC144 項に記載のとおり、スコープ 3 温室効果ガス排出の開示は発展途上にあり、開示実務の蓄積が少ない現状において、実務の全体像が十分に把握される前に定</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	量的閾値を設定すべきではないと考える。カテゴリ毎の重要性の選択、並びにカテゴリ毎の開示有無は、作成者（企業）に委ねられるべきと考える。	
同 上	本提案に賛成する。BC144 項に記載のとおり、スコープ 3 温室効果ガス排出の開示は依然として発展途上にあり、開示実務の蓄積が少ない現状において、実務の全体像が十分に把握される前に定量的閾値を設定すべきではない。従って、カテゴリ毎の重要性の選択、並びにカテゴリ毎の開示有無についても、開示者に委ねられるべき。	同 上
同 上	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断について、特段の定めを置かないとする SSBJ の提案（気候基準案 BC142 項～BC144 項）に同意する。</p> <p>スコープ 3 の温室効果ガス排出量は、バリューチェーン全体の温室効果ガスの削減という意味では大きな意味を持つものの、気候基準案 BC144 項(1)に指摘される通り、当該開示は発展途上にあり、実務の全体像が十分に把握される前にスコープ 3 の温室効果ガス排出量の多寡によって重要性を判断することは適切ではないと考える。</p> <p>したがって、重要性の判断については企業の判断に委ねることが望ましいと考える。</p>	同 上
同 上	本提案に賛成する。スコープ 3 のカテゴリについては、たとえ同じセクターの企業であってもビジネスモデルによって重要性が異なる可能性があることから、開示において一律の閾値をもって開示の要否を判断すべきではないと考える。	同 上
同 上	<p>With regards to Scope 3 greenhouse gas emissions, amfori understands the challenges related to data quality and the complex nature of addressing Scope 3 greenhouse gas emissions. At the same time, amfori acknowledges the importance of Scope 3 to gain a realistic and well-informed overview of climate risks. This understanding constitutes the basis for risk management actions, including progress towards science-based targets and continuously improve internal processes within the company.</p> <p>In this regard and in line with the guidance provided by the GHG Protocol in calculating GHG inventories amfori welcomes the flexibility for reporting companies to select the materiality thresholds that reflect their capacity and circumstances best, provided that the standard ensures a</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	high level of consistency, comparability and transparency of the methodology used in the calculation and disclosure of Scope 3 emissions.	
同 上	<p>Yes, in principle, we agree that some flexibility is appropriate with regards to the disclosure of absolute Scope 3 GHG, based on materiality. We support the current draft's prompt for companies to determine the materiality of Scope 3 on a category basis. Determining which categories are material is best done on a sector basis and should be a product of the absolute Scope 3 emissions within that category, as well as the company's ability to influence and mitigate them. This will be useful for both companies – to focus their resources and efforts on material categories – and investors – to allow for better comparability among investee companies.</p> <p>We would recommend aligning to CDP's sector-based Scope 3 category guidance¹ and would like to highlight emerging guidance from IIGCC that highlights how investors may be approaching category emissions of corporate Scope 3.</p>	同 上
同 上	同意する。スコープ 3 の対象カテゴリーは事業内容や戦略等により関連の深い活動が企業により異なるため、重要性の判断は企業に委ねられるべきと考える。	同 上
同 上	本提案に賛同する。重要性の判断をするにしても、当該データを開示情報としてまとめる企業側の実務作業としては、まず第一に該当する全てのデータを収集するというプロセスが必要になる(全ての値を定量的に比較しないと重要性の判断自体を行うことができないため)。実務負荷の観点に立つと、当該データの開示において最も実務負荷が大きいのはデータ収集のプロセスである。このプロセスを省略することができない中で重要性の判断基準を追加することは、かえって解釈の曖昧さを増す方向に働き、別の作業を発生させるのではないかと考える。	同 上
同 上	本提案に賛成する。定量的閾値を設定することにより、本来的に重要な情報を開示しない又は重要でない情報を開示することに繋がるため。例えば、気候関連のリスク及び機会が集中していないカテゴリーに社内資源を割く必要が生じる懸念がある。また、定量的閾値を設定する場合、排出量をベースに重要性の判断を行うことになると想定されるが、その場合、排出量が低いと考えられるカテゴリについても概数で排出量を計算し、記録とし	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て残して置く必要があると考えられ、実務上の負担となる。なお、同一カテゴリ内の排出量であっても、重要性の有無が異なる可能性があるため、カテゴリごとに重要性を判断する定めも不要と考える。</p>	
同 上	<p>我々のアンケートの Q6 では、回答者の 75.0%が、「本基準における定め（案）」（Q6 の案①）の「特段の定めを置かない」が「望ましい」と回答した。</p> <p>スコープ3 温室効果ガス排出量は、多くの企業において、最も数値が大きく、最も気候変動リスクを示すものであるため、その開示は利用者であるアナリスト・投資家にとって重要である。一方、バリュー・チェーンの開示を伴うため、企業における開示の技術難易度が高いことも理解できる。よって、企業の実務負担に配慮することも必要であるが、「採用されなかった案」のうち気候基準案 BC145 項(1)（Q6 の案②）の「定量的閾値に関する任意の定めを置く」ことは、逆に、企業の開示プロセスを複雑化することで発展途上にあるスコープ 3 温室効果ガス排出量の開示を阻害し、利用者が望む有用な開示とはならないリスクもある。また、スコープ3 温室効果ガス排出量のみ重要性の基準値を一律に設けることは、適切でない。</p> <p>当協会が開催した「ISSB 基準セミナーシリーズ 2023」の第 5 回「セクターアナリストに聞く IFRS S2 号（気候関連開示）の活用方法」では、登壇者の現役セクターアナリストから、スコープ3 温室効果ガス排出量の開示は必要であるものの、最初から高い精度での開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と利用者の対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める意見があった。</p> <p>よって、重要性の判断については、ISSB 基準と同様に、開示プロセスの詳細を決めるのではなく、企業の判断に委ねることが望ましいと考える。</p>	同 上
同 上	<p>当協会は、スコープ 3GHG 排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用に関する提案に同意する。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>スコープ 3GHG 排出量に限らず、様々な箇所で重要性の判断が求められている。そのため、スコープ 3GHG 排出量にだけ絞った形で重要性の判断に関する数値基準を導入することは、少なくとも現時点では適切ではないと考える。今後の実務の進展を踏まえつつ、重要性の判断に関する全般的な考え方や在り方を継続して議論することが重要である。</p>	
同 上	<p>【意見】 同意する。</p> <p>【理由】 適用基準案第 24 項において、情報に重要性がない場合は開示する必要がないとされている。すなわち、SSBJ 基準で要求されるそれぞれの開示項目について、企業は重要性の判断に基づき開示の要否を判断することになる。その中で、スコープ 3 の絶対総量の開示においてのみ、ISSB 基準にない重要性に関する定めを追加する必要性は乏しいと考えられる。</p>	同 上
同 上	<p>PRI supports the proposed approach to align with the ISSB Standards' approach of not establishing quantitative thresholds for determining materiality of Scope 3 GHG emissions, as materiality of these emissions can also rely on qualitative considerations.</p> <p>This response is applicable to all companies (including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards).</p> <p>The proposed approach is consistent with the approach taken by the ISSB Standards.</p>	同 上
同 上	<p>本提案に賛成する。IFRS S2 号と違う定めをするのは、我が国固有の事情により、IFRS S2 号をそのまま適用することがきわめて不合理である場合に限るべきであるが、我が国固有の事情はない。</p>	同 上
同 上	<p>賛成する。採用されなかった案に対して、IFRS がそもそも「原則主義」であることを再確認し、基本的概念を尊重することが望まれる。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	本提案に賛成する。重要性の判断は定量的に一義に決めるものではなく、企業における判断も必要と考えられる。また、BC147 項(3)の意見に同意する。	同 上
(スコープ3 温室効果ガス排出の開示における重要性に関して、本公開草案の提案とは異なる定めを提案するコメント)		
2) スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、定量的閾値に関する定めを置くべきである。	<p>本提案に反対し、気候基準案 BC145 項(1)の通り、スコープ 3 排出量総量の測定に含めるカテゴリーに関して、定量的閾値に関する任意の定めを置くべきと考える。</p> <p>気候基準案 BC146 項(3)に挙げられているとおり、重要性の判断にあたって定量的閾値を設定することは、調整コストを減らし、企業の過度な負担を軽減するものとする。定量的閾値を定めるとしない気候基準案 BC145 項(2)の場合は、引き続き重要性判断に際しての調整コストが大きくなり、スコープ 3 排出開示が発展途上であり開示実務の蓄積が少ない我が国の現状において、企業の過度な負担なく適切な開示が進むとは想定しづらいため、これは、国際的な基準の開示目的に整合したうえで、我が国における非財務情報開示の状況を考慮した選択肢を追加したものと言えられ、基本的な方針に整合する修正であると考えられる。</p>	<p>重要性の判断に関する定量的閾値を定めることにより、企業の過度な負担が軽減され、適切な開示が進むと考えられるため、定量的閾値に関する任意の定めを置くべきとのコメントである。</p> <p>一方で、本公開草案に対して寄せられたコメントでは、重要性の判断規準を SSBJ 基準上で明記することにより、かえって有用な情報の開示が阻まれることや実務の負担が増えることを懸念する意見があった。また、本来、重要性の判断はさまざまな開示に対して行われるべきものであるが、スコープ 3 温室効果ガス排出の開示についてのみ、個別具体的な重要性の判断規準の定めを置くことについて、他の定めとのバランスを欠くことを懸念する意見もあった。</p> <p>当委員会において、寄せられたコメントを踏まえ審議を行った結果、現段階においては、SSBJ 基準において定量及び定性的いずれの判断規準についても指針を定め</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ないこととし、本公開草案の提案を変更しないこととした。
同 上	<p>The current draft allows for entities to determine the materiality of Scope 3 categories, which may result in inaccurate disclosure of absolute Scope 3 GHG emissions.</p> <p>Including standardized materiality thresholds for the Scope 3 categories would provide proper guidance and help ensure that companies are more accurate in disclosing absolute Scope 3 GHG emissions. In agreement with an opinion expressed in the SSBJ drafts, setting quantitative thresholds would allow entities to allocate more resources to categories that contain substantial climate-related risks and opportunities.</p>	<p>定量的閾値を設けないこととする本公開草案における提案では、スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示が適切でないものとなる可能性があるため、SSBJ基準において定量的閾値を定め、企業が気候関連のリスク及び機会に関連するカテゴリーにより多くの資源を割くことができるようにすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問6の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>同意、不同意の両意見があるため、協会としては留保する。以下、会員企業（プライム上場企業）より出されたコメントを記す。</p> <p>同意しない。スコープ3の集計が難しいことは認識している一方で、法定開示を想定する以上、出す出さないが各社に委ねられるのは違和感があり、真面目に開示している会社が不利となる。</p>	<p>法令に基づきサステナビリティ関連財務開示を提供するにあたり、特定の情報を開示するかどうかを報告企業自身が判断することに違和感があるため、定量的閾値に関する定めを設けるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問6の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>スコープ3の集計が難しいことは認識している一方で、法定開示を想定する以上、出す出さないが各社に委ねられるのは違和感があり、真面目に開示している会社が不利となる。定量的な閾値設定が無理であれば、重要性の判断基準の開示、およびその理由を監査対象とすべきと考える。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>同意しない。将来的にはプライム上場以外の企業の開示も期待する投資家の存在も考えると、制度導入時から、いたずらに企業の開示負担を増やすべきではなく、主要な利用者の意思決定との関連性が乏しいと考えられるカテゴリーを省略できる可能性をもたらす選択肢として、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、定量的閾値を設定することが望ましい。信頼性の高い有意義な情報が提供されることが、企業にとっても利用者にとっても重要であり、不要な情報の過剰要求により企業負担を増やすことは避けるべきと考える。</p>	<p>企業が開示を作成するための負荷を考慮すると、重要性がないと考えられるカテゴリーを省略できるように、定量的閾値を設けるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 6 の 2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>加えて、自社基準で管理・測定できないスコープ 3 の対象データは信頼性が低いことから、自主開示する場合も「重要性」に関する閾値を設けることに賛成する。提案としては、仮に取引先の測定における誤差が含まれていたとしても見過ごせない数量として、「自社のスコープ 1 及びスコープ 2 の合計額の 50%」以上の数値を認識した場合は「自主開示」としての任意開示（該当なしであればその旨を申告）するものとする。このように整理しても、X、Y、Z 社は各自「スコープ 1」及び「スコープ 2」の開示をするため、A 社を含む各社の GHG 排出量総量の測定に悪影響を与えることはないと考えます。また、義務開示と任意開示を分けることにより地球上への総排出量計算でダブルカウントが生ずるリスクも減殺すると考える。</p>	<p>定量的閾値として、「スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量の合計の 50%」を設けることを提案するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 6 の 2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>カテゴリ開示に関しては、企業の重要性判断に委ねるのではなく、投資家の実質的な情報ニーズに基づいた指針を提供することが望ましいと考えます。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示における重要性の判断は、企業の判断に委ねるのではなく、主要な利用者の情報ニーズに基づく指針に従うべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 6 の 2)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
3) スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、カテゴリー別に重要性を判断するという任意の定めを置くべきである。	本提案に反対する。スコープ 3 の GHG 排出における重要性の判断に関して特段の記載はないが、カテゴリー毎の重要度は各産業分野ごとに様々であり、各企業がカテゴリーごとに定量・定性双方の重要性の判断を可能にすることを明記すべきである。こうした判断を可能とすることにより、企業の資源投入の選択と集中が可能になるとともに、その情報開示は利用者の効率的な意思決定にも有用になる。これらに係る観点から気候基準案 BC147 に強く賛同する。	開示される情報の有用性及びその作成のための企業の資源配分の観点から、カテゴリーごとに定量的及び定性的に重要性を判断するという任意の定めを設けるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 6 の 2) 冒頭で記載している。
同 上	加えて、開示の重要性判断に関しても質問 6 で回答した通り、カテゴリー毎の重要度は各産業分野ごとに様々であり、各企業がカテゴリーごとに定量・定性双方の重要性の判断を可能にすべきというのが基本スタンスである。	同 上
同 上	本提案に反対し、本公開草案において採用されなかった案「スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリーに関して、カテゴリー別に重要性を判断するという任意の定めを置く。」（気候基準案 BC145 項(2)）を支持する。 反対する理由は、気候基準案 BC147 項に記載の内容と同じである。開示企業がカテゴリー別のスコープ 3 排出量の重要性について、定性面を含めて各自で判断し、重要でないとは判断する場合には開示しなくて良い旨が明確化されることが望ましい。	気候基準案 BC147 項に記載されている理由から、カテゴリーごとに重要性を判断するという任意の定めを置くべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 6 の 2) 冒頭で記載している。
同 上	カテゴリー別に、定性的な考慮と定量的な考慮を含む重要性の判断を可能にすべきと考える。その理由は、気候基準案 BC147 項に記載の 4 つの理由に賛成だからである。また、カテゴリー別に重要性を判断する選択肢を認めることで、当該企業がどこに重要性をおい	気候基準案 BC147 項に記載されている意見に賛成するとともに、企業がどのカテゴリーに重点的に対策を講じているかが

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ているのか、その重要なカテゴリーに対してどのような対策をとっているのかがより明確に伝達できるものと期待できる。</p>	<p>明確に伝達できるようになるため、カテゴリーごとに重要性を判断するという任意の定めを置くべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問6の2)冒頭で記載している。</p>
<p>同 上</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出の測定は体制整備も含め情報収集にコストがかかるため、社会全体の調整コストを低減させるべく、適用基準の定める重要性の判断の行使とは別個にスコープ3温室効果ガス排出における重要性の判断の適用に関する定めを設けるのは有用であると考えられる。</p> <p>しかしながらスコープ3温室効果ガス排出の測定は発展途上であり、「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」(ver.2.6)(環境省 経済産業省 2024年3月)においても、初期では継続的かつ簡易に把握できる測定方法を採用し、中長期には削減努力の評価が可能となるような測定方法に変更することが示唆されている。このような状況で定量的閾値を設定するとかえって混乱することが懸念される。</p> <p>(例えば、前事業年度は定量的閾値により重要性がないと判断したカテゴリーでも、当事業年度に他のカテゴリーの測定方法の変更により重要性があると判断される可能性がある場合の比較情報の情報収集など。定量的閾値について財務会計では測定値が既に存在するものを財務諸表に独立した科目として表示するだけなので、企業の追加コストは発生しないが、カテゴリーごとの温室効果ガス排出量の測定値は企業の追加コストが発生する)。</p> <p>また、温室効果ガス排出が企業のリスク及び機会に与える影響の度合いは企業の業種やカテゴリーにより異なり、我が国の会計基準のように定量的閾値のみで重要性を判断できるとも限らない。</p>	<p>社会全体の調整コストを低減させるため、スコープ3温室効果ガス排出の開示における重要性の判断に関する定めを設けることは有用であるが、定量的閾値を設けることはかえって混乱を招くことが懸念されることから、カテゴリーごとに重要性を判断するという任意の定めを置くべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問6の2)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>そのため、気候基準案 BC145 項(2)のように定性的な重要性の判断の定めを置くのが良いと考える。</p> <p>「スコープ 3 基準(2011 年)」における定性的規準などを用いて判断することができる定めを設けるとともに、除外したカテゴリーがある場合はその旨と理由を開示することで情報の透明化が図られると考えられる。</p>	
<p>4) 企業が重要性の判断を行使することを認めるべきではない。</p>	<p>本提案に反対する。重要性の判断や定量的閾値を設定せず、産業横断的指数として可能な限り全カテゴリーの算定を含めたスコープ 3 の絶対総量を開示をすることがより適切と考える。</p> <p>重要性の判断によって開示が省略されるカテゴリーをなくすことで、利用者にとってバリューチェーン全体を通してよりの確な意思決定を行う情報を提供できる。また、重要性の判断については、セクターごとに議論、ガイダンスが必要であると考ええる。</p>	<p>より有用な情報を提供するために、重要性の判断により一部のカテゴリーの開示を省略することはせず、可能な限りすべてのカテゴリーを測定に含めて開示すべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準と同様に、SSBJ 基準では、重要性の判断は、基準全体を通じて行使されるものであるとしているため、仮にスコープ 3 温室効果ガス排出の開示に関する要求事項にのみ重要性の判断を行使しないこととする場合、他の要求事項の取扱いと整合しないことになると考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>We strongly support the full disclosure of Scope 1, 2 and 3 emissions, and recommend that they are disclosed without a materiality filter. Given the widespread recognition of climate risk as a financial risk, and that companies' carbon footprints mostly consist of Scope 3 emissions, maintaining a requirement to disclose Scope 3 emissions is critical.</p>	<p>企業のカーボン・フットプリントの大半はスコープ 3 温室効果ガス排出により構成されていることを踏まえると、スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示を要求することは不可欠であることから、スコープ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示については、重要性の判断は行使せずに開示を行うべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 6 の 4)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>Mandatory disclosure of Scope 1-3 emissions, including upstream and downstream emissions. Scope 3 disclosures should be made mandatory even if the company believes that climate-related risk is not material for the company. Consistent Scope 3 disclosures are crucial for comparability and provide a comprehensive view of transition-related risks. As per MSCI research, of the 1068 Japanese companies in the MSCI Japan IMI, currently 66% of the constituents disclose Scope 1 and 2 emissions, and 55% disclose some categories of Scope 3. (Please refer Exhibit 1 in the Annex). While breaking down Scope 3 disclosures into upstream and downstream categories, we found that more than 42% of MSCI Japan IMI constituents report Scope 3 categories (1-7, and 12) whereas less than 32% of the constituents report Scope 3 categories (8-11,13,14 and 15). (Please refer Exhibit 2 in Annex). Standardized disclosures across all categories enable comparative analysis and provide decision-useful information for investors.</p>	<p>一貫性があるスコープ 3 温室効果ガス排出の開示は、比較可能性の観点から不可欠であり、また企業の移行リスクについての包括的な見解を提供することから、仮に気候関連のリスクが企業にとって重要性がない場合であっても開示すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 6 の 4)冒頭で記載している。</p>
5) 重要性の判断について、定量的な考慮及び定性的な考慮が含まれることを明示すべきである。	<p>スコープ 3 の GHG 排出量を開示する場合の重要性判断については、定量的・定性的双方の判断が可能とすべき旨を基準上明記することが必要ではないか。その上で、特段の定量的な閾値を設けるのではなく、各企業の定量的・定性的双方の観点からの判断に委ねるべきである。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示における重要性の判断は、定量的閾値を設けることはせず、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮して行うものであることを明示すべきとのコメントである。</p> <p>適用基準案では、情報に重要性があるかどうかを評価するにあたり、定量的要因及び定性的要因の両方を考慮しなければならないとしている。このため、左記のコメ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
同 上	スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示における重要性の判断の適用に関する本提案に概ね同意するが、スコープ 3 の温室効果ガス排出量を開示する場合の重要性の判断については、各企業の定量的及び定性的な観点からの判断に委ねるべきである。	同 上
6) 重要性がないと判断されるカテゴリーに関する開示は省略できることとすべきである。	本提案に条件付きで賛成します。条件は「スコープ 3 の各カテゴリーに対して各企業が任意で重要性判断の基準を設定し、重要でないと判断されるカテゴリーの排出量は開示を省略できること」です。	スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示における重要性の判断については、企業がカテゴリーごとに判断を行い、重要性がないカテゴリーについての開示は省略できるようにすべきとのコメントである。 適用基準案では、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はないとしている。このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
7) スコープ 3 温室効果ガス排出の開示において、企業が適用した重要性の判断規準の開示を要求すべきである。	定量的な閾値設定が無理であれば、重要性の判断基準の開示、およびその理由を監査対象とすべきと考える。	定量的閾値に関する定めを設けない場合、スコープ 3 温室効果ガス排出の開示における重要性の判断規準を開示し、その理由について監査を求めるべきとのコメントである。 スコープ 3 温室効果ガス排出の開示における重要性の判断規準は ISSB 基準において開示が要求されていない。このため、

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>本公開草案においても当該開示は要求していない。</p> <p>適用基準案では、仮にスコープ 3 温室効果ガス排出の開示に関して企業が行った判断が、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報に最も重大な影響を与える判断に該当する場合、当該判断に関する情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、保証に関しては、当委員会の範囲外である。</p>
(スコープ 3 温室効果ガス排出の開示についてのガイダンスに対するコメント)		
<p>8) スコープ 3 温室効果ガス排出の算定方法について、追加のガイダンス等を提供すべきである。</p>	<p>With regards to Scope 3 greenhouse gas emissions, amfori understands the challenges related to data quality and the complex nature of addressing Scope 3 greenhouse gas emissions. At the same time, amfori acknowledges the importance of Scope 3 to gain a realistic and well-informed overview of climate risks. This understanding constitutes the basis for risk management actions, including progress towards science-based targets and continuously improve internal processes within the company.</p> <p>To ensure a right balance between flexibility, comparability and credibility, amfori recommends SSBJ to develop guidance that ensures consistency, comparability and harmonisation, taking into account international standards, notably the Greenhouse Gas Protocol (“GHG Protocol”), and require the disclosure of the methodology used. The Committee can also recommend the companies to make good use of credible industry initiatives and voluntary schemes, such as amfori BSCI, amfori BEPI, amfori SustainaPass and amfori Insights, as complementary tools to its reporting.</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の開示に関するガイダンスを当委員会が開発するとともに、企業が用いた方法に関する開示を要求することを提案するコメントである。</p> <p>本論点については、今後 ISSB が追加的なガイダンスを公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討することを予定している。また、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>を働きかけることは継続して行う。</p> <p>なお、当委員会事務局が独自に公表するSSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書については、さまざまな方法を探り得ると考えられることから、優先順位等を含め別途検討することとした。</p>
同 上	<p>Need for regulatory guidance for corporate issuers on estimating methodologies for Scope 3 GHG emissions.</p> <p>Based on our engagement with corporate issuers on the topic of GHG emissions disclosure, we believe that regulatory support, coordinated globally, is needed for any meaningful change in reporting to occur. In our view, the key problem sits with Scope 3 GHG emissions where only a minority of the investment universe reports the Scope 3 GHG emissions categories that are financially material to their business, as discussed above.</p> <p>Based on both our discussions with our investee companies and our experience as an issuer, we know that many companies are struggling with the estimation methodologies and data sourcing for the various Scope 3 GHG emissions categories. This is, in part, due to the nascency of estimating methodologies and systems used to track sources of Scope 3 GHG emissions, and, often, the issuer’s primary concern is one of legal liability. We believe that regulators could ease this concern by providing a safe harbor or guidance to publicly listed corporate issuers on the use of estimating methodologies for Scope 3 GHG emissions.</p> <p>In the absence of company-reported data, investors have become reliant on estimated Scope 3 GHG emissions provided by third-party vendors, such as MSCI, Sustainalytics, Bloomberg, and Institutional Shareholder Services, among others. While these estimates are done on a best-efforts basis, in almost all instances, the vendors do not have access to key inputs from the companies, which can be meaningful determinants of a company’s emissions profile. This means we have less confidence in this estimated data.</p>	<p>多くの場合、スコープ3 温室効果ガス排出の測定における見積りに困難があることから、規制当局からセーフ・ハーバーを提供するか、見積りを用いることについてのガイダンスを提供すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントのうち、スコープ3 温室効果ガス排出の測定における見積りに関するガイダンスの要望への対応は、質問6の8)冒頭で記載している。</p> <p>一方、セーフ・ハーバー・ルールについては、制度設計において検討することであると考えられる。金融商品取引法に基づく開示制度については、金融庁が検討するものであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>9) スコープ 3 温室効果ガス排出の категория別の開示について、追加のガイダンス等を提供すべきである。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含める category に関し、企業の大きさにより閾値が異なり、一律に基準を設定することが難しいと思われるため、企業毎に定量的閾値を設定すべきかという問いに対しては、SSBJ の「定量的閾値を特段定めない」方針を尊重する。一方、投資家としては、スコープ 3 は個別企業の脱炭素管理に非常に有益な指標であり、特に、category 1 (調達)、category 11 (販売)、category 15 (投融资) といったバリューチェーンの脱炭素化に資する category については、マテリアルであれば、開示することを期待している。また、制度導入当初は混乱が予想される。ガイドライン発行等を通じて、相場観の醸成に努めていただきたい。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の category 別の開示に関して、どの程度の開示が要求されるかについてのガイダンスを当委員会が提供すべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号では、「スコープ 3 基準 (2011 年)」に記載されているスコープ 3 category に従い、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定値に含めた category について開示することが要求されている (IFRS S2 号第 29 項(a)(vi)(1))。さらに、IFRS S1 号における集約及び分解の要求事項 (IFRS S1 号 B30 項) に基づき、情報を集約することにより重要性がある情報が不明瞭になる場合には、集約してはならないという要求事項を考慮することが示唆されている (「IFRS S2 号に関する付属ガイダンス」IE10 項)。このように、IFRS S2 号ではスコープ 3 温室効果ガス排出の category 別の開示は明示的に要求されていないものの、重要性がある場合は category 別に開示されることとなる。</p> <p>この ISSB 基準における要求事項の実務への適用に関して、質問 6 の 8) 冒頭で記載しているとおり、今後 ISSB が追加的なガ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>イダンスを公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討することを予定している。</p> <p>なお、スコープ3 温室効果ガス排出の 카테고리別の開示に関する SSBJ 基準独自の取扱いについては、確定基準公表後の対応として、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 58 項「スコープ 3 カテゴリに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリ別に分解して開示しなければならない。」は、IFRS S2.29(a)(vi)(1)「「スコープ 3」カテゴリに従い、企業の「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定値 (measure) に含めたカテゴリ」より詳細な情報を要求している。IFRS 基準の趣旨は、S2 付属ガイダンス設例 2 のように、重要性がある場合カテゴリごとの数値を開示することなので、同様の設例をガイダンスとして記載してほしい。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の カテゴリ別の開示について、IFRS S2 号の付属ガイダンスと同様に、例示的ガイダンスを提供することを要請するコメントである。</p> <p>IFRS S2 号の付属ガイダンスは、当委員会の補足文書とすることとした。</p>
10) 温室効果ガス排出の開示に関する重要性の判断に	<p>同意する。なお、スコープ 3 に限らず、様々な箇所で重要性の判断が求められているため、重要性の判断に関する全般的な考え方やあり方についてのガイダンス等の公表を期待する。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示も含め、当委員会から重要性の判断に関するガイダンスを提供すべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ついて、追加のガイダンス等を提供すべきである。</p>		<p>重要性の判断に関する教育的資料がISSB から公表されているため、当委員会の補足文書とすることとした。</p>
<p>(その他のコメント)</p>		
<p>11) 企業による重要性の判断について、十分な資質を備えた組織によって定期的に評価されるべきである。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の測定に含めるカテゴリに関して、特段の定めを置かないことは、主要な利用者の意思決定との関連性は各企業により異なることから、妥当と考える。ただし、各カテゴリにおける主要な利用者の意思決定との関連性、それに基づく重要性は、資本市場からの要請を含め、各社が置かれた環境とその変化を踏まえながら、十分な資質を備えた組織によって定期的に評価されるべきである。</p> <p>特に、政策保有株式を保有する企業においては、カテゴリ15 の重要性を十分に吟味することが求められる。SSBJ が参照を求めている「スコープ 3 基準 (2011 年)」では、投資を本業とする金融機関だけでなく、事業会社も重要性に応じて投資先のスコープ 1、2、3 を自社のスコープ 3 として算定することを求めている。GHG 多排出企業を政策保有株式として保有する場合、当該株式の排出量持分の多寡が主要な利用者の意思決定に影響することが考えられるが、本提案を通じて、利用者の十分な情報に基づく意思決定を促すことが期待できる。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示に含めるカテゴリの重要性の判断については、適切な組織が定期的に評価すべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントは、企業が行った重要性の判断を外部組織が定期的に評価するというような、保証制度の整備及び運用を求める意見であると考えられるが、保証に関しては当委員会の範囲外である。</p> <p>金融商品取引法に基づき有価証券報告書において開示されるサステナビリティ関連財務開示に対する保証制度の導入等を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>12) スコープ 3 温室効果ガス排出の「カテゴリ15」から政</p>	<p>策保有株についてもカテゴリ15 に含めるべきとの見解も聞かれます。ゼネコン業界は、削減を進めているとはいえ、比較的 policy 保有株式数が多く、これを集計するとなると新たに相応な手間が発生します。日本の商慣行も踏まえ、この点について開示義務の対象から外していただきたく存じます。</p>	<p>スコープ 3 のカテゴリ15 (投資) について、政策保有株を対象から除外すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準におけるカテゴリ15 に関する開示について、仮に政策保有株を対象か</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>策保有株を除くべきである。</p>		<p>ら除外した場合、ISSB 基準との明確な差異となる。この点、国際的な整合性の観点からは認められないと考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>13) 特定の産業におけるスコープ 3 温室効果ガス排出の算定方法を明示すべきである。</p>	<p>PCAF acknowledges the relevance of establishing a disclosure framework for the Japanese financial industry and believes that it is essential to underscore the significance of integrating a reference to the Global GHG Accounting & Reporting Standard developed by PCAF into the disclosure framework.</p> <p>More precisely, we propose to add a comment or footnote to the recommendation to disclose the disaggregated Scope 3 greenhouse gas emissions in accordance with the Scope 3 categories described in the Greenhouse Gas Protocol Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (2011) (paragraph 58 of the Climate ED):</p> <p>“An entity shall disclose the disaggregated Scope 3 greenhouse gas emissions by categories relevant to the activities of the reporting entity in accordance with the Scope 3 categories described in the Greenhouse Gas Protocol. The Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF) offers the Global GHG Accounting & Reporting Standard for the Financial Industry which builds on the Greenhouse Gas Protocol and extends the methodology for the financial industry to measure greenhouse gas emissions associated with financial activities (Scope 3, Category 15).”</p> <p>The following rationale justifies the recommended inclusion of the footnote and the relevance of an international standard for the reporting of Scope 3 Category 15 emissions. PCAF’s Global GHG Accounting & Reporting Standard Part A offers a globally applied methodology to calculate financed emissions. Measuring financed emissions is central to activities that enable financial institutions to embed climate action throughout their lending and investment activities. Reporting financed emissions is important for showing stakeholders the climate impact of a financial</p>	<p>PCAF により開発された「Global GHG Accounting & Reporting Standard」は、ファイナンスド・エミッションを計算するために国際的に適用される方法論であり、「GHG プロトコル (2004 年)」では詳述していない計算方法を提供していることから、SSBJ 基準上で当該スタンダードに言及することを提案するコメントである。</p> <p>仮に個別の産業に関する定めを気候基準に含めることとする場合、左記のコメントで提案されているガイダンスも含め、当委員会において無数のガイダンスを検討することが必要になると考えられるが、そのような対応は現実的ではないと考えられる。このため、ISSB 基準に定めのないガイダンスを SSBJ 基準に追加することはしないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>institution's activities. Furthermore, the act of making a public disclosure shows that the organization holds itself accountable for these impacts.</p> <p>Financed emissions are a necessary input for climate scenario analysis. As such, financed emissions are a key metric for financial institutions that want to understand and manage climate related transition risks and opportunities. PCAF focuses on standardizing the measurement and reporting of emissions associated with loans, investments, insurance liabilities and other financial products and services. A globally applied standard is crucial to ensure comparability between calculated emission numbers. The PCAF standard Part A offers different calculation methodologies to calculate financed emissions for different asset classes. This enables the financial sector to report on Scope 3 Category 15 emissions for various assets of their portfolio, including listed equity and corporate bonds, business loans and unlisted equity, project finance, commercial real estate, mortgages, motor vehicles loans and sovereign bonds. PCAF is constantly working on expanding the calculation methodologies.</p> <p>The PCAF standard plays an enabling role for international sustainability reporting and disclosing standards by enabling the reporting of Scope 3 Category 15. Firstly, PCAF complements the Greenhouse Gas Protocol, which offers guidance for GHG accounting for Scope 1, Scope 2, and Scope 3. The Greenhouse Gas Protocol currently does not offer a detailed calculation methodology for Scope 3, Category 15. PCAF's methodology is closing this gap by providing a common methodology and guideline for financial institutions to calculate emissions associated with financial activities – which also received the Built-on Greenhouse Gas Protocol mark. Secondly, PCAF Standard is referenced by the Task Force on Climate-Related Financial Disclosures (TCFD) for the disclosure of GHG emissions of lending and other financial activities.</p> <p>The TCFD states that emissions "should be calculated in line with the Global GHG Accounting and Reporting Standard for the Financial Industry developed by the Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF Standard) or a comparable methodology" (Metrics and Targets - TCFD Knowledge Hub).</p> <p>Thirdly, PCAF's Global GHG Accounting & Reporting Standard assists with complying with the International Financial Reporting Standards (IFRS), enabling financial institutions to disclose their</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>financed emissions in accordance with IFRS S1 and S2 standards for loans, project finance, and investments. A guideline for disclosures of undrawn loans is currently up for development.</p> <p>Moreover, IFRS observed in their effects analysis (effects-analysis.pdf (ifrs.org)) the "rapidly expanding support of the GHG Protocol Corporate Standard and membership in the PCAF".</p> <p>According to this effects analysis, companies applying the PCAF Standard are likely to face lower costs of implementing IFRS S1 and S2, if they have the necessary processes and systems in place.</p>	
<p>14) スコープ 3 温室効果ガス排出量の算定方法について議論する場が必要である。</p>	<p>なお、(SSBJ の責任範囲外ではあるが) スコープ 3 温室効果ガス排出量については、GHG プロトコルを含めた、具体的な計測手法、データ整備等について議論する場が必要だと考える。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示について具体的な開示内容等を議論する場を設けるべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントは、今後の意見発信等において参考としたい。</p>
<p>15) 「GHG プロトコル (2004 年)」が改正された場合、当該改正を参照し SSBJ 基準も改正すべきである。</p>	<p>GHG Protocol が 2025 年に改定を予定している。最新の GHG Protocol をリファアーするよう、基準もあわせてほしい。</p>	<p>「GHG プロトコル (2004 年)」が改正された場合、SSBJ 基準も改正後の「GHG プロトコル」を参照するように対応すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準の結論の背景に記載しているとおり、ISSB 基準の考え方 (IFRS S2 号 BC90 項) と同様に、今後、「GHG プロトコル (2004 年)」が改正された場合は、改正によって起こり得る影響を当委員会において評価したうえで、当委員会の適正手続規則に則り SSBJ 基準を改正することを検討する予定である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
16)「GHG プロトコル（2004年）」の翻訳版を公表すべきである。	GHG プロトコルに従った GHG 排出量の測定が要求されるのであれば、GHG プロトコルの翻訳版の公表が望まれる。質問 1 に対するコメントも合わせて参照いただきたい。	<p>「GHG プロトコル（2004年）」の翻訳版を公表すべきとのコメントである。</p> <p>「GHG プロトコル（2004年）」の日本語訳については、当委員会のウェブサイトにおいてリンク先を紹介すること等の対応を行うこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問7（産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する質問）		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	本提案に賛成。本提案で規定された「事業活動の規模に関する情報」は、IFRSサステナビリティ開示基準の要求事項「事業活動の数値」を明確化したものとも考えられ、特段問題は無いと考える。	同 上
同 上	本提案に賛成する。統一的なリスク分析手法が確立されていない中で、脆弱な資産または事業活動の金額とパーセンテージを開示することは、利用者に対して、比較できない過度なリスク認識を与える懸念がある。一方で、本項目では「規模に関する情報のいずれかの開示」を認めており、柔軟な対応を認めている。	同 上
同 上	本提案に賛成する。 IFRS S2号で開示が求められる「事業活動の金額及びパーセンテージ」に代えて「事業活動の規模」を開示する選択肢が定められており、TCFD提言における開示を行っている企業の中で、定量的情報による開示が進んでいない現状を踏まえた提案となっているため異論はない。	同 上
同 上	本提案に同意する。 （理由） 機会及びリスクに対しての定量的な開示は、想定を重ね算出したものとならざるを得ず、数値のみが独り歩きする危険性があると思われ、ミスリードを防ぐためにも規模に関する定性的な開示も可とすべきと考える。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	本提案に賛成する。日本においては、まだ定量分析ができていない企業以外も多いため、規模という要素を入れていた方が開示がしやすいと考えられるため。	同 上
同 上	本提案に同意する。 当社では、現在、サステナビリティのリスク及び機会を十分な正確性のもとで厳密に財務インパクトに紐づける事には困難を感じており、「金額及びパーセンテージ」の開示を実施しようとするれば、「過大なコストや労力をかけ」ねばならない状況にある。このような現場の実務状況をよく理解し配慮した「規模に関する情報」による開示基準の提案に、賛成する。	同 上
同 上	本提案に賛成する。我が国においては、気候関連の移行リスク/物理的リスク、機会に関しての定量的開示が進んでいるとは言えない中、無理に規制対応のためだけをもって将来情報を見積もり、それを開示することは、かえって利用者の合理的判断の妨げとなる恐れがある他、開示業務としても合理的な負担と言える範囲を超えらると思われる。気候基準案BC171項およびBC172項に挙げられている理由も妥当と考えられ、規模に関する情報を示すことで可とする本提案の緩和策はIFRS S2号の開示目的を満たしていることも踏まえ、本提案は我が国の非財務情報開示の状況を考慮した適切な選択肢の追加であり、基本的な方針に整合すると考える。	同 上
同 上	当協会は、産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する提案に同意する。 S2号における「脆弱な」及び「整合した」の定義や明確な指針、実務上のコンセンサスが明らかではないため、金額やパーセンテージの開示を常に求めることは開示数値が意図しない形で情報利用者に伝達される可能性があり、時期尚早であると考え。むしろ、脆弱性があるセグメントやセクター等に関する定性的な情報とともに、規模が理解できるような情報を提供の方が、情報利用者の意思決定に有用な情報を提供できる場合もある。 また、保証可能性の観点からも、一意に決まる金額及びパーセンテージよりも、一定の幅を認める「規模」に関する情報を求める方が適切であると考え。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本公開草案が提案するように、金額及びパーセンテージ又は規模に関する情報を開示すると規定することで、実務的な懸念にも配慮しつつ、気候関連のリスク及び機会の企業への影響について、企業が表現しようとするものをより忠実に表現でき、適切であると考え</p>	
<p>2) 7つの産業横断的指標等の開示を要求する本公開草案の提案(気候基準案第46項)の方向性を支持する。</p>	<p>産業横断的指標7つを開示対象に含めたことは賛成。企業毎の気候関連のリスク、機会の評価が産業横断的に可能となる。(2)移行リスク、(3)物理的リスク、(4)機会については、第80項から第82項目にて、定量、定性情報のどちらかを選べる構造としたことも、これらのリスク・機会の算出方法の成熟度や普及度を勘案すると、現時点では、理解できる。</p>	<p>ISSB基準と整合的に、7つの産業横断的指標等の開示を要求する定めをSSBJ基準に取り入れたことを支持するコメントである。</p>
<p>同 上</p>	<p>amfori supports the inclusion of cross-industry metrics with the international framework. Disclosure of metrics can demonstrate the company's commitment to transparency and accountability by providing stakeholders with standardised and comparable information about the company's climate-related risks and opportunities, and inform the risk management processes and continuous improvement of the reporting company.</p>	<p>同 上</p>
<p>同 上</p>	<p>Mandatory disclosure of TCFD cross-industry metrics is crucial as many jurisdictions currently lack requirements, limiting quantity and quality of decision-useful information for investors. MSCI research highlights that such disclosures allow investors to assess climate risk exposure, anticipate impacts, and evaluate companies' transition plans. The TCFD's 2021 recommendation includes seven cross-industry metrics categories.</p>	<p>同 上</p>
<p>(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)</p>		
<p>3) 気候関連のリスク及び機</p>	<p>IFRS S2号と違う定めをするのは、我が国固有の事情により、IFRS S2号をそのまま適用することがきわめて不合理である場合に限るべきであるが、我が国固有の事情はない。</p>	<p>SSBJ基準独自の取扱いを追加するほどの我が国固有の事情は認められないため、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>会について、IFRS S2号と同様に、「金額及びパーセンテージ」の開示を要求すべきである。</p>		<p>IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>この点、SSBJ基準においては、IFRS S2号と同様の定量的情報の開示を求める定めを含むと同時に、IFRS S2号と全く同じ定めではないものの、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的とした「規模に関する情報」の開示を選択することを認めている。</p> <p>IFRS S2号の要求事項を取り入れることに加え、当該選択肢を設けた理由は、IFRS S2号における要求事項である「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明らかではないとの意見が関係者より多く寄せられ、利用者に有用な情報が開示されない可能性が懸念されたためである。</p> <p>気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示は、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」としてどのような資産又は事業活動が含まれるのかについて、通常、企業の置かれた状況に即して、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが、国際的な実務になると考えられる。したがって、特定の指標を開示することを要求するものではないため、そもそも同じ指標による企業間比較は想定されていないと考えられる。</p> <p>この点、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等について定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられる。例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業の置かれた状況に即して定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる。</p> <p>また、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が何を意味しているのかが企業に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>よって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念されたため、SSBJ基準では、どのような資産又は事業活動が含まれるのかについても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p> <p>なお、当委員会は、確定基準公表後の対応として、SSBJ基準の実務への適用が行われた後に、SSBJ基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
同 上	<p>我々のアンケートのQ7では、「採用されなかった案」のうち気候基準案BC173項(1) (Q7の案②) の「規模に関する情報の開示」、すなわち「定性的な情報の開示」の選択を可能とすることなく「定量的な情報の開示」を要求することが「望ましい」とした回答者が47.4%と一番多かった。</p> <p>利用者であるアナリスト・投資家にとって、定性的な情報の開示だけだと不十分であり、企業に与える影響を定量的に把握できる開示が非常に有用と考える。この点、「本基準における定め(案) (Q7の案①) や他の「採用されなかった案」(Q7の案③) では定量的な情報を開示しないことを許容しており、利用者が定量的な影響を把握できないリスクが残</p>	<p>定量的情報の開示を要求することが望ましいため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>る。</p> <p>定量的な情報の開示は、企業にとって技術的な課題もあることは理解するが、ISSB基準と同様に本公開草案の提案でもプロポーショナルリティが導入されている。SSBJ基準でもISSB基準と同等の開示要求とし、まずは、企業が認識している定量的な情報を開示することにより、投資家と対話を行うことが重要と考える。</p>	
同 上	<p>We would encourage mandatory reporting of quantitative information on the percentage of assets and business activities that are exposed to risks and provide opportunities related to climate. More concrete information on these metrics rather than only providing information on the scale of impact would help regulators, investors and the market plan for better approaches to managing risks and to leverage climate-related opportunities.</p>	<p>「規模に関する情報」だけではなく、より具体的な情報である定量的情報の開示を要求することが望ましいため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>More generally, we reiterate the importance of maintaining the same disclosure requirements on climate-related risks and opportunities as in the ISSB Standard S2. We note that the SSBJ proposal makes it optional for entities to disclose the amount and percentage of assets and business activities vulnerable to climate-related risks, and those aligned with opportunities. These disclosures are important for investors and should remain mandatory under the SSBJ Standard.</p>	<p>ISSB基準における産業横断的指標等と同じ要求事項を維持することは重要であるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>We do not necessarily agree with the SSBJ Exposure Draft, which gives companies the option to provide “information about the magnitude” instead of quantitative information. We would instead encourage mandatory reporting of quantitative information on both “amount and percentage”, which would align the SSBJ Standards with the IFRS Sustainability Disclosure Standards. We believe that such quantitative information on these metrics helps to put information on a company’s climate-related transition risks into perspective, allowing stakeholders to better plan approaches to managing them.</p>	<p>ISSB基準における産業横断的指標等についての定量的情報は、企業の気候関連の移行リスクを考慮するのに有用であるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		頭で記載している。
同 上	<p>Climate-related risks and opportunities disclosure requirements should be the same as in the ISSB Standard (IFRS S2).</p> <p>The SSBJ's proposal makes it optional, rather than required, for companies to disclose the amount and percentage of assets of business activities vulnerable to climate-related transition risks and physical risks, and those aligned with climate-related opportunities. We believe these are important disclosures that should be mandatory under the SSBJ standard.</p>	<p>IFRS S2号で要求される情報は重要な開示であるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>産業横断的指標等（気候関連のリスクおよび機会）において、「金額およびパーセンテージ」だけでなく「規模」による開示も可能とすることに関して同意しない。IFRSサステナビリティ開示基準では「金額およびパーセンテージ」を求められているからである。ただし、企業の規模や取り組みレベル等を勘案したうえで一定期間の経過措置等を設けることについては否定しない。</p>	<p>経過措置を設けることは否定しないものの、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>While qualitative information on climate-related risks and opportunities is important, quantitative information is most valuable to investors in understanding the impact on an entity's financial position, financial performance, and cash flows. Therefore, CDP encourages the SSBJ to keep the ISSB requirement for quantitative information to guarantee investors access to decision-useful data.</p> <p>Most of the large Japanese companies already disclosed the quantitative information. In 2023, 90% of Nikkei 225 and 76% of TOPIX 500 disclosed quantitative information on financial effects of climate related risks to CDP. Of companies listed on the Prime Market of the Tokyo Stock Exchange, the disclosure rate was 47%, increased considerably from 33% in 2022. Furthermore, the percentage of companies listed on the Prime Market who disclosed quantitative information on financial effects of climate-related risks increases with familiarity and experience in disclosure: First-time disclosers report 49%; second-time disclosers report 63%; and third-time or more disclosers report 90%.</p> <p>Evidence box 3: *</p> <ul style="list-style-type: none"> 76% of companies disclosing in Japan have identified climate-related risks, also 76% of companies disclosing in Japan have identified climate-related opportunities. 	<p>気候関連のリスク及び機会についての定量的情報は、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに対する影響を投資家が理解するにあたり最も価値がある情報であるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 90% of Nikkei 225 and 76% of TOPIX 500 disclosed quantitative information on financial effects of climate-related risks. Disclosers of quantitative information on financial effects of climate-related risks increases with familiarity and experience in disclosure: First-time disclosers report 49%; second-time disclosers report 63%; and third-time or more disclosers report 90%. <p>* Based on self-reported data through CDP's disclosure platform</p>	
同 上	<p>本提案に反対する。気候基準案第80-82項の「気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報」については具体的な定義や基準がなく、投資家が意思決定をする際、企業間・国際間の情報比較が十分に行えない可能性がある。これは「国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとする」というサステナビリティ開示基準の開発におけるSSBJの考え方に反するものであり、開示義務の対象はIFRSの要求事項と同様に「気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ」に限定するべきである。</p>	<p>SSBJ基準独自の取扱いにおける「規模に関する情報」は、具体的な定義がないため、開示される情報に比較可能性がない可能性があることから、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>With respect to the paragraphs 80, 81 and 82 of the Climate ED, we are supportive of the work integrating ISSB into SSBJ. While we appreciate there will be some small tweaks within SSBJ Standards, we would like recognition that there will be equivalence between ISSB disclosures from another jurisdiction / other group entity and that disclosures can be made at group level to avoid duplicate and bespoke ISSB reporting. Additionally, while we understand why the optionality is included, selecting an option that isn't aligned with ISSB requirements could make it challenging for Japanese companies operating globally to use SSBJ disclosures in other jurisdictions where group entities may have ISSB reporting requirements.</p>	<p>ISSB基準に基づく報告を求める他の法域においてSSBJ基準に基づく開示を用いるにあたり、ISSB基準と整合しない選択肢を用いることは、国際的に事業を営む日本企業にとって課題となる可能性があるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【意見】 同意しない。「規模に関する情報」を開示する選択肢は不要と考える。</p> <p>【理由】</p>	<p>SSBJ基準独自の取扱いにおける「規模に関する情報」は具体的にどのような開示が想定されるかが明確でないこと、当該選</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「規模に関する情報」として、具体的にどのような開示が考えられるかが明らかでなく、また、ISSB基準と整合的な取扱いとなるかも知ずしも明確でない。「金額及びパーセンテージ」の定量的な情報のみでは実務負担が生じる可能性がある点も理解するが、TCFD提言においても同様の開示が推奨されており、当該情報によれば、財務諸表で開示される金額とつながりのある情報がより提供され、ISSB基準との整合性もより確保されることになる。したがって、「金額及びパーセンテージ」の開示のみとし、「規模に関する情報」の選択肢の追加は不要と考える。</p>	<p>択肢がISSB基準と整合的な取扱いとなるかどうかは明確ではないこと、また「金額及びパーセンテージ」は関連する財務諸表とのつながりのある情報の観点からより望ましいことから、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>PRI does not support the proposed approach to allow for qualitative explanations of an entity's exposure to climate-related risks (transition and physical) and opportunities, as the quantitative metrics on exposure provide investors with information they can more easily compare across companies. As such, making these voluntary will risk investors' access to comparable information, a key objective of the ISSB standards.</p> <p>This response is applicable to including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards).</p> <p>The proposed approach marks a key deviation from the ISSB Standards in the SSBJ Exposure Drafts. We have observed many jurisdictions, including Canada, Europe and regulators in the APAC region, already planning for or already implementing requirements consistent with IFRS S2 on cross-industry indicators.</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」の開示を必須としないことは情報の比較可能性の観点から支持せず、また「規模に関する情報」はISSB基準から逸脱することになると考えられるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。IFRS S2号と同様に、気候関連の移行リスク又は物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動および、気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージの開示の要求を原則とし、規模に関する情報は任意開示とすることがより適切と考える。</p> <p>IFRSサステナビリティ開示基準が求める当該項目の金額及びパーセンテージという定量的な情報開示は、基準の国際的な整合性および比較可能性を担保し、投資家などの情報利用者にとって有用な情報になると考えられる。一方で、規模に関する情報は、経営者の</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」を要求することは、ISSB基準との国際的な整合性を確保し、また企業間の情報の比較可能性を確保することにつながるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>考えが反映されるため有用な情報ではあるものの、定量的な情報を代替するものにはなりえないと考える。</p>	<p>頭で記載している。</p>
<p>4) 気候関連の移行リスクについて、IFRS S2号と同様に、「金額及びパーセンテージ」の開示を要求すべきである。</p>	<p>ACGA notes that under IFRS S2, entities shall disclose information relevant to the cross industry metric categories of climate-related transition risks. This is defined as the amount and percentage of assets or business activities vulnerable to climate-related transition risks. In the SSBJ draft, there is an alternative option of providing “information about the magnitude” of the assets or business activities which are vulnerable under these circumstances. ACGA questions whether this would give entities scope to offer information on a broad brush basis, rather than being qualitative. We would encourage mandatory disclosure of the amount and percentage of climate-vulnerable assets or business activities.</p>	<p>気候関連の移行リスクについて、「規模に関する情報」を選択すると開示が粗いものとなる可能性があるため、IFRS S2号と同様の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の3)冒頭で記載している。</p>
<p>5) 「金額及びパーセンテージ」の開示が困難な場合限り「規模に関する情報」の開示を容認すべきである。</p>	<p>気候基準案BC173項(2)を支持する。弊社グループ自身は、ISSBでの要求事項に合わせた開示を目指す方針である。しかし、企業によっては定量データで開示することが困難であることも想定され、また定性的な情報によって事業特性や環境について言及されることも考えられる。よって、「基本的に定量データの開示を促すものの、定性情報も許容する」という姿勢を表す案を支持する。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等については、基本的に定量データの開示を促すものの、定性的情報も許容する定めとすべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案BC171項では、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等は定量的情報による開示を行うことが望ましい旨を説明し、定量的情報による開示を促している。</p> <p>また、気候基準の結論の背景において、「規模に関する情報」との定めを置いた背景として、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性的</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられたとしたうえで、例えば、これまで任意に行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる旨を記載することとした。</p>
<p>同上</p>	<p>80.第46項(2)に関連して、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に開示、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。</p> <p>(1)気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ</p> <p>(2)気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 </p> <p>上記の記載について、ISSBの基準では(1)の定義となっていると思います。(2)を並行する形で選択肢として提示するのは、「定量開示」「定性開示」のどちらでもいいとなります。</p> <p>(2)の選択肢は、(1)の定量開示が出来ない場合という条件を付す必要があります。そうでなければ、(1)での定量開示ができる企業も含めて(2)の定性開示を選択する可能性が出てきます。</p> <p>したがって、(1)を基本的な条件とするとともに、「定量開示が難しい合理的な理由がある場合は、(2)の開示も可能とする」といった風にすべきです。</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」の開示が困難である合理的な理由がある場合にのみ、「規模に関する情報」を容認すべきとのコメントである。</p> <p>この点、SSBJ基準においては、IFRS S2号と同様の定量的情報の開示を求める定めを含むと同時に、IFRS S2号と全く同じ定めではないものの、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的とした「規模に関する情報」の開示を選択することを認めている。</p> <p>IFRS S2号の要求事項を取り入れることに加え、当該選択肢を設けた理由は、IFRS S2号における要求事項である「リスクに対</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>「81」の物理的リスク、「82」の機会についても、同様に(1)と(2)の並列的な選択肢の記載ではなく、(1)が不可能な場合の対応として(2)を示すべきです。</p>	<p>して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明らかではないとの意見が関係者より多く寄せられ、利用者に有用な情報が開示されない場合が懸念されたためである。このため、合理的な理由という条件を付してしまうと、選択できない企業もあると考えられることから、条件を設けないことが考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>本資料質問7の3)の冒頭においても説明しているため、あわせて参照いただきたい。</p>
<p>6) 気候関連のリスク及び機会について、IFRS S2号と同様に「金額及びパーセンテージ」の開示を要求するものの、経過措置にお</p>	<p>まず、どういった資産が脆弱資産かといった定義がなければ、リスク及び機会についての記述が難しい。また、企業によって実務上、開示が困難な場合があるため、適用除外を認める経過措置を設けるべきである。気候関連の状況変化が激しく、実務が発展途上にあるため、有用性に乏しい指標が開示される可能性がある。これらに係る観点から気候基準案BC176に強く賛同する。</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」は、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明確でなければ開示が困難であること、また実務上開示が困難な場合があることから、IFRS S2号と同様に「金額及びパーセンテージ」の開示を要求するものの、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>いて適用しないことができる旨を定めるべきである。</p>		<p>きとのコメントである。</p> <p>仮に経過措置において適用しないことができる旨を定めた場合、当該経過措置期間においてはISSB基準とSSBJ基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>一方、「規模に関する情報」は、ISSB基準と全く同じ定めではないものの、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的とした開示である。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>本提案に反対する。経過措置において、当該定めを適用しないこと（気候基準案BC173項(3)）に賛成する。</p> <p>ISSB基準と整合した定めを取り入れた場合、「A企業の脆弱資産は〇円」「B企業の脆弱事業は〇%」といった情報開示が想定される。脆弱の定義が企業によって異なる、脆弱の程度（グラデーション）が表現されない、数値が可視化されることにより安易な企業間比較を助長する、ガイダンスと実際の開示が整合していないため企業の開示実務に混乱をもたらす等の様々な意図せざる影響を及ぼす可能性があり、結果的に利用者にとって有用な情報が提供されない状況となる恐れがある。</p> <p>本来、当該要求事項は、例えば「気候関連の移行リスクに関して脆弱な資産又は事業活動の規模、脆弱さの程度、判断の根拠、計算方法、時間軸等を、経営者の全社的な考えが</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」の開示については、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明確ではないこと等の背景から、IFRS S2号と同様に「金額及びパーセンテージ」の開示を要求するものの、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきとのコメントである。</p> <p>気候関連の移行リスク、物理的リスク及</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>伝わるように開示しなければならない」と要求すれば、利用者にとっては有益な情報が開示される可能性があるが、このような要請はISSB基準を大幅に超える要求事項であり、企業に過度な負担を強いることになる。</p> <p>戦略パートでの開示や追加情報開示規定により、本要求事項が期待する情報は一定程度開示されると考えられることから、とりわけ任意でサステナビリティ情報を開示する企業については、国際的な開示実務が安定するまでは当該要求事項を経過措置により適用しないことが妥当である。</p>	<p>び機会に関する産業横断的指標等は、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられる。例えば、これまでに行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる。このため、本公開草案では、SSBJ基準独自の取扱いとして、「金額及びパーセンテージ」の開示に代えて「規模に関する情報」の開示を行うことを選択できるようにしている。</p> <p>定性的情報による開示が認められることを明確にするため、上記の趣旨について、気候基準の結論の背景に記載することとした。</p>
同 上	<p>本提案に賛成しない。</p> <p>気候関連の移行リスク又は物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ並びに気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の金額及びパーセンテージを現時点で開示している企業は少ないと認識しているが、開示が進んでいない理由</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」の開示は、TCFDが2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」における開示推奨項目であるものの、実際にはその</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>の深掘りがないまま開示要求事項とするのは気候基準案BC176項のような懸念が払拭できない。</p> <p>そのため、BC173項(3)のようにIFRS S2号と同様の開示要求事項とするものの、経過措置において適用しないことができる旨を定めるのが有用であると考えられる。</p>	<p>開示を行っている企業が少ない現状を踏まえ、IFRS S2号と同様に「金額及びパーセンテージ」の開示を要求するものの、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の6)冒頭で記載している気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等は、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられる。例えば、これまでに行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる。このため、本公開草案では、SSBJ基準独自の取扱いとして、「金額及びパーセンテージ」の開示に代えて「規模に関する情報」の開示を行うことを選択できるようにしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>定性的情報による開示が認められることを明確にするため、上記の趣旨について、気候基準の結論の背景に記載することとした。</p>
<p>7) 気候関連の機会に関する産業横断的指標等は、任意の開示項目とすることが望ましい。</p>	<p>本提案に反対する。代案としては、米国SEC気候関連開示ルールにおける議論と同じく、「重要性」を持つ気候関連の「移行リスク」「物理的リスク」を開示義務対象とし、「機会」は自主開示とすることが望ましいと考える。重要性が認められる場合には他者の人権侵害のリスクを軽視しえない。これに対して「機会」は他者の人権侵害の可能性が乏しいので義務化する必要性はなく、一般的な「MD&A」や「対処すべき課題」の一要素とみなせば足りると思われる。「重要性」の基準は、人権侵害のリスクは財産権とトレードオフできないから、各社の置かれた状況に応じて重要性を判断して記述すべきと考える。</p>	<p>気候関連の機会に関する産業横断的指標等の開示は、気候関連のリスクとは異なり、他者の人権侵害の可能性が低いいため、開示を要求する必要はないとのコメントである。</p> <p>気候基準案においては、ISSB基準と整合的に、主要な利用者の意思決定に有用な、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的としている。気候基準の目的をISSB基準と整合的に定める以上、ISSB基準で要求されている気候関連の機会に関する産業横断的指標等の開示について、SSBJ基準ではその開示を任意とすることは、SSBJ基準の目的と整合しないと考えられ、相応の理由は認められないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>8) 気候関連のリスクに関する産業横断的指標等の開示を要求すべきでない。</p>	<p>本提案に反対します。各リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の金額およびパーセンテージ等は、客観的な算定・開示が困難であるため反対せざるを得ません。</p>	<p>気候関連のリスクに関する産業横断的指標等は、客観的な算定が困難であるため、開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>ISSBはIFRS S2号の付属ガイダンスにおいて、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等として開示する指標の例を示しているが、そこで示されている指標は必ずしも1つに限定されてはいない。このことを踏まえると、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」に該当する資産又は事業活動は幅広いと考えられ、ISSBから追加的なガイダンスが公表されない場合は、企業が「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」としてどのような資産又は事業活動が含まれるのかについては、通常、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが、国際的な実務になると考えられる。</p> <p>このため、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の算定方法及び開示内容が基準上明確に定められていな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いことをもって、SSBJ基準においてその開示を任意とすることには、相応の理由は認められないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>9) 気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等は、定性的情報として開示できるようにすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本提案に同意しない。国際的な比較可能性の観点からは、定量情報の開示を必須とすることが理想ではあるが、TCFD提言に基づく開示を行っている企業においても定量的な開示が進んでいない現状を踏まえると、定量情報の開示を一律に求めるのではなく、定性情報で開示できる選択肢を設けることは重要である。 • 仮に定量情報の開示を求めるのであれば、将来的な開示、保証の制度化等、実務の事情も考慮した上で、一定期間の開示を免除とする経過措置を設定すべきである。 	<p>「金額及びパーセンテージ」の開示を一律に要求するのではなく、定性的情報の開示を容認すべきであり、仮にIFRS S2号と同様に「金額及びパーセンテージ」の開示を要求するのであれば、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきとのコメントである。</p> <p>気候関連の移行リスク、物理的リスク及び機会に関する産業横断的指標等は、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えられるものの、定性情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられる。例えば、これまでに行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられる。このため、本公開草案では、SSBJ基準独自の取扱いとして、「金額及びパーセンテージ」の開示に代えて「規模に関する情報」の開示を行うことを選択できるようにしている。</p> <p>定性的情報による開示が認められることを明確にするため、上記の趣旨について、気候基準の結論の背景に記載することとした。</p>
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 本提案に同意しない。国際的な比較可能性の観点からは、定量情報の開示を必須とすることが理想ではあるが、TCFD提言に基づく開示を行っている企業においても定量的な開示が進んでいない現状を踏まえると、定量情報の開示を一律に求めるのではなく、定性情報で開示できる選択肢を残すべきである。 仮に定量情報の開示を求めるのであれば、将来的な開示、保証の制度化等、実務の事情も考慮した上で、一定期間の開示を免除とする経過措置を設定すべきである。 	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する本提案に同意しない。 TCFD提言に基づく開示を行っている企業においても、このような定量的情報の開示が進んでいない現状を踏まえて、本件に関する定量情報の開示を一律に求めるのではなく、定性情報として開示できるようにすべきである。 SSBJ基準案が、IFRS開示基準に対して「気候関連の移行リスクに関し脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報」という選択肢を追加したことは、評価するが、これはやや不明確な規定であり、定量情報の開示が要求されるのか、定性情報の開示でも良いのかが分からない。これは定性情報の開示でも良いことを明確にすべきである。 	<p>現在のTCFD提言に基づく開示実務において、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等について定量的情報の開示が進んでいないことを踏まえ、定性的情報により開示することを容認する選択肢を設けるべきであるとのコメントである。</p> <p>質問7の9)冒頭で記載しているとおり、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>「規模に関する情報」について、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法による開示が認められることを明確にするため、気候基準の結論の背景においてSSBJ基準独自の取扱いを選択できるようにした趣旨を記載することとした。</p>
<p>10) 定性的な記述により定量的情報を補足することを容認すべきである。</p>	<p>At the same time, we acknowledge the point within the Summary of Differences document that qualitative information can more faithfully represent exposure, and in this respect, entities should be allowed to supplement quantitative exposure metrics with qualitative commentary.</p>	<p>定性的情報がより忠実な表現を提供できる可能性があるという観点から、定量的情報を補足する定性的情報を企業が提供することを容認すべきであるとのコメントである。</p> <p>適用基準案では、SSBJ基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>11) 気候関連のリスク及び機会に関する</p>	<p>In addition to mandating the disclosure of quantitative information, the SSBJ could also encourage the disclosure of qualitative information that help investors understand how they arrived at its reported quantitative values. This type of increased transparency would be a welcome addition to the ISSB standards and would strengthen investor's understanding of risks and opportunities</p>	<p>定量的情報の開示を要求することに加え、その開示された数値に至った背景を理解できるような定性的情報の開示を推奨</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>産業横断的指標等の開示について、定量的情報に加えて定性的情報の開示も要求すべきである。</p>	<p>associated with Japan's transition.</p>	<p>する定めを設けることを提案するコメントである。</p> <p>気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等について、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明確でないと考えられる。この点、IFRS S2号においても当該用語は明確に説明されていないため、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」としてどのような資産又は事業活動が含まれるのかについては、通常、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが、国際的な実務になると考えられる。このため、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」については、SSBJ基準を適用するにあたっては、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが考えられる。</p> <p>このようにした場合、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、企業が「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」について、どのような資産又は事業活動が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>
<p>12) 「金額及びパーセンテージ」ではなく「数値及びパーセンテージ」の開示を要求すべきである。</p>	<p>産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する定量情報に「金額」を求める提案に同意しない。</p> <p>ISSB基準では「【数値】及びパーセンテージ」の開示を要求するのに対して、SSBJ基準案では「【金額】及びパーセンテージ」又は「規模に関する情報」の開示を要求している。偶付き括弧内の記載が相違することで、例えば「件数」で数量化した場合に、ISSB基準の「数値」要求は満たすものの、SSBJ基準案の「金額」要求は満たさないこととなる。このように、SSBJ基準案の「金額」要求は、日本企業に対してより高度な数量化を求めることから、開示の実務負担を大きくする可能性がある。したがって、ISSB基準との整合性を欠く結果となりかねないため、SSBJ基準案でも「数値及びパーセンテージ」を要求事項とす</p>	<p>気候基準案における「金額及びパーセンテージ」の表現は、ISSB基準における「amount and percentage（数値及びパーセンテージ）」の表現と異なっているため、ISSB基準が要求する内容と整合させるべきとのコメントである。</p> <p>コメントを踏まえ、気候基準案における「金額及びパーセンテージ」の表現を「数値及びパーセンテージ」に変更することと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ることが適切であると考える。</p>	<p>した。 また、気候基準の結論の背景において、金額以外も排除しないという意味である旨を記載することとした。</p>
<p>(SSBJ 基準独自の取扱いである「規模に関する情報」に対するコメント)</p>		
<p>13) 「規模に関する情報」の選択肢は経過措置として、選択可能な期間に期限を設けるべきである。</p>	<p>産業横断的指標等（気候関連のリスク及び機会）に関する開示要求（気候基準案第80項～第82項）はISSB基準と同一の規定を選択可能であり、以下2点の条件付きで同意する。</p> <p>第一に、SSBJ基準独自の規定である気候関連の移行リスク、物理リスク及び機会に関する「規模」の情報を企業の選択肢として規定する場合でも、経過措置として期限を設けることを検討すべきである。TCFDの「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」を基に作成されたISSB基準における「脆弱な」は明確化が必要であり¹、SSBJ基準の強制適用初期に緩和措置を設けることは理解できる。しかしながら、気候関連の移行リスク、物理リスク及び機会に関する定量的情報は、国際的にも投資家の関心が高い事項であり、企業によってはSSBJ基準の強制適用初期に困難であった開示でも、時間の経過に伴い、当該開示を発展させていく可能性がある。そうした企業の努力を促すためにも、SSBJ基準独自の緩和措置は経過措置として期限を設けることが望ましいと考える。</p> <p>¹ISSB S2号第29項(b)及び(c)の「脆弱な」については、ISSBの移行支援グループ (Transition Implementation Group on IFRS S1 and IFRS S2 : TIG) において2024年3月15日に議論が行われている。</p>	<p>「金額及びパーセンテージ」の定量的情報は、主要な利用者の関心が高い情報であることから、「規模に関する情報」の選択肢が選択可能な期間に期限を設けることを検討すべきとのコメントである。</p> <p>この点、SSBJ基準においては、IFRS S2号と同様の定量的情報の開示を求める定めを含むと同時に、IFRS S2号と全く同じ定めではないものの、その開示目的を満たす情報の開示を促進することを目的とした「規模に関する情報」の開示を選択することを認めている。</p> <p>この「規模に関する情報」の開示が、ISSB基準で要求されている「金額及びパーセンテージ」の開示との比較可能性を大きく損なうこととなる蓋然性は相当程度低いものと考えられるが、当委員会は、確定基準公表後の対応として、SSBJ基準の実務への適用が行われた後に、SSBJ基準を適用</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>した結果として開示される情報が、ISSB基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ基準の定めを修正すること検討するとしている。</p>
同 上	<p>気候関連の移行リスク、物理的リスク、機会に関し「資産又は事業活動の金額及びパーセンテージ、又は、資産又は事業活動の規模に関する情報の少なくともいずれか」と定性開示も含め選択性にしたことは、リソースの少ない小規模企業には良い制度と評価。一方、計算方法の普及等が進んだ一定時点後には、一定規模の大企業には、定量開示を義務付けしても良いと考える。</p>	<p>「規模に関する情報」の選択肢については、「金額及びパーセンテージ」の定量的情報の実務が広く行われるようになった時点で削除することも考えられるとのコメントである。</p> <p>「規模に関する情報」の選択肢を削除するかどうかの検討及びその時期については、質問7の13)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>リスクや機会の定量開示に関しては、方法論の普及を前提に、近い将来は定量開示の義務化を検討しても良いと考える。</p>	<p>「規模に関する情報」の選択肢については、「金額及びパーセンテージ」の定量的情報の算定の方法論が確立し普及した時点で削除することも考えられるとのコメントである。</p> <p>「規模に関する情報」の選択肢を削除するかどうかの検討及びその時期については、質問7の13)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	なお、確立された解釈が実務で定着した段階で、SSBJ基準がISSB基準に追加して定めている代替的開示要求を削除することが考えられる。	同 上
(SSBJ 基準の導入支援に対するコメント)		
14) 「脆弱な」及び「整合した」の定義を明確化すべきである。	「気候関連の移行リスク及び物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」の「脆弱な」について、原則、企業が判断する事項ではあるが、その判断をサポートするため、ガイダンスを公表する等の方法で、SSBJ基準の導入を支援して欲しいという意見もあった。	<p>気候関連のリスクに関する産業横断的指標等について、例えばガイダンスを公表する等、導入支援を要請するコメントである。</p> <p>IFRS S2号の付属ガイダンスにおいて示されている指標の例を踏まえると、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」に該当する資産又は事業活動は幅広いと考えられ、ISSBから追加的なガイダンスが公表されない場合は、企業が「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」としてどのような資産又は事業活動が含まれるのかについては、通常、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが、国際的な実務になると考えら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>れる。</p> <p>このため、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」については、SSBJ基準を適用するにあたって、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが考えられる。</p> <p>このようにした場合、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示を行うにあたり、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」にどのような資産又は事業活動が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>なお、今後ISSBが追加的なガイダンスを公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討することを予定している。また、ISSBに対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。</p>
同 上	<p>なお、BC172項(3)にも記載の通り、「脆弱な・・・」「整合した・・・」の定義が曖昧なため、開示基準が確定しガイダンス等作成時には例示して頂きたい。</p>	<p>「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」の定義についての当委員会としてガイダンスを公表する場合、例示の提供を要請するコメントである。</p> <p>これらの用語の定義及びガイダンスの公表についての対応は、質問7の14)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>「脆弱な」や「整合した」など実務上解釈が求められる部分については、実務のばらつきが生じることが懸念されるため、ISSBに対して明確化を求めていくことが望まれる。</p>	<p>「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」が具体的に何を意味しているのかが明確でないと考えられることから、ISSBに対して明確化を求めるべきとのコメントである。</p> <p>ISSBに対して追加的なガイダンスの公表を働きかけることについては、質問7の14)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	「脆弱な」や「整合した」など実務上解釈が求められる部分については、実務のばらつきが生じることが懸念されるため、国際的な解釈と整合する解釈の確立のために今後ともISSBと協働することが期待される。	同 上
15) 「規模に関する情報」に関するガイダンスが必要である。	第二に、SSBJ基準独自の規定を設定した理由として、気候基準案BC171項では「企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切」とされているが、比較可能性を担保するためには、「規模」についてどのような開示を想定しているかについてガイダンスの提供が必要と考える。SSBJ基準独自の規定であり、SSBJ基準の導入支援として定義の明確化や例示等、追加的な説明を行うことを検討頂きたい。	<p>「規模に関する情報」について、具体的にどのような開示を想定しているかを明確にすべきとのコメントである。</p> <p>「規模に関する情報」については、定性的情報を含め、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられ、例えば、これまで任意で行われてきたサステナビリティ開示の実態を踏まえ、開示対象となる資産又は事業活動の規模について、企業において定量的な範囲を定め、当該範囲に関する説明とともに「大」「中」「小」のように表現した情報を開示することが考えられることから、SSBJ基準独自の取扱いとして選択可能としており、当該趣旨について、気候基準の結論の背景に記載することとした。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表するSSBJ基準を構成しない解説記事等の文書については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め別</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		途検討することとした。
同 上	一方で、規模に関する情報として、具体的にどのように開示することが考えられるかについて、ガイダンスなどで具体的な開示例を示すことは、作成者及び保証業務実施者の双方にとって有用であると考えます。	同 上
同 上	<p>同意する。ただし、本公開草案を任意で適用するプライム上場企業以外の上場企業等を含めたすべての企業における円滑な適用を実現する観点から以下の点について検討していただきたい。</p> <p>4. 「規模」に関する開示に関する追加的な説明 (コメント)</p> <p>「規模」の定義が適切に理解され、一貫して適用されるため、本公開草案において意図されている情報の内容について、結論の背景等に追加的な説明を検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>「脆弱な」及び「整合した」の定義が明らかではないため、企業によって判断されるものであり、その測定には不確実性が伴うことからその算定が困難な場合もあると考えられる。「規模」情報の開示を認めることで、開示要求事項を満たすための過度のコストや労力をかけることなく、企業が表現しようとするものをより忠実に開示することができる。</p> <p>ただし、わが国独自の追加的選択肢である「規模」の定義が適切に理解され、一貫して適用されるために、本公開草案において、意図されている情報の内容について、追加的な説明を検討いただきたい。</p>	同 上
同 上	質問7のSSBJ基準独自の規定の「規模」については、SSBJ基準の導入支援として定義の明確化や例示等、追加的な説明を行うこと検討頂きたい。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
16) 「規模に関する情報」に関して、基準上での定義の明確化及びガイダンスが必要である。	「脆弱な資産」や「規模」等の定義が不明確な用語もあり、実務において混乱を引き起こす可能性が高い。特に「規模に関する情報」については、定性情報による開示を意識した選択肢である旨がBC171項にて示唆されているが、実務上の理解を深めるためにも、開示要求事項として定めるのであれば、基準本文で明確に定義付けを行った上で、ガイダンス等の充実を図るべきである。	「規模に関する情報」について、その定義を基準上で明確化したうえで、ガイダンス等を提供すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問7の14)冒頭及び質問7の15)冒頭で記載している。
同 上	「脆弱な資産」や「規模」等の定義が不明確な用語もあり、実務において混乱を引き起こす可能性が高い。開示要求事項として定めるのであれば、基準本文で明確に定義付けを行った上で、ガイダンス等の充実を図るべきである。	「脆弱な」や「規模に関する情報」等の用語について、その定義を基準上で明確化したうえで、ガイダンス等を提供すべきとのコメントである。 これらの用語の基準上での定義及びガイダンスの提供については、質問7の14)冒頭及び質問7の15)冒頭で記載している。
17) ISSB 基準に付属する例示的ガイダンスに関する補足文書等を公表すべきである。	<p>【意見】 また、ISSB基準における例示的ガイダンスに関する補足文書等の公表を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 ISSB基準の場合、IFRS S2号「気候関連開示」（以下、「IFRS S2号」という）の付属ガイダンスに含まれる例示的ガイダンスにおいて、どのような情報を開示するかに関する例示が提供されている。当該例示的ガイダンスの内容を貴委員会においても補足文書等として公表することを検討いただきたい。</p>	<p>IFRS S2 号に付属するガイダンスとして、例示的ガイダンスが公表されているが、この内容を当委員会の補足文書等として取り入れることを検討すべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号の付属ガイダンスについては、当委員会の補足文書とすることとした。</p> <p>なお、適用基準案第 56 項(2)において、重要性がある情報の識別にあたり、「主要</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源としているが、「他の基準設定主体」にISSBが含まれることを適用基準において明確にすることとした。</p>
<p>18) 定量的情報の算定方法を標準化すべきである。</p>	<p>前提として、投資家の観点では、横並び比較や時系列比較が重要であるため、移行リスクや物理的リスクに係る計算方法や前提の標準化に力を入れていただきたい。</p>	<p>気候関連のリスクに関する産業横断的指標等の開示を要求する前提として、定量的情報の計算方法等を標準化すべきとのコメントである。</p> <p>気候関連のリスクに関する産業横断的指標等の開示は、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」について、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが考えられ、特定の指標を開示することを要求するものではない。</p> <p>このようにした場合、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>した資産又は事業活動」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等の開示を行うにあたり、「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」にどのような資産又は事業活動が含まれるのかについても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>
同 上	<p>リスクや機会の定量開示に関しては、方法論の普及を前提に、近い将来は定量開示の義務化を検討しても良いと考える。定量化を促すためにも、計算方法の標準化を促す努力をしていただきたい。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等について、定量的情報の計算方法を標準化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問7の18)冒頭で記載している。</p>
(その他のコメント)		
19) 保証業務実施者による保証が困難となる可能性がある。	<p>将来的に保証が求められることになった場合、本提案の開示（特に定量情報）は保証の実施者が保証することが困難となる場合があると考えられる。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会に関する産業横断的指標等については、保証業務実施者による保証が困難となる可能性を指摘するコメントである。</p> <p>「サステナビリティ基準委員会の運営</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>方針」に記載のとおり、当委員会は、SSBJ基準を用いて作成されたサステナビリティ関連財務情報が、保証を受けることが可能となるよう基準開発を行っている。</p> <p>気候関連のリスクに関する産業横断的指標等の開示の趣旨等については、気候基準の結論の背景に記載しているため、気候関連のリスクに関する産業横断的指標等の開示について保証を行う場合、当該記述も踏まえ検討を行うことになると考えられる。</p>
<p>20) 建設業において、気候関連のリスクに対して脆弱な事業活動を開示することには懸念がある。</p>	<p>気候変動リスクに対して脆弱な事業活動について開示することに、懸念を感じておりません。</p> <p>建設業は請負業であるという性格上、主な「事業活動」は「受注している工事」です。この脆弱性を評価することは発注者のプロジェクトを評価することになり、大変難しいと感じております。</p>	<p>建設業における「気候関連のリスクに対して脆弱な事業活動」を開示することは困難である旨を指摘するコメントである。</p> <p>「リスクに対して脆弱な資産又は事業活動」や「機会と整合した資産又は事業活動」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資産又は事業活動を決定することが考えられ、必ずしも個々の事業活動について開示することにはならないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
21) 気候関連の機会について、投資家の意思決定に関連性がある情報を開示すべきである。	気候基準案第82項において、本提案に賛成する。ただし、気候変動の機会について開示する場合、「機会」の定義が投資家の意思決定の関連性と整合することが求められる。例えば、投資家は、「エコ商品」が既存品と比較して需要者に付加価値を訴求し、高価格を享受することで企業価値向上への寄与することを期待している。これに対し、企業価値向上への寄与は明確でなく、グリーンマーケティングを企図して「エコ商品」の売上割合を開示することは、投資家の意思決定の関連性からは重要性が低いことに留意すべきである。	気候関連の機会についての産業横断的指標等において、主要な利用者の意思決定に関連性がある情報が開示されるようにすべきであるとのコメントである。 気候基準は、財務報告書の主要な利用者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業の気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的としており、気候関連の機会についての産業横断的指標等についても、当該目的を達成するため開示を要求している。 このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
22) 「規模に関する情報」の選択肢を適用した場合に ISSB 基準に対する準拠表明に与える影響を「結論の背景」で説	同意する。ただし、それぞれについて、「規模に関する情報」を選択した場合、IFRS S2.29(b)~(d)の開示と異なるため、IFRSサステナビリティ開示基準に対する準拠表明に与える影響を「結論の背景」で説明してほしい。	「規模に関する情報」を選択した場合に、ISSB 基準に準拠した開示となるかどうかを、結論の背景において説明すべきとのコメントである。 「規模に関する情報」を適用することを選択した場合、ISSB 基準に準拠することになる場合もあれば、準拠しないことになる場合もあると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
明すべきである。		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 8 (産業横断的指標等 (資本投下) に関する質問)		
(本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>産業横断的指標等 (資本投下) に関する提案に同意する。我々のアンケートの Q8 では、回答者の 94.7%と大多数が、「本基準における定め (案) (Q8 の案①) の「気候関連リスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額を開示しなければならない」が「望ましい」と回答した。</p> <p>資本投下に関する産業横断的指標等は、識別した気候関連のリスク及び機会に対応するため、企業が実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス又は投資を行ったのかを利用者が理解するにあたり、有用な情報である。</p> <p>「採用されなかった案」(Q8 の案②) の「経過措置において適用しないことができる旨を定める」では、グローバル投資家から ISSB 基準との同等性に懸念を持たれるだろう。</p>	同 上
同 上	本提案に賛成。資本投下に関する産業横断的指標等は、各企業が気候関連のリスク及び機会に対応するため、企業が実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス又は投資を行ったのかを理解するために有用な情報と考えられる。	同 上
同 上	本提案に賛成する。企業の気候関連リスクおよび機会への対応状況を測る上で、資本投下に関する開示は有用な情報と考えられる。	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • PRI supports the proposed approach to require the disclosure of the amount of capital expenditure, financing or investment deployed towards climate-related risks and opportunities. • This response is applicable to including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards). 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> The proposed approach is consistent with the approach taken by the ISSB Standards and will provide investors with information on the degree to which climate-related risks and opportunities are embedded into financial planning. 	
同 上	We agree that it will be important for entities to disclose the amount of capital expenditure, financing or investments allocated to climate-related risks and opportunities. Showcasing an entity's commitment to align its capital expenditure plans with its long-term GHG emission reduction objectives, while addressing both risks and opportunities, would allow for cohesion with global investor initiatives like Climate Action 100+.	同 上
同 上	Yes, we agree with the draft, and would emphasize that the disclosure of capital expenditure, financing or investments related to climate-related risks and opportunities is certainly information investors would like to see. This helps investors understand if and how a company's commitments and actions align with its long-term GHG emission reduction objectives.	同 上
同 上	amfori supports the inclusion of cross-industry metrics with the international framework. Disclosure of metrics can demonstrate the company's commitment to transparency and accountability by providing stakeholders with standardised and comparable information about the company's climate-related risks and opportunities, and inform the risk management processes and continuous improvement of the reporting company.	同 上
同 上	本提案に賛同する。資本投下は事業活動の実績であり、実務上データ収集に大きな困難はないと思料する。またコネクティビティの観点ならびに投資効率評価の観点からも当データの把握・開示は有用と考える。	同 上
同 上	本提案に賛成する。質問7の内容とは異なり、資本投下は実績を開示するものであり、開示のための追加的なコストは少なく、また、資本投下など財務活動は企業の戦略の実行可能性を裏付けるものであり、主要な利用者にとって有用な情報であると考えられる。	同 上
同 上	気候基準案第83項において、本提案に賛成する。資本投下は先行投資を含み、企業の気候変動に対するエクスポージャーの将来の変化を予測するフォーワードルッキングな指標として重要である。脱炭素をテーマとするファンドでは、投資先を管理するための指	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>標としてこの情報を使用することが実務として浸透していることから、企業においても積極的な開示がより多くの投資家の関心を引き付けることが期待できる。また、高排出企業に対する CA100+のような協働エンゲージメントイニシアティブでも開示が期待されており、ダイベストメントを含めた投資判断、議決権行使判断にも影響する。こうした観点からは、経過措置を設けないことが望ましい。</p>	
同 上	<p>本提案に賛成する。本公開草案とは異なる意見として、経過措置として適用しないことを認める案が記載されている。その理由として、開示実務が発展途上であることがあげられているが、新しい開示基準の開示実務が発展途上であることは当然であり、妥当性に欠ける。</p>	同 上
同 上	<p>開示企業の「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額」に係る情報は、投資家にとって今後の脱炭素化の動きを評価する上で重要な指標であり、金額開示であれば、横並び比較、時系列比較も可能となり分析もより具体的になることから、歓迎する。</p>	同 上
(本公開草案の提案の方向性を支持しないコメント)		
<p>2) 資本投下に関する産業横断的指標等は、産業やビジネス・モデルにより重要性が異なるため、開示を要求すべきでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 本提案に同意しない。一律に開示要求事項として整理するのではなく、任意開示事項として整理することが適切ではないか。 • 資本投下の金額規模やその重要性は産業特性やビジネスモデルによって大きく異なることから、産業横断的指標として開示することは不適切であり、企業間比較のための情報としての有用性も乏しい。 	<p>資本投下に関する産業横断的指標等について、その金額規模及び重要性は産業やビジネス・モデルにより異なるため、一律に開示を要求することは適切でないとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、国際的な整合性の観点から、ISSB 基準との整合性を図るため、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>仮に ISSB 基準が要求する資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求する定めを SSBJ 基準に取り入れないとした場合、ISSB 基準と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>また、重要性に関するコメントについて、情報に重要性がない場合、SSBJ 基準で要求する情報であっても、これを開示する必要はない（適用基準案第 24 項）ため、仮にある産業又はビジネス・モデルにおいて資本投下に関する産業横断的指標等に重要性がない場合、開示する必要がないと結論付けることがあると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	同意しない。資本投下の金額規模やその重要性は産業特性やビジネスモデルによって大きく異なるものであることから産業横断的指標としては不適切である。	同 上
同 上	<ul style="list-style-type: none"> 産業横断的指標等（資本投下）に関する本提案に同意しない。これは一律の開示要求事項とするのではなく、任意開示事項とするのが適当である。 TCFD 提言に基づく開示を行っている企業においても、このような定量的情報の開示が進んでいない現状を踏まえて、強制開示を行うべきではない。 	資本投下に関する産業横断的指標等について、TCFD 開示の現状を踏まえたうえで、指標の金額規模及び重要性は産業やビジネス・モデルにより異なるため、一律に

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 投下資本の金額の規模やその重要性は、産業の特性や企業のビジネスモデルによって大きく異なるため、これを産業横断的資料として開示することは適当ではなく、有用性にも乏しい。 	<p>開示を要求することは適切でないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 2) 冒頭で記載している。</p>
<p>3) 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義が明確でないため、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求すべきでない。</p>	<p>本提案に反対する。</p> <p>(理由)</p> <p>気候基準案 BC180 項(3)記載のとおり、「指標等に関する TCFD ガイダンス」における「投下された (deployed)」の定義が明らかではないため、実務レベルでの集計が困難である。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会に「投下された」の定義が明確ではなく、開示することが困難であるため、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求することに反対するコメントである。</p> <p>IFRS S2 号においても当該用語は明確に説明されていないため、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資としてどのような資本的支出、ファイナンス又は投資が含まれるのかについては、通常、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を決定することが、国際的な実務になると考えられる。このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、SSBJ 基準を適用するにあたって、企業が表現しようとするものを忠実</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を決定することが考えられる。</p> <p>このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのような資本的支出、ファイナンス又は投資が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p> <p>そのうえで、SSBJ 基準において資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求すべきでないとするコメントへの対応については、質問 8 の 2)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	本提案に反対する。BC180 記載のとおり、「指標等に関する TCFD ガイダンス」における「投下された (deployed)」の定義が明らかではないため、実務レベルでの集計が困難。	同 上
4) 有価証券報告書における他の開示項目と重複するため、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求すべきでない。	反対する。資本投下は、有価証券報告書において、別に記載項目があり、重複や齟齬、読み手である投資家が混乱すると考えられる。	<p>有価証券報告書において SSBJ 基準に基づく開示を行うことを想定すると、資本投下に関する産業横断的指標等の情報は、「設備の状況」等の他の箇所における情報と重複しているため、開示を要求することを反対するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準では、一定の要件をすべて満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができとしている。このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」に該当する情報が他の場所で開示されている場合、相互参照により当該情報をサステナビリティ関連財務開示に含めることが考えられる。ただし、相互参照は、当該情報が報告されている報告書を明確に識別し、当該報告書の入手方法を説明したうえで、当該報告書の正確に特定された部分に対して行わなければならないことに留意が必要であると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>5) 資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求するものの、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきである。</p>	<p>本提案に反対する。経過措置において当該定めを適用しないこと（気候基準案 BC179 項(1)）に賛成する。</p> <p>ISSB 基準と整合した定めを取り入れた場合、「A 企業の気候関連のリスク及び機会に関する投下資本は〇円」と開示することが要請され、投下先、資本投下の目的、効果の程度（グラデーション）等が表現されない、安易な企業間比較を助長する、ガイダンスと開示が整合していないため企業の開示実務に混乱をもたらす等の様々な意図せざる影響を及ぼす可能性があり、結果的に利用者にとって有用な情報が提供されない恐れがある。</p> <p>本来、当該要求事項は、より詳細に要求することにより、利用者にとっては有益な情報が開示される可能性があるが、詳細な要請は ISSB 基準を大幅に超える要求事項となり、企業に過度な負担を強いることになる。</p> <p>については、投下資本金額の安易な企業間比較を回避するためにも、とりわけ任意でサステナビリティ情報を開示する企業については、国際的な開示実務が安定するまでは経過措置により当該要求事項を適用しないことが妥当である。</p>	<p>ISSB 基準と整合した定めを取り入れた場合、企業が資本投下に関する金額のみを開示することにより、当該指標が適切に利用されない懸念があるため、資本投下の開示を要求する定めについて、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきとのコメントである。</p> <p>質問 8 の 2) 冒頭で記載しているとおり、国際的な整合性の観点から、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしている。仮に経過措置において適用しないことができる旨を定めた場合、当該経過措置期間においては ISSB 基準と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。このため、確定基準においては、資本投下に関する産業横断的指標等について、経過措置は設けないこととした。</p> <p>また、資本投下に関する産業横断的指標等の金額のみを開示することによる懸念</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>について、質問 8 の 7)冒頭で記載しているとおおり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのような資本的支出、ファイナンス又は投資が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>
同 上	<p>仮に定量情報の開示を求めるのであれば、将来的な開示や保証の制度化等の議論を踏まえつつ、実務の事情も考慮して一定期間の開示を免除とする経過措置を設定すべきである。</p>	<p>実務の状況を考慮し、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求する定めを、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきであるとするコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 5)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>仮に定量情報の開示を求めるのであれば、将来的な保証の制度化等を含めた実務的な適用可能性も考慮した上で、準備期間として一定期間の経過措置を設けるべきと考える。</p>	同 上
同 上	<p>質問 7 の事項と同様、TCFD 提言における開示を行っている企業の中で、定量的情報による開示が進んでいない現状を踏まえ、気候基準案 BC179 に記載の「経過措置において適用しないことができる旨を定める」に賛同する。</p>	同 上
同 上	<p>情報開示には一定期間の猶予が必要と考える。そこを考慮されたい。</p>	同 上
同 上	<p>気候基準案 BC179 項(1)の通り、経過措置において適用しないことができるようにすべき。</p>	同 上
同 上	<p>気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額とあるが、定義が不明瞭ということもあり、個社毎に見解の差が生じる可能性がある。そこで</p>	<p>「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>出された定量値のみが一人歩きしてしまうことを考えると、現状は経過措置をつけていただきたい。</p>	<p>の定義が明確ではないため、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求する定めを、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきであるとするコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 5)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>BC179 項でも議論されている通り、少なくとも「適用しないことができる」「経過措置」が設けられるべきと考える。</p> <p>BC180 項(2)-(4)に記載されている通り、当社においても、Deploy をどう解釈するか、資本投下の中からサステナビリティに関連するところをどう抽出するのが適当か、グローバルな開示実務のようなガイダンスもないままに、算出することには困難が伴うと言わざるを得ないため。</p>	同 上
同 上	<p>まず、どういった資本投下情報が有用かが明らかではなく、記述が難しい。また、気候関連の状況変化が激しいこと、実務が発展途上にあること、将来開示情報に対して将来実績が異なったときの責任の在り方が不明瞭であることなどから要求事項にする段階になり。これらに係る観点から気候基準案 BC180 項に強く賛同する。</p>	<p>開示すべき有用な情報がどのようなものか明確ではないため、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求する定めを、経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきであるとするコメントである</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 5)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>BC180 項に記載があるように、当該情報が有用である可能性は否定しないものの、少なくともグローバルにおける開示実務が観察されるまでは要求すべきではないと史料。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示は、グローバルの開示実務が観察可能</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>となるまでは要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 5)冒頭で記載している。</p>
<p>6) 金融機関には、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求すべきではない。</p>	<p>また、金融機関にとってはこの数値は出しにくいことから、業種別（金融業以外）に絞ることも検討していただきたい。または、開示しない理由を説明する旨の条項の検討をお願いしたい。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示について、金融機関には開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準において、金融機関に対し、資本投下に関する産業横断的指標等の開示を免除する定めはない。仮に SSBJ 基準において、金融機関について資本投下に関する産業横断的指標等の開示を不要とする旨を定めた場合、ISSB 基準と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>（資本投下に関する産業横断的指標等の開示内容に対するコメント）</p>		
<p>7) 資本投下に関する産業横断的指標等の数値のみを開示することは</p>	<p>また企業価値の大きな部分が非財務資本が占めると言われる中、資本投下の絶対額の開示の結果、その多寡で企業を判断する誘因になるような開示はそもそも不相当と考える。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示は、資本投下の絶対額の多寡で企業を評価する誘因となる可能性があることから、そのような開示を要求することは適切でないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
適切ではない。		<p>質問 8 の 3)冒頭で記載しているとおおり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、SSBJ 基準を適用するにあたって、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を企業が決定することが考えられる。</p> <p>このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのような資本的支出、ファイナンス又は投資が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>資本投下等の指標の数字のみが比較されると、その数字の背景にある企業戦略や考え方が理解されず、正当な評価が得られないことも懸念する。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の金額のみを開示するだけでは、当該指標が適切に利用されない懸念があるため、開示を要求することに反対するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 7)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。 (理由)</p> <p>気候関連開示の実務が発展途上にある中で、算出における仮定等が理解されず開示値のみが独り歩きした場合、ミスリードに繋がりがかねないと考える。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の金額のみが独り歩きすることにより、利用者の意思決定を誤らせる可能性があるため、開示を要求することに反対するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 7)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。気候関連開示の実務が発展途上にあるなか、算出に於ける仮定等が理解されず開示値のみが独り歩きした場合、ミスリードに繋がりがかねない。</p>	同 上
同 上	<p>本基準については、TCFD において開示推奨項目として提言されており、社会的には今後急速に（1～2年の短い期間で）開示が求められるものとなるを考える。</p> <p>具体的に開示される指標は、企業が適切と考えて開示するものであり、企業・経営者の姿勢が反映できるものとして活用することが可能である。また、開示する側であるだけでなく、情報の利用者としての保険会社にとっても有益な情報となる可能性が高い。</p> <p>ただし、IFRS S2 でも敢えて具体性のない定めにしたとあるが、その定義は企業毎に様々である故に、金額のみが出てても経営者の姿勢を判断するには不十分だと考える。したがっ</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の金額だけではなく、当該金額に関する補足的な情報の開示もあわせて要求すべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 8 の 7)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>て、要求事項とする場合は、金額だけでなく、当該金額が気候関連のリスク、および機会に関連することを補足する情報も含めた開示を求めることも検討すべきである。</p>	
<p>8) 金額での開示に代えて、割合での開示も認めるべきである。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会への資本投下を開示することについて、基本的には同意する。</p> <p>ただし、投資家などの情報の利用者にとって気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出についての開示が有益であることは理解するが、精度を求められると難しい。例えば、全体の投資に占める割合等を開示するという対応でも可とする内容に修正されることを希望する。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の金額を高い精度で算定することが困難であるため、金額での開示に代えて、割合による開示を容認する選択肢を設けるべきとのコメントである。</p> <p>ISSB は IFRS S2 号の付属ガイダンスにおいて、資本投下に関する産業横断的指標等として開示する指標の例を示しているが、そこでは金額以外の指標も例示されている。</p> <p>この点、資本投下に関する産業横断的指標等として開示される情報は、関連する財務諸表とつながりのある情報を開示するとの観点から、金額であることが多いと考えられるものの、金額以外も排除しないという意味で、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値」という用語に修正することとした。</p> <p>上述の対応により、左記のコメントで提案されている、金額での開示に代えて割合</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>の開示を行うことも可能になると考えられる。</p>
<p>9) 定性的な開示も認めるべきである。</p>	<p>また、開示すべき内容の定義をより明確化したうえで、金額の開示のみならず規模に関する定性的な開示も選択肢として容認すべきと考える。</p> <p>我が国において、気候関連の資本投下についての開示が進んでいるとは言えない。また、通常、資本投下は複数の目的をもって行われるものであり、どのような場合に気候関連とするか定義が定まっていないと、企業の開示実務においては過度な負担となるうえ、投資家にとっても開示された指標の適切な評価が困難になると考えられる。例えば、米国証券取引委員会による気候関連開示規則においても、「経営者の評価において、活動の直接的な結果として生じた、重要な支出及び財務上の見積もり及び仮定に対する重要な影響を定量的及び定性的に記述する」とされており、定義を限定したうえで、定性的な開示も認めることが妥当と思料。これは、国際的な基準の開示目的に整合したうえで、我が国における非財務情報開示の状況を考慮した選択肢を追加したものと言えると考えられ、基本的な方針に整合する修正であると考えられる。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示を要求するにあたり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」を明確に定義するとともに、金額による開示に代えて、規模に関する定性的な開示を容認する選択肢を設けるべきとのコメントである。</p> <p>「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」が具体的に何を意味しているのかについては、質問8の3)冒頭で記載しているとおり、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、SSBJ基準を適用するにあっても、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を決定することが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>また、国際的な整合性の観点から SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている。</p> <p>この点、資本投下は事業活動の実績であるため、実務上、データ収集に大きな困難はなく、開示のための追加的なコストも少ないと考えられることから、ISSB 基準の要求事項をそのままの形で取り入れないことに相応の理由は認められないと考えられる。</p> <p>また、定性的な開示を容認する選択肢を設けた場合、ISSB 基準と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>以上を踏まえ、資本投下に関する産業横断的指標等については、規模に関する定性的な開示を容認する選択肢を追加することはしないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>10) 割合の開示を追加的に提供することを容認すべきである。</p>	<p>加えて、実数だけでなく、前資本投資の内の気候関連投資の割合についても開示できるようにすると、分析側として利便性が増すので、項目に入れることを検討いただきたい。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示にあたっては、金額による開示のみならず、資本投資全体に占める気候関連の投資の割合も追加的に開示できるようにすることを検討すべきとのコメントである。</p> <p>適用基準案では、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>(「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義に対するコメント)</p>		
<p>11) 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義及びその金額の算定方</p>	<p>一方、小規模企業等は計算方法等に苦慮することもあり、また、前問7と同様であるが投資家の立場と、比較の観点から、投資等の定義の明確化など、業界横断的な計算方法や定義の標準化などに力を入れていただきたい。</p>	<p>「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義を明確化するとともに、その金額の算定方法等の標準化に対応すべきとのコメントである。</p> <p>質問8の3)冒頭で記載しているとおり、資本投下に関する産業横断的指標等の開示は、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>法を明確化すべきである。</p>		<p>「資」について、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理したうえで、当該考え方に従って開示の対象とする資本的支出、ファイナンス又は投資を決定することが考えられ、特定の指標を開示することを要求するものではない。</p> <p>このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」が何を意味しているのかが企業によって異なる可能性があり、企業間の比較可能性が損なわれることが懸念された。</p> <p>このため、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのような資本的支出、ファイナンス又は投資が含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる旨を結論の背景に記載することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>そもそも「資本投下」の定義が曖昧であり、実務において混乱を引き起こす可能性が高い。開示要求事項として定めるのであれば、利用者ニーズと実務負荷のバランスにつき十分に議論した上で、開示すべき情報を基準本文で明確に定義付けを行い、ガイダンス等の充実を図るべきである。</p>	<p>「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義を明確にすべきであるとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問 8 の 11) 冒頭で記載している。
同 上	「資本投下」の定義が明確でなく、実務が混乱する可能性が高い。	同 上
同 上	資本投下の実数開示については、今後の企業の脱炭素化の方向性を判断する材料となり、EU Taxonomy においても開示が義務付けられている数値の一つであることから、賛成である。しかしながら、EU のようにタクソミーのない日本では、何をもって気候関連の資本投下であるかは開示企業の判断になることから、資本投下にカウントできる資本投資の種類等の整備も併せてお願いしたい。	同 上
同 上	本情報は根源的に有用であると考える一方で、定義が曖昧で利用者・企業側双方にとって混乱を招く可能性が高い。ISSB 基準の付属ガイダンスのように、定義の明確化や指標の計算方法の例示などを行うことが望ましい。難しい場合は気候基準案 BC179 の代替案（経過措置の適用）を支持する。	<p>「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義及び計算方法を明確にすべきであり、それが難しい場合は、当該指標の開示を要求する定めを経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきであるとするコメントである。</p> <p>定義及び計算方法を明確化すべきとのコメントへの対応は、質問 8 の 11) 冒頭で記載している。</p> <p>また、当該指標の開示を要求する定めを経過措置において適用しないことができる旨を定めるべきとのコメントへの対応は、質問 8 の 5) 冒頭で記載している。</p>
12) 「気候関連のリスク及び	本提案に条件付きで賛成します。	「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の定義及びその金額の算定方法は、企業が判断すべきである。	条件は「気候変動に関するリスク及び機会のために投下された資本的支出、ファイナンス又は投資金額の定義及び算定方法は各企業の判断とすること」です。	金額」の定義及び算定方法は、企業が判断すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 8 の 11) 冒頭で記載している。
(資本投下に関する産業横断的指標等のガイダンスに対するコメント)		
13) 資本投下に関する産業横断的指標等のガイダンスを拡充すべきである。	<p>ただし、IFRS S2 号に関する付属ガイダンスについては、改善の余地があると考えている。本ガイダンスでは、IFRS S2 号第 29 項(e)の「資本投下」について開示例が 2 つ示されているが²、例えば炭素関連資産に対してトランジションを企図した投資を実行した場合に開示を行う必要があるか等、事例の拡充が望まれる。SSBJ として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として事例の拡充を検討頂きたい。</p> <p>²IFRS S2 号に関する付属ガイダンスでは、IFRS S2 号第 29 項(e)の「資本投下」に関して、以下の例示が掲載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 低炭素製品・サービスの研究開発への投資が年間売上高に占める割合 • 気候適応策への投資（例えば、土壌の健全性、灌漑及びテクノロジー）の割合 	<p>IFRS S2 号の付属ガイダンスにおける事例を拡充するように ISSB に働きかけるか、又は当委員会による SSBJ 基準の導入支援の中で事例を拡充すべきとのコメントである。</p> <p>ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。</p> <p>また、SSBJ 基準の導入支援におけるガイダンスについては、当委員会事務局が独自に公表する SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として、さまざまな方法を取り得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>
同 上	質問 8 の「資本投下」にみられる例示については、さらなる拡充が期待される。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>「資本投下」の例を示す補足文書等の公表を検討いただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>産業横断的指標等として、気候関連のリスクおよび機会に投下された資本的支出、ファイナンスまたは投資の金額を開示しなければならないとする提案に、以下の理由により同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非金融機関による設備投資や金融機関による融資の開示は、長期的な企業価値に及ぼす影響の程度を示唆している。 • TCFD 提言でも同様の開示が推奨されている。 • 必要なデータは財務諸表を作成する過程で把握されていると考えられるため、作成者に追加の負担を強いるものではない。 <p>ただし、ISSB 基準の場合、IFRS S2 号の付属ガイダンスに含まれる例示的ガイダンスにおいて、どのような情報を開示するかに関する例示が提供されている。当該例示的ガイダンスの内容を貴委員会においても補足文書等として公表することを検討いただきたい。</p>	<p>IFRS S2 号の付属ガイダンスにおける例示も含め、資本投下に関する産業横断的指標等を例示する補足文書等を公表することを検討すべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号の付属ガイダンスについては、当委員会の補足文書とすることとした。</p> <p>SSBJ 基準の導入支援におけるガイダンスについては、当委員会事務局が独自に公表する SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として、さまざまな方法を採用できると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p> <p>なお、質問 8 の 13)冒頭で記載しているとおり、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。</p>
同 上	<p>対応に困難を感じる企業が多いと想定するため、実務的な対応なども踏まえたガイダンスなどの提供を望む。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示について、ガイダンスを提供すべきであるとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の導入支援におけるガイダンスについては、当委員会事務局が独自に公表する SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として、さまざまな方法を採用できる</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
14) 資本投下に関する産業横断的指標等のガイダンスの開発を、ISSBに働きかけるべきである。	<p>なお、将来的に SSBJ 基準の適用対象企業が広がっていく際には、対応に困難を感じる企業も増えることが想定されるので、その時点での実務的な対応なども踏まえた、教育文書のような規範性のないガイダンス等を提供することが有用である。当該規定は ISSB 基準との差異がない箇所であるため、ISSB に開発を要請することを望む。</p>	<p>と考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p> <p>資本投下に関する産業横断的指標等のガイダンスの開発を、ISSB に働きかけるべきとのコメントである。</p> <p>質問 8 の 13)冒頭で記載しているとおり、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う。</p>
(その他のコメント)		
15) EU タクソノミとの整合性を考慮すべきである。	<p>同意する。資本的支出は一部切り分けが難しい場合も想定されるが、基本開示の方向で問題ないと考え。EU Taxnomy との整合は必要。</p>	<p>資本投下に関する産業横断的指標等の開示について、EU タクソノミにおける資本的支出 (CapEx) の開示と整合すべきとのコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、国際的な整合性の観点から、ISSB 基準との整合性を図るため、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしている。</p> <p>今後、ISSB において、EU タクソノミとの整合性等を踏まえ、ISSB 基準が改訂された場合、当委員会において、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問9（産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する質問）		
（本公開草案の提案の方向性を支持するコメント）		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	<p>産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する提案に同意する。我々のアンケートの Q9 では、回答者の 94.7%と大多数が、「本基準における定め（案）」（Q9 の案①）の「内部炭素価格に関する情報を開示しなければならない」が「望ましい」と回答した。</p> <p>内部炭素価格は、我が国においても意思決定に用いる企業が増えている中、利用者にとって有用な情報である。</p>	同 上
同 上	本提案に賛成する。内部炭素価格を意思決定に用いているか否かや、関連する情報は、企業の気候変動対策の分析を行う上で重要な指標であると考えられる。	同 上
同 上	本提案に賛成。内部炭素価格に関する情報は、企業の財務影響を分析する上での一つの参考情報（必ずしもそれ自体が投資判断に直結するわけではない）として有用であることから、IFRS サステナビリティ開示基準の要求事項に沿った開示を要望する。	同 上
同 上	<p>This response is applicable to including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards.</p> <p>The proposed approach aligns with the IFRS S2 provisions and will provide investors with information on how the reporting entity is integrating climate externalities into their decision making.</p>	同 上
同 上	We agree with the proposal included in the exposure draft. The inclusion of how an internal carbon price is used in decision-making as well as the price per metric ton of GHG for the internal carbon price are both vital pieces of information. It is also important for entities to report if they are not using an internal carbon price in decision-making.	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	Yes, we agree with Exposure Draft’s proposal to include disclosures about (i) how an internal carbon price is used in decision-making and (ii) the internal carbon price (the price for each metric tonne of GHG that the company uses to assess the costs of its GHG emissions).	同 上
同 上	<p>Internal carbon price (ICP) is a powerful tool to assess and manage climate-related risks and opportunities that may arise from the transition to a low-carbon economy. Assigning a monetary value to the cost of carbon emissions helps companies monitor and adapt their strategies and financial planning to real-time and potential future shifts in the external market.</p> <p>The latest report on Scope 3 supply chain emissions published by Boston Consulting Group (BCG) and CDP, “Scope 3 Upstream: Big Challenges, Simple Remedies” also found that companies setting the ICP in decision-making demonstrated better performance in managing Scope 3 emissions. Companies with an ICP are 3.7 times more likely to have a Scope 3 target and 1.5°C-aligned Scope 3 transition plan, and companies with the ICP integrated into all business decisions are 4.1 times more likely to have a 1.5°C-aligned transition plan and 3.5 times more likely to have climate-related requirements in their supplier contracts.</p> <p>Over the past few years, CDP has been tracking a steady increase in the number of companies embedding the ICP into their business strategies. According to CDP data, the number of Japanese companies listed on the Prime Market of the Tokyo Stock Exchange which have an ICP increased from 202 in 2022 to 269 in 2023, and the number of companies reporting they planned to have an ICP in the next two years increased from 289 in 2022 to 361 in 2023. Global growth in ICP setting is largely correlated with the parallel development of regulations that directly or indirectly price carbon and the increasing pressure from stakeholders for increased action on climate-related risks and opportunities.</p> <p>Companies disclose a variety of approaches to determining ICP levels depending on the intended objective. Differences relate to the consideration of factors such as geography, time horizon, and business unit. To assess the quality of such approaches, investors need to understand why and how ICP is used as a tool to assess and manage carbon-related risks and opportunities within a business’s operations, supply chain, and investments. Due to competitiveness concerns, some companies do</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>not disclose the actual price levels used; however, investors find this information useful. When combined with the methodology used to determine the price, it provides investors with a clear picture of a company's management of their climate-related risks and opportunities. CDP recommends the disclosure of carbon prices as a key metric for determining the correct measurement of key market risks and opportunities associated with climate-change.</p> <p>In 2023, 273 Japanese companies listed on the Prime Market of the TSE disclosed the actual prices used. To support the disclosure, CDP offers guidance materials such as CDP Corporate Questionnaire and Reporting Guidance and CDP Technical Note - Carbon Pricing: CDP Disclosure Best Practice.</p>	
同 上	本提案に賛成する。内部炭素価格は、計算根拠等も含め、数字が持つ意味や比較可能性は相応にあると考える。	同 上
同 上	本提案に賛成する。企業の意思決定に用いる指標を開示することで企業と主要な利用者との建設的な対話の促進が期待でき、例えば資本コストを投資意思決定のハードルレートとして用いている場合に開示する実務が進展していると認識している。内部炭素価格を開示要求事項として取り入れることで情報の透明性を確保し、企業と主要な利用者の対話を後押しが図られる。	同 上
同 上	本提案の通り「内部炭素価格を意思決定に用いている場合」は実額を開示させ「意思決定に用いていない場合には、その旨」を記載させるといった活用度合いを基に選択の余地を残すことは、内部炭素価格は活用にメリットがある産業（多排出産業）とそうではない産業（低排出産業）で内部炭素価格の導入度合いが異なる実態を鑑みれば、妥当と思料。	同 上
同 上	同意する。内部炭素価格を採用している場合に開示を求めるものであり、妥当と考える。	同 上
同 上	本提案に賛同する。炭素価格の開示は一般的になっており、また ISSB と同様に一律の開示を求めているわけでもないの、特に大きな問題はないと考える。	同 上
同 上	当協会は、内部炭素価格を意思決定に利用する企業の増加に伴い本情報の有用性が高まっていること、及び本提案が、内部炭素価格を利用していない場合にはその旨を開示する	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	こと、並びに複数の価格を利用している場合には価格が含まれる金額の範囲での開示を認めるといった実務的な実施可能性に配慮していることから、産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する提案に同意する。	
同 上	PRI supports the proposed approach to align with the IFRS S2 provisions to require the disclosure of internal carbon prices, including their application and the price itself, as well as a reason where the reporting entity does not use internal carbon prices.	同 上
同 上	採用されなかった案の根拠である気候基準案 BC186(3)のような懸念はあるものの、ISSB 基準との整合の観点から本提案を支持する。	同 上
同 上	「採用されなかった案」（Q9 の案②）の「内部炭素価格に関する開示の要求事項は取り入れない」では、グローバル投資家から ISSB 基準との同等性に懸念を持たれるだろう。また、気候基準案 BC186 項に示されたその理由は、すべて情報の有用性を認めた上でのものであり、「本基準における定め（案）」を棄却する根拠としては弱い。	同 上
同 上	本提案に賛成する。本公開草案とは異なる意見として、一部開示項目を取り入れない案が記載されている。その理由として、有用性に疑問があることがあげられているが、有用性の判断は人によって異なるものであり、理由として不十分である。	同 上
（内部炭素価格の開示を求めることを支持しないコメント）		
2) 内部炭素価格それ自体の開示を求めるべきではない。	本提案に反対する。内部炭素価格を設定しているか否かの公開に留め、内部炭素価格そのものの公開は見送るべきである。既存の普及されている対策以上の難易度の高く、限界削減費用が極めて高い対策を講じているケースと既存の普及されている対策を講じているケースがある場合、一律の炭素価格として横並びで評価されることは不適切である。これにより、脱炭素のための価格の製品転嫁が困難になり、カーボンニュートラルを目指す潮流に逆行することは、開示がむしろ企業のリスクにつながることになる。なお、特に革新的な技術の導入は、省エネ投資のようなコストメリットは発生しないため、これらの導入コストは製品価格に上乗せをして回収をする必要があるが、この時に内部炭素価格情報	内部炭素価格を開示することにより、企業の製品の原価情報の一部が開示されたり、炭素価格の製品価格への転嫁が困難となったりする可能性があるため、内部炭素価格の開示を要求すべきでないとのコメントである。 仮に ISSB 基準が要求する内部炭素価格の開示を SSBJ 基準において求めないこと

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>は脱炭素化されたプロセスで生産される製品の原価情報の一部になることから、企業機密に該当する。これらに係る観点から気候基準案 BC186 項に強く賛同する。</p>	<p>とした場合、ISSB 基準と SSBJ 基準の間の明確な差異となり、情報の比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>また、内部炭素価格が画一的に比較される可能性があることの弊害に対する懸念については、気候基準案では、内部炭素価格とともにその適用方法に関する開示を行うことを求めており、当該適用方法に関する開示において、企業が営む事業又は産業の違いによる内部炭素価格の違いを説明することにより、そのような懸念に対処することができると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、内部炭素価格の開示を求める ISSB 基準の要求事項を SSBJ 基準に取り入れないとすることに相応の理由は認められず、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>本提案に反対する。比較可能性の観点で S2 号の要求事項をそのまま取り入れる形となっているが、内部炭素価格そのものというよりも、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及びその適用方法に関する開示が、企業の取組みを主要な利用者に伝えるに資する項目と考えられるため、気候基準案 BC185 項に記載の「温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格に関する開示の要求事項は取り入れない」に賛同する。</p>	<p>主要な利用者にとって有用な情報は、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか及びその適用方法であり、内部炭素価格それ自体ではないため、内部炭素価格の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。
同 上	<p>内部炭素価格の情報開示については同意しない。なぜなら、投資家などの情報の利用者に対し内部炭素価格を開示することがなんらかの意思決定につながるものではないため。そもそも、GHG削減のための手法は様々であり、内部炭素価格の設定・運用は、企業が選択しうる一つの手段であり、内部炭素価格をいくりに設定するかは各社の事情や考え方に大きく左右されるため、ことさら開示要求事項に含める必要性はないと考える。開示要求事項に含めることで内部炭素価格を設定していること自体を是としているかのように捉える利用者も出てくる懸念がある。</p>	<p>内部炭素価格それ自体の開示は、主要な利用者にとって意思決定上の有用性が乏しいことから、内部炭素価格の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>また、内部炭素価格について開示している企業が国際的に増えていることは、開示を要求するかどうかを検討する際の重要な考慮要素であると考えられるものの、以下のBC186項記載の意見と同じ立場を採るため、開示要求は不要と考える。</p> <p>内部炭素価格の開示と主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかではなく、有用性に疑問がある</p> <p>内部炭素価格を開示することにより、内部炭素価格のみが企業間で画一的に比較される可能性があり、企業の取組みが、かえって歪められて伝達されてしまう可能性がある</p> <p>開示している企業が国際的に増えていることは、開示を要求するかどうかを検討する際の重要な考慮要素であると考えられるものの、国際的な整合性のためのみでの定めを本基準に含めることは適切ではないため、主たる理由とはならない。</p>	<p>内部炭素価格の開示と主要な利用者の意思決定との関連性が明らかではないこと、また内部炭素価格それ自体の開示により、企業間で画一的に比較され、企業の取組みがかえって歪められて伝達される可能性があることから、内部炭素価格の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>同意する、および同意しないの両論がある。同意しない理由としては、以下のものがある。</p> <p>内部炭素価格を投資判断などに使用しているかどうかの有無の開示のみとすべきと考える。</p>	<p>内部炭素価格は、機密情報である原価情報となる可能性があるため、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうかの開示にとどめ、内部炭素価格の開示は要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>内部炭素価格は、投資意思決定におけるハードル・レートとしても用いられることがあると考えられる。また、現状脱炭素のための代替技術がない産業ではそれらの開発コストや導入コストを新たにかけて製品を製造することになり、内部炭素価格は原価情報となる可能性がある。これは機密情報に該当するが、商業上の機密情報として開示が免除される要件（「適用基準」第15項）を満たさない場合、開示しなければならない可能性があり適切ではない。</p>	<p>このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する本提案に同意しない。これは一律の開示要求事項とするのではなく、任意開示事項とするのが適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 内部炭素価格それ自体の開示については、主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかではない。 • 内部炭素価格は業種等によって大きく異なるものであり、企業間で画一的に比較すると、ミスリーディングな情報になる。 • 内部炭素価格は企業内の管理会計の情報であり、商業上の機密情報でもあることが多いので、開示要求事項とすることは適切ではない。 	<p>内部炭素価格は主要な利用者の意思決定との関連性が必ずしも明らかでないこと等の理由から、内部炭素価格の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>本提案に同意しない。内部炭素価格の定量的な開示は、少なくとも一律に要求事項として開示を義務付けるべきではなく、任意開示の位置づけとすべきである。</p> <p>内部炭素価格は業種等によって大きく異なるものであり、企業間で画一的に比較されると、企業の取り組みが歪められてしまう恐れがある。また、内部炭素価格は企業内の管理会計としての意味合いも強く、商業上の機密情報としての性格を有するケースも多いため、開示要求事項として定めるのは適切ではない。</p>	<p>内部炭素価格は産業等により大きく異なるため、企業間で画一的に比較されることにより、企業の取り組みが歪められてしまう懸念があることから、内部炭素価格の開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問9の2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>第84項(1)②で開示が必須とされる「内部炭素価格」について、開示は任意とすることが望ましいと考える。</p>	<p>内部炭素価格を企業間で画一的に比較されることにより、企業の取り組みが歪めら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p><理由></p> <p>BC186 項における意見の通り、内部炭素価格のみが企業間で画一的に比較される可能性があり、企業の取組みが、かえって歪められて伝達されてしまう可能性があると考えられる。</p>	<p>れてしまう懸念があることから、内部炭素価格の開示を要求すべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 9 の 2)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>「内部炭素価格」について、開示は任意とすることが望ましいと考える。</p> <p>【理由】</p> <p>BC186 項における意見の通り、内部炭素価格のみが企業間で画一的に比較される可能性があり、企業の取組みが、かえって歪められて伝達されてしまう可能性があると考えられる。</p>	同 上
3) 金融機関については、内部炭素価格それ自体の開示を求めるべきではない。	<p>内部炭素価格に関して、業種によっては積極的に活用していない業種もあることから(2)として「意思決定に用いていない場合、その旨」という選択肢を残していただいたのは有難い。また、金融機関にとってはこの数値は出しにくいことから、業種別(金融業以外)に絞ることも検討していただきたい。</p>	<p>内部炭素価格の開示は、金融機関は開示しづらく、金融機関には要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>質問 9 の 2)冒頭で記載しているとおり、仮に SSBJ 基準において内部炭素価格の開示を求めないこととした場合、ISSB 基準と SSBJ 基準の間の明確な差異となるため、ISSB 基準の要求事項を取り入れることとした。</p> <p>そのうえで、内部炭素価格に関する開示について、ISSB 基準では産業による取扱いの違いを設けておらず、また SSBJ 基準において産業による取扱いの違いを追加</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>的に設ける合理的な理由はないと考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を修正しないこととした。</p>
（「内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか」という条件に対するコメント）		
<p>4) 「意思決定に用いているかどうか」という条件を削除すべきである。</p>	<p>内部炭素価格を意思決定に用いる企業が増えてきているという前提の認識は、誤解ではないかと考える。内部炭素価格を設定している企業は増えているが、必ずしも意思決定に用いている訳ではなく、所謂「見える化」が目的である場合が多い。なぜなら、GHG 算定方法、特にスコープ3は意思決定に採用できるほど精度が高くないためである。精度の課題はあるにせよ、将来を見越して、参考値として算定している企業が多いと理解している。</p> <p>内部炭素価格の採用の有無や、社内における活用方法（意思決定に用いているかどうか含む）の開示を求めることは賛成であるものの、基準として意思決定に用いているかどうか（気候基準案第84項(2)）という判断軸は必要ないと考え（現状のCDPやTCFDでもこの運用がなされていると理解している）。</p>	<p>内部炭素価格として開示している情報は、必ずしも企業が意思決定に用いているわけではないため、内部炭素価格を意思決定に用いているかどうかを条件として設定する必要はないとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準では、内部炭素価格それ自体の開示が求められる条件について、「企業が炭素価格を意思決定に（in decision-making）適用している（is applying）かどうか」としており、内部炭素価格を意思決定に適用していない場合はその旨を開示している（IFRS S2 号第29項(f)及びBC130項）。この趣旨を踏まえ、ISSB 基準と同様に、「意思決定に用いているかどうか」という条件をSSBJ 基準にも取り入れ、内部炭素価格を意思決定に用いている場合に内部炭素価格の適用方法及び内部炭素価格それ自体の開示を求め、内部炭素価</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>格を意思決定に用いていない場合はその旨の開示を求めることとした。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>5) 「意思決定に用いているかどうか」という条件を変更すべきである。</p>	<p>本提案の一律の適用には反対する。米国 SEC における気候関連開示ルールの議論と同様に、「内部炭素価格を意思決定に用いている場合」という不明確な基準ではなく、代替案として「重要な気候関連リスクに対する会社の戦略としてシナリオ・アナリシスやカーボン・プライシングを採用している場合」というような明快な適用条件を提案する。これにより、意識が低い開示主体の試験的なカーボン・プライシングの数値等を無理に開示させないようにする。戦略的意図が明確な先行的・指導的な先例が出揃ってきたところで、改めてガイドラインをアップデートすることを想定する。</p>	<p>「内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか」という条件は不明確であり、「重要な気候関連リスクに対する会社の戦略としてシナリオ・アナリシスやカーボン・プライシングを採用している場合」というような明確な条件とすべきとのコメントである。</p> <p>質問 9 の 4) で記載しているとおり、「内部炭素価格を意思決定に用いているかどうか」という条件は、ISSB 基準における条件を取り入れたものである。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>6) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合は関連情報の開示が不要であるこ</p>	<p>本件は条件付きで賛成します。条件は「原文とは逆に内部炭素価格を意思決定に用いていない場合は、関連情報の開示は不要であることが明示されること」です。</p>	<p>内部炭素価格を意思決定に用いていない場合に、内部炭素価格に関する情報の開示は不要であることを明示すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案においては、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合はその旨の開示を求めることを提案している。これ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
とを明示すべきである。		<p>は、ISSB 基準に基づく場合でも同様であると考えられる (IFRS S2 号 BC130 項)。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
(同じ目的で複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱いに対するコメント)		
7) 同じ目的に用いている複数の内部炭素価格を範囲で示すことを認めるべきではない。	<p>If an entity is allowed to report on a minimum and maximum price for a wide range of internal carbon prices employed, this could lead to misrepresentation unless more clarity is provided on the contexts within which the reporting entity shifts the price. More accurate reporting would mandate that each internal carbon price is disclosed or at a minimum have a clear explanation regarding why the range of prices is employed.</p>	<p>同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲で示すことは誤解を招く可能性があることから、それぞれの内部炭素価格を開示するか、又は、少なくとも範囲で開示することとした理由の説明を求めるべきとのコメントである。</p> <p>内部炭素価格の開示においては、企業の意思決定に用いられている炭素価格を開示することを求めており、通常、機関決定がなされた単一又は少数の価格が開示されることが考えられる。このため、無数の炭素価格が開示されることや、例えば、極端な最小値と最大値が開示され、重要性がある情報が不明瞭にされるなどの濫用は想定していない。</p> <p>しかしながら、左記のコメントでは、内部炭素価格を範囲で示すことにより、範囲のどこに重点が置かれているのか、中央値</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>がどこか、不明瞭な情報とならないかとの懸念が示されていると考えられる。</p> <p>このようなコメントを踏まえ、また ISSB 基準との整合性から、ISSB 基準において最低限求められている開示を SSBJ 基準でも求めることとし、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱い（気候基準案第 85 項）や、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の取扱い（気候基準案第 86 項）を削除することとした。</p> <p>なお、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に用いている場合、又は、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の考えられる開示方法については、当委員会事務局が独自に公表する SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
8) 複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の定めを	同意しない。ICP を導入した場合の開示方法について、ISSB 基準には定めのない、複数目的で使用されている場合の開示が明確化されている（第 86 項）が、その意図が不明瞭である。国際的な整合性のためであれば、複数目的で使用されている場合の開示の明確化は不要である。	複数の目的で内部炭素価格を意思決定に用いている場合の定めは、ISSB 基準にはないことから、SSBJ 基準でも設けるべきではないとのコメントである。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
削除すべきである。		このコメントへの対応は、質問 9 の 7) で記載している。
(ISSB 基準との整合性に対するコメント)		
9) ISSB 基準と同じ文言を用いるべきである。	On internal carbon pricing, we noticed that the wording used in the draft was a bit ambiguous. We encourage the SSBJ to use the same wording as in the ISSB Standards to ensure that information disclosed by Japanese companies can be compared by investors across different markets.	気候基準案における内部炭素価格に関する定めの文言は曖昧であり、ISSB 基準と同じ文言を用いるべきとのコメントである。 質問 9 の 7) で記載しているとおり、ISSB 基準との整合性から、ISSB 基準において最低限求められている開示を SSBJ 基準でも求めることとした。
同 上	We similarly recommend full alignment with the ISSB Standards in relation to internal carbon prices, where we encourage using exactly the same wording as the global standard.	内部炭素価格に関する定めの文言については、ISSB 基準と全く同じ文言を用いるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 9 の 9) 冒頭で記載している。
同 上	We recommend full alignment with the ISSB Standards regarding internal carbon prices. We encourage the SSBJ to use, to the greatest extent possible, the same wording as in the ISSB Standards. This ensures that investors can compare information disclosed by companies globally.	内部炭素価格に関する定めの文言については、可能な限り ISSB 基準と同じ文言を用いるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 9 の 9) 冒頭で記載している。
(その他のコメント)		
10) 内部炭素価格を意思決	内部炭素価格の開示については、賛成するものの、気候基準案第 84 項の書きぶりについては修正を求めたい。	気候基準案における内部炭素価格に関する定めの記載は、内部炭素価格を意思決

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>定に用いること自体が評価されるものと誤認されないよう、記載を修正すべきである。</p>	<p>内部炭素価格は、温室効果ガス削減策に向けての有効手段であると理解するが、企業の管理会計的な手法に過ぎない。また、同 BC186 項に列挙されるように、開示に関しては留意すべき点もあると認識している。</p> <p>そうした中、現状の同第 84 項の記載では、「採用が原則であり、例外的に非採用の場合はその旨を記載すること」と、内部炭素価格の採用自体が評価されるものと誤認させる恐れがある。ついては内部炭素価格の採用有無が客観的事実と捉えられるよう、以下のとおり同第 84 項の(1)(2)の記載を修正すべきではないか。</p> <p>(1)内部炭素価格を意思決定に用いているか否か (2)内部炭素価格を意思決定に用いている場合、次の事項に関する情報 ①内部炭素価格の適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析） ②温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。）</p>	<p>定に用いることが原則であるとの誤解を与える可能性があるため、記載内容を検討すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案では、内部炭素価格を意思決定に用いている場合と、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合を並列に記載しており、どちらかを原則とした定めとはなっていない。また、内部炭素価格を意思決定に用いていない場合にその旨を開示しているのは ISSB 基準と同様であると考えられる（IFRS S2 号 BC130 項）。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>11) 内部炭素価格を変更した場合に、変更の理由の開示を求めるべきである。</p>	<p>同意する。ただし、以下の意見がある。</p> <p>【意見】 内部炭素価格が変更された場合には、変更の理由の開示を求めることが望ましいと考える。</p> <p>【理由】 産業横断的指標等として、内部炭素価格に関する情報の開示を求める提案に同意する。TCFD 提言でも同様の開示が推奨されている情報であり、企業の意思決定に関する情報として、投資家にとって有用な情報と考える。</p> <p>ただし、内部炭素価格については、決定後に再度大きく変更する例もあり、企業の意思決定により定められるものであることから、企業が作成した指標の定義や算定方法を変更</p>	<p>内部炭素価格に関する開示は有用な情報であるが、企業の意思決定により定められるものであることから、当該価格を変更した場合に、その変更の理由を開示することが望ましいとのコメントである。</p> <p>この点、ISSB 基準では変更の理由の開示は求められていない。上記質問 9 の 2)冒頭で記載しているとおり、内部炭素価格そのものを開示することについて画一的な比較が行われてしまうことへの強い懸念</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>する場合（一般基準案 38 項）と同様に、内部炭素価格を変更した場合にも、変更の理由の開示を求めることが望まれる。</p>	<p>が示されており、そのような中で ISSB 基準に要求されていない定めを追加することは適切でないと考えられる。また、内部炭素価格の開示のみに変更の理由を求めることは、他の要求事項の取扱いと整合しないこととなると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>12) 有価証券報告書の他のパートとの整合性を考慮した説明を求めるべきである。</p>	<p>反対する。資本投下は有価証券報告書において別に記載項目があり、経営戦略や設備投資の記載において内部炭素価格をどのように考慮して投資意思決定しているかの統一的な説明を求めるべきである。現在は「サステナビリティ開示」導入期であるが、将来的には「サステナビリティ開示」と「戦略開示」をどのように統合していくか、という大きなビジョンを描いて、議論することを提案する。</p>	<p>内部炭素価格に関する開示は、有価証券報告書における経営戦略や設備投資に関する開示と整合的な開示とすることを求めるべきとのコメントである。</p> <p>この点、適用基準案において、開示する情報間のつながりを理解できるように開示しなければならないとしている。</p> <p>また、SSBJ 基準は、プライム上場企業が金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供するサステナビリティ関連財務開示を念頭に置いて開発しているものの、プライム上場企業以外の企業も適用することができるとしているため、有価証券報告書に限定して定めることは意図していない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>13) 内部炭素価格に関する情報が商業上の機密情報に該当する場合の開示免除要件を明確化すべきである。</p>	<p>産業横断的指標等（内部炭素価格）に関する開示要求（気候基準案第 84 項）は ISSB 基準と同一の規定であり、同意する。ただし、1 点改善点がある。内部炭素価格が企業の投資意思決定におけるハードル・レートとして用いられる場合、機密情報にあたりとみられるが、商業上の機密情報に該当する場合の開示免除要件（適用基準案第 15 項）を、本項に即して明確化することが望まれる。SSBJ として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として、基準外の教育的文書の作成等により規定を明確化することを検討頂きたい。</p>	<p>商業上の機密情報に関する定め（適用基準案第 15 項）を内部炭素価格に関する開示に適用する場合の要件を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>企業内部で見積った内部炭素価格が、機会に関する商業上の機密であると判断された場合は、適用基準に基づき当該価格の開示は要求されないと考えられるものの、機会に関する商業上の機密情報であるかどうかは、企業の状況によりさまざまであるため、企業が判断することになると考えられる。また、内部炭素価格に関する開示においてのみ、適用基準案第 15 項の要件を具体化した場合には、他の定めとのバランスを欠く結果になると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>SSBJ 基準の導入支援</p> <p>ISSB 基準には規定が十分に明示されておらず、明確化が必要な項目があると認識している。具体的には上述した通り、質問 9 の内部炭素価格の開示免除要件については、SSBJ</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>として ISSB に対応を促す、あるいは SSBJ 基準の導入支援として、基準外の教育的文書の作成等により規定を明確化することを検討頂きたい。</p>	
<p>14) 内部炭素価格に関する開示について、追加のガイダンスを提供すべきである。</p>	<p>As Japan does not yet have a unified carbon price, reporting entities would require more direction on what an effective internal carbon price is to pursue impactful decarbonization.</p>	<p>内部炭素価格に関する開示について、追加のガイダンスを提供することを提案するコメントである。</p> <p>ISSB から公表されるガイダンスや教育的資料については、当委員会事務局において翻訳を行い、利用可能とすることを検討している。また、ISSB が公表する教育的資料については、SSBJ 基準の適用にあたり参考となるものを、当委員会の補足文書とすることが考えられる。</p> <p>当委員会が独自に公表するその他のガイダンス等については、当委員会のガイダンスを詳細に定めることで、実務負荷が過度に増加するかどうかを考慮しながら、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>Additional guidance on what constitutes an effective internal carbon price may be helpful for companies to ensure internal carbon prices are appropriate and effective in relation to a company's capital allocation decisions and decarbonisation efforts.</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 10 (経過措置に関する質問)		
(経過措置に関する本公開草案の提案の方向性を支持するコメント)		
1) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	同意する。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	経過措置に関する提案に同意する。我々のアンケートのQ10では、回答者の94.7%が、経過措置に関する提案に「同意する」と回答した。 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下「WG」という。)においては、東証プライム市場において時価総額の大きい企業を優先し、段階的な強制適用が検討されている。本公開草案において、(a)法令に従い開示を行う場合、(b)任意で開示を行う場合、(c)任意開示から法令に従う開示に移行する場合に分けて経過措置を検討していることは、WGの議論の内容と整合しており、また経過措置の内容も適切と考える。	同 上
同 上	本提案に賛成。本来的には初年度からの開示が望ましいものの、開示初年度においては、比較情報において投資先企業および開示に関連する取引先等の負担を軽減するためと理解され、初年度の円滑な基準導入のためには必要な措置と考える。	同 上
同 上	導入初年度において気候関連のリスクや機会やスコープ3排出量といった項目に関する「(時系列の)比較情報」に対して経過措置(開示初年度は初年度は開示、過年度は猶予する)を導入することは企業の開示負担を軽減させるという点で賛成。	同 上
同 上	PRI supports the proposed approach to provide reliefs consistent with those provided in the ISSB Standards. This response is applicable to including companies with exposure to global investors and voluntary users of the Standards).	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	The proposed approach aligns with the IFRS S2 provisions.	
同 上	The GFANZ Secretariat also commends the SSBJ for ensuring a high degree of alignment with the ISSB's recommendations and proposed transition reliefs. It is particularly welcome that in line with ISSB recommendations, the Exposure Drafts limit the exemption period for Scope 3 reporting to one year. In considering additional reporting exemptions and/or adaptations (e.g., deferring application of the assurance scheme or extending transition reliefs), we would encourage the SSBJ and market regulators to continue to follow through with timely implementation and seek alignment with ISSB recommendations wherever possible. Deviating from ISSB recommendations and/or setting transition reliefs that go beyond ISSB proposals could result in a gap between the ISSB and SSBJ standards, impacting global consistency and potentially resulting in regulatory fragmentation. This is an especially relevant consideration, given that many major Japanese firms operate globally and will have to consider emerging climate disclosure requirements outside of Japan, as will global firms headquartered outside of Japan but with a significant presence in Japan.	同 上
同 上	本提案に同意する。 (理由) サステナビリティ開示情報の収集実務に混乱が予想されることから経過措置の適用を希望する。	同 上
同 上	経過措置に関するSSBJの提案に同意する。金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」においては、東証プライム市場における時価総額に応じて段階的な強制適用が検討されていると認識している。本公開草案において、(a)法令に従い開示を行う場合、(b)任意で開示を行う場合、(c)任意開示から法令に従う開示に移行する場合に分けて、経過措置を検討していることは審議の内容と整合しており、またそれぞれの場合の経過措置の内容も妥当と考える。	同 上
同 上	本提案に賛成する。実務スケジュール上、開示対応に期間を要し、経過措置の適用可能性があるため。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	同意する。特に過年度比較は開示初年度の前年は監査対象外との認識であり、一定の猶予が望ましい。	同 上
同 上	本提案に賛成する。 国際的な基準に整合した経過措置であり、我が国の非財務情報開示についての状況に則した措置であると考えられるため。	同 上
同 上	<p>CDP applauds the SSBJ EDs requirement that an entity reports its sustainability-related disclosures at the same time as its financial statements.</p> <p>We recognize that some transition relief is necessary to allow time to build required capacity and fill knowledge and data gaps that exist. However, extending that transition relief beyond what has already been proposed in the SSBJ EDs disadvantages Japanese companies in their access to sustainable finance solutions that will accelerate their transition to a low carbon, nature-positive economy. Without comparable data, investors won't be able to assess Japanese companies transition accurately. This lack of clarity will certainly influence the allocation of capital towards transition projects and activities in Japan.</p> <p>In case additional transition reliefs extend well beyond those proposed by the ISSB Standards, the information gap between Japanese and foreign organizations would increase significantly. The situation is exemplified by the entry into force of the European Union's Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD), which demands disclosures from large market-listed companies operating in the EU market from 2025, reporting year 2024.</p> <p>From a global environmental goals perspective as well, extending the transition relief beyond what is proposed by ISSB could negatively impact the time horizons and targets governments are operating against as it relates to their respective net-zero commitments. Lastly, we highlight that further extensions are not rooted in science, as the most recent Intergovernmental Panel on Climate Change (IPCC) Synthesis Report from 2023 highlights the imminent need for action from policymakers in creating an enabling environment for transition through regulation and implementation guidelines that effectively help drive capital flows and mitigate the worst potential effects of climate change.</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(経過措置に関する本公開草案の提案に対して修正を求めるコメント)		
2) 経過措置を認める期間を拡大すべきである。	<p>今回提案された経過措置に関しては同意しない。</p> <p>必要な実務対応が具体的に明確になっておらず、経過措置適用期間として初年度のみで十分であるかは判断できないため、1年間と限定するのではなく、開示基準の開発の状況や実務の対応状況等を見ながら複数年の期間を設定するなど、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>実務的な対応が明確になっていないものも多いため、経過措置の期間を最初の年次報告期間に限定せず、より長い期間とすることを要請するコメントである。</p> <p>経過措置については、SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針に従い、ISSB 基準と同様の取扱いを定めることが考えられるが、そこからさらに経過措置を認める期間や経過措置の対象とする項目を拡大するかどうか等については、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合における各法令において、それぞれ SSBJ 基準に上乘せして定めることが考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>本提案は条件付きで賛成します。</p> <p>条件は「基準を適用する最初の年次報告期間に加え、報告期間の3期目までは緩和的措置が取られること」です。</p>	<p>経過措置の期間を最初の年次報告期間に限定せず、SSBJ 基準を適用する最初の3 報告期間とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 10 の2) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>Second, and in line with the CSRD, amfori recommends that the Committee encourages companies to develop a phased approach to Scope 3 reporting, where they are encouraged to start the process as soon as possible and progressively improve their data collection, management and reporting progressively, supported by adequate industry guidance and credible industry tools and initiatives to improve their data collection and reporting capabilities. Similar phased approaches are also seen in frameworks in the GHG Protocol to provide a clear starting point for companies aiming to take a full inventory of Scope 3 emissions over time.</p> <p>As a final note, amfori strongly recommends not to lose sight of the main goal of sustainability reporting: the reporting exercise is as valuable as it can trigger long-term change within the reporting companies and across their industry, complimenting and underpinning risk management and due diligence.</p>	<p>CSRD と同様に、スコープ 3 温室効果ガス排出の報告について段階的な導入とすべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。</p>
3) 経過措置を適用した場合に、追加的な情報を開示することを要求すべきである。	<p>Although entities may be allowed to adopt these transitional arrangements during the first year of reporting, they should be required to justify why they are delaying their disclosure on those items.</p> <p>Additionally, depending on the implementation timeframe, entities should be better prepared to provide disclosure as time progresses. For this reason, more entities should be expected to be able to disclose the later these standards are applied.</p>	<p>SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間において経過措置を適用した場合、経過措置を適用した理由を開示することを要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>We agree that a company may be allowed to adopt these transitional arrangements during the first year of mandatory reporting, in which the SSBJ Standards become mandatory under the Financial Instruments Exchange Act. However, companies should be required to justify why they are delaying their disclosure on those items.</p>	同 上
同 上	<p>While amfori notes the potential of transitional measures to allow companies sufficient time to adjust their reporting practices and ensure the accuracy of their disclosures, we believe that the below modifications shall be implemented to ensure that the transitional measures meet their purpose.</p> <p>First, while the proposal allows companies not to disclose comparative information and climate-related risks and opportunities in the first reporting year, amfori suggests that companies are</p>	<p>SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間において経過措置を適用した場合、開示しなかった情報をすべて開示することをどのように達成するかを説明したロードマップを提供することを推奨すべきとの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>encouraged to provide a roadmap or plan outlining how they intend to achieve full compliance in the subsequent years. This is intended to encourage transparency and proactive planning without imposing heavy burden on businesses, encouraging them to kickstart the process and improve over time. In the European Union, the CSRD has incorporated a phased approach that requires companies to gradually enhance their disclosures, including comparative information, to full compliance.</p>	<p>コメントである。 このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。</p>
<p>4) 経過措置の適用は、小規模企業を優先させるべきである。</p>	<p>Transition relief can play an important role when implementing sustainability related disclosure standards, alleviating the burden of reporting while entities prepare to disclose in the following year. This transition relief should be prioritized for small-sized companies that may neither have the resources nor capacity to immediately comply with the reporting standards. It is expected that larger enterprises would have the capacity to make these disclosures and experience doing so, as many have adopted Taskforce on Climate-related Financial Disclosures (TCFD) standards previously.</p>	<p>経過措置は、SSBJ 基準にすぐに準拠するための資源も能力もないような小規模企業が優先的に適用すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。</p>
<p>5) 同時の報告に関する定め（適用基準案第 69 項）に経過措置を追加すべきである。</p>	<p>適用基準案「第69項」に於ける財務諸表との同時の報告については、開示当初の混乱も予想されることから経過措置の適用が望まれる、</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないとする定め（適用基準案第 69 項）については、経過措置を追加し、同時に報告しないことができるようにすべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。</p>
<p>6) 比較情報を開示しないことができる経過措置について、比較対象となる前</p>	<p>また、比較情報の開示に関しては、比較対象期間に関する情報が存在する場合には、制度開示に移行した期から開示することが適当と考える。</p>	<p>比較情報を開示しないことができる経過措置（適用基準案第 96 項、一般基準案第 42 項及び気候基準案第 103 項）について、比較対象となる前報告期間に既に開示された情報がある場合には、適用を容認すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
報告期間に既に開示された情報がある場合には、適用を容認すべきでない。		このコメントへの対応は、質問 10 の 2) 冒頭で記載している。
同 上	また、比較情報に関しては、経過措置を利用している情報を除いて開示可能であることから、比較情報の開示に対する経過措置をあえて設けることは不要であると考える。	同 上
7) 経過措置の内容については、確定基準公表まで継続して検討すべきである。	<p>本提案に同意する。</p> <p>それぞれの経過措置については、発展途上であるサステナビリティ情報に関する収集実務の実態を考慮したものとなっている。また、利用者による当該情報の意思決定判断へのあるべき活用方法についても発展途上・未成熟と想定される。</p> <p>そのため、経過措置に追加すべき項目（短期/中期/長期の将来における財務的影響など、不確実性の高い定量情報の開示等）の有無や適用時期については、セーフハーバー・ルールの整備状況や、諸外国を含む実務の動向も踏まえて、本基準の最終化までの過程において継続して検討すべきである。</p>	<p>本公開草案に加えて経過措置を設けるべき項目及びその時期については、確定基準公表まで継続して検討することを提案するコメントである。</p> <p>当委員会は、経過措置に関する定めに限らず、すべての内容について、確定基準の公表議決までの状況を踏まえて検討を行った。</p>
（「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の定めに対するコメント）		
8) 本公開草案の提案の方向性を支持する。	本提案に賛成する。我が国において、任意でサステナビリティ開示基準に従って開示を行う企業も想定され、そのような場合の経過措置を定めることは、任意適用を促す効果があると考えられる。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
9) 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を	強制適用時期よりも前に金商法の定めに基づき、有価証券報告書内でSSBJ基準に準拠した開示を行う場合、(1)「任意でサステナビリティ開示基準に従った場合」と(2)「サステナビリティ開示基準に従い開示を行うことを容認する法令に従い開示を行う場合」のいずれに該当するか。いずれに該当するかによって、それ以前に任意開示媒体でSSBJ基準	法令の定めが容認する内容に基づきSSBJ基準の適用時期を早めることを選択した場合が「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」に該当する

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>行う場合」がどのような場合かを明確化すべきである。</p>	<p>を任意適用していたケースにおいて、経過措置（適用基準案第100項、一般基準案第44項及び気候基準案第107項）の適用対象期が異なると考えられるため、明確化することが望ましいと考えられる。</p>	<p>かどうかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>この点、確定基準では、法令の定めが容認する内容に基づき SSBJ 基準の適用時期を早めることを選択した場合は、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」に該当しないことを明らかにすることとした。</p>
<p>10) 「任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の取扱いを削除すべきである。</p>	<p>以下を除き同意する。</p> <p>任意適用を2年以上継続し、気候以外のリスク及び機会に関する情報を開示している企業に対して、強制適用初年度に改めて気候以外のリスク及び機会を開示不要とする必要性は乏しく、開示を要求する方がよいのではないか。</p>	<p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が、法令に従い開示を行うこととなった場合の経過措置の定め（適用基準案第 100 項、一般基準案第 44 項及び気候基準案第 107 項）は削除すべきとのコメントである。</p> <p>「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」に関する経過措置の定めは、法令により SSBJ 基準に基づく開示を行うことを強制される企業が、法令に従い SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間において、それまで任意で開示を行っていたかどうかで適用される経過措置の範囲が異なることは不合理であるとの考えや、SSBJ 基準において手</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>当てを行わない場合、積極的に開示に取り組む企業が開示を行うことを躊躇し、開示される情報量が減少し、結果的に主要な利用者の便益を損なうことへの懸念から提案したものである。</p> <p>確定基準では、任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合には、再度、基準を適用する最初の年次報告期間に認められる経過措置を適用することを認める一方で、法令の定めに基づき SSBJ 基準を適用した後は、経過措置の適用を認めるべきではないとの考えから、適用基準案第 100 項、一般基準案第 44 項及び気候基準案第 107 項を削除したうえで、法令の定めに基づき SSBJ 基準を適用する場合、それ以前に任意で SSBJ 基準に基づく開示を行っていたかどうかにかかわらず、当該法令に基づき SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間が「法令の定めに基づき SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間」となるとした。また、法令の定めにおいて、SSBJ 基準の適用時期を早めることが容認される場合があり、当該法令の定めが容認する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		内容に基づき企業が適用時期を早めることを選択した場合、SSBJ 基準を早めて適用する最初の年次報告期間が「法令の定めに基づき SSBJ 基準を適用する最初の年次報告期間」となるとした。
同 上	一部同意しない 経過措置については、企業の負荷を考慮し適用を促す意図であると理解しており、強制適用の場合の経過措置の提案については概ね同意するものの、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合に関する提案」部分については同意しない。具体的には、原則的な適用を行った箇所について、再び経過措置を適用することは望ましくないと考える。	同 上
11) 「任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」の定めは、特定の場合にのみ適用可能とすべきである。	当協会は、経過措置に関する提案のうち、「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」に関する提案について、同意しない。具体的には、原則的な適用を行った箇所について、再び経過措置を適用することは望ましくないと考える。また、比較情報の開示に関し、比較対象期間に関する情報が存在する場合には、制度開示に移行した期から開示することが適当と考える。 まず、任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う企業に対する経過措置は、適用基準案における気候関連開示に限定する経過措置、気候基準案におけるGHGプロトコル又は法令等で報告が要求される場合の測定方法以外の方法の利用及びスコープ3のGHG排出量開示の免除であり、いずれも適用初年度のみに認められる規定である。つまり、任意開示を二報告期間以上実施する場合には、これらの項目について原則的な適用を行うことになる。 このような場合に、同じ経過措置を再び認めることは、原則的な方法を採用することが容易に可能な状況においても経過措置を認め、情報開示が後退することになるため、適切	任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が、法令に従い開示を行うこととなった場合の経過措置の定め(適用基準案第 100 項、一般基準案第 44 項及び気候基準案第 107 項)は、前報告期間において経過措置を適用している場合にのみ適用可能とすべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 10 の 10) 冒頭で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ではないと考える。したがって、法定開示の前報告期間において、上述の経過措置を利用している場合にのみ、法定開示においても再びそれらの経過措置を利用可能である点を明確にすべきである。</p>	
同 上	<p>任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合の取扱い（適用基準案第100項、一般基準案第44項及び気候基準案第107項）のうち、比較情報の取扱いについて同意しない。</p> <p>望ましい開示の在り方の観点からは、既に任意開示により開示している情報が存在する場合には、制度開示に移行した期においても比較情報を開示することが適切であると考えられる。</p>	<p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行っていた企業が、法令に従い開示を行うこととなった場合の経過措置の定め（適用基準案第 100 項、一般基準案第 44 項及び気候基準案第 107 項）について、比較対象となる前報告期間に開示した情報がある場合には、比較情報の開示を免除する経過措置（適用基準案第 96 項、一般基準案第 42 項及び気候基準案第 103 項）の適用を容認すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 10 の 10) 冒頭で記載している。</p>
12) 「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合」の定めの拡大を求める。	<p>「国際的な基準との整合性を図る程度及びその方法」について、更なる検討の余地がある。</p> <p>SSBJ 基準案は、適用対象企業と要求事項の関係性を整理しきれていない部分があり、更なる検討の余地があると考ええる。適用基準案 BC108 項、同 BC117 項には、「本基準は、プライム上場企業が金融商品取引法上の法定書類である有価証券報告書において提供するサステナビリティ関連財務開示を念頭に開発している。一方、本基準は、プライム上場企業以外の企業（中略）も適用することができる」と記載されている。当該記載の趣旨は、第 32 回サステナビリティ基準委員会にて、「プライム以外の企業が SSBJ 基準を使用できるということと、それらの企業のニーズやリソースを踏まえて基準開発することとは別問</p>	<p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合の救済措置について、本公開草案に設けられている項目（同時の報告、比較情報の開示等）に加え、情報ニーズや企業の資源の観点から、例えばガイダンスの情報源に関する定め（適用基準案第 45 項）など、他の項目にも追加することを検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 10 の 2)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>題であり、プライム企業用に開発された SSBJ 基準をプライム以外の企業も使えるようにしているに過ぎない」と説明されている。</p> <p>一方で、サステナビリティ開示の裾野を広げ、開示実務を蓄積するという観点からすれば、SSBJ 基準に則った任意開示を推進することは、サステナビリティ開示の黎明期において特に重要であると考えられる。任意開示の裾野拡大の重要性は、第3回サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループでも繰り返し述べられると共に、第32回サステナビリティ基準委員会では、「基本的に任意開示である限り、比較情報が不要といった経過措置を継続適用することを考えている。ある程度柔軟に基準を適用することで、まずは任意開示を奨励したい」といった発言も聞かれ、特段の反対意見は聞かれなかったことから、SSBJ 基準開発において、任意開示の企業のニーズやリソースに配慮することの重要性は一定程度認識されていると考えられる。</p> <p>適用基準64項(2)(関連する財務諸表との関係)、同69項(2)(同時の報告)、同76項(2)(比較情報の開示)においては、任意企業に適用される要求事項が場合分けされている。また、「合理的で裏付け可能な情報」の規定が適用される要求事項は、必ずしも任意適用の企業の救済を目的に設定された規定ではないものの、結果的には任意適用企業を救済する機能を一定程度果たしている側面があると考えられる。上述のSSBJ基準案の性質からも、「国際的な利用者のニーズを踏まえ、プライム企業への適用を想定して基準開発する」という価値観に加え、「我が国のサステナビリティ開示の裾野を広げるために、任意適用企業に一定程度配慮する」という価値観にも配慮されていることがうかがえる。</p> <p>ところが、任意開示企業への適用が場合分けされておらず、合理的で裏付け可能な情報の規定が適用されてもいない要求事項の中には、例えば、適用基準45項(ガイダンスの情報源)のように、任意開示企業とプライム企業のニーズ・リソースの差異が影響すると考えられる要求事項が存在する。任意開示企業とプライム企業のニーズ・リソースの差異を考慮する必要があると考えられる要求事項においては、適用基準64項(2)、同69項</p>	<p>冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(2)、同 76 項 (2) との整合性を確保し SSBJ 基準全体の一貫性を保つために、任意開示企業への適用を場合分けする等の対応を検討することが考えられる。	
(その他のコメント)		
13) ISSB と同様の経過措置を設けるべきである。	<p>気候基準案の経過措置につき、Scope3 の開示は、ISSB 基準では 1 年の猶予が認められていると認識しており、SSBJ 基準においても少なくとも同様の経過措置を定めていただきたい。現時点の要求事項案では、経過措置が何年程度必要かを推定できる段階にない。Scope3 については推計や独自のシナリオが含まれ、その算定内容は発展途上であることが想定される。計算方法の見直しも毎年実施する可能性もある。有価証券報告書の提出に間に合うように取りまとめることが困難に感じる。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示について、ISSB 基準と同様の経過措置を設けるべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案においては、ISSB 基準と整合的に、IFRS S2 号において設けられている経過措置を取り入れている。</p> <p>そこからさらに経過措置を認める期間や経過措置の対象とする項目を拡大するかどうか等については、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合における各法令において、それぞれ SSBJ 基準に上乘せして定めることが考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—他の基準やフレームワークとの関係)		
(ISSB 基準との整合性に対するコメント)		
<p>1) ISSB 基準と同様に、サステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてを開示すべきである。</p>	<p>Sustainability reporting should include all material risks and opportunities including human capital management, the climate transition and a variety of other issues impacting companies. We are supportive of requiring industry-specific disclosures that contextualize a company’s activities as incorporated in the ISSB’s framework. Equally important is reporting on value chain impacts so investors are better able to understand associated risks as well. These internal and external, direct and indirect dependencies, resources, and relationships can have a material impact on company operations and thus it is vitally important for investors to have consistent and timely disclosure.</p>	<p>ISSB 基準と同様に、産業別の開示及びバリュー・チェーンに関する情報の開示を含む、企業に影響を与えると考えられる重要性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会のすべてを開示することを求めることが重要であるとのコメントである。</p> <p>この点、SSBJ 基準では、ISSB 基準と同様に、サステナビリティ関連財務開示において、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>また、左記のコメントは、いわゆる「ダブル・マテリアリティ」に基づく開示を示唆する意見であるとも考えられるが、SSBJ 基準は、財務報告書の主要な利用者の意思決定に有用なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供することを目的としており、いわゆる「ダブル・マテリアリティ」に基づく開示を目</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>的とした対応は行わない。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>2) ISSB 基準の一部として産業別基準が開発される場合、当委員会から ISSB に働きかけを行うべきである。</p>	<p><気候基準案></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業別ガイダンス <p>本協会は IFRS S2 号の公開草案（2022 年 3 月）に対するコメントにおいて、SASB スタンドアードをベースにした「産業別ガイダンス」の改善について言及している¹。ISSB は「産業別ガイダンス」を将来的に IFRS S2 号を構成する開示要求とする意向を示している（IFRS S2 号 BC138 項）が、例えば投資銀行及び仲介（第 18 巻）では、開示目的の説明がないため判断が難しい項目や、定義が明確でない項目等、課題が残っていると認識している。したがって、ISSB 基準及び SSBJ 基準において「産業別ガイダンス」が将来的に開示要求として義務化されるのであれば、規定の改善について ISSB への働きかけを行って頂きたい。</p> <p>¹ 日本証券業協会 IFRS S2 号公開草案に対するコメント（2022 年 7 月 29 日）：質問 11(b)（英文 P23～25、和文 P44～46）をご参照 https://www.jsda.or.jp/about/teigen/iken/220729_issb_comment.html</p>	<p>今後 ISSB が産業別基準を開発し、ISSB 基準の一部とするのであれば、当委員会として開示目的の明確化等の課題を解決するよう、ISSB に働きかけを行うべきとのコメントである。</p> <p>当委員会は、「SASB スタンドアード」及び「産業別ガイダンス」に課題が残っていることについて、これまでさまざまな方法で ISSB に伝えており、今後も継続することを予定している。</p>
<p>3) 可能な限り ISSB 基準の内容を取り入れるべきである。</p>	<p>Additionally, we would strongly encourage the SSBJ to limit any potential future modifications to the ISSB Standards: to this end, it is important to embed both IFRS S1 and IFRS S2 to the fullest extent possible.</p>	<p>可能な限り ISSB 基準の内容を取り入れることが重要であるとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、開発にあたっての基本的な方針として、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしているため、左記のコメントには対応しており、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>4) ISSB が公表した「Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards」との関係の説明すべきである。</p>	<p>金融庁のいわゆるサステナビリティ開示保証 WG 第 3 回の p10,11 では、SSBJ 基準を Jurisdictional Guide の "Fully adopting ISSB Standards" であると認識しています。SSBJ ご自身もそのように考えていること、Jurisdictional Guide の 180 項にある mutually agreed interoperability guidance を公表する予定であることを記載すべきであると思います（代替案）。</p>	<p>SSBJ 基準が、ISSB が公表した「Inaugural Jurisdictional Guide for the adoption or other use of ISSB Standards」第 3.4.7 項の「Fully adopting ISSB Standards」に該当する旨を明らかにすべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、開発にあたっての基本的な方針として、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れることとしており、結論の背景でもその旨を記載している（適用基準案 BC9 項、一般基準案 BC9 項及び気候基準案 BC11 項）。</p> <p>そのうえで、確定基準の公表後、SSBJ 基準と ISSB 基準の差異の一覧を公表することとした。</p>
<p>(主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たす基準との関係に対するコメント)</p>		
<p>5) 「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」に関する情報よりも広範なサステナビリティ</p>	<p>投資家の多様性を考慮したサステナビリティ情報開示に関する意見 サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 1 号 一般開示基準（案）目 3 頁</p> <p>SSBJ のアプローチについて、グローバル投資家との建設的な対話を重視し、企業に対してサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響を中心に据えているとの認識です。このアプローチには一定の意義がありますが、投資家を一律に捉えることには懸念があります。</p> <p>1. 投資家の多様性 投資家は均質な集団ではありません。</p>	<p>「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」に限らず、より広範なサステナビリティ情報の重要性を言及しつつ、そういった情報であっても必要に応じて追加的に開示を推奨すべきとのコメントである。</p> <p>左記コメントの提案 a)については、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>イ情報との関係を説明すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 短期的な財務リターンを重視する投資家 • 長期的なサステナビリティと倫理的考慮を優先する投資家が存在し、これらの投資家では情報ニーズが異なります。 <p>2. 長期投資家のニーズ 特に長期投資家に対しては、財務に直接影響するサステナビリティ情報だけでは不十分である可能性があります。長期的な企業価値創造の観点から、より広範なサステナビリティ情報が重要となる場合があります。</p> <p>3. 提案 以下を提案します：</p> <p>a)財務影響を中心としつつも、より広範なサステナビリティ情報の重要性を認識し、補足的に言及ください。</p> <p>b)企業に対し、財務に直接関連しないサステナビリティ情報であっても、長期的な価値創造に重要と判断される情報については、任意で開示することを推奨ください。</p> <p>財務的影響を重視するアプローチを維持しつつ、投資家の多様性と長期的な価値創造の観点を考慮することを期待します。これにより、様々な投資家のニーズに応え、より効果的なサステナビリティ情報開示の実現につながると考えます。</p>	<p>業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じての企業の関係者、社会、経済及び自然環境との相互作用から生じると考えられるとしたうえで、相互作用が依存するとされる「資源及び関係」や「依存関係及びインパクト」について、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項に相当する定めを適用基準の結論の背景に取り入れることとした。</p> <p>また、左記コメントの提案 b)については、適用基準案第 23 項において、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならない旨を定めているため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>適用基準案 BC89 項</p> <p>「GRI スタンドアード」及び「ESRS」は、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図している、とある。現在の有価証券報告書の開示では、主要な利用者のみならず、顧客、取引先、地域社会など多様なステークホルダーとの関わりかたやエンゲージメントを自社のサステナビリティの取組方針として記載している事例が見受けられる。「その利益が持続的に増加するために、当該企業が各ステークホルダーに対してどのような関係性を構築しているか、という観点で、人的資本や顧</p>	<p>(一般目的) 財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たす情報を開示することが SSBJ 基準上認められるのかどうかを確認するコメントである。</p> <p>「GRI スタンドアード」及び「ESRS」に基づく開示のうち、インパクト・マテリアリ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>客、取引先、環境といった各ステークホルダーとのリレーションシップの説明がなされていることが不可欠と言える」（「GPIF の国内株式運用機関が選ぶ「優れた統合報告書」と「改善度の高い統合報告書」 GPIF 2024 年 2 月 21 日）とあるとおり、企業と多様なステークホルダーとの関わりかたやエンゲージメントは、主要な利用者にとっても有用な情報のため、SSBJ 基準で要求されていなくとも追加的に開示することは認められるのか。</p> <p>それとも SSBJ 基準と矛盾するため開示することは認められないのか、開示の継続性に影響するため確認したい。</p>	<p>ティに対応する開示のように、(一般目的)財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを目的としたものについては、適用基準案 BC90 項に記載のとおり、SSBJ 基準の定めを満たすために単純に再利用することはできない。</p> <p>一方で、サステナビリティ関連財務開示に、他の情報を含めることは認められている。この場合、適用基準案第 65 項は、サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる当該他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならないとしている。</p> <p>以上により、左記のコメントについて、本公開草案を修正しないこととした。</p>
(IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容の取扱いに対するコメント)		
<p>6) IFRS S1 号 B4 項及び B5 項に相当する定めを、SSBJ 基準に取り入れるべきである。</p>	<p>SSBJ が公表した「IFRS サステナビリティ開示基準と本公開草案の項番対照表」において、IFRS S1 号の B4 項及び B5 項は「インパクト・マテリアリティの概念を説明しているため、本公開草案に含めていない。」としているが、本項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際の前提となるビジネスモデルに関する基礎概念を提供する内容であることから、SSBJ 基準でも含めるべきである。</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、SSBJ 基準におけるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する基礎的な概念を提供するため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項は、開示の要求事項そのものではなく、「資源及び関係」や「依存関係及びインパクト」という概念の補足説明である。本公開草案では、基準の読みやすさの観点から、個々の具体的な開示の定めにおいてこれらを説明しているものの、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>左記のコメントを踏まえ、適用基準の結論の背景において、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項に相当する定めを追加することとした。</p>
同 上	<p>We recommend retaining IFRS S1 paragraphs B4-B5, which are currently excluded from the SSBJ Standards. B4-B5 set out important explanations on resources and relationships that a company depends on and affects by its activities, and throughout a company's value and supply chain. These explanations help illustrate the scope of information required for reporting in line with ISSB.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、SSBJ 基準が ISSB 基準と整合的に報告を要求する情報の範囲を説明するのに有用であるため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>BCI's only caution for the SSBJ is the removal of B4 and B5 in the IFRS S1 standard as it relates to resources and relationships as well as dependencies and impacts. We do see these paragraphs as important and note their absence in the SSBJ exposure drafts. Without them, we are concerned that companies may not consider their entire value chain in disclosing material sustainability information. From our perspective, both upstream and downstream sustainability issues can have a</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容を取り入れないことにより、企業がバリュー・チェーン全体を考慮しないこととなる懸念があることから、その内容を SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	material impact on financial performance so our preference would be to see further alignment with IFRS in that particular section.	このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。
同 上	項番対照表によると付録 B4 項・B5 項についてはインパクト・マテリアリティの概念の説明であるため含めていないとされている。企業が影響を及ぼす範囲やバリューチェーンのインパクトが企業自身に影響を及ぼす可能性についての記載であり、適用基準案への反映が望ましい。	IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、SSBJ 基準に取り入れることが望ましいとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。
同 上	We encourage the SSBJ to include guidance regarding ‘resources and relationships’ (IFRS S1, paragraph B4) and ‘dependencies and impacts’ (IFRS S1, paragraph B5) within the SSBJ Application Exposure Draft (Application ED). This guidance, omitted from the Application ED, provides critical framing for the scope of information companies are expected to consider when evaluating material sustainability risks and opportunities. Cross-jurisdictional consistency in the assessment of sustainability risk and opportunities is as critical to achieving a global baseline for sustainability-related financial disclosures as consistency in the resulting information disclosed. While the SSBJ has interpreted paragraphs B4 and B5 of IFRS S1 to relate to a concept of ‘impact materiality,’ and therefore presumably less applicable to the long-term value creation of companies, we note that the IFRS Foundation is actively developing educational materials to further explain these paragraphs within the concept of materiality as defined in IFRS S1.	IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を評価する際に、検討する情報の範囲を示していることから、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。
同 上	Two paragraphs have been omitted from IFRS S1 B4-B5, as reported by ISSB in its recent note. In the paragraphs, examples are given of resources and relationships an entity depends on and affects by its activities and outputs—both direct and indirect. ACGA agrees with ISSB that these descriptions are worth including as guidance as to what is relevant information under global standards and we would encourage their inclusion in the SSBJ standards.	IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容について、関連性がある情報についてのガイダンスとして ISSB 基準に含めていることに同意し、SSBJ 基準にも取り入れるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>PRI does not support the exclusion of IFRS S1 paragraphs B4-B5 based on the interpretation that they constitute “impact materiality” requirements. Rather, these paragraphs explain how the entity should understand its position in the broader value chain in the context of reporting on sustainability-related risks and opportunities that could reasonably be expected to affect the entity’s cash flows, its access to finance or cost of capital. They illustrate the need to consider resources and relationship that an entity depends on and affects, as well as dependencies and impacts that an entity may have, and potential effects of these on the entity’s supply chain or activities and outputs.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業が幅広いバリュー・チェーンにおける自身の位置付けをどのように理解すべきかを説明しており、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>We note that references to resources and relationships (IFRS S1 paragraph B4) and dependencies and impacts (paragraph B5) have been omitted from SSBJ’s Exposure Drafts due to being interpreted as explaining the concept of ‘impact materiality’. We have concerns that the SSBJ considers these paragraphs to be irrelevant for SSBJ Standards, as these paragraphs in IFRS S1 provide context for companies to align the scope of their sustainability reporting with the ISSB requirements.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、サステナビリティ報告の範囲を ISSB 基準と整合させるための文脈を提供しているため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>We believe that IFRS S1 paragraphs B4 and B5 are important to explain the scope of the ISSB Standards. These paragraphs explain how an entity’s resources, and relationships, as well as its dependencies and impacts can affect its supply chain for its activities and outputs and thus affect an entity’s prospects. This is provided to further inform entities about the scope of information to consider when identifying sustainability-related risks and opportunities, in compliance with ISSB Standards. Excluding these paragraphs could change the scope of application relative to the ISSB Standards to the detriment of preparers and users of this information.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する際に考慮する情報の範囲について、追加的に情報をもたらすものであるため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>2. Resources and Relationships and Dependencies and Impacts: UPP recommends including sections B4-B5 from IFRS S1 in the SSBJ final rule as those sections provide important examples of how an entity’s resources and relationship and an entity’s</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業の資源及び関係や依存関係及びインパ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>dependencies and impacts can affect an entity's supply chain or activities and outputs. The SSBJ appears to have interpreted IFRS S1 B4-B5 as a concept of 'impact materiality' and therefore have not included these paragraphs in their Exposure Draft. IFRS S1 The inclusion of B4-B5 is important to align the scope of the sustainability information reported on with that required by the ISSB's global baseline.</p> <p>UPP strongly supports the development of the Exposure Drafts and the full adoption of ISSB Standards. It is critically important that jurisdictions around the world adopt a consistent and comparable global baseline of climate-related and sustainability-related financial disclosures to meet the needs of capital and financial markets. Consultation on SSBJ Exposure Drafts is a significant milestone in the establishment of reporting that provides the global baseline of information required by ISSB Standards in Japan. However, further alignment could be reached in relation to the approach towards "Resources and Relationships" and "Dependencies and Impacts" in the SSBJ Exposure Drafts.</p>	<p>クトが、企業のサプライ・チェーン等にとのような影響を与える可能性があるを示す重要な例示であるため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>Finally, we note that further alignment between the SSBJ Exposure Drafts and the ISSB Standards can be achieved in the section about "Resources and Relationships" and "Dependencies and Impacts". Paragraphs B4 and B5 of the IFRS S1 Standard are important to explain the scope of the ISSB Standards, as they detail how an entity's resources, relationships, dependencies and impacts can affect its prospects. This explanation helps entities assess the scope of information to consider when identifying sustainability-related risks and opportunities, in compliance with ISSB Standards.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、ISSB 基準に基づく報告の範囲を説明しており、重要な内容であるため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>国際的な基準とのより高い整合性を確保するため、各項の対応関係のさらなる明確化を検討いただきたい。</p> <p>【理由】 (国際的な基準との整合性を図る程度とその方法について)</p> <p>国際的な基準との整合性を図る程度については、金融庁の金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(以下、「開示・保証 WG」という) 第 2 回・第 3 回会合で示された SSBJ 基準の適用対象企業や適用時期についての</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業の資源及び関係や依存関係及びインパクトが、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会をもたらす可能性があることを説明するものであるため、SSBJ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>方向性を考慮すると、ISSB 基準との高い整合性の確保が不可欠であり、さらなる整合性の確保により円滑な実務に資するよう、次のような追加的な対応を行う必要があると考える。</p> <p>②サステナビリティ関連のリスクおよび機会の識別におけるガイダンスの整合性の確保</p> <p>サステナビリティ関連のリスクおよび機会に関して、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下、「IFRS S1 号」という）B4 項および B5 項の内容はインパクト・マテリアリティの概念と位置付けられたことにより SSBJ 基準案には含まれていない。しかし、企業が資源および関係に依存する場合、企業の活動による当該資源および関係への影響（インパクト）が直接にまたはバリュー・チェーンを通じて企業自身に影響し、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクおよび機会をもたらす可能性がある。IFRS S1 号 B4 項および B5 項は当該事項を説明するものであり、財務マテリアリティの文脈においても考慮が必要な点であると考えられる。したがって、IFRS S1 号 B4 項および B5 項に対応する内容を SSBJ 基準に含めることを検討いただきたい。</p>	<p>基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業がより容易に国際的な比較可能性を担保したサステナビリティ関連財務開示の実現の観点から、「5. IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の適用基準案への取り込み」の点について検討いただきたい。</p> <p>5. IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の適用基準案への取り込み (コメント)</p> <p>適用基準案では IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）B4 項及び B5 項の定めについて、インパクト・マテリアリティの概念を説明していることを理由に取り込まれていないが、適用基準案における「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示 I. 原則」に追加することを検討いただきたい。</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、ISSB 基準に基づいて開示を検討すべき範囲を説明しているため、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <p>IFRS S1 号では、サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示しなければならない定め説明として、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項を定めておられる。しかし、適用基準案では、当該定めについて、インパクト・マテリアリティの概念を説明していることを理由に取り込まれていない。</p> <p>当該定めは、インパクト・マテリアリティの概念を説明しているわけではなく、ISSB 基準によって開示を検討すべきスコープを説明していると考えられる。</p> <p>したがって、本公開草案が ISSB 基準と同等であると評価するうえでは重要な定めと考えられるため、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の定めを適用基準案における「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示 I. 原則」に追加することを検討いただきたい。</p>	
同 上	<p>適用基準案 BC60 項から BC62 項は、IFRS S1 号 B1 項から B3 項に対応しているが、IFRS S1 号 B4 項及び B5 項は取り込まれていない。B4 項及び B5 項は B1 項から B3 項の基礎となる概念を説明している箇所であり、記載の有無がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の基本的な考え方に影響する可能性があると考えられる。B4 項及び B5 項も合わせて適用基準に取り込むことを検討していただきたい。</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、すでに本公開草案に取り入れられている IFRS S1 号 B1 項から B3 項の内容に関する基礎となる概念を説明しており、その記載の有無がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する基本的な考え方に影響を与える可能性があることから、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>The SSBJ ED did not include paragraphs corresponding to IFRS S1 B4 and B5 because “[each] paragraph explains the concept of impact materiality”, according to the ‘Table of Concordance between IFRS Sustainability Disclosure Standards and the SSBJ Exposure Draft’ published by the SSBJ. We would like to highlight that these two paragraphs are an essential part of the ISSB Standards as they explain the resources and relationships of an entity depend on and are affected by its activities and outputs. This relationship can take various forms and can be both internal and external to the entity (B4). Furthermore, these paragraphs elucidate that effects are not limited to direct engagement, but also to those throughout the entity’s value chain (B5). The explanation provided by these two paragraphs is essential for the correct understanding and measurement of a company’s risks and opportunities. Therefore, these two paragraphs should be included in the SSBJ standards as prerequisites for appropriate sustainability disclosures, and not interpreted as a concept of impact materiality, wrongly excluded from the jurisdictional implementation of ISSB’s global baseline standards.</p> <p>Evidence box 5: *</p> <p>75% of Japanese companies state they use scenario analysis to inform their strategy. Out of which almost two thirds use both, qualitative and quantitative.</p> <p>See evidence box 3 for climate- risks and opportunities related information.</p> <p>* Based on self-reported data through CDP’s disclosure platform</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業のリスク及び機会を正しく理解するうえで不可欠な内容になっており、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>世界中の顧客に排出量算定・開示のサービスを提供する企業として、我々は SSBJ の基本方針である IFRS サステナビリティ開示基準と最大限整合しつつ、日本の法的枠組みへの導入に不可欠な修正に限定することを強く支持します。</p> <p>日本市場の企業や我々がサービスを提供する全ての企業にとって、IFRS サステナビリティ開示基準との差異を最小化は、複数の報告義務に直面する企業の業務負担の軽減に資することとなり、グローバルに事業展開をする企業にとって特に重要となります。これは一貫性のある基準によって異なる法域をまたがる報告プロセスを合理化し、コンプライアンスの複雑さや対応コストの軽減が可能となるためです。また、法域による提供情報の差</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、ISSB 基準の適用範囲を明確化するものであるため、SSBJ 基準に基づく報告内容の一貫性や国際的な比較可能性の観点から、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>異が少なくなることで国内外の投資家は一貫性や比較可能性が向上した情報の入手が可能となります。これらの観点より、我々は SSBJ 基準の公開草案から IFRS S1 基準の B4 項と B5 項の削除は、情報の一貫性や比較可能性を損ない、クロスボーダー市場の効率性の低下を招く懸念があると考えます。これらの文章は、IFRS サステナビリティ開示基準の適用範囲を明確にするものであり、世界中の企業が財務的に重要なサステナビリティに関連するリスクと機会の特定が同基準と同等のアプローチで実施されることを保証するための基礎となるものです。資本市場向けのサステナビリティ開示の基本原則のひとつとして、企業と資源、関係、相互依存、影響がその企業の将来の財務見通しにどのような影響を直接与え得るかを検討することが挙げられます。その上で企業はこれらの問題がサプライチェーン、事業活動、アウトプットにどのような影響を与え得るかを評価し、潜在的な財務リスクの把握が必要となります。国際的に事業展開を行う企業にとって、IFRS S1 の B4 項と B5 項の適用は報告対象の一貫性を維持し、国際的な比較可能性を促進し、すべての関連するリスクと機会の包括的な考慮の担保に重要な役割を果たします。国際的に整合した方法で IFRS サステナビリティ開示基準を適用することは、日本企業のサステナビリティ情報開示が世界の投資家のみならず事業パートナーや顧客企業の求める内容であることを保証し、グローバル市場における競争力を維持することにつながります。そのため、これらの点についてはコメントの前提③「①及び②いずれの企業にも共通するコメント」となります。</p>	
同 上	<p>I understand the SSBJ has not included IFRS S1 B4-B5 in its exposure draft. These paragraphs in IFRS provide useful examples of the company's dependencies and impacts. This is critical for companies to fully understand the impacts of entire supply chain, which is important to strengthen resilience. Going forward it is envisaged the standard will converge globally and it is important for global companies to prepare themselves aligned with those global standards. It is highly recommended that SSBJ include IFRS S1 B4 B5 in its exposure.</p>	<p>IFRS S1 号 B4 項及び B5 項の内容は、企業がサプライ・チェーン全体の影響を理解するためには重要な内容であり、SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 6) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー基準の構成及び用語)		
(用語及び定義に対するコメント)		
7) 特定の用語についての定義を設けるべきである。	<p>【適用基準案・第 48 項】</p> <p>「重大な事象」及び「重大な変化」についてもまちまちの開示とならざるを得ない為、定義を設けた方が良いのではないか。</p>	<p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲の再評価が要求される、「重大な事象が発生した場合又は状況に重大な変化が発生した場合」について、定義を設けるべきとのコメントである。</p> <p>適用基準案第 48 項は、どのような場合にサステナビリティ関連のリスク及び機会を見直さなければならないのかについて定めており、重大な事象や状況の重大な変化そのものについて開示することを求めている。</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の見直しが必要となる場合がある重大な事象又は状況の重大な変化の例は、適用基準案 BC85 項に示している。</p> <p>このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>【適用基準案・第 38 項】</p> <p>バリュー・チェーン全体を定義するのは仮定のデータが多くなり、重複の懸念もある。「当社の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る VC」について定義頂けると有難い。</p>	<p>バリュー・チェーンの範囲の決定について、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>※まずは直接契約先(Tier1 サプライヤー・顧客など)を想定して対応する事が妥当と見做されるように規定するのも一案と考える。</p>	<p>リスク及び機会に関するバリュー・チェーン」を定義すべきとのコメントである。</p> <p>適用基準案BC63項のとおり、バリュー・チェーンには、製品又はサービスの構想から提供、消費及び終了まで、企業が利用し依存する相互作用、資源及び関係が含まれると考えられ、左記のコメントにあるように、直接契約先に限定することはしていない。</p> <p>一方、適用基準案第39項では、バリュー・チェーンの範囲の決定にあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いることを求めており、過大なコストや労力をかけてまで情報を入手することは想定していない。</p> <p>バリュー・チェーンに関する情報を作成するにあたり、直接測定が可能な状況は限られると考えられる。このため、適用基準案BC156項において、「合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ことが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。」としている。</p> <p>バリュー・チェーンに関する情報の作成については、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
同 上	<p>【一般基準案・第14項(3)】</p> <p>「短期」「中期」「長期」の定義は企業任せではなく、一定の目安を提供することを検討されたい。</p>	<p>「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会」の定義に用いられている「短期」、「中期」及び「長期」について、一定の目安を提供すべきとのコメントである。</p> <p>一般基準案 BC33 項のとおり、短期、中期及び長期の時間軸は、企業によって異なると考えられ、企業が属する産業の特性（キャッシュ・フロー、投資及びビジネスのサイクル等）、意思決定や資本配分計画に通常用いられる期間、主要な利用者が企業の評価を行う時間軸といった多くの要因に依存すると考えられる。また、一般基準案 BC34 項のとおり、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報は、時間軸に関する企業固有の評価の文脈にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いて最もよく理解されると考えられることから、本公開草案では時間軸を定義していない。</p> <p>左記のコメントにあるように、基準上、一定の目安を示した場合、企業が柔軟に対応することが困難となり、かえって企業の状況を忠実に表現することが困難になる可能性も考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>10. 一般的用語ではないと考えられる用語の説明の追加 (コメント) 公表承認日、ガイダンスの情報源、レジリエンス等、一般的用語ではないと考えられる用語について、補足文書等で周知することを検討いただきたい。</p> <p>(理由) 本公開草案の円滑な適用のためには、一般的用語ではない用語については定義などの説明を追加することによって利用者や作成者の誤解を生じさせるリスクを低減させることができ、本公開草案の理解の促進に寄与すると考えられるため、一般的用語ではない用語については、補足文書等での説明を検討いただきたい。</p>	<p>一般的でないと考えられる用語については、定義や説明を提供すべきであるとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準を適用するにあたり、質問が多く寄せられる論点については、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することが考えられる。その際、用語について説明することが有用と考えられるものについては、当該解説記事等において説明を行うことが考えられる。</p>
8) 特定の用語の定義について、修正又は説明を追加すべき	<p>気候基準案 BC32 項について、IFRS2 号 BC145 項同様、発行時点の国際協定がパリ協定(2016年4月)である旨を明記した方が、作成者の理解に役立つ。</p>	<p>「気候変動に関する最新の国際協定」について「パリ協定」を指す旨を明記すべきとのコメントであるが、当該用語は必ずしも「パリ協定」のみを指しているわけでは</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
である。		<p>ない。</p> <p>一方で、左記のコメントにおいて指摘されているとおり、「気候変動に関する最新の国際協定」の具体的な例として「パリ協定」を示すことにより、基準が理解しやすくなると考えられる。</p> <p>このため、IFRS S2 号 BC145 項を参考に、気候基準案 BC32 項の記載について、本基準の公表時点においては、2015 年 12 月に国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択され、2016 年 4 月に発効した「パリ協定」が該当する旨を、確定基準の結論の背景において追記することとした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 4 項(7)「気候変動に関する最新の国際協定」について、IFRS S2.BC145 同様、基準発行時点の具体的な協定名(IFRS S2 号 BC145 項では、パリ協定 (2016 年 4 月))を明記した方が、作成者、利用者の理解につながると考える。</p>	同 上
同 上	<p>気候基準案 BC21 項及び BC22 項</p> <p>「重要性がある」という用語の定義は「サステナビリティ関連財務開示の文脈において、ある情報について、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりした場合に、財務諸表及びサステナビリティ関連財務開示を含む、特定の報告企業に関する財務情報を提供する当該報告書に基づいて一般目的財務報告書の主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に見込み得ること」(BC21 項)としているが、「重要性」の相場観を形成するためにも、ガイダンス等で分かりやすい説明があると、開示企業も取り組みやすいと</p>	<p>「重要性がある」の用語の定義について、当委員会からガイダンス等を提供すべきとのコメントである。</p> <p>重要性の判断については、ISSB が公表した教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」が SSBJ 基準の適用にあたり参考</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>思料。</p>	<p>にできると考えられるため、当該教育的資料を当委員会の補足文書として公表することとした。</p> <p>なお、今後、ISSB が追加の教育的資料を公表した場合には、当委員会において、補足文書の公表の可否について可及的速やかに検討を開始することとしている。</p>
<p>同 上</p>	<p>適用基準 4 項(9)の定義で現在公表されている ISSB 基準をすべて列挙しているが、今後の改訂や新基準公表の都度適用基準を更新するのは煩雑なため、「...とは、ISSB が開発、公表したサステナビリティ開示基準をいう」のように変更することを検討していただきたい。</p>	<p>「IFRS サステナビリティ開示基準」の定義を、「ISSB が開発及び公表したサステナビリティ開示基準をいう」と変更すべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れる方針で開発しているが、当委員会以外の団体である ISSB が公表する基準が自動的に SSBJ 基準の一部を構成することにならないようにしている。</p> <p>具体的には、適用基準案第 4 項(9)において ISSB 基準に含まれる基準を個別列挙し、新たな ISSB 基準が公表された場合、当委員会において審議のうえ、適用基準を改正することを想定している。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>適用基準案第4項(2)「一般目的財務諸表」との記載について、「一般目的」は不要ではないか。他の箇所では、「財務報告」の前には、「一般目的」があるが、「財務諸表」の前にはない。</p>	<p>「一般目的財務諸表」の「一般目的」を削除すべきとのコメントである。</p> <p>特に断りのない限り、「財務諸表」という用語は、「一般目的財務諸表」を指すと考えられる。このため、確定基準における「一般目的財務諸表」という用語は「財務諸表」に修正し、「財務諸表」という用語が、特に断りのない限り、「一般目的財務諸表」を指すことを記載することとした。</p>
同 上	<p>適用基準案 A10 項、一般基準案 BC18 項、BC34 項</p> <p>「文脈」という語句はある意味、文学的な表現であり、会計基準には馴染まず、読んでいて違和感を感じます。</p> <p>本来は「財務数値とつながる経営者の考えるストーリー」などと具体的に表現すべきかとも思いますが、「文脈」という語句を削除するか、適用基準案 A10 項であれば、「企業のサステナビリティ関連財務開示の文脈において評価され、」という文章を削除しても、話は十分に伝わるかと思えます。</p>	<p>「サステナビリティ関連財務開示の文脈において」などの「文脈」という表現を修正すべきとのコメントである。</p> <p>「文脈」という表現は、主に、「重要性がある」の定義（適用基準案第4項(6)）、有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性（適用基準案別紙 A）及び気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチ（気候基準案別紙 A）において用いている。これらは、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義と同一の意味で取り入れることが重要と考え、直訳に近い形で取り入れたものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、本公開草案を修正しないこととした。
同 上	<p>気候基準案第 6 項、BC127 項</p> <p>「分離された契約証書」の文言について、本基準は IFRS S2 号との整合が大前提としてあるので、直訳を残した箇所はその大前提のためにはやむをえないと考える。ただ、ここは特にわかりにくい。</p>	<p>「分離された契約証書」の用語がわかりづらいことを指摘するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れている。</p> <p>「分離された契約証書」とは、電気等の購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結される契約を意図している（気候基準案第 6 項(11)②）。</p> <p>このため、気候基準案第 6 項(11)②が「分離された契約証書」の説明であることを明確にするように、マーケット基準について説明している気候基準案 BC127 項について、気候基準案第 6 項(11)②を参照する形に修正することとした。</p>
同 上	<p>適用基準案第 4 項 (2)</p> <p>一般目的財務報告書の定義が不足しており、加筆が必要であると考えます。日本の基準において、一般目的とは何か、並びに、一般目的財務諸表とは何か、についても定義する必要があると考えます（2023 年 3 月 16 日開催の第 10 回サステナビリティ基準委員会において宮坂委員が指摘した、一般目的を定義しないことに対する懸念に賛同します）。あ</p>	<p>「一般目的財務報告書」の定義について、追加的な説明を設けるべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、「サステナビリティ基準委員会の運営方針」に従い、ISSB 基準と同</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>るいは、一般目的を定義しないとされている理由があれば、基準の背景として、明らかにすべきであると考えます。一般目的の定義の具体的な案としては、IFRS 概念フレームワークの記述にしたがい、「報告主体に対して、情報を提供することを直接に要求することができず、必要とする財務情報の大部分を入手できない者」(IFRS 概念フレームワーク、1.5 パラグラフ)に向けられるものであること、というように利用者指向の観点から定義する案が考えられます。しかしながら、日本の会計基準には別記事業(財務諸表等規則第2条)があるため、別記事業を営む企業が当該事業の所管官庁に提出するために作成する財務諸表(財務報告書)は、IFRS 概念フレームワークのいう一般目的財務諸表(一般目的財務報告書)に該当せず、追加的な情報入手能力や権限を有する規制当局向けの所管官庁目的財務諸表(所管官庁目的財務報告書)、ないし、特別目的財務諸表(特別目的財務報告書)の範疇に含まれる可能性があるのではないかと考えられます。したがって、サステナビリティ基準委員会の作成する基準案が、一般目的財務報告書を作成する企業だけではなく、別記事業を行う所管官庁目的財務報告書を作成する日本の企業が適用することも想定している基準であるのならば、代替案として、基準案の文中にある「一般目的」の4文字をすべての箇所に渡って削除し、単に、「財務諸表」「財務報告書」「財務報告書の主要な利用者」という用語に書き換える必要があると考えます。第10回サステナビリティ基準委員会では川西委員長も「一般目的が何かということがはっきりしてない」という点を指摘されていますが、概念が不明瞭で曖昧なままである以上、日本の基準では、一般目的という用語それ自体を使用することを敢えてやめる、という対応もありうると考えます。</p>	<p>様に、現在の及び潜在的な投資者、融資者及びその他の債権者が企業に資源を提供するかどうかに関する意思決定を行うにあたり有用な、当該企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的としており、そのような利用者やそのような利用者が利用することを想定した報告書を、「一般目的財務報告書の主要な利用者」及び「一般目的財務報告書」と定義している。</p> <p>これは、SSBJ 基準が、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れたものである。</p> <p>「一般目的」の用語は、「特定目的」ではないことを示すために用いる必要があると考えられることから、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>なお、確定基準における「一般目的財務報告書」という用語は「財務報告書」に修正し、「財務報告書」という用語が、特に断りのない限り、「一般目的財務報告書」を指すことを記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>適用基準案第2項で、「本基準は、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従ってサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり、適用しなければならない。」と規定されていることから、適用基準案で定義されている用語は、当然、一般基準案でも同義で使用されていることが前提となる。一般基準案第6項で、適用基準案での定義と同義である用語を改めて列挙する必要はないと考える。(気候基準案第7項についても同じ)</p>	<p>一般基準案第6項のように、「本基準は、適用基準に定義している意味で次の用語を使用している」とする定めは不要であるとのコメントである。</p> <p>一般基準案第6項及び気候基準案第7項がなくとも、適用基準において定義した用語は当然に一般基準及び気候基準でも同義となるとの指摘はそのとおりと考えられるものの、基準を理解しやすいものとするとの観点から、本公開草案を修正しないこととした。</p>
(基準の構成に対するコメント)		
9) 基準全体の構成に関する体裁を支持する。	<p>IFRS サステナビリティ開示基準の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の構成と異なり、日本の開示基準では、「適用基準」「一般基準」「気候基準」の構成としたことについて賛成します。</p> <p>原則主義より細則主義に馴染みやすい日本企業の多くは、IFRS サステナビリティ開示基準の構成である IFRS S1 号及び IFRS S2 号に対し、IFRS S1 号は総論的な規程と理解するにとどまり、IFRS S2 号の詳細な気候関連の開示項目に注視しがちです。今後、生物多様性や人的資本、ビジネスと人権などの課題に対応する IFRS S3 号、IFRS S4 号とこれに続く各個別基準が定められることを予見し、詳細なデータの収集と開示業務に過剰に反応する傾向になると想定できます。</p> <p>このような日本人のメンタリティを踏まえ、わかりやすさを考慮した適用基準、一般基準、気候基準の3構成としたことは適切と考えます。</p> <p>投資家が最も有用と考える情報は、会社が重要と考えるサステナビリティ課題に関する</p>	<p>本公開草案の提案を支持するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>リスクと機会の認識、その対応方針と取り組み状況の情報です。気候変動以外のサステナビリティ課題について、現時点では、詳細で精緻なデータの開示を必要以上に求めているものではありません。</p> <p>この点、一般基準では、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関するガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標となっており、経営陣としての課題認識、経営のあり姿を問う内容です。</p> <p>これまでの様々なフレームワークに沿って開示業務に苦心してきた企業の実務担当者の観点からは、詳細なサステナビリティ関連データの収集と開示に関心が向かいがちであり、一般基準に対しては、形式的に仕組みを整えればよいという発想になりがちです。このような日本企業に対し、当委員会や IFRS の日本関係者には、日本企業の経営層に対し、グローバルな開示基準が求めている原則主義についての啓発活動を求めるものです。</p>	
同 上	Simplification of the standards for easier understanding would help to ensure that entities are correctly following the reporting requirements and aid investors as they seek to understand what is required and what they can learn from reporting entities.	同 上
同 上	<p>【適用基準案 BC6 項】</p> <p>IFRS S1 を開示基準及び一般基準に分けたことを歓迎する。開示テーマが今後も追加選定された場合にも、整理と理解が進むと思われる。</p>	同 上
10) 基準を構成しないガイダンスの位置付けを明確化すべきである。	<p>また、本公開草案では、ISSB 基準の例示的ガイダンスや ISSB が発行する強制力のない教育文書等の参照に関する要求事項や適用指針は存在しない。SSBJ が 6 月に公表した「SSBJ 基準案に寄せられた主な質問」において、これらの例示的ガイダンスや教育文書は有用なことがあると説明されているが、適用基準等において、これらの強制力のないガイダンス等の位置付けを明確にすることを望む。</p>	<p>ISSB 基準の一部を構成しないガイダンス等について、SSBJ 基準における位置づけを明確化すべきであるとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準に関する付属ガイダンスについては、ガイダンスの情報源に関する適用基準案第 47 項及び第 56 項の定めを修正し、「参照し、その適用可能性を考慮する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ことができる」情報源に含めることとした。また、ISSB 基準に関する付属ガイダンス及びISSB が公表する教育的資料については、SSBJ 基準の適用にあたり参考となるものを、当委員会の補足文書として公表することとした。</p>
<p>11) SSBJ 基準の構成の見直しを検討すべきである。</p>	<p>IFRS との整合性が分かりにくいいため、適用基準と一般開示基準を一体化したほうが良いと考える。</p>	<p>適用基準と一般基準は、1つの基準とすべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S1 号には、サステナビリティ関連財務開示を作成する際の基本的な事項を定める部分と、コア・コンテンツを定める部分が含まれているため、SSBJ 基準では、これらを適用基準と一般基準に分けている(適用基準案 BC8 項及び一般基準案 BC8 項)。このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>また、ISSB 基準との整合性について具体的に確認したいとのニーズが一定程度聞かれていることから、確定基準の公表後に、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧を公表することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>(4)一般基準の位置づけについて 「一般基準」をテーマ別基準の1つと位置づけることには違和感がある。 今後、テーマ別の基準がいくつも公表されることが想定されるが、「一般基準」はそれ</p>	<p>一般基準と他のサステナビリティ開示テーマ別基準の関係が不明確であることを指摘するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>らすべてにわたって包括的に適用される基準であるため、「テーマ別基準」の上位に位置づけられると考えられる。したがって、「適用基準」が概念フレームワークに相当するものとすれば、「一般基準」は「適用基準」と「テーマ別基準」の中間に位置づけられるものではないか。</p> <p>また、一般基準案第4項と適用基準案第5項で、「テーマ別基準」の定義の範囲が異なっており、分かりづらい。一般基準案第4項では、「他のサステナビリティ開示テーマ別基準」を「テーマ別基準」と定義することによって、「一般基準」を「テーマ別基準」と区別している。一方、適用基準案第5項では、「一般基準」を含む「サステナビリティ開示テーマ基準」を「テーマ基準」と定義している。したがって、一般基準案第4項と同様に、「サステナビリティ開示テーマ別基準」を「一般基準」と「他のサステナビリティ開示テーマ別基準」に分けることにより、サステナビリティ開示基準を「ユニバーサル基準」と合わせて3つに分類すればよいのではないか。</p>	<p>一般基準は、具体的なサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めたテーマ別基準が存在しない場合に適用しなければならないテーマ別基準とすることを意図している（一般基準案第4項）。</p> <p>そのうえで、一般基準案第4項は、「他のサステナビリティ開示テーマ別基準」を「テーマ別基準」と定義しているのではなく、適用基準案第5項と同様に、一般基準を含む「サステナビリティ開示テーマ別基準」を「テーマ別基準」と定義することを意図している。</p> <p>このため、一般基準案第4項について、上記の内容が分かる記述となるように、確定基準の文言を修正することとした。</p>
同 上	<p>気候基準案 BC 第 18 項</p> <p>IFRS S1 号を「適用基準」と「一般基準」とに分けたため、本基準は「一般基準」とともに「適用基準」の下位に属する基準となります。</p> <p>この位置づけを前提とすると、本基準は「一般基準」の定めを補完しますが、「適用基準」の定めは補完することはできないこととなります。</p> <p>あえて、IFRS S1 号を2つに分けたにもかかわらず、再びまとめるようなことになってしまうため、BC18 項と BC19 項の記載は不要と考えます。</p>	<p>サステナビリティ開示基準の構成において、気候基準の位置付けが不明確であることを指摘するコメントである。</p> <p>気候基準案 BC18 項及び BC19 項は、適用基準、一般基準及び気候基準が一体のものであり、同時に適用しなければならないものであることを明らかにすることを意図している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>気候基準案 BC18 項及び BC19 項について、上記の内容が分かる記述となるように、確定基準の文言を修正することとした。</p>
同 上	<p>「結論の背景」の位置づけ 結論の背景 BC が基準を構成するとされています。基準を構成するのであれば基準に含めるべきです（代替案）。例えば保証業務で基準準拠性を見るときに、準拠すべき対象である基準の範囲が明確でないとスコープの確定に支障をきたしたり、必要な保証手続の計画段階で手続が漏れてしまう可能性が生じると思います。</p>	<p>結論の背景が SSBJ 基準を構成するのであれば、その内容は基準本文に含めるべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準では、原則として、企業が従わなければならない定め又は企業が従うことができる定めのみを基準本文に記載し、説明や例示については、基準本文の理解に支障がない限り、結論の背景に記載している。</p> <p>そのうえで、SSBJ 基準に準拠した旨を表明するにあたり、結論の背景に記載した内容にも従う必要があることを明らかにするため、結論の背景の冒頭に、SSBJ 基準を構成する旨の注意書きを記載している。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
12) 適用基準の名称を変更すべきである。	<p>適用基準案第 5 項(1) 「ユニバーサル基準」という基準の名称について懸念があります。「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」により当該名称が所与とされている以上、</p>	<p>適正手続規則は、公益財団法人財務会計基準機構 (FASF) が定める規則であり、当委員会は、当該規則に従いサステナビリテ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>サステナビリティ基準委員会宛に基準名の見直しについてコメントすることは適当ではないのかもしれませんが、日本の基準であるため、基準の名称中におけるカタカナ語使用は極力避け、できる限り日本語表記が行われるよう努めるべきではないかと考えます。代替案として、全称基準、全称的基準、全般基準、普通基準、共通基準、総合基準、包括基準、基幹基準・・・等、universal の概念の指示対象をより詳細に検討した上で、適正な日本語表記を使用した基準名を再提案することが必要であると考えます。</p>	<p>イ開示基準を開発している。</p> <p>ユニバーサル基準の名称は、他のサステナビリティ開示基準である、テーマ別基準、産業別基準及び実務対応基準との関係を的確に表していると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントに対し、特段の対応をしないこととした。</p>
<p>13) 適用基準、一般基準及び気候基準の記述の重複を解消すべきである。</p>	<p>一般基準案 BC9 項～BC13 項の「開発にあたっての基本的な方針」について、適用基準案 BC9 項～BC13 項の「開発にあたっての基本的な方針」と重複しているので、適用基準案を参照することが考えられる。</p>	<p>開発にあたっての基本的な方針は、ISSB 基準に相当する基準を開発するにあたり、今後も同様の方針とすることが考えられ、適用基準、一般基準及び気候基準は、同時に適用しなければならないとしていることから、1つの基準にのみ記載すれば足りるとも考えられる。</p> <p>この点、基準間の記述の重複は、誤解が生じ得ない限り、極力解消すべきと考えられたことから、寄せられたコメントを踏まえ、一般基準及び気候基準における「開発にあたっての基本的な方針」に関する記述は削除し、適用基準における該当する定めを参照することを追記することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>気候基準案 BC11 項～BC14 項の「開発にあたっての基本的な方針」について、適用基準案 BC9 項～BC12 項の「開発にあたっての基本的な方針」と重複しているので、適用基準案を参照することが考えられる。</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	一般基準案 BC56 項～BC60 項の「適用時期」について、適用基準案 BC159 項～BC163 項の「適用時期」と重複しているので、適用基準案を参照することが考えられる。	同 上
同 上	気候基準案第 92 及び第 93 項の記載事項は、一般基準案第 38 項及び第 39 項に記載があり、重複している。気候基準案第 92 項及び第 93 項を削除したほうが良いと考える。	気候基準案 BC10 項において気候関連開示に関するコア・コンテンツの定めについて、気候基準を適用すれば一般基準の定めを確認する必要がないように記述しているとしている。 このため、本公開草案を修正しないこととした。
(基準の文言に対するコメント)		
14) 基準の特定の文言の修正を提案する。	適用基準案の字句の修正について 用語の定義を記載している適用基準案第 4 項(6)の「財務諸表」は、(2)の「一般目的財務諸表」と表現を揃えるべきである。	特に断りのない限り、「財務諸表」という用語は、「一般目的財務諸表」を指すと考えられる。このため、確定基準における「一般目的財務諸表」という用語は「財務諸表」に修正し、「財務諸表」という用語が、特に断りのない限り、「一般目的財務諸表」を指すことを記載することとした。
同 上	用語の定義を記載している適用基準案第 4 項(11)の「ビジネス・モデル」の定義は、もう少しこなれた表現にすべきではないか。特に、①「戦略」は経営戦略を指しているのであれば明確に記載すべきである。また、②「アウトプット及び結果」で「アウトプット」と「結果」の違いは何か、「結果」が「アウトカム」を意味するのであれば「アウトカム」という表現が良いと考える。	「ビジネス・モデル」の定義は、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れたものである。 「戦略」については、ISSB 基準におい

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>でも経営戦略とはされていない。</p> <p>また、「結果」は outcome を直訳したものであるが、ISSB 基準において用いられる用語の定義が、サステナビリティ関連の任意開示の実務においてこれまで使われてきた用語の定義と異なる場合があるため、意図的に「アウトカム」とはしなかったものである。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>適用基準案第 25 項について、必要に応じて追加的な情報を開示している場合を前提にしているので、「適正に表示されているものと推定する」という表現ではなく、「適正に表示されているものとする」という表現でよいのではないか。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示が適正に表示されているかどうかは、個々に判断されるものであるため、「適正に表示されているものとする」とすることは適切ではないと考えられる。また、「適正に表示されているものと推定する」との表現は、ISSB 基準とあわせたものである (IFRS S1 号第 16 項)。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>適用基準案第 31 項、第 33 項の「間の」は、削除した形の表現でよいのではないか。</p>	<p>適用基準案第 31 項及び第 33 項は、「間の」を入れることにより、意味が明確になると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		とした。
同 上	適用基準案第 4 項(4)、第 40 項、第 41 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項、第 45 項、第 47 項、第 50 項等での「企業の見通し」は何を指しているのか曖昧であるため、「企業の将来像」あるいは「将来の姿」という用語が適切であると考えます。	適用基準案第 4 項(4)における「企業の見通し」は、ISSB 基準では the entity's prospects とされており、適用基準案第 4 項(5)において定義しているとおおり、短期、中期又は長期にわたる、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストを意味している。 このため、本公開草案を修正しないこととした。
同 上	適用基準案第 49 項は、第 48 項との対比であるので、「第 48 項よりも頻繁に見直すことができる」ではなく、「企業の判断により見直すことができる」という表現がよいのではないかと考えます。	適用基準案第 49 項は、サステナビリティ関連のリスク又は機会について、同第 48 項よりも頻繁に見直すことができる旨を定めており、ISSB 基準においても「B11 項で要求されているよりも頻繁に再評価することが容認されるが、要求されない」とされている (IFRS S1 号 B12 項)。左記のコメントのように「企業の判断により見直すことができる」とした場合、適用基準案第 48 項よりも少ない頻度で見直すことができることも意味することになると考えられ、ISSB 基準と整合しなくなる。 このため、本公開草案を修正しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	適用基準案第 78 項の「事後的判断の使用を伴わない場合」という表現は、わかりやすい日本語にすべきである。	<p>適用基準案第 78 項なお書きは、将来予測的な指標について、翌報告期間に比較対象の数値を更新することとした場合、見積りを実施した時点で入手可能であった情報と、事後的に入手した情報を客観的に区別することが困難である可能性があるため、これらが明確に区別でき、事後的判断の使用を伴わない場合にのみ、翌報告期間において比較対象の数値を更新することを容認することを意図している。</p> <p>この点、一般基準案の記述は必ずしも明確ではない可能性があるため、当委員会事務局による解説記事等において説明することを検討することとした。</p>
同 上	適用基準案第 89 項の「場合がある。」という部分には、「場合はそれに従う」ということではないか。	<p>適用基準案第 86 項及び第 89 項は、IFRS S1 号第 76 項及び第 82 項を取り入れたものである。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	適用基準案 A7 項の「企業の能力に関して利用者が行う予想に情報をもたらす可能性がある」という部分は、例示の文章であるので、「企業の能力に関する予測にあたり利用される可能性がある」という記述にしたらどうか。	適用基準案の「別紙 A：有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」は、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>定義と同一の意味で取り入れることが重要と考え、直訳に近い形で取り入れたものである。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>適用基準案 A17 項の「精密」と「正確」との関係が非常にわかりづらい。具体的には、「情報は、すべての点で完全に精密でなくても正確であることがある。」としながら、正確性の要件として、(2)の「記述が精密である」という記述があるので、記述を再検討する必要がある。</p>	<p>適用基準案 A17 項は、IFRS S1 号 D15 項を取り入れたものである。左記のコメントで指摘されている点は、情報が正確であるためにすべての点で完全に精密であるとは要求されないものの、記述が精密であることは要求されるという意味であると考えられ、特段、不整合は生じていないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>4.気候基準案の検討事項 気候基準案第 12 項 「開示を作成するにあたり」という記述は日本語として不自然であり、「開示を行うにあたり」とすべきではないか。</p>	<p>他に同様のコメントは寄せられておらず、特段日本語として不自然とは考えられない。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 29 項(1) 「現在のビジネス・モデル（資源の配分を含む。）を変更している場合には」という記載があるが、「現在の」という表現は不自然であるため、削除すべきと考える。</p>	<p>気候基準案第 29 項(1)における「将来におけるビジネス・モデル（資源の配分を含む。）の変更」との対比で「現在の」という用語を用いており、IFRS S2 号第 14 項(a)(i)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>の内容と整合している。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 34 項</p> <p>「合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならない」という表現は冗長である。「合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない」で十分ではないか。</p>	<p>気候基準案第 34 項は、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチを決定するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を考慮することを求めているのではなく、気候関連のシナリオ分析に対して、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなアプローチを決定すること求めている。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 42 項</p> <p>「監督が統合的に管理されている場合」は、「監督」と「管理」との関係が日本語として非常にわかりにくい。意図する形の表現にすべきである。</p>	<p>気候基準案第 42 項は、IFRS S2 号第 26 項を取り入れたものであり、「監督が統合的に管理されている場合」は、ISSB 基準では、if oversight of sustainability-related risks and opportunities is managed on an integrated basis とされている。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>一般基準案第 5 項</p> <p>「将来の事象の結果の考えられる範囲」に「の」の字が 3 つあり、少々読みづらいかもしれません。</p>	<p>一般基準案第 5 項(1)は、「シナリオ分析」の定義について、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したもの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>例えば、「将来の事象について考えられる結果の範囲」というような表現の方がよいかと思えます。</p>	<p>となることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れたものである。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー報告企業)		
(報告企業の範囲に対するコメント)		
<p>15) サステナビリティ関連財務開示を作成する際に情報を収集する範囲と報告企業との関係を明確化すべきである。</p>	<p>サステナビリティ開示基準適用基準案「BC98 項」サステナビリティ関連財務開示に関する重要性の判断と気候基準案「第 55 項」スコープ 1 及びスコープ 2「GHG ガス排出量開示の範囲」</p> <p>サステナビリティ開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものであり連結ベースでの開示が求められているが、重要性の判断から財務とサステナビリティ開示基準（非財務）の開示対象の範囲が不一致となるケースが許容されるという理解で良いか。具体的な例示があると理解が深まる。</p> <p>(理由)</p> <p>例えば、不動産会社の財務諸表上、連結範囲に含まれる①テナント 1 棟貸、②連結対象企業が他所有者物件に入居し所有者より排出量データの開示を受けられない、③複数者による物件所有に於いてマイナーシェアにより排出量データ入手が困難、④小規模物件で影響が小さい、⑤開発後直ぐに売却するようなケースにおいては、GHG ガス排出量算定の範囲に包含することが困難と想定されるケースがあるため。</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、重要性の判断を踏まえ、どの範囲で情報を収集するのかについての記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>ここで、適用基準案第 7 項では、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならないとしている。そのうえで、重要性を判断した結果、報告企業のうち、どの範囲の情報を収集するのかについては、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに異なる場合があると考えられる。</p> <p>例えば、温室効果ガス排出に関する指標と、その他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標とでは、重要性を判断した結果、情報を収集する範囲が異なる場合があると考えられる。これらは、財務諸表を作成するための情報を収集する範囲（連結範囲）と同じであることもあれ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ば、異なることもあると考えられる。</p> <p>また、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、合理的な見積りの使用は不可欠な要素である(適用基準案 BC156 項)。このため、左記の例の①から⑤についても、重要性がある場合には、見積りにより、開示する温室効果ガス排出量に含める必要があると考えられる。</p> <p>一方、重要性がない場合には、左記の例の①から⑤について、開示する温室効果ガス排出量に含めないことがあると考えられる。ただし、重要性の判断は定量的な側面と定性的な側面の両方から行うことに留意する必要がある。</p> <p>上記に関しては、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>また、サステナビリティ関連財務開示を作成するための情報を入手することが困難な場合への対応については、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
同 上	<p>【適用基準案第 7 項 (報告企業)】</p> <p>子会社を含む連結対象範囲すべてからサステナビリティ情報を収集し、集計するのは非</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、重要性の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>常に困難。実務に配慮した情報収集、集計方法を検討いただきたい。</p>	<p>判断を踏まえ、どの範囲で情報を収集するのかについての記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>ここで、適用基準案第7項では、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならないとしている。そのうえで、重要性を判断した結果、報告企業のうち、どの範囲の情報を収集するのかについては、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会ごとに異なる場合があると考えられる。</p> <p>例えば、温室効果ガス排出に関する指標と、その他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する指標とでは、重要性を判断した結果、情報を収集する範囲が異なる場合があると考えられる。これらは、財務諸表を作成するための情報を収集する範囲（連結範囲）と同じであることもあれば、異なることもあると考えられる。</p> <p>上記に関しては、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>【適用基準案・B27,28,BC25,26】サステナビリティ/非財務項目のなかには、データの性質や企業の拠点の事情によって、連結財務の範囲と完全に一致させることは困難であり</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(例：賃貸オフィスのため自社分の電力使用量を把握できない等)、企業側で連結財範囲との差や算定範囲の基準を示すことで、財務報告の組織の境界線と合致しないデータの開示も認めて頂きたい。</p>	
<p>16) 上場子会社がある場合の取扱いを明確化すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適用基準案第4項(1)および第8項に関し、報告対象企業および報告方法について確認したい。 <p>(1) 報告が義務化される対象企業について、コメント募集資料のP.4に『プライム上場企業が適用することを想定』とあり、また適用基準案第4項(1)に『「報告企業」(企業)とは、一般目的財務諸表の作成を要求されるか又はこれを選択する企業をいう。』とあるが、SSBJ基準に則ったサステナビリティ関連財務情報開示が要求されるのはプライム上場企業のみであり、傘下の企業が有価証券報告書を作成している場合であっても当該開示が要求されることはないことを確認したい。より具体的には、例えば以下のような親会社Aおよび中間持株会社Bが存在する場合、SSBJ基準に則ったサステナビリティ関連財務情報を掲載する義務が生じるのは親会社Aの連結財務諸表のみであり、中間持株会社Bの連結財務諸表への掲載については義務ではないが任意で適用可能という理解で良いかを確認したい。</p> <p>例)</p> <p>グループの最上位にある親会社A：プライム上場企業として連結財務諸表を作成 グループ内の中間持株会社B：非上場だが金融商品取引法に基づき連結財務諸表を作成</p> <p>(2) 上記の例において、仮に親会社A、中間持株会社Bの両方がサステナビリティ関連財務開示を行う場合について、以下確認したい。</p> <p>適用基準案第8項に「報告企業が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない。」とある。親会社Aの有価証券報告書では、親会社Aを</p>	<p>報告企業に中間持株会社が含まれている場合に、当該中間持株会社がSSBJ基準の適用対象企業に該当するかどうか、また、当該中間持株会社を親会社とした企業集団を報告企業とする場合の開示のあり方を確認するコメントである。</p> <p>SSBJ基準では、SSBJ基準の適用対象企業について定めていない。左記の(1)及び(2)のコメントについては、次のように対応することとした。</p> <p>(1) 金融商品取引法に基づく開示制度におけるSSBJ基準の適用対象企業については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p> <p>(2) サステナビリティ関連財務開示に含めるサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲に関する適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>ここで、適用基準案第7項では、サ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>トップとしたグループ全体のリスク及び機会の状況を記載するため、よって、この中には中間持株会社 B およびその子会社のリスク及び機会の状況が含まれることになる。この前提のもと、中間持株会社 B の有価証券報告書においても、親会社 A の有価証券報告書に記載の内容を記載すること（親会社 A をトップとしたグループ全体のリスク及び機会の状況を記載すること、つまり、中間持株会社 B をトップとした企業群のみのリスク及び機会の状況のみを開示することを求めないこと）が許容されるか、確認したい。</p>	<p>ステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならないとしている。このため、左記の例において、中間持株会社 B が親会社となり連結財務諸表を作成している場合、中間持株会社 B のサステナビリティ関連財務開示は、中間持株会社 B を親会社とした企業集団のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して報告することが求められると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 28 項、および第 29 項それぞれの条項で、</p> <p>(1) 気候関連のリスク及び機会についての開示、気候関連の移行計画、並びに気候関連の目標がある場合はその内容の開示をしなければならない。</p> <p>とあるが、連結子会社に上場している会社が含まれる場合（親子上場している場合）は、一般株主との利益相反の観点から、目標等上場子会社の経営に影響を及ぼし得る情報の開示を行う事は容易ではない。親子上場の場合についての免除規程等の対応案を盛り込んで頂きたい。</p> <p>※適用基準案第 8 項では”報告企業が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が</p>	<p>左記のコメントは、目標の開示に関して、親子上場している場合の取扱いを定めることを要望するコメントであると考えられる。</p> <p>ここで、気候基準案第 94 項では、目標がある場合、当該目標に関する情報を開示することを求めており、目標がない場合に開示のために目標を策定することは求めていない。</p> <p>また、適用基準案第 8 項において、「報</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>理解できるものでなければならない。”とある。</p>	<p>報告企業が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない。」としているのは、親会社及び子会社それぞれの情報を開示することを求めることを意図してはならず、企業集団全体のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できる情報を開示することを求めることを意図している。</p> <p>このため、左記の事例において、必ず子会社の目標を開示しなければならないものではないと考えられる。</p> <p>上記の内容について、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>17) 関連会社に関する情報の取扱いを明確化すべきである。</p>	<p>(3)適用基準案 BC66 項について</p> <p>BC66 項に記述されているように、共同支配企業、関連会社にサステナビリティ関連情報をどのように開示に含めるかを定めていない。持分法適用会社の規模が大きいなど、極めて重要となる企業もあり、ガイダンスを設けるべきである。</p>	<p>左記のコメントは、規模の大きな関連会社が存在する場合に、当該関連会社に関するサステナビリティ関連財務情報をどのように開示に含めるのかを明らかにすべきとの意見と考えられる。</p> <p>ここで、適用基準案 BC25 項では、報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団をいうとしており、関連会社は報告企業に含め</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ていない。このため、関連会社に関する情報は、バリュー・チェーンに関する情報として開示に含めることになると考えられる。</p> <p>また、関連会社に関するサステナビリティ関連財務情報の開示については、テーマ別基準において定めることがあると考えられる。例えば、気候基準案では、スコープ3 温室効果ガス排出において、報告企業のバリュー・チェーン（関連会社を含む。）で発生する間接的な温室効果ガス排出に関する情報を含めることを求めている。</p> <p>関連会社の取扱いについては、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
<p>18) 非連結子会社に関する情報の取扱いを明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第8項</p> <p>「報告企業が連結財務諸表を作成している場合、サステナビリティ関連財務開示は、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものでなければならない。」とされており、報告企業に非連結子会社が含まれるとも読み取れる文言となっているが、報告企業に非連結子会社が含まれるかどうかご教示頂きたい。</p> <p>「報告企業」はIFRS 会計基準の文言をIFRS サステナビリティ開示基準が取り入れたものであるが、我が国の会計基準では「報告企業」の文言は使用されていないと認識している。</p>	<p>適用基準案第8項は、報告企業が連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社も含め、親会社及びその子会社のサステナビリティ関連のリスク及び機会が理解できるものとしなければならないとすることを意図しており、ISSB 基準と整合している。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度にお</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>一方開示府令では【サステナビリティに関する考え方及び取組】欄に「最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組みの状況」（第二号様式記載上の注意（30-2））を記載することとされているなど、非財務情報において「連結会社」に関する開示要求事項が多く、有価証券報告書における記載対象は連結財務諸表を作成する場合は「連結会社」（連結財務諸表を作成していない場合は「提出会社」）とする考えが企業に浸透していると思われる。</p> <p>（「連結会社」は連結財務諸表提出会社及び連結子会社（連結財規第2条五））</p> <p>適用基準の定める「報告企業」（8項、BC25項）と現在実務で浸透している「連結会社」のそれぞれの考え方を整理し明記すると、現在の実務に照らしてSSBJ基準の理解向上に資すると考えられる。</p>	<p>いて、上記の定めをどのように取り扱うのかについては、金融庁が決めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>19) サステナビリティ関連財務開示が企業集団に関するものか、親会社単体に関するものかについての開示を求めるべきである。</p>	<p>Furthermore, it is important to enable consolidated level reporting for the entire report. If there's a difference between consolidated and parent-level disclosures, entities should explicitly state the scope of disclosure to enable the comparability of values.</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連財務開示が連結全体について作成されているのか、親会社単体について作成されているのかについて、開示を要求すべきとの意見であると考えられる。</p> <p>この点、適用基準案BC25項では、企業は連結財務諸表と個別財務諸表の両方を作成することがあるが、報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団をいい、連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業をいうとしている。また、適用基準案第9項では、サステナビリティ関</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>連財務開示は、関連する財務諸表を特定できるようにしなければならないとしている。</p> <p>したがって、関連する財務諸表が連結財務諸表かどうかを確認することにより、サステナビリティ関連財務開示が連結全体について作成されているのか、親会社単体について作成されているのかを理解することができると思われる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>20) サステナビリティ関連財務情報の作成方針の開示を求めるべきである。</p>	<p>「開示の作成方針」を含む、サステナビリティ関連財務情報の有価証券報告書における表示方法</p> <p>サステナビリティ関連財務情報の作成方針の開示については、参照したガイダンスに関する開示要請や、GHG 排出の測定アプローチなどの特定の分野における作成方針の開示要請があるものの、作成方針全般に関しては、適用基準案別紙 A（「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」における検証可能性及び比較可能性の中で、それぞれ作成方法の記述及びアプローチ又は方法の一貫性について記載は存在するが、要求事項としては存在しないと理解している。</p> <p>サステナビリティ関連財務情報の保証業務においては、作成方針が明示されていることは極めて重要であり、また有価証券報告書の「サステナビリティに関する取組」において、どのように SSBJ 基準に準拠した開示が表示されるかも検討されるべきである。</p> <p>例えば、作成の基礎（SSBJ 基準や ISSB 基準等の準拠する作成基準、報告期間、報告期間の例外、開示基準の初度適用、経過措置等）、重要なサステナビリティ報告の方針（バ</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示の作成方針等について開示を要求すべきとのコメントであるが、本公開草案において提案したもの以外は、ISSB 基準において開示が求められていない。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>また、有価証券報告書の記載内容については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントの有価証券報告書の記載内容に関する部分は金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ウンダリ、子会社等の取得・処分などのグループ構造の変更、GHG 排出量やそれ以外の指標の測定アプローチや計算方法等) 及び作成方針等の変更の開示 ((変更の旨、理由及び影響) に関する要求事項を明確に規定することは、保証業務実施の観点から、今後検討される必要がある。</p> <p>当協会は、SSBJ が金融庁との間で、表示方法に関しても緊密に連携し、適切に対処することを望む。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—法令との関係)		
(法令との関係に関する定めに対するコメント)		
<p>21) 重要性がある情報を開示しない理由の開示を求めるべきである。</p>	<p>(差異の内容)</p> <p>S1 号 B33 項は、法令に基づいて開示することが禁止されていることを理由として、重要性がある (material) 情報を省略する場合、企業は、開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならないとしており、開示しなかった情報の開示を求めている。一方で、SSBJ 適用基準案の規定では、開示しない情報の種類に関する開示を求めている。</p> <p>(懸念点)</p> <p>SSBJ の審議の中では、IFRS サステナビリティ・タクソノミに記載があることから、開示しない情報の種類についても追加することとしているが、その背景が結論の背景等に記載がなく、要求事項の差異と受け止められる可能性がある。</p> <p>(修正の提案)</p> <p>法令との関係に関する結論の背景に、開示しない情報の種類に関する開示を求めることとした理由を含めることを提案する。</p>	<p>適用基準案第 13 項は、IFRS S1 号 B33 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>IFRS S1 号 B33 項では「開示しない情報の種類を識別し、その制約の源泉を説明しなければならない」とされているが、当該要求事項に基づく開示を行うにあたり、開示しない情報の種類について識別したうえで、開示しない根拠となる法令の名称とともに開示することが考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の記載を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他－商業上の機密情報)		
(商業上の機密情報に関する定めに対するコメント)		
22) 商業上の機密情報を開示しないことができる要件を、ISSB 基準と整合させるべきである。	<p>(商業上の機密情報)</p> <p>S1 号 B35 項と適用基準案第 15 項における商業上の機密情報として情報を省略することができる三つの要件のうち、機会を追求することで実現できる経済的便益を著しく毀損することなく、企業が開示要求の目的を達成することが不可能な場合についての記述について、S1 号 B35 項は集約されたレベルでの開示を例示としているが、SSBJ 適用基準案では集約されたレベルでの開示ができるか否かが三つの要件の一つになっている。</p>	<p>適用基準案第 15 項(1)から(3)は、IFRS S1 号 B35 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>このため、適用基準案第 15 項(3)の記載を、ISSB 基準の表現と整合するように修正することとした。</p>
23) 機会に限定せず、サステナビリティ関連のリスクに関する情報も対象とすべきである。	<p>全体について、③いずれの企業にも共通のコメントとして提案を行う。</p> <p>適用基準案第 15 項の「商業的機密情報」については機会に限定せずリスクも対象にすべきと考える。保険会社にとっての支払保険金や保険料収入に関する情報のように、企業にとってはリスク対象で重要な商業的機密情報となりうるものがあると考えられるため(限定的であったとしてもその情報の重要度が高い場合は開示は不可能である)。</p>	<p>SSBJ 基準では、ISSB 基準と同様に、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>そのうえで、機会に関する情報について、ISSB の認識では、当初は一般に利用可能ではないとしても、いずれ一般に利用可能となる可能性がある一方で、リスクは機会と異なり、その情報が一般に利用可能となるケースは限られることが想定されている。このため、リスクにも商業上の機密情報に関する容認規定を認めた場合、サステナビリティ関連のリスクに関する情報が公表されなくなる可能性があると考え</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>えられる。</p> <p>商業上の機密情報に関する容認規定は、ISSB 基準においても機会に対してのみ認められており、リスクに対しては認められていない。このため、SSBJ 基準においてリスクに対して認めた場合、ISSB 基準との明確な差異になると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>24) 濫用の懸念に対処する定めを設けるべきである。</p>	<p>2.個別検討事項</p> <p>(1)適用基準案第 15 項の商業上の機密情報の開示許容規定について</p> <p>濫用に対処する規定を入れることができないか。プラス情報を知らなかった者からの訴訟になりかねない。</p>	<p>適用基準案第 15 項では、商業上の機密情報に関する容認規定を適用するにあたり、3つの要件を設け、それらすべてを満たす場合に限り、機会に関する情報を開示しないことを認めている。</p> <p>また、適用基準案第 16 項では、商業上の機密情報に関する容認規定を適用した場合に、開示しないこととした情報項目のそれぞれについて、開示していない旨を開示することを求めている。</p> <p>さらに、適用基準案第 17 項は、各報告期間の末日において、適用基準案第 15 項の要件がすべて満たされているかどうかを再評価することを求めている。</p> <p>このように、濫用に対して一定の対処が</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		なされていると考えられることから、本公開草案を修正しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性)		
(有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性に関する定めに対するコメント)		
25) 「relevance」の訳語を、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」と整合させるべきである。	4.relevance の日本語訳 (一般基準案) 一般基準案の「有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性」では、relevance を「関連性」としている。他方、国際会計基準審議会の「財務報告に関する概念フレームワーク」の「有用な財務情報の質的特性」では relevance を「目的適合性」としている。企業会計基準委員会と SSBJ は、日本語訳の統一を図っていただきたい。	企業会計基準委員会が監訳を行っている、IASB の「財務報告に関する概念フレームワーク」においても、relevance は「関連性」と訳されることとなった。 このため、本公開草案を修正しないこととした。
同 上	適用基準案第 26 項 「関連性」は IFRS サステナビリティ開示基準の Relevance を訳したものであるが、「財務報告に関する概念フレームワーク」では Relevance は「目的適合性」と訳されている。 「概念フレームワーク」における質的特性は、サステナビリティ関連財務開示に適用される (A3 項) ことを明確化するためには、両者の訳語を統一するか、統一していない場合はその理由を明記したほうがよいのではないか。	同 上
26) 「中立性」の概念を明確化すべきである。	1.適用基準案、一般基準案および気候基準案についての全般的検討事項 (続き) (3)サステナビリティ開示基準における中立性について 適用基準における「中立性」の概念についての明確化が必要である。 「財務会計の概念フレームワーク」においては、中立性について「利害の不一致に起因する弊害を小さく抑えるためには、一部の関係者の利害だけを偏重することのない財務報告が求められる」(第 2 章 7 項)としている。そして、適用基準案でも、「サステナビリティ関連財務情報は中立的でなければならない」とし、「情報は、当該情報が主要な利用者には有利又は不利に受け取られる蓋然性を増大させるように、歪曲、重視、強調、抑制又は	適用基準案 A15 項は、IFRS S1 号 D13 項の取り入れたものであり、ISSB は、「野心的 (aspirational)」や「野心 (aspiration)」の意味について特段解説等を行っていない。ただし、適用基準案 A15 項の後段では、中立的な議論は、野心と、これらの野心を企業が達成することを妨げ得る要因の両方を扱うとの考えを示している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>その他操作が行われていなければ中立的である」としている（A14 項）。したがって、サステナビリティ開示基準においても中立性は情報が供えるべき質的特性として重視されていると考えられる。</p> <p>しかし、適用基準案には、「サステナビリティ関連財務情報の一部（例えば、目標又は計画）は野心的である」という記述もある（A15 項）。これまでの会計基準の中では「野心的」という表現は用いられていなかったように思われる。それゆえ、ここで言う「野心的」とは、何を意味しているのかが明確にされることが望ましい。</p>	<p>当委員会において ISSB 基準の解釈を示すことは適切ではないと考えられるため、左記のコメントに対し、特段の対応はしないこととした。</p>
<p>27) 現象を言葉又は数字で表現した場合でも、忠実な表現となることを明確化すべきである。</p>	<p>【適用基準案・A11】言葉と数字両方のデータが揃わないものについては、いずれかの開示で許容されるようお願いしたい。</p>	<p>適用基準案 A11 項は、現象を言葉と数字の両方で表現しなければならないとはしていないため、言葉のみによる開示や数字のみによる開示も想定した表現となっていると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他一つながりのある情報)		
(つながりのある情報に関する定めに対するコメント)		
28) IFRS S1 号 B43 項及び B44 項の内容を取り入れるべきである。	<p>8.つながりのある情報の理解に資する説明及び例示の追加 (コメント)</p> <p>IFRS S1 号 B43 項及び B44 項において定められている「つながりのある情報」に関する説明や例示について、適用基準案の「つながりのある情報」の結論の背景に追加することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>適用基準案の定めにある「つながりのある情報」をより適切に理解し運用するためには、適用基準案が想定している「つながりのある情報」に関する説明や例示を示すことは重要と考えられる。</p> <p>この点、IFRS S1 号では B43 項及び B44 項において、当該説明や例示が定められていることから、適用基準案においても、「つながりのある情報」の結論の背景に同様の説明と例示を追加することを検討いただきたい。</p>	左記のコメントを踏まえ、IFRS S1 号 B43 項及び B44 項の内容を適用基準に取り入れることとした。
29) 具体的な記載例を示すべきである。	<p>【適用基準案・第 31(3),32,33(3)項】</p> <p>求められるすべてのサステナビリティ関連財務情報と財務諸表の数値的なつながりを説明するのは困難。各項目について記載例を示してほしい。</p>	<p>左記のコメントは、項目間のつながりが理解できるような情報の記載例を示すべきとの意見であると考えられる。</p> <p>しかしながら、記載例を示すことにより、かえって企業の状況を忠実に表現することが困難になる可能性も考えられるため、SSBJ 基準において記載例を示さないこととした。</p> <p>なお、当委員会事務局による解説記事等</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		の文書として、当該定めについての記載例を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、バリュー・チェーンの範囲の決定)		
(サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する定めに対するコメント)		
<p>30) サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の定めを明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第 40 項</p> <p>【質問事項】 (リスク及び機会の)「識別」とは何でしょうか</p> <p>【具体的な質問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスク及び機会を「識別」するとは、具体的には何をどうすることでしょうか 「識別」した結果とは、どんな状態を想定されているのでしょうか。 	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別は、識別したリスク及び機会に関して重要性がある情報を開示するための通過点であると考えられる。サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を開示するための一連のプロセスについては、適用基準案第 37 項において示しているが、本公開草案の表現では、この点が明確ではない可能性があるため、確定基準の表現を修正することとした。</p> <p>具体的には、適用基準案第 38 項及び第 39 項の定めは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」の後に記載することとし、適用基準案第 37 項(1)及び(2)の順序も入れ替えることとした。</p> <p>また、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別においては、ISSB が公表し</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>た教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」及び「IFRS S1号における要求事項を満たすための『SASBスタンダード』の使用」がSSBJ基準の適用にあたり参考にできると考えられるため、当該教育的資料を当委員会の補足文書として公表することとした。</p> <p>なお、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の論点については、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
同 上	<ul style="list-style-type: none"> • そもそも、リスクと機会は無限に存在することが前提でしょうか • その膨大なプールから、「サステナビリティ関連」を抽出するのでしょうか <p>【備考】 SSBJ基準は「サステナビリティ関連財務開示」ありきで、「サステナビリティ」をそもそも定義していないと理解しています（「サステナビリティ」関連をどう絞り込むのでしょうか）。</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲について、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>この点、SSBJ基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別しなければならないことを定めている（適用基準案第40項）。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>また、ガイダンスの情報源を適用したり</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>スク及び機会の識別については、ISSB が公表した教育的資料「IFRS S1 号における要求事項を満たすための『SASB スタンドアード』の使用」及び教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」が SSBJ 基準の適用にあたり参考にできると考えられるため、当該教育的資料を当委員会の補足文書として公表することとした。</p>
同 上	<p>適用基準案第 44 項 【質問事項】 「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る」リスク及び機会を『識別』するには SSBJ 基準を適用しなければならないとありますが、SSBJ 基準をどう用いたら「識別」できるのでしょうか 【具体的な質問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「識別(=identify)」するという以上は、リスクと機会を、ある「分け方」によって分別したうえで、例えば、こちらのグループは「サステナビリティ関連で、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る」グループと「識別」するはずですか • SSBJ 基準のどこを、どう、適用すれば、そういう「分け方」として用いることができるのでしょうか • その他の「ガイダンスの情報源」をどう用いると、そういう「分け方」として用いることができるのでしょうか。 	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、SSBJ 基準を適用しなければならないとする適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>適用基準案第 44 項は、当面の間、適用基準、一般基準及び気候基準しか存在しない状態となることを見込まれる現状において、気候に関しては気候基準案第 17 項の定めに従い、また、気候以外に関しては適用基準案第 40 項から第 47 項の定めに従い、サステナビリティ（気候）関連のリスク及び機会を識別することを意図している。</p> <p>このため、本公開草案の提案を変更しな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いこととした。</p> <p>また、ガイダンスの情報源を適用したリスク及び機会の識別については、ISSB が公表した教育的資料「IFRS S1 号における要求事項を満たすための『SASB スタンドアード』の使用」及び教育的資料「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある情報の開示」が SSBJ 基準の適用にあたり参考にできると考えられるため、当該教育的資料を当委員会の補足文書として公表することとした。</p>
同 上	<p>適用基準案第 40 項及び第 50 項並びに気候基準案第 17 項及び BC22 項</p> <p>【質問事項】</p> <p>適用基準と気候基準の相互関連性について(適用のプロセスでどう連動しているのでしょうか)</p> <p>【具体的な質問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適用基準、気候基準を同時に満たさなくてはならないとルール化されていますが、それぞれの基準を読み込んでも、どういう順番でどう適用すべきなのかが見えてきません • 当社としては、情報作成者の立場から、この点をクリアにできない限り、実際サステナビリティ関連財務開示に進むことができかねると存じております <p>(2)そこで、仮説を添付の通り試みました</p> <p><根拠と見たこと></p> <ul style="list-style-type: none"> • 適用基準案第 40 項と気候基準案第 17 項では、いずれも、「企業の見通しに影響を 	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、並びに識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の開示の識別のプロセスについて、適用基準案及び気候基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>この点、左記のコメントにおいて指摘されているとおり、まずは適用基準案第 40 項から第 47 項及び気候基準案第 17 項の定めに基づきサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別することになる。その際、気候関連のリスク及び機会を識別した場合には、気候関連のリスク及び機会に関</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>与えると合理的に見込み得るリスク及び機会」を「識別」として共通している</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用基準案第 50 項、気候基準案 BC22 項では、「重要性のある」情報を求める点で共通している <p>「適用基準」による「識別」後、識別された当該リスク・機会に「気候基準」が適用されることになるのではないかと考えていますが、この理解でよいでしょうか。</p>	<p>して開示する情報を識別するために気候基準を適用し、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別した場合には、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示する情報を識別するために一般基準を適用することになる。</p> <p>それぞれのテーマ別基準を適用し、重要性がある情報を開示することになるが、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとしている（適用基準案第 23 項）。</p> <p>上記の内容については、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>また、上記の内容については、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
31) 我が国特有のリスクについて具体的に言及	<p>1.適用基準案、一般基準案および気候基準案についての全般的検討事項</p> <p>地震リスクおよび戦争からの間接的影響リスクの検討</p> <p>本基準案（適用基準案、一般基準案および気候基準案）を作成するために基礎とした</p>	<p>適用基準案第 40 項では、サステナビリティ関連財務開示を作成するにあたり、企業の見通しに影響を与えると合理的に見</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
すべきである。	<p>ISSB 基準は、基準作成及び適用対象国の自然環境の脅威としての地震（津波を含む）の発生の頻度が低く、地震災害の物理的リスクおよび移行リスクに関する関心が薄いように思われる。そのため、気候関連リスクが全面的に取り上げられ、地震関連リスクの言及がない。</p> <p>本基準案の対象企業は、日本および世界各地に事業拠点を持っている我が国上場企業であり、日本のみならず地震災害のリスクの可能性のある国・地域に事業拠点を持っていることが想定されるので、地震災害に関するサステナビリティ開示に関して、利害関係者の関心は高いと思われる。本基準案は、ISSB 基準等との整合性を第一に重視して作成されたとはいえ、我が国にとって重要な地震災害リスクについて具体的な言及、詳細な検討が必要であると考えられる。</p> <p>また、戦争の間接的影響によるエネルギー資源、その他のサプライチェーン、バリュー・チェーンに関するリスクに関して、資源小国の我が国では、その重要性は大きい。これらに関する検討の有無および内容について、本基準案からは伺い知ることができない。この点も検討が必要ではないか。</p>	<p>込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別しなければならないとしている。これは、経営者がサステナビリティ関連のリスク及び機会として認識しているものに関する情報について開示することになると考えられる。</p> <p>一方で、サステナビリティ関連のリスク及び機会としてどのようなものがあるのかを基準において示すことは、予断を与えることになる可能性があるため、適切ではないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、気候以外のサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別の論点については、当委員会事務局が解説記事を公表することを検討することとした。</p>
32) サステナビリティ関連の機会について具体的に言及すべきである。	<p>機会の具体的な検討・言及</p> <p>「リスク」に関する検討・報告に焦点があることから本基準案は、サステナブルであるためのプラスの要素である「機会」の認識と戦略についての具体的記述が希薄である。環境会計では、環境保全対策に伴う経済的効果の測定を行うことが要請されており、環境会計報告書などを作成している企業では、それらに関する経験も有している。環境省の「環境ガイドライン」は世界的に見ても上質のものであり、本基準案においても、「機会」に関する具体的検討・言及を行うことにより、我が国基準の高質化・独自性が発揮されるこ</p>	<p>ISSB の認識では、機会に関する情報は、当初は一般に利用可能ではないとしても、いずれ一般に利用可能となる可能性があることが想定されているため、ISSB 基準において詳細な記述がないと考えられる。これは、SSBJ 基準においても同様と考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	とが期待できると考える。	このため、本公開草案を修正しないこととした。
33) 何が「気候関連」かを示すべきである。	<p>【気候基準案・BC28】</p> <p>日本にはEUのようにTaxonomyがないためこうした書き方になってしまうのは理解できるが、情報のバウンダリと横並び比較の観点で、一定の目安を示しておくべきと史料。例えば、EU Taxonomyを踏まえるなど。少なくとも「明示的に定めてない」と書くべきではないのではないか。</p>	<p>左記のコメントは、気候基準案 BC28 項において、「企業に影響を与える可能性のある気候関連のリスク及び機会を正確に網羅的に定義することは不可能であることから、本基準は、何が『気候関連』であるのかを明示的に定めてはいない」としていることに対し、何が「気候関連」であるのかを示さない場合、識別したリスク及び機会並びに識別したリスク及び機会に関して行う開示が網羅的であるかどうかを判断することができず、企業間の比較可能性も損なわれることを懸念したコメントであると考えられる。</p> <p>この点、SSBJ 基準では、どのようなリスク及び機会を識別し、どのような開示を行うべきかを検討するにあたり、企業が際限なく多様なガイダンスを参照することになる可能性があり、開示のための負担が過大になる可能性があることから、ガイダンスの情報源に関する定めを置いている（適用基準案 BC69 項）。気候基準案においても、気候関連のリスク及び機会の識別</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>にあたり、ISSB が公表する「産業別ガイドダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを求めている。また、一定の項目に関する気候関連開示の作成にあたり、産業横断的指標等及びISSB が公表する「産業別ガイドダンス」に定義されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することを求めている。</p> <p>気候基準案 BC28 項と同様の記述は IFRS S2 号 BC24 項にもあるため、左記の懸念は SSBJ 基準に限定されるものではないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>34) 開示するサステナビリティ関連のリスク及び機会が「気候関連」かどうかを開示することを求めるべきである。</p>	<p>【気候基準案・BC29】気候変動リスクと生物多様性リスク、森林破壊等のリスクは、必ずしも同じでない。よって、気候関連のリスクや機会として入れる場合には、それと分かる形で開示をする方が、読み手に混乱がないと考える。</p>	<p>気候基準案 BC28 項及び BC29 項は、気候変動の影響は、広範囲にわたり、相互に関連しながら、企業に異なる影響を与えることが考えられるため、例えば、生物多様性の喪失、森林破壊及び気候関連の社会的影響などについても、当該情報が主要な利用者にとって重要性があると企業が判断する場合には、追加的な情報を開示しなければならない旨を明らかにすることを意</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>図している。</p> <p>SSBJ 基準では、特定の情報を具体的にどのように開示しなければならないかは定めてはおらず、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を適正に表示することを求めている（適用基準案第 22 項から第 29 項）。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>35) サステナビリティ関連の機会に関する情報は、開示を任意とすべきである。</p>	<p>【適用基準案・BC32,33,34,35】</p> <p>一般基準案で定める内容についてもリスク・機会双方の開示が求められるとあるが、業種によってはサステナビリティ財務情報全てに対して機会面の開示をする事ができない指標も多く発生すると思料。機会の開示については任意とするのはどうか。</p>	<p>ISSB 基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報を開示することを要求している。SSBJ 基準において、機会に関する情報の開示を任意とした場合、ISSB 基準との明確な差異になると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>36) 気候関連の物理的リスクに関する、特定のデータを保有しておくことを提案する。</p>	<p>For physical risks, it is key to have data on:</p> <ul style="list-style-type: none"> Company asset locations, as depending on where an asset is located, it may be more or less vulnerable to climate-related risks, such as floods and wildfires. Companies should be encouraged to report asset locations and metrics pertaining to the economic value of those assets (e.g. asset value, or the asset's share of production or revenue) and their resilience to climate-related risks to be able to serve the financial impact from asset impairment. Opportunities for adaptation to climate change, and specifically any actions the company is 	<p>左記のコメントは、気候基準に基づき物理的リスクに関する情報を作成するにあたり、企業が保有しておくべきデータについて提言するものであると考えられる。</p> <p>左記の情報は開示を作成するにあたり有用であると考えられるものの、物理的リ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>taking to increase its resilience to physical risks.</p>	<p>スクに関する情報を作成するための方法はこれに限定されないと考えられる。 このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>37) 具体的なガイダンス等を提供すべきである。</p>	<p>(2)適用基準案第 37 項(2)、第 40 項、BC149 項から BC150 項：企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 上記識別結果及びその判断内容については開示が要求されている一方、判断に困難を感じる企業が多いと想定するため、実務的な対応なども踏まえたガイダンスなどの提供を望む。(この点については、ISSB により解釈やガイダンス等が示されていないと理解しているが、実務上の適用に当たって必要性が高く、かつ国際的にも課題となることが想定される論点であるため、SSBJ から ISSB へのガイダンス開発等について積極的に働きかけることを期待する また、上記に合わせ、本公開草案では、ISSB 基準の例示的ガイダンスや ISSB が発行する強制力のない教育文書等の参照に関する要求事項や適用指針は存在しない (SSBJ が 6 月に公表した「SSBJ 基準案に寄せられた主な質問」において、これらの例示的ガイダンスや教育文書は有用なことがあると説明されているが)、今後、適用基準等において、これらの強制力のないガイダンス等の位置付けを明確にすることを期待する。</p>	<p>当委員会から ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う予定である。 左記の論点について、ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。 また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を取り得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。 ISSB 基準に関する付属ガイダンスについては、ガイダンスの情報源に関する適用基準案第 47 項及び第 56 項の定めを修正し、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源に含めることとした。 また、ISSB が公表する教育的資料については、SSBJ 基準の適用にあたり参考となるものを、当委員会の補足文書とするこ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ととした。
(バリュー・チェーンの範囲の決定に関する定めに対するコメント)		
<p>38) バリュー・チェーンの範囲の決定に関する定めを明確化すべきである。</p>	<p>【質問事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> サステナビリティ関連のリスク及び機会の「それぞれに」関連してバリュー・チェーンを決定しなければならないとありますが、「それぞれ」の意味合いはどういうものでしょうか。 <p>【具体的な質問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「識別する前の」状態での「それぞれ」なのでしょうか？ そうすると、すべてのリスクと機会が対象になるのでしょうか？ 	<p>適用基準案第 38 項は、IFRS S1 号 B6 項 (b) の要求事項を適用基準案第 39 項として取り入れるにあたり必要と考えられたため設けた定めであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>しかしながら、IFRS S1 号では、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」(IFRS S1 号 B6 項(a)) の後に「バリュー・チェーンの範囲の決定」(IFRS S1 号 B6 項 (b)) が記載されているにもかかわらず、適用基準案において「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」(適用基準案第 40 項から第 49 項) よりも前に「バリュー・チェーンの範囲の決定」(適用基準案第 38 項及び第 39 項) を記載したため、左記のコメントのように、ISSB 基準との間で差異があると理解される可能性があると考えられる。</p> <p>このため、適用基準案第 38 項及び第 39 項の定めは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別」の後に記載することとし、「識別したサステナビリティ関連の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>リスク及び機会」のそれぞれに関連して「バリュー・チェーンの範囲の決定」を行うことを明確化することとした。あわせて、適用基準案第37項(1)及び(2)の順序も入れ替えることとした。</p>
同 上	<p>適用基準案第39項 【質問事項】 バリュー・チェーンの範囲を決定する際の、「合理的で裏付け可能な情報」について 【具体的な質問の内容】 (1) バリュー・チェーンの範囲を決定するにあたり、「合理的で裏付け可能な情報」を用いなければならないとありますが、具体的にはどうすれば「合理的で裏付け可能な状態で用いた」ことになるのでしょうか。</p>	<p>左記のコメントは、バリュー・チェーンの範囲を決定する際に用いることが求められている「合理的で裏付け可能な情報」について、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>しかしながら、何が合理的で裏付け可能であるかを判断するにあたり行うと考えられることは、適用基準案 BC56 項に記載している。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー重要性)		
(重要性に対するコメント)		
39) 重要性の判断規準を示すべきである。	<p>【適用基準案・第 59 項】重要性の判断の定量的/定性的要因双方が揃わない事もあり得ると想定される為、いずれか選択ができる事としていただきたい。また、重要性の判断基準について、企業に任されている部分が大いように思われるため、もう少し基準を明確化（具体化）し、同業種内で統一が図られるようにしてはどうか。</p>	<p>重要性の判断を行うにあたり、必ずしも精密な情報が必要であるとは限らないと考えられ、概括的な情報に基づき重要性を判断する場合もあると考えられる。</p> <p>本公開草案に寄せられた他のコメントでは、重要性の判断規準を明記することにより、かえって有用な情報の開示が阻まれることや実務の負担が増えることへの懸念が見られることから、具体的な判断規準を示すことはしないこととした。</p>
40) バリュー・チェーンに関する情報の開示の困難さを考慮すべきである。	<p>【適用基準案・BC61 項】・バリュー・チェーン全体のリスク・機会を定めるのは多くの企業にとって困難と考えられる為、自社・直接契約先などに範囲を限定するのも一案かと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 自然資本(海や土地など)へのアクセスによるリスクについては、開示による各社のバラつきをなくす意味でも、国際機関・専門家によるデータベースの整備などをお願いしたい。 • 機会についての開示は将来の見通しが不明瞭な部分であり、金額規模などはあくまで推定値となる事や定性的な記述に留める事をご理解頂きたい。 	<p>バリュー・チェーンに関する情報を作成するにあたり、直接測定が可能な状況は限られると考えられる。このため、適用基準案 BC156 項において、「合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではない</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>と考えられる。」としている。</p> <p>また、各企業の開示が多様化することへの懸念に対しては、開示される情報が一定の範囲に含まれる可能性があり、同業他社が提供する情報との比較可能性や、具体的に適用されるサステナビリティ開示基準の定めが存在しない場合に提供される情報との比較可能性が改善されることが考えられることから、ガイダンスの情報源に関する定めを設けている（適用基準案 BC68 項）。例えば、IFRS 財団が公表する「SASB スタンダード」には、特定の産業において参照するガイダンスやデータベースが示されていることがある。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>バリュー・チェーンに関する情報の作成については、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
41) これまで任意で行ってきたサステナビリティ開示における	<p>適用基準案 BC89 項</p> <p>「GRI スタンダード」及び「ESRS」は、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図している、とある。</p> <p>「記述情報の開示の好事例集 2023」（金融庁 2024 年 3 月 8 日）において、「ステークホ</p>	<p>左記のコメントは、これまで任意開示によりサステナビリティ開示を行ってきた企業が SSBJ 基準を適用した場合の取扱いについての記述が不明瞭であることを示</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>重要性の考え方の関係を明確化すべきである。</p>	<p>ルダーからの期待」を縦軸、「自社が社会に及ぼす影響」を横軸に右上に分布された項目を「サステナビリティ重点課題」に特定した事例 (P1-14)が紹介されているが、他にも「ステークホルダーにとっての重要性」を縦軸、「自社にとっての重要性」を横軸とするなど、主要な利用者よりも幅広い人々のニーズも考慮しながらサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別、評価及び優先順位付けした事例も多く見受けられる。</p> <p>報告の対象者が主要な利用者の場合は企業の発展、業績、財政状態等、主要な利用者が意思決定するために必要な範囲の情報を報告し (シングル・マテリアリティ)、報告の対象者が主要な利用者に加え、消費者、市民社会、従業員のなどの場合は財務における重要性に加え、企業活動の影響を報告する (ダブル・マテリアリティ) など、基準ごとの開示における重要性の考え方が整理されつつあるが、SSBJ 基準を適用することによる現在の開示実務への影響はどうか。</p> <p>例えば「ステークホルダーにとっての重要性 (インパクト・マテリアリティ)」を縦軸、「自社にとっての重要性 (財務マテリアリティ)」を横軸とする場合、シングル・マテリアリティにおいては右上に分布された項目のみならず右下に分布された項目も重要性がある場合は識別する必要があり、ダブル・マテリアリティにおいてはシングル・マテリアリティで識別された項目に加え左上に分布された項目も重要性があれば識別することになるのか。</p> <p>それともシングル・マテリアリティにおいては、2 軸を用いて重要性あるリスク及び機会を識別するのは認められないのか、開示の継続性に影響するため確認したい。</p>	<p>唆している。</p> <p>ここで、これまでの任意開示におけるサステナビリティ開示の実態はさまざまであると考えられるため、SSBJ 基準を適用した場合にどのような影響があるかは、企業により異なると考えられる。</p> <p>左記のコメントについて、SSBJ 基準は、(一般目的)財務報告書の主要な利用者により有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報を提供することを目的とした基準であり、適用基準案第 65 項では、サステナビリティ関連財務開示は、(一般目的)財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならないとしていることに留意が必要と考えられる。</p> <p>特に、いわゆるダブル・マテリアリティに関する開示を行う場合、「GRI スタandard」又は「ESRS」を適用することが考えられるが、適用基準案 BC90 項に記載したとおり、「GRI スタandard」又は「ESRS」に従って作成された報告書を、SSBJ 基準における定めを満たすために単純に再利用することはできないことに留意が必要</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>であると考えられる。</p> <p>いわゆるダブル・マテリアリティに関する開示との関係については、質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
(識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別の定めに対するコメント)		
<p>42) 重要性の判断の行使に関する定め（適用基準案第 59 項）の文言を ISSB 基準と整合させるべきである。</p>	<p>（差異の内容）</p> <p>識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別について、S1 号 B21 項は、重要性があるかどうかを評価するに当たって考慮すべき事項の例示として、「サステナビリティ関連のリスク又は機会の影響（effect）の規模及び性質を考慮する場合がある」としている。一方で、SSBJ 適用基準案は対応する部分について、「例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の規模と性質」と異なる表現をしている。</p> <p>（懸念点）</p> <p>両項は、情報に重要性があるかどうかを評価する際に考慮すべき要因の例示に関する記述である。要求事項を構成する部分ではないが、ISSB 基準も SSBJ 適用基準案 BC101 項等も、リスク及び機会の影響と発生可能性を評価するアプローチを提示しており、リスク及び機会そのものの規模や性質を直接評価する形となっていない。</p> <p>（修正の提案）</p> <p>SSBJ 適用基準案第 59 項の該当部分は、S1 号における表現と一致させ、「例えば、サステナビリティ関連のリスク及び機会の影響の規模と性質」とするか、又は、表現を変更したことの意図や理由を結論の背景等で明示することを提案する。</p>	<p>適用基準案第 59 項は、IFRS S1 号 B21 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>このため、左記のコメントを踏まえ、適用基準案第 59 項の記載を、ISSB 基準と整合するように修正することとした。</p>
<p>43) 「報告すべき情報の特定プ</p>	<p>2.報告すべき情報の特定プロセスの開示の検討（適用基準案、気候基準案）</p> <p>ISSB 基準及び SSBJ 基準には企業が報告すべき情報の特定プロセスが規定されている</p>	<p>保証に関しては、当委員会の範囲外である。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ロセス」について検討を行うべきである。</p>	<p>が、利用者の立場からは、企業が当該プロセスを確立し、適切に運用することで、重要な情報が網羅的に開示されることが重要と考える。企業の当該プロセスの説明力を高めるためには、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の規定のように企業に開示を求めるとも一案と考えられる。特に、国際監査・保証審議会のサステナビリティ保証基準（ISSA 5000）の最終化に向けた検討状況を踏まえると、保証業務の前提条件の確認において企業が当該プロセスを有しているかについての確認が必要になる場合、実務上は文書化が必要になる可能性も考えられる。</p> <p>日本では保証制度の議論はこれからであるが、保証制度の内容が概ね固まった段階で、SSBJ 基準において規定すべきかについて検討する余地があると考ええる。</p>	<p>左記のコメントにおいて記載されている「報告すべき情報の特定プロセス」については、ISSB 基準においても開示が求められていないため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>44) 重要性がないため開示しないこととした項目については、その旨の開示を求めるべきである。</p>	<p>また、「重要性がないときには、当該情報を開示する必要ない」（BC22 項）としているが、投資家の観点では、横並びで見ていることが多いため、主要な開示項目でないとした場合は、「ない」または「ゼロ」として開示していただけると、分かりやすいと思料。</p>	<p>重要性がないため開示しないこととした項目について、重要性がない旨を開示しなければならないとの要求事項は、ISSB 基準においても定められてない。</p> <p>開示が行われていない場合、当該開示項目について重要性がないと判断したことが理解できると考えられる。一方、「ゼロ」であることが開示されている場合、当該情報に定性的な重要性があるとのメッセージになる可能性があると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>45) 重要性がある情報における</p>	<p>適用基準案第 50 項 【質問事項】</p>	<p>左記のコメントは、識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別に</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>「情報」の意味を明確化すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> （リスク・機会に関する）「重要性のある情報」の識別とありますが、ここでいう「情報」とは何でしょうか <p>【具体的な質問の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「情報」とは、適用基準で識別されたリスク・機会に、テーマ別基準（気候・一般）を適用すると、その結果、出てくるものなのでしょうか。 	<p>ついて、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>適用基準案第 50 項で開示を求めている「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある情報」は、適用基準案に基づき識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会について、テーマ別基準で要求されている事項を開示すれば足りるというものではなく、SSBJ 基準における具体的な定めを適用しただけでは、企業の見通しを与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の影響を理解するうえで不十分である場合には、追加的な情報を開示しなければならないとしている（適用基準案第 23 項）。このため、開示される情報は、必ずしも SSBJ 基準において具体的に開示を求めているものに限定されないと考えられる。</p> <p>本公開草案の表現では、この点が明確ではない可能性があるため、確定基準の結論の背景において説明することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—ガイダンスの情報源)		
〔参照し、その適用可能性を考慮することができる〕情報源に対するコメント)		
46) 主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすガイダンスの情報源を「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源とすべきである。	代替案：適用基準案第 47 項(2)「主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」を代替案として「主要な利用者およびステークホルダーの情報ニーズを満たすように要求事項が定められている他の基準設定主体によるスタンダード (GRI スタンダードなど)」に変更する。本コメントは、企業の活動や取引関係が経済、環境、人々に与える影響 (impact) は報告の時点では財務的に重要 (material) でなくとも、すべてでないにせよその殆どが、いずれ財務的に企業の見通しに影響 (affect) を与えると合理的に見込まれるサステナビリティ関連のリスク及び機会になる可能性が高いため。	SSBJ 基準は、(一般目的) 財務報告書の主要な利用者が意思決定を行うにあたり有用な、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示について定めることを目的としている。SSBJ 基準に従って開示される情報が、(一般目的) 財務報告書の主要な利用者以外の関係者にとっても結果として有用になる場合があると考えられるが、「GRI スタンダード」や「ESRS」のように、当初から (一般目的) 財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズに焦点を当てることはしないこととした。 このため、本公開草案の提案を変更しないこととした。
同 上	代替案：適用基準案第 56 項(2)「主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」を「主要な利用者およびステークホルダーの情報ニーズを満たすように要求事項が定められている他の基準設定主体によるスタンダード(GRI スタンダードなど)」に変更する。理由は記入欄 1 と同じ。	同 上
同 上	代替案：適用基準案第 62 項(2)の「・・・特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業」の代替案として「・・・特定の産業や項目に関連するそ	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>他の国際的なスタンダード（GRI スタンダード等）やガイダンスの情報源によって特定された産業や項目」にすることは可能か。理由はサステナビリティ関連財務開示作成にあたっては SASB による特定の産業特有の開示事項だけではなく GRI セクター別スタンダードや GRI 項目別スタンダードなど他のスタンダードやガイダンスのセクター別開示事項や項目別開示事項が有用となるため。</p>	
同 上	<p>代替案：適用基準案 BC83.『・・・このため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する段階においては、「GRI スタンダード」及び「ESRS」を参照し、その適用可能性を考慮することはできない。』を次に変更することを代替案として検討できないか？代替案『・・・このため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するために行う重要（マテリアル）なインパクトを特定する段階においては、報告企業は「GRI スタンダード」及び欧州における「ESRS」を参照できる。理由は報告企業はサステナビリティ関連のリスク及び機会を特定するために、報告企業の経済、社会、人々（人権を含む）インパクトの特定ならびにマテリアル（重要）な項目の決定を行うため、BC83 の修正が望ましいため。</p>	同 上
47) 「GRI スタンダード」及び「ESRS」を参照する趣旨の記述をわかりやすくすべきである。	<p>代替案：BC89 の文面を簡潔に置き換えるべきである。⇒ガイダンスの情報源において「GRI スタンダード」及び「ESRS」に準拠、参照することは、他のサステナビリティ報告に関する要求事項との相互運用可能性を改善し、企業（特に、「GRI スタンダード」を使用している企業又は「ESRS」に準拠することが強制される企業）の報告負担を軽減させるのに役立つ。「GRI スタンダード」及び「ESRS」は、一般目的財務報告書の主要な利用者よりも幅広いステークホルダーの情報ニーズを満たすことを意図しており、これらの基準に従って提供される開示事項は、一般目的財務報告書の主要な利用者が必要とする有用な情報を提供できる。そのため本基準(SSBJ 基準) 利用者はサステナビリティ関連リスク及び機会の識別前もしくは同時に「GRI スタンダード」及び「ESRS」を利用してサステナビリティ報告やサステナビリティ・ステートメントで特定されるインパクトおよびマ</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>リアルな項目を参照することができる。</p>	
<p>同上</p>	<p>代替案：BC90の文面を短く分かりやすい文面に置き換えるべきである。⇒「当委員会 が公表するサステナビリティ開示基準と矛盾しない範囲で、「GRIスタンダード」、また欧 州における企業活動（バリューチェーン・サプライチェーンを含む）を伴う報告企業につ いては「ESRS」を利用、参照し、適用することができる」</p>	<p>同上</p>
<p>48)「参照し、そ の適用可能性を 考慮することが できる」情報源 以外のものを考 慮することが禁 止されるのかど うかを明確化す べきである。</p>	<p>適用基準案第44項から第47項 ガイダンスの情報源の情報源に関する定めを設けない場合、どのようなリスク及び機会 を識別し、どのような開示を行うべきかを検討するにあたり、企業は際限なく多様なガイ ダンスを参照することになる可能性(BC69項)もあるため、適用基準においてサステナビ リティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、「適用しなければならない」情報源、「参照 し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源及び「参照し、その適用可能性を 考慮することができる」情報源が列挙されている、と理解している。</p> <p>他方「記述情報の開示の好事例集2023」（金融庁2024年3月8日）において、社会課題 の把握と整理にあたりSDGs、ESG評価機関の評価項目及びコーポレートガバナンス・コ ード他を考慮したことを有価証券報告書に開示している事例(P1-6)が紹介されるなど、 SDGs、GRI、ESG評価機関の評価項目、ステークホルダーの意見など、適用基準案第44 項から第47項以外の情報源も考慮してサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別す る実務が広がっている。</p> <p>適用基準案BC83項では「GRIスタンダード」「ESRS」はサステナビリティ関連のリス ク及び機会を識別する段階においては、その適用可能性を考慮することができないことが 明記されているが、それ以外で現在企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別 にあたり考慮している情報源(SDGs、ESG評価機関の評価項目、ステークホルダーの意見 など)はSSBJ基準を適用することで考慮することができなくなるのか。開示実務の継続 性に影響するので確認したい。</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関 連のリスク及び機会を識別するにあたり、 適用基準案第44項から第47項に掲げた ガイダンスの情報源以外のものを参照し、 その適用可能性を考慮することが禁止さ れるのかどうかについて、適用基準案の記 述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>この点、本公開草案は、適用基準案第44 項から第47項に掲げたガイダンスの情報 源以外のものを参照し、その適用可能性を 考慮することを禁止してはいないと考え られる。</p> <p>なお、適用基準案BC83項で、サステナ ビリティ関連のリスク及び機会を識別す る段階において、「GRIスタンダード」及 び「ESRS」を参照し、その適用可能性を考 慮することができないとしているのは、こ れらの基準が、(一般目的)財務報告書の 主要な利用者のみならず、それよりも幅広</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>い人々の情報ニーズを満たすことを意図した基準であるためであると考えられる。</p> <p>したがって、「GRI スタダード」及び「ESRS」以外のガイダンスの情報源についても、(一般目的)財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図している場合には、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する段階において、参照し、その適用可能性を考慮することはできないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>49) サステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第 44 項から第 47 項</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、「適用しなければならない」情報源、「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」情報源及び「参照し、その適用可能性を考慮することができる」情報源が列挙されている。</p> <p>「記述情報の開示に関する原則 (別添)」(金融庁)において、「サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得る」とされ、企業がサステナビリティ関連のリスク及び記載の識別するにあたり有用な情報源となっている。金融庁が「他の基準設定主体」に該当しないとすると、適用基準案第 44 項から 47 項の情報源を利用しても、「記述情報の開示に関する原則 (別添)」に例示された項目の一部はサステナビリティ関連のリスク及び機会として識別され</p>	<p>左記のコメントは、「サステナビリティ関連のリスク及び機会」の範囲について、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>ここで、SSBJ 基準は、ISSB 基準と同様に、「サステナビリティ」という用語について定義していない。ガイダンスの情報源に関する定めを置いているのは、どのようなリスク及び機会を識別し、どのような開示を行うべきかを検討するにあたり、企業が際限なく多様なガイダンスを参照する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ない可能性がある。</p> <p>SSBJ 基準を適用するにあたり、「記述情報の開示に関する原則（別添）」（金融庁）に従い識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会をどのように位置づけるのかご教示頂きたい。</p>	<p>ことにならないようにするためである（適用基準案 BC69 項）。このため、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、適用基準案第 44 項から第 47 項に掲げたガイダンスの情報源以外のものを参照し、その適用可能性を考慮することは禁止されるものではないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
（その他のコメント）		
<p>50) 開示すべき情報の識別を、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別よりも前又はそれと同時に行うことを明確化すべきである。</p>	<p>代替案：適用基準案 BC88 「本基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別する前に、開示すべき情報を識別するために、一定の要件をすべて満たす場合…」として「後」を「前」に変更する。理由はインパクトの特定とサステナビリティ事項のマテリアリティの決定がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別前、もしくは同時に行われるべきであるため。</p>	<p>適用基準案では、サステナビリティ関連財務開示は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示しなければならないとしている。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>51) 適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述を支持す</p>	<p><適用基準案></p> <ul style="list-style-type: none"> 開示する情報の識別プロセスに関する文書化 <p>SSBJ 基準には開示する情報の識別プロセスが規定されているが、企業が当該プロセスを確立し、適切に運用することが必要である。SSBJ 基準では、開示する情報の識別プロ</p>	<p>本公開草案の提案の方向性を支持するコメントであるが、適用可能性を考慮する際の文書化に関する記述については、当該文書化に関する記述を本公開草案から削</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>る。</p>	<p>セスに関して、ガイダンスの情報源を考慮したことの証跡を残すため文書化が推奨されている（適用基準案 BC80）が、これにより保証手続が効率的に進むことにつながると考えられる。</p> <p>日本では金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」において議論が始まっているが、保証制度の詳細についての議論はこれからである。したがって、日本における保証制度の内容によっては、当該推奨規定を明確化することも検討する余地があると考ええる。</p>	<p>除し、当委員会事務局による解説記事等の文書として当該記述を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
<p>52) 適用基準案第 53 項の「具体的に適用されるサステナビリティ開示基準が存在しない場合」の意図を明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第 51 項</p> <p>【質問事項】</p> <p>「開示にあたり、識別されたリスク・機会に具体的に適用される SSBJ 基準があるかどうか」とあるが、SSBJ 基準に基づいて識別されたリスク・機会なのに、なぜ、具体的に適用される SSBJ 基準を探さなければならないのでしょうか</p> <p>【具体的な質問の内容】</p> <p>「SSBJ 基準に基づいて識別」したときに、すでに「この SSBJ 基準に該当する」と判断して「識別」したはずであり、その後に改めて「具体的に適用される SSBJ 基準があるかどうか」と問わなくてはならない意味を図りかねています。</p> <p>適用基準案第 51 項及び第 52 項</p> <p>【質問事項】</p> <p>「開示にあたり、識別されたリスク・機会に具体的に適用される SSBJ 基準があるかどうか」の問いに対する答えが「ある」なら、「識別されたリスク・機会に具体的に適用される SSBJ 基準を適用しなければならない」の、「具体的に適用する」とは、どのような行為を指すのでしょうか</p> <p>【具体的な質問の内容】</p> <p>「気候関連」のリスク・機会であれば、「気候」基準の、ガバナンス、戦略、・・・の「コ</p>	<p>左記のコメントは、識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別について、適用するガイダンスの情報源を特定するうえでの適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>ここで、適用基準案第 53 項の「具体的に適用されるサステナビリティ開示基準が存在しない場合」とは、企業が開示しようとする指標に対して、SSBJ 基準の中に具体的な定めが存在しない場合を意図しているが、本公開草案の表現では、この点が明確ではない可能性があるため、確定基準の表現を修正することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ア・コンテンツ」を開示すれば、「具体的に適用した」ことになるのでしょうか。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—情報の記載場所)		
(サステナビリティ関連財務開示の記載場所に関する定めに対するコメント)		
53) 上場企業のサステナビリティ関連財務開示は、JPX ESG Knowledge Hub で閲覧できるようにすべきである。	To enable convenient access for stakeholders and enhance comparability, publicly-listed entities' disclosures should be uploaded to the JPX ESG Knowledge Hub.	金融商品取引法に基づく開示制度において、上場企業が作成するサステナビリティ関連財務開示を閲覧することができる具体的な場所については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。
(他の情報との関係に関する定めに対するコメント)		
54) 主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすための情報との関係を明確にすることを追加的に求めるべきである。	代替案：適用基準案第 65 項の「サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない」を「サステナビリティ関連財務開示は明瞭に識別可能でなければならず、一般目的財務報告書に含まれる他の情報によって不明瞭にならないようにしなければならない。またサステナビリティ関連財務開示は報告企業のインパクトと重要性（マテリアリティ）を報告するサステナビリティ報告との関係を明瞭にしなければならない。」	左記のコメントは、「GRI スタンダード」及び「ESRS」のような、(一般目的) 財務報告書の主要な利用者よりも幅広い人々の情報ニーズを満たすことを意図した基準に従って企業が報告書を作成する場合、SSBJ 基準に従い作成したサステナビリティ関連財務開示において報告する内容との相違を明らかにすべきとのコメントであると考えられる。 左記の提案のような定めは ISSB 基準にないため、「GRI スタンダード」及び「ESRS」に従って作成された報告書との

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>相違について説明することを求めることはしないことが考えられる。</p> <p>なお、適用基準案 BC90 項において、「GRI スタンダード」及び「ESRS」に従って作成された報告書を、SSBJ 基準における定めを満たすために単純に再利用することができないとしており、両者が混同されないようにするための定めは含めている。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
(相互参照に関する定めに対するコメント)		
<p>55) 「サステナビリティ関連財務開示と同じ条件で利用可能である」という要件を明確化すべきである。</p>	<p>【適用基準案第 66 項(3)】</p> <p>「同じ条件で利用可能」「利用となる時点で利用可能」において、別の開示物を参照先とする場合、基本的に提供されるシステムが異なる（例えば、有報：EDINET、CG 報告書:TD-NET）が、「同じ条件で利用可能」とされる要件は何か、以下の点を明確にしてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相互参照先が、サステナ関連財務情報より先に開示されていても問題ないか。 相互参照先の情報更新時期がサステナ関連財務情報と異なる場合、一定期間、相互参照先との間で齟齬が生じるがことが考えられるが問題ないか。 	<p>適用基準案 BC115 項において、相互参照によって提供される情報は、企業のサステナビリティ関連財務開示が利用可能である場合は、いつでも利用可能でなければならないとしている。</p> <p>このため、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含める情報は、サステナビリティ関連財務開示よりも先に開示していることをもって問題となることはないと考えられる。</p> <p>一方、相互参照先の情報更新時期がサステナビリティ関連財務開示と異なること</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>によって、サステナビリティ関連財務開示と相互参照先との間で齟齬が生じる場合、それが一定期間かどうかにかかわらず、適切ではないと考えられる。このため、上記の内容について、当委員会事務局による解説記事等を提供することを検討することとした。</p>
<p>56) 情報を相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができるための要件を、ISSB 基準と整合させるべきである。</p>	<p>S1 号 B46 項 適用基準案第 66 項(2) (差異の内容)</p> <p>S1 号 B45 項は相互参照を行う場合の条件を二つ提示し、同 B46 項では相互参照によって含まれる参照先の情報が完全な一組のサステナビリティ関連財務開示の一部となること、及び ISSB 基準の要求事項に準拠すべきことを定めており、更に関連性や忠実な表現等の有用なサステナビリティ関連財務開示の質的特性を満たすことにも触れている。一方で、SSBJ 適用基準案では、当該 B45 及び B46 項の記載を合体した上で、相互参照を実施する場合の条件として、B46 項に対応する部分について、SSBJ 基準の定めに準拠していることのみを記載する一方で、相互参照先が完全な一組のサステナビリティ関連財務開示の一部となること及び質的特性に関する記述が除かれている。</p> <p>(懸念点)</p> <p>SSBJ 適用基準案が、SSBJ 基準に準拠していることを要求することによって、当該相互参照先の情報が一組のサステナビリティ関連財務開示を構成することや、開示に求められる質的特性も概念的には含まれると解釈することも可能である。しかし、参照先の情報がサステナビリティ関連財務開示の一部を構成するか否かが基準上で明確になっていないことは、保証業務における対象情報の範囲を不明瞭にすることが懸念される。また、質的</p>	<p>適用基準案第 66 項は、IFRS S1 号 B45 項及び B46 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>このため、左記のコメントを踏まえ、適用基準案第 66 項(2)において、相互参照により含まれる情報がサステナビリティ関連財務開示の一部となること、及び有用なサステナビリティ関連財務情報の質的特性を有する情報であることが必要であることを追記することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>特性に関しても、特に財務諸表やサステナビリティ関連財務開示を含む一般目的財務報告以外の媒体を相互参照する際には、当該媒体によって開示される情報が質的特性を備えるべきということへの十分な考慮が及びにくいと考えられ、質的特性を具備する点への言及も重要であるとする。</p> <p>(修正アプローチの提案)</p> <p>SSBJ 適用基準案で除かれている箇所について、要求事項又は結論の背景で補足することが考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー同時の報告)		
(同時の報告に関する定めに対するコメント)		
<p>57) 同時に報告しないことができるとする定め(適用基準案第 69 項ただし書き)を削除すべきである。</p>	<p>Frequency and location of reporting Entities should be required to report their sustainability-related financial disclosures at the same time and within the same reporting period as their related financial statements.</p>	<p>左記のコメントは、法令で別段の定めがある場合にサステナビリティ関連財務開示及び関連する財務諸表を同時に公表しないことを認める適用基準案第 69 項ただし書きの提案に反対するコメントであると考えられる。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであると考えられるため、サステナビリティ関連財務開示に含まれる情報と、関連する財務諸表に含まれる情報が、一体となって利用されるようにすることが有用と考えられ、その観点からは、同時に報告しなければならないとすることが考えられる。</p> <p>ただし、法令において同時に報告することが禁止される場合、法令に違反することにならないように、同時に報告しないことができるようにすることが考えられる。</p> <p>また、法令において同時に報告しないことが容認されている場合、同時の報告及び</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>異なるタイミングでの報告のいずれも認めていると考えられるため、基準上、いずれの方法も認めることが考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>また、有価証券報告書の提出時期については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>58) 同時の報告が可能となるような制度設計とすべきである。</p>	<p>【適用基準案第7項、第8項、第69項、第70項、BC25項、BC116項~BC127項】</p> <p>現在、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループにおいて、有価証券報告書の開示時期について見直しを検討されるなど、開示企業の負担を考慮した議論が行われており、一方で、コーポレートガバナンス改革の文脈で有価証券報告書の開示を早期化する議論もあると認識している。</p> <p>仮に後者の早期化が求められることとなれば、SSBJ基準に基づくデータ集計・開示を行い、サステナビリティ保証も得るといった対応を想定すると、発行体企業には相応の実務・コスト負担が生じるものと考えられる。したがって、有価証券報告書の開示時期が早期化される場合には、実務面の制約を踏まえて、報告タイミングや、報告期間、対象企業（例えば早期開示時の連結子会社の範囲等）に関して柔軟な扱いを認める規程を設けていただきたい。</p>	<p>金融商品取引法に基づく開示制度の内容を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>59) 同時の報告に関する定めを支持しない。</p>	<p>サステナビリティ開示基準の適用案第69項「同時の報告」について。</p> <p>本提案に同意せず、条件該当の有無を問わず「同時に報告しないことを容認する」のが適切と考える。</p> <p>現在当社では、有価証券報告書（=関連する財務諸表）を開示した上で、事業年度末日から3ヶ月以内の株主総会開催を実施しており、期末から有価証券報告書開示までの期</p>	<p>同時の報告に関する定め（適用基準案第69項）について、現在の開示実務を踏まえると、関連する財務諸表と同時に報告することを要求すべきでないとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>間が短く、財務情報開示のための時間的余裕がない。その上、サステナビリティ開示基準に従った非財務情報に第三者保証を付けようとするれば、保証に要する時間がかかり、ますます時間的余裕がなくなる。現状を見ても、温室効果ガス排出量を各地から集めて集計し、第三者保証機関に提出して保証を得るには、事業年度末日から3ヶ月以上を要している。「関連する財務諸表との同時報告」は極めて困難を伴うと言わざるを得ない。</p>	<p>左記のコメントは、有価証券報告書に関する現行の法制度を前提としたものと考えられる。</p> <p>これについて、法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合における当該法令において、SSBJ基準の定めの一部を、当面の間、適用しないとするなどの対応をとることはあり得ると考えられる。このため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>60) 同時の報告に関する救済措置（適用基準案第69項ただし書き）について、プライム上場企業以外の企業に当初適用すべきである。</p>	<p>That said, it is important that the standards are pragmatic and that they do not impose overly burdensome processes. We would therefore be supportive of transitional relief (exemptions stated in paragraph 69 of SSBJ Exposure Draft) being applied initially to companies not listed on the Prime Market. (We note the roadmap and timetable of the roll out of the standards published by the Japan FSA Working Group).</p>	<p>同時の報告に関する救済措置（適用基準案第69項ただし書き）については、プライム上場企業以外の企業に当初適用することを支持するコメントである。</p> <p>経過措置については、SSBJ基準の開発にあたっての基本的な方針に従い、ISSB基準と同様の取扱いを定めることが考えられるが、そこからさらに経過措置を認める期間や経過措置の対象とする項目を拡大するかどうか等については、法令の定めに基づきSSBJ基準に従った開示を行う場合における各法令において、それぞれSSBJ基準に上乗せして定めることが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー報告期間)		
(指標の算定期間とサステナビリティ関連財務開示の報告期間との関係に対するコメント)		
<p>61) サステナビリティ関連財務開示の報告期間とはことは異なる算定期間で指標を報告することを容認する提案（適用基準案第 71 項）について支持しない。</p>	<p>関連する財務諸表との同時報告の趣旨からも、原則として報告期間の一致を要求すべきである（ただし、リスク及び機会への影響が比較的少なく、重要性が乏しい場合については、報告期間の一致を要求しなくてもよいとする措置も考えられる）。報告期間の一致については、温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告のみならず、他の要求事項についても原則とすべきである。</p>	<p>指標の算定期間については、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と一致すべきであるため、適用基準案第 71 項を支持しないとするコメントである。</p> <p>本論点について、ISSB 基準は必ずしも明らかではないと考えられるものの、サステナビリティ関連財務開示と関連する財務諸表の情報との間のつながり（適用基準案第 31 項(3)）を重視する観点から、特に国内外の利用者及び保証業務実施者より、指標の報告のための算定期間をサステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間にあわせることを優先すべきとの意見が強く寄せられた。このため、本公開草案の提案を変更し、サステナビリティ関連財務開示（及び関連する財務諸表）の報告期間と、指標の報告のための算定期間との間に差異が生じる場合、合理的な方法により期間調整を行い、報告期間に係る指標を算定することを求めることを再提案する公開草案を公表することと</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		した。
同 上	S1-64 に対応する適用基準案 69・70・71 を含む報告期間に関する項目に関して各種報告において報告期間は同一とすべきであり、報告のタイミングも同一とされるべきである。財務とサステナビリティを一体開示することを目指す中で報告期間・時期が混在することは混乱を生じさせる懸念を持つ。	同 上
同 上	We notice that the SSBJ Exposure Drafts allow reporting entities to use a different reporting period under certain circumstances, such as when the jurisdiction requires an entity to disclose certain metrics where the calculation period is different from the financial reporting period (as is the case for the calculation of GHG emissions). This potential lack of alignment between the financial reporting period and the sustainability reporting period could hinder the connectivity between the two sets of disclosures, and users' ability to understand the financial implications of sustainability risks and opportunities. The reporting period for GHG emissions should be the same as for all reported information to ensure its timeliness and consistency.	同 上
同 上	<p>GHG 排出量以外の指標の算定期間と報告期間の一致</p> <p>適用基準案第 71 項は、法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開示(及び関連する財務諸表)の報告期間と異なる場合で、一定の要件を満たしたときには、当該指標の報告のための算定期間を用いて当該指標について報告することができると定めている。すなわち、指標に関する算定期間と企業の報告期間の差異を許容する規定となっている。</p> <p>当協会は、開示されるサステナビリティ情報の有用性の観点から、原則として、関連する財務諸表と同じ期間のサステナビリティ関連財務情報を開示すべきであると考えており、質問 4 に対する回答と同じく、本規定に同意しない。具体的な修正対応については、質問 4 に対する回答「3. GHG 排出量の必要な対応」を参照いただきたい。</p>	同 上
同 上	適用基準案第 71 項における「企業が活動する法域の法令の要請により指標を報告することが要求されており、当該指標の報告のための算定期間がサステナビリティ関連財務開	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>示（及び関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合」の取扱いについても同意しない。この点についても、上記の温対法に基づく温室効果ガス排出量の報告と同じ理由により、例外規定を設けないことを検討いただきたい。</p>	
<p>62) 適用基準案第 71 項の定めを削除するか、又は導入するのであれば経過措置とすべきである。</p>	<p>Relatedly, we encourage the SSBJ to remove allowances to include sustainability-related financial disclosures covering different reporting periods than the financial statements to which they relate. While we recognize that these allowances were introduced to reduce the data collection and reporting burden for companies where regulations require a different data calculation period than the traditional reporting period of its sustainability-related disclosures (and the related financial statements), we believe this jurisdictional-specific deviation from the requirements of IFRS S1 may jeopardize the consistency and comparability of financially material, decision-useful sustainability-related information on a global basis. Again, it is challenging for both investors and companies to integrate sustainability-related financial information into decision-making processes comprehensively and holistically if the reporting period is not directly aligned with corresponding financial statements.</p> <p>We encourage the SSBJ to consider implementing temporary reliefs, rather than permanent deviations from IFRS S1, for the instances cited in paragraph 71 of the Application ED and paragraph 53 of the Climate Exposure Draft. Doing so would provide companies the necessary time to amend data collection and reporting protocols while enhancing the decision-useful nature of information provided within the SSBJ Sustainability Disclosure Standards.</p>	<p>SSBJ 基準独自の取扱いである適用基準案第 71 項及び気候基準案第 53 項の定めは、開示されるサステナビリティ関連財務情報のグローバルでの一貫性及び比較可能性の観点から問題があるため、これらの定めを削除するか、導入するのであれば恒久的な救済措置ではなく、経過措置とすることを提案するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 61) 冒頭で記載している。</p>
<p>63) 適用基準案第 71 項の定めを適用する場合、サステナビリティ関連財務開示の報告期間</p>	<p>(2)適用基準案第 70 及び第 71 項の報告期間の規定について 財務諸表の期間末日とサステナビリティ関連開示期間の末日の差異に上限(例えば3ヶ月)を定めるべきである。離れすぎていては、比較情報としての有用性が失われる。</p>	<p>情報の有用性の観点から、適用基準案第 71 項の定めを適用する場合、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と指標の算定期間との間の差異に上限を設けるべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 61)</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
と指標の算定期間との間の差異に上限を設けるべきである。		冒頭で記載している。
64) 適用基準案第 71 項の定めを適用する場合、追加の開示を要求すべきである。	<p>(iv)Reporting period</p> <ul style="list-style-type: none"> • PRI proposes additions to the proposed provision allowing entities to disclose metrics for different reporting periods to those covered by the financial statements, under conditions set out within paragraph 71 of the exposure draft. • Where entities implement this provision, they should also be required to provide an estimate of the metrics over the period covered by the financial statement, with a disclaimer and cross reference to the relevant law or regulation mandating reporting of the metric over a different period. • We note that IFRS S1 also allows companies to produce interim reports with updated information. This should be recognised within the final SSBJ standard, especially where the information reported under the relevant law or regulation is meant for investors. 	<p>企業が適用基準案第 71 項の定めを適用する場合、サステナビリティ関連財務開示の報告期間における指標の見積り及び関連する法令の開示を要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 61) 冒頭で記載している。</p>
(サステナビリティ関連財務開示の報告期間に対するコメント)		
65) 親会社の財務情報の報告期間と子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合の、サステナビリティ関連財務開示における取扱いを明確化	<p>【適用基準案第 70 項】</p> <p>「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない」について、以下の理解でよいか確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 財務諸表作成において期ズレ※で取り込んでいる情報がある場合、サステナビリティ関連財務開示でも原則期ズレで取り込むことがコネクティビティの観点から望ましい一方で、利用者にとって有用と考える場合には、第 33 項(3)にある財務諸表とのサステナビリティ関連財務開示との「重大な相違」として、集計期間に差がある旨を明示することを前提に、異なる集計期間を用いることができるという理解でよいか。 	<p>左記のコメントは、子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合について、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>この点、適用基準案 BC121 項では、親会社の財務情報の報告期間と、子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社のサステナビリティ関</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
すべきである。	<p>※期ズレに関する補足</p> <p>報告企業の決算は4月～翌年3月だが、1～12月決算の連結子会社がある場合、期間調整を行わずに1月～12月決算データをそのまま連結するケースがある。その場合、例えば当該連結子会社について4月～翌年3月のGHG排出量データを取り込むべきか、財務諸表に併せて1～12月のGHG排出量データを取り込むべきか、という判断が必要となる。</p>	<p>連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象とすることになっているとしている。</p> <p>このため、本公開草案の提案を修正しないこととした。</p>
66) 子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合の取扱い（適用基準案 BC121 項）について、ISSB 基準における取扱いを明確化すべきである。	<p>この観点から、本公開草案の以下の項目においては、ISSB 基準に準拠しているにもかかわらず SSBJ 基準では認められない状況が生じないかどうか懸念がある。</p> <p>（適用基準案 BC121 項）親会社の財務情報の報告期間と子会社等の財務情報の報告期間が異なる場合、サステナビリティ関連財務開示に取り込まれる親会社及び子会社等のサステナビリティ関連財務情報の報告期間は、それぞれの財務情報の報告期間と同じ期間を対象とすることになる旨が記載されているが、ISSB 基準ではこの点は明記されていない。この点、見積りを用いる等により親会社の財務情報の報告期間に合わせた子会社のサステナビリティ関連財務情報を集計可能な場合には、ISSB 基準と SSBJ 基準で異なる開示になりうることに懸念される。特に、IFRS 会計基準を適用している場合には、親会社と子会社の財務情報は、実務上不可能な場合を除き、同一の報告期間としなければならず、例外的に相違がある場合には当該期間の重大な取引又は事象の影響について調整することが求められている。このような調整が行われている場合において、適用基準案 BC121 項を適用することによって、財務諸表とのつながりが失われる可能性がある。</p>	<p>適用基準案 BC121 項は、つながりのある情報の考え方にに基づき、関連する財務諸表に含まれる財務情報の報告期間にあわせることを明らかにした定めであり、ISSB 基準においても同様であると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の提案を修正しないこととした。</p> <p>なお、当委員会事務局による解説記事等において上記の内容について説明することについて、優先順位等を含め、検討することとした。</p>
67) 気候関連開示は、財務諸表の連結範囲を対象とすべきである。	<p>It is important to enable consolidated level reporting for the entire report. Climate-related disclosures should cover the same scope of entity as financial statements to avoid misleading information.</p>	<p>適用基準案第7項では、「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものでなければならない。」としている。</p> <p>また、適用基準案 BC25 項では、「企業</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>は連結財務諸表と個別財務諸表の両方を作成することがあるが、報告企業は、連結財務諸表を作成している場合は連結財務諸表に含まれる企業集団をいい、連結すべき子会社が存在しないため連結財務諸表を作成していない場合は個別財務諸表を作成する企業をいう。」としている。</p> <p>このため、本公開草案の提案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—公表承認日)		
(公表承認日等の開示に関する定めに対するコメント)		
68) 公表承認日及び承認した機関又は個人の名称の開示を求めるときではない。	<p>【適用基準案第 73 項】</p> <p>「サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。」と定められている一方、日本基準の財務諸表では、財務諸表の承認日・承認者の開示は不要という整理となっている。ISSB 基準でも、公表承認日の開示は求められていないことを踏まえ、財務報告と合わせて本項目は開示不要と整理すべきと考える。</p> <p>仮に、開示を義務付ける場合には、会社法、金商法の財務諸表の承認をどう整理するかなど既存の財務報告の枠組に新たな課題を発生させる可能性が高い一方で、SSBJ も当該情報の有用性について特段整理はできていないように、利用者にとって特段有用な情報を提供するとは考えづらい点も踏まえ慎重にご検討いただきたい。</p>	<p>企業が公表するサステナビリティ関連財務開示について、どの時点までの情報が開示に含まれているか、また、どの機関又は個人が公表を承認したのかに関する情報は、主要な利用者がサステナビリティ関連財務開示を理解するために必要な情報と考えられる。</p> <p>このため、主要な利用者が当該情報を理解することができるように、公表承認日等の開示を要求することが必要と考えられることから、公表承認日等の開示に関する本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
69) 結論の背景における記述を修正すべきである。	<p>適用基準案 BC133 項</p> <p>会社法では、会計監査人設置会社においては事業報告並びに連結計算書類及び計算書類は監査役（監査等委員会設置会社は監査等委員会、指名委員会等設置会社は監査委員会）の監査を受けなければならない定めがあるが（会社法第 436 条第 2 項、第 444 条第 4 項）、金融商品取引法では、有価証券報告書（連結財務諸表及び財務諸表を含む）は監査役（監査等委員会設置会社は監査等委員会、指名委員会等設置会社は監査委員会）の監査を受けなければならない定めはないと認識している。</p>	<p>適用基準案 BC133 項後段は、IAS 第 10 号「後発事象」第 5 項及び第 6 項を参考にしたものであり、仮にサステナビリティ関連財務開示について監査役等の監査や株主総会の承認を受けることを企業が自ら定めたとしても、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日は、監査役等の監査報告書日や株主総会が承認した日ではなく、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>計算書類は定時株主総会において承認を受けなければならないとされつつも(会社法第438条第2項)、会計監査人設置会社においては特例が設けられ株主総会ではその内容を報告すれば足りるが(会社法第439条)、有価証券報告書(連結財務諸表及び財務諸表)には株主総会の承認を受けなければならない定めはないと認識している。また仮に会社が任意でそのようなプロセスを構築した場合、主要な利用者が求める有価証券報告書の株主総会前の提出を阻害することにもなる。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示は有価証券報告書に含まれることが想定されているが、「サステナビリティ関連財務開示の公表を承認するプロセスを構築した場合、監査役、監査役会又は監査委員会による監査や株主総会による承認を求める」(BC133項)とするのは、どのような理由なのか明確にして頂きたい。</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示を公表することを承認する権限を有する社内の機関又は個人が公表を承認した日であることを示すために記載したものである。</p> <p>しかしながら、適用基準案 BC133 項後段の記述を含めることによって適用基準案 BC133 項前段の趣旨が伝わりづらくなると考えられる。このため、当該記述を本公開草案から削除し、そのうえで、当委員会事務局による解説記事等として提供することを検討することとした。</p>
同 上	適用基準案 BC133 項で、「監査役、監査役会又は監査委員会による監査」とあるが、監査等委員会も例示に含めた方がいい。	同 上
(後発事象に関する定めに対するコメント)		
70) 我が国の会計基準における後発事象の取扱いとの関係を明確化すべきである。	<p>【適用基準案第 74 項、第 75 項】</p> <p>以下の点について、明確化などを行っていただきたい。</p> <p>日本の財務報告においては、監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に従い、会社法における監査報告日(=会社法監査報告書後)以後に発生した後発事象を開示後発事象と取り扱われている。サステナビリティ開示における後発事象も「後発事象に関する監査上の取扱い」に従うことが想定されているという理解でよいか。</p>	<p>左記のコメントは、我が国の会計基準に従い財務諸表を作成した企業が SSBJ 基準に従いサステナビリティ関連財務開示を作成する場合、会社法監査報告書日後、金融商品取引法監査報告書日までに報告期間の末日現在で存在していた状況についての情報を入手したときは、財務諸表では開示後発事象に準じて取り扱うことになるため、サステナビリティ関連財務開示においても同様に、適用基準案第 75 項に準</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>じて、当該情報を開示することになるのかどうかを明らかにすべきとのコメントであると考えられる。</p> <p>この点、適用基準では、関連する財務諸表とのつながりが理解できるように情報を開示することが求められているため、我が国の会計基準に基づき作成した財務諸表において、会計上の後発事象に関する我が国特有の取扱いを適用している場合、当該財務諸表との間のつながりが理解できるような情報を開示することになると考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>なお、当委員会事務局による解説記事等において上記の内容について説明することについて、優先順位等を含め、検討することとした。</p>
71) 後発事象の具体例を説明すべきである。	サステナビリティ開示における重要な後発事象の例示は不明確であり、基準内に具体例を明記していただきたい。	<p>左記のコメントは、後発事象の開示に関する適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>しかしながら、ISSB 基準においても重要な後発事象の例は明記されていないこ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		とを踏まえ、SSBJ 基準においても重要な後発事象の例を示さないこととした。
同 上	<p>【適用基準案・第 74 項】</p> <p>サステナビリティ/非財務項目は時間軸が短期というより長期的目線で捉えているものが多い中で、報告期間末日から開示公表承認までの数か月間の中で起こる事象とは何を想定しているのか、事例を示して頂けると有難い。</p>	<p>左記のコメントは、重要な後発事象の例を示すべきとの意見であると考えられる。</p> <p>しかしながら、ISSB 基準においても重要な後発事象の例は明記されていないことを踏まえ、SSBJ 基準においても重要な後発事象の例を示さないこととした。</p>
72) 後発事象に関する開示を行う場所を明確化すべきである。	<p>また、合わせて、開示後発事象については経理の状況の「重要な後発事象」に記載するのか、独立した項目としての開示が求められるのかなど、開示場所などについても今後議論し、確定基準に織り込んでいただきたい。</p>	<p>左記のコメントは、サステナビリティ関連財務開示における開示後発事象の記載場所に関して、適用基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表に含まれる情報を補足し、補完するものであると考えられる(適用基準案 BC17 項)。このため、関連する財務諸表の後発事象の開示において記載されている事項については、適用基準案第 66 項に掲げた要件をすべて満たす場合、相互参照によりサステナビリティ関連財務開示に含めることができると考えられる。</p> <p>適用基準案の表現では、上記の点が明確ではない可能性があるため、確定基準の結論の背景に説明を追加することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		なお、SSBJ 基準に従い開示を作成することを要求又は容認する法令において開示様式が定められている場合には、当該開示様式に従うことになると考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー比較情報)		
(比較情報の開示に関する定めに対するコメント)		
73) 比較情報を開示しないことができるとする定め(適用基準案第 76 項ただし書き)を削除すべきである。	適用基準案第 76 項ただし書きで、“任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行う場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる”旨の規定があるが、投資家、作成者にとって、サステナビリティ情報に関する前期からの趨勢分析が重要であるため、例え任意開示であっても、比較情報の開示をすべきと考える。	<p>サステナビリティ関連財務開示においては趨勢分析が重要であるため、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合には、比較情報を開示しないことができるとする定め(適用基準案第 76 項ただし書き)を削除すべきとのコメントである。</p> <p>この点、比較情報は企業のパフォーマンスに関するトレンドを把握するうえで有用な情報であると考えられるものの、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合には、SSBJ 基準が求める開示項目について、少なくとも当報告期間の情報が開示されることの方がより有用と考えられる。任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合にも比較情報の開示に関して原則的な取扱いに従うことを求めた場合、積極的に開示に取り組む企業が任意で SSBJ 基準に従った開示を行うことを躊躇し、結果的に主要な利用者の便益を損なうことが考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(比較情報の更新に関する定めに対するコメント)		
<p>74) 重要性がない場合は、比較情報を更新する必要がない旨を明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第 77 項 (II比較情報の更新)、BC143 項、BC144 項</p> <ul style="list-style-type: none"> • 前報告期間に開示された「見積もり」の数値に関連して、当報告期間において新規の情報入手、反映して「更新された比較対象の数値」を開示しなければならない。 • IFRS S1 号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみとされており、この定めを取り入れる事とした。 <p>とあるが、重要性が無い場合については更新された比較対象の数値を開示する必要は無い旨を明示頂きたい。これは前年度において推計値として集計をした数値について、実績値の集計、及び合計値の計算を改めて行う事になり、企業に相当な負担がかかる事になるためである。</p>	<p>重要性の判断は、SSBJ 基準で要求するすべての開示項目に対して適用される。仮に、特定の項目について重要性がないときに開示を要さない旨の記述を含めた場合、他の項目については重要性がないときにも開示しなければならないかのような誤解が生じかねないと考えられる。</p> <p>ただし、適用基準案 BC143 項には、「IFRS S1 号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみとされている。」との記述がある。当該記述は IFRS S1 号の考え方を紹介したものであるが、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れているため、SSBJ 基準においても同様に判断することになると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>75) 実務上不可能である場合の取扱いについて</p>	<p>(比較情報) S1 号 B51 項から B53 項に列挙されている前期の見積りに対する新たな情報入手した場合、指標の再定義又は置き換えを行った場合、及び新たな指標を導入した場合であって、かつそれらの比較情報の数値を見直すことが実務上不可能である場合に</p>	<p>IFRS S1 号 B51 項から B53 項の要求事項は、指標の比較情報に関する定めであり、指標以外の比較情報には適用されない</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>て、一般基準及び気候基準に基づいて開示される指標の比較情報にも適用されることを明確化すべきである。</p>	<p>は、見直すことが不可能である旨を開示することが B54 項で定められている。しかし、SSBJ 基準では、S1 号 B51 項に対応する規定は適用基準案第 78 項、S1 号 B52 項と B53 項に対応する規定は一般基準案第 38 項及び第 39 項並びに気候基準案第 92 項及び第 93 項に分かれている。また、S1 号 B54 項に対応する定めは適用基準案第 79 項にのみ記載されており、本規定が一般基準案及び気候基準案に対しても適用されるものであるかが明確ではない。適用基準案第 79 項の規定が、一般基準案及び気候基準案のそれぞれの状況にも適用されることを明確にするような記載を追加することが考えられる。</p>	<p>と考えられるため、一般基準及び気候基準の指標に関する定めとして記載することが考えられる。</p> <p>また、適用基準は、SSBJ 基準に準拠したサステナビリティ関連財務開示を作成し、報告するにあたり、適用しなければならないとしているため（適用基準案第 2 項）、適用基準案第 79 項の定めは一般基準及び気候基準にも適用されることは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>76) 比較対象の数値を更新する場合に、有価証券報告書における虚偽記載に該当しないことを明確化すべきである。</p>	<p>適用基準案第 77 項 (II.比較情報の更新)、BC143 項、BC144 項</p> <ul style="list-style-type: none"> 前報告期間に開示された「見積り」の数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入力、反映して「更新された比較対象の数値」を開示しなければならない。 IFRS S1 号においては、比較対象の見積りの数値を更新することが要求されるのは、見積りの変更に関する情報に重要性があり、見積りを更新することが実務上不可能でない場合のみとされており、この定めを取り入れることとした。 <p>とあるが、重要性がある場合についても、虚偽記載や訂正報告対象外とし、比較対象の数値の更新については有価証券報告書では行わず、有価証券報告書ではない別媒体にて（例えば、統合報告書や ESG レポート、企業 Website など）後追いでの開示を許容するなど、企業の負担軽減策を盛り込んで頂きたい。</p>	<p>左記のコメントは、金融商品取引法に基づく開示制度に対する要望であると考えられるが、当該事項については金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—準拠表明)		
(準拠表明に関する定めに対するコメント)		
77) 適用基準案第 83 項の記述を基準本文に含める必要はない。	適用基準案第 82 項の記載に基づけば、当然に第 83 項の「当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の定めを適用することなく、第 57 項に定めるガイダンスの情報源を適用する場合は、準拠表明できないことが分かる。第 83 項を別途定める必要性を説明してほしい。	<p>適用基準案第 82 項は IFRS S1 号第 72 項に対応した定めであり、適用基準案第 83 項は IFRS S1 号 C3 項に対応した定めである。</p> <p>ISSB は、「GRI スタンダード」や「ESRS」を適用する場合の特段の定めとして IFRS S1 号 C3 項を置いたと考えられるが、当該要求事項を取り入れた適用基準案第 83 項は、左記のコメントで指摘されているように、適用基準案第 82 項と重複していると考えられる。</p> <p>このため、適用基準案第 83 項は、適用基準案第 82 項の具体的な適用について説明するものとして、結論の背景に移動させることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—誤謬)		
(誤謬に関する定めに対するコメント)		
<p>78) 「法令に基づく取扱いに従う」とする定めを削除すべきである。</p>	<p>Items that specify treatments when laws and regulations that require or permit disclosure in accordance with the SSBJ Standards provide specific requirements</p> <ul style="list-style-type: none"> • PRI does not support the proposed approach to potentially give entities the option not to: (iii) correct prior period errors – where “laws and regulations that require or permit disclosures in accordance with the SSBJ Standards prohibit such disclosure or permit non-disclosure”. • These requirements within IFRS S1 are important to ensure that reported information is material and of sufficient quality to inform investment decisions, and therefore should be required in all cases to be made available at the same time under the SSBJ’s standards. It is therefore desirable for the SSBJ and the FSA to cooperate to ensure that these IFRS S1 requirements are reflected in relevant laws and regulations. 	<p>左記のコメントは、法令において、修正再表示によって過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときに、当該法令に基づく取扱いに従うとする適用基準案第 90 項ただし書きの提案に反対するコメントであると考えられる。</p> <p>当報告期間のサステナビリティ関連財務情報を理解するうえで、比較情報に重要性がある誤謬が含まれていないことが有用であるため、重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが実務上不可能でない限り、開示された過去の報告期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならないと考えられる。</p> <p>ただし、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、法令に違反することにならないように、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>いに従うとすることが考えられる。</p> <p>また、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬を解消することを容認している場合、過去の誤謬の修正方法が複数認められている場合であると考えられるが、基準上、過去の誤謬の修正方法を複数認めた場合、複雑なものとなり、主要な利用者が理解することが困難になる可能性があると考えられるため、基準上は、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正しなければならないとすることが考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p> <p>なお、有価証券報告書の訂正については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他一適用時期及び経過措置)		
(SSBJ 基準の適用時期に対するコメント)		
79) SSBJ 基準の適用時期等を検討するにあたり、「ESRS」の適用時期を考慮すべきである。	<p>When considering transition reliefs, we encourage the SSBJ to take stock of the developments of mandatory reporting regulations globally. The European Sustainability Reporting Standards (ESRS), which extend beyond the requirements embedded in IFRS S1 and S2, will demand sustainability information from 2025, FY 2024, for very large undertakings, and from 2026 to all others. Listed SMEs will start reporting sustainability information from 2028, and the EU created a set of voluntary reporting requirements for non-listed SMEs (VSME Standard), which will greatly enhance the collection of data and the understanding of value chain impacts in Europe. Additionally, we highlight that all Japanese companies with substantial operations in the EU will have to comply or be indirectly impacted by ESRS either from 2025 or 2028 at the latest. The timely implementation of Japanese sustainability reporting standards and accompanying implementation strategy will help Japanese entities prepare for the international demand for information from their customers and broader stakeholders.</p>	<p>左記のコメントは、適用時期及び経過措置を検討するにあたり、段階的に適用される「ESRS」の適用時期を考慮することを提案するものであると考えられる。</p> <p>SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令に従い開示を行う場合の経過措置は、基本的に ISSB 基準における経過措置と整合させている（ただし、最初の年次報告期間に限り、関連する財務諸表を公表した後にサステナビリティ関連財務開示を報告することを容認する IFRS S1 号 E4 項については、別途、一定の条件を満たす場合に、関連する財務諸表と同時に報告しないことができるとの定めを置いているため、取り入れていない。）。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度における SSBJ 基準の適用時期及び経過措置については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
80) SSBJ 基準の適用時期等を検	<p>Sufficient time for adoption. We support a sufficient transition period for the standards' adoption. The IFRS S1 and IFRS S2 standards have become effective in January 2024. We anticipate that the</p>	<p>左記のコメントは、SSBJ 基準の適用時期に関するコメントであると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>討するにあたり、十分な準備期間を設けることを考慮すべきである。</p>	<p>most ambitious companies will use these ISSB standards for year-end 2024 reports, issued in 2025, but that most of our investee companies will require a longer period of time to transition. During this transition period, we expect that many of our investee companies will continue to report using SASB and/or TCFD standards. Many companies have invested in the infrastructure to prepare SASB and/or TCFD reporting, and we believe that forcing them to change reporting standards in a short period of time may be an undue burden. We also recognize that some multinational companies may become subject to new sustainability reporting requirements in a number of jurisdictions, thereby increasing compliance burdens over the same period of time.</p> <p>In our view, large capitalization companies should not be required to make ISSB-type disclosures any earlier than 2026 (capturing year-end 2025 disclosures). Allowing a longer transition period for companies already using SASB and TCFD disclosures could be reasonable. Additionally, smaller capitalization companies should be given a longer transition period than their larger peers.</p>	<p>SSBJ 基準は、SSBJ 基準の公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができるとしているが、個々の開示制度において SSBJ 基準に基づく開示が求められる場合の具体的な適用時期については、当該制度において定められるものである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度における SSBJ 基準の適用時期については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>同 上</p>	<p>【全体】</p> <p>各企業とも開示準備に相当な時間を要する事が予想される為、強制適用開始時期並びに移行期間には十分な余裕を持たせて設定をお願いしたい。(CSRD の域外適用時期と併せて 2028 年以降とする事も一案かと考える)</p>	<p>同 上</p>
<p>81) SSBJ 基準の適用時期を決定するにあたり、GHG 排出量を考慮すべきである。</p>	<p>It will be vital for the market and stakeholders to know exactly when the disclosure standards will go into effect, especially as much of it has mandatory reporting requirements. Implementation should be undertaken with a sense of urgency. We agree with the approach of first applying these standards to companies with larger market capitalization. However, we also recommend that further criteria of GHG emissions contribution be considered. To enable Japan to progress on its decarbonization goals, disclosure must be promptly applied to companies of large market capitalization that contribute a significant percentage of emissions. It is important for investors to have access to disclosure data from majority of companies that contribute a significant portion of Japan's emissions even if they have a lower market capitalization than the set threshold. To provide transparency and set clearer expectations, it would be beneficial to announce when these standards will be applied to all prime-listed companies.</p>	<p>金融商品取引法に基づく開示制度における SSBJ 基準の適用時期及び経過措置は、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>導入初年度において気候関連のリスクや機会やスコープ 3 排出量といった項目に関する「(時系列の) 比較情報」に対して経過措置（開示初年度は初年度は開示、過年度は猶予する）を導入することは企業の開示負担を軽減させるという点で賛成。一方、多排出企業ではすでに開示に取り組んでいる企業も多い。脱炭素の喫緊性を鑑みると、小規模企業に対してはこうした猶予を認めることは良いが、多排出かつ大企業は導入初年度から比較情報も含めてしっかり開示していただくことが望ましいと考える。</p>	同 上
82) SSBJ 基準の適用時期を遅らせるべきである。	<p>適用基準案 BC159 項、一般基準案 BC56 項、気候基準案 BC208 項 「適用開始時期の後ろ倒し」について、関係当局（金融庁等）と協議・検討していただきたい。 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現状、サステナビリティ情報に関する第三者保証は 8 月に取得しているが、6 月末までの第三者保証取得・開示のために必要な社内外の体制確立には相当程度の時間を要する。 • 限定的保証でも 6 月取得はスケジュール的に厳しいため、将来的に合理的保証まで求められるようであれば相当ハードルが高い。 • 6 月末開示時点では第三者保証取得前の数値を掲載し、保証取得後に別途 HP 等へ確定値を公表という案も検討して頂きたい。 • 社内体制においては、サステナビリティ推進に向けた整備途中で、専門性の高い社員数も限定的である。このため、集計時の誤入力等エラーの多発や監査期間の長期化が想定され、社員教育・研修等の対応準備・実施期間確保が必要である。 • スコープ別ではサプライチェーンを巻き込むスコープ 3 は特に調整が必須なため、スコープ 3 の開示時期の後ろ倒し及び内容の簡素化を希望する。 	同 上
同 上	<p>【適用基準案 BC159 項、一般基準案 BC56 項、気候基準案 BC208 項】 適用開始時期の後ろ倒しについてご検討いただきたい。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 6月末までの第三者保証取得・開示のために必要な社内外の体制確立には相当程度の時間を要する。 社内体制においては、サステナビリティ推進に向けた整備途中で、専門性の高い社員数も限定的である。そのため、集計時の誤入力等エラーの多発や監査期間の長期化が想定され、社員教育・研修等の対応準備・実施期間確保が必要である。 スコープ別ではサプライチェーンを巻き込むスコープ3は特に調整が必須なため、スコープ3の開示時期の後ろ倒し及び内容の簡便化を希望する。 	
83) SSBJ 基準の適用時期を遅らせないよう、当委員会が金融庁に働きかけるべきである。	<p>CDP disclosure data of Japanese companies, which can be found throughout our public comment, shows the high level of maturity for environmental disclosure in Japanese companies. While understanding that the scope of companies and timeline that the SSBJ standards will be mandatory are under discussion of the Working Group on Disclosure and Assurance of Sustainability-related Financial Information of the Financial System Council, CDP encourages the SSBJ to work with the FSA not to prolong the timeline of the mandatory reporting and thereby the implementation of critical environmental action. CDP proposes the timeline to move from the finalization of the SSBJ standards directly into mandatory reporting (i.e. mandatory from 2026 onwards if the standards are finalized by March 2025).</p>	同 上
(経過措置に対するコメント)		
84) SSBJ 基準に追加して法令で定める経過措置について、関係者の準備状況を十分に考慮すべきである。	<p>法令において具体的に定められる経過措置は、企業の実情並びに保証会社の準備の状況等に十分配慮していただけるよう、お願いいたします。</p>	<p>金融商品取引法に基づく開示制度における経過措置は、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは、金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>85) 経過措置の内容の理解が促進されるよう、ガイダンス等を提供すべきである。</p>	<p>経過措置は、法定開示の場合と任意開示の場合で分かれており、内容もやや複雑なので、作成者に解釈のばらつきが発生しないよう、設例等により明確化を図っていただきたい。</p>	<p>「任意でサステナビリティ開示基準に従った開示を行っていた企業が法令に従い開示を行うこととなった場合」に関する本公開草案の提案（適用基準案第 100 項、一般基準案第 44 項及び気候基準案第 107 項）については、本公開草案から削除することとした。</p> <p>そのうえで、確定基準の結論の背景において、経過措置が適用される報告期間について、明確化を図ることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—法令が別段の定めを置いている場合)		
(法令が別段の定めを置いている場合に対するコメント)		
86) 同時の報告に関する定めについて、法令が別段の定めを置いている場合に、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する定めを追加することを支持する。	<p>We are in support of allowing flexibility on reporting periods and reporting timelines to ensure that specific legal requirements can be met, even if that means reporting sustainability-related information at a different time than the related financial statements.</p> <p>Although it would be best for investors to have all material information for decision-making available at the same time, and ideally sustainability-related information should be integrated with financial statements, we acknowledge jurisdiction-specific requirements and support efforts to reduce administrative reporting burdens where possible.</p>	<p>同時の報告に関する定め (適用基準案第 69 項) において、法令が別段の定めを置いている場合の取扱いを追加することを支持するコメントである。</p>
87) 法令が別段の定めを置いている場合であっても、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する定めを追加すべきでない。	<p>Items that specify treatments when laws and regulations that require or permit disclosure in accordance with the SSBJ Standards provide specific requirements</p> <ul style="list-style-type: none"> • PRI does not support the proposed approach to potentially give entities the option not to: (i) report sustainability-related financial disclosures at the same time as its related financial statements; (ii) disclose comparative information in respect of the preceding period for all amounts disclosed in the reporting period; and (iii) correct prior period errors – where “laws and regulations that require or permit disclosures in accordance with the SSBJ Standards prohibit such disclosure or permit non-disclosure”. • These requirements within IFRS S1 are important to ensure that reported information is material and of sufficient quality to inform investment decisions, and therefore should be required in all cases to be made available at the same time under the SSBJ’s standards. It is 	<p>同時の報告 (適用基準案第 69 項)、比較情報 (適用基準案第 76 項) 及び誤謬 (適用基準案第 90 項) に関する定めについて、IFRS S1 号におけるこれらの要求事項は投資意思決定に情報をもたらすために十分な質を備えることを確実にするために重要であるため、法令が別段の定めを置いている場合の取扱いを設けることに反対するコメントである。</p> <p>当委員会は、SSBJ 基準を適用した結果</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>therefore desirable for the SSBJ and the FSA to cooperate to ensure that these IFRS S1 requirements are reflected in relevant laws and regulations.</p>	<p>として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、ISSB 基準の要求事項と同じ内容をすべて取り入れることを基本的な方針としている。</p> <p>ここで、法令において ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合、法令に違反することにならないように、SSBJ 基準において、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する定めを追加する必要があると考えられる。このため、情報の記載場所(適用基準案第 64 項)、同時の報告、比較情報及び誤謬に関する定めのうち、法令において ISSB 基準の要求事項と同じ内容を禁止している場合の取扱いについては、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>また、法令が ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認している場合、SSBJ 基準における対応としては、次の方法が考えられる。</p> <p>① 法令の定めにかかわらず、SSBJ 基準においては、ISSB 基準の要求事項と同じ内容を要求する。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>② 法令の定めを踏まえ、SSBJ 基準においても、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する。</p> <p>ここで、SSBJ 基準において上記のいずれの対応をとるべきかについては、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわないものとなるようにするという基本的な方針に照らし、個々に検討することが考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、当委員会において検討を行い、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>Furthermore, we note that the ED allows entities to report on sustainability-related information at a different time from the entity's financial statements when there are specific legal or regulatory requirements which prohibit entities to do so, or when entities apply the standards on a voluntary basis. We suggest aligning the timing of reporting to ensure that investors have all material information for decision making available at the same time.</p>	<p>同時の報告に関する救済措置（適用基準案第 69 項ただし書き）について、投資家はすべての重要性がある情報を同時に入手することを確保すべきであるため、支持しないとするコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 87) 冒頭で記載している。</p>
88) 同時の報告に関する定めについて、ISSB 基準の要求事項と	<p>Timing of reporting (IFRS S1 para 64): UPP recommends aligning the timing of financial statements with the reporting of sustainability-related information and not providing an opportunity for such reporting to occur at a different time. While the SSBJ ED requires that the entity report sustainability-related disclosures at the same time as the related financial statements, it also permits entities to report on sustainability-related information at a different time from the entity's financial</p>	<p>利用者の意思決定にとって重要性がある情報のすべてが同時に利用可能となっていることは投資家にとって不可欠であるため、財務諸表のタイミングと異なるタ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
異なる内容を容認する定めを追加すべきでない。	statements when there are specific requirements in law and regulation which prohibit or permit entities to do so (or when entity applies the standard on a voluntary basis). Timing alignment is essential to investors because it ensures that all material information for decision making is available at the same time.	<p>イミングでサステナビリティ関連財務情報を報告できるような定めを置くべきではないとのコメントである。</p> <p>このコメントのうち、法令が、関連する財務諸表と同時に報告することを禁止しているか、同時に報告しないことを容認している場合の提案(適用基準案第 69 項(1))に対するコメントへの対応は、質問 11 の 87)冒頭で記載している。</p> <p>一方、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合の提案(適用基準案第 69 項(2))に対するコメントについて、これまでの我が国の自発的なサステナビリティ開示の実務において、財務諸表とサステナビリティ開示が公表されるタイミングが異なることが多かったと考えられるものの、そのことをもってサステナビリティ開示の有用性が大きく損なわれてはいないと考えられる。</p> <p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行う企業が多くなることが望ましいとの観点から、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の有用性を損なわせない範囲において、SSBJ 基準における定め</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		除を検討することが考えられることを踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。
同 上	<p>We encourage the SSBJ to amend the proposal in paragraph 69 of the Application ED to require reporters to publish sustainability-related financial disclosures at the same time as the financial statements to which they relate. Given the scope of the proposed SSBJ EDs seek only to include material sustainability-related financial information on significant sustainability related risks and opportunities, we believe it is necessary that reporting occurs in parallel with traditional financial reporting. Doing so enables investors to integrate such information more readily and accurately within investment decision making. Notably, IFRS S1 already provides transition relief on this issue to enable jurisdictions and companies to adequately prepare.</p> <p>Investors and companies both need credible risk information to make prudent financial decisions. In practice, for both investors and companies, it is challenging to integrate sustainability-related financial information into decision-making processes comprehensively and holistically without considering this information in tandem with financial statements. Moreover, requiring sustainability-related financial disclosures be provided alongside the financial statements enhances the likelihood of assurance, maximizing user trust and confidence in the information disclosed.</p>	<p>サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表と同時に報告するよう、適用基準案第 69 項を修正すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 88) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>The accessibility and timeliness of the information is an important factor in its usability. Sustainability disclosures should accompany and be published simultaneously with financial reporting. This allows investors to make more informed decisions with all necessary information to contextualize financial reporting and impacts to enterprise value.</p>	<p>情報の利用可能性の観点からは、情報へのアクセス及び適時性は重要な要因であるため、サステナビリティ関連財務開示を財務諸表と同時に提供することを求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 88) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>Timing of reporting: Aligning the timing of reporting so that investors and boards receive financial statements and</p>	<p>同時の報告に関する定めは、IFRS S1 号の重要な要求事項であり、投資家がすべて</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>sustainability-related information at the same time is an important requirement of IFRS S1. This is required by ISSB in IFRS S1, with transition relief to allow jurisdictions and companies to prepare, because of the importance of investors having all material information available to them at the same time to support their decision making. This is also an important consideration for boards of directors.</p>	<p>の重要性がある情報を同時に入手できるようにすることが重要であるため、法令が別段の定めを置いている場合の取扱いを設けることに反対するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 88) 冒頭で記載している。</p>
<p>89) 情報の記載場所に関する定めについて、ISSB 基準の要求事項と異なる内容を容認する定めを追加すべきでない。</p>	<p>Bloomberg notes that the SSBJ exposure drafts permit entities to disclose sustainability-related financial disclosures separately from related financial statements, under certain conditions. Bloomberg believes entities should be required to disclose sustainability-related financial information as part of general purpose financial reporting. We believe that the consistent location of disclosures across entities would allow for easier identification and extraction of the data for value-added services, and having such disclosures part of mainstream financial filings would ensure the information has gone through a rigorous review process.</p>	<p>開示する場所に一貫性があることにより、データの識別及び抽出が容易になるため、サステナビリティ関連財務情報は、一般目的財務報告書の一部として開示することを要求すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントのうち、法令が、関連する財務諸表とあわせて開示することを禁止しているか、あわせて開示しないことを容認している場合の提案（適用基準案第 64 項(1)）に対するコメントへの対応は、質問 11 の 87) 冒頭で記載している。</p> <p>一方、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合の提案（適用基準案第 64 項(2)）に対するコメントについて、質問 11 の 88) 冒頭で記載しているとおり、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合には、同時の報告の定め免除を検討することが考えられることを踏まえ、同時の報告に関する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>本公開草案の提案を変更しないこととした。これに伴い、必然的に情報の記載場所は同じにならないと考えられる。また、仮にサステナビリティ関連財務開示と、関連する財務諸表を同時に報告するとしても、自発的に行う企業報告のあり方には多様な方法が考えられることから、両者をあわせて開示する必然性はないと考えられる。</p> <p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行う企業が多くなることが望ましいとの観点から、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の有用性を損なわない範囲において、SSBJ 基準における定めの特例を検討することが考えられることを踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>90) 比較情報に関する定めについて、ISSB 基準の要求事項とは異なる内容を容認する定めを追加すべきでない。</p>	<p>Comparability across multiple periods To ensure comparability over time, entities should disclose quantitative information for both current and preceding periods..</p>	<p>比較情報に関する定め(適用基準案第76項)について、長期的な比較可能性を確保するために、当報告期間及び前報告期間の両方の定量的情報を開示すべきであり、法令が別段の定めを置いている場合の取扱いを設けることに反対するコメントである。</p> <p>このコメントのうち、法令又は SSBJ 基</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>準が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認している場合の提案（適用基準案第 76 項(1)）への対応は、質問 11 の 87)冒頭で記載している。</p> <p>一方で、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合の提案(適用基準案第 76 項(2))に対するコメントについて、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合には、SSBJ 基準が求める開示項目について、少なくとも当報告期間の情報が開示されることの方がより有用と考えられた。</p> <p>任意で SSBJ 基準に従った開示を行う企業が多くなることが望ましいとの観点から、SSBJ 基準に基づくサステナビリティ関連財務開示の有用性を損なわせない範囲において、SSBJ 基準における定め免除を検討することが考えられることを踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
(サステナビリティ関連財務開示の制度設計に関するコメント)		
91) SSBJ 基準に基づくサステナ	また、適用基準案第 69 項の「サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない」という同時報告の要求事項は、利用者にと	同時の報告に関する定め(適用基準案第 69 項)については、作成者の負担があるこ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ビリティ関連財務開示が制度開示に組み込まれるにあたり、金融商品取引法を中心に、制度設計の変更等を要望する。</p>	<p>って非常に重要であるが、この要求事項については、作成者の負担があることから、企業に同時報告が可能となるような支援（関係者への働きかけを含む）も行っていたきたい。</p>	<p>とから、適用のための支援を要請するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準は、現行の法令に基づき、ISSB 基準と整合する基準を開発するとしているため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>一方、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令において、SSBJ 基準の定めの一部を、当面の間、適用しないとすることなどの対応をとることはあり得ると考えられる。このため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p> <p>なお、法令に変更があった場合には、当該法令が SSBJ 基準に与える影響について、別途検討することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>Items that specify treatments when laws and regulations that require or permit disclosure in accordance with the SSBJ Standards provide specific requirements</p> <ul style="list-style-type: none"> These requirements within IFRS S1 are important to ensure that reported information is material and of sufficient quality to inform investment decisions, and therefore should be required in all cases to be made available at the same time under the SSBJ's standards. It is therefore desirable for the SSBJ and the FSA to cooperate to ensure that these IFRS S1 requirements are reflected in relevant laws and regulations. 	<p>同時の報告（適用基準案第 69 項）、比較情報（適用基準案第 76 項）及び誤謬（適用基準案第 90 項）に関する定めについて、金融庁と当委員会が連携し、関連する法令に IFRS S1 号のこれらの要求事項を反映させることが望ましいとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 91) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>【適用基準案・第 64 項】</p> <p>関連する財務諸表とあわせての開示は、現行の日本の法制度、商慣行等様々な要因もあり発行体もそうあるべきと考えながらも対応に苦慮している。官民一体となった対応が必要である。</p>	<p>情報の記載場所に関する定め（適用基準案第 64 項）については、現行の日本の法制度等の要因もあるため、官民一体で対応すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 91) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>適用基準案第 69 項（同時の報告）、第 70 項（報告期間）それぞれの条項において、</p> <ul style="list-style-type: none"> • サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。 • サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない。 <p>とあるが、サステナビリティ関連財務開示の後ろ倒し（関連する財務諸表と期ズレして開示）を許容して頂きたい。</p> <p>現在の有価証券報告書報告書は事業年度終了後 3 カ月以内に提出する必要がある一方で、サステナビリティ情報によっては実績値を取得できるまで報告期間終了後 1 ヶ月程度を必要とするものもある（※）。社内決裁ガバナンスも含めた手続きに要する時間を勘案すると、現行の有価証券報告書のスケジュールにて関連する財務諸表と同じ報告期間を対象にしたサステナビリティ情報の開示を行う事は実務的に不可能である。</p> <p>※例えば電気事業者から取得する電気使用量の情報等。また非化石証書などによる Scope2 削減インパクトは、非化石証書の入札スケジュールに依存しており月次で取得できるものではない。</p> <p>また、上記に加えて GHG については第三者保証を取得しているため（情報の精度の観点から保証取得後の数値にて開示を行うのが、本基準の趣旨にも整合すると考える）、デ</p>	<p>同時の報告に関する定め（適用基準案第 69 項）について、現行の法制度及び開示実務を想定すると、有価証券報告書の提出期限までにサステナビリティ関連財務開示を提供することは不可能であり、提出期限の見直しを要請するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 91) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ータ集作業に加えて、第三者保証手続きの為の時間も更に必要となる。</p>	
同 上	<p>適用基準案第 69 項 関連する財務諸表と同時に報告するのは、実務的に非常に困難である。特に環境関連データは、外部の請求書データ等を利用することもあり、時期をはやめて算定するのは難しい。非財務情報開示のみ時期をずらすか、あるいは、財務諸表も含めて開示時期を遅らせることも検討していただきたい。</p>	同 上
同 上	<p>財務情報とサステナビリティ情報の同時報告については、日本の報告制度の実情も踏まえて、実践可能な制度設計となるよう基準の最終化の際は調整頂きたい。現行制度化において、企業の自助努力のみで今後の保証業務まで含めて同時報告を実現することは不可能であり現実的ではない。</p>	<p>同時の報告に関する定め(適用基準案第 69 項)について、現行の法制度及び開示実務を踏まえ、実行可能な制度とすることを要請するコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 91) 冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>財務情報とサステナビリティ情報の同時報告(適用基準案第 69 項)については、我が国の報告制度の実情や金融審議会「サステナビリティ情報と保証に関する WG」の動向を踏まえて、実務対応が可能な制度設計になるようにご検討・調整をいただきたい。</p>	同 上
同 上	<p>適用基準案第 7 項、第 8 項、第 69 項、第 70 項、BC25 項、BC116 項~BC127 項 現在、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループにおいて、有価証券報告書の開示時期について見直しが検討されるなど、開示企業の負担を考慮した議論が行われており、一方で、コーポレートガバナンス改革の文脈で有価証券報告書の開示を早期化する議論もあると認識している。 仮に後者の早期化が求められることとなれば、SSBJ 基準に基づくデータ集計・開示を行い、サステナビリティ保証も得るといった対応を想定すると、発行体企業には相応の実務・コスト負荷が生じるものと考えられる。したがって、有価証券報告書の開示時期が早期化される場合には、実務面の制約を踏まえて、報告タイミングや、報告期間、対象企業</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	(例えば早期開示時の連結子会社の範囲等)に関して柔軟な扱いを認める規程を設けていただきたい。	
同 上	<p>報告の時期について、適用基準案(第 69 項(1))では、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならないとしており、例外として、「関連する財務諸表と合わせて開示することを原則として要求されているものの、開示基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令が、同時に報告することを禁止しているか、同時に報告しないことを容認している場合、同時に報告しないことができる」とされている。</p> <p>公開草案の内容についての直接的な意見ではないが、現在、公開草案を踏まえ金融庁で報告方法、時期が検討されており、特に報告時期については、現状の統合報告書の発行時期等を踏まえ、実務者に過度な負担とならないよう配慮いただきたい。</p>	同 上
同 上	<p>【適用基準案 第 69 項】</p> <p>サステナビリティ情報の開示のタイミングについて、有価証券報告書と同時（期末後 3 か月以内）は実務的に難しいと考える。グローバルでの情報収集、さらに第三者保証や英訳などが必要となった場合、3 か月間で行うのは物理的に困難であり、株主総会の時期および有報の発行期限の総合的な見直し、財務情報とサステナビリティ情報の開示時期を分ける等の検討を期待する。</p>	同 上
同 上	<p>【適用基準案・第 69 項】</p> <p>グローバル企業の同タイミングでのデータ収集・開示は困難である事が予想される為、報告期限に止む無く直近年のデータが集まらない場合は、一旦は前年度の数値を載せて、情報入手次第速やかに差し替える運用を認めていただきたい。</p>	<p>同時の報告に関する定め(適用基準案第 69 項)について、グローバル企業においては対応が困難であることが予想されることから、間に合わない場合には、情報入手次第対応するような運用を容認することを要請するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 91) 冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>Comparability across multiple periods</p> <p>Entities should clearly point to material errors made in prior periods to ensure data comparability over multiple periods.</p>	<p>誤謬に関する定め(適用基準案第90項)について、複数の報告期間にわたるデータの比較可能性を確保するために、企業は過去の報告期間における重要性がある誤謬を明確に示すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問11の91)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案に関し、有価証券報告書上に見込みのGHG排出量の数値を記載することが、虚偽記載リスクや訂正報告の対象とならないことを明確化してほしい。それが無ければ、積極的な開示を行うことについて、社内の了解を取得することが困難となる。とりわけ、Scope3の開示内容について虚偽記載リスクや訂正報告の対象とならないことを明確化するとともに、四半期報告書等での開示も許容とする経過措置を設定いただきたい。</p>	<p>気候基準に基づき見積りにより測定した温室効果ガス排出量を有価証券報告書に記載した場合、虚偽記載とならないことを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問11の91)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ーコア・コンテンツ)		
(ガバナンスに関する定めに対するコメント)		
<p>92) 「コンピテンシー」の定義は、企業自身が決定するものであるかどうかを明確化すべきである。</p>	<p>【一般基準案第 9 項(3)】 コンピテンシーの対象・定義は、定めた戦略に応じて変わるものであり、企業が設定するものとの理解でよいか、確認したい。</p>	<p>左記のコメントは、一般基準案第 9 項(3)及び気候基準案第 10 項(3)に定める、リスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人が、リスク及び機会に対応するために定めた戦略を監督するための適切なスキル及びコンピテンシーに関する一般基準案及び気候基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>しかしながら、ISSB 基準において当該スキル及びコンピテンシーの対象及び定義について具体的な定めはないことを踏まえ、本公開草案においても当該記述及び方針について、追加的なガイダンス等を示していない。</p> <p>当該スキル及びコンピテンシーについては、一般基準案第 8 項及び気候基準案第 9 項に定める開示目的に照らして企業が判断するものであると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>93) 「経営者等が関与する委員会」の文言を、ISSB 基準にあわせるように修正すべきである。</p>	<p>一般基準案第 10 項(1)「経営者等が関与する委員会」との表現では、経営者等が委員会メンバーの選定のみに関与し、経営者等以外の者だけで構成される委員会も含まれ、IFRS S1.27(b)(i)の「経営者レベルの委員会」より、低いレベルの委員会が含まれる可能性がある。IFRS S1.27(b)(i)の「経営者レベルの委員会」との表現をそのまま一般基準案第 10 項(1)でも使用すべきと考える。(気候基準案第 11 項(1)についても同じ)</p>	<p>ISSB 基準の「経営者レベルの委員会」という表現について、一般基準案では、我が国の関係者にとって理解しやすい表現とすることを目的として、「経営者等が関与する委員会その他の機関」としている。一般基準案 BC22 項及び気候基準案 BC33 項において、ISSB 基準との間に差異を設けることを意図していない旨を説明しているため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>94) 結論の背景にある「サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関には、取締役会、取締役により構成される委員会又はガバナンスに対する責任を負う同等の機関が含まれる」旨の記述</p>	<p>一般基準案第 9 項、気候基準案第 10 項 IFRS サステナビリティ開示基準では、「リスク及び監督に責任を負うガバナンス機関（取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）又は個人」（S1 号第 27 項(a)、S2 号第 6 項(a)）と定められているところ、SSBJ 基準では、「（取締役会、委員会又はガバナンスの責任を負う同等の機関が含まれることがある。）」の箇所は基準本文ではなく、結論の背景(BC29 項)に記載されている。 「サステナビリティを巡る課題への対応について、執行の問題と捉えられており、取締役会による監督の役割に関する認識が不足しているとの指摘もある。」（「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2024」P7）にもあるとおり、我が国では、取締役会による監督の役割に関する企業の認識が十分とはいえない状況である。 IFRS サステナビリティ開示基準のように、基準本文に「取締役会」について記載したほうが、企業の取締役会による監督の認識を向上させる一助になると思われる。 また、「サステナビリティ委員会」等の名称で任意の委員会を設置している企業が多い</p>	<p>SSBJ 基準では、原則として、企業が従わなければならない定め又は企業が従うことができる定めのみを基準本文に記載し、説明や例示については、基準本文の理解に支障がない限り、結論の背景に記載している。 また、SSBJ 基準では、結論の背景についても基準を構成するものとして位置付けている。 このため、説明や例示については、企業が従わなければならない定めが不明瞭にならないように、基準の読みやすさの観点から、基準本文と結論の背景のいずれに記載すべきかを検討している。左記のコメント</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
を、基準本文で記載すべきである。	が、取締役会の諮問機関としての位置づけなのか、経営者レベルの委員会の位置づけなのか、不明瞭な事例も見受けられるので、「ガバナンス機関又は個人」「経営者の役割」の双方の基準本文に「委員会」について記載したほうが、自社の「サステナビリティ委員会」の位置づけを改めて整理する気づきにもなると思われる。	トのようにした場合、企業が従わなければならない定めが不明瞭になる可能性があると考えられるため、本公開草案を修正しないこととした。
95) 「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか」について、具体的な内容を明確化すべきである。	<p>一般基準案第9項、気候基準案第10項</p> <p>「サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する責任が、(1)の機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針にどのように反映されているか」とあるが、開示要求事項の具体的なイメージが掴みにくいと思われる。</p> <p>例えば取締役会について、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する「決議事項」及び「報告事項」などを「取締役会規則」等で定めている場合にその具体的な内容を開示するのは、「取締役会に与えられた役割、権限及び義務などの記述」に該当するという理解でよいのか。</p> <p>また企業が定めている「サステナビリティ基本方針」や「環境基本方針」などのサステナビリティに関する方針の策定及び改定には取締役会決議が必要な場合にその旨を開示するのは、「その他の関連する方針にどのように反映されているか」に該当するという理解でよいのか。</p> <p>現在我が国の開示では、サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督について「取締役会に報告している」旨の記載にとどまっている事例が多い。開示要求事項に関し我が国の実務や実例に即した説明があると、取締役会による監督の役割についてより具体的な開示を進める一助になると思われる。</p>	<p>左記のコメントは、一般基準案第9項(2)及び気候基準案第10項(2)に定める、リスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に与えられた役割、権限及び義務などの記述及びその他の関連する方針に関する一般基準案及び気候基準案の記述が不明瞭であることを示唆している。</p> <p>しかしながら、ISSB 基準において当該記述及び方針について具体的な説明はないことを踏まえ、本公開草案においても当該記述及び方針について、追加的なガイダンス等を示していない。</p> <p>当該記述及び方針については、一般基準案第8項及び気候基準案第9項に定める開示目的に照らして企業が判断するものであると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>96) 見出しを「監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」に修正すべきである。</p>	<p>一般基準案第 9 項、気候基準案第 10 項</p> <p>IFRS サステナビリティ開示基準では見出しがなかったが、SSBJ 基準では、「ガバナンス機関又は個人」（一般基準案第 9 項、気候基準案第 10 項）、「経営者の役割」（一般基準案第 10 項、気候基準案第 11 項）の見出しが設けられ、読み手が基準を理解しやすいように工夫がされている。</p> <p>監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関する開示要求事項は一般基準案第 9 項及び気候基準案第 10 項において定められている一方で、一般基準案第 10 項及び気候基準案第 11 項の基準本文では「監督」の文言が多用されている。</p> <p>一般基準案第 9 項及び気候基準案第 10 項の開示要求事項を明確にするため、見出しを「監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」にするなど、「監督」について記載することが考えられる。</p>	<p>左記のコメントは、リスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人に関して定めた一般基準案第 9 項及び気候基準案第 10 項と、経営者の役割について定めた一般基準案第 10 項及び気候基準案第 11 項との違いを明確にするため、一般基準案第 9 項及び気候基準案第 10 項の見出しを「ガバナンス機関又は個人」から「監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」に変更することを提案するコメントであると考えられる。</p> <p>左記のコメントのように見出しの表現を変更することで、基準が理解しやすくなると考えられるため、一般基準案第 9 項及び気候基準案第 10 項のそれぞれの見出しについて、確定基準では、「サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」及び「気候関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人」に修正することとした。</p>
<p>97) 開示の趣旨等を具体的に説明するガイダン</p>	<p>(3)一般基準案第 9 項、BC28 項から BC31 項：サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関又は個人</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督に責任を負うガバナンス機関について</p>	<p>ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ス等を提供すべきである。</p>	<p>の開示が主要な利用者に有用な情報を提供すると考えられた（BC31 項）との記載があるが、具体的にはどのような狙い／何が有用な情報かについてのイメージが湧かない。実務的な対応なども踏まえたガイダンスやベストプラクティス等の提供が望ましい。</p>	<p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>
<p>（戦略に関する定めに対するコメント）</p>		
<p>98) 予想される財務的影響の開示について、実績と乖離した場合等の責任を明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 21 項(2)、第 22 項(3)(4)、第 23 項、第 24 項、第 25～27 項、BC57～59 項戦略における（定量/定性的な）財務的影響のうち、短期・中期・長期の影響について、不確実性があまりにも高い場合は、注記の上、開示不要としているが、そもそも不確実の程度が不明瞭であり、また、結果が記載した通りにならなかった場合や結果に対して事前に開示していなかった場合の作成者の責任のありようが明記されていないため、何らかのガイドラインや基準内で明確にすべきであり、それまでは適用除外を認める経過措置を設けるべきである。</p>	<p>作成者の責任は、SSBJ 基準において定めるものではなく、SSBJ 基準に従い開示を行うことを要求又は容認する法令において定めるものであると考えられる。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度に関しては、金融庁が制度設計を行っているため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
<p>99) 「行項目」の用語を修正すべきである。</p>	<p>一般基準案第 22 項(2)「財務諸表の行項目」との記載について、行項目という単語はあまり使用しないため、「表示科目」に変更することが考えられる。（気候基準案第 27 項(2)についても同じ）</p>	<p>SSBJ 基準では、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れている（適用基準案 BC22 項、一般基準案 BC20 項及び気候基準案 BC30 項）。</p> <p>「財務諸表の行項目」は、我が国で「表示科目」と呼ばれているものが含まれると考えられるため、一般基準及び気候基準の結論の背景にその旨を記載することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>一般基準案第 22 項(2)、気候基準案第 27 項(2)</p> <p>「財務諸表の行項目」という表現は一般的ではなく、何を意味するのか分かりにくいと思われる。</p>	同 上
100) 「財務業績」の用語を修正すべきである。	<p>一般基準案第 16 項、気候基準案第 21 項他</p> <p>IFRS サステナビリティ開示基準を取り入れ「企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー」と表現されているが、「財務業績」に関して我が国の会計基準では「経営成績」と表現されている。また、開示府令においても【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(第二号様式記載上の注意 (32))など、「財務業績」ではなく「経営成績」と表現されている。</p> <p>我が国の会計基準を適用している企業でも SSBJ 基準の定めを理解できるような工夫が必要ではないか。</p>	<p>SSBJ 基準では、ISSB 基準が用いる用語及びその定義を、原則として同一の意味で取り入れている(適用基準案 BC22 項、一般基準案 BC20 項及び気候基準案 BC30 項)。</p> <p>「財務業績」は、我が国で「経営成績」と呼ばれているものに相当すると考えられるため、一般基準及び気候基準の結論の背景にその旨を記載することとした。</p>
101) 「翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの」の表現を修正すべきである。	<p>一般基準案第 17 項(2)、気候基準案第 22 項(2)</p> <p>「翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの」は、IAS 第 1 号第 125 項の定めを踏まえた表現になっている。</p> <p>一方我が国の「会計上の見積りの開示に関する会計基準」では、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目」と表現されている。</p> <p>我が国の会計基準を適用している企業でも SSBJ 基準の定めを理解できるような工夫が必要ではないか。</p>	<p>一般基準案第 17 項(2)及び気候基準案第 22 項(2)では、IFRS S1 号第 35 項(b)及び IFRS S2 号第 16 項(b)の「重要性がある修正が生じる重大なリスクがある」という表現を、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りに関する会計基準」の定めと整合させ、「重要性がある影響を与える重大なリスクがある」という表現としている。</p> <p>一般基準及び気候基準の結論の背景に、本公開草案の表現は、IAS 第 1 号第 125 項を参考に開発された企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		準」の定めと整合させた旨を記載することとした。
同 上	<p>(差異の内容)</p> <p>サステナビリティ関連のリスク及び機会に対する企業の戦略に関連した財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローへの影響について求められる開示の一つとして、S1 号第 35 項において「次の年次報告期間中に関連する財務諸表で報告される資産及び負債の帳簿価額に重要性がある (material) 修正が生じる重大な (significant) リスクがある、第 35 項(a) において識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会」と記載しているところ、SSBJ 一般基準案第 17 項(2)では、「(1)のサステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの」と記載されている。</p> <p>(懸念点)</p> <p>S1 号第 35 項の表現は、具体的に帳簿価額が修正されるリスクを対象としているが、SSBJ 一般基準案は帳簿価額への重要な影響と表現することで、S1 号における要求事項よりも広い概念を示していると解釈される可能性がある。この点、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」でも同様の表現がなされているため、同基準との整合性を考慮したことが想定されるが、かかる背景の説明がないことで、要求事項が異なっていると解釈される可能性がある。</p> <p>(修正の提案)</p> <p>「重要性がある影響を与える」という部分を「重要性がある修正が生じる」と一致させること、又は、表現を変更したことの意図や理由を結論の背景等で明示することを提案する。</p>	<p>一般基準案第 17 項(2)及び気候基準案第 22 項(2)は、IFRS S1 号第 35 項(b)及び IFRS S2 号第 16 項(b)の要求事項をそれぞれ取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>ISSB 基準の定めは、IFRS 会計基準における IAS 第 1 号第 125 項の要求事項と整合していると考えられたため、本公開草案の表現は、IAS 第 1 号第 125 項を参考に開発された企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の定めと整合させている。</p> <p>このため、左記のコメントを踏まえ、上記の説明を一般基準及び気候基準の結論の背景に記載した。</p>
102) 気候関連の移行計画に関	The inclusion of reporting on transition plans with the SSBJ standards will help to enable companies to monitor and disclose their transition-related outcomes. This will be especially beneficial if a reporting entity receives funds, invests towards, or is engaged with business activities	左記のコメントは、SSBJ 基準において気候関連の移行計画に関する開示を含め

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>する開示を追加的に求めることを検討すべきである。</p>	<p>related to GX-related projects, including those affiliated with GX Economic Transition Bonds. This will support the government in sharing regular updates regarding the impact of GX-related proceeds, which will help attract further investment into Japan's GX initiatives.</p>	<p>ることを提案するコメントであると考えられる。</p> <p>この点、気候関連の移行計画がある場合、当該移行計画の内容を開示することを要求する定めは、気候基準案第 29 項(3)に含めているため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>103) 政策立案への関与 (policy engagement) に関する情報の開示を追加的に求めるべきである。</p>	<p>We would encourage the SSBJ Standards to consider requiring companies to report on a) their material climate-related positions taken through indirect (e.g., industry group memberships) and direct policy engagement with governments and regulators and b) the governance of such policy engagement. We believe this requirement is particularly relevant for companies with significant policy influence, which tend to be those with high market capitalisation in sectors with large emissions.</p> <p>LGIM has been closely involved in the development of the UK TPT's disclosure framework⁵, which sets out clear expectations of both industry and government/regulators in Section 3 - Engagement Strategy. We share the TPT's view that policy engagement is an important aspect of a credible plan and an integral part of their 'strategic and rounded approach', contributing to an economy-wide transition. We are aware that the ISSB incorporates TPT materials into its knowledge base, and we would be supportive of policy engagement disclosure requirements remaining an element of the framework and considered for market-level adoption where relevant.</p>	<p>左記のコメントは、特定の事項 (policy engagement) に関する情報について開示を求めることを提案するコメントであると考えられるが、当該情報の開示は、ISSB 基準において要求されていない。</p> <p>SSBJ 基準では、ISSB 基準に上乗せして開示を要求する場合、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>左記のコメントにおいて提案されている情報は有用である場合があると考えられるものの、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントには特段対応</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		しないこととした。
同 上	<p>To provide greater clarity on reporting entities' climate-related disclosure, it would be beneficial to require entities to report on their climate policy engagement activities. The market, investors, regulators and stakeholders would benefit from further information on reporting entities' climate-related policy position, direct and indirect policy engagement and governance of climate-related policy engagement process. This would provide a more comprehensive view of individual companies and how the market reacts to existing and expected climate-related policies.</p> <p>This requirement would be especially relevant for higher market capitalization firms that are responsible for a large percentage of Japan's GHG emissions, have more capacity for such climate policy advocacy and have resources available to provide disclosure on these activities.</p> <p>We note that other standards such as the Transition Plan Taskforce are already including engagement with government as part of their disclosure recommendations. The SSBJ standards could likewise benefit from including this as part of its disclosure requirements.</p>	同 上
104) 気候関連の移行計画の実行を担当する取締役の名前の開示を追加的に求めるべきである。	<p>6.Delivery of Transition Plans. <u>We would recommend</u> that corporations which are disclosing transition plans should identify in their disclosures the name of the member(s) of the Board of director(s) personally in charge of the delivery of the plan rather than only the governance body. (See General ED, paras. 8-10)</p> <p>Indeed, although investors can theoretically hold companies to account for their approach to climate change through voting at AGM, there are limitations to effective accountability in practice. For instance, the lack of a named director responsible for climate matters / company transition planning is a key obstacle to investors using director (re-)appointment votes to hold company directors to account in relation to climate change, as investors are not confident in which director to hold accountable for climate-related failings. This is a key concern in Japan, as evidenced by the numerous shareholder proposals filed in 2024 at major listed corporations in Japan on this specific topic and the significant support rate by shareholders of these resolutions (above 20%).</p> <p>To address this concern, the governance requirements in the Exposure Draft should be amended to require that a named individual board director is noted as being responsible for the overall design</p>	<p>左記のコメントは、特定の事項（移行計画の実行を担当する取締役の名前）について開示を求めることを提案するコメント、及び移行計画について1.5°C目標を達成するシナリオを用いた開示を求めることを提案するコメントであると考えられるが、当該事項の開示は、ISSB 基準において要求されていない。</p> <p>SSBJ 基準では、ISSB 基準に上乗せして開示を要求する場合、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>and delivery of the company’s transition plan (in addition to any relevant committee or subcommittee responsibilities). This would help ensure meaningful accountability for the delivery of the plan.</p> <p>1. Transition Plans: Under Para. 29(3) of the Climate ED, an entity discloses its climate-related transition plan if it has one, in particular “<i>the details of such plan (including the key assumptions used to develop the transition plan and information about the factors and conditions essential to achieving the transition plan)</i>”. We recommend that the SSBJ standards go beyond the ISSB standards and align more closely with the EU Corporate Sustainability Due Diligence Directive (CSDDD) (in particular its article 15) by requiring companies to align with 1.5C and disclose credible transition plans. The CSDDD provides that relevant corporations shall adopt and implement transition plans “<i>to ensure, through best efforts, that the business model and strategy of the company are compatible with the transition to a sustainable economy and with the limiting of global warming to 1.5 °C in line with Paris Agreement and the objective of achieving climate neutrality</i>” (art. 15.1).</p> <p>Generally speaking, we note that none of the draft instruments put forward by the SSBJ refer to the necessity for corporations to align their transition plan(s) with 1.5 °C pathways which match global climate goals (or to explain the level of alignment, and in case of misalignment, the reason for it.</p> <p>Our recommendation would be to make it mandatory for relevant corporations to prepare and disclose at least one scenario which is aligned with the 1.5 °C pathways which match global climate goals.</p>	<p>左記のコメントにおいて提案されている情報は有用である場合があると考えられるものの、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>105) ISSB が気候関連の移行計画に関するガイダンスを公表した場合、当委員会も対応すべきである。</p>	<p>It is very welcome that, in line with ISSB IFRS S2, the Exposure Drafts introduce an expectation for firms to disclose any transition plan they have. GFANZ believes that strategic transition planning by governments, financial institutions, and corporates is central to securing an orderly transition to net zero, and is highly supportive of efforts to increase the quantity and quality of transition plans across the corporate and financial sectors. As highlighted in the 2024 GFANZ Japan Chapter Statement, leading Japanese financial institutions are similarly supportive of economy-wide transition planning, and recognize that credible corporate transition plans and enhanced climate</p>	<p>左記のコメントは、移行計画に関するガイダンスが必要との考えから、ISSB が移行計画に関連するガイダンスを公表した場合に、SSBJ として対応することを要望するコメントであると考えられる。</p> <p>本論点に限らず、今後、ISSB が公表するガイダンスについては、当委員会として</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>disclosures (including transition plan disclosures) are critical to scaling transition finance and accelerating real economy decarbonization. To that end, they are actively “encourag[ing] major corporations and financial institutions to voluntarily develop transition plans, utilizing the voluntary GFANZ framework which sets out key elements of transition plans that support credibility, comprehensiveness and comparability.” They are also committing to “independently engaging with [their] clients on their transition plans, to help ensure that finance will get to where it can bring the greatest decarbonization benefits.”</p> <p>By including the IFRS S2 transition plan disclosure requirement in the Exposure Drafts, Japan is amongst a growing set of leading regulators setting such expectations. However, we note that beyond a high-level requirement to disclose any transition plan a firm has - along with key assumptions and dependencies - ISSB standards do not yet provide any detailed guidance on what exactly firms should disclose and by extension what a transition plan should consist of.</p> <p>It is therefore welcome that IFRS have recently announced that they intend to progress work on transition plan disclosures through ISSB, including by taking ownership of the UK’s Transition Plan Taskforce (TPT) Disclosure Framework and developing educational materials for firms, drawing on existing best practice approaches. GFANZ understands that in time they will consider developing formal ISSB guidance, aligned with their governance and stakeholder outreach processes.</p> <p>Given the importance of transition planning and the need to embed it across the real economy and financial system in a way that ensures global consistency, we would encourage the SSBJ and Japan’s national regulators to engage with and ensure alignment of any guidance being developed for Japan with these forthcoming approaches from ISSB.</p> <p>By promoting alignment around emerging common frameworks, the SSBJ could help ensure that Japan’s companies and financial institutions have the tools and guidance they need to produce and disclose transition plans that are credible, comprehensive and comparable.</p> <p>The SSBJ could note, for example, they would expect the ISSB’s future transition plan educational materials and formal guidance to be used by Japanese firms and to be brought into the Japanese disclosure framework at an appropriate time.</p>	<p>も対応することを検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>106) 気候関連の移行計画について、特定の開示フレームワークを含む、市場のベスト・プラクティスを考慮すべきである。</p>	<p>In the meantime Japan could recommend that firms take account of best practice market approaches, including voluntary frameworks such as the GFANZ Net-Zero Transition Plan (NZTP) Framework¹ which identify core themes that are important for delivering credible, comprehensive and consistent transition plans and are being adopted by a range of national and international initiatives. In the GFANZ framework, these are:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Governance: a set of measures to oversee, incentivize and support implementation of a plan at all organizational levels (e.g., board oversight, executive remuneration linked to net-zero objectives, developing necessary skill sets among staff) 2. Foundations: an articulation of the organization’s overall approach to net-zero (for financial institutions, this includes general strategy for scaling finance across the four transition financing strategies) 3. Implementation Strategy: to align business activities, products, services, and policies with the net-zero objectives 4. Engagement Strategy: to engage with external stakeholders in support of net-zero objectives (across government and public sector, industry peers and clients, portfolio companies, and – in the case of real-economy companies – the value chain) 5. Metrics and Targets: using a suite of metrics and targets to assess and monitor progress towards the net-zero objectives (including real-economy transition, portfolio emission and plan execution metrics and targets). <p>Many leading jurisdictions – including the UK TPT, US Treasury Principles on Net Zero Financing and Investment, and Hong Kong Monetary Authority’s Planning for Net Zero Transition – have taken such an approach and issued transition plan guidance that goes beyond the very high-level requirements set out in ISSB standards, and explicitly leverages existing market best practice, such as the GFANZ NZTP Framework. Providing a recommendation to firms that they should apply market best practices is important for ensuring that firms prepare and disclose transition plans that are credible, comprehensive and comparable, and that users of financial reports are able to utilize transition plans to effectively assess and compare strategies for net-zero transition.</p> <p>The G20, FSB, IOSCO and the other standard setting bodies are also undertaking important work</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>on transition planning. The Japanese authorities play a vital role in ensuring that this work supports regulatory convergence and raises expectations around firm and regulatory approaches to the development and disclosure of transition plans.</p> <p>¹ The Framework is a voluntary tool which aims to provide financial institutions with background on potential avenues for meeting net zero commitments intended to address the financial and economic risks and opportunities posed by climate change and the transitions that would be necessary to mitigate those risks. It does not prescribe a specific course of action but offers information and options to help those financial institutions preparing net zero transition plans. – please see the ‘How to Read this Report’ section of the Framework for more information.</p>	
同 上	<p>9.A standardized approach to the disclosure of transition plans. The disclosure of climate-related risks can have a greater positive impact on achieving climate targets where the contribution to adaptation or mitigation strategies to tackle those risks is explicitly laid out by the disclosing entity. As the ISSB recently announced that it would take over responsibility for the disclosure requirements of the Transition Plan Taskforce (TPT) framework, to ensure future alignment with the ISSB’s standards, the SSBJ may consider incorporating the TPT’s disclosure framework into standardized disclosures.</p> <p>A robust transition plan could include: i) an appropriate level of ambition, ii) clear actions (through an implementation and engagement strategy within both the value chain and business operations), iii) accountability (metrics, targets, the planned use of carbon credits, and effective governance). The relevance of the intended use of carbon credits or offsets to achieve emissions reductions as part of transition plan disclosures could also be considered. Important information to disclose could include: i) credit type (such as whether credits would be emission reductions, or technology based or nature-based removals), ii) the carbon credit standard used for verification, and iii) the extent to which the strategy relies on credits.</p>	同 上
107) 気候基準案第 16 項の表現を、ISSB 基準	IFRS S2 号第 12 項では、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業は産業別ガイダンスに定義されている産業別の開示トピックスを参照しその適用可能性を考慮しなければならない」と定める一方、S2	気候基準案第 16 項は、IFRS S2 号第 23 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はな

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>と整合させるべきである。</p>	<p>号第 23 項では「第 13 項から第 22 項の要求事項を満たす開示を作成するにあたり、企業は産業横断的指標カテゴリー及び産業別ガイダンスに定義されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」としている。</p> <p>このことから、S2 号第 12 項の対象となる「気候関連のリスク及び機会の識別」と S2 号第 23 項の対象となる「ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン」(第 13 項)、「戦略及び意思決定」(第 14 項)、「財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー」(第 15 項から第 20 項) 及び「気候レジリエンス」(第 22 項) とでは情報源の使い方が異なると思われる。</p> <p>気候基準案第 17 項では「リスク機会を識別するにあたり、産業別ガイダンスに定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と IFRS S2 号第 12 項と同様の定めかたであるが、一方、第 16 項では「戦略に関する気候関連開示の作成にあたり、産業横断的指標等、及び産業別ガイダンスに定義されている、開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」と IFRS S2 号第 23 項と異なる定め方となっている。</p> <p>すなわち、IFRS S2 号第 23 項では「ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン」「戦略及び意思決定」「財政状態、財務業績及びキャッシュ・フロー」及び「気候レジリエンス」を対象とする定めであるのに対し、気候基準案第 16 項では「戦略」を対象とする定めとなっている。</p> <p>IFRS S2 号と定め方を変更した理由についてご教示頂きたい。</p>	<p>い。</p> <p>このため、左記のコメントを踏まえ、気候基準案第 16 項における「戦略に関する気候関連開示の作成にあたり」という記述を、ISSB 基準の要求事項と整合するように修正することとした。</p>
<p>108) 気候関連のリスクに関するガイダンスを提供すべきである</p>	<p>Differentiating between acute and chronic risks. More specific guidelines on disclosing acute and chronic risks would provide better information for investors and other users of disclosures. We recommend that physical risk disclosures clearly distinguish between chronic and acute hazards. Acute hazards are sudden events that cause immediate impacts, such as infrastructure damage and supply chain disruptions. In contrast, chronic hazards develop more gradually, yet they can pose</p>	<p>ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表す</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
る。	financial risks of a similar magnitude to those of acute hazards.	る、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。
(リスク管理に関する定めに対するコメント)		
109) 気候基準における「リスク管理」の開示目的を、一般基準と整合させるべきである。	気候基準案第 40 項には、一般基準案第 29 項(2)に相当する開示目的が追加されるべきであると考えられる。一般基準案第 29 項(2)は、リスク管理の開示目的として「企業の全体的なリスク・プロファイル及び全体的なリスク管理プロセスを評価すること」を規定している。これに対して、気候基準案第 40 項には、このような開示目的が含まれていない。SSBJ の気候基準案が「気候関連開示に関するコア・コンテンツの定めについて、本基準を適用すれば『一般基準』の定めを確認する必要がないように記述している」(気候基準案 BC10 項) 性格を踏まえると、一般基準案第 29 項(2)に相当する開示目的を追加することが適切と考えられる。	一般基準は、一般基準以外の SSBJ 基準を適用する場合でも従う必要があるため、IFRS S2 号に同様の要求事項が明示的に定められていないものであっても、気候基準案では、明確化の観点から、一般基準案と同様の定めを設けている。 このため、左記のコメントを踏まえ、気候基準案第 40 項の記載を、一般基準の記載と整合するように修正することとした。
110) 企業が用いるリスク管理プロセスを変更していない場合、その旨の開示を求めるべきである。	(リスク管理) リスク管理プロセスの変更がなかった場合について、S1 号第 44 項では変更がなかった旨の開示が求められるように見えるが、一般基準案第 30 項では変更がなかった場合の開示に関する要求事項はないように見える。	一般基準案第 30 項(1)⑥及び気候基準案第 41 項(1)⑥は、IFRS S1 号第 44 項(a)(vi) 及び IFRS S2 号第 25 項(a)(vi)の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。 このため、左記のコメントを踏まえ、一般基準案第 30 項(1)⑥及び気候基準案第 41 項(1)⑥の記載について、ISSB 基準と整合的な定めとするために、企業が用いるプロ

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		セスを変更していない場合、その旨の開示を求めるように修正することとした。
(指標及び目標に関する定めに対するコメント)		
111) 気候関連の目標に関する、本公開草案の提案を支持する。	気候基準案 第97項(2) 同項目では「気候関連の目標のそれぞれについて、(1)気候関連の目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンス、(2)企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化についての時系列での分析」の開示を義務付けているが、投資家としてこれらの情報は投資先企業の脱炭素目標に対する進捗を評価する上で、非常に有益な情報と認識している。	本公開草案の提案を支持するコメントである。
同 上	Bloomberg welcomes the reporting of Target Year, Base Year, Target Scope (part of the entity to which the target applies), Target Ambition (metric used to set the target) as outlined by the ISSB standard for each target as these elements are critical to capturing consistent reporting of climate targets.	同 上
112) カーボン・クレジットについての開示に関する、本公開草案の提案を支持する。	8. Disclosure of carbon credits. IFRS S1 and S2 require companies to disclose their planned use of carbon credits, which could enhance the transparency of their commitments and strengthen accountability. Such disclosures also inform investors about the role that carbon credits will play in a company's transition plan. Alignment with the ISSB will provide investors and other stakeholders with the information needed to assess the credibility and ambition of the company's commitment, such as: i) the type of credit used, ii) what standard it was verified against, and iii) other information needed to assess the integrity of the credit. Disclosure of the use of carbon credits against ISSB-aligned standards can improve Japanese companies' attractiveness to investors by demonstrating how they plan to offset unabated emissions in a credible manner. It is important to disclose current carbon credit usage to provide insight into near-term actions and how they complement internal emission reductions, enabling investors to assess associated risks and opportunities effectively.	本公開草案の提案を支持するコメントである。
113) 開示すべき目標の範囲を明確化すべきで	【S1,BC53 項】 開示を要求される目標の範囲として、重要性の観点から①連結対象企業全部、②親会社のみ、③親会社+主要グループ企業、のいずれのパターンも可という認識で問題ないでし	一般基準案第40項では、企業が戦略的目標の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標か、法令により要

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ある。	<p>ようか。(例えば、CO₂排出量を指標とした場合、親会社の排出が全体の80%、グループ会社の上位3社の排出を合わせると全体の90%超となる場合は「親会社+グループ3社」を目標範囲とする等)</p> <p>あるいは、その場合でも目標設定対象は、財務報告と同じカバレッジであることが必須なのではないでしょうか。</p> <p>また、親会社単体の目標値とグループ大(または親会社+一部グループ企業)の目標がそれぞれ設定されている場合は、両方併記するのでしょうか。</p> <p>親会社単体のみ目標管理しており、グループ大での目標がない場合は実績・目標とも親会社のデータ開示のみでよいのでしょうか。その場合、当該項目については開示対象範囲が財務報告の範囲と異なることとなりますが、BC54項で「企業に特定の目標を設定することを要求しておらず、企業が目標を設定している場合・・・」とあり、新規にグループ大での目標設定は求められていないとの理解ですが、それによろしいのでしょうか？</p>	<p>求されている目標にかかわらず、目標がある場合に当該目標に関する情報を開示することを要求している。</p> <p>ここで、企業が用いる目標は、左記のコメントに記載されているように、さまざまな範囲を対象に設定されていると考えられるが、どのような目標が開示の対象となるのかについて、ISSB基準では特段定められていない。</p> <p>このため、SSBJ基準において追加的なガイダンス等を示すことで実務を制約することのないように、左記のコメントに対しては、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
114) 開示する情報は、あらかじめ用意されたリストから選択するようにすべきである。	<p>2.Standardized Metrics and Categorical Answers</p> <p>Bloomberg recommends using standardized metrics and quantitative information for better comparability. In addition, for open-ended disclosure requirements, predetermined categorical answers should be provided to aid comparability.</p> <ul style="list-style-type: none"> • For disclosure requirements that are open-ended, it will aid comparability of responses if there are pre-determined categorical answers to choose from. • For example, for IFRS S2 disclosure requirement 6a (ii), “how and how often the body(s) or individual(s) is informed about climate-related risks and opportunities,” categorical answers could be: <ul style="list-style-type: none"> • At least once per month; • At least once per 3 months; • At least once per 6 months; 	<p>左記のコメントは、あらかじめ用意されたリストから企業に関連するものを選択し、開示することを求めることを提案するコメントであると考えられる。</p> <p>左記のコメントで提案されている方法は、企業間の比較がしやすくなる可能性があると考えられるものの、ISSB基準の要求事項とは異なるものであると考えられる。</p> <p>SSBJ基準は、基準を適用した結果とし</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> • At least once per year; • Other. 	<p>て開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、ISSB 基準との整合性を図ることとしている。このため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>115) 「産業別の指標」の開示を要求すべきでない。</p>	<p>【気候基準案・第 44 項(2)】</p> <p>「産業別の指標」については「開示しなければならない」としているが、「産業別の指標」の位置づけが明確でないところから、明確となるまでの間は、選択式にするなど、開示者に選択の余地を残すべきではないか。「産業横断的指標」の開示を義務化する中、産業別指標の開示を義務化することは、開示者の開示の質も考慮すると、時期尚早と考える。</p>	<p>産業別の指標については、ISSB 基準において開示が要求されているため、SSBJ 基準において当該要求事項を取り入れている。</p> <p>気候関連の産業別の指標については、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求している(気候基準案第 89 項)。具体的にどのような指標を開示することになるのかは、企業によって異なると考えられるものの、基準の定め自体は明確であると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>116) 「企業のパフォーマンスに関するトレンド又は変化につい</p>	<p>できれば、「時系列での分析」を「時系列での GHG 排出の削減量の開示と分析」として「基準年及びその数値」も加えていただけると、目標に対してどの程度、GHG 排出量の削減が進捗しているか評価できるので、尚良しと考える。加えて、売上高当たりの GHG 排出量も同時に開示できるようにすると事業規模との関係がわかるため、投資家としては</p>	<p>左記のコメントにおいて提案されている情報は、ISSB 基準において開示することが要求されていない情報であると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ての時系列での分析」について、追加の情報の開示を要求すべきである。</p>	<p>有難い。</p>	<p>SSBJ 基準では、ISSB 基準に上乘せして開示を要求する場合、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>左記のコメントにおいて提案されている情報は有用である場合があると考えられるものの、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されると考えられるため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>【気候基準案・第97項(2)】 「企業のパフォーマンスに関するトレンドまたは変化についての時系列での分析」は、脱炭素目標に対する進捗を評価する上で、非常に有益な状況と考える。できれば、「時系列での分析」を「時系列での数値の開示と分析」として、「基準年及びその数値」も加えていただけると、尚良い。</p>	<p>同 上</p>
<p>117) 目標のそれぞれについて、報告期間ごとに進捗の開示を求めるべきである。</p>	<p>Ideally, companies would also report the status of each of their targets on an annual basis. This would reduce confusion for stakeholders when evaluating which targets are active in any given reporting period.</p>	<p>左記のコメントは、目標のそれぞれについて報告期間ごとに進捗の開示を求めることを提案するコメントであると考えられる。</p> <p>この点、一般基準案及び気候基準案では、目標のそれぞれに対する企業のパフォーマンスの開示を求めている（一般基準案</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>第 40 項(6)及び気候基準案第 97 項(1)。 このため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
<p>118) GICS や NACE と「日本標準産業分類」とのマッピングを提供すべきである。</p>	<p>Incorporating industry-specific metrics and aligning with standards like GICS¹ (used for reporting under the IFRS S2 climate standards) and NACE² (which is used for reporting under the European Sustainability Reporting Standards) will enhance comparability of sector specific risks globally. To improve transparency, the SSBJ should provide a mapping table for the Japan Standard Industrial Classification (JSIC) sector codes³ to NACE and GICS.</p> <p>¹ Global Industry Classification System ² Statistical classification of economic activities in the European Community ³Japanese Industrial Standards Committee: Publication of JIS (jisc.go.jp)</p>	<p>左記のコメントは、GICS や NACE と整合した形で産業別の指標を開示するため、「日本標準産業分類」とのマッピングを提供すべきとのコメントであると考えられる。</p> <p>ISSB 基準では、気候関連の産業別の指標を開示するにあたり、ISSB が公表する「産業別ガイダンス」に記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することを要求しており、気候基準案において当該要求事項を取り入れている。</p> <p>ISSB が公表する「産業別ガイダンス」は、「持続可能な産業分類システム(SICS)」に基づく産業分類を行っているため、左記のコメントに示された産業分類とは異なるものである。</p> <p>SSBJ 基準は、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、ISSB 基準との整合性を図</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		ることとしている。このため、左記のコメントには特段対応しないこととした。
119) エネルギー消費についての開示を追加的に求めるべきである。	Ideally, companies would also report on their energy consumption. This information is relevant in itself from a climate-alignment point of view, and can furthermore be used to validate company-reported Scope 2 emissions.	<p>左記のコメントは、特定の事項（エネルギー消費）について開示を求めることを提案するコメントであると考えられるが、当該事項の開示は、ISSB 基準において要求されていない。</p> <p>SSBJ 基準では、ISSB 基準に上乘せして開示を要求する場合、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>左記のコメントにおいて提案されている情報は有用である場合があると考えられるものの、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されると考えられるため、左記のコメントには特段対応しないこととした。</p>
120) 温室効果ガス排出目標の対象となっている温室効果ガス	It would furthermore be helpful if companies, in addition to reporting whether Scope 1, Scope 2 or Scope 3 greenhouse gas emissions are covered by the target, also reported the percent of total emissions of the selected Scope(s) that are covered by the respective target.	左記のコメントは、特定の事項（目標の対象となっているスコープの排出量の割合）について開示を求めることを提案するコメントであると考えられるが、当該事項

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>排出量の割合の開示を追加的に求めるべきである。</p>		<p>の開示は、ISSB 基準において要求されていない。</p> <p>左記のコメントにおいて記載されている、温室効果ガス排出目標における各スコープの割合については、ISSB 基準においても開示が求められていないため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>121) 温室効果ガス排出目標にスコープ 2 温室効果ガス排出が含まれている場合、ロケーション基準とマーケット基準のいずれに基づくものかの開示を追加的に求めるべきである。</p>	<p>Similarly, when disclosing whether Scope 1, Scope 2 or Scope 3 greenhouse gas emissions are covered by the target it would be beneficial if the company makes an explicit disclosure as to the Scope 2 reporting methodology associated with the target (e.g., location or market based).</p>	<p>左記のコメントは、温室効果ガス排出目標にスコープ 2 温室効果ガス排出が含まれている場合、ロケーション基準とマーケット基準のいずれに基づくものかの開示することを求めるべきとの意見であると考えられる。</p> <p>この点、気候基準案第 99 項(3)では、温室効果ガス排出目標が総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものかについて開示を求めているものの、スコープ 2 温室効果ガス排出がロケーション基準とマーケット基準のいずれに基づくものかについては、直接関連しない情報であると考えられる。</p> <p>温室効果ガス排出目標に含まれるスコープ 2 温室効果ガス排出がロケーション基準とマーケット基準のいずれに基づく</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>のかに関する情報は、温室効果ガス排出目標にスコープ 2 温室効果ガス排出が含まれる場合に有用な情報であると考えられ、仮に当該情報が開示されなかった場合、主要な利用者が温室効果ガス排出目標について理解することが困難になる可能性があると考えられる。</p> <p>しかしながら、温室効果ガス排出目標に含まれるスコープ 2 温室効果ガス排出がロケーション基準とマーケット基準のいずれに基づくのかに関する情報は、ISSB 基準においても開示が求められていないため、本公開草案は修正せず、当委員会事務局が解説記事等を公表することを検討することとした。</p>
<p>122) カーボン・クレジットを有する場合、温室効果ガス排出目標とは合算せずに開示することを求めるべきである。</p>	<p>4. Carbon credit: (Climate ED – 99-101) (IFRS S2 – 36(e)). We are concerned that the SSBJ’s proposed approach to disclosure of carbon credits will hide the actual climate-related financial risk exposure of the entity. In order to ensure that company absolute emissions reduction targets (and progress against them) are clear to users of SSBJ disclosures, <u>our recommendation is that</u> the entity disclose their emissions separately from carbon credits purchased, without aggregating the two. Carbon credits constitute ‘contributions’ (donations) to mitigation projects outside company value chains (not valid compensation or offsets for fossil fuel emissions), and should be disclosed as such. Use of offsets to ‘address’ or ‘counterbalance’ emissions alongside or in replacement of reductions is one of the key barriers to decision-useful information on transition plans, and is presently undermining achieving the 1.5 °C temperature goal globally. The disclosure framework should be designed to provide users with transparency about what the company is doing to reduce, which is</p>	<p>左記のコメントは、企業がカーボン・クレジットを有する場合に、相殺後の純量（ネット）目標のみが開示されることを懸念した意見であると考えられる。</p> <p>しかしながら、気候基準案では、温室効果ガス排出目標が総量（グロス）目標又は純量（ネット）目標のいずれによるものかについて開示を求めたうえで（気候基準案第 99 項(3)）、温室効果ガス排出目標の純</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>itself incompatible with the clear statement that offsets cannot be relied upon to meet targets.</p> <p>In this regard, we note that the CSRD has strict rules regarding how carbon credits purchases by corporations should be reported. In a nutshell, companies under the scope of the CSRD will have to disclose their emissions separately from carbon credits purchased, without aggregating the two.</p> <p>We note that this is also coherent with the approach of the SBTi which regularly recalls that “financing mitigation activities outside of the company’s value chain acts as a supplement to value chain abatement activities within the target boundary, not as a substitute.” (See SBTi, Aligning corporate value chains to global climate goals. SBTi Research: Scope 3 Discussion Paper, July 2024, available here)</p>	<p>量目標を開示する場合、関連する総量目標を別個に開示することを求めている（気候基準案第 100 項）。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>123) 使用する計画があるカーボン・クレジットについての説明は、開示を要求すべきではない。</p>	<p>【気候基準案 第 101 項 BC204 項】</p> <p>温室効果ガス排出目標において、使用する計画があるカーボン・クレジットの説明については、長期的な目標に織り込まれている将来のことなので、要求事項にあたる具体的な情報すべてを開示することは困難であるとともに、開示したとしても確度の低い情報であるため、有用ではない。</p>	<p>気候基準案第 101 項において開示を求めている「使用する計画があるカーボン・クレジット」は、使用することを意図して経営者が企業の計画に織り込んだカーボン・クレジットについて、情報を開示することを求めていると考えられる。このようなカーボン・クレジットは、通常、具体的な使用計画があると考えられるため、気候基準案第 101 項で求める開示を行うことは可能と考えられる。</p> <p>このため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
<p>124) 「気候変動に関する最新の国際協定」と、特定の業界スタン</p>	<p>また、気候基準案 BC32 項に記載のある国際民間航空機関（ICAO）及び国際海事機関（IMO）については、IFRS S2 基準本体では言及されていないため、IFRS サステナビリティ開示基準に対する準拠表明に与える影響を「結論の背景」で説明してほしい。</p>	<p>気候基準案 BC32 項は、IFRS S2 号の定義に照らした場合、ICAO 及び IMO による取決めも、SSBJ 基準上、「気候変動に関する最新の国際協定」に含まれると考えら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ダードとの関係について、ISSB 基準での取扱いを説明すべきである。</p>		<p>れることを明確化している。</p> <p>一方、当委員会として ISSB 基準の解釈を示すことはしていないため、ISSB 基準の準拠表明に与える影響について、SSBJ 基準の結論の背景に記載しないこととした。</p>
<p>(産業横断的指標等：報酬に関するコメント)</p>		
<p>125) 役員報酬について、気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示を行うことができる」とする定めに同意しな</p>	<p>More specifically, the draft mentioned that when climate-related considerations are factored into executive remuneration but combined with other considerations, the company could choose to disclose that fact or not. We do not agree with the reason given that climate-related considerations cannot always be separately identified. We are worried that this would be abused by some companies to delay the incorporation of climate-related considerations into their executive compensation restructuring.</p>	<p>気候基準案第 88 項の定め（気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について開示を行うことができる」とする定め）は濫用の懸念があるため、反対するコメントである。</p> <p>当委員会の「開発にあたっての基本的な方針」にあるとおり、国際的な整合性の観点から、SSBJ 基準は ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れたうえで、相応の理由が認められるものについては、ISSB 基準に SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて SSBJ 基準独自の取扱いを選択することを認めることとしている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
い。		<p>役員報酬の評価項目については、気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目とに区分して識別できない場合があるとの意見が寄せられており、ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入れた場合、企業が対処できない可能性があると考えられる。また、本公開草案において「気候関連の評価項目を含む評価項目全体」としているのは、気候関連の評価項目を区分することが困難な場合に、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられたためである。</p> <p>これらを踏まえると、SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢とすることに、相応の理由が認められると考えられる。</p> <p>以上のことから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、確定基準公表後の対応として、基準の実務への適用が行われた後においても、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。
126) 気候関連の評価項目が他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれている場合、「当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合」の開示を要求すべきでない。	役員報酬の中で気候関連とその他の項目が明確にパーセンテージで表す事できない場合もあると予想される。(他のサステナビリティ関連財務指標と併せて報酬算定に使用している場合など) ②の開示については免除とする事はできないか。	<p>役員報酬の評価項目の中で、気候関連の評価項目とその他の評価項目を明確にパーセンテージで表すことができない場合、気候基準案第 87 項(1)②に定める「当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合」の開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>質問 11 の 125)で記載しているとおり、報酬に関する産業横断的指標等については、SSBJ 基準独自の取扱いを追加し、ISSB 基準の要求事項に代えて選択可能な選択肢とすることに、相応の理由が認められると考えられた。このため、本公開草案においては SSBJ 基準独自の取扱いとして、気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目とあわせて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別でき</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について、気候基準案第 87 項(1)①及び②の事項に関する情報を開示することができることとした（気候基準案第 88 項）。この定めを適用することにより、気候関連の評価項目を区分することが困難な場合に、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—レジリエンス)		
(レジリエンスの評価に対するコメント)		
<p>127) 「シナリオ分析」の用語を「企業レジリエンス評価」に修正したうえで、用語の定義に含めるべきである。</p>	<p>「適用基準案」用語の定義 4/「気候基準案」f 気候レジリエンス（気候レジリエンスの開示） 30.</p> <p>用語の定義に「シナリオ分析」を加えるべきである。そして、用語は、「企業レジリエンス評価」への変更を合わせて提案する。</p> <p>理由：「シナリオ」は多義的に用いられており、混乱を生じさせ、企業の阻害要因にもなっている。企業経営における本来の「シナリオ」は、不確実性にどのように対処するか「戦略シナリオ（オプション）」を自ら探索的に練る（シナリオ作り）という意味で古くから用いられてきた。今回のサステナビリティ開示では、30.「気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならない」と記載されているとおり、その性質は、気候レジリエンスの「評価」である。そして、その評価の方法が、34.で「合理的で裏付け可能な情報」と明示され、さらに、38.(1)①ア「シナリオの情報源」エ「最新の国際協定と整合する気候関連のシナリオが含まれるか」と明示されている。したがって、今回のサステナビリティ開示で求められているのは、公表され適切と認められるデータ（データの作成者の算出方法において GHG 排出シナリオなどの経路分析等の仮定や複線が施されている）に基づく評価・分析であることを定義で明確にすべきである。ゆえに、態々シナリオ分析と表現する必要もなく、「企業レジリエンス評価」とすることが、誤解のない適切な表現であると提案する。</p>	<p>適用基準案の用語の定義において「シナリオ分析」を定義するとともに、その用語を「企業レジリエンス評価」に変更すべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案においては、「シナリオ分析」の用語は既に定義が設けられている（一般基準案第 5 項(1)及び気候基準案第 8 項(1)）。</p> <p>また、用語を「企業レジリエンス評価」に修正すべきとの点について、気候基準案は、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとしており（気候基準案第 30 項）、「気候関連のシナリオ分析」の概念と「気候レジリエンスの評価」の概念を区別している。すなわち、「気候関連のシナリオ分析」は、企業を取り巻く環境に関する事象を考慮して分析するものとし、「気候レジリエンスの評価」は、企業自身の状況を考慮して評価を行うものとしている（気候基準案 BC74 項）。したがって、左記のコメントが</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>示唆する、『シナリオ分析』の性質は『気候レジリエンスの評価』である」との指摘は、必ずしも当たらないと考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>128) すべてのサステナビリティ関連のリスクに対してレジリエンスの評価を行う必要があるかどうかを明確化すべきである。</p>	<p>【一般基準案・第24項,BC47項】</p> <p>全てのサステナビリティ財務指標に対してレジリエンス評価する事は困難と考える。重要性の原則はすべての開示に適用されるため、その点を明確にしてほしい。</p>	<p>重要性の観点から、すべてのサステナビリティ関連のリスクに対してレジリエンスの評価を行う必要はないことを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>一般基準案では、レジリエンスの評価は、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて評価することと説明している（一般基準案 BC47 項）。</p> <p>一般基準案の前提となる適用基準案では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスクを識別することを求めている（適用基準案第 40 項）。これは、サステナビリティ関連財務開示において、すべてのサステナビリティ関連のリスクに関する情報を提供するのではなく、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>リティ関連のリスクに関する情報を提供することを意図している。</p> <p>したがって、一般基準案は、左記のコメントが示唆するように、すべてのサステナビリティ関連のリスクに対してレジリエンスの評価を行うことを想定してはいない。</p> <p>このため、本公開草案の提案は変更せず、上記の点を明確化するために、一般基準の結論の背景の表現の見直しを行うこととした。</p>
同 上	<p>「一般基準案」の第 16 項から第 28 項までの記載では、サステナビリティ全般の財務影響やレジリエンス性を明記する必要があるか否かの判断がつかないため、確認したい。</p> <p>明記する必要がある場合、サステナビリティ全般に渡り、つまり、気候変動・人的資本・生物多様性などのサステナビリティテーマ全部または財務影響が大きい（重要な）ものの『総和』を示す理解で良いか。あるいは明記する必要がある場合、テーマ別基準、まずは気候変動のみ財務影響とレジリエンス性評価を行えば良いとの解釈で良いか。</p>	<p>一般基準案で開示が要求されるサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響（一般基準案第 16 項）及びサステナビリティ関連のリスクに関するレジリエンスの評価（一般基準案第 24 項）について、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して開示する必要があるかどうかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>上記の質問 11 の 128)冒頭で記載しているとおり、一般基準案の前提となる適用基準案では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>連のリスク及び機会を識別することを求めており（適用基準案第 40 項）、一般基準案では、その識別したリスク及び機会に基づいて財務的影響に関する開示を行い、識別したリスクに基づいてレジリエンスの評価に関する開示を行うことを意図している。</p> <p>したがって、一般基準案は、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に対して財務的影響及びレジリエンスの評価を開示することを想定してはいない。</p> <p>この点、一般基準案第 12 項(3)では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の財務的影響を開示することを求めており、上記の点が明らかであると考えられる。一方、一般基準案第 12 項(5)では、単に「レジリエンス」としか記載しておらず、上記の点が必ずしも明らかではないと考えられる。</p> <p>このため、上記の点が明らかになるよう一般基準案第 12 項(5)の定めを修正することとした。また、レジリエンスに関しては特に、すべてのサステナビリティ関連のリ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>スク及び機会に関して開示する必要があるとの誤解が生じやすいと考えられるため、上記の点を明確化するために、一般基準の結論の背景の表現の見直しを行うこととした。</p>
<p>129) 前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとする定め（一般基準案第26項ただし書き）について、再評価の期限を設定すべきである。</p>	<p>In addition, we think the scenario analysis for climate resilience assessment is the core of the TCFD disclosure. So, we do not fully agree with the draft that an entity may disclose based on the results of the entity’s resilience assessment in the previous reporting period if other theme-based sustainability disclosure standards issued by the SSBJ do not have specific requirements. We understand it may not be necessary for an entity to assess its climate resilience in each reporting period, but given the changing climate, we feel it is necessary to set a deadline for each reassessment. For example, a reassessment every five years with no significant changes in disclosures.</p>	<p>レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとする定め（一般基準案第26項ただし書き）について、必ずしも每期レジリエンス評価を実施する必要はない場合もあると理解しているが、その再評価について期限を設定すべきとのコメントである。</p> <p>一般基準案では、ISSB 基準にはない定めとして、レジリエンスの評価は、原則として、報告期間ごとに実施することを要求することを提案している（一般基準案第26項）。この点、IFRS S1 号にレジリエンスの評価の頻度に関する要求事項がない中、ISSB 基準に基づく開示を作成する国内外の企業が、どのような頻度でレジリエンスの評価を実施するかは必ずしも明らかで</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>はない。それにもかかわらず、SSBJ 基準において、報告期間ごとにレジリエンスの評価を実施することを要求する定めを置いた場合、国際的な実務に比べ、過度なコストや労力をかけることを求めることになる可能性がある。</p> <p>このため、レジリエンスの評価を原則として報告期間ごとに実施しなければならないとする一般基準案の提案（一般基準案第 26 項本文）は、本公開草案から削除することとした。これとあわせて、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができるとする一般基準案の提案（一般基準案第 26 項ただし書き）も、本公開草案から削除することとした。</p> <p>なお、レジリエンスの評価の頻度について参考となる情報、及び、「レジリエンスの評価結果について、前報告期間における評価結果と大きく相違しないことが見込まれる場合、前報告期間におけるレジリエンスの評価結果に基づき開示を行うことができる」との記述については、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		成しない解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。
130) 気候関連のシナリオ分析の実施において、特定のシナリオ又はインプットを用いることを要求すべきである。	<p>Companies should follow specified parameters for scenario analysis, including considering both “Paris Aligned” and “Hot House World” scenarios, defining time horizons, indicating metrics used, and specifying the scope of analysis. Specifically, the disclosure requirements could specify that:</p> <ul style="list-style-type: none"> • At least one “Paris Aligned” scenario (2°C global warming) should be considered; • The following time horizons should be considered: short term (15 years); • The metric(s) used to measure the results of the scenario analysis should be clearly indicated; • The scope of the analysis (e.g. which physical assets, business units or supply chain partners are in scope) should be indicated; • When results are presented in a qualitative way, they provide a sense of whether the measured risk is low/medium/high, along with an interpretation of those classifications. 	<p>企業が気候関連のシナリオ分析を行うにあたり、具体的なパラメータ等(例えば、パリ協定に整合したシナリオを少なくとも1つ考慮するなど)に従うべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案は、気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならないとしている(気候基準案第33項)。また、気候関連のシナリオ分析に対して用いるアプローチは、合理的で裏付け可能な情報を考慮することができるようなものとしなければならないとしている(気候基準案第34項)。</p> <p>このように、関連するシナリオは、企業の事実及び状況に依存する(気候基準案BC82項)ため、気候基準案では特定のシナリオを用いることを要求していない。同様の考え方から、気候関連のシナリオ分析に対して用いるインプットについても、気候基準案では特段定めていない。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		この趣旨を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。
同 上	The use of high-temperature scenarios to be encouraged. According to the ISSB standards, disclosing entities must report whether their analysis includes a diverse range of climate-related scenarios, including one that aligns with the latest international agreement on climate change. MSCI provides a wide range of scenarios in line with the Network for Greening the Financial System (NGFS). Additionally, to better understand the evolving nature of climate-related financial risks, we recommend that disclosing entities include a high-temperature scenario in their analysis, such as the NGFS's 3°C scenario or an equivalent. This approach will help evaluate the most severe impacts of physical climate-related risks, including chronic and acute hazards from wildfires, floods, and extreme heat (non-exhaustive).	気候関連の物理的リスクによる最も深刻な影響を評価するのに有用であるため、気候関連のシナリオ分析に高温シナリオを含めるべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 130)冒頭で記載している。
131) 気候レジリエンスの評価における気候関連のシナリオ分析は、報告期間ごとに実施する必要はないとしたことを支持する。	気候基準案第 30 項 「気候関連のシナリオ分析は、最低限、戦略計画サイクルに沿って更新しなければならないが、報告期間ごとに実施する必要はない」と、気候関連シナリオ分析は報告期間毎に実施する必要はないとした点は、小規模上場企業など、人的資源に制約のある企業に対しては、負担軽減になり是とされるので賛成である。	気候基準案では、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならないとしたうえで、気候関連のシナリオ分析は、報告期間ごとに実施する必要はないとしている（気候基準案第 30 項）。 左記のコメントは、上記の本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
132) 気候関連のシナリオ分析の実施を求めることを支持す	Climate scenario analysis and guidelines involve applying climate scenarios across short-, medium-, and long-term horizons. Climate scenario analysis is an important tool for examining how future changes in the climate could impact companies' business models, value chains and resilience. We are supportive of scenario analysis guidance from the TCFD ^{8,9} as these documents highlight a	気候関連のシナリオ分析は、将来の気候変動が企業のビジネス・モデル等にどのようなインパクトを与える可能性があるかを検討するための重要なツールであるた

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
る。	<p>step-by-step guide on how disclosing entities could get started in applying scenario analysis, acknowledging the importance of key principles such as transparency, comparability of results, consistency of methodology and adequate documentation. Exploring physical climate-related risks across various scenarios and time horizons is essential for recognizing the potential differences in outcomes under different scenarios and time frames, especially for long-term impacts beyond 2050. In addition to considering the 2030- and 2050-time horizons for disclosure purposes, it is also helpful to understand: i) the near-term and long-term impacts on an entity's operations, supply chain, and infrastructure; ii) the appropriateness of climate mitigation and adaptation strategies, iii) and the financial projections of these risks, including cost estimates for adaptation and impact on future revenues and expenses.</p> <p>8 Technical Supplement: The Use of Scenario Analysis in Disclosure of Climate-related Risks and Opportunities (TCFD, June 2017)</p> <p>9 Guidance on Scenario Analysis for Non-Financial Companies ((TCFD, October 2020))</p>	<p>め、その実施を求めることを支持するコメントである。</p> <p>左記のコメントは、気候関連のシナリオ分析に基づき、気候レジリエンスを評価しなければならない（気候基準案第 30 項）とする、本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。</p>
133) 一定規模以上の企業に対し、気候関連のシナリオ分析の前提について、報告期間ごとに確認することを求めるべきである。	<p>【気候基準案・第 30 項】</p> <p>気候関連シナリオ分析は報告期間毎に実施する必要はないとした点は、小規模上場企業など、人的資源に制約のある企業に対しては、朗報であるが、一定規模以上の大企業については、計算をする必要はないまでも、計算の前提等レビューさせることを義務化しても良いと考える。</p>	<p>気候関連のシナリオ分析は、報告期間ごとに実施する必要はないとしたことは支持するものの、一定規模以上の企業に対しては、報告期間ごとに気候関連のシナリオ分析の前提を確認することを求めるべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントは、気候関連のシナリオ分析にあたって前提としたシナリオ又はインプットが、シナリオ分析を実施した時点から大きく変化することにより、気候レジリエンスの評価結果も異なるものになる可能性があることを踏まえた意見と考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>本公開草案において、レジリエンスの評価は、企業の戦略及びビジネス・モデルの調整が必要かどうかについて評価することであり、経営者が日常的に行っていることであるとしている（一般基準案 BC47 項）。この点を踏まえると、気候関連のシナリオ分析についても、経営者の考える頻度に沿って行うものと考えられる。</p> <p>また、気候レジリエンスの評価については、気候の不確実性が企業のビジネス・モデル及び戦略に与える影響に関して、更新された洞察を反映するため、報告期間ごとに実施することを求めている（気候基準案第 30 項及び A18 項から A20 項）。このため、気候基準案の定めを変更しなくとも、左記のコメントで示されている懸念には対処することができると考えられる。</p> <p>したがって、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	一方、一定規模以上の大企業については、都度計算をする必要はないまでも、計算の前提等をレビューさせることを義務化しても良いと思料。	同 上
134) 一般基準案第 23 項(1)と	一般基準案第 24 項(1) サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する能力（レジリエンス）に	企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にど

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>の関係において、一般基準案第 24 項の具体的な開示内容を明確化すべきである。</p>	<p>について、「(1)サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性評価」の開示を要求しているが、具体的なイメージが掴みにくいと思われる。</p> <p>「レジリエンスの評価は日常的なリスク管理を通じて」(BC47 項) 行うとされているが、リスク管理では発生の可能性及び規模の影響を大・中・小などで評価し、リスクの大きさに応じた対応策を講じることが多いと思われる。</p> <p>例えば「サステナビリティ関連のリスクの影響の発生可能性及び規模の評価」(第 30 項(1)②) を踏まえ、「企業の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか」(第 23 項(1)) を決定した場合、サステナビリティ関連のリスクごとに、リスクの大きさに関する評価と対応策を開示するのは、第 23 項(1)のみならず第 24 項(1)の要求事項を満たすと理解してよいのか、ご教示頂きたい。</p>	<p>のように対応してきたか、また、今後対応する計画であるかの開示(一般基準案第 23 項(1)) との関係を踏まえ、サステナビリティ関連のリスクに関連する、報告期間の末日における戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する定性的評価及び定量的評価(一般基準案第 24 項) の具体的な開示内容を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>一般基準案第 23 項(1)は、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響として、識別したサステナビリティ関連のリスク及び機会に対しどのように対応してきたか、また、今後どのように対応する計画であるかについて開示することを求めている。</p> <p>一方、一般基準案第 24 項は、レジリエンス、すなわち、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力を評価した結果を開示することを求めており、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対して、(例え</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ば、戦略及びビジネス・モデルの調整が必要と判断した場合のように) 企業の戦略及びビジネス・モデルの評価に影響がある場合に、その影響を開示することを求めている。</p> <p>したがって、一般基準案第 23 項(1)及び第 24 項は異なる定めであり、一般基準案においてその違いは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。ただし、上記の基準の趣旨を明確化するため、一般基準の結論の背景の表現の見直しを行うこととした。</p>
<p>135) 気候基準案第 28 項(1)及び第 39 項(1)の相違を明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 28 項、第 39 項</p> <p>戦略について「企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか」(第 28 項)と定められている。</p> <p>他方気候レジリエンスの評価について「(1)気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響。これには、気候関連のシナリオ分析において識別された影響について、どのように対応する必要があるかを含む。」(第 39 項(1))と定められているが、「気候関連のシナリオ分析において識別された影響について、どのように対応する必要があるか」と第 28 項の定めとの相違が分かりにくいと思われる。</p> <p>例えば我が国の開示実務では、気候関連のシナリオ分析を用いて「主要なリスク及び機</p>	<p>「企業の戦略及び意思決定において、気候関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか、また、今後対応する計画であるか」(気候基準案第 28 項(1))の開示と、「気候関連のシナリオ分析の結果が企業の戦略及びビジネス・モデルについての評価に影響がある場合、当該影響」(気候基準案第 39 項(1))の開示との相違を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案第 28 項(1)は、企業の見通し</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>会を抽出」「各リスク・機会の事業への影響を評価」「対応策の検討／実施」を一覧表で分かりやすくまとめている事例が見受けられる（「記述情報の開示の好事例集 2023」（金融庁 2024 年 3 月 8 日 P2-33））</p> <p>このような開示の場合「各リスク・機会の事業への影響を評価」は第 39 項(1)の第 1 文に該当する理解でよいのか。</p> <p>また「産業別ガイダンス」に定義されている、開示トピックを参照しその適用可能性を考慮した結果の内容が、気候関連のシナリオ分析で識別された気候関連のリスク及び機会に含まれるならば、「対応策の検討／実施」は第 28 項に該当するのか。それとも複数のシナリオにおける関連する不確実性への影響に対し、「どのように対応する計画であるか」を説明することで、不確実性に耐えうる能力に関する情報提供をしているので第 39 項(1)第 2 文に該当するのか。あるいは第 28 項及び第 39 項(1)第 2 文の両方に該当するのか、ご教示頂きたい。</p> <p>また、第 28 項と第 39 項(2)第 2 文の相違について、具体的な例示があればご教示頂きたい。</p>	<p>に影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響として、識別した気候関連のリスク及び機会に対しどのように対応してきたか、また、今後どのように対応する計画であるかについて開示することを求めている。</p> <p>一方、気候基準案第 39 項(1)は、気候レジリエンス、すなわち、気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力を評価した結果を開示することを求めており、気候関連のシナリオ分析の結果を踏まえ、（例えば、戦略及びビジネス・モデルの調整が必要と判断した場合のように）企業の戦略及びビジネス・モデルの評価に影響がある場合に、その影響を開示することを求めている。</p> <p>したがって、一般基準案第 28 項(1)及び第 39 項(1)は異なる定めであり、気候基準案においてその違いは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。ただし、上記の基準の趣旨を明確化するた</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		め、気候基準の結論の背景の表現の見直しを行うこととした。
<p>136) 気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項及び第 41 項の定めについて、業務プロセスにおけるつながりを明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項、第 41 項(1)②(2)②</p> <p>第 17 項で気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならないとしているのは、「企業が参照するガイダンスの種類を定めることで、開示される情報が一定の範囲に含まれる可能性があり、同業他社が提供する情報との比較可能性」(適用基準案 BC67 項) を担保するためと理解している。</p> <p>しかしながら第 41 項(1)②(2)の「リスク管理」において、気候関連のリスク及び機会を識別するために気候関連のシナリオ分析を用いるかどうかの開示が要求されている。</p> <p>「気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いなければならない」(第 33 項) とある一方、「気候レジリエンスに関して、識別した気候関連のリスク及び機会を考慮」したうえで「報告期間末日における気候レジリエンスの評価」を開示しなければならない(第 31 項) とある。</p> <p>そのため「気候関連のリスク及び機会の識別」、「産業別ガイダンスに定義されている開示トピックスを参照し、その適用可能性を考慮」、「気候関連のシナリオ分析」及び「気候レジリエンスの評価」の関係が分かりにくいと思われる。4 者の関係について業務プロセスと開示要求事項の繋がりなどを分かりやすくご教示頂きたい。</p>	<p>気候関連のリスク及び機会を識別すること(気候基準案第 17 項)、報告期間の末日における気候レジリエンスの評価を開示すること(気候基準案第 31 項)、気候レジリエンスの評価にあたり、企業の状況に見合ったアプローチを用いて、気候関連のシナリオ分析を用いること(気候基準案第 33 項)及び気候関連のリスクを識別するために気候関連のシナリオ分析を用いているかどうかを開示すること(気候基準案第 41 項(1)②)について、業務プロセスにおけるつながりを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案第 31 項は、気候レジリエンスに関して開示すべき事項を定めている。一方、気候基準案第 33 項は、気候レジリエンスの評価にあたり、気候関連のシナリオ分析を用いなければならないことを定めている。</p> <p>気候関連のシナリオ分析は、気候レジリエンスの評価の文脈においてのみ、使用することが要求するものであるが、気候基準</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>案が要求している他のさまざまな開示にも使用することができる。このような開示には、気候関連のリスク及び機会の識別が含まれる（気候基準案 BC87 項）。</p> <p>気候基準案第 17 項は、気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり、気候関連のシナリオ分析を用いることは求めているが、気候関連のシナリオ分析を用いることはできる。すなわち、気候基準案第 17 項に従い、気候関連のリスク及び機会を識別するにあたり「産業別ガイダンス」に定義されている開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮する場合、気候関連のシナリオ分析を用いることもあれば、用いないこともあると考えられる。また、その利用方法も、さまざまであると考えられる。</p> <p>仮に気候関連のシナリオ分析を用いて気候関連のリスク及び機会を識別した場合には、気候基準案第 41 項(1)②ア及び(2)①に従い、気候関連のシナリオ分析の利用方法に関する情報を開示することになる。</p> <p>したがって、気候基準案第 17 項、第 31 項、第 33 項及び第 41 項はそれぞれ異なる定めであり、気候基準案においてそれらの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>違いは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。ただし、上記の事項を明確化するため、気候基準案の結論の背景の表現の見直しを行うこととした。</p>
<p>137) 追加のガイダンスを公表すべきである。</p>	<p>【一般基準案・第 24,28 項】レジリエンスに関する定性評価・定量評価などが求められるが、レジリエンスという言葉自体が非常に曖昧であること、評価手法が十分に確立していないと思われる。原則主義を堅持しつつ一定の目安も提供すべきではないか。</p>	<p>レジリエンスの評価に関するガイダンスを提供すべきとのコメントである。</p> <p>レジリエンスの概念やその評価手法に関するガイダンスについては、今後、ISSB が公表する可能性があり、その場合には、当委員会としても対応することを検討する。当委員会は、ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることを継続して行う。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書については、さまざまな方法を探り得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—温室効果ガス排出)		
(温室効果ガスの種類別の開示に対するコメント)		
138) 温室効果ガス排出に関する種類別の開示を求めるべきである。	<ul style="list-style-type: none"> Companies should report gross emissions (excluding offsets) in addition to net emissions, with a breakdown by type of greenhouse gas to avoid misleading disclosures, especially for Scope 3 emissions. Bloomberg welcomes the breakdown of company emissions across Scope 1, Scope 2, and Scope 3 enshrined in the ISSB standards. Company emissions should be broken down across Scope 1, Scope 2 and Scope 3. In addition, we believe it is important for companies to disclose, wherever applicable, a breakdown of its emissions across types of greenhouse gas. An omission of this breakdown could result in misleading disclosures, as two companies with the same emissions could report different aggregate amounts due to differences in assumptions about the conversion of their GHGs in terms of CO2 equivalent. This is particularly important for Scope 3 disclosures. 	<p>温室効果ガス排出の絶対総量の開示に加え、特にスコープ3温室効果ガス排出については、温室効果ガスの種類ごとの内訳を開示すべきとのコメントである。</p> <p>温室効果ガスの種類別の開示については、排出する温室効果ガスの種類が二酸化炭素のみの企業が多いことが考えられることから、主要な利用者の意思決定に関連性がない場合もあると考えられる。このため、ISSB 基準に含まれていない、温室効果ガスの種類別の開示を一律に要求する必要性は乏しいことが考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
(スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示に対するコメント)		
139) スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示については、国内外の動向を踏まえ、再	<p>そもそもスコープ3の排出量の開示については、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ (WG)」における SSBJ 基準の適用対象の議論や、米国の動向等も踏まえつつ、SSBJ 基準において本当に一律で義務付けるべきか否か、費用対効果の観点も踏まえて十分に検討すべきである。WG においては、将来的に SSBJ 基準の適用を (時価総額に限らず) プライム上場の全企業に義務付ける方向性や、スタンダード市場やグロース市場の上場企業にも任意適用を促す旨なども議論されて</p>	<p>スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、国内外の動向を踏まえ、開示を要求しないことも選択肢に含めて再度検討することを提案するコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>度検討すべきである。</p>	<p>いる。仮にこれらの企業にも SSBJ 基準の適用を義務付ける、あるいは任意適用を促すのであれば、提案のスコープ 3 の開示がコストに見合わない過度な開示要求となるケースも多々発生すると想定される。スコープ 3 の開示を義務付けない SSBJ 基準固有の定めを選択肢として準備することも考えられる。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出に関する開示は、ISSB 基準の根幹を成す要求事項であると考えられる。仮に、ISSB 基準におけるスコープ 3 温室効果ガス排出に関する要求事項を SSBJ 基準に取り入れなかったとした場合、ISSB 基準と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が大きく損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>質問 3 において言及した通り、スコープ 3 の開示については、そもそも開示しないという選択肢を設けることも含めて、米国など諸外国の動向も見据えつつ継続的に検討すべきである。</p>	<p>同 上</p>
<p>同 上</p>	<p>気候変動の開示について、米国がスコープ 3 の開示を求めないことを決めており、米国がこのような方向に進んだ背景や経緯について分析した上で、サステナビリティ開示基準において要求すべきかを議論する必要がある。また、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証に関するワーキング・グループ (WG)」における SSBJ 基準の適用対象に議論の動向を踏まえる必要がある。</p> <p>温室効果ガス排出量の削減に向けて測定を重要であると認識しているものの、財務情報と比較すると、情報の粒度と正確性の面で劣っている実態を考慮すると、コストベネフィットの観点から、現実的な方向性で議論が必要と考えられる。</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	質問3でも言及したが、スコープ3の開示については、そもそも開示を求めないという選択肢を設けることを含めて、米国などの諸外国の動向を踏まえて継続的に検討すべきである。	同 上
同 上	気候基準案第53、54項、第58～61項 そもそもスコープ3の排出量の開示については、国内外の動向を見つつ、SSBJ基準において本当に一律で義務付けるべきか否か、費用対効果の観点を踏まえて十分に検討すべきであることが前提である。	同 上
同 上	スコープ3の取り扱いは、以下理由から、より慎重な議論が必要と考える。(GHGプロトコル(スコープ3の計算方法の規定)の改正を待ってから、再度議論することも視野に入れるべき。) <ul style="list-style-type: none"> • スコープ3の計算方法は複雑であり、実務負荷が大きい。 • スコープ間の重複(例えば、航空会社に売却したジェット燃料油は、石油会社はスコープ3に計上、航空会社はスコープ1、2に計上)する可能性がある中、スコープ3の情報に有意性の確認が必要 	スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の算定の複雑さや、企業間での重複を踏まえた情報の有用性の観点から、スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示を要求するかどうかを再度慎重に検討すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問11の139)冒頭で記載している。
140) スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示を求めるべきではない。	まず(質問3と同様に)スコープ3開示を義務規定とすることに反対する。気候基準案第49項では、温室効果ガス排出のスコープ1ないし3それぞれの区分開示及び総量の合計値の開示義務を定めている。本項を一律の義務規定とする点に反対であり、自社の管理下でない取引先の排出量を入手して開示することは、自社のコントロールが及ばない事項に係る開示義務を定めるものであり、合理性が低い取引選別のリスクを生じさせるとともに、信頼性が低い第三者情報の拡散や、自社管理下で責任を持って算出した数値と第三者管理数値とを混合させることも合理的とは思われない。代替案は、スコープ3開示及び合計値開示は、自主開示におけるベスト・プラクティスとして位置づける。第三者の申告に係る数値を自社の責任に係る数値と混合させない。その代わりに、自主開示として、例えば、	スコープ3温室効果ガス排出の絶対総量の開示を要求すべきでないとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問11の139)冒頭で記載している。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>A社のScope 3の取引先であるX・Y・Z社には、各社の責任で、X・Y・Z社自社計算に係る排出量（Aに帰すべき排出量）をA社に計算根拠と共に申告させる。A社が責任を持つ義務的開示はScope 1と2だけであり、算出根拠が異なるX・Y・Z社の申告数値と混同した合計数値は開示しない。Scope 3開示は任意的に(i)X・Y・Z社の合計額又は(ii)A社がそれらのうち信頼に足る計算式で算出して自主開示する。または、信頼に足る共通の計算アプリでX・Y・Z社の合計数値を算出して自主開示する等の合理的な選択肢を与える。気候基準案第49項では、温室効果ガス排出のScope 1ないし3それぞれの区分開示及び総量の合計値の開示義務を定めている。本項を一律の義務規定とする点に反対であり、自社の管理下でない取引先の排出量を入手して開示することは、自社のコントロールが及ばない事項に係る開示義務を定めるものであり、合理性が低い取引選別のリスクを生じさせるとともに、信頼性が低い第三者情報の拡散や、自社管理下で責任を持って算出した数値と第三者管理数値とを混合させることも合理的とは思われない。代替案は、Scope 3開示及び合計値開示は、自主開示におけるベスト・プラクティスとして位置づける。第三者の申告に係る数値を自社の責任に係る数値と混合させない。その代わりに、自主開示として、例えば、A社のScope 3の取引先であるX・Y・Z社には、各社の責任で、X・Y・Z社自社計算に係る排出量（Aに帰すべき排出量）をA社に計算根拠と共に申告させる。A社が責任を持つ義務的開示はScope 1と2だけであり、算出根拠が異なるX・Y・Z社の申告数値と混同した合計数値は開示しない。Scope 3開示は任意的に(i)X・Y・Z社の合計額又は(ii)A社がそれらのうち信頼に足る計算式で算出して自主開示する。または、信頼に足る共通の計算アプリでX・Y・Z社の合計数値を算出して自主開示する等の合理的な選択肢を与える。</p>	
同 上	<p>業種によっては排出量に占めるScope 3の割合が高いため開示を求められる意義は理解するものの、Scope 3削減は自社だけの努力では達成が困難である中、一律でのScope 3排出量の開示は不要、任意での開示が有益と考える。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>現状、弊社でも全カテゴリーを算出し、開示しております。しかしその算出方法は、経理会計で求められている水準に比べると甚だ大まかなものでしかありません。影響が些少なカテゴリーについても手間とコストをかけてより精緻に集計する必要性に疑問を感じます。</p> <p>同業企業間でもスコープ 3 の算定方法に差があることから、スコープ 3 については参考値に留めるべきと考えます。</p>	同 上
同 上	<p>1.スコープ 3 排出量の総量開示について</p> <p>現案では、スコープ 1、2、3 の総量開示が要求されていますが、スコープ 3 については総量開示の必要性は低いと考えます。その理由は以下の通りです：</p> <p>a)算定方法の問題点：</p> <p>國部・孫（2024）の研究によると、現行のスコープ 3 排出量算定方法には次の課題が指摘されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適切な排出原単位の不足：産業連関表ベースの排出原単位は部門数が限られており、実際の製品・サービスの多様性に対応できない。 • 金額ベース原単位使用時の価格変動の影響：物量ベースの原単位が使用できない場合、価格変動が排出量計算に影響を与える。 • 産業連関表の更新頻度の低さ：5年に1度の更新では、最新の技術進歩や省エネ努力が反映されない。 • 産業連関表等の排出原単位のデータベースによらない方法（積み上げ方式）は方法が複雑なだけでなく、財務報告書に掲載できるほどの精度で測定することが現状では名不可能である。 <p>b)企業活動への悪影響：</p> <p>スコープ 3 排出量の多くを占めるカテゴリ 1（購入した製品・サービス）とカテゴリ 11（販売した製品の使用）において、次の課題が考えられます。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、その算定方法に課題があること、企業活動への悪影響の可能性があること等から、開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 139)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>カテゴリ 1 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業が排出量を減らすためには購入量を減らす以外に方法がなく、これは企業の活動量低下につながります。 結果として、企業がカテゴリ 1 の排出量削減に取り組むインセンティブを失う可能性があります。 <p>カテゴリ 11 :</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐用年数の短い製品の方が排出量計算上有利になり、環境保全の観点からは逆効果となる可能性があります。 販売数量の減少が直接的に排出量の減少につながるため、企業の存立目的と相反する指標となっています。 販売した製品・サービスの使用時の排出量を、サプライチェーン排出量の問題として扱うことの妥当性に疑問があります。 <p>c)投資家の評価困難 :</p> <p>サプライチェーン排出量情報を使用した、投資家の意思決定モデルは存在していません。PwC (2021) の調査によれば、スコープ 3 は投資家の ESG 優先リストでは低い位置づけにあります。ある運用会社の ESG 責任者は「多くの資産運用会社は、スコープ 3 排出量のデータを十分に評価する能力を持っていない」と述べており、多くの投資家がスコープ 3 排出量のデータの解釈と評価に困難を感じていることが推察されます。</p> <p>d)国際動向 :</p> <p>米国証券取引委員会 (SEC) は 2024 年 3 月に気候関連情報開示規則を採択しましたが、当初提案されていたスコープ 3 の強制報告は最終的に削除されました。これは、スコープ 3 排出量の測定にかかるコストと困難さに関する 24,000 件以上のコメントを受けての判断となっています。SEC の規制は証券法に基づいており、投資家保護を重視していることから、わが国においても同様の考慮が必要と考えます。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>2.提案 上記を踏まえ、以下を提案いたします： a)スコープ3の総量開示要求の削除 b)企業の排出量削減行動を促進する開示制度の検討：現行の制度では企業の排出量削減行動を適切に促進できていない可能性があります。企業の競争力を損なわず、かつ実効性のある排出量削減につながる開示制度の検討が必要です。</p>	
同 上	<p>【気候基準案・第58項】スコープ3の開示について、開示基準の国際ルールの議論が継続している中、米国などでは開示対象外となる動きも出てくる中で、本邦側のルールに本当に織り込むべきか。米国企業に対し日本企業が不利になるのではないかと危惧する。スコープ3についてはダブルカウントもあり得る為、スコープ1・2に限定するのも一案なのではないか。</p>	<p>スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、国際的な動向を踏まえ、SSBJ 基準において開示を要求しないこともあり得るとするコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の139)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【気候基準案・第71項】スコープ3の開示についてはダブルカウントもあり得る為、スコープ1・2に限定するのも一案なのではないか。</p>	同 上
同 上	<p>本提案に反対する。気候基準案第72項では、「スコープ3 温室効果ガス排出の測定に使用する測定アプローチ並びに測定にあたって用いる要素及び仮定を選択するにあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない」としている。グローバルなサプライ・チェーン全体にわたるスコープ3 に関する情報は多くの関連企業から収集する必要があるが、報告の方法も確立されておらず作業負担が大きい。スコープ3の開示義務化については企業にとって過大な負担がなく且つ正確性の高い測定手法が確立された後で実施すべきだと考える。</p>	<p>スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量に関する開示を作成するための作業負担が大きいことを踏まえ、その算定のための手法が確立されるまでは、開示を要求すべきでないとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の139)冒頭で記載している。</p>
141) スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量の	<p>Our current position on Scope 3 GHG emissions reporting. We strongly encourage all issuers to report their Scope 3 GHG emissions that are most material to their business. We recognize that reporting Scope 3 GHG emissions adds much more complication than reporting Scope 1 and 2 GHG emissions, with dependencies on third-party data. For some industries, estimating methodologies</p>	<p>スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量に関する開示は、一律に求めるのではな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
開示について、段階的な導入とすべきである。	<p>are still evolving. Given these challenges, we do not believe it is appropriate for us to unilaterally expect all issuers to report a full suite of Scope 3 GHG emissions categories at this time. However, we do expect that the landscape and our expectations will evolve over the next 12–36 months. In the interim, we strongly encourage issuers to report the Scope 3 GHG emissions categories most material to their business.</p> <p>Phased regulatory approach—focusing on material Scope 3 GHG emissions. We look to regulators to facilitate the disclosure of material Scope 3 GHG emissions (the approach adopted by the ISSB) in their respective jurisdictions, which would significantly close the “information gap” on measuring Scope 3 emissions at the portfolio level. We find that, at a company level, Scope 3 GHG emissions tend to be concentrated within one to five categories. Therefore, if a company provides disclosure on its largest Scope 3 GHG emissions categories, the remaining portion of estimated Scope 3 GHG emissions would not be that significant, meaning investors could have much higher confidence in the data set.</p>	<p>く、段階的な導入により開示を求めるべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 139)冒頭で記載している。</p>
142) スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示について、緩和的な措置が望まれる。	<p>本提案に基本的には賛成します。</p> <p>但し、米国証券取引委員会（SEC）がスコープ 3 の排出量を開示義務から外すなど国際的な基準の間でも整合していない面があり、緩和的な措置が望まれます。</p>	<p>国際的な整合性の観点は理解するものの、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示については法域ごとの定めが整合していないことから、SSBJ 基準においても緩和的な措置を希望するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 139)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>「サステナビリティ開示基準適用案 BC159 項、一般基準案 BC56 項、気候基準案 BC208 項適用開始時期の後ろ倒し」について、関係当局（金融庁等）と協議・検討して頂きたい。（理由）</p>	<p>現在の実務を考慮すると、第三者による保証を取得したうえでサステナビリティ関連財務開示を 6 月末までに公表することは困難であるため、SSBJ 基準の適用開</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> 現状、サステナビリティ情報に関する第三者保証は8月に取得しているが、6月末までの第三者保証取得・開示のために必要な社内外の体制確立には相当程度の時間を要する。 限定的保証でも6月取得はスケジュール的に厳しいため、将来的に合理的保証まで求められるようであれば相当ハードルが高い。 6月末開示時点では第三者保証取得前の数値を掲載し、保証取得後に別途HP等へ確定値を公表という案も検討して頂きたい。 社内体制においては、サステナビリティ推進に向けた整備途中で、専門性の高い社員数も限定的である。このため、集計時の誤入力等エラーの多発や監査期間の長期化が想定され、社員教育・研修等の対応準備・実施期間確保が必要である。 スコープ別ではサプライチェーンを巻き込むスコープ3は特に調整が必須なため、スコープ3の開示時期の後ろ倒し及び内容の簡素化を希望する。 	<p>始時期を後ろ倒しすることの検討を要請するコメントである。</p> <p>SSBJ 基準では、確定基準の公表日後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができるのみであり、SSBJ 基準に従って開示を行うことが強制される時期についてはSSBJ 基準に従って開示を行うことを要求する法令において定められることが想定される。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度においてサステナビリティ関連財務開示を提供する期限を決定するのは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
同 上	<p>Scope1,2,3 を含めた環境データにおいて、当社の原稿の計測内容（対象が国内外 516 拠点、事業内容も多岐に渡る）では、有報開示に間に合わせた保証取得が困難。日本の保証付与会社のスケジュール確保もより困難になっていくとも推察される。Scope 3 の計測・開示、保証取得の費用・労力の観点からも、現実的な対象範囲設定とタイムラインが必要ではないか。</p>	<p>現在の実務を考慮すると、第三者による保証を取得したうえでスコープ3 温室効果ガス排出に関する開示を有価証券報告書の提出期限までに準備することが困難であるため、現実的な保証対象範囲と時間軸の設定が必要であるとのコメントである。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度においてサステナビリティ関連財務開示を提供する期限及び保証対象範囲を決定する</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		のは金融庁であるため、左記のコメントは金融庁に伝える。
143) スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量について、実務上、正確な算定が困難である。	<p>気候基準案第 49 項(3)スコープ 3 温室効果ガス排出 適用基準案第 7 項「関連する財務諸表と同じ報告企業」であることを踏まえ、以下コメントする。</p> <p>十分に対応できない。</p> <p>国内のトラック運輸業界は 99%の中小企業で成り立っている。また、当社は、自社で物流を担うだけでなく、1 次 2 次と委託する形で多くのパートナー企業に物流を担っていただいている。</p> <p>当社は、スコープ 3 の中でも、委託輸送により排出されるカテゴリ 4 の比率が高い。</p> <p>パートナー企業に対して、荷物の集配をお願いする場合、彼らがさらに別会社に委託するケースもある。また、他社から依頼された荷物を混載して集配するケースも多々あるため、当社分のみ GHG 排出量を算定することは大変難しい。さらに、個人事業主のような省エネ法上の特定事業者には指定されていない会社(温対法の対象外でも)も多々ある。当社は、できるだけ正確に把握すべく請求書(パートナー企業発行)ベースで算定しているが、実際の GHG 排出量と乖離しているとみている。</p> <p>ここに記載した通り、当社のスコープ 3 (特に、カテゴリ 4 の委託輸送部分) の正確な算定のために、パートナー企業に正確な GHG 排出量の算定と提出を強いることはできず、求められるように十分に対応することができない。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量を正確に算定することが困難であることを指摘するコメントである。</p> <p>ISSB 基準においては、スコープ 3 温室効果ガス排出を測定する実務は、現在もなお発展途上であることを認めつつも、関係者からの当該開示への強いニーズを踏まえ、企業の能力及び準備状況等に応じて開示に取り組むように、次に示すさまざまな対応を講じたうえで開示を求めることとされている (IFRS S2 号第 29 項(a)(i))。本公開草案においても、ISSB 基準において導入されたこれらの取扱いについて同様に取り入れることを提案している。</p> <p>(1)「報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いるとする、要求事項の追加</p> <p>(2)企業の報告期間とは異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の企業から入手した情報を用いることの容認</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>(3)スコープ 3 温室効果ガス排出の測定に用いるデータを優先順位付けするための「測定フレームワーク」の導入</p> <p>(4)経過措置</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>144) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定において推計を認めるべきである。</p>	<p>気候基準案第 58 項</p> <p>Scope3 について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。</p> <p>とあるが、GHG プロトコルの原則に沿って、100%の Scope3 の集計を行う事は現実的には不可能であるため、推計が許容されるべきであると考え。推計を許容する旨を明示して頂きたい。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の算定においては、推計を許容すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案では、ISSB 基準と同様に、直接測定を優先しなければならないとしながらも、見積りによるスコープ 3 温室効果ガス排出の測定を認めている。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>145) 気候基準案第 76 項について記載を修正すべきである。</p>	<p>気候基準案第 76 項、BC157 項～BC158 項にて、「ある部分」と曖昧な表現がなされているが「各カテゴリー」等、明確な表現にすべき。また、「～と判断する稀な場合」とあるが、「稀な」という表現は削除すべき。GHG プロトコル Scope3 基準（2011）も定められるとおおり、特に川上分野産業における下流カテゴリーは必ずしも「稀な」場合ではない。</p> <p><GHG プロトコル Scope3 基準（2011）-6.4(下流側排出量のカウント)></p> <p>「企業は潜在的に下流側で多くの用途を持った中間製品であって、それぞれが異なる GHG 排出パターンを有し、その中間製品の様々な末端利用に付随する下流側排出量を合理的に見積もることができないようなものを製造しているかもしれない。そのような場合</p>	<p>気候基準案第 76 項における「ある部分」のスコープ 3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する稀な場合」という表現については、「各カテゴリーのスコープ 3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する場合」とすべきとのコメントである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>には、企業は、報告書においてカテゴリー9、10、11 と 12 からの下流側排出量の除外を開示し正当化することができる」</p>	<p>気候基準案第 76 項の定めは IFRS S2 号 B57 項の定めを取り入れたものである。ISSB 基準において要求事項を満たすことが「実務上不可能」である場合とは、企業がすべての合理的な労力をかけてもなお適用できない場合のみという高い閾値であることが示されている（IFRS S2 号 BC121 項）。また、「実務上不可能」であることに基づく免除を ISSB 基準に含めることを合意するにあたり、ISSB は、実務において企業は当該免除を稀にしか適用しないことが期待されるとしている（IFRS S2 号 BC121 項）。</p> <p>また、気候基準案第 76 項で「ある部分」としているのは、「実務上不可能」であるかどうかを判断する部分はさまざまであることが考えられ、そのような測定の中の部分が「実務上不可能」であるかは、企業が判断したうえで開示すべき事項であると考えられたためである。「ある部分」との記載は日本語として曖昧な表現であるものの、左記のコメントで提案されている「各カテゴリー」という表現を用いた場</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>合、範囲が狭くなりすぎてしまうと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 76 項、BC157 項・BC158 項</p> <p>気候基準案第 76 項には「スコープ 3 温室効果ガス排出の見積りにあたって、ある部分のスコープ 3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する稀な場合、どのようにその部分に関するスコープ 3 温室効果ガス排出を管理しているか（管理していない場合は、その旨）について開示しなければならない。」とあるが、「ある部分」とは何を指しているか不明瞭であり、明確にするべきである。もしも、「ある部分」が各カテゴリーを意味しているならば、「稀な」という表現は、情緒的な表現であり、基準における文言としては適切ではない。加えて、GHG プロトコルスコープ 3 基準(2011)においても（6.4 章）、「企業は、多くの潜在的な下流用途を備えた中間製品を製造しており、それぞれ異なる GHG 排出プロファイルを持ち、中間製品のさまざまな最終用途に関連する下流排出量を合理的に見積もることができない場合があります。このような場合、企業は報告書でカテゴリー 9、10、11、および 12 からの下流排出量の除外を開示し、正当化することができます」との記載があり、特に川上分野産業におけるスコープ 3 における下流カテゴリーは必ずしも「稀な場合」とまでは言えず、「稀な」という表現は削除すべき。</p>	<p>気候基準案第 76 項における「ある部分のスコープ 3 温室効果ガス排出を見積ることが実務上不可能であると判断する稀な場合」について、「稀な」という表現は削除すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 145)冒頭で記載している。</p>
(温室効果ガス排出の測定方法の定めに対するコメント)		
146) 測定方法に関する開示（気候基準案第 65 項）がスコー	IFRS S2 号では、「企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた測定アプローチ、インプット及び仮定」（第 29 項(iii)）と定められていたが、気候基準では、温室効果ガス排出の測定アプローチに関する開示（第 62 項から第 64 項）と温室効果ガス排出の測定方法に関する開示（第 65 項）と分けて定められており、読み手が基準を理解し	左記のコメントは、気候基準案第 65 項が、スコープ 3 温室効果ガス排出についても適用されるのかどうか、明確にすべきとのコメントと考えられる。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>プ3 温室効果ガス排出についても適用されるかどうかを明確化すべきである。</p>	<p>やすいように配慮がされている。ただし、第65項では「温室効果ガス排出の測定方法」として、「直接測定の場合」及び「見積りの場合」が定められている一方、第71項では「スコープ3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いる要素及び仮定」として、「直接測定の場合」及び「見積りの場合」が定められており、両者で表現の齟齬（「測定方法」「測定にあたって用いる要素及び仮定」）がみられる。そのため、第65項はスコープ1 温室効果ガス排出及びスコープ2 温室効果ガス排出のみに適用されるのか、それともスコープ1 温室効果ガス排出、スコープ2 温室効果ガス排出及びスコープ3 温室効果ガス排出に適用されるのかが分かりにくいため、基準の記載ぶりに工夫する余地があるのではないかと。</p>	<p>気候基準案第65項は、スコープ3 温室効果ガス排出にも適用される定めである。</p> <p>左記のコメントを受け、わかりやすさの観点から、気候基準案第71項を修正し、気候基準案第65項(1)①及び②に掲げた各項目は、スコープ3 温室効果ガス排出の測定にあたって用いられる要素及び仮定である旨を、確定基準に追記することとした。</p>
<p>（「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる測定方法に関する定めに対するコメント）</p>		
<p>147) 特定の方法が『「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる方法』に該当するかどうかを明確化すべきである。</p>	<p>建設業では、工事現場の内側の責任は元請企業が負うとの考え方から、日本建設業連合会において「協力会社が持ち込むなどして工事現場内で稼働している重機などのCO₂排出量は元請けでカウントする」という指針がある。今後このような業界独自のルールでの集計が認められる可能性があるのか検討してほしい。</p>	<p>左記のコメントは、業界の自主規制が、「GHG プロトコル（2004年）」とは異なる測定方法（気候基準案第51項ただし書き）に含まれるのかという質問と考えられる。</p> <p>この点、「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している」かどうかについては、企業が解釈するものであると考えられるが、通常、業界の自主規制は「法域の当局又は取引所が要求している」場合には該当しないことが考えられる。</p> <p>一方、「GHG プロトコル（2004年）」や温対法等において詳細な定めがない場合、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>業界の自主規制に従うことができるときがあると考えられる。</p> <p>具体的には、業界の自主規制に透明性及び客観性があることが明らかであれば、濫用のリスクは低いと考えられるため、SSBJ 基準と矛盾しない範囲で当該自主規制を適用することが禁止されるものではないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 51 項について、賛同する。</p> <p>なお、GHG プロトコル(2004)に基づき、ISO（国際標準化機構）において国際規格として発行している ISO14064-1 のスコープ 1、2 の測定は、GHG プロトコル（2004）と合致している。そして、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合として、ISO14064-1 に準じた算定が想定される。（ISO14064-1 から内容変更することなく JIS 化した規格として、JIS Q 14064-1 がある）については、51 項に準じる例として、ISO14064-1（JIS Q 14064-1）を明示することを推奨したい。</p> <p>代替案</p> <p>第 46 項(1)に関連して、温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル（2004 年）」という。）に従って測定しなければならない。</p> <p>ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができる。例えば、</p>	<p>左記のコメントは、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる測定方法（気候基準案第 51 項ただし書き）の例として、ISO14064-1(JIS Q 14064-1)を示すことを提案するコメントと考えられる。</p> <p>ここで、気候基準案第 51 項ただし書きは、「法域の当局又は企業が上場する取引所が要求している」場合の定めであり、「法域の当局又は企業が上場する取引所」が温室効果ガス排出を測定するうえで ISO の定めを用いることを「要求」しているときに、企業は当該方法を用いることを選択することができると考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	ISO14064-1 (JIS Q 14064-1) が該当する。	<p>このため、「GHG プロトコル (2004 年)」とは異なる測定方法 (気候基準案第 51 項ただし書き) の例として、ISO を例示する必要はないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
148) 「法域」の定義を明確化すべきである。	<p>気候基準案第 51 項の「法域の当局又は企業が上場する取引所が、温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法」の「法域」とは、通常は国家を指していると理解しているが、例えば、東京都など自治体が含まれるか否か等が不明瞭であると考えられるため、その意味するところについて明確化することが考えられる。</p>	<p>左記のコメントは、「法域」という用語を明確にすることを提案する意見であると考えられる。</p> <p>この点、気候基準案第 51 項ただし書きは、IFRS S2 号第 29 項(a)(ii)を取り入れた定めであり、ISSB 基準では「法域 (jurisdiction)」という用語は定義されていないものの、特定の地域の、当該地域における法令の効力が及ぶ範囲に対して用いられる用語であると考えられる。また、必ずしも国家のみを指す用語ではなく、地方公共団体、州、自治区等も含まれることが考えられる。</p> <p>「法域」という用語は、一般的に用いられている用語と考えられるものの、上記の内容を当委員会事務局による解説記事等において説明することについて、優先順位等を含め検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>149) 親会社と子会社が用いる測定方法を統一しなければならないかどうかを明確化すべきである。</p>	<p>グローバル企業の温室効果ガス排出量の測定において、法域の当局又は報告企業が上場する取引所が要求する測定方法を採用する場合、各子会社の所在する法域で要求されている測定方法に従った排出量を調整せずにそのまま合算することが認められるのか、あるいは、親会社の所在する法域の当局又は取引所で要求される測定方法でグローバル連結の測定方法を統一させる必要があるのか、解釈の余地が生まれる可能性があり、結果的に ISSB 基準に準拠しても当委員会が公表するサステナビリティ開示基準（以下「SSBJ 基準」という。）に準拠していない状況が生じることが懸念される。国際的な解釈と整合する解釈の確立のために今後とも ISSB と協働することが期待される。</p>	<p>左記のコメントは、親会社の所在する法域の当局又は親会社が上場する取引所が要求する測定方法によって親会社とその子会社の測定方法を統一する必要があるのかどうかについて、SSBJ 基準に従った開示が、国際的な解釈と異なる結果になることを懸念する趣旨のコメントと考えられる。</p> <p>この点、ISSB 基準において、親会社と子会社とで測定方法を統一しなければならないとの定めはないと考えられる。また、2024 年 9 月に行われた移行支援グループ（TIG）会議のアジェンダ・ペーパー 3「報告企業の一部に対する法域の救済措置の適用」では、親会社と子会社とで測定方法が異なる場合の例が示されている。さらに、ISSB では、IFRS S2 号を改訂し、法域の当局又は企業が上場する取引所が、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いることを要求している場合、当該方法を用いることができるとの容認規定は、連結グループ全体のみならず、グループ内の一部の企業にも適用可能であることを明確にすることが検討されている。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		したがって、左記のコメントに特段対応することはしないこととした。
(スコープ3 温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示に対するコメント)		
150) スコープ3 温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示を求めることを支持する。	「スコープ3 温室効果ガス排出（第49項(3)参照）については、「スコープ3 基準（2011年）」に記述されているスコープ3 カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。」と、スコープ3 温室効果ガス（GHG）について、カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示させることには賛成。特に、スコープ3 GHG 排出量の規模が大きい企業については、カテゴリー別に排出量の開示情報があると、バリューチェーン上のどこに脱炭素化のボトルネックがあるかが分かるので、エンゲージメントには有効。スコープ3 の絶対総量を開示できるのであれば、カテゴリー別に分割開示することは可能であるため、投資家の立場では、開示対象となる企業は開示すべき数値と認識。一方、規模の小さい企業は開示負担を考慮し「義務」ではなく「推奨」とすることもありと考える。	本公開草案の提案の方向性を支持するコメントである。
同 上	It would also allow for better comparability among entities domestically and internationally on their Scope 3 GHG emissions disclosures. It is important to refer to the GHG Protocol's guidance on the Scope 3 categories for entities to report on. Disaggregation by categories relevant to the reporting company's activities as described in the Greenhouse Gas Protocol Corporate Value Chain Standard is an approach that allows for coherence with international standards. Providing disaggregated disclosure by category alongside the absolute total of Scope 3 GHG emissions is beneficial for enhancing transparency, comparability and accuracy in sustainability reporting.	同 上
同 上	気候基準案第58項における報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとする提案も重要。	同 上
151) スコープ3 温室効果ガス排出のカテゴリー	気候基準案第58項によるとスコープ3 温室効果ガス排出については、「スコープ3 基準（2011年）」に記述されているスコープ3 カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならないとなっているが、これは IFRS S2 号の	スコープ3 温室効果ガス排出の絶対総量をカテゴリー別に分解して開示することについて、ISSB 基準の要求事項を超え

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>別の開示を求め るべきではない。</p>	<p>基準を超えるものであり、且つ競合情報が明らかになってしまう可能性があるため、企業 に対して開示義務を課すべきではない。</p>	<p>るものであり、要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>IFRS S2号では、「スコープ3基準(2011年)」に記載されているスコープ3カテゴリーに従い、スコープ3温室効果ガス排出の測定値に含めたカテゴリーについて開示することが要求されている(IFRS S2号第29項(a)(vi)(1))。さらに、IFRS S1号における集約及び分解の要求事項(IFRS S1号B30項)に基づき、情報を集約することにより重要性がある情報が不明瞭になる場合には、集約してはならないという要求事項を考慮することが示唆されている(「IFRS S2号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IE10項)。このように、IFRS S2号ではスコープ3温室効果ガス排出のカテゴリー別の開示は明示的に要求されていないものの、重要性がある場合はカテゴリー別に開示されることとなると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>なお、確定基準公表後の対応として、基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
<p>152) スコープ 3 温室効果ガス排出の категория 別の開示のガイダンスとして、IFRS S2 号の例示的ガイダンスを SSBJ 基準に取り入れるべきである。</p>	<p>6. ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の周知 (コメント)</p> <p>本公開草案は、独自の取扱いを選択しなければ、ISSB 基準に準拠したことになるように意図しているとされている。一方で、本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。本公開草案だけを確認した作成者が、ISSB 基準が意図する開示結果と同様になることをより担保する観点から、ISSB 基準との同時準拠性に関する補足的な説明として、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠を補足文書等で周知することを検討いただきたい。又は、本公開草案に取り込む必要がないとの判断に至った経緯を結論の背景に記載することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。ISSB 基準の実務上の運用としては、ISSB 基準における要求事項を適切に運用する観点から、強制のないガイダンスや結論の根拠も確認し、ISSB 基準を適切に理解したうえで、開示を行うことになると考えられる。以下が ISSB 基準に</p>	<p>IFRS S2 号に関する例示的ガイダンスには、スコープ 3 温室効果ガス排出の category 別の開示において有用な記述があるため、その内容を SSBJ 基準に取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントで提案されている設例を含んでいる「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」は、ISSB 基準の一部を構成するものではないものの、ISSB から公表されている文書であることから、ISSB 以外の者が公表する文書と比べ、ISSB 基準を適用するにあたり、作成者、利用者及び保証業務実施者が参考にする蓋然性が高いものになると考えられる。このような文書を、SSBJ 基準適用企業が</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>おける強制力のないガイダンスや結論の根拠において、ISSB 基準の要求事項の適切な適用のために特に有用な記載がある部分と考える。</p> <p>(3) スコープ 3 のカテゴリー別温室効果ガス開示：カテゴリーごとの温室効果ガス排出量の開示は明示的に要求されていないが、そのような分解開示が適切と判断される場合があり得るとされている（「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」IE10 項から IE12 項）。</p>	<p>SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるようにすることにより、SSBJ 基準適用企業が行う開示が ISSB 基準を適用した場合の開示とより整合するようになる可能性があると考えられる。</p> <p>ここで、ISSB 基準適用企業が、ISSB 基準に関する付属ガイダンスを参考にする程度と、SSBJ 基準適用企業が、当委員会が SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるものとして取り入れる文書を参考にする程度は、同程度になる必要があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、「IFRS S2 号『気候関連開示』に関する付属ガイダンス」について、当委員会の補足文書として公表することとした。</p>
(温室効果ガス排出の測定アプローチに関する開示（気候基準案第 55 項、第 62 項及び第 64 項）に対するコメント)		
<p>153) スコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出の集計範囲を明確化すべきである。</p>	<p>「気候基準案」第 55 項 Scope1,2 の開示は非連結子会社についても必要ということか？そうであれば、現状計測しておらず、投資先を多数持つ商社において対応が困難であり、背景や意義、対象範囲など明確なガイドラインをお願いしたい。</p>	<p>スコープ 1 温室効果ガス排出及びスコープ 2 温室効果ガス排出(気候基準案第 49 項(1)及び(2)) として集計する範囲に非連結子会社を含めるかどうかについて、明確化すべきとのコメントである。</p> <p>報告企業として報告する温室効果ガス排出は、企業が選択する測定アプローチに</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>よって、集計する範囲が異なることがあると考えられるが、「GHG プロトコル (2004 年)」に定める 3 つの測定アプローチ (経営支配力アプローチ、財務支配力アプローチ及び持分割合アプローチ) による場合、報告企業として報告するスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出には、非連結子会社のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出も含まれることになると考えられる。</p> <p>ただし、重要性に関連する定めは、本論点にも適用されると考えられ、非連結子会社のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出に重要性があるといえない限りにおいて、当該非連結子会社のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出を報告企業として報告するスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出に集計しないことは認められると考えられる。</p> <p>本論点については質問が多く寄せられる論点であるため、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>154)「GHG プロトコル (2004 年)」が定める測定アプローチと会計基準との関係について明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 63 項</p> <p>「選択した測定アプローチ (持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか)、(2)(1)を選択した理由、(3)(1)において選択した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的 (第 43 項参照) と関連しているか」の開示を求めている。</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」において「連結財務諸表は、支配従属関係にある 2 つ以上の企業からなる集団 (企業集団) を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を総合的に報告するために作成するもの」とされ、IFRS 会計基準第 10 号においても「他の企業 (子会社) を支配している企業 (親会社) に連結財務諸表の作成を要求」されており、それぞれで「支配」の考え方を示している。</p> <p>そのため、支配していない場合であっても持分割合相当を報告企業の温室効果ガス排出に含める「持分割合アプローチ」を適用すると連結財務諸表との整合性が損なわれるのではないか。</p> <p>「GHG プロトコル(2004 年)」において「財務支配力と経営支配力のどちらの基準を用いたかによって、ある事業がその事業者によって支配されているか否かの判定が異なることはない」としているが、例外として判定が異なるのはどのような場合なのか、第 6 項 (15)(16)の定義から読み取るのは難しく、また、「経営支配力アプローチ」及び「財務支配力アプローチ」それぞれの「支配」の考え方と「連結財務諸表に関する会計基準」及び IFRS 会計基準第 10 号のそれぞれの「支配」の考え方との相違が明確ではない。</p> <p>このような状況で、測定アプローチを選択した理由及び選択した測定アプローチが、どのように気候関連の指標及び目標に関する開示目的と関連しているか (第 63 項(2)(3))を開示するのは困難ではないか。</p> <p>現在、「GHG プロトコル(2004 年)」は改訂手続中であるが、改訂の進捗状況や改訂後の</p>	<p>「GHG プロトコル (2004 年)」における測定アプローチと、会計基準における「支配」の概念との関係について明確化すべきとのコメントである。</p> <p>「GHG プロトコル」又は会計基準のいずれも当委員会が開発又は改正するものではないため、左記のコメントは今後の意見発信の参考としたい。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>内容によっては、GHG プロトコルの「経営力支配」及び「財務支配力」並びに財務会計上の「支配」の考え方を示すガイドラインが必要だと思われる。</p>	
<p>155) 気候基準案第 55 項に従って温室効果ガス排出量を分解して開示することが必要な場合を明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 55 項、BC126 項</p> <ul style="list-style-type: none"> Scope1 温室効果ガス排出及び Scope2 温室効果ガス排出について、報告企業（連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社を除く。）に関するものと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない。 <p>とある（第 55 項）が、一方で、BC126 項において”特に「持分割合アプローチ」を選択した場合に、連結される温室効果ガス排出量が反映されるようにするために、第 55 項の定めを設けている。”とある。双方を併せて読むと、その他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならないのは、「持分割合アプローチ」を選択した場合のみと解釈されるが、その旨をより明示的に記載頂きたい。</p> <p>もし、本条項が、「経営支配力アプローチ」又は「財務支配力アプローチ」を選択している場合でもその他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならない、という事を意味している場合、現行の手続きに加えて非連結子会社のデータも新たに取得する事になり著しい負担がかかる事になると考える。また本点は上記 No1.のコメントにも関連し、本草案で提示された報告時期、報告期間にてデータ開示を行う事が一層困難になると考える。</p>	<p>Scope 1 及び Scope 2 温室効果ガス排出量を報告企業（ただし、連結財務諸表を作成している場合、非連結子会社を除く。）に関するものとその他の投資先に関するものとに分解して開示しなければならないという定め（気候基準案第 55 項）について、どのような場合に適用しなければならないのかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>質問 11 の 153) で記載しているとおり、報告企業として報告する温室効果ガス排出は、企業が選択する測定アプローチによって、集計する範囲が異なることがあると考えられる。「GHG プロトコル (2004 年)」に定める 3 つの測定アプローチ（経営支配力アプローチ、財務支配力アプローチ及び持分割合アプローチ）による場合、財務支配力アプローチ又は経営支配力アプローチを選択し、非連結子会社の Scope 1 及び Scope 2 温室効果ガス排出量に重要性があるときや、財務支配力アプローチを選択し、共同支配企業を有するときに、気</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>候基準案第 55 項に従い分解して開示することが必要となることもあると考えられる。しかし、通常、持分割合アプローチを選択した場合に、報告企業に含まれない関連会社や共同支配企業のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出量について、気候基準案第 55 項に従い分解して開示することが必要になると考えられるため、「特に持分割合アプローチを選択した場合」としている。</p> <p>なお、経営支配力アプローチを選択した場合の関連会社や共同支配企業の温室効果ガス排出量は、報告企業のスコープ 3 温室効果ガス排出量に含まれると考えられるため、通常、気候基準案第 55 項に従い分解して開示することは想定されないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないものの、気候基準案第 55 項を適用する場合の事例について、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供することについて、優先順位等を含め検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>気候基準案第 55 項及び BC126 項</p> <p>Scope1 に関し報告企業及びその他投資先（関連会社、共同支配企業、非連結子会社等）に分けて開示すべきとあり、持分割合アプローチ採用の会社向けの指針と書いてあるが、経営支配力アプローチ適用会社の場合は、その他出資先の Scope に関しては原則非開示となるはずだが、この扱いに関しもう少し明確にしてほしい。関連会社からの排出を Scope3 Cat.15 で開示を既に行っている企業もある。支配力アプローチを採用している場合その他投資先（関連会社等）は Scope1 には該当しないと理解しており、該当するならば Scope3/Cat.15 だと理解しているが、この扱いのガイダンスを明記してほしい。</p>	同 上
<p>156) 適用した測定アプローチに関する開示（気候基準案第 64 項）において、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いる場合には、3 つの測定アプローチに限定すべきでない。</p>	<p>気候基準案第 64 項(3)「第 62 項に従い選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）」とあるが、「持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチ」は、GHG プロトコル（2004 年）に従った場合の測定アプローチである。よって、GHG プロトコル（2004 年）と異なる方法を用いた場合の測定アプローチの名称としては適当ではないと考える。</p>	<p>「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により温室効果ガス排出を測定する場合（気候基準案第 51 項ただし書き）、「GHG プロトコル（2004 年）」における 3 つのアプローチ以外の集計アプローチを用いることも考えられることから、測定アプローチに関する情報の開示の定め（気候基準案第 64 項(3)）について、3 つの測定アプローチに限定すべきではないとのコメントである。</p> <p>この点、気候基準案第 64 項は、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法を用いる場合、温室効果ガス排出の集計をどのように行っているのかについて、適用した測定アプローチに関する情報の開示を求めることを意図したものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>このため、気候基準案第 64 項(3)における「第 62 項に従い選択した測定アプローチ（持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのいずれか）」の記述を変更することとした。</p> <p>なお、当委員会は、確定基準公表後の対応として、SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとしている。</p>
<p>157) 「GHG プロトコル（2004 年）」が定める測定アプローチの内容を明確化すべきである。</p>	<p>この観点から、本公開草案の以下の項目においては、ISSB 基準に準拠しているにもかかわらず SSBJ 基準では認められない状況が生じないかどうか懸念がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> SSBJ 基準では、ISSB 基準と同様に GHG 排出量の測定について原則として GHG プロトコルに従うことを要求している一方で、SSBJ 基準内に GHG プロトコルに関する以下の記述があり、GHG プロトコルとの整合性の観点から実務上の混乱が生じることが懸念される。 <ul style="list-style-type: none"> （気候基準 6 項(15)）GHG プロトコルにおける Operational Control approach を「経営支配力アプローチ」として定義を記載しているが、ISSB 基準では Operational Control approach を定義しておらず GHG プロトコルに従うこととな 	<p>温室効果ガス排出の測定アプローチは、報告企業に含める温室効果ガス排出の範囲を決定するための根幹となる概念であり、また、選択によって比較可能性が失われる可能性があるにもかかわらず、ISSB 基準において特に定義していないため、気候基準案において、「GHG プロトコル（2004 年）」を参考に定義を含めたものである。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>っている。GHG プロトコルにおける Operational Control approach の説明では operation はリース資産などの個別資産も含む広い概念となっている一方で、気候基準 6 項(15)における定義では operation が「経営」と訳されており、GHG プロトコルにおける operation よりも狭い範囲を指しているように解釈される可能性がある。これにより、ISSB 基準を適用した場合と SSBJ 基準を適用した場合で、Operational Control approach の適用範囲が異なり、結果として開示される情報に相違が出ないかどうか懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> （気候基準 6 項(16)）GHG プロトコルにおける Financial Control approach を「財務支配力アプローチ」として定義を記載しているが、ISSB 基準では Financial Control approach を定義しておらず GHG プロトコルに従うこととなっている。気候基準 6 項(16)の定義によれば、持分割合によらずに経済的実質を反映する割合において GHG 排出量を含めることとされており、Financial Control を有する会社の GHG 排出量を 100%集計対象とするのかどうか必ずしも明確ではないと考えられる。これにより、ISSB 基準を適用した場合と SSBJ 基準を適用した場合で、Financial Control approach を適用した場合に開示される情報に相違が出ないかどうか懸念される。 	<p>原文である英語に完全に対応する日本語が存在しないことも多いことから、左記のコメントに対して本公開草案を修正することはしないものの、当委員会事務局による解説記事等において説明することについて、優先順位等を含め検討することとした。</p>
(温室効果ガス排出量の表示単位と端数処理に対するコメント)		
<p>158) それぞれのスコープの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならないとする</p>	<p>気候基準案に関し、Scope1・2・3 の開示単位を揃える必要があると認識しているが、Scope1・2 と Scope3 で開示単位を変えることを許容いただきたい (Scope3 は推計や独自のシナリオが含まれ、また排出量規模が Scope1・2 とは全く異なるため)。</p>	<p>スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出量と、スコープ 3 の温室効果ガス排出量との間で、異なる表示単位を用いることを容認すべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案において、「それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない」としているの</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>定めに反対する。</p>		<p>は、単位が混在している場合、主要な利用者が企業の温室効果ガス排出量を誤解する可能性があることを懸念したためである。主要な利用者は、企業の温室効果ガス排出量の分析を行うにあたり、3つのスコープの温室効果ガス排出量の合計値を把握し、企業がさらされている気候変動リスクの全体像を理解したうえで、具体的にどのスコープの温室効果ガス排出量が多いのか、また、スコープ3 温室効果ガス排出量が多い場合には、どのカテゴリーが多いのか、掘り下げていく形で分析を行うことが多いと考えられる。このことを踏まえると、上述のような主要な利用者による誤解が生じないようにすることが適切と考えられる。</p> <p>また、確定基準では、本公開草案における提案を変更し、3つのスコープの温室効果ガス排出量の合計値の開示を要求しないこととしたため、3つのスコープの温室効果ガス排出量の合計値を理解することを望む利用者のためにも、3つのスコープの温室効果ガス排出量の表示単位は同じにすることが有用と考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同上</p>	<p>気候基準案第 50 項、BC105 項 上記項目について、有効桁数に関する基本から、記載内容の見直しを求める。 気候基準案第 50 項の現行案には、「この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。」とあり、前文からの文脈から、スコープ 1,2,3 における表示単位を揃えることを求めているものと解釈できる。しかし、たとえばスコープ 2 が 100t-CO₂、スコープ 3 が 10 百万 t-CO₂ といった企業は多く存在する。ここで、スコープ 2 の開示単位に合わせ、スコープ 3 を 10,000,000t-CO₂ と表示するのは、有効桁数の観点から明らかに誤りである（0 は、0 として意味を持つ数字である。）し、スコープ 3 の開示単位に合わせ、スコープ 2 を 0.0001 百万 t-CO₂ と表示することも解読が一般に難しくなりミスリーディングを生むであろう。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならないとする定めを見直すべきとのコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 158)冒頭で記載している。</p>
<p>159) 端数処理を行った場合の、「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」とする定めに反対する。</p>	<p>気候基準案第 50 項、BC105 項 上記項目について、有効桁数に関する基本から、記載内容の見直しを求める。 BC105 項には、「この場合、少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」とあるが、この標記だと、多い桁数開示をすることがさも望ましいかのような誤解を生む。GHG 排出量の計算において使用される係数の多くが有効桁数 3 桁であり、その乗算として計算される GHG 排出量も有効桁数 3 桁が限界であることから、そもそも GHG 排出量は有効桁数 3 桁までとするのが適正な開示である。</p>	<p>温室効果ガス排出量の端数処理の定め（気候基準案 BC105 項）に関して、現在の「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁」の表現によると、より多い桁数による開示が望ましいような誤解を生む可能性があるため、「少なくとも」を削除し「桁数が大きい方から 3 桁」とすべきとのコメントである。 気候基準案 BC105 項において、「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」としたのは、大き</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>な数に用いる表示単位を選択した場合、表示される桁数が少なくなり、重要性がある情報が表示されなくなる可能性があることから、そうならないようにすることを意図した定めである。なお、当該定めは端数処理に関する定めであり、有効数字（有効桁数）について定めたものではない。</p> <p>一方、端数処理は、温室効果ガス排出に関して適正な表示を達成するうえで検討することが多いと考えられ、基準全体のバランスを考えると、必ずしも SSBJ 基準に詳細な定めを置く必要はないとも考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、端数処理に関する定めである気候基準案 BC105 項の記述を本公開草案から削除することとした。そのうえで、当該記述については、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
同 上	気候基準案 BC105 項における温室効果ガス排出量の表示について、「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁について表示しなければならない」という要求事項に反対する。	温室効果ガス排出量の端数処理の定め（気候基準案 BC105 項）に関して、ISSB 基準に追加すべき明確な理由が説明されていないこと、また、この定めにより企業

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>まず、当該要求事項は ISSB 基準に定めがないにもかかわらず、追加すべき明確な理由が説明されていない。積極的な理由が欠如している状況では、当該要求事項の正当性に疑問が残る。</p> <p>次に、温室効果ガス排出量の測定には、バリュー・チェーン全体からの報告値が含まれるため、その正確性や見積りには幅がある。企業は、投資家との対話を含む自社の状況に応じて有効数字や有効桁数を判断したうえで、報告を行っていると考えられる。こうした柔軟なアプローチにより、関係者にとって意味のあるデータが提供されている。こうした中で「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁」という要件を課すことは、温室効果ガス排出量の測定実務に不要な複雑さをもたらすだけでなく、データの精度に対する誤解を生む可能性がある。</p>	<p>の実務に無用な複雑さをもたらす可能性があることから反対するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 159)冒頭で記載している。</p>
<p>160) 端数処理の定めは、有効桁数に関する定めでない旨を明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案 BC105 項における温室効果ガス排出量の表示に関する「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁」という要求事項が有効桁数を意図していない場合にはその旨を明記すべきである。</p> <p>この規定の表記どおりであれば、例えば、「0.0012345」の場合、「0.00」という表示を意図しているものとも解釈できる。一方で、第 29 回サステナビリティ基準委員会の資料番号「審議事項 A1-2」には「有効数字 (有効桁数)」という用語が登場していた。同様の例で有効桁数を 3 桁とする場合、「0.00123」と表示することとなる。このように表記が統一されない可能性があるため、解釈を明記すべきである。</p> <p>仮に、有効桁数を意図している場合には、現状又は将来に温室効果ガス排出量が少ないスコープやカテゴリーに対して有効桁数 3 桁を表示するための測定実務を煩雑ならしめる可能性があるため、「少なくとも桁数が大きい方から 3 桁」という要求事項に反対する。</p>	<p>温室効果ガス排出量の端数処理の定め (気候基準案 BC105 項) に関して、有効桁数を意図しているように読めるため、端数処理の定めであることを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>質問 11 の 159)で記載しているとおり、端数処理に関する記述については、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。なお、解説記事等の文書として情報を提供する場合には、有効桁数ではなく端数処理の定めである旨を、当該解説記事等において明確化することが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(追加の要求事項を設けることを提案するコメント)		
<p>161) 排出遵守制度についての開示を追加的に求めるべきである。</p>	<p>It would furthermore be helpful if companies report the share of their emissions that is covered under a regulatory emissions compliance scheme. Emissions covered under a compliance scheme create a direct cost to the company and are therefore material from a reporting standpoint.</p>	<p>左記のコメントは、気候基準案において提案した開示項目に追加して開示を求めるコメントと考えられる。</p> <p>当該項目は、ISSB 基準においても開示することが要求されておらず、また、当該項目を追加すべきとの意見は、本公開草案に対して寄せられたコメントにおいて、さまざまな立場の関係者から幅広く聞かれているものではなく、SSBJ 基準を適用する企業に一律に開示を求めることは難しいと考えられることから、要求事項を追加しないこととした。</p> <p>一方、左記のコメントにおいて提案された指標を企業が任意で開示することは禁止されるものではないと考えられる。</p>
<p>162) 削減貢献量についての開示を追加的に求めるべきである。</p>	<p>スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出量の開示では捕捉できない温室効果ガス削減への貢献である「削減貢献量」の追加的な開示を、任意の開示項目として規定することが考えられる。削減貢献量については、既に WBCSD や GX リーグが指針を公表し、事業会社や金融機関の開示も広がっている。SSBJ の気候基準において、当該情報を任意の開示項目として規定することで、投資家は企業の気候変動に係る機会としての削減貢献の取組みを評価しやすくなり、企業も脱炭素に取り組むインセンティブの向上につながると考えられる。</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(その他のコメント)		
<p>163) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり、直接測定以外のデータの使用は限定的な場合とすべきである。</p>	<p>CDP agrees with SSBJ's prioritization of direct measurement, which echoes high ambition and global recommendations. However, it is understandable that in some occasions access to data may be difficult, especially in the first years of global standards implementation. Therefore, standards may allow for the use of alternate means of measurement (i.e. modeling), but only when direct measurement is either not feasible or overly burdensome. International standards and regulations requiring Scope 3 disclosure (e.g. ESRS) will have an effect on the demand for this information with increasing regularity.</p> <p>Lastly, we emphasize that careful consideration is needed with regards to the use of proxies. Proxies that follow widely different methodologies will lead to widely different results, having a negative effect on the efforts to establishing a global baseline for comparability of sustainability information. It is important that the SSBJ provides clear market guidelines for the use of proxies and guarantee an adequate implementation through the release of guidance materials, making sure entities are reporting responsibly and finance is reaching Japanese companies in an equitable and just way.</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって、直接測定によるデータを優先しなければならないとする定め(気候基準案第 73 項(1))には同意するものの、他の方法を用いることを容認するのは、直接測定が実行可能でないか又は過大な労力を要する場合のみとすべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案では、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたり、合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求している(気候基準案第 72 項)。このため、仮に直接測定によるデータを収集するために過大なコストや労力が必要となる場合、直接測定以外の方法によることができると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>164) 温室効果ガス排出に関する開示は、「GHG プロト</p>	<p>Ensure that the disclosure of GHG emissions is aligned with the standards of the GHG Protocol over time. Considering the critical role of data comparability for investors, the SSBJ could align the disclosures of GHG emissions as closely as possible with the GHG Protocol and ISSB. Aligning the disclosures with the ISSB standards would result in comparable non-financial disclosures for better decision making by investors. The GHG Protocol's direct referencing in IFRS S2 Climate-related</p>	<p>SSBJ 基準に基づく温室効果ガス排出に関する開示について、引き続き「GHG プロトコル」や ISSB 基準に基づく開示と整合的であることを確保すべきとのコメン</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>コル」と整合させるべきである。</p>	<p>disclosures (IFRS S2) regulations and in other global regulations on climate disclosures emphasizes its significance, offering standardized reporting methodologies for greenhouse gas emissions, including Scope 3 categories, thus promoting consistency and reliability in environmental disclosures.</p>	<p>トである。</p> <p>確定基準では、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報と SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにするため、確定基準公表後の対応を示している。</p> <p>また、今後、「GHG プロトコル(2004年)」が更新された場合、ISSB の考え方と同様に、更新によって起こり得る影響を当委員会において評価したうえで、当委員会の適正手続規則に則って基準を改正し、更新されたものを参照することとする予定としている。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>165) 特定の場 合においては、 温室効果ガス排 出を集計するこ とが困難であ る。</p>	<p>気候基準案「第 55 項」スコープ 1 及び 2GHG ガス排出量開示の範囲については、財務上連結範囲の場合でも、①テナント 1 棟貸、②連結対象企業が他所有者物件に入居し所有者より排出量データの開示を受けられない、③複数者による物件所有に於いてマイナーシェアにより排出量データ入手が困難、④小規模物件で影響が小さい、⑤開発後直ぐに売却するケースに於いては、算定範囲に包含することは困難と考えられる。</p>	<p>報告企業自身のスコープ 1 及びスコープ 2 温室効果ガス排出であっても、特定の場 合においては、集計することが困難である旨を指摘するコメントである。</p> <p>温室効果ガス排出の集計にあたり、仮に SSBJ 基準において特定の温室効果ガス排出を集計範囲から除外する定めを設けた</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>場合、ISSB 基準と SSBJ 基準の間の明確な差異となり、情報の比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。このような場合、企業が判断や見積りを行い、開示を行うことが考えられる。</p> <p>また、情報に重要性がない場合には、当該部分に関する温室効果ガス排出を集計しないこともあり得ると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 49 項(1)スコープ 1 温室効果ガス排出、(2)スコープ 2 温室効果ガス排出適用基準案第 7 項「関連する財務諸表と同じ報告企業」であることを踏まえ、以下コメントする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 影響の大きい事業や排出区分等にバウンダリを定めて開示することを検討していただきたい。電源構成や排出規模、燃料の種類を把握し、削減対策を検討する上では網羅性よりも影響の大きさを考慮すべきである。 	同 上
同 上	<p>気候基準案第 58 項</p> <p>Scope3 について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。</p> <p>とあるが、例えばカテゴリ 15 については、どこまで推計、計算、収集（持分法適用会社まででよいのか？）すべきか？の集計範囲が具体的に定められていないが、No.3 でも記載した通り、非連結子会社データ収集は非常に大きなリソースが必要になると考える（マ</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリーによっては、温室効果ガス排出を集計することが困難であるため、対応が現実的な範囲にとどめることを容認すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>イノリティシェアホルダーの出資もあり、全ての投資先にデータの提出を要求する事はできない上に、データ検証もしきれない。</p> <p>現実的に対応が可能な範囲までと許容する内容、あるいは、事業会社側で集計バウンダリーを定めること許容する内容を盛り込んで頂きたい。</p>	<p>165)冒頭で記載している。</p>
<p>166) 特定の産業に関する温室効果ガス排出の開示に関するガイダンスを提供すべきである。</p>	<p>TC/VC/CVC など、一般的な国際海運における商慣行に照らし合わせた Scope1/2/3 の計上の指針を開発してほしい</p> <p>IMO で定める GHG は CO2/CH4/N2O の 3 種であり、規制上の報告もこの 3 種に絞られている。国際海運からの排出はこの 3 種に限定し既に先行している IMO の規制と合わせるべき。(実質残りの 4 種からの排出はほぼないが、明確に排出がないガスは対象にしない、といった指針を明記してほしい)</p> <p>バイオ燃料からの排出に関する開示の指針を開発してほしい。SBTi/EU で既に先行事例があるため、それら国際標準に合わせる形での開示とすべき。バイオ燃料は Scope1/2/3 の外の概念となるため SBTi でも分けて開示するよう指針が出ている。</p>	<p>一般的な国際海運における商慣行と整合するような、温室効果ガス排出の開示に関するガイダンスを提供することを要請するコメントである。</p> <p>重要性がある情報を識別するにあたり、本公開草案では、「参照し、その適用可能性を考慮することができる」ガイダンスの情報源として、同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業によって開示された情報を含めている(適用基準案第 56 項(3))。このため、開示実務が進展している産業に属する企業が、その産業における国際的なガイダンスに基づき他の企業が開示した情報を参照することは妨げられないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>産業別ガイダンスに関して TC/VC/CVC など、一般的な国際海運における商慣行に照らし合わせた Scope1/2/3 の計</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>上の指針を開発してほしい</p> <p>IMO で定める GHG は CO2/CH4/N2O の 3 種であり、規制上の報告もこの 3 種に絞られている。国際海運からの排出はこの 3 種に限定し既に先行している IMO の規制と合わせるべき。(実質残りの 4 種からの排出はほぼないが、明確に排出がないガスは対象にしない、といった指針を明記してほしい)</p> <p>バイオ燃料からの排出に関する開示の指針を開発してほしい。SBTi/EU で既に先行事例があるため、それら国際標準に合わせる形での開示とすべき。バイオ燃料は Scope1/2/3 の外の概念となるため SBTi でも分けて開示するよう指針が出ている。</p>	
<p>167) スコープ 3 測定フレームワークに関する定めを、ISSB 基準の要求事項と整合させるべきである。</p>	<p>(差異の内容)</p> <p>スコープ 3 の GHG 算定に関して、直接測定が優先されることの説明について、S2 号 B43 項は「他のすべての条件が同じであれば、これらの 2 つの方法のうち、直接測定を優先しなければならない」と規定しており、B47 項は「他のすべての条件が同じであれば、1 次データの使用を優先しなければならない」と規定している。一方で、気候基準案第 73 項(1)では「直接測定によるデータがある場合には、これを優先しなければならない」とし、また同項(2)では「1 次データがある場合には、これを優先しなければならない」と規定しており、他の全ての条件が同じであれば、という要件が記されていない。</p> <p>(懸念点)</p> <p>例えば、バリュー・チェーンからデータを入手できるタイミングや入手したデータの信頼性に懸念がある際には、見積りや 2 次データを利用する場合も考えられ、直接測定や 1 次データが常に見積りに対して優位ではない状況も存在する。他の条件が同一であるか否かは、必要な判断要素になると考えられる。</p> <p>(修正の提案)</p> <p>S2 号の記載に合わせて、他の全ての条件が同じであるという前提条件について、気候基準案第 73 項又は別紙 B スコープ 3 測定フレームワークの直接測定に基づくデータ (B4</p>	<p>気候基準案第 73 項は、主として IFRS S2 号 B40 項の要求事項を取り入れたものであり、ISSB 基準と異なる定めとする意図はない。</p> <p>IFRS S2 号 B43 項及び B47 項の内容は、主として気候基準案 B4 項及び B8 項に取り入れている。</p> <p>このため、左記のコメントを踏まえ、気候基準案 B4 項に「他のすべての条件が同じであれば、これら 2 つのうち、直接測定を優先しなければならない」という記述を追加し、気候基準案 B8 項に「他のすべての条件が同じであれば、これら 2 つのうち、1 次データの使用を優先しなければならない」という記述を追加することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	項から B6 項) 及び 1 次データ (B7 項から B10 項) における各測定データの特性に関する説明に追加することを提案する。	
168) 「GHG プロトコル (2004 年)」の翻訳版を公表すべきである。	なお、SSBJ 基準公開草案では、ISSB 基準同様に GHG の測定について原則として GHG プロトコルに従うことを要求しているが、GHG プロトコルの正式な翻訳版が存在しないことから、実務においてその解釈にばらつきが生じることが懸念され、正式な翻訳版の公表を求めたい。	「GHG プロトコル (2004 年)」の日本語訳については、当委員会のウェブサイトにおいてリンク先を紹介すること等の対応を行うこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ーファイナンスド・エミッション)		
(ファイナンスド・エミッション (スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー15 の一部) に対するコメント)		
<p>169) 特定の場 合に、ファイナ ンスド・エミッ ションの絶対総 量の測定を要求 すべきでない。</p>	<p>気候基準案第 C9 項(1)③において、ファイナンスド・エミッション (以下、FE)を列挙された資産クラスに分解して開示することが求められており、よって、列挙された全ての資産クラスに係る FE の計測および開示を行うことが前提となっているように見受けられる。</p> <p>しかし、FE については計測手法がまだ開発過程にあると認識している。また、以下のような実務上の課題が存在しており、本基準に列挙された全ての資産クラスについて算出を行う場合に過大な作業負荷がかかる金融機関が相応に存在することが見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> FE を算出するにあたり一般的に参照される PCAF スタンドードでは資産種類や上場か非上場かによって採用すべき計測手法が異なっており、資産クラスによって算出に必要なデータや作業工程が異なる。 管理しているデータベースやデータの粒度などが異なる等の理由により、資産種類によって算出の基礎となるポートフォリオデータの利用可能性が異なる場合がある。 本基準が義務化されたタイミングにおいて、非上場である等の理由により温室効果ガス排出量の開示を行っていない投融資先が多数存在することが想定される。資産クラスによっては、計測してみたものの、ポートフォリオに含まれる先の大宗が温室効果ガス排出量が非開示であったということも考えられる。 <p>更に、PCAF スタンドードにおいては、計測手法が開発された全ての資産クラスについて計測や開示を求めてはならず、各金融機関において着手可能な範囲から計測・開示を求められているものと認識しており、本方針に則り FE の計測・開示の拡充を進めている金融機関も相応に存在すると理解している。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー15 (投資) の一部であるファイナンスド・エミッションの絶対総量の測定にあたり、信頼性の高い測定方法が確立されていない場合や測定に過大なコストや労力が生じる場合には、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の全部又は一部について開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号においても、ファイナンスド・エミッションを含めたスコープ 3 温室効果ガス排出の測定は、データ及び方法論上の課題を伴うものであり、依然として精緻化されつつあるとしたうえで (IFRS S2 号 BC112 項)、スコープ 3 温室効果ガス排出の絶対総量の開示を要求している。このように、測定方法が確立していないことは我が国に限ったことではないことを踏まえ、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、仮に SSBJ 基準に取り入れなかったとした場合、ISSB 基準</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>上記の状況を踏まえ、信頼性の高い計測手法が確立されていない場合や、FE 計測に過大なコストや労力が生じる場合やグロス・エクスポートの割合が限定的な場合には、該当する資産クラス（あるいはその一部）に係る FE の開示は不要とするよう、本基準に明示いただきたい。</p>	<p>と SSBJ 基準との間の明確な差異となり、比較可能性が損なわれるとの印象を国内外の関係者にもたれる可能性がある。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>170) 一部の開示要求事項について、当面は要求すべきでない。</p>	<p>気候基準案第 C9 項(1)①において、投資先のスコープ 3 温室効果ガス排出量に係るファイナンスド・エミッションの開示が求められているが、本基準が義務化されたタイミングにおいて、現時点で排出量が未開示であったり、計測の精度や範囲が不十分な投融資先が一定存在することが見込まれる。</p> <p>よってスコープ 3 排出量に係るファイナンスド・エミッションの開示は当面は任意とすることが望ましく、そのように基準案を修正いただきたい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、当面は要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>経過措置については、SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針に従い、ISSB 基準と同様の取扱いを定めることが考えられたため、気候基準案においては、ISSB 基準と同様、気候基準を適用する最初の年次報告期間において、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を含むスコープ 3 温室効果ガス排出の開示を行わないことを容認している。また、そこからさらに経過措置を認める期間や経過措置の対象とする項目を拡大するかどうか等については、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合における各法令において、それぞれ SSBJ 基準に上乘せして定めることが考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>【気候基準案第 6 項(13)】 スコープ 3 については統一的な計測手法 (PCAF スタandard) がある程度確立されているものの、細部については各金融機関の判断が求められている状況にある。 現在、バーゼル銀行監督委員会において「気候関連金融リスクの開示」に関する枠組みについて検討が進められており、これらバーゼル銀行監督委員会による開示ルール等が整備されるまでは、PCAF Standard が定める開示推奨項目に加えるかたちで SSBJ が要求している開示要求項目 (例えば未実行のローン・コミットメントなど) について開示を免除する経過措置を認めてほしい。</p>	<p>PCAF Standard における開示推奨項目以外の項目で、本公開草案において開示を要求しているものについては、経過措置により開示しないこととすることを提案するコメントである。 このコメントへの対応は、質問 11 の 170)冒頭で記載している。</p>
171) スコープ 3 温室効果ガス排出の 카테고리 15 の集計範囲を明確化すべきである。	<p>気候基準案 C1 項 Scope3 の Cat.15 に関して、Cat.15 は支配力基準用時の持分適用会社は対象となるのか。指針を示してほしい。</p>	<p>経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチのもとで、スコープ 3 温室効果ガス排出の 카테고리 15 を集計するにあたり、持分法適用会社の温室効果ガス排出量の取扱いを明確化すべきとのコメントである。 気候基準案では、「GHG プロトコル (2004 年)」を用いて温室効果ガス排出を測定するにあたり、「GHG プロトコル (2004 年)」に定める測定アプローチの 1 つを選択することを求めているが、各測定アプローチに基づく具体的な温室効果ガス排出の集計範囲については定めていな</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>い。</p> <p>例えば、日本基準に基づき連結財務諸表を作成する場合、持分法適用会社にも、持分法適用の非連結子会社と持分法適用の関連会社があり、測定アプローチとして財務支配力アプローチ又は経営支配力アプローチを選択するときには、持分法適用の非連結子会社と持分法適用の関連会社のいずれに該当するかにより、集計範囲が異なると考えられる。</p> <p>このため、本公開草案の提案を変更することはしないものの、本論点に関し、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうかについては、優先順位等を含め検討することとした。</p>
<p>172) ファイナンスド・エミッションの絶対総量の算定期間について、サステナビリティ関連財務開示の報告期間と差異がある場合の取扱い</p>	<p>適用基準案第 69 項および気候基準案第 66 項に関し、ファイナンスド・エミッション（以下、FE)の報告タイミングについて以下のとおり要望したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用基準案第 69 項（および気候基準案第 66 項）によれば、原則として、X 年度分の有価証券報告書において X 年度分の FE の開示が求められているものと解される。しかし、X 年度分の FE の計測にあたっては、投融資先の X 年度分の温室効果ガス排出量が必要である中、報告企業が X 年度分の有価証券報告書を作成しているタイミングにおいて、大宗の投融資先に関して X 年度分の排出量が非開示であることが想定される。（投融資先の X 年度分の排出量は X 年度分の有価証券報告書等で開示されることが想定される。） 	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー15（投資）の一部であるファイナンスド・エミッションの絶対総量の測定に関して、投資先の 1 年以上前の温室効果ガス排出量の情報を用いることを容認すべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案では、サステナビリティ関連財務開示の報告期間は、関連する財務諸表と同じ報告期間とすることを要求しつつ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>を明確化すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 仮に気候基準案第 66 項に則り「バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用」した場合、投融資ポートフォリオデータ（グロス・エクスポージャー）は X 年度分である一方、投融資先の排出量データの大半が X-1 年度分となってしまう、X 年度分の FE として正確性が低下することが見込まれる。 • 現状、投融資先の排出量の開示やデータ・プロバイダーの推計値の作成が一定進捗したタイミングで FE を計測し開示している金融機関が多数存在している認識である。現行の実務を踏まえ、X 年度分の有価証券報告書においては、X-1 年度分の FE を開示することを容認頂きたい。 • また、X-1 年度分の FE を計測するにあたり、X-1 年度分の排出量データも取得できない投融資先については、FE の計測対象外とするか、あるいは X-2 年度以前のデータを使用することを想定しており、この点についても許容いただきたい (参考：適用基準案第 69 項より抜粋) <p>サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。(以下略)</p> <p>(参考：気候基準案第 66 項より抜粋)</p> <p>第 46 項(1)の温室効果ガス排出に関する開示を行うための温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で、次のすべての要件を満たすときは、当該情報を使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用する。 (2) バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の長さが、報告企業の報告期間の長さと同じである。 (3) バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間の末日と、報告企業の一般目的財務報告書の報告期間の末日との間に発生した、報告企業の温室効果ガ 	<p>も、温室効果ガス排出に関しては、IFRS S2 号 B19 項を取り入れ、一定の要件を満たす場合、過大なコストや労力をかけずに利用可能な、バリュー・チェーン上の各企業の最も直近のデータを使用することを認めている。</p> <p>ただし、スコープ 3 温室効果ガス排出の 카테고리 15（投資）の測定にあたり、投資先の 1 年以上前の温室効果ガス排出量の情報を用いることが容認されるかどうかは、ISSB 基準において必ずしも明らかではないと考えられる。</p> <p>このため、SSBJ 基準では、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるように、確定基準公表後の対応を定めることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ス排出に関連する重大な事象又は状況の重大な変化がある場合、その影響を開示する。</p>	
同 上	<p>適用基準案第 70 項、第 71 項、気候基準案第 46 項、第 47 項、第 66 項、第 71 項~第 76 項、BC120 項~BC127 項、BC153 項、BC154 項</p> <p>適用基準案第 70 項より、SSBJ 基準に基づく開示の報告期間は原則財務諸表と同じ期間であると理解しているが、気候基準案第 66 項によると温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で一定の要件を満たすときは、財務諸表と異なる算定期間の情報を使用することができるものと認識している。</p> <p>したがって、スコープ 3 カテゴリ 15 の計測にあたり、投融資先企業による財務諸表と同じ期間でのデータ算出・集計が間に合わない場合は、直近データで同じ長さ（12 か月分）の報告期間となる情報（例えば、前年 4 月~本年 3 月のデータが望ましいが、入手可能な前々年 4 月~前年 3 月のデータ）を使用しても問題ないと理解してよいか。</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリ 15（投資）の測定に関して、投資先の温室効果ガス排出量の情報については、報告企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間に限らず、最も直近のデータを使用することが容認される旨を確認するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 172)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>【適用基準案第 70 項、第 71 項、気候基準案第 46 項、第 47 項、第 66 項、第 71 項~第 76 項、BC120 項~BC127 項、BC153 項、BC154 項】</p> <p>適用基準案第 70 項より、SSBJ 基準に基づく開示の報告期間は原則財務諸表と同じ期間であると理解しているが、気候基準案第 66 項によると温室効果ガス排出の測定にあたり、バリュー・チェーン上の各企業から入手した情報の算定期間が報告企業の報告期間と異なる場合で一定の要件を満たすときは、財務諸表と異なる算定期間の情報を使用することができるものと認識している。したがって、スコープ 3 カテゴリ 15 の計測にあたり、投融資先企業による財務諸表と同じ期間でのデータ算出・集計が間に合わない場合は、直近データで同じ長さ（12 か月分）の報告期間となる情報（例えば、前年 4 月~本年 3 月のデータが望ましいが、入手可能な前々年 4 月~前年 3 月のデータ）を使用しても問題ないと理解してよいか。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
(ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に対するコメント)		
<p>173) 気候基準案第 61 項の定めを設けるべきでない。</p>	<p>(ii) Financed emissions</p> <ul style="list-style-type: none"> • PRI supports the proposed approach to require disclosure of additional information about financed emissions for reporting entities that participate in one or more of the following activities: (i) asset management activities; (ii) commercial banking activities; and (iii) insurance activities. This approach is in line with IFRS S2 and will provide investors with information that is useful to assess the transition risks facing these reporting entities. • However, we do not support the proposed provision allowing entities to choose not to disclose this information where they are not regulated by the laws and regulations of the jurisdiction in which they operate to engage in the above activities. Similar to other requirements, the decision to not report this information should be based on materiality and other factors outlined within IFRS S1 (e.g. commercial sensitivity). 	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示するかどうかは重要性により判断すべきであるため、資産運用、商業銀行又は保険に関する活動を業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていない場合は、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができるという気候基準案第 61 項の定めを設けるべきでないとのコメントである。</p> <p>資産運用、商業銀行及び保険に関する活動は、公共性が高いため、多くの法域において法令により規制されていると考えられることから、ISSB 基準においてこれらの活動の定義がなされていない現状においては、金融機関が中心となりファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が行われていくことが考えられる。</p> <p>ここで、SSBJ 基準独自の選択肢を追加することなく、ISSB 基準の要求事項をそのまま取り入れた場合、開示が多様化することに対する懸念や、明確ではない定めに対応するために生じるコストや労力に対</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>する懸念には対処できない可能性があると考えられる。このため、ISSB 基準の要求事項をそのままの形で取り入れないことに相応の理由が認められると考えられる。なお、我が国において資産運用、商業銀行及び保険に関する活動を行う企業は法令により規制を受けているため、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を行わなければならないと考えられる。また、他の法域において規制を受けていない金融機関が存在する場合においても、企業の判断により ISSB 基準と同様のファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を行うことも可能である。</p> <p>以上の点を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、今後、ISSB から、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、追加のガイダンスが提供された場合、当委員会において、補足文書の公表の要否について可及的速やかに検討を開始することとした。また、当委員会は、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>確定基準の実務への適用が行われた後に、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>
同 上	<p>5. Financed Emissions – We note that the SSBJ proposed approach regarding financed emissions is to deviate from the ISSB principle. The SSBJ is proposing that “a reporting entity may choose not to disclose additional information about financed emissions if the entity engages in these activities and is not regulated by the laws and regulations of the jurisdiction in which it operates to engage in such activities. If an entity chooses not to disclose such information, it shall disclose that fact.” (paragraph 61 of the Climate ED).</p> <p>We respectfully disagree with this approach. We believe that Financial Institutions should be able to use tools such as The Global GHG Accounting and Reporting Standard Part A: Financed Emissions (PCAF (2022), available here) to estimate their financed emissions, even if the entity they are financing does not have the exact data. An allowance for financial institutions to not report this data will mislead their investors into believing that they are exposed to less climate-related financial risk. Financial institutions should be required to disclose all financed emissions and explain where estimates were used to fill gaps in their data.</p> <p><u>Our recommendation</u> is therefore to not deviate from the ISSB approach regarding financed emissions and to require financial institutions to report their financed emissions in every jurisdiction.</p>	<p>金融機関がファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を行わないことは誤解を生じさせることとなるため、気候基準案第 61 項の定めを設けるべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 169)で記載している。</p>
同 上	<p>気候基準案第 61 項「報告企業が第 60 項(1)から(3)に定める活動を行う場合であっても、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けてい</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報に重要性がある場合であつ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>ないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。」との規定では、規制を受けていないがファイナンスド・エミッションにつき重要性のある企業の開示がなされなくなるリスクがある。IFRS S1.17 に定めたとおり、重要性がある情報が必ず開示されるためには、気候基準案第 61 項の定めは不要である。</p>	<p>ても、資産運用、商業銀行又は保険に関する活動を業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていないときは、当該情報が開示されなくなる可能性があるため、気候基準案第 61 項の定めを設けるべきでないとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 169)冒頭で記載している。</p>
<p>174) 気候基準案第 60 項及び第 61 項の意図を明確化すべきである。</p>	<p>Financed emissions</p> <p>We would welcome clarification of the wording in Paragraphs 60 and 61 (below) of the SSBJ's Climate Exposure Draft and an explanation of the implications of these exemptions.</p> <p>60. 報告企業が次の 1 つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない（別紙 C 参照）。</p> <p>(1) 資産運用に関する活動</p> <p>(2) 商業銀行に関する活動</p> <p>(3) 保険に関する活動</p> <p>61. 報告企業が第 60 項(1)から(3)に定める活動を行う場合であっても、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法律等により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。開示しないことを選択する場合、その旨を開示しなければならない。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示に関する定め（気候基準案第 60 項及び第 61 項）の意図をより明確に説明することを提案するコメントである。</p> <p>これらの定め意図は、気候基準案の別紙や結論の背景において提供している。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>175) バリュチェーン上の各企業から入手した温室効果ガス</p>	<p>また、スコープ 3 カテゴリ 15 について、仮に上記のような財務諸表と異なる期間のデータを使用した場合、報告企業がファイナンスド・エミッション算出時に用いる投融資ポートフォリオ資産額の時点は、排出量データの算定期末時点（例えば、排出量データの算定期間が前々年 4 月～前年 3 月のデータの場合、投融資ポートフォリオ資産額も同期間年</p>	<p>スコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリ 15（投資）の一部であるファイナンスド・エミッションの絶対総量を測定するにあたり、バリュー・チェーン上の各企業が</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>排出量の算定期間が、報告企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合の、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の算定期間を明確化すべきである。</p>	<p>度末時点の額で報告する) であることが望ましいか。もしくは、財務諸表と同期間における期末時点に揃えるべきか。</p> <p>実務運用上、適用の方向性をお示しいただくことが望ましく、気候基準案第 66 項又は関連する基準に追記いただく、もしくはガイドライン等でお示しいただきたい。</p>	<p>ら入手した、報告企業のサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる算定期間の情報を使用した場合(気候基準案第 66 項)、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の一部として開示するグロス・エクスポージャーは、どの時点の情報を用いるのか明確化すべきとのコメントである。</p> <p>この点、グロス・エクスポージャーに関する情報については、通常、バリュー・チェーン上の各企業から入手する情報ではないと考えられるため、気候基準案第 66 項の定めを適用することにはならないと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>同 上</p>	<p>また、スコープ 3 カテゴリ 15 について、仮に上記のような財務諸表と異なる期間のデータを使用した場合、報告企業がファイナンスド・エミッション算出時に用いる投融資ポートフォリオ資産額の時点は、排出量データの算定期末時点(例えば、排出量データの算定期間が前々年 4 月~前年 3 月のデータの場合、投融資ポートフォリオ資産額も同期間年度末時点の額で報告する) であることが望ましいか。もしくは、財務諸表と同期間における期末時点に揃えるべきか。</p>	<p>同 上</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>176) IFRS S2 号 B58 項の内容を取り入れるべきである。</p>	<p>9. ファイナンスド・エミッションの理解に資する具体的な説明の追加 (コメント)</p> <p>IFRS S2 号 B58 項において定められているファイナンスド・エミッションに関する説明について、別紙 C「ファイナンスド・エミッション」に追加することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>ファイナンスド・エミッションの開示が適切に行われるためには、ファイナンスド・エミッションの開示が必要となる背景を適切に理解する必要があると考えられる。この点、IFRS S2 号 B58 項では、ファイナンスド・エミッションの開示が必要となる説明が示されているが、本公開草案の別紙 C「ファイナンスド・エミッション」には当該定めが取り込まれていない。</p> <p>このため、IFRS S2 号 B58 項において定められているファイナンスド・エミッションに関する説明について、別紙 C「ファイナンスド・エミッション」に追加することを検討いただきたい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を要求する背景を説明している IFRS S2 号 B58 項の内容は、SSBJ 基準の適用においても有用であるため、その内容を取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号 B58 項の内容を SSBJ 基準に取り入れることにより、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を要求する背景について、SSBJ 基準の利用者に有用な情報を提供する可能性があると考えられる。</p> <p>このため、左記のコメントを受けて、気候基準の結論の背景に IFRS S2 号 B58 項に相当する定めを取り入れることとした。</p>
<p>177) ファイナンスド・エミッションに関連する運用資産残高 (AUM) に運用資産残高 (AUM) の一部を含めていないことについての</p>	<p>【気候基準案・C7(3)】</p> <p>GHG 排出量の運用資産のファイナンス・エミッションに関連する運用資産残高の割合と、含めてないことに対する説明は、説明の苦しい部分もあり、割合のみにとどめていただくことを検討して欲しい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関連する運用資産残高 (AUM) に運用資産残高 (AUM) の一部を含めていない場合に、そのことについて説明する情報の開示 (気候基準案 C7 項(3)) は、説明が困難な場合があるため、開示を要求すべきでないとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針として、ISSB 基準との整合性を図る</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>説明（気候基準案 C7 項(3)）を要求すべきでない。</p>		<p>ため、原則として ISSB 基準の定めをすべて取り入れるとしている。気候基準案 C7 項(3)の定めは、IFRS S2 号 B61 項(c)を取り入れたものである。</p> <p>左記のコメントにおいて、当該開示を免除することの合理的な理由は明らかではないと考えられるため、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>178) ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての資産クラス別の開示において、資産クラスを修正すべきである。</p>	<p>【気候基準案 C8(1)③、C8(2)②】</p> <p>資産クラス分類が細かいので、融資、債券、株式投資、その他の4クラスにしてはどうか。資産クラスという括りで考えた際、プロジェクト・ファイナンスや未実行のローンは融資の一部であり、融資に含める整理にした方が適切と考える。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての資産クラス別の開示（気候基準案 C8 項(1)③）の定めにおいて、列挙する資産クラスから、「プロジェクト・ファイナンス」と「未実行のローン・コミットメント」を削除し、「融資」に含めるべきとのコメントである。</p> <p>SSBJ 基準の開発にあたっての基本的な方針として、ISSB 基準との整合性を図るため、原則として ISSB 基準の定めをすべて取り入れるとしている。気候基準案 C8 項(1)③における資産クラスは、ISSB 基準の要求事項を取り入れたものである。このため、仮に SSBJ 基準における資産クラスを ISSB 基準の資産クラスと異なるものとした場合、ISSB 基準との差異になるだけ</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>でなく、その結果として国際的な比較可能性が損なわれる可能性があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p>【気候基準案 C8(1)③、C8(2)②】</p> <p>また、債券は社債と国債等（公共債）に分けられるが、PCAF スタンダードにおける計算方法（帰属係数の考え方）が異なるため、債券は「社債」と明記し、国債等はその他の資産に含めるべき。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての資産クラス別の開示（気候基準案 C8 項(1)③）で列挙される資産クラスにおいて、「債券」は「社債」とし、国債等は「その他」に含めるように修正すべきであるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 178)冒頭で記載している。</p>
179) ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての資産クラス別の開示における「その他の資産」に関する定めを、ISSB 基準の要求事項と整合さ	<p>IFRS S2.B62(a)(ii)では、ファイナンスド・エミッションの資産クラスの内訳に、「その他の資産」を追加した場合、当該追加について理由の説明を求めているが、気候基準案 C8 項(1)④では、「その他の資産」をさらに分解したときに、初めて、当該分解後の資産の追加について理由の説明を求めている。気候基準案では、IFRS S2 に比べ、開示される情報が少なくなる可能性があるため、IFRS S2.B62(a)(ii)と同様の定めにするべきと考える。（気候基準案 C9 項(1)④についても同じ）</p>	<p>ファイナンスド・エミッションの絶対総量の資産クラス別の開示における「その他の資産」に関する定め（気候基準案 C8 項(1)④及び C9 項(1)④）について、IFRS S2 号 B62 項(a)(ii)及び B63 項(a)(ii)の定めと整合させるべきとのコメントである。</p> <p>この点、ISSB 基準と異なる定めとする意図はないことから、ISSB 基準と同様の記載となるように本公開草案の提案の一部を変更することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>せるべきである。</p>		
<p>同 上</p>	<p>IFRS S2.B62(a)(ii)では、ファイナンスド・エミッションの資産クラスの内訳に、「その他の資産」を追加した場合、当該追加について理由の説明を求めているが、気候基準案 C8 項(2)②では、同様の定めがない。気候基準案では、IFRS S2 に比べ、開示される情報が少なくなる可能性があるため、IFRS S2.B62(a)(ii)と同様の定めにするべきと考える。(気候基準案 C9 項(2)②についても同じ)</p>	<p>グロス・エクスポージャーについての資産クラス別の開示の定め(気候基準案 C8 項(2)②)について、IFRS S2 号 B62 項(a)(ii)の要求事項と整合させるべきとのコメントである。</p> <p>この点、ISSB 基準と異なる定めとする意図はないことから、ISSB 基準と同様の記載となるように本公開草案の提案を変更することとした。</p>
<p>180) 気候基準案 C9 項(3)の定めの趣旨を明確化すべきである。</p>	<p>気候基準案第 C9 項(3)の記載によれば、一部の資産種類については FE の開示が行われないことを想定していると思われるが、FE 開示が求められない状況や対象、その背景等を本基準内で明確にしておくことが望ましいと考える。</p> <p>(参考：気候基準案第 C9 項より抜粋)</p> <p>(3)グロス・エクスポージャーについて、次の事項を開示しなければならない。</p> <p>①グロス・エクスポージャーの総額に対する、ファイナンスド・エミッションに関連するグロス・エクスポージャーの割合</p> <p>②①の割合が 100%未満の場合、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていないことについて説明する情報(含めていない資産の種類を含む。)</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報におけるグロス・エクスポージャーについての開示(気候基準案 C9 項(3))の定めに関して、グロス・エクスポージャーの一部を含めない場合があることの趣旨等を明確化すべきとのコメントである。</p> <p>ISSB 基準では、気候基準案 C9 項(3)に相当する IFRS S2 号 B62 項(c)の要求事項を設けることとした背景について、個別に説明はなされていないものの、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、革新の余地を認めながら</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>も、利用者等のニーズを踏まえ開示を求めることとしている (IFRS S2 号 BC125 項参照)。</p> <p>企業は、温室効果ガス排出の源泉を所有又は支配していない場合であっても、投資又は融資などのファイナンスに係る活動を行うことで、投資又は融資先の企業を通じ間接的に温室効果ガスを排出しているとも考えられる。そのような活動を開示に反映させることが、主要な利用者にとって有用な情報となる可能性があることから、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が求められていると考えられる。</p> <p>このようなファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示のニーズを踏まえると、IFRS S2 号 B62 項(c) (気候基準案 C9 項(3)) に基づき、ファイナンスド・エミッションに関連する資産にグロス・エクスポージャーの一部を含めていない場合に、その理由を求めることは自然なことと考えられる。また、当該定めは、開示が行われない場合を予め想定しているものではないとも考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
<p>181) 気候基準案 C4 項から C6 項における「活動」についての記載を、統一すべきである。</p>	<p>気候基準案 C5 項「商業銀行に関する活動」とは、(略)融資を実行したりする活動をいう。」とあるが、C4 項では、資産運用に関する活動を「ポートフォリオを運用する活動をいう。」、C6 項では、保険に関する活動を「保険関連の商品 (略) を提供する活動をいう。」と、「する活動」という言い回しになっている。商業銀行についても、「実行する活動」という表現で他と統一すべきと考える。その際、融資だけでなく、投資も含まれていることを考えると、「融資などを実行する活動」とすることが考えられる。</p>	<p>資産運用、商業銀行及び保険に関する活動の定義において、言い回しを統一することを提案するコメントである。</p> <p>左記のコメントを受けて、気候基準案 C4 項から C6 項における「活動」についての記載を統一するため、気候基準案 C5 項の記載を変更することとした。そのうえで、気候基準案 C4 項から C6 項における活動の定義は、SSBJ 基準独自の取扱いとして選択可能な選択肢 (オプション) とすることとした。</p>
<p>182) ファイナンスド・エミッションの絶対総量についての産業別の開示の定めにおいて、</p>	<p>【気候基準案第 39 項、C8 項(1)②、C8 項(2)①】</p> <p>ファイナンスド・エミッションの開示について、GICS コードを用いて産業分類することとなっている。SSBJ が各金融機関に対し、特定の民間企業 (S&P 社) が策定している GICS コードでの分類・開示を義務化すべきではない。このため、GICS コードの使用は任意とすべきである。</p> <p>なお、金融機関において、GICS コードでの分類・開示を行う場合、S&P 社からライセ</p>	<p>産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示の定め (気候基準案 C8 項(1)②及び C9 項(1)②) について、民間企業である GICS のライセンサーからライセンス料の支払を求められる可</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>GICS を用いることを要求すべきでない。</p>	<p>ンス料を求められる可能性がある。GICS コードでの分類・開示を義務付けるということは、結果として SSBJ が各金融機関に対し、S&P 社へのライセンス料支払いを義務付けることになるため、適切ではない。</p>	<p>能性があるため、GICS を用いるべきではないとのコメントである。</p> <p>当委員会は、本公開草案において、GICS が無償で利用可能であるとの想定に基づき、GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示を要求することを提案した。</p> <p>この点、開示基準は社会のインフラと考えられ、特に SSBJ 基準が金融商品取引法等の法令のもとで用いられることとなった場合、SSBJ 基準に従った開示を行うために、それまで GICS を使用していない企業に対し特定の民間企業への支払を義務付ける結果となる定めを設けることは、不適切な場合があると考えられる。</p> <p>また、我が国以外の法域においても GICS を使用することについて懸念が示されており、当該法域のサステナビリティ開示基準において IFRS S2 号を修正したうえで取り入れることが検討されている。さらに、確定基準公表時において、ISSB では、世界中の法域からの指摘を受け、GICS を用いて産業別に分解したファイナンス</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>ド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示に関して IFRS S2 号を改訂することが検討されている。</p> <p>GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示は、主要な利用者の意思決定に有用な情報を提供すると考えられる。しかしながら、上述の理由から、本公開草案の提案を変更し、GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報は、当面の間、開示しないことができるとする取扱いを定めることとした。</p> <p>ここで、上述のとおり、確定基準公表時において、ISSB では、GICS を用いて産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示に関して IFRS S2 号を改訂することが検討されている。当委員会は、基準公表後の対応として、ISSB により ISSB 基準が改訂される場合には、SSBJ 基準における取扱いについて可及的</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>速やかに検討を開始することとしている。当委員会は、本論点に関して ISSB により IFRS S2 号が改訂される蓋然性が高いと考え、IFRS S2 号の改訂が行われ、当該改訂の内容を踏まえ当委員会が気候基準を改正するまでの間の暫定的な取扱いとなることを想定して、当面の取扱いとして定めることとした。</p>
同 上	<p>気候基準案第 C9 項(1)②および(2)①において、ファイナンスド・エミッションおよびグロス・エクスポージャーに関し、GICS の 6 桁の産業レベルのコードを用いて産業別に分解して開示することが求められているが、以下の理由により、分解に使用する区分や粒度は各金融機関が選択できるよう要件を緩和いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオの管理において必ずしも GICS を使用していない金融機関が一定数存在すると想定され、多数の機関において GICS による分解に際して金額面および作業面で追加負担が発生する可能性がある。 産業別のグロス・エクスポージャーに関する情報が投資戦略等の機密情報にあたる可能性があり、全ての金融機関に対して一律に産業別の開示を求めることは望ましくない。 GICS の 6 桁の産業レベルのコードは約 80 種類あり、多数の機関にとって詳細に過ぎる可能性がある。仮に GICS を使用する場合であっても 2 桁のセクターレベルのコードあるいは 4 桁の産業グループレベルのコードでも十分に産業別の概況を把握可能と考える。 	<p>産業別に分解したファイナンスド・エミッションの絶対総量及びグロス・エクスポージャーに関する情報の開示の定め(気候基準案 C8 項(1)②及び C9 項(1)②)において、GICS ではなく企業の判断で産業を分類することを容認すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 182)冒頭で記載している。</p>
183) ISSB 基準の要求事項には	<p>該当部分： 気候基準案 別紙 C：ファイナンスド・エミッション C3 項</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を要求する企業とし</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
<p>ないファイナンス・エミッションに関する定めに SSBJ 基準に追加すべきである。</p>	<p>代替案： 「(4) 政策保有株式の保有に関する活動」を追加していただき、報告企業において政策保有株式を保有している場合は、政策保有株式の発行会社が排出する温室効果ガス排出量を開示する必要がある点を追記していただきたいと存じます。</p> <p>理由： IFRS S2 号「気候関連開示」(原題：IFRS S2 CLIMATE-RELATED DISCLOSURES-JUNE 2023 (20 頁)) に記載されている温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン (スコープ 3) 基準 (2011 年) (原題：Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard (51 頁)) において、スコープ 3 カテゴリ 15 は、「利益を得る目的で投資を行う会社」や金融サービスを提供する会社を対象であるとされています。</p> <p>この点、政策保有株式を保有する報告企業は、政策保有株式の発行会社との取引及び政策保有株式の保有自体を通じて、利益を得る目的で投資を行っていることから、「利益を得る目的で投資を行う会社」だと解されます。</p> <p>そこで、日本の政策保有株式の保有という独自の慣習を踏まえ、日本のサステナビリティ開示基準においては、ファイナンス・エミッションに関する開示対象に、報告企業が「政策保有株式を保有する活動」を行う場合も含めていただきたいと存じます。</p>	<p>て、「政策保有株式の保有に関する活動を行う企業」を追加すべきとのコメントである。</p> <p>本公開草案において ISSB 基準にはない定めで追加することを提案しているものの多くは、利用者が情報を利用しやすくすることに加え、企業がこれらの追加の提案に従い開示を行うにあたり、ISSB 基準に準拠した開示を作成する過程で入手する情報を超えて情報を入手することが要求されないことを意図している。</p> <p>左記のコメントで提案されている追加の定めについては、利用者に有用な情報を提供する可能性があるものの、この提案に従い一律に開示を要求することとした場合、ISSB 基準による開示を作成するうえで入手する情報を超えて情報を入手する必要があると考えられる。また、ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報の開示は、算定方法の発展とともに開示が進化していくことが考えられ、開示の初期の段階で ISSB 基準にない定めを上乗せして設けることは適切ではないと考えられる。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>以上を踏まえ、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
同 上	<p><気候基準案></p> <ul style="list-style-type: none"> 任意開示項目の規定の追加 <p>(1)ファイナンスド・エミッション</p> <p>ISSB 基準及び SSBJ 基準の一定の要件を満たす金融機関にはファイナンスド・エミッションの開示が求められるが、足元のファイナンスド・エミッションのみを重視した場合、金融機関のネットゼロに向けた中間目標の達成に支障をきたし、中長期的に見れば脱炭素化に資する投融資を控える行動が生じうる。金融庁・経済産業省・環境省が 2023 年 10 月に公表した「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」では、金融機関の取り組みが適切に評価されるよう、サステナブル・ファイナンスの増加によってポートフォリオ全体のファイナンスド・エミッションが増加する場合でも、当該ファイナンス分を個別に開示することや、ファイナンスド・エミッション以外の指標を開示する等、算定・開示の工夫が提案されている。SSBJ 基準において、このような追加的な開示を任意の開示項目として規定することを検討頂きたい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示の定め（気候基準案 C7 項から C9 項）に加え、金融機関の取り組みが適切に評価されるような任意の開示項目を SSBJ 基準上で明記すべきとの意見である。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 183)冒頭で記載している。</p>
同 上	<p>3.Financed emissions disclosures in the financial sector are now on the rise and availability of data is no longer a major obstacle. The comparability of financed emissions reporting could be further enhanced with a detailed sector-level breakdown wherever possible, and reporting gross absolute emissions disaggregated by Scopes 1, 2, and 3. To facilitate comparisons between financial institutions of varying sizes, disclosure of the gross financed emissions intensity could also be recommended.</p>	<p>ファイナンスド・エミッションの絶対総量の開示（気候基準案 C7 項(1)、C8 項(1)及び C9 項(1)）だけでなく、その原単位の開示を要求することを提案するコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 183)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>6. ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の周知 (コメント)</p> <p>本公開草案は、独自の取扱いを選択しなければ、ISSB 基準に準拠したことになるように意図しているとされている。一方で、本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。本公開草案だけを確認した作成者が、ISSB 基準が意図する開示結果と同様になることをより担保する観点から、ISSB 基準との同時準拠性に関する補足的な説明として、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠を補足文書等で周知することを検討いただきたい。又は、本公開草案に取り込む必要がないとの判断に至った経緯を結論の背景に記載することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。ISSB 基準の実務上の運用としては、ISSB 基準における要求事項を適切に運用する観点から、強制のないガイダンスや結論の根拠も確認し、ISSB 基準を適切に理解したうえで、開示を行うことになると考えられる。以下が ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠において、ISSB 基準の要求事項の適切な適用のために特に有用な記載がある部分と考える。</p> <p>(4) ファイナンスド・エミッションの分解①：アクティブ及びパッシブ戦略に分解することは明示的に要求されていないが、そのような分解開示が適切と判断される場合があり得るとされている (IFRS S2 号 IE30 項)。</p> <p>(5) ファイナンスド・エミッションの分解②：長期債券及び上場株式に分解することは明示的に要求されていないが、そのような分解開示が適切と判断される場合があり得るとされている (IFRS S2 号 IE36 項)。</p> <p>気候基準案 BC125 項において、上記 (1)、IFRS S2 号 58 項、BC138 項及び 139 項にお</p>	<p>IFRS S2 号に関する付属ガイダンスにおいて示された、ファイナンスド・エミッションの分解に関する記述 (IFRS S2 号 IE30 項及び IE36 項) は、SSBJ 基準の適用にあたって参考となるため、取り入れるべきとのコメントである。</p> <p>IFRS S2 号に関する付属ガイダンスは、ISSB 基準の一部を構成するものではないものの、ISSB から公表されている文書であることから、ISSB 以外の者が公表する文書と比べ、ISSB 基準を適用するにあたり、作成者、利用者及び保証業務実施者が参考にする蓋然性が高いものになると考えられる。このような文書を、SSBJ 基準適用企業が SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるようにすることにより、SSBJ 基準適用企業が行う開示が ISSB 基準を適用した場合の開示とより整合するようになる可能性があると考えられる。</p> <p>ここで、ISSB 基準適用企業が、ISSB 基準に関する付属ガイダンスを参考にする程度と、SSBJ 基準適用企業が、当委員会が SSBJ 基準の適用にあたり参考にできるものとして取り入れる文書を参考にする</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>いて上記(3)に関連する記載があるが、他の項目についての記載がないため、本公開草案だけを確認した作成者が、ISSB 基準が意図する開示結果と同様になることをより担保するため、ISSB 基準との同時準拠性に関する補足的な説明として、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠を補足文書等で周知することを検討いただきたい。又は、本公開草案において記載がない項目について、記載する必要がないとの判断に至った経緯を結論の背景に記載いただくことを検討いただきたい。</p>	<p>程度は、同程度になる必要があると考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、IFRS S2 号に関する付属ガイダンスについて、当委員会の補足文書として公表することとした。</p>
<p>184) ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、追加のガイダンスを提供すべきである。</p>	<p>3. ファイナンスド・エミッションの開示に関する規範性のないガイダンスの整備（気候基準案）</p> <p>金融庁・経済産業省・環境省が2023年10月に公表した「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について」では、サステナブル・ファイナンスの増加によってポートフォリオ全体のファイナンスド・エミッションが増加する場合でも、当該ファイナンス分を個別に開示することや、ファイナンスド・エミッション以外の指標を開示する等、算定・開示の工夫が提案されている。利用者が金融機関の脱炭素化支援の取り組みを適切に評価するためには、このような情報が開示されることは有用と考える。</p> <p>このため、SSBJにおいて、例えば、当該文書を参照する等、ファイナンスド・エミッションの開示に関する規範性のないガイダンスを整備することを検討いただきたい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示について、ガイダンスを提供すべきとのコメントである。</p> <p>ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示については、今後、算定方法の発展が考えられるものの、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
<p>同 上</p>	<p>(2) 気候基準案第 60 項、別紙 C：ファイナンスド・エミッション</p> <p>同基準 BC165 項、BC166 項により、「ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示を行うかどうかは、銀行や保険会社といった会社形態に着目するのではなく、企業が行う活動に着目～専ら製造業を営む企業であっても、特定の活動を行う場合にはファイナンスド・エミッションに関する情報の開示の対象となると考えられる。」とあり、それらを「業として営むことが法令によって規制されている場合であればファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報の開示が必要になるかどうかの判断は難しくないと考えられる」とあるが、判断に困難を感じる企業が多いと想定するため、実務的な対応</p>	<p>気候基準案第 61 項の定めに該当するかどうかを判断するのが困難な場合も多いと想定されるため、そのような判断ができるようなガイダンス等が必要であるとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 184)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>に向けてベストプラクティス等の提供が望ましい。</p>	
<p>同 上</p>	<p>気候基準案 C1 項 Scope3 の Cat.15 に関して、Financed emissions は Cat.15 に含まれるのか。指針を示してほしい。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションがスコープ 3 温室効果ガス排出のカテゴリー15 に含まれるかどうかを明確化すべきとのコメントである。</p> <p>気候基準案では、ファイナンスド・エミッションは、スコープ 3 のカテゴリー15（投資）の一部である旨を説明している（気候基準案 BC159 項）。</p> <p>このため、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p>
<p>185) ファイナンスド・エミッションの測定に関するガイダンス等を提供すべきである。</p>	<p>経過措置により、基準を適用する最初の年次報告期間のみファイナンスド・エミッションを含むスコープ 3 を開示しないことができるとされているが、スコープ 3 については統一的な計測手法（PCAF スタンド）がある程度確立されているものの、細部については各金融機関の判断が求められている状況にある。</p> <p>したがって、各金融機関におけるファイナンスド・エミッションの計測が進むよう、より詳細な付属ガイダンスを SSBJ が提示することを期待する。</p>	<p>ファイナンスド・エミッションについては、今後、算定方法等の発展が考えられるものの、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等を提供するかどうかについて、優先順位等を含め検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—企業結合)		
(期中に企業結合が生じた場合)		
<p>186) 当報告期間の期中に企業結合が生じた場合の取扱いとして、一定の緩和措置に関する定めを置くべきである。</p>	<p>実務においては、基準案で求められている報告が難しいケースも想定し得る。情報開示の義務付けの免除規定についても、実務の現状を踏まえて追加・拡充をお願いしたい。例えば、気候基準において GHG 排出量の開示が求められているが、企業買収等によって期中にバウンダリーの変更があった場合、当該被買収企業が GHG 排出量の算定を行っていないならば、会計の連結と同一のタイミングで算定対象に含めることは実務的に不可能であり、会計上の連結対象と一致させることはできない。第三者保証の取得も求められる流れも考慮して、企業の実務負荷や実践可能性を十分に考慮した規定として整備すべきである。</p>	<p>報告期間の途中で企業結合が生じた場合、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同じ報告企業に関するものとするのが不可能なことがあるため、一定の緩和措置を定めるべきとのコメントである。</p> <p>左記のコメントでは、当報告期間の期中に企業結合が生じた場合、SSBJ 基準に基づきサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して報告企業が開示する数値のうち、被取得企業に係る数値の全部又は一部を適時に入手し、関連する財務諸表と同時にサステナビリティ関連財務開示を行うことが困難な事例があることが示唆されている。</p> <p>適用基準案では、合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられるとしている（適用基準案 BC156 項）。</p> <p>また、適用基準案では、比較情報の更新に関する定めとして、前報告期間に開示された見積りの数値に関連して、当報告期間において新規の情報を入手し、当該情報が前報告期間に存在していた状況に関する証拠を提供する場合、一定の条件に該当するときを除き、新規の情報を反映する形で比較情報を更新することを求めることを提案している（適用基準案第 77 項及び第 78 項）。</p> <p>このため、期中に企業結合が生じ、左記のコメントで示唆されるような困難が伴う場合もあると考えられるものの、そのような場合には、サステナビリティ関連財務開示の公表承認日までに入手可能な情報に基づき最善の見積りを行い、当報告期間のサステナビリティ関連財務開示を作成することが考えられる。そのうえで、翌報告期間において、追加的に入手した情報がある場合には、当該情報を反映する形で、</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>翌報告期間の比較情報である、当該企業結合年度の数値を更新することが考えられる。</p> <p>以上のことから、左記のコメントについて、本公開草案の提案を変更しないこととした。</p> <p>なお、上記の内容については、期中に企業結合が生じた場合の取扱いについて参考となる情報であると考えられるため、当委員会事務局による解説記事等の文書として情報を提供するかどうか、優先順位等を含め検討することとした。</p>
同 上	<p>適用基準案第7項、第8項およびBC25項</p> <p>「報告企業」に関しては連結財務諸表に含まれる企業集団とすることが求められているが、原則としては理解できるものの、実務的には例外の容認が必要なケースが存在するものとする。</p> <p>具体例を上げれば、気候基準においてGHG排出量の開示が求められているが、企業買収等によって期中にバウンダリーの変更があった場合、当該被買収企業がGHG排出量の算定を行っていない場合は、会計の連結と同一のタイミングで算定対象に含めることは実務的に不可能であり、こうしたケースにおいては会計上の連結対象と一致させることは出来ない。</p> <p>他に同様の事例の有無につき検討はしていないものの、第三者保証の取得も求められる流れを考慮すると、基準においては、企業の実務的な負担や対応のフィージビリティを慎重に考慮した規定としておくことが不可欠と考える。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>期中に企業結合が生じた場合、報告企業は新たな子会社について適時に温室効果ガスのデータを収集できない（あるいはそのための内部統制が整備できない）可能性がある。このため、期中に取得した子会社に関する温室効果ガスの測定については、例えば、一定期間は暫定値による報告を認めるなど、何らかの軽減措置の要否を検討すべきと考える。この点について ISSB に積極的に検討を促すことを検討いただきたい。</p>	<p>報告期間の途中で企業結合が生じた場合、当該新規子会社の温室効果ガス排出量のデータを入手できない可能性があるため、一定の緩和措置の要否を検討すべきとのコメントである。</p> <p>このコメントへの対応は、質問 11 の 186)冒頭で記載している。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー導入支援)		
(SSBJ 基準の導入支援に対するコメント)		
187) 導入支援のためのガイダンス等を提供すべきである。	1.SSBJ 基準の導入支援 (適用基準案、一般基準案、気候基準案) 質問 5 及び質問 7 でも述べたように、ISSB だけではなく、SSBJ も導入支援に向けた活動をして欲しいという意見もあった。SSBJ には、ガイダンスを公表する等の方法で、導入支援をお願いしたい。	ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。 また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を探り得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。
同 上	草案全般 条文全般に関し、どのように対処すべきか困る企業もでてくると思われる。解釈の難しい項目等は、開示企業の利便性向上の観点で解説書や事例集の充実に努めていただきたい。	同 上
同 上	【適用基準案 BC63 項】 合理的で裏付け可能な情報を用いたバリュー・チェーンの範囲決定を求めているが、業種によって考え方が異なるため、具体的な事例の提示をしてほしい。	同 上
同 上	【全般】 今後、実務指針や事例などを提示いただきたい。	同 上
同 上	IFRS の原則主義の概念や概念フレームワークの考え方をまずは学ぶ期間や制度を設けることを提案する。	同 上
同 上	SSBJ 事務局より公表された「SSBJ 基準案に寄せられた主な質問」についても、明確化を求めるニーズがあるものについては同様に検討頂くことが望ましいと考える。	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>今回提案された基準案においては、理解が難しい用語や文章が多い。今後、わが国におけるサステナビリティ情報開示制度の実効性を高めるためにも、わかりやすい基準の整備、実務指針やガイダンス、設例、解説書等の充実が必須と考える。</p>	<p>用語については、ISSB 基準に基づく開示と SSBJ 基準に基づく開示が整合したものとなることを意図して、ISSB 基準が用いる用語及びその定義と同一の意味で取り入れることとした。</p> <p>ガイダンスについては、ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>
同 上	<p>【全体】</p> <p>条文全般に関し、一定項目に対し、どのように対処すべきか困る企業もでてくると思料。解釈の難しい項目等は、開示者の利便性向上の観点で SSBJ が確定する 2025 年 3 月の時点で解説書や事例集などの充実に努めていただきたい。また、導入後、実務的に対応が難しい項目がでてくる可能性もあるところ、一定期間の後、利用者からのフィードバックを得る機会を設けることも、開示企業の理解を得る観点で、重要と考える。</p>	<p>ISSB が基準を改訂したり、ガイダンスを公表したりした場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p> <p>さらに、SSBJ 基準独自の選択肢を追加した定めについては、確定基準公表後の対</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
		<p>応として、SSBJ 基準の実務への適用が行われた後にも、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとしている。</p>
同 上	<p>我が国のサステナビリティ開示基準の適用支援への期待 我が国のサステナビリティ開示基準がよりよく理解され、多くのサステナビリティ開示の円滑な導入も重要であり、基準の適用に大きなバラつきが生じる状況を避ける必要がある。</p> <p>この観点からは、実務における適用支援のための教育文書等が日本語で提供されることが重要であると考え。加えて、我が国における解釈が ISSB によって提供される解釈と整合的であることも重要である。そこで、次のような対応が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • (ISSB が作成した教育文書の中で、要求事項を解釈する上で必要性が高いと考えられるものは、当該文書の日本語訳が発行されるようにする。 • (ISSB が教育文書や解釈を示していない論点であって、実務上の適用に当たって必要性が高く、かつ国際的にも課題となることが想定される論点については、ISSB において教育文書等の開発が進むよう働きかける。 • (日本における関連諸制度との関係性等、日本特有の課題等に対応する観点で必要性が高い論点及び SSBJ が追加又は修正した要求事項に関連する論点については、SSBJ が教育文書等を開発し、公表する。 	<p>当委員会から ISSB に対し、追加的なガイダンスの公表を働きかけることは継続して行う予定である。</p> <p>ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用できると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>For quantitative reporting requirements, guidance should be given on the unit of reporting (e.g., monetary value, percentage of revenues).</p> <ul style="list-style-type: none"> For example, for IFRS S2 disclosure requirement 29e, “capital deployment—the amount of capital expenditure, financing or investment deployed towards climate-related risks and opportunities,” disclosures would benefit from guidance on whether this should be expressed as a monetary value, a percentage of revenues, or categorically (e.g. “high,” “medium” or “low”). 	<p>左記の定量的情報の論点について、ISSB がガイダンスを公表した場合、当委員会としても対応することを検討することが考えられる。</p> <p>また、当委員会事務局が独自に公表する、SSBJ 基準を構成しない解説記事等の文書等については、さまざまな方法を採用得ると考えられることから、優先順位等を含め、別途検討することとした。</p> <p>左記のコメントにおいて例示されている、資本投下（気候基準案第 46 項(5)及び第 83 項）については、「金額」という用語を「数値」に修正したうえで、開示される情報は金額であることが多いと考えられるものの、金額以外も排除しないという意味で「数値」という用語を用いている旨の記載を結論の背景に追加することとした。</p>
188) ISSB が公表する文書等を、当委員会の補足文書又は解説記事等とすべきである。	IFRS S1 号及び IFRS S2 号の付属ガイダンスの内容は、適用に際して必要な情報と考えられる。このため、これらを「補足文書」などの形で公表することを検討いただきたい（質問 7 及び質問 8 と同様）。	IFRS S1 号及び IFRS S2 号に関する付属ガイダンスについては、SSBJ 基準の適用にあたり参考となると考えられるため、当委員会の補足文書とすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	<p>6.ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の周知 (コメント)</p> <p>本公開草案は、独自の取扱いを選択しなければ、ISSB 基準に準拠したことになるように意図しているとされている。一方で、本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。本公開草案だけを確認した作成者が、ISSB 基準が意図する開示結果と同様になることをより担保する観点から、ISSB 基準との同時準拠性に関する補足的な説明として、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠を補足文書等で周知することを検討いただきたい。又は、本公開草案に取り込む必要がないとの判断に至った経緯を結論の背景に記載することを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案には、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠の記載が原則として取り込まれていない。ISSB 基準の実務上の運用としては、ISSB 基準における要求事項を適切に運用する観点から、強制のないガイダンスや結論の根拠も確認し、ISSB 基準を適切に理解したうえで、開示を行うことになると考えられる。以下が ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠において、ISSB 基準の要求事項の適切な適用のために特に有用な記載がある部分と考える。</p> <p>(1) 細分化:7つの温室効果ガスに細分化して開示することは明示的に要求されていないが、重要性のある温室効果ガスを個別に開示することが適切と判断される場合があり得るとされている (IFRS S2 号「気候関連開示」(以下「IFRS S2 号」という。)) BC99 項、IE13 項)。</p> <p>(2) 原単位:原単位ベースでの開示は明示的に要求されていないが、重要性がある場合等には開示することが適切と判断される場合があり得るとされている (IFRS S2 号 BC83 項及び BC84 項)。</p>	<p>IFRS S1号及び IFRS S2号に関する付属ガイダンスについては、SSBJ 基準の適用にあたり参考となると考えられるため、当委員会の補足文書とすることとした。</p> <p>ISSB 基準の結論の根拠については、SSBJ 基準の理解にあたり参考となるものを、SSBJ 基準の結論の背景に取り入れている。</p> <p>また、ISSB が公表する教育的資料についても、SSBJ 基準の適用にあたり参考になるものを、当委員会の補足文書とすることとした。</p> <p>左記のコメントにおいて指摘されている(1)の温室効果ガスの細分化については、IFRS S2 号 BC99 項において、CO₂以外の排出に関する情報が有用な情報となる場合があるとの (ISSB の公開草案に対するコメント提出者の) 意見に対し、分解がすべての状況で関連性があるわけではないと ISSB が考えた旨が記載されている。必ずしもすべての企業において、温室効果ガスの種類別に分解された情報が有用になるわけではないと考えられるため、本公開草案を修正しないこととした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>気候基準案 BC125 項において、上記(2)に関連する記載があるが、他の項目についての記載がないため、本公開草案だけを確認した作成者が、ISSB 基準が意図する開示結果と同様になることをより担保するため、ISSB 基準との同時準拠性に関する補足的な説明として、ISSB 基準における強制力のないガイダンスや結論の根拠を補足文書等で周知することを検討いただきたい。又は、本公開草案において記載がない項目について、記載する必要がないとの判断に至った経緯を結論の背景に記載いただくことを検討いただきたい。</p>	<p>また、左記のコメントにおいて指摘されている(2)の排出原単位の開示に関する記述については、気候基準案 BC125 項に取り入れているため、本公開草案を修正しないこととした。</p>
同 上	<p>7.Transition Implementation Group の議論を含む ISSB が公表する教育的ガイダンスにおける要求事項の取扱い (コメント)</p> <p>本公開草案における独自の取扱いを選択しなければ、ISSB 基準に準拠したことになるように意図しているとされている。これは Transition Implementation Group (以下「TIG」という。)の議論含む ISSB が公表する教育的ガイダンス等の情報を踏まえた見解と理解している。このため、ISSB 基準との同時準拠性を求める企業においては、特に ISSB 基準の要求事項を解釈するうえで重要性が高いと考えられる TIG の議論も踏まえて本公開草案を適用することが考えられる。したがって、この点について、補足文書等で周知することを検討いただきたい。また、サステナビリティ基準委員会 (以下「SSBJ」という。)と企業との対話をとおして適切な実務の運用をサポートすることを検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>ISSB 基準の実務的な運用としては、TIG の議論を含む ISSB が公表する教育的ガイダンスを踏まえ、ISSB 基準における要求事項を解釈することになる。本公開草案の適用によって ISSB 基準との同時準拠性を求める企業においては、TIG の議論を含む ISSB が公表する教育的ガイダンスのうち、ISSB 基準における要求事項を解釈するうえで重要性が高いと考えられる項目を踏まえて本公開草案を適用する必要があると考えられる。</p>	<p>ISSB が公表する教育的資料については、SSBJ 基準の適用にあたり参考となるものを、当委員会の補足文書とすることとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>このため、ISSB 基準との同時準拠性を求める場合には、ISSB 基準や ISSB が公表する教育的ガイダンス的な情報等のうち特に重要性が高いと考えられる内容を踏まえて本公開草案を適用する必要があることを補足文書等で周知することを検討いただきたい。</p> <p>また、SSBJ と企業との対話をとおして適切な実務の運用をサポートすることを検討いただきたい。</p>	
189) 中小企業向けのサステナビリティ開示基準を別途公表すべきである。	<p>To simplify the process and lessen the reporting burden for smaller firms, Malaysia released the Simplified ESG Disclosure Guide (SEDG) for Small to Medium Enterprises (SMEs) in Supply Chains. Japan could consider publishing similar guidance to help such firms provide their sustainability-related financial disclosures.</p>	<p>左記のコメントは、中小企業向けのサステナビリティ開示基準を公表すべきとの意見であると考えられることから、今後の当委員会の活動を検討するうえで参考とすることが考えられる。</p>
同 上	<p>SSBJ 基準の適用対象以外の企業に向けた簡易的な開示基準の必要性</p> <p>金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」における議論では、SSBJ 基準を一部のプライム上場企業から適用し、2030 年代にはプライム上場企業全体に適用することが提案されている。一方で、スタンダード市場やグロース市場等に上場する企業への SSBJ 基準の適用については、議論がなされていない。その結果、上場企業の間でサステナビリティ開示に関する対応に大きな違いが生じることが懸念される。また、スコープ 3 の GHG 排出量のように、社会全体として、バリュー・チェーン情報に該当する情報が広く開示されていることが望ましい。</p> <p>そこで、SSBJ 基準の適用対象以外の企業が適用可能な簡易版のサステナビリティ開示基準の開発について検討することを期待する。想定される利用企業としては、スタンダード市場上場企業やグロース市場上場企業等の本公開草案の適用対象でない上場企業、上場企業以外の有価証券報告書提出会社及び有価証券報告書提出会社以外の大規模企業等が考えられる。</p> <p>簡易版のサステナビリティ開示基準としては、例えば、対象情報を気候関連情報に絞っ</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>た基準、EFRAG の上場中小企業（SME）向けの基準のように全般的要求事項と指標のみで構成されたテーマ別基準とすることなどが考えられる。</p>	
同 上	<p>A significant majority of Japanese businesses, specifically 99.7%, are small and medium-sized enterprises (SMEs). In response to the unique needs of SMEs globally, in April 2024, CDP introduced a dedicated SME corporate questionnaire. This new questionnaire aligns with the full corporate version but features fewer data points, simplified question formats, and enhanced guidance to reduce the reporting burden on SMEs.</p> <p>The SME corporate questionnaire, which replaces the previous minimum version corporate questionnaire and the pilot private markets SME questionnaire, benefits from CDP's collaboration with the SME Climate Hub and the SME Climate Disclosure Framework. Both the SME corporate and full corporate questionnaires will be accessible through a newly streamlined CDP Portal. Designed to accommodate SMEs at various stages of maturity, the questionnaire provides the necessary flexibility to help them identify key focus areas while also presenting enough challenge to build knowledge and promote actionable steps. By incentivizing disclosure, the questionnaire encourages SMEs to engage in their environmental journey, supported by comprehensive guidance to navigate the ecosystem of available resources and best practices.</p> <p>To address the risk of a proliferation of SME questionnaires from large corporates seeking value chain impact data, the SSBJ can play a crucial role. By developing a separate, voluntary SME standard, and incentivizing SME disclosure through CDP, the SSBJ can facilitate the collection of data through a centralized and standardized format. Such an approach is essential for companies to fully understand their value chain impacts, particularly for SMEs outside capital markets, and ensures that disclosure remains a manageable and beneficial process for SMEs. Interoperability of standards, which includes voluntary SME standards, remains key.</p>	同 上
同 上	<p>有価証券報告書では既に「サステナビリティ開示」欄が設けられ施行されている。プライム上場企業以外は、「開示基準が不在」の「開示義務化」状態が続くことになる。したがって、プライム上場企業以外は、「経過措置」の対象とはせず、「簡易版」の制定を提案する。</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
190) 補足文書等を公表する際のデュー・プロセスを明確化すべきである。	SSBJ による教育文書等の公表に関しては、国内外の利害関係者からの意見を踏まえたものとなることを確保するため、デュー・プロセスの明確化も必要であり、併せて検討されたい。	当委員会が補足文書を公表する場合、適正手続規則に従うことになる。一方、解説記事は、当委員会事務局が公表するものであることを明確にすることを想定している。 このため、左記のコメントに対し、特段の対応を行わないこととした。
191) SSBJ 基準及び関連文書を英訳すべきである。	<p>3.SSBJ 基準及び関連文書の英訳の公表</p> <p>SSBJ 基準は、国内のステークホルダーのみならず、ISSB や他の基準設定主体、グローバル投資家等、海外のステークホルダーとのコミュニケーションにも利用されるべきものである。そうしたコミュニケーションを通じて、SSBJ 基準が、国際的な基準と機能的な整合性が確保された信頼できる基準であるとグローバル投資家に認知されることが、極めて重要であると、我々は考える。したがって、本公開草案の英訳が提供されなかったことを、我々は残念に思う。</p> <p>SSBJ 基準を最終化して公表する際は、可能であれば同時に、それが難しい場合でも時を置かずして、英訳を公表していただきたい。その際、SSBJ 基準だけでなく、ISSB 基準との差異を示した文書、教育文書等の関連文書についても、英訳を公表していただきたい。それによって、SSBJ 基準がグローバル投資家に認知され、本邦企業との建設的な対話が促進されると考える。また、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に整合していることのみならず、我が国の基準設定の考え方をグローバルに発信することで、ISSB に対する我が国の発言力を高めることにも資すると考える。</p>	<p>SSBJ 基準は、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れているため、SSBJ 基準を英訳する必要性に乏しいと考えられる。</p> <p>一方、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧については、日本語と英語の両方で提供することとした。</p>
同 上	We were encouraged to see that in early 2024, the Tokyo Stock Exchange has required all Prime-listed companies to provide English disclosures after March 2025. However, we are disappointed by the fact that this whole consultation draft was only available in Japanese. Although we appreciated the summary of differences offered in English, it is still challenging for foreign investors	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	like us to respond to this consultation. We believe this is against the goal of the Japanese government to attract more foreign investors to the market.	
同 上	Finally, Bloomberg recommends making the SSBJ exposure drafts and entities' disclosures available in English in order to improve the accessibility and availability of the reported data to international investors.	SSBJ 基準は、原則として ISSB 基準の要求事項をすべて取り入れているため、SSBJ 基準を英訳する必要性に乏しいと考えられる。 一方、ISSB 基準との項番対照表及び差異の一覧については、日本語と英語の両方で提供することとした。 また、有価証券報告書の英文開示については、金融庁が検討しているため、左記のコメントは金融庁に伝える。
同 上	本公開草案に関するコメントです。本公開草案は英文開示がないため、グローバルインベスターが内容を十分に理解が出来ていない可能性があります。これにより ISSB と SSBJ の同等性を確認する上で齟齬が生じないか不安を感じます。 今後は、グローバルインベスターが投資活動を行うにあたり、両者の同等性を明確化していただくことが必要だと感じます。グローバルインベスターが SSBJ を理解し、ISSB と同等であると評価できる制度や基準が重要であり、そのためにも今後は、積極的な英文開示を求めたいと思います。	同 上
192) 関係省庁と連携すべきである。	Last but not least, from our communications with some local stakeholders, it was brought into our attention of the apparent lack of coordination between the SSBJ and the FSA. We understood that this had been resolved over the past few months, but we are still wary by this potential conflict. This is on top of the overlapped disclosure requirements Japanese issuers face in various reports in the past and amid the pushback from issuers in general for higher compliance burden. We would be grateful if the SSBJ, the FSA and other relevant authorities would improve the coordination.	金融庁や関係省庁と当委員会が連携し、開示要求の重複や齟齬を解消すべきとのコメントである。 左記のコメントは、今後の参考とすることとした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
同 上	【気候基準案・第 83 項】課題解決に向け、金融庁、経済産業省、環境省等関連省庁が連携した対応をお願いしたい。	左記のコメントは、開示制度に関して関連省庁間の連携を要望する意見であると考えられるため、金融庁に伝える。
193) 2025 年 3 月末までに確定基準が公表されることを期待する。	サステナビリティ情報に対するグローバルな投資家のニーズは近年益々高まっている。SSBJ は限られた時間の中で、我が国の法制度、商習慣、開示実務を踏まえたうえで、グローバル・ベースラインたる ISSB 基準との相互運用性を確保するという困難な使命に向け、丁寧かつ精力的な議論を展開されてきており、その情熱には心から敬意を表したい。今後、本市中協議で寄せられた意見を踏まえ、更に充実した議論が展開されることを期待している。また、残された時間は短いものの、SSBJ 基準案が予定通り 2025 年 3 月末に最終化されることを強く期待しており、当会としても最大限協力したい。	左記のコメントは、今後の参考とすることとした。
194) 見積りによる開示を許容することを明確化すべきである。	もし、サステナビリティ関連財務開示の後ろ倒しができない場合には、推計値によるデータ算定を許容する内容を盛り込んで頂きたい。 実績値の入手に時間を要する場合、推計値によって対応せざるを得ないためである。	適用基準案 BC156 項において、「合理的な見積りの使用は、サステナビリティ関連財務開示を作成するうえで不可欠な要素であり、見積りが正確に記述され、説明されていれば、情報の有用性が損なわれることはなく、測定の不確実性の程度が高くても、そのような見積りによって有用な情報を提供することが必ずしも妨げられるわけではないと考えられる。」としている。 このため、本公開草案を修正しないこととした。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—SSBJ 基準公表後の対応)		
(SSBJ 基準公表後の対応に関するコメント)		
195) SSBJ 基準公表後の対応について検討が必要である。	また、導入後、実務的に対応が難しい項目がでてくる可能性もあるところ、一定期間の後、利用者からのフィードバックを得る機会を設けることも、開示企業からの理解を得る観点で重要と思料。	<p>SSBJ 基準の公表後、実務への適用が困難な項目について関係者からのフィードバックを得る機会を設けることを提案するコメントである。</p> <p>当委員会では、基準を適用した結果として開示される情報が国際的な比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して基準開発を行っている。</p> <p>そのような意図を前提とし、SSBJ 基準独自の取扱いについては、確定基準公表後の対応として、SSBJ 基準を適用した結果として開示される情報が、ISSB 基準を適用した結果として開示される情報との比較可能性を大きく損なわせないものとなるようにすることを意図して、国内外の開示実務をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討することとした。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー開示制度)		
(金融商品取引法に基づく開示制度に対するコメント)		
196) 有価証券報告書において開示する内容を明確化すべきである。	<p>適用基準案第 44 項から第 47 項 開示府令では「人的資本（人材の多様性を含む。）に関する戦略並びに指標及び目標について、次のとおり記載すること。(a)人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を戦略において記載すること。(b)(a)で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を指標及び目標において記載すること。」(第二号様式記載上の注意 (30-2c)) とされ、有価証券報告書において人的資本に関する「戦略」「指標及び目標」の開示が求められている。</p> <p>ISSB は人的資本に関するリサーチプロジェクトを開始したところであり、SSBJ は人的資本に関するサステナビリティ開示基準を公表していない。「SASB スタandard」の開示トピックに関連する指標に、人材の育成及び社内環境整備に関する内容が必ず含まれているわけではない。また開示府令は法令に基づく開示のため「主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書」にも該当しないと思われる。</p> <p>すなわち適用基準案第 44 項から第 47 項の情報源を利用しても、「人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針」はサステナビリティ関連のリスク及び機会として識別されない可能性がある。</p> <p>SSBJ 基準を適用するにあたり、開示府令の開示要求事項である「人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針」をどのように位置づけるのかご教示頂きたい。</p>	企業内容等の開示に関する内閣府令は、金融庁が定めるものであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。
同 上	一般基準案第 30 項、気候基準案第 41 項、第 42 項 気候基準案第 41 項は、一般基準案の第 30 項の「サステナビリティ関連」を「気候関	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>連」に置換えた上で、気候基準案第 42 項において「サステナビリティ関連のリスク及び機会の監督が統合的に管理されている場合、サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれについての個別の開示ではなく、統合されたリスク管理の開示を提供することにより繰り返しを避けることになる」とされている。</p> <p>SSBJ 基準に基づく開示は有価証券報告書に含まれることが想定されているが、有価証券報告書の【事業等のリスク】において、主要なリスクに関し「当該リスクが顕在化する可能性の程度や時期、当該リスクが顕在化した場合に連結会社の経営成績等の状況に与える影響の内容、当該リスクへの対応策を記載するなど、具体的に分かりやすく記載すること」（第二号様式記載上の注意(31a)）とされている。</p> <p>そのため、サステナビリティ関連のリスクも含んだ全社的リスクを管理した上で、リスク及び機会のインプットに関する情報、発生可能性及び規模の評価方法に関する情報、優先順位付けに関する情報、モニタリングに関する情報等は有用であることから「事業等のリスク」に開示している事例が多く見受けられる。</p> <p>この場合の不必要な繰り返しの回避について、気候基準案第 42 項は「サステナビリティ関連のリスク及び機会」に関する定めであり、サステナビリティ関連も含む全社的なリスク及び機会には適用できないとも考えられる。</p> <p>「投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。」(企業内容等開示ガイドライン 5-14) の定めを適用基準案第 66 項(1)に適用し、不必要な繰り返しの回避することが可能であると理解してよいのかご教示頂きたい。</p>	
197) 有価証券報告書の英文開示を行うべきで	To attract more international investment, it may be helpful to encourage that reports be published in English in addition to Japanese.	有価証券報告書の英文開示については、金融庁が検討しているため、左記のコメントは金融庁に伝える

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
ある。		
同上	In order to attract foreign capital, and also given the level of foreign ownership of Japanese listed companies, we would support additional guidance from regulators and/or the stock exchange, requiring companies on the Prime Market to make disclosures in English, in line with the SSBJ Standards.	同上
198) SSBJ 基準の適用対象企業を決定するにあたり、GHG 排出量を考慮すべきである。	Implementation timeline While we support the approach of initially applying the SSBJ standards to companies with a larger market capitalisation and expanding over time to all companies listed on the Prime Market, we also recommend that the significance of the company's GHG emissions be considered as an additional layer in determining which companies will be subject to the SSBJ standards.	金融商品取引法における SSBJ 基準の適用対象会社は、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。
199) SSBJ 基準をすべての上場企業に適用すべきである。	Bloomberg notes that the SSBJ exposure drafts do not prescribe the scope of companies that would be required to apply the sustainability disclosure standards. Bloomberg understands that authorities may want to take a phased approach to implementing IFRS S1 and IFRS S2 to facilitate the readiness of reporting entities. However, we believe the overarching objective should be to introduce mandatory reporting for listed companies to ensure a consistent application of the ISSB baseline across jurisdictions. This would be consistent with the current local disclosure obligations, which require all listed companies in Japan to disclose TCFD-aligned sustainability information.	同上
同上	Some jurisdictions may wish to phase in sustainability reporting requirements to ease the reporting burden on companies. Jurisdictions should consider a timetabled approach based on the company's size and the industry in which it operates, which enables firms to prepare and adapt their reporting strategies accordingly. However, the overarching objective should be to introduce mandatory reporting for listed companies to ensure a consistent application of the ISSB baseline across jurisdictions.	同上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他—タクソノミ)		
(タクソノミに関するコメント)		
200) タクソノミを考慮すべきである。	<p>5.その他</p> <p>基準案そのものではないが、次のような基盤整備に関する議論を喚起する必要があると考える。</p> <p>デジタル・タクソノミーの整備。膨大な情報を整理するため、電子的な情報取得を可能とするデジタル・タクソノミーの整備を基準適用と同時に進めたいと考えられる。</p>	<p>電子開示制度及びタクソノミに関しては、当委員会の範囲外である。</p> <p>金融商品取引法における電子開示制度及び有価証券報告書において用いるタクソノミは、金融庁が定めるものであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
同 上	<p>デジタルタクソノミーは企業間の報告内容の比較可能性を担保し、グローバル投資家に対してデータの自動収集による検索コスト削減などのメリットを提供する。SSBJ 基準に準拠した報告書が、ISSB 基準にしたがって作成されたデジタル報告書と同じくグローバル投資家の検索対象となるためには、開示要求の同一性だけでなく、ISSB タクソノミーのデジタルタグ付けも可能とする取組みも有益と考えられる。タクソノミーの整備は貴委員会の所管でないことは理解しているが、企業に過度な負担なく、グローバル投資家にデジタルタグ付けが行われた開示も可能となるよう、SSBJ 基準の開示要求と ISSB タクソノミー要素レベルでの対照表の提供など、金融庁等との間での緊密な連携、取組みが望まれる。</p>	同 上
同 上	<p>The information to be reported under the Japanese Sustainability Disclosure Standards is expected to be made available to data users through the public database EDINET hosted by the FSA. The implementation of the Japanese Sustainability Disclosure Standards should be followed by a requirement that ensures interoperability of the data disclosed with that of data disclosed in other jurisdictions, which is essential for aggregating data and making it useable for policymakers and investors. The FSA should provide investors with seamless access to financial and sustainabilityrelated company information. Ideally, to the greatest extent possible, building on</p>	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>existing national IT infrastructure to avoid adding to companies' reporting burden. All information should be provided in comparable digital formats.</p> <p>CDP believes that, as non-financial reporting gets integrated into mainstream reports, there is a need to increase efficiency, save costs and standardize outputs. In order to avoid adding to companies' reporting burden, all information should be provided in comparable digital formats. In September 2023, CDP announced a partnership with XBRL International. We collaborate to expand and enhance CDP's digital capacity and data collection activities, and to embed XBRL best practices into CDP's global environmental disclosure system.</p>	
同 上	<p>It is important for disclosures to be available in both machine-readable (such as XBRL) and human-readable (such as HTML) formats to facilitate digital consumption of sustainability-related information, while retaining full control over the appearance of the statement. To this end, we recommend using the iXBRL format, which allows reporting entities to add machine-readable tags (XBRL) to an electronic file that can be read by humans.</p> <p>The IFRS Sustainability Disclosure Taxonomy has been designed for tagging sustainability-related financial disclosures prepared applying IFRS Sustainability Disclosure Standards, and will help:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. users of general purpose financial reports to consume sustainability-related financial information digitally; 2. regulators that require the digital reporting of sustainability-related financial information; and 3. an entity to implement digital reporting of sustainability-related financial information, enabling tagging without undue cost. <p>Using a global format for machine-readable sustainability information will help improve accessibility, enable easier extraction, and foster less error-prone data collection by users of this information.</p>	同 上
同 上	<p>It is important to note that the CSRD includes an equivalence mechanism for non-EU companies. For example, if the non-EU parent of an EU subsidiary reports under so-called "equivalent" reporting standards to the ESRS (and the EU subsidiary reporting is included within the consolidated</p>	EUタクソノミのようなサステナビリティ・タクソノミについては、当委員会の範囲外である。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>report), certain reporting exemptions may apply. At this stage, it is challenging to understand which other standards may be considered equivalent to the ESRS, largely because the ESRS are extremely comprehensive and granular. Moreover, the ESRS integrate the “double materiality” principle, in contrast to the standards developed by the International Sustainability Standards Board (ISSB).</p> <p>The criteria for assessing equivalence have not yet been established by the European Commission. One possibility that it may consider when determining equivalence is whether the non-EU company’s home jurisdiction has a local sustainability taxonomy (including reporting rules against this taxonomy) that maintains the same principles of net-zero alignment as the EU Taxonomy. In the absence of equivalence, in-scope non-EU companies would be required to report against the EU Taxonomy as per Article 8 of the Taxonomy Regulation.</p>	<p>左記のコメントは、制度に関する内容であるため金融庁に伝える。</p>

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
質問 11 (その他ー保証)		
(サステナビリティ保証に関するコメント)		
201) サステナビリティ保証制度を考慮すべきである。	<p>スコープ 3 排出量データの品質/実現可能性、及び日本での監査能力に関する意見です。スコープの保証制度として、監査法人以外の保証機関が保証するにあたり、主体が相違しても実施基準や排出管理は国際基準としてどの主体でも同等の保証であるという整合性が重要であると考えます。</p>	<p>保証に関しては、当委員会の範囲外である。</p> <p>金融商品取引法に基づく開示制度におけるサステナビリティ保証制度については、金融庁が定めることであるため、左記のコメントは金融庁に伝える。</p>
同 上	<p>Both IFRS S1 and IFRS S2 do not address assurance. To enhance the credibility and reliability of data disclosures, Bloomberg recommends that supervisory and regulatory authorities consider a phased approach on data assurance for information disclosed under both sustainability- and climaterelated requirements. At the minimum, information should be reviewed by an internal audit function and eventually be verified externally by a third party. This should start with limited assurance, and gradually progress to reasonable assurance, where the supervisory and regulatory authorities deem appropriate.</p>	同 上
同 上	<p>【気候基準案第 96 項、BC200 項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、第三者認証は必要と考えるが初期段階では要求していない点に賛成する。 <p>認証取得が有報開示時期に間に合うかどうか等の現実的な議論とともに、保証を提供する業界において、知見蓄積や人材育成に努めることを含めて進展することを期待する。</p>	同 上
同 上	<p>一般基準案・気候基準案いずれについても、保証の制度導入について、対応にあたって以下の懸念点があるため、前広にルールの明確化・周知を行って頂きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証に求められるレベル 適用範囲 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> • 罰則規定 • 対応の時間軸 • 保証先の選定・確保（会計監査と同一となるのか） • コスト 	
同 上	<p>【気候基準案・B13 項及び B14 項】</p> <p>事業規模の大きな会社ほど、連結範囲全てをカバーした外部検証の取得は困難かつ時間がかかるため、データの検証者(内部・外部)については、自由度があると有難い。</p>	同 上
同 上	<p>【適用基準案 第 21 項及び A26 項】</p> <p>第三者保証の義務化に関して、今後、定量的な情報に加え定性的な情報に対しても第三者保証の対象となると想定しているが、定性情報に対してどのように信頼性を担保するのか、保証業務の工数が大幅に増大するのではないかな等の課題が考えられる。例えば、定量情報についての保証は義務化するが定性情報は保証を推奨する、ないしは定量情報と定性情報の保証義務化の時期を分けて段階的に保証の対象とすることなどの検討を期待する。</p>	同 上
同 上	<p>【その他 第三者保証関連】</p> <p>有価証券報告書等これまでの開示書類は過去の実績情報を掲載していたのに対し、SSBJ ではシナリオ分析等に基づき将来情報の開示が求められている。</p> <p>不確定要素が多い将来予測であるうえ、第三者保証まで取得するのは極めて困難。</p> <p>財務関連情報でも将来情報の開示は限定的であるのに対し、まだ歴史も浅く体制も発展途上の非財務情報開示で第三者保証付き開示は不要と考える。</p>	同 上
同 上	<p>【その他 第三者保証関連】</p> <p>6 月末開示時点では第三者保証取得前の数値を掲載し、保証取得後に別途 HP 等へ確定値を公表という案もご検討いただきたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現状、サステナビリティ情報に関する第三者保証は 8 月に取得しているが、6 月末 	同 上

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>までの第三者保証取得・開示のために必要な社内外の体制確立には相当程度の時間を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 限定的保証でも6月取得はスケジュール的に厳しいため、将来的に合理的保証まで求められるようであれば相当ハードルが高い。 	
同 上	<p>今後、実務指針のような形で、開示主体はどこまでの証跡を残すべきか=保証作業においてどこまでの証跡でよしとするのか、といった実務上での迷いの解消につながるものが整備されると良いと思う。</p>	同 上
同 上	<p>TIC Council, the global representative of the independent testing, inspection and certification (TIC) sector, wishes to express its proposal for the inclusion of independent assurance services providers in the draft of the Sustainability Disclosures Standard as published by the SSBJ.</p>	同 上
同 上	<p>保証に関する経過措置も議論いただきたい。(初年度は保証を義務付けず、次年度以降に保証を必須にするなど)</p>	同 上

以 上